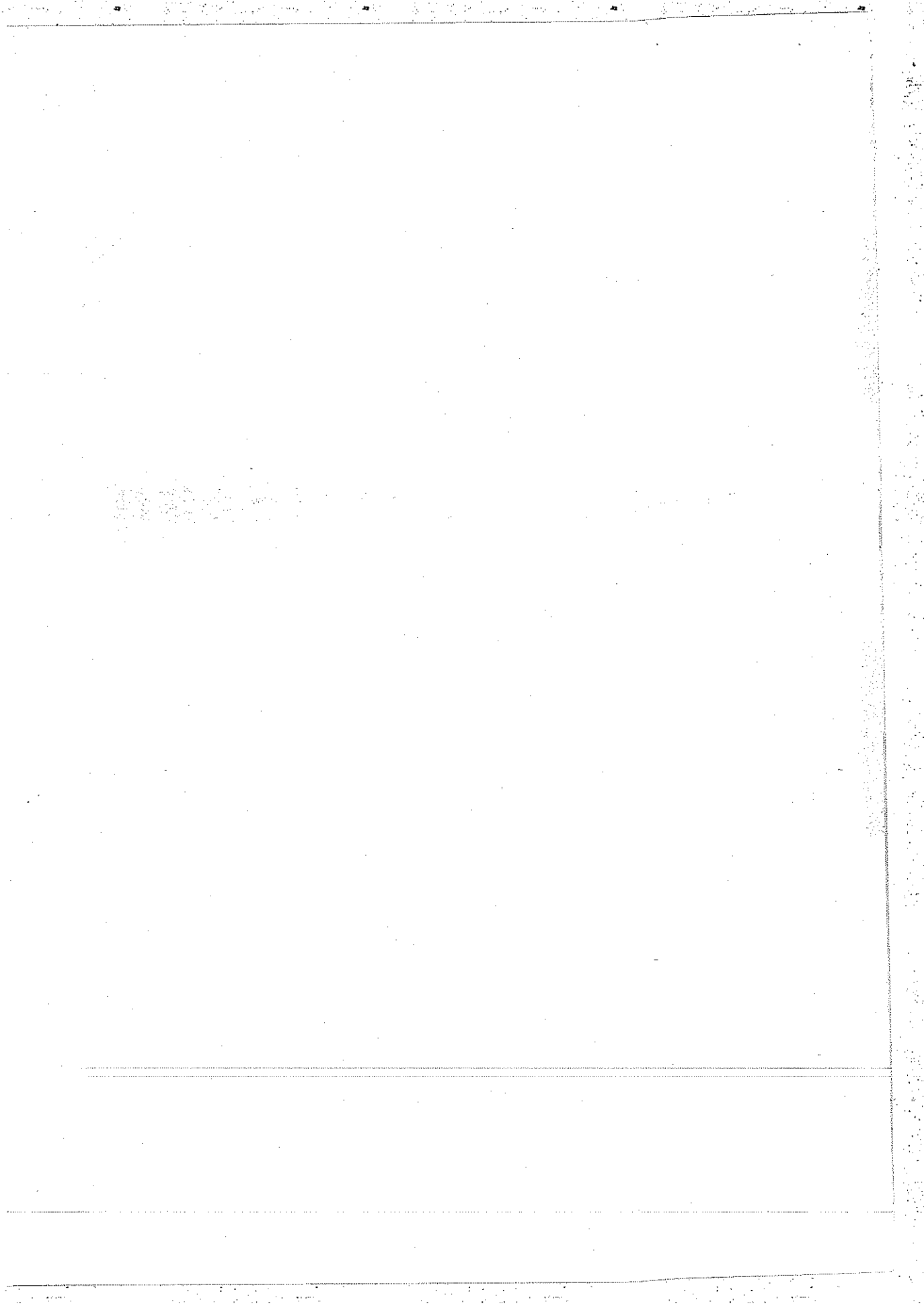


昭和48年 9 月26日開会
昭和48年10月 9 日閉会

和泉市議会第 3 回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



昭和48年9月26日(水曜日) 第1日

○出席議員、欠席議員	-----	1頁
○議事説明員その他	-----	1頁
○開会宣言(午前10時15分)	-----	4頁
○開会宣告	-----	4頁
○会議録署名議員の指名(藤原要馬君、勝部津喜枝君、成田秀益君)	-----	4頁
○市長開会挨拶	-----	4頁
○会期決定(9月26日~10月9日)	-----	5頁
○一般質問		
1番に16番 横田 憲治郎 君	-----	5~21頁
2番に 7番 田中 包治 君	-----	22~35頁
3番に20番 寺田 茂 君	-----	35~45頁
4番に18番 直村 静二 君	-----	45~60頁
○散会宣言(午後4時50分散会)	-----	60頁

昭和48年9月27日(木曜日) 第2日

○出席議員	-----	61頁
○議事説明員、その他	-----	61頁
○開会宣言(午前10時13分)	-----	63頁
○一般質問		
1番に18番 直村 静二 君	-----	64~82頁
2番に17番 山田 清二 君	-----	82~89頁
3番に25番 藤原 要馬 君	-----	89~102頁
4番に 3番 金沢 勝 君	-----	102~112頁
5番に13番 藤原 利一 君	-----	112~117頁
○散会宣言(午後4時52分)	-----	117頁

昭和48年10月1日(月曜日) 第3日

○出席議員、欠席議員	-----	119頁		
○議事説明員、その他	-----	119頁		
○議事日程	-----	122頁		
○開会宣言(午前10時25分)	-----	124頁		
○日程第1 和泉市総合基本構想の制定について(総務委員長報告)	-----	124頁		
○日程第2 用水路改修について請願(建設委員長報告)	} 括	-----124頁		
○日程第3 風致地区指定請願(建設委員長中間報告)				
○日程第4 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和47年度5月分)				
○日程第5 " (収入役扱昭和48年度5月分)	} 括	-----131頁		
○日程第6 " (収入役扱昭和48年度6月分)				
○日程第7 " (水道部企業出納員扱昭和48年度5月分)				
○日程第8 " (" 昭和48年度6月分)				
○日程第9 " (和泉市立病院企業出納員扱昭和48年度5月分)				
○日程第10 " (" 昭和48年度6月分)				
○日程第11 " (収入役扱昭和48年度7月分)				
○日程第12 " (" 昭和48年度8月分)				
○日程第13 " (水道部企業出納員扱昭和48年度7月分)				
○日程第14 " (和泉市立病院企業出納員扱昭和48年度7月分)				
○日程第15 " (" 昭和48年度8月分)				
○日程第16 定期監査結果報告について				
○日程第17 専決処分の承認を求めることについて(特別功労金の支給)			} 括	-----292頁
○日程第18 " (昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号))				
○日程第19 和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について			-----	306頁
○日程第20 和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	-----	314頁		
○日程第21 昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第3号)	-----	343頁		
○散会宣言(午後4時05分)	-----	430頁		

昭和48年10月2日(火曜日) 第4日

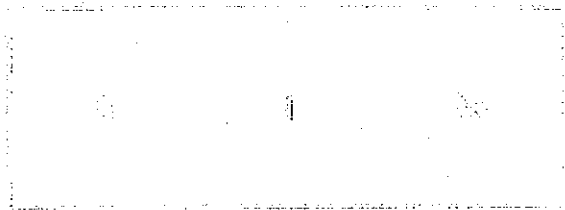
○出席議員、欠席議員	431頁
○議事説明員、その他	431頁
○議事日程	434頁
○開会宣言(午前10時48分)	435頁
○日程第1 昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	437頁
○日程第2 昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	441頁
○日程第3 昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	466頁
○日程第4 工事請負契約締結について(市立(仮称)緑ヶ丘保育園新築工事)	480頁
○日程第5 市道の路線の一部廃止について	482頁
○日程第6 昭和47年度和泉市水道事業会計決算認定について	487頁
○日程第7 昭和47年度和泉市病院事業会計決算認定について	563頁
○日程第8 妊娠と乳児の健康診査と出産費の無料化についての請願	637頁
○日程第9 金大中事件による国家主権侵害に対する政府の措置を求める決議	640頁
○日程追加 議長の辞職許可について	643頁
○日程追加 議長の選挙について	644頁
○散会宣言(午後2時35分)	644頁

昭和48年10月9日(火曜日) 第5日

○出席議員	645頁
○議事説明員、その他	646頁
○議事日程	647頁
○開会宣言(午前11時00分開議)	648頁
○日程第1 議長選挙について	648頁
○日程追加 副議長の辞職許可について	651頁
○日程追加 副議長の選挙について	653頁
○日程追加 常任委員会委員の辞職許可について	} 655頁 括
○日程追加 和泉市議会運営委員会委員の辞職許可について	
○日程追加 交通・公害対策委員会委員の辞職許可について	

○日程追加	開発事業対策委員会委員の辞職許可について	}	-----661頁
○日程追加	第2 版和国道特別委員会委員の辞職許可について		
○日程追加	和泉市立病院特別委員会委員の辞職許可について		
○日程追加	同和対策特別委員会委員の辞職許可について		
○日程追加	公園墓地設置委員会委員の辞職許可について		
○日程追加	常任委員会委員の選任について		
○日程追加	和泉市議会運営委員会委員の選任について		
○日程追加	交通、公害対策委員会委員の選任について		
○日程追加	開発事業対策委員会委員の選任について		
○日程追加	第2 版和国道特別委員会委員の選任について		
○日程追加	和泉市立病院特別委員会委員の選任について		
○日程追加	同和対策特別委員会委員の選任について		
○日程追加	公園墓地設置委員会委員の選任について		
○日程追加	泉北水道企業団議会議員の選挙について		
○日程追加	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について		
○市長あいさつ	-----		669頁
○議長あいさつ	-----		670頁
○閉会宣言(午後3時55分)	-----		670頁

第 1 日



昭和48年9月26日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	15番	上代卯之松君
2番	木下甲子三君	16番	横田憲治郎君
3番	金沢勝君	17番	山田清二君
5番	竹下義章君	18番	直村静二君
6番	柏音三郎君	19番	松尾千代一君
7番	田中包治君	20番	寺田茂君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	26番	勝部津喜枝君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

21番	柳瀬美樹君	22番	関戸正一君
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市	長	藤木秀夫	同和対策部長	佐原行雄	
助	兼水道部長事務取扱	役	辻忠夫	市民部長	小林一三
助	役	藤田利	産業衛生部長	宇沢清	
収	入	役	橋本炳	建設部長	中塚白
総	務	部長	坂口礼之助	病院長	岩崎峭

病院事務局長	竹内 潔	隣保館長	萩本啓介
消防長	和田増義	推進調整課長	生田 稔
総務部理事 (財務担当)	庄司 清	"	浅井隆介
総務部次長兼 市民税課長事務取扱	西川喜久	"	富田宏之
同和对策部次長兼推 進調整課長事務取扱	森 保	市民課長	田中二三夫
市民部次長兼保 険年金課長事務取扱	山本武雄	福祉課長	山村 昇
福祉事務所長 兼社会児童課長	内田 繁	商工課長	岩井益一
産業衛生部次長 兼農林課長事務取扱	山本俊兼	農林課参事	青木太郎
建設部次長 兼建築課長事務取扱	林 徳次	保健衛生課長	大宅清臣
水道部次長	田中 稔	保健衛生課参事 (診療所担当)	山本亮夫
病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠蔵	交通公害課長	吉田利秀
庶務課長	杉本弘文	計画課長	大浦行雄
企画課長	橋本昭夫	土木課長	中尾 宏
人事課長	門林六男	建築課参事	中上好美
財政課長	北野敦雄	区画整理事務所長	中西淳富
資産税課長	吉田日出男	開発課長	白川 保
納税課長	吉田種義	地区改良事務所長	逢野一郎
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	会計課長	片桐武雄

営 業 課 長	高 橋 新 平	教 育 次 長	乾 武 俊
工 務 課 長	福 本 喬 久	総 務 課 長	紀之定 藤与茂
浄 水 課 長	岸 本 孝 二	学 校 教 育 課 長	坂 口 雄 一
経 理 課 長	守 田 勇	指 導 課 長	吉 見 豊
業 務 課 長	藤 原 光 夫	社 会 教 育 課 長	広 岡 史 郎
消 防 次 長 兼 署 長	南 口 主 雄	学 校 教 育 課 参 事	角 谷 泰 夫
監 査 委 員	堀 田 徳 治	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 村 吉 堯
監 査 事 務 局 長	西 岡 正 志	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長 兼 用 地 当 理 事	西 川 武 雄
選 管 事 務 局 長	青 木 孝 之	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長 兼 用 地 第 1 課 長	吉 岡 昭 男
教 育 委 員 長	堀 内 由 延	土 地 開 発 公 社 総 務 課 長 兼 用 地 担 当 参 事	藤 原 永 一
教 育 長	葛 城 宗 一	土 地 開 発 公 社 用 地 第 2 課 長	宮 本 福 秀
教 育 次 長	阪 東 重 信		

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱記速託士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	井 谷 義 雄
次 長	北 野 丈 夫
調 査 係 長	大 塚 俊 昭
諺 事 係	西 垣 宏 高

和泉市議会第三回定例会

第 1 日 (9月26日)

< 午 前 の 部 >

(午前10時15分開議)

- 議長(松尾千代一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には公私何かとお忙しいところご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それではただいまより昭和48年和泉市議会第三回定例会を開会いたしたいと存じます。

本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を、局長が胃腸を悪くして入院しておりますので、次長より報告させます。何分、次長は不慣れのため、皆様方のご協力をよろしく願いたします。

(市会事務局次長報告)

- 市会事務局次長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいま出席の議員さんは19名でございます。欠席届け出のある議員さんはございません。遅刻届け出のある議員さんは吉川議員さん、出原議員さん2名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思っております。現在、19名でございます。

開 議

- 議長(松尾千代一君) ただいま報告の通り、19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(松尾千代一君) 本日の会議に先立ちまして、署名議員を25番、藤原要馬君、26番、勝部津喜枝君、29番、成田秀益君、以上8名の方をお願いいたしたいと存じます。

なお議場に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、ご了承を願います。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

(市長のあいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 本日、ここに昭和48年第三回定例会をお願い申し上げましたところ議員の皆様方におかれましては、公私何かとご繁忙の折にもかかわらずご出席いただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

今次定例会においてご提案申し上げます議案は、一般会計補正予算並びに国民健康保険事業特別会計補正予算、水道事業会計補正予算、病院事業会計補正予算の4件、条例案1件、専決処分の承認を求める報告2件及び監査報告8件でございます。

なお、会期中において一部追加議案をご提案させていただく予定をしておりますので、議案の内容につきましては、別途ご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議賜りましてご議決、ご承認下されますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

○

○ 議長（松尾千代一君） まだ残暑が相当きびしい折でございますので、暑い方は上衣をはずしていただき、ご自由にひとつお願いいたします。

○

○ 議長（松尾千代一君） この際、おはかりいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より10月9日までの14日間と決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本定例会の会期を本日より10月9日までの14日間と決定いたします。

○

○ 議長（松尾千代一君） それではただいまより一般質問に入ります。16番、横田憲治郎君。

○ 16番（横田憲治郎君） 一般質問の最初を承らせてさせていただきます。質問の要旨を端的に申し上げますので、各担当部課長並びに理事者の誠意と責任のある答弁をお願いいたします。

まず第1番目は教育行政について、最初に中学校の授業内容について、昨年度からクラブ活動が必修科目とされておりますけれども、これらの授業遂行上の施設設備等が全く不備なままです。現状を把握して見ると、1、2年生はほとんどやっておらず、3年生にのみ集中的な教育を施している。本来のこれらの授業効果、教育効果のうえから考えるならば、このような措置は、全くもってのほかと言わざるをえません。さらに体育館並びにその諸施設整備についても、何ら見るべき対策が昨年度よりできておられないわけですが、今後、どのような考え方、取り組み方でこれらの問題を措置されていこうとするのか、教育委員会の考え方を被聴願したいのであります。

さらに新しい中学校の建設によって施設の格差が見られるわけでありまして。たとえば言うならば、先ほどのクラブ活動に見られる体育館、講堂等の老田、片や新設校においては新校舎、

講堂あるいはそれに伴う諸設備等多様な格差が生じているのが実態であるように見ておるわけでありませけれども、教育の機会均等の精神からいっても、これらの格差是正は急務の措置でなからうかと思われま。これらに対する具体的な措置をお聞きいたしたいと思いま。

さらに小学校運営に多年にわたってPTA会計予算が、その運営経費を含めて使用されているわけでありませけれども、年間平均のPTA会計予算の規模が中学校が250万円から400万円、小中学校が150万円から200万円と言われておりますが、この父兄の税外負担解消は常に叫ばれ、また教育委員会も鋭意努力されているように承っております。ある程度の前進はなされておるやには思いまが、現場より要求されるより充実高度な教育効果を目標としたものに処するためには、公費でもって負担への長足の進歩が待たれるわけでありませけれども、毎回もお尋ねしているわけでありませが、今回は腹を据えてご答弁を願いたいと思いま。答弁しだいによっては、この件については具体的におうかがいしたいと思いま。

さらに国府小学校の場合を申し上げてみたいと思いまけれども、国府小学校の老旧校舎を改築し、新築校舎がすでに建設供用されているわけでありませけれども、すでに取り壊しがなされておられなければならない校舎が現在なお取り壊し作業中であるように承っておりますが、これらの措置、さらにこの跡地利用をどのように考えているのか、その点についてもおうかがいをしておきたいと思いま。

さらに本年4月から学童等傷害共済制度が実施されたわけでありませけれども、この運用の内容について、ちょうど中間であろうと思いまので、ご報告願いたい。

さらに広く社会教育の振興のために学校校庭を開放しなければならないという姿勢のもとにいままで言われてきたわけでありませけれども、管理体制の充実と相待って、広く勤労青少年の憩いの場のために前向きに取り組んでいく姿勢はないかどうか。現在、現場の校長先生等にすべて管理が任されているわけでありませけれども、健全な勤労青少年の身体を育成していくためにもこれらを開放すべきであろうと思いまけれども、これらに対する考え方をおうかがいいたしたいと思いま。

さらに幼稚園を含めて教育施設の営繕修理の迅速化を図っていただきたい。全くスローモーな状態でありませ。これらについても現況、どのような形式で行なっているのか、迅速化が図れないのかどうか、具体的な答弁をお願いしたいと思いま。

さらに小中学校の通学路の問題でありませが、これは数年前からスクールゾーンという形で、警察行政の中で消化されているように思いまけれども、通学路も教育施設の一貫なんだという教育長答弁もございましたが、当然であろうと思いま。このような立場から、定期的な通学路総点検がなされるべきであろうと思いまが、現状をいかにおうかがいいたしたいと思いま。

関係する問題で、国府小学校あるいは国府幼稚園が通学路として使っております通称小栗街道、府中・伯太線ではありますが、これが中央線の開通と相伴って、泉大津粉河線沿いの交差点が交通多繁の中、交通危険個所として脅威にさらされておるわけではありますが、これが歩道橋設置の父兄の動きがあるわけではありますが、これらに基本的に取り組んでいかねばならないと思いますが、これらについての考え方をおうかがいしておきたいと思ひます。

最後に幼稚園の建設計画をどのように考えているか、幼児教育の奨励あるいは就園率の向上等を市教委が常に言われているわけでありませうけれども、現在、公立の幼稚園は四園に過ぎません。本年度予算で南池田の幼稚園が併設されるやに聞いておりますけれども、毎年一園ぐらゐの増設では、いつ校区一園の併設で完備されるか、全く心もとないものであります。来年度予算に向かって鋭意努力されて、教力所の幼稚園新設の目標を持たねばならないと考えますが、これらについての考え方をおうかがいしたいと思ひます。

2番目、庁内管理についておうかがいいたします。まず最初に机、椅子等を含めた備品管理についてでありますけれども、監査委員の指摘事項に共通して出ておりましたので、さらに具体的におうかがいしたいと思ひます。

まず移転実態でありますけれども、全く把握されていないという指摘でありましたけれども、その理由やいかにおうかがいしたいと思ひます。

さらに使用不能措置についてでありますけれども、返納手続きをとっていないということでありますが、これは行政財産の管理の基本という立場からいっても全く出たらめであり、もつてのほかの姿であると断ぜざるをえません。これらの返納措置あるいはまた移動実態の把握等々の実態についておうかがいしたいと思ひます。

さらに過去3年間及び3年間でなくても結構ですが、近々の机、椅子、ロッカー等を含めた計器、備品等の新規購入実態あるいは返納措置等のデータ、そのようなものをお示し願ひたいと思ひます。

4番目に職員厚生会等々を擁しての食堂経営あるいは印刷センター等々が使用許可されておるわけでありませうけれども、これらの使用許可条件の内容をお示し願ひたい。使用料未納処分をその後、どのように措置されたのか、おうかがいをしておきたいと思ひます。

3番目、保育行政でございますが、保育所について、まず昭和49年度開設を目標に増設計画がどのように進められているのか、年度当初、新設を目標として市政方針にも市長は述べられておりますけれども、何處、どの位置に、どの程度の内容で、いわゆる時間的あるいは定員のうえから結構でございますから、来年度当初開設予定の増園計画をお示し願ひたいのと、今後の年次計画をどのように考えているのか、合わせておうかがいをしておきたいと思ひます。

さらに基本的な保育行政の姿勢を市長におうかがいしておきたいと思ひます。働く勤労家庭のために措置児を保育するという基本的な目的があるわけでありますけれども、その運用の問題についての中で一番問題になっているのは、保母さんの不足が推察されるわけでありますけれども、保育所の保母さんがほとんど産前産休等々あるいは生理休暇等々が取れない実態であるとも聞いておりますし、今後、増設等を考へて参りましたときに、保母の養成が急務の措置でなかろうかと思ひますけれども、これらを行政主体の中で養成、育成していく手筈を整へてはどうかと提案しつつ、その基本的な保育行政に取り組み姿勢をおうかがいしておきたいと思ひます。

その他、福祉行政について、若干おうかがいをいたします。福祉優先、全くその通りであります。これを軽視されて何の行政であろうと言わざるをえませんが、本市の場合、福祉事務所を中心にして福祉行政が遂行されているわけであります、まず、基本的に指摘申し上げるとするならば、全く貧弱な体制と言わざるをえません。身障あるいは精薄者、児童を含めて、それらに要する行政職員が現在、何名おるのか、担当部課長におうかがいをしたいのであります。が、現況の福祉行政の一切の運営を消化し切るには、現状の定数、定員の状態で満足なのかどうか、その点をまず最初におうかがいをしたいのであります。

さらにケースワーカーのごとであります、生活保護の関係でありますけれども、人口11万余を数える現状、さらにその内容的にもより適切、迅速な措置ができるように、さらに福利厚生を容易ならしめる本来の趣旨からいきましても、ケースワーカーの定員をふやすべきであると思ひますが、これは簡単にできるのかどうか。

さらに級地引き上げの問題でありますけれども、これも再三、本会議を通じて指摘をされておりますけれども、級地撤廃は当然のごとであらうと思ひますけれども、級地引き上げも当然であらうと思ひますが、これらに対してどのような努力がなされておるのかの現況、今後の目途をおうかがいしておきたいと思ひます。

さらに老人対策等々、細かいことはおうかがいいたしません、果して現在の福祉事務所、福祉課等々の職員で充足しているのかどうか、その点についてお答えを得て、これはまたおうかがいをしたいと思っております。

次に開発問題と通告しております関係について、最後に3点ばかりおうかがいいたします。まず第一、国鉄和泉府中駅前再開発事業でありますけれども、これがすでに計画が進行しているやに承っておりますが、どの程度に進行しているのか。そして、これが実施のための財政的措置をどのように見通されているのかどうか。さらに私企業に移転、転出等の考へ方をおうかがいしたい。さらに国鉄に対する交渉日程を含めてどのように進捗しているのかもおうかがい

いしておきたいと思います。

最後に開発公社の件で、一点のみにとどめておうかがいをしたいと思います。開発公社の多大な会計の運営があるわけでありますが、これらの監査は、どのような形式、機関で、どなたが行なっているのかどうか。そして、それはどのような形で公表されるのかどうか、また公表しないのか、その点について、全く端的におうかがいをしておきたいと思います。

以上、お答えをいただきまして、再質問させていただきたいと思っております。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 教育長（葛城宗一君） 私から当を得ない。大ざっぱなお答えになろうと思いますが、お答え申し上げたいと存じます。

常に教育に対して深いご理解、関心をいただくところでございます。まず第一点の中学校のクラブ活動必修化に伴う現在の欠点と申しますか、誠虚に実例を挙げ指摘されました。お説ごもっともでございまして、全学年を通じて、それぞれの子供の自主性を尊重し、クラブ教育を実施するのが本来の基本でございまして。

ところでご承知のように、大規模校では、お説のような弊害を持っております。運動部に属するクラブ員が、クラブ数が多くなれば一挙に運動場を使えない等の理由もございまして。したがって、学校の規模、施設設備の実情に伴って制限の形と相なる実情でございまして。

これらの問題につきましては本市のみに限らず、全国的な問題として、われわれ教育長協議会でもクラブの教育内容の改善に伴う予算措置、それらの具体的な方向付けを強く要請するところでございます。しかし、実施の段階に至る現在、教育課程の編成上においては、2週間に1時間は必ず実施することを条件とした中で、ご指摘のような制限をせざるをえない実情でございまして、これらの教育的な目的を十分配慮して今後、施設設備の充実に年次計画を立て、具体的に実施して参りたい、かよう考えるものでございます。

第二点の新設校と既設校の格差是正の問題でございまして、ご指摘ごもっともでございまして、近代校、新設校は将来を見通した施設を整え、より教育条件を満たすように配慮するところでございまして。したがって、既設校との格差が当然起きて参ります。これらの問題は、保護者、学校現場の校長からも常々要請されるところでございまして。

しかし、これの対策といたしましては、現在の木造校舎等については、努めて危険校舎としての認定を一日も早く受けて、その鉄筋化を図ることによって解消し、合わせて教材、備品等については、教育上支障のないようにその格差を是正するところでございまして。この点ご了解いただきたいと思います。

次にPTA会費の経常経費の実態等についてご指摘いただきました父兄負担の軽減から、P

P.T.A会費の当然、公費をもって負担すべきものについては、その経費を予算措置し、すっきりと公費負担を明確にしなければならない。かように考えるものでございます。

先般の議会でございましたか、勝部議員さんからこの点について強くご指摘をいただきました。本年8月末をめどに、国の基準に基づく学校教育費の総経費集計を行ない、かつ学校ごとのP.T.A会費の内訳分析、決算分析を行なったわけでございます。これによりますと、現在たとえば中学校7校ございますが、給食費を含めてP.T.A会費として徴収された金額が8,466万2千円でございます。このうちで当然、給食費の5,574万9千円も包含されているわけですが、これらは当然、子供にはね返る教材消耗品のものが多く含まれております。これらは当然、公費をもって負担すべきものだと、分析の要領に基づいて認定されるものが7百万円余含まれてる実態でございます。さらに細かくその決算の実態を見きわめまして、この経費負担の軽減に努力し、当然、公費負担すべきものは予算措置をして参りたい、かように考えるものでございます。

次に国府小学校の跡地利用の問題でご指摘をいただきましたが、これらのマンモス校の解消を目ざして危険の認定を受け、増築を行ないながら、1年余にわたってその利用を図って参りましたが、現在、取りこわし作業中でございます。

この跡地につきましては、学校全体の計画としては将来、どうしてもこの地域の開発行為から勘案いたしまして、1,600名規模の学校となるであろうという想定の上で、全体計画ではあの跡地に12教室の鉄筋校舎を建てるという計画をいたしております。現在では、1,100人余の児童数でございます。特殊養護教育を含めて82学級をもって編成いたしております。これらの社会増等を勘案して、跡地にはどうしても校舎を位置付けて参りたい。その間の当面の措置としては、整地して小学校クラブ活動の小グラウンドとして活用を図って参りたい。かように考えるのでございます。

第5点目の学校共済の実施後の内容でございますが、これは詳細、その適用いたした内容の数字につきましては、所管の課長からお答え申し上げたいと思います。

次に各学校校庭の開放について深い関心をいただき、お説の通り、週休2日制等が学校でも実施されるかのような動向の中で、将来、社会教育施設をいかに充実していくかが当面の課題であろうと深い関心を寄せるものでございます。当面の措置として、努めて現在校を努めて開放するように、本年度当初の校長会においても校長に指示したところでございます。

そこで開放するに当たりましてはご賢察の通り、指導者と管理人が問題になるわけでございまして、その体育を指導する体育指導員をどうしても社会教育内に位置付け、合わせて各学校には放課後の開放に伴う管理人の位置付けは必要となるであろうと考えるのでございます。ご

趣旨に応じて現行の社会の動態等を勘案いたしまして、各学校の運動場、体育館の一般開放を目ざし、指導者の位置付け等に努めて参りたい、かよう考えるのでございます。

次の宮繕修理の迅速化についてのご指摘でございますが、現行制度のうえでは、予算措置後それぞれ現場を見きわめ、所管の建設部に委託し、設計施工という形に相なってるしだいでございます。私のほうの総務課にも、課長代理をして常に学校現場、工事現場を巡視させ、所管する建設部とも密接に連繫を保ち、その迅速を図るように努めるところでございますが、とかく、その批判、ご指摘をいただくことを常といたしております。今後、これらの問題につきましましては、理想としては、委員会内にその迅速を期するような職員配置等をするのが望ましいと考えるのでございますが、現行、幾多の問題を抱える中ではそれもなし難いであろう。したがって、私のほうも担当して、その迅速を期するように建設部のまた積極的なご協力をいただけるように緊密な連繫を保って努めて参りたい、かよう考えるものでございます。

次の通学路の定期的な検査ということでございますが、通学路対策は、現況の交通事情から当然のことと踏まえ、配慮するところでございます。現在、行なわれております秋の交通月間を利用して、各学校ごとにその実態を調査するように、過日の校長会でも指示したところでございますけれども、今後、さらにこれらの通学路条件等も総合的に点検いたしまして、その対策を具体的に樹立して参りたい、かよう考えるものでございます。

泉大津粉河線についての通行調査は、去る六月に行ないました。その交通事情等の実態を所管交通公害課に送付、報告いたし、父兄の要望される陸橋等の設置については、交通公害課に私のほうから申し上げてる事情でございます。この点ご賢察いただきたいと思います。

最後の幼稚園の建設計画でございますが、昨年、学制発布百年を迎えまして、就学前教育については、非常に深い関心が高まって参りました。合わせて国の中教審の答申の中でも幼児教育の必要性が強調されて参りました。しかし、その国の施策がいつ実施されるかが、現状の社会情勢では待ち切れない実態でございます。本年度、幸に一園を位置付けることにいたしました。現在、謙虚に申し上げまして、本市の就学前1年の就園率は55%強でございます。大阪府平均の就園率が85%を上回っております。1日も早く希望する5歳児全員を収容できるように対策を立てなければならぬ。しかし、そこには私立幼稚園との競争問題あるいはまた父兄負担等の軽減問題も勘案いたしまして、目下検討するものでございます。

本年度一園設置でございますが、さらに小学校の校舎等の利用によって開設できるもの等については来年4月を目ざして2園計画しておるところでございます。さらに来年度から3カ年計画で就学1年前希望者を全員収容できるように対策を立てて参りたい、かよう考えるのでご

ございます。

一応、私から大ざっぱではございましたが、基本的な考え方についてお答え申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 教育委員会学校教育課参事（角谷泰夫君） 先の学童共済の現況につきまして、ご報告申し上げます。

小学校の加入数9,658名、90.7%、中学校3,137名、71.2%の加入となっております。見舞い金の給付件数は、大体9月10日現在、7等級、すなわち1週間以上の傷害に対して12件、6等級、1カ月以上の傷害に対して7件、5等級、2カ月以上が3件、以上22件、314,000円を支給しております。

なおまた、死亡事件が夏休み中に1件ございまして、現在、請求の書類を準備中でございます。

以上のような状況でございます。

- 議長（松尾千代一君） 次の答弁。
- 会計課長代理（坂田平之君） 当を得たお答えができないかと思いますが、ご了承願いたいと思います。

備品管理につきましては、備品購入の備品カードを2通つくり、本カードは会計課で保管し副補助カードを各課の庶務担当者が保管する形になっております。机、椅子等の保管につきましては、上司の命によりまして、物品出納員を各課に置いております。各課の物品出納員の届け出により、私ども会計課で本書の補助カードを整理しておるしだいでございます。

また監査のご指摘の通り、備品管理について十分でないという認識を得、遅まきながら現在各課の備品カードと計器、備品等を照合しておるしだいでございます。

使用不能の返納手続きについてでございますが、各課において使用不能の備品があれば、返納届け出書等により、私のほうの会計課の備品担当者まで届け出させていただくことになっておりまして、それに基づき私どもの備品カードを整理しております。特に学校等の備品管理につきましては、期末ごとに整理したいと考えております。教頭会、校長会等にも出席いたしまして再三、会計課としての考え方を伝えておるしだいでございます。

第3点目の計器備品の購入実態でございますが、いま、私の手元に書類、資料がございませんで、後日の機会にお答えしたい、かよう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 次の答弁。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは庁内管理の問題について、私からお答えしたいと思います。

現在、本庁内におきまして、行政財産として使用の許可をしておるのは、先ほど指摘ございました食堂の関係と、印刷業務の関係と2件でございます。食堂の運営等については、職員厚生会に一切を委託してやって参っておりますので、そのような関係から、食堂については、職員厚生会に使用を許しておる現状でございます。

使用期間につきましては、現在の使用許可条件では、47年6月12日に許可いたし、昭和50年3月31日までの期間を設定して許可しております。

使用料につきましては、免除いたしてございます。ただし、食堂運営に必要な水道料とか、ガス使用料金につきましては、その使用料金を食堂経営者から徴収しておる実態でございます。

それから印刷業務の関係につきましては、ご承知の通り、一般的な外注印刷は別にして、庁内で従来、職員が行なっておりましたコピーとか、簡単な印刷製本等を一括して年間契約して業者に委託してやらせてございます。その関係で一部をこれも同じく行政財産でございますので、使用許可をいたしております。これは毎年4月1日から1カ年間の使用期間を定めその都度許可をしておるわけでございます。

使用料につきましては、光熱水費等の負担を含めまして、月額5,000円をいただいております。未納云々の問題でございますが、当初、スタートした段階で使用料の決定が少し遅れておりましたが、昨年7月にすべて収納してございまして、さらに昨年7月から本年8月までの分についても、前納という形で全部いただいております。したがって、現在は未納はございません。

以上、簡単でございますが、庁内における貸与しておる物件の内容についてご説明申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 第8点、第4点の保育行政、福祉行政についてお答えいたします。

まず、昭和49年度開園の計画でございますが、現在、計画しておりますのは、47年度から事業繰り越しいたしました仮称、旭保育園並びに予算措置等お願いしております緑ヶ丘保育園、それから今回の本会議に債務負担行為の形をお願いしております仮称、国府第2の3園が49年度4月開園の計画でございます。

場所はどこかということでございますが、旭につきましては、府道の泉南線沿い、緑ヶ丘につきましては団地内小学校の北側、国府第2につきましては現在、開発公社が所有しております旧庁舎前の道路から森田紡績に入ったところでございます。詳しい地番は調べてございませんが、場所はそこでございます。

今後の年次計画の考え方ということでございますが、大規模住宅団地の開発に伴って当然、それら入居される住民の方々もさることながら、現在の16園中の11園につきましては、市

政施行前の古い保育所でございます。したがって、これらの保育園についても、抜本的な計画を立て、国と協議のうえ、年次割りの整備計画を現在策定中でございますので、策定後、所管委員会等のご協議を願い市の方針として確定していきたいということでございます。

なおその中に含めて第2点の基本的保育行政の考え方、保母の確保というか、養成の問題点等も含めてございますが、当然、市単独でということになりますと、近隣都市との関係もございまして、広い見地あるいは市でとるべき措置等も保育行政の総合的な計画の中に考え方として導入しておりますので現在、検討中でございます。

それから4点目の福祉行政につきましては、第1点の福祉対策といたしましては、身体障害者並びに精神薄弱者、児の担当者でございますけれども、現在組織上、若干問題もございまして、と言いますのは、現在の福祉事務所に社会児童課と福祉課の2課あるわけですが、これらの業務は2課にまたがっておりますので、その整備等の必要性も生じております。現在、全庁的な中で企画課等にも資料を提起し、鋭意それぞれの問題点について改正いたすべく協議中でございます。

第2点のケースワーカーの問題でございますが、それらの機構整備等の中で含めまして、決して現行の体制で満足ということではございませんので、抜本的な機構整備の中で対処していきたいということで、同時にこの問題も提起してございます。

それから級地の引き上げにつきましては、先般来、議会で答弁申し上げましたが、一般的な資料と言えは地方交付税の算定資料で、私どもの立場としては、いわゆる生活圏の現況ということで、近隣市町村等の状況あるいは市民生活の状況等を図面並びにそういったものにして過般、市長名で知事あてに級地の引き上げを府自身も取り上げて国に強く呼びかけてくれということを公文書で府の民生部にあけてございます。

その見通してございますが、今秋にも結果が出るという回答を民生総務課長から返事をいただいておりますが、具体的な結論についてはまだ正式にはいただいてございません。

それから福祉対策の人員の増強ということでございますが、これらの問題についても、先ほど申し上げた福祉事務所のあり方ということで、現在の福祉事務所の所管する業務の円滑化並びに省力化の方向でいろんな諸問題を提起し、企画化を中心にして庁内協議をかきねております。現在、そういった諸問題については検討中でございます。

以上、簡単ですが、答弁させていただきます。

○ 議長（松尾千代一君） 次、建設部長。

○ 建設部長（中塚白君） 第5点の開発問題については、結論から申し上げまして現在、その全ぼうを明らかにできる段階までは至ってございません。と申し上げますのは現在、マスター

プランをつくる一つの資料といたしまして、前段の策としての調査等に入っております。これである程度の叩き台ができ、お答えができるかと存じますが、現実はそのようなことではないかと存じます。

なお一番問題がございます国鉄とのおれ合いにつきましては、一応話し合いをしておりますが、いろいろな諸問題があって一挙に解決するわけには参りません。

それと財源の問題でございますが、計画の策定がなされてないと果してその事業費がどの程度になるか、ご承知のように再開発は市の公共事業だけではなく、民間の資本が導入されます。そういうかね合いもございますので、ある程度の計画策定の段階において再度詳細にご説明申し上げたい、かように存じます。

以上です。

- 議長（松尾千代一君） 次の答弁。
- 土地開発公社事務局長（西川武雄君） 開発公社の監査等の問題につきまして、ご答弁を申し上げます。

監査の方法でございますが、本年4月1日から開発協会が開発公社と組織変更をいたしまして、それらの業務執行状況の監査につきましては、一応、10月と決算の2回監査を受ける方法で進めております。

それから監事の職にあるものでございますが、水道部長の職にある者と、市議会事務局長の職にある者を市長から任命いたしております。現在、水道部長が空席でございますので、監事1名が欠員となっております。

それから公表の方法でございますが、毎年度事業終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表損益計算書、事業報告書等を作成いたしまして監事の監査を受け、なお意見書を付けて市長に提出いたしております。この公報から提出した関係書類につきましては市長が次期議会に報告致しております。

以上でございます。

- 16番（横田憲治郎君） 教育の関係で再度、おうかがいをしておきたいことがあります。まず、中学校のクラブ活動の必修課目への問題で、内容が伴っていないことについては年次計画が出て具体的にやっていると最初から言うてはりますが、聞くたびにそない言うてくれはりますが、どの程度の目標で年次計画を立てられる見通しを持っていらっしゃるのか。上部管庁との関係もあり、簡単にはいかんと思いますが、努力目標として教育長の所信をおうかがいしておきたい。

それと学校の施設格差の問題ですが、いろいろな問題があつて一概には言えんかもしれませんが、便所一つ取り上げても、郷荘中学はまだ3年生はおらず、3年生が入ったら若干変わるで

しょうが、便器一つに対して4人、片や和泉中学校では、便器1つに対して30人、4対30という。これのみならず、机、椅子に至るまでいろんな問題があります。これは一ぺんにはいかんと思う。古い既設校から分離されてさびびになる。当然、古い中学校はいままでのもも使えるものもありますから、すぐに一緒にはできませんと思いますが、内容的には同じ考え方で改善に鋭意努力されるのは当然であろうと思いますので、これについても強方に要望にとどめておきます。

それとPTA会計ですが、そちらさんのお調べによると、給食費等も含めいろいろ差し引きして700万円ぐらいは当然公費負担だとのお答えであったけれども、この実態把握は甘いと思う。具体的にここで論議しようとは思いませんが、700万円というならば、それでも結構です。いわゆる基本的にそれらの税外負担解消を、どういう目標をもって年次的にやろうとしているのか、そこまで突っ込んでおうかがいしておきたいと思います。

それと幼稚園については、本年度一園段取りし、来年度に二園開設できる。そして3年計画で就学前1年全収容を目標という具体的な答弁をいただきましたが、たしかめておきたいが、来年度当初から3園併設可能なんですか。それだけ教育委員会から再答弁して下さい。

次に庁内管理の問題でございますが、形式的な現況を会計からお答えいただいたのみにとどまったわけですが、私のおうかがいしたいのは、なぜ移動実態が把握されないのか。市長、行政財産管理のイロハのイ、基本ですよ。大きいもんやったらカチンと条例、規則でやるが、これだって規則でちゃんと定められているのに、なぜその通りできないか。備品管理の直接の責任は誰ですか。その理由をお聞きしているのと、返納措置等どのようにされてるのか。またその手続きも適切にされているのか。小さな問題かも知れませんが、これは財産管理の基本、出発点なんですから、市民から多大な批判を受けてますよ。また受けて当然であろうと思います。その理由と責任の所在を明らかにしていただきたい。データ等については今回は結構ですが、庁内管理については、この問題だけはっきりと責任ある答弁をお願いしたいと思います。

保育行政で答弁いただきましたが、年次計画とかではお答え願えなかったのですが、差しづめ緑ヶ丘、旭、園府第二ですか、内容的にどうなんですか。部長からお答えをいただけなかったもので、それをおうかがいしたい。時間的な問題、定数、措置児の年令的な問題等について再度、簡単に結構ですからおうかがいしておきたいと思います。

それと福祉行政について、市長にも名指しで最初に質問申し上げておきましたが、身体障害者や精神薄弱者、児に対して、どのような診断、福祉事業としてどのようにしていってあげよう、また、していかなければならないと考えているのか。そこらが基本的に私は問題だろうと思うんです。ただ上級機関の制度、その他を運営するために職員を配置したらええんやという

ことできてた。しかし、いろいろと具体的な施策があるわけです。たとえば身体障害者でも軽度の人に対しては、社会復帰を容易ならしめるための施設、適切な指導も必要でしょう。また子供さんについては、在宅で勉強させてあげるという方途も開いてあげなければならないでしょうが、そのような具体的な施策が見られない。お気の毒な人たちに施していこうとするならば、それなりの姿勢、体制が逐次なされていって当然であろうと思う。既存の制度やら行政を運営、消化していくためにだけ配置している。

あなたの市政方針では、それら恵まれない方に対して鋭意力を出していきたいと述べられ、8月の一般質問でも民生市民関係の手薄な実態を述べ、お願い申し上げました。企画で検討するんだという部長のお答えをいただきましたが、いつを目標に、それらの行政を密ならしめるための検討をしていこうとされるのか、はっきりと基盤整備の目標を示していただければ今年8月の当初予算議会の市政方針で述べられたことを頭において具体化していくのが基本ではないかと思う。そういうことから誠意あるお答えをいただかなければいけないと思います。

それから最後に府中駅前の再開発、これも市政方針で市長が高々と述べられたわけです。これはいろいろと計画の進行途上で公表できる段階ではないということについては一応、了としますけれども、やはり和泉市の表玄関、顔の再開発には目標があると思うんです。だから、今年度当初に市長がこの開発計画を進めていくと語ってきたから、それではどんだけ進んでるか、半年たってるから聞いたわけで、具体的なことは聞けなんだろう、基本的な骨組み、考え方をおうかがいしたいと思います。

それと開発公社の問題ですが、10月と4月に監査やって、それを理事長、いわゆる市長に報告して議会に出すというが、これは水道部長、議会事務局長が、どういう定款なり、運営規則等で決められてるんですか、この点もう一ぺん突っ込んでお聞きしたい。

それと傷害保険制度やけど、自転車というのは交通機関に入るのか、入らんのかの見解だけ。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げたいと思います。

クラブ活動の年次計画の具体化ということですが、本年度当初に小学校一校当たり15万円、中学校30万円のクラブ活動費を計上いたしました。大規模校においては、学年全部に与えらるるとクラブ数が多くなって実施不可能だという指導上の原因があるわけでございますが、努めて施設設備の充実を一挙に図ることは至難でございます。したがって、教材教具の整備につきましては、早急に充足して参りたい。学校の実情について、クラブ活動の指導上支障がないかどうか、十分実態をにぎり、遅くとも来年度には充実をして参りたい、かよう考えます。

P.T.A会費の再度のご指摘、47年度決算を分析し、当然、市費負担にすべきもの等、詳細に分析しておるしだいでございますが、文部省奨励によって分析した結果の中学校の例を申し

上げました。さらに将来を目ざして、より義務教育の無償を前提とした配慮も加え検討し、予算にはっきりと位置付けて参りたい、かよう考えます。

最後に幼稚園の建設問題についての再度のご指摘でございますが、南池田校区に一園、当初予算でご講決いただきました。二園を予定しておりますのは、現在の実態は保育制度に乗った幼稚園化を図られて参りましたが、これを本来の学校教育法に基づく幼稚園化を図り、それぞれ福祉児策等との両立を図っていかなければならないという上司の考え方も合わせまして来年度、南松尾、横山小学校に既設校舎を活用して幼稚園化を図って参りたい。さらに市全域にわたって計画しておりますが、国のほうでも、われわれは来年度からと要望するところでございますが、50年度からは、義務教育並みの設備に対する国産助成がおそらく位置付けられるであろう、また位置付けてもらわなければ、われわれ地方自治体の超過負担問題もからみ、強く国と取り組むところでございます。組織をもって取り組んでおります。したがって、3年計画で小学校に併設できるものはして参りますけれども、できないところが多々ございますので新設し、希望者全員収容できるように対処していきたい計画を目下、検討中でございます。その点ご理解いただきたいと思ひます。

- 学校教育課参事（角谷泰夫君） 学童共済の自転車の取り扱いでございますが、児童、生徒が自転車を遊具として使用しているか、また交通の用具として使用しているかにつきましては種々複雑なケースがございます。以前より実施されております交通傷害保険の適用となっております。これは道路交通法適用上の道路上においてたとえば遊んでおるケースであっても適用されておりますので、本制度発足のときから適用除外をいたしております。

なお交通傷害保険の適用外の自転車利用がままあります。たとえば、全く学校の校庭内での自転車で遊んでいる、また神社等の境内でどこへ行く目的もなく遊んでいるといった場合には交通傷害保険の適用外となっておりますので学童共済のほうで適用したいと考えております。個々のケースにより種々検討の余地がございます。

以上のような内容でございます。

- 総務部長（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

物品の移動実態等の把握あるいは不用物品の返納手続きがスムーズに行なわれていないというご指摘でございますが、監査委員さんからのご指摘をいただき、非常に反省しておるしだいでございます。

現在、物品の保管出納等につきましては、総括的には会計課長にその責任を賦課しておるわけでございますけれども、各課それぞれに配置しております物品につきましては当然、その主管課長が責任を持って保管し、その移動状況等を掌握しておらなければいけないわけなんです。

それが現実の問題といたしまして、不用物品等については、会計課長に返納する、あるいは移動を行なった場合についても、その移動状況は会計課長に報告せよということは、財務規則等に規定されております。その規定等を各課の責任者が十分に行なっておらないのが実態と言わざるをえないと思います。このご指摘を受けまして今後、私たちのほうでも、物品取り扱いの規則、内容等について、さらにそれぞれの担当主管課長あるいは庶務担当職員等に対して、よく財務規則等の再勉強をし、厳守し、規則、規定に則った管理を行なっていくように襟を正してやっていきたいと思っております。従来、このような状態になっておることにつきましては、当然総括しておる担当のほうで、これらの規定通り行なわれておらない点をもっともっと強力にチェックしていくべきであると反省しておるわけでございます。

以上のようなことでございますので、よろしくご了解をお願いいたします。

- 16番(横田憲治郎君) 原田は職員、管理職を含めて配置転換がありますね。そのときの机、椅子、ロッカー等の移動によって実態把握ができないと推察するわけなんですけど、これは小さい問題とは言え、大事なことです。ただいままでずぼらやった、抜かったんや、指摘を受けたのできちんとやっていきまっさということではなく、なぜそうなるのかという原因を掘り下げて、あるべききちんとした管理をしていってもらわんと困ると思うんです。その点の実態をもう一回お聞きしたいのと、もう1つは、いまの部長の再度の答弁で答えがなかったが、いわゆる廃棄処理をどのようにしているのか。たとえば机、椅子、その他いろいろあるが、使えないものをどのように処分しているのか。雨ざらしで放ったらかし、市民さんが役所へきて、たまたまそれを見て、もったいないなと思う。廃棄処理をどのように誰が決済するのか、その点も合わせて、細かいことを突っくようですが、本件の一応の結論になりますので、おうかがいしたいと思います。

- 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

いわゆる善良な物品管理を阻害している1つの要因として、職員の異動等に伴っての机、椅子あるいはロッカー等が、異動に伴って持ち歩きされているところに原因があるんじゃないかというご指摘を受けましたが、それもたしかに1つの原因だと存じます。1番当初の考え方といたしましては、机は一応全部、規格品を入れてましたが、異動があっても机はそのままにして、赴任先の机を使って下さいということで進めて参ったのでございますが、非常に長年使っておる机に愛着がございますので、つい持っていく。そういうことから、それに伴って物品の移動が現実の問題として、帳簿上に正しくその通り警備されておらず、混乱を招いている1つの大きな原因かと反省しております。これらの点についても今後、十分改善の方向へ検討して参りたい。

それから不用物品につきましては、それぞれ使用していた各課から会計課に返納するようにいたしております。会計課でその物品の再使用ができるかどうかの判断を下し、再使用できるものにつきましては、必要な個所に配置配分する方法をとっておりますが、不用品と判断された場合は廃棄処分とし、一応、売却する建て前をとっておるわけなんです。その建て前通り行なわれずに、不用のものでも廃棄処分を怠って野ざらしにされてるという面もお目にとまったようでございまして、まことに物品管理総体についてのご指摘につきましては痛み入ります。よくご指摘の点を心いたしまして、この際、物品管理につきましては、抜本的に管理体制を整えるべく努力いたしたいと存じますので、よろしくご了解をお願いしておきます。

- 市民部長（小林一三君） それでは市民部関係の再質問、保育三園の内容でございまして、いずれも零歳から5歳の保育で、旭保育園は定員120人、緑ヶ丘120人、国府第2は100名を予定しております。

第2点の機構の整備等はいつかということですが、現在協議中でございますが、49年度4月実施を目標として協議してございます。

- 1.6番（横田憲治郎君） 零歳から5歳まで、いわゆる零歳は何名とか、ワクがあるんでしょう。
- 市民部長（小林一三君） 現在国、府の指導では、大体、定数の3割は3歳未満児という線に沿ってセットさせていただいてます。
- 助役（藤田 利君） 心身障害者に対する行政の進め方のご指摘についてお答え申し上げます。

ただいま横田議員さんからのご指摘はいちいちごもっともでございまして、当市として単独で大きなものはございません。国、府の制度を適用したもので、乗ったものばかりでございます。しかし強いて言えば、心身障害者に対する見舞い金制度、この当初予算において制度を拡大し、20歳以上に適用したことでございます。

なおご指摘の心身障害者の福祉施設はどうかということですが、目下のところ大阪府の施設に依存している状況でございますが、たとえば憩いの場あるいは集会場と申しますが、そういった施設も当然、考えなければいけないと思っております。抜本的な基本方針を定め、所管の委員会とよくご協議申し上げ、漸次、具体化を図っていきたい、かように存じております。

- 建設部長（中塚 白君） ご指摘の通り、基本構想を持たずにはやってございません。まことに味のないお答えを申し上げたこととお詫びいたします。ご承知のように府中駅前は公共用地が非常に少なく、駐車場の問題、駅前広場等の公共用地も合わせて市の顔でございます。市

の額にふさわしい形のものにしていきたい。道路等の整備も必要でございまして、今後の叩き台をこしらえたうえでいろいろのご批判を仰ぎたい、かように存じます。

- 公社事務局長（西川武雄君） 公社の監事任命の方法等でございますが、土地開発公社の定款の第6条で監事は2名と規定しております。

それから第7条で役員職務並びに権限の問題でございますが、監事は民法第59条の職務を行なうと規定しております。

それから第8条では、役員任命、理事及び監事は和泉市長が任命すると規定しております。

この中で先ほどご指摘の監事については、定款云々のご指摘がありましたので、現時点で規定しております。

- 16番（横田憲治郎君） 最後の問題ですが、理事長たる市長におうかがいしなければならぬのですが、とかくいろんな風聞のある中で、監査は厳密にやらねばならないし、また定められた公表は当然であろうと思う中で、市長は任命権を持ってるわけです。やはり妥当権を欠くんじゃないかと思うんですけど、これを変える意思はありませんか。

- 市長（藤木秀夫君） これにつきましては、監査委員さんをお願いしていきたいと思っております。

- 16番（横田憲治郎君） 市の監査委員に開発公社の監査をゆだねたいと検討しているということですか。

- 公社事務局長（西川武雄君） 市の監査委員の監査の問題でございますが、地方自治法第199条第6項で「当該普通地方公共団体が出資しているもので政会で定めるもの及び当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものについて」は監査することができる。という項がありますが、市の監査委員の監査につきましては、必要がある都度、監査ができると解釈しております。

以上でございます。

- 16番（横田憲治郎君） ありがとうございます。終わります。

- 議長（松尾千代一君） 横田君の質問が終わりました。時間ですので昼食にしたいと思いますので、1時間休憩いたします。

（11時53分休憩）

(午後1時10分再開)

○ 議長(松尾千代一君) それでは午前中に引き続き一般質問を行ないます。7番、田中包治議員。

○ 7番(田中包治君) 一応、3つの問題につきまして、一般質問をいたしたいと考えております。

まず第1点、私も1年間、市の行政に議員としてタッチいたしましてから痛切に感じましたのは、市の行政が条例なり、規則なりを軽視する傾向があるということですが、もう1つは、各部署が何かしら統一化されておられない。市の統一的なる行政が行なわれてないのが現状ではなからうかと考えております。

そういう立場から質問したいことがありますけれども、まず最初に、去る臨時議会で私の質問したことについて抹消ということがありましたので、臨時議会のことを再度、質問いたしたいと考えております。

まず第1点として人事の管理問題、俗に言えば労務政策の問題と思っておりますけれども、服務規定の第10条、それから勤務時間に関する第2条が現在、廃案になっておる、実際問題としては、これが有効化されていないのではないかと考えます。これは会社であれば就業規則であり、労働基準監督署に届け出て設定するのが手続きでございます。もし、これが実際運用されていないとするならば、労働組合との協定があると思えます。特に公務員ですから、タッチしたくないと思っておりますけれども、協定があると思えます。普通の会社ならば、労働協約に基づいて、これが優先しますから、必然的にこの問題が出てくるわけですが、市の場合どうなるかはっきりしません。一応、職員組合との協定、協約がない場合はどうなっておるのか。これについて勤務時間等に関する条例第2条に「職員の勤務は一週44時間とする。市長が認めた場合は48時間の勤務を行なう」という規定がある。いわゆる勤務条例第2条、服務規定第10条が廃案となった場合、実際効力がないものとするならば、いわゆる勤務条例の改正が当然であると思えます。この条例改正を経ずして、ほかおカむりにおいて現在行なっている市政のあり方については、根本的に改める必要があるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

もう1つは保育行政と保母の労働条件、特に労働基本権の問題から質していきたいと思えます。保育行政の一本化、いわゆる市民平等の原則からいけば、和泉市政がとる保育行政というもの、一本化されなくてははいけないと思えます。それが場所によっては零歳保育から5歳まで、場所によっては5歳、こういう統制のない保育行政をやっているのが現実だと思えます。これに働く保母の問題にいたしましても、山間部における保母の大体の保育時間は、9時から3時が常識となっております。ところが2、3カ所においては、7時45分から18時ま

での労働をしておる。この場合、どういう方法で、どういう労働条件でやっておるのか。特に問題になるのは、保母の作業ダイヤの編成をどういうふうにやっておるのか。2部制なら、どういふ勤務体制を敷いておるのか。

特に保母と看護婦は非常に労働条件が悪いので志願者がない。保母はたいいの人は短大を出ておられますし、看護婦にしても、高等学校を卒業して1年間の学校教育の中でやられておられますけれども、こういう人々の労働条件についてどう考えておるのか。

また、保育行政にしても、明日の保育の準備等のために、8時に終わったならば、2時間あるいはそれ相当の時間がそれに充てられるが、2交代制のところについては、こういう問題はどうかしておるのか。それから保母の休憩、休息はどうか取れるのか。また、その間の園児の措置をどう管理しているのか、この点について特に質問したいと思います。

次に道路行政についてでございますけれども、内田、中村線及び内田引込線の問題についてまず質問したいと思います。

内田、中村線につきましては、村制当時に北松尾村と岸和田市との間に開通するという協定に基づいて、あの道路が付いたわけでございます。そして、和泉市ができたとき、合併条件でこの道路の開通を図ったわけでありますけれども、岸和田市は全部約束通りしておるけれどもわずか200メートルか300メートルのところなぜできないのか、この点について、特に質問いたしたいと思います。

もう1つは引込線。これはいまの建設部長がご存知だと思いますけれども、いまの郵便局の前からわずか200メートルの道を付けたと思います。私も町内会の役員をしておった当時でございますのでよく知っておりますけれども、この道を付けた原因、そして、現在の管理をどういふふうにしておるのか。当事者がおりますからはっきりとした見解を述べてもらいたいと思います。

それから松尾街道と土地開発の問題ですが、ご存知の通り、松尾街道はわずか6メートルの道が1本しかございません。ところが、岸和田においては田治米団地、箕形周辺におけるところの野村団地、また和泉市においては三井団地、それから現在、行なわれている唐園の造成をしておりますが、これはどういう方向で許可したのか。

もう1つは、いま、野村がやっておる大場の団地、こういうもろもろの団地が、わずか6メートルの道をはさんで堂々とやっておる。

私が言いたいのは、道を付けなくて団地造成をやった場合被むるのは何か。これは言わずと知れた旧町村のあの6メートルの道の沿線が、悪臭と公害に悩まされるのと、全然、動けないというのが実情ではないか。こういう中で、まだ2つ、3つ、市で検討中とも聞いております。

この道路行政を考えずして、なぜこのような混乱した市政を行なうのか。ここらが大きな問題であり、今後の開発で道をどうするんだというまず考え方に立って、市の見解をお聞きしたい。

もう1つは、鶴山台のバス路線の問題であります。これも松尾街道と同じことだと思います。すでに鶴山台団地ができておる。なぜ開発を許可する前に道の計画を平行してやらなかったか。このためいかにあとから入った住民を混乱させたか。足を取られてどうして問題が解決するか。

私が言いたいのは、聞くところによると、一部町内の反対あるいは古墳と生活どちらが大事かということ、まず、現点の問題として置いている人間と、果してこの問題についてどう考えておるのか。もし、このバス路線が付かんとするならばどうするのか。たとえば北信太の駅を回るとか、そういう方向も1つは考えられる。要はどうしてバスを通し、道を通すかということについてどういう見解を承りたいと思います。

次に水道計画と水質の検査についてでございますけれども、まず水道計画については、水と空気がなかったら生活ができないのは当然だと思います。ところが問題になるのは、横山南部に未だに水道が付いておらないということです。しからば、皆様が横山南部の人間の生活権をどう考えておるのか。そして、いつ、この水道が付くのか、この点をはっきり聞きたいと思いません。

また、室堂の女麩のところでも、あれは府道の近くでありながら、市の幹線が通っておらないが、こういうことでどうなるのか。

もう1つは、やはり水質検査の問題だと思います。現在、横山の南部においては、あるいは女麩については、井戸の水あるいは山の水等を使用しておるが、この水が果していかどうか検査もしておらない。おそらく80%は大腸菌なり、その他の菌で使用不可能ということが当然、出てくると思うんです。また、横山の南部においては採石をやっておるが、特に大きな問題になると思います。

したがって、私が言いたいのは、水質検査をやって市民の生活、生命を守る義務が市にあると思いますが、果して水質検査をやったことがあるのかどうか。また、どういう措置をしてこの問題を解決しようとしているのか、この点について質問いたしたいと思いません。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは第1点、人事管理の問題につきまして、私からお答え申し上げます。

総括的に現在、市の職員の執務態度につきましては、当然、順守しなければならない条例、規則等を軽視する傾向にあるのではないかというご指摘につきましては、午前中の物品管理の問題等々と合わせまして、まことに痛み入るしだいでございます。

ご指摘の服務規定第10条あるいは職員の勤務時間等に関する条例第2条等につきましては、死文化しているのではないかとご心配ですが、仰せのように、服務規定第10条につきましては、職員の出退勤の管理に関する規定でございますが、規定上ははっきりとタイムレコーダーによってこれらの状態を記録することが謳われてございますが、現実には職員の出退勤につきましては、タイムレコーダーで記録しておりませんので、この点全くご指摘の通りでございますが、実態に即するように当然改正すべきであると存じております。

現在、職員の出退勤あるいは遅刻、早退等につきましては、いわゆる休暇処理簿というもので記録し、管理している現状でございます。したがって、当然、そのように第10条は改正すべきであると存じておりますので、至急に改正手続きをとるようにしたいと思います。

それから第2点の勤務時間の関係でございますが、勤務時間はご指摘通り、現在条例では1週44時間以上48時間の範囲で決められることになってございますが、現実の問題として、午前9時から業務が始まり、午後5時に終了してございまして、条例、規則等との関係では、朝半時間、夕方15分間の相違がございまして。

この実態につきましては、ご指摘でございますように、市の職員組合との間での団体交渉の過程において、これはずい分前からそうした取り決めが行なわれておりまして、その取り決めに基づき午前9時から執務、午後5時に業務が終わる形をとってございまして、実際の勤務時間の面では、組合との協定に基づき、運用の面でそのような取りはからいをしておるわけでございます。

したがって当然、規則等についても、そのように改正すべきであるとなるわけでございますが、非常に苦しい答弁でございますけれども、条例、規則等をすべて改正して、9時から5時までの勤務時間とするような扱いには現在、まだいたしかねるわけでございます。これは大阪府下各市の勤務時間等についても、午前9時から午後5時までの実態でございますが、条例、規則上は依然、午前8時半から午後5時15分までという規定がそのまま残されてございまして、事実上は、運用によってそのような取り決めにいたしておる状況でございますので、まことに申しわけないのでございますが、この点ひとつご賢察を賜りたいと存じますので、ご存じます。

以上、第1点についてのご答弁に代えさせていただきます。

○ 議長（松尾千代一君） 次の答弁。

○ 市民部長（小林一三君） それでは保育行政と保母の労働基本権についてお答えいたします。

保育の一本化でございますが、零歳児、5歳児ということですが、ご承知の通り、旧村時代から引き継ぎました施設につきましては、零歳児保育ができない状況になってございまして、

最近の新しい施設で3歳未満児の保育は、現在、四遍についてやっています。

仰せの勤務時間のことでございますが、いわゆる9時から5時までの8時間労働という勤務形態の中で、その地区のお母さんの労働条件に見合っただけの長時間保育、いわゆる朝7時45分から6時までの保育所につきましては、それ相応の時差出勤制度をとっております。長い勤務を女性の方のことでございますので、労働過重にならないように時差出勤の制度をとってございます。

なおこういった具体的な勤務の形態等につきましては、月1回の通例の16名の園長会、場合によっては月2回、3回、いろんな問題を提起し合っただけ、各園の不統一な保育のないようにということで現在、対処しておる実態でございます。

したがって、休憩時における園児の管理、保育状態等についても、いわゆる午睡と申しまして、午後から小さいお子さん方に昼寝の時間を与えるわけでございますが、そういった時間等にお互い交代で休憩をとっていただくという措置を、市内16園を通じて各園長それぞれ打ち合わせの中で統一した体制を行なっているのが現状でございます。

以上でございます。

- 7番(田中包治君) 服務規定なり、勤務規定については、一応、守っておらないとはっきりと認めておるのですが、これは大きな問題ですので今後、どうするのか知りませんが、はっきり言って、こういうことで、果して市の健全なる行政というものができるかどうかということです。市の職員の根本的な問題です。それから部長が言われた休暇処理簿という考え方、これは出勤簿がないとするならば、そういうルーズなやり方が果していいか、悪いか、そこらをもう少し質問したいと思います。

保育行政についてでございますけれども、一応、わけのわからん答弁をもらったわけですが、私は7時45分1本に行政ができないならば、差別的行政はいけないと言いつつ、差別的行政をやっているのかと聞いている。そういう断層的なる市の行政というものが果して市民に受け入れるかどうか。前の人だから辛抱しなさい。新しい人だから優遇しますというならばいままで何10年間、市に税金を納めてる人が納得するでしょうか、私はそれを言いたいわけなんです。保育行政は福祉行政ですよ。福祉行政というのは、あくまで一本化しなくてはならぬ。市民年等の中で福祉行政を行っていくのが本来の姿ではなからうか。あなた方がいつも差別をなくするとか言ってますが、完全に古い市民と新しい市民を差別してはならないことは事実で、この問題についてどう考えてるのかということです。

それから私が言っているのは、保母の作業ダイヤはどう組んでるかということです。これはあなた方が言われるまでもなく、作業ダイヤは、使用者が労働者に提示し、その中で使用しなく

てはならないとはっきりしていますが、この措置をやってるか、やってないか。

もう一つ私が言いたいのは、ちょっと先に質問を忘れましたが、同和地区に働く保母さんが終わってから同和教育のためにどこかへ教育に行ってるが、これは市の命令で行ってるのか、あるいは勤務時間として認定しているのか、ここらももう少しご説明いただきたいと思います。したがって、この問題については、もう少し詳しく基準法に基づく精神で作業ダイヤをはっきり出していただきたいと思います。

- 総務部長（坂口礼之助君） 第1点の問題につきまして、もう少し私から説明させていただきます。

現在、市の出退勤の管理につきましては、いわゆる休暇処理簿のみの扱いといたしてございます。この扱いの変更につきましては、昭和43年の4月から行なわれたという経緯がございます。当時この出退勤関係の管理を担当しておりました方々の考え方からいたしまして、タイムレコーダーの整理のために職員課でかなりの人がそれに付きっきりにならなければならないというふうな、非常に人手を要するということから出退勤管理の問題が討議され、正常な出勤をしておる状態の中ではそれを記録するという形ではなく、逆に朝9時から夕方5時まで正常に勤務されないという状況を記録していく形がいいんじゃないかという考え方に立って、いわゆる出勤状態に事故が起き、その事故そのものを記録するという考え方で休暇処理簿に切り替えられたんだというふうに当時、説明を受けたわけであります。したがって、朝9時になって机に付いておらない職員がありましたならば、その段階で、その職場の管理監督に当たる者はこれは休暇もしくは、遅刻であるということをまずチェックし、その後、遅刻して出勤してきた場合は、理由を問ひ質して何時間なり遅刻というふうに記録していくんだという取り扱い方法を行なうということで当時、確認されたわけなんでございます。

このような方法がいいのか、悪いのか非常に論議のあるところでございまして、実は昨年になって現在の藤木市長さんにお変わりになりましたから、このような処理の方法には問題があるという市長からのご指摘も受けてございます。やはり出勤簿方式、いわゆる出勤すれば簿冊に出勤した捺印をする方法をとるようというご指示を得、人事当局でその案についていろいろ検討をかさねて参っておるわけですが、組合等との協議も行なっております。しかし、まず第1に、どのような出勤簿方式をとるのが妥当かについて、いろんな案を検討いたしつつある段階でございまして、早晚、この問題についての最終案をまとめ、組合との協議によって新たに考え直す方向で進めて参ってるわけでございますが、現在のところ、先ほどからご説明申し上げておりますような休暇処理簿方式を踏襲してきているという実態でございまして、いろいろご批判はあるかと存じますが、今後、ご趣旨等も十分参酌させていただきます研究し、よ

りよい方法をあみ出していくように努力したいと思います。

- 市民部長(小林一三君) 保育問題で3点の再質問がございました。まず第1点の保育時間の問題ですが、これは去る昭和42年に和泉保育園ができた当時からいろんないきさつ等がございまして、原則8時間保育というものからいろんな経過を経て現在に至ってございます。その保育時間等によって、市民に及ぼす関係父兄の方に対する不公平というか、私どもは実態を明らかにして、来年度からでも、市の保育行政のあり方について抜本的に研究、検討したい、かように考えます。

それから職員の作業ダイヤの問題でございますが、職員個々の健康管理の問題から、あるいは担当しているクラスの問題等から、園長がそれぞれの職員の勤務形態の計画表をつくり、それに基づいて保母さんが従事しております。3歳未満児の保育につきましては、給食関係、看護等、園長の指示に従ってやっている現状でございます。

同和の問題で、市から命令する場合と、自主的に保母さんのグループで研究する場合と2通りありますが、市からの研修参加は当然時間外手当は支給してございます。

- 7番(田中包治君) いつまでやっておってもきりがないと思いますが、結局は差別があるということである、こういうことですね。差別を認めてるということですね、はっきり言いましたらね。

それと、保母についても作業ダイヤはないわけですね。わしも調べましたが、場当たり式で明日のこともできないという実態ですよ。それを保母さんがやっています、保母さんは管理者ですか、そこらが問題やと思います。私も実態を調べてるんです。ここで差別どうこうとは言いませんが、実際は非常に苛酷な労働条件でやっておる。特に長時間保育している保育園についてはきつい。そういうことを十分理解してもらいたいと思います。

それから保母の数にしても、園児と保母、延長時間の問題等々もはっきりするのが筋道やないかと思いますが、一応、同和行政については超勤払ってるというが、勤務規定第2条では48時間以上はできないんでしょう、条例からみてね、どうなんですか。大体、週に2回ないし3回あるそうですね。あの地域だけの保母に対してどうなんですか。この問題の処理についてははっきり言って下さい。

- 市民部長(小林一三君) 時間外勤務手当については、4.4時間、4.8時間に拘束されません。労働基準法に基づいて、女子職員は深夜勤務はいけなく、一カ月何時間を越えてはいけないという規定の範囲内で時間外勤務命令を出しております。したがって、4.4時間とか、4.8時間以外でございまして、時間外勤務手当を支給しておるわけでございます。

- 7番(田中包治君) おかしいと思います。市長が1週4.4時間とする。そして、特に必要

と認めた場合は48時間を限度とする、これは労働基準法で超勤協定を結ぶ場合は、週4時間以上の超勤協定は結べないという制約を入れないかん、三六協定では、そうでしょう。違いますが、はっきりして下さいよ。

○ 市民部長(小林一三君) 本市の場合、三六協定はやってないと思いますので、庁内の一般職員にしても、男子職員では5,60時間超勤してる職員もおるわけでございます。

○ 7番(田中包治君) あんた、40時間、50時間で、労働者の基本的な労働条件をどう考えてるんか。人は何時間使ってもええわという考え方ですか。いやしくも、地方公務員として法律の番人として守っていかなくてはならん市の行政官ですか。そりゃ、過渡的な予算の時期にはあるかもしれないが、40時間も50時間も超勤してる職場というのはどこにあるんですか。そういう点についてももう言いませんが、場当たり式の鶴山台にしても、7時から誰か知らんが、役員が行ってそのままパッと明けてしもうた。あんた方の姿勢がそういうことやからいろんな問題が起こる。

これ以上あんまり言うことは問題になるので言いませんが、特に行政については、労働条件なり、労働の基本権というものはあくまで守ってやるんだ、労働基準法というのは最低のもので、最高のものでないという精神の中で今後、市の職員の取り扱いについてはやってもらいたいと思います。

○ 議長(松尾千代一君) 次の答弁。

○ 建設部長(中塚 白君) それでは道路行政につきまして、私からお答え申し上げます。

内田、中村線の問題ですが、これは昭和31年の合併の時点において引き継いでおることは事実でございます。昭和31年度事業として事実、内田、中村線が北松尾当時に出ており補助事業として促進するという事で引き継いでおります。このための要求は付いたのでございますが、現実には成らなかった。それが変わったのが、いわゆる泉北精機の横を通っている唐国箕形線でございます。これは市のサイドだけで変えたものではございません。当時の地元町会とは協議のうえで変更してございます。

しかし、先ほど合併条件云々という話が出ましたので、私、あえてお答え申し上げます。この連絡につきましては事実、あそこに養鶏団地がきておりますけれども、現在、私のほうで認定してある道路としては、内田、中村線、墓地のところまででございます。それから上のところについては、現在、まだ私のほうでは引き継ぎはしていません。

いま、おっしゃられておりますように、岸和田市側が境界まできておりますのは事実でございますが、この接続につきましても、いろいろ地元の要望なりは私のほうも承っておりますが、現実的に養鶏団地等の問題もからめ合わせまして私のほうもそれに踏み切れない。なる

ほど、距離的には非常に短いのですが、あそこには池もあり、いろいろ工法の問題もございます。これは延引した言い訳にはなりません、そういうことで現実には成らなかった。

卒直に申し上げて現在、あれを完結するという事は考えてございません。

それから内田引込線と申されましたけれども、これは正式名称は春木、内田線の支線でございます。これのつくられた原因は、先ほどから問題になっております父鬼、和気線の、これも当時の北松尾、南松尾村当時における産業道路という形で、現在の父鬼、和気線から南寄りというかに道路を建設するという事で、当時、市に対して何とかこれを促進せよということで、われわれもその意を向け一応、計画は立案したのでございますが、やはり内田の中は、特に現在の父鬼、和気線に関連して宅地造成されておりますけれども、現実には開発の余地がないということで、やはり将来を見越してひとつ何か連絡道路を1本でも付けてもらいたいという要望を受けてやったのが、現在の春木・内田支線でございます。

それから開発に伴う父鬼・和気線の問題でございますが、ご指摘のように、道路交通を無視して開発を許可すべきものではございません。しかし、現在の父鬼・和気線を幹線道路という考え方に立って開発させたのが、いま、現実に父鬼・和気線が飽和状態の姿になって現われているのでございます。当然、今後、予想されるであろう養鶏団地も含めた開発もございまして、少なくとも、今後の開発については、現在の父鬼・和気線をそのまま改修することは、ご承知のように至難で不可能でございます。さすれば、やはりバイパスを考えなければならないということで、大阪府の関係各課とも協議したことがございますが、いつの時点でやるかについての図面もやっております。開発については、それも合わせて、いかに開発者に対して負担させるか、開発させるためには道路の整備を促進させる一つの手段を講じなければならないという考え方をしております。

なお8点目の鶴山台の問題でございますが、このバス問題につきましては、あとで所管の産衛部からお答えしていただくとして、北信太駅前線の問題でございますが、当然、計画決定はやってございます。しかし、あの北信太駅前線の計画決定した時点において非常に駅前等の問題もあり、また古墳の問題もあり、至難な問題があったわけでございます。

しかし、泉南線まではどうしてもやらなければならない。それとバス運行については、以前から泉南線から当然考えていかなければならないであろうという想定のもとに、土地の大小の問題はございますが、現実に泉南線の横にバスのUターンの用地を求めたのが実態でございます。

なお古墳問題、どちらが大事かということでございますが、最近の古墳、遺跡の状況もから

み、実際、われわれも現実に事業に携わる者として私見は持ってございますけれども、少なくとも、やはり文化財という観点に立つならば、守らなければならないであろうということで、これにつきましては、文化財保護関係課と協議してございます。

概略、ご質問の要点についてのお答えは以上の通りでございます。

○ 産業衛生部長（守沢 清君） バスの運行についてお答えいたします。

本問題につきましては、和泉市バス運営協議会の委員長さんに現在もご心労をわずらわさせていただいているわけでございますが、先ほど、建設部長がお話した通り、駅前乗り入れ、あるいは泉南線のＵターン等について種々、地元と折衝を続けて参いたわけでございますが、現時点では駅前乗り入れは不可能な状態であり、暫定的に泉南線で折り返しをしなければやむをえないんじゃないかということで、過日来、周辺地区との交渉を行なっている現状でございます。

以上、簡単ですが、お答えいたします。

○ 7番（田中包治君） 内田・中村線の問題では、いつや知らん間に変わったということですね。私はどういう機関で、どういうふうにしたか知りませんが、一応、合併当時に私たちもいろいろ論議したことがありますけれども、この路線は通すんだということが言われ、一般市民部落の中ではっきりしてる。それなのにいまだになぜ通らないのかが問題だと思う。ましてやわずか300メートルか400メートルのものをなぜやらんか。

内田というところをご承知の通り、横へ抜ける線がなく、袋小路の中やと思う。道というのは、通り抜けて初めて価値がある。墓参りの道にしてできない。それにアスファルトを敷いてるが、アスファルト敷くんやったら、なぜ通さないか。アスファルトのほうが金は高うつく。道というのは、開通してこそ100%の価値があり、途中で切ったらごみ捨て場と一緒にですよ。その点について、通すのがええのか。通さないのがええのか、もう少し説明願いたい。

また引込線という名前が付いてあるが、家を買収したわけですが、その人の言うのには、家をぶっこ抜かれて何も使っていない。車の置き場所になってるが、どないしてくれるのかということ。そういう期待感のない方法で道路行政をやられては困る。やりかけたらやりなさい。あかんなら初めからやめときなさい。

もう一つ、松尾街道の中でいまだに宅地業者が入ってる。そして、内田の場合は、村の中はブローカーと業者がかち合うぐらい回っておりますが、果してあれを許可するとしたらどうなるか。ましてや、大塚も八百軒、その横に申請している一件があるはず。それから積水ハウスか、大和ハウスか知りませんが、20万坪だか、買いに入ってる。おそらく、あなた方は買うたら許可するだろう。そうすると、谷の底で住んでる市民はどうなる。すべてはそうやと思う。

鶴山台のバスでもそうだ。道がないのに家を建てとる。同じ行政です。そこで住んでる人はどうなるか。また、いままで住んでた人は交通公害に悩まされる。こういう行政がいいのか、悪いのか、はっきりしてもらいたい。今後、やるのか、やらんのかもはっきりしてもらいたいと思います。

それから鶴山台のバス路線については、私が言いたいのは、あの道が通る可能性があるのかないのか、なければ、バス路線をどこかへ持って行かないかん。北信太駅をどっかへ振らないかんが、そういう行政でもやろうという考えなのか。鶴山台3,000戸の人間の生活の足をどうしてやるかということです。その点についてどう思ってるか、はっきりご答弁して下さい。

- 建設部長(中塚 白君) 先ほど言われた過去の道路行政の問題につきましては、当然、貫通することが望ましいのですが、われわれもその意を帯してやりたいということでございましたが、これは諸般の問題があって、現実には、内田・中村線は貫通にならなかったということでございます。この理由につきましては、私のほうで先ほど述べましたが、現実には貫通してないのでして、今後、この貫通につきましては、早期貫通を目ざして再検討をやりたい、かように存じております。

なお開発の問題でございますけれども、開発は当然、大規模開発等を合わせまして、謄会にも開発特別委員会がございます。一応、これを受けてやるのが私のほうの任務でございますがその開発の基準そのものも総務部のほうからお答えいただくとして、北信太駅前線についてはこれはかなりいろいろむずかしさがございます。いまの古墳と合わせて、ある程度の駅前再開発を考えなければ、単純に道路だけでは、この問題は解決いたしません。

しかし、現実的にそれをやるのか、やらんのかということになりますれば、当然、これはやりますというお答えをする以外にないわけでございます。ただ、これを遂行するためには、非常にいろいろな問題がございます。道路だけじゃなく、駅前商店を含めた駅前広場というものを加味して、あの道路は築造されなければならないという実態がございます。そのへんのむずかしさと、現実の古墳の問題がございます。これは最終的には文化庁の意向が入ってきますが、やむをえん場合は、路線の変更もありうる、これは新たにいままで計画決定をしていなかったところを付けるということになりますので、実質上至難である。できうれば、現行路線のままでやりたいというのが、現在のわれわれの考えでございます。

以上でございます。

- 総務部長(坂口礼之助君) それでは私のほうから内田、唐国一帯の開発の動きに対する方針というか、考え方を述べさせていただきたいと思います。

現在、正式に開発の許可申請が出されているというケースはまだございません。巷間、聞く

ところによりますと、いまの塚養鶏一帯を含めたかなり広範囲にわたって、積水ハウスというところが土地の取得に当たっていると、あるいは松尾寺から青葉台あるいは緑ヶ丘の間につきましては、あるデベロッパーが買収に入っておるといううわさは承っております。しかし、特に和泉市の道路状況、また水道の供給規模の限界等々から考えまして、出されるであろう開発申請につきましては、すべて許可していくんだという考え方に立ってはおらないわけでございます。特にいま、ご指摘の地域はほとんど市街化調整区域でございます。むしろ、われわれは基本的には開発を抑制していく地域なんでございます。したがって、かりに開発許可申請が出されてきても慎重に扱っていきなさい。まして、いたずらに人口をふやしていくというような考え方につきましては、これは総合基本構想の中でも述べてございますように、一応、昭和60年をめでに20万人に抑制するという基本的な考え方でございますので、決して開発を歓迎しているという姿勢ではないわけなんでございます。

先日、ちょっと開発事業対策委員会の席上でも、私のほうの担当課長から説明させていただいたのでございますが、泉北ニュータウンの開発に関連して、いわゆる泉北高速鉄道の和泉市内への乗り入れの延伸につきましては、積極的に将来の和泉市というものの構想の中で取り組んでいきたい考え方を持っておりますが、これらのものとの体系的な開発につきましては、今後、時間をかけて検討していきたい。現在、中央丘陵地帯を中心として、それぞれの総合開発計画というものは別個にいま、企画している段階でございます。いずれ、成案を得ましたならば、開発委員会なり、所管の委員会のほうにしご相談申し上げてやっていきたいと存じておりますが、これらの中で、いわゆる民間投資等を呼び込むことはありうると存じますが、民間サイドにおける開発に市がずるずると引き込まれていくという姿勢ははっきり拒否していきたいと存じます。これが基本的な考え方でございます。

- 7番(田中包治君) 最後に鶴山台の北信太駅前線ですか、計画変更はしないということですね。現在の計画通りにしていくということでしょう。そうすると、いつまでも反対してたら道路もバスも付かない。これを変えないということならば、土地収用法によって取得するということ……。
- 建設部長(中塚 白君) ちょっと、私、申し上げたのは、あくまでも同線の変更はしないということは、古墳の関係からでございます。古墳があっても、そのまま現行路線で許されるならば、現行路線でいきます。ただし、どうしても構造的にダメだということならば、計画変更も余儀ないであろうということでございます。やはり最終的には、文化庁の意向によるわけでございます。だから、もしそういうことになりましたら、事業認可の事業については、土地収用法の対象になります。私のほうは現実に収用法を適用したケースはありませんけれども

最終的にいつまでも話が付かないならば、そういう措置もやむをえない、これは北信太駅前線だけではなく、各路線とも同じことが言えます。

○ 議長（松尾千代一君） 次の答弁。

○ 水道部次長（田中 稔君） お答え申し上げます。

水道計画の問題でございますが、横山南部の給水につきましては、本年度に測量等の調査を実施し、49年度、50年度において事業を完成、遅くとも50年度に給水を開始したいと考えております。

なお室堂付近、女鹿への給水のことだと思いますが、これらにつきましては、住宅公団光明池団地の建設と併行して、昭和50年度にあの周辺付近を配管したいと考えております。

なおそれまでの間については、現地調査もして、共同管というか、共用管というかで給水の方法もございますので、関係者と十分費用負担区分についても協議していきたいと考えております。

○ 産業衛生部長（守沢 清君） 水質検査の件でございますが、現在、水質検査は大阪府の保健所が所管しているわけでございまして、保健衛生なり、公害課が直接担当しているわけではございませんが、横尾川流域につきましては、横尾川水質汚濁の規制を受けております。ただし、横山地区の個人の井戸につきましては、保健所が任意検査という形で科学検査、細菌検査を毎週1回やってる現状でございます。

○ 7番（田中包治君） 水道の計画と水質検査の問題ですが、人間やはり水がなかったら生活できない。山水とか、井戸水というのは、大体、90%は飲料水としては不適合であることは常識なんです。そうすると、南部横山における衛生問題について、市の当事者としてどう考えておるかということです。はっきり言えば、同じ市民でありながら、お前だけでは大腸菌のお水で我慢したさい、こういう方向での処理はいいのか、悪いのかということです。もし、悪いとしたら、水道部から飲料水を運ぶ義務がある。はっきり言って、検査したらダメですよ。

水道計画は50年、あと2年ほどですが、その間給水車で運んでくれるのか。私が言いたいのは、水質検査をするのは保健所ですが、市が水道を付けないという現実を立てて私は言ってる。私は市長に聞きたい。水道部長が未だに決まってないということですね。市長が単独で決め、誰にも相談する必要はない。水道部長が死んでから向日になりますか。未だに決まってない。しかも片方では水がいつかわからんという事実。今年の8月ごろの水ききんの中で責任者はおらなかった。こういう人事、市長はどう思ってるんですか。もう少し真剣に考えてもらいたいと思います。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 水質検査の問題ですが、ご指摘の通りだと思います。和泉市

内で水道管が敷設してあるところでも、やはり井戸水を相当利用しておるところがあるのは事実でございます。今後、大阪府と合同で計画を立て、そういう方向に持っていくという具体策はございませんので、今後の問題として取り組みたいと思います。

○ 水道部次長(田中 稔君) 給水車の問題でございますが、平常時の場合、水質が悪いということで給水する体制は、水道部としてはできません。それでは放っとくんかということでございますが、いま、産衛部長さんも答弁しておりますように、水道管の敷設してあるところもそうだと思いますが、そういう意味合いから、いろんな面において簡単に、塩素の注入、塩素に代るべきものもありますが、その点の指導とか、相談に乗るという形で、産衛部とともどもやっていきたい、かように考えております。

○ 市長(藤木秀夫君) 人事のほうは助役がやっておりますので……。

○ 7番(田中包治君) 最後に市長さん、助役がやってますということですが、水道部は会計も独立してるんです。その中で助役の権限というのもええけど、できれば早急に水道部長をこしらえて、いまの次長、その他の人々の負担を軽くしてやる。その中で水道部の人事も全部やる。そこらの問題を踏まえて十分やってもらいたいと思います。

最後に、そういう実態であるので、最悪の場合は給水車でも運ばなければならないと思いますが、そういう事態にならないように、できるだけ早く計画を立てて全市に水道を付ける、生活を守る水ですから、早急に措置するように要望して私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長(松尾千代一君) 田中議員の質問は終わりました。

次に20番、寺田君お願いいたします。

○ 20番(寺田 茂君) 私は福祉行政の一環として、身体障害者に対する当面の当局の援助と指導。また、第2点目といたしまして、尊い命を守るため交通事故をなくする問題、特に横山のダンプカー公害の問題について質問したいと思っております。

また、第1点の①といたしまして、当面の福祉行政の中で身障者の要望がたくさん出ていると思います。先日も「手をつなぐ会」から12項目にわたって要望が提出されておるわけです。これらは和泉市に身体障害者の施設をつくってほしいというのが中心的な課題だと思われま。現在、いろんな行政に関して、当局がつかんでいる身体障害者の体の不自由な方、またろうあ者、目の悪い方等の数字について若干、お知らせ願いたい。また、その援助と方法についてお答えいただきたいということです。

また、その中で②といたしまして、身障者の中でも、一定の職業を持ちながら生活を維持している、特に目の悪い方、はり、きゅう、あんまなどを主体にしているわけですが、最近はこの方たちの生活もサウナ、トルコなど無資格の商売というか、そういうものが横行して現在、

収入減で非常に少なくなってきたという中で、日々、生活への圧迫と不安感があるわけですがこの人たちは希望を持って更生する努力を続けてるわけです。この障害者の中でも違った要望がたくさんありますが、このような人たちに対処していくためにどのような仕方をしているのか、お聞かせいただきたい、これが一つ目の大きな柱というわけです。

2点目は、ダンプカー公害なんです、これは絶えず問題が出ております。この前の議会では火薬問題が持ち上がり、交通公害のほうからきびしく調査して、その後の具体案を示したいということだったわけです。ところが先日の交通公害委員会の中で吉田課長は、「あの問題は円満に解決しました。いろいろお世話になりました」という話があったわけです。その同意書とはどういうものか、ここでひとつ明快にお答え願いたい。

一応、同意書の中にはあまり変わったことはないというふうに聞いております。ただ、一業者2500万円の積立金とか、スピードを落とすとか、また、積載量を十分監視する等、ごく常識的なことが同意書で簡単に決められてると思われまますので、それ以外にもっときびしく規制のできているものがあるのか、ないのか、この点を明らかにしていただきたい。

次に㊦といたしまして、通学路については、鶴山台北小学校、和気小学校、郷荘中学校などが新しく開校されたわけですが、これに際しまして、和気町、また鶴山台あたりからたくさんの市民の要望が出てるはずなんです。これについてその後、どういふふうに処理されてるかを、お聞かせ願いたい。また、特に鶴山へ通う上代町の人たちは、非常に交通の危ないところで、お母さんたちが朝、交代で立っていると聞いておりますが、このようなことを市当局として知ってるのかどうか。また、警察がこの父兄の方に交通の指導をしているということも、これは確たる証拠はございませんが、市当局として、そのようなことを聞いてるかどうか聞きたいわけです。

最後に先ほど、田中議員の質問でも問題になりました鶴山台のバス、13号線あるいは駅前までの問題なんです、これは先ほど、一応聞きました。しかし、私の立場から、この前8月25日ですが、荒木代議士が和泉市の実態調査にこられたわけです。そのときにバス問題が出まして、助役と吉田課長が会い、13号線までは、どうしても10月25日を期限として開通するということを私も聞いたわけです。その後、10月25日がきておりますので、どういふふうに進んでいるのか。もし、13号線から駅前まで買収ができない場合、13号線までの運行をどのようにするのか、この点をお聞かせ願いたい。

以上、私の質問は簡単でございますが、答弁いかんによっては再質問いたします。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 市民部長（小林一三君） 身体障害者問題についてご回答申し上げます。

まず第1点の身体障害者数でございますが、現在、本市の身体障害者手帳の交付数は約1,400でございます。うち市行政は現在、和泉市の社団法人である社会福祉協議会、その中に市民を網らした各種団体が入っておりますが、その中で身障福祉会、手をつなぐ会等が入っております。手をつなぐ会は、会員数約250名、身障福祉会は、約350名でございます。これらは当然、市と、われわれ社会福祉協議会の事務局と事業計画等をつくり、当初予算にもご議決いただきましたように、各種団体の助成金並びに法に基づく指導員がおります。これにつきましては、身体障害者指導員が5名、精神薄弱者については4名、いずれも知事の委嘱を受け、当該障害者の相談、教育、指導業務をしております。

市といたしましても、この心身障害者の対策基本法の精神を受けまして、昨年度から48年度にかけては、本市にある重度障害児等給付金の支給要綱の額を大幅に改正いたしまして、一般障害者については一級から三級、20歳未満であったのを、年齢制限を撤廃して給付金を支給する。それから精神薄弱児童等につきましては、20歳で、なおかつアイキュー85以下であったものを、年齢制限を撤廃して、アイキュー75まで引き上げるということで、市単独として行なっておるわけでございます。

今後の方針等についても、いろんな要求については、われわれも日常業務を通じて役員の方々等から承ってる事項等も入っておりますので、今後なお一そう社会福祉協議会事務局あるいはそういった各種団体の役員と十分連絡を密にいたしまして、本市単独でできんことについては当然、府あるいは国への呼びかけも必要でありますので、いただてる要求書については十分検討のうえ、できるものからやっていきたいと考えております。現在、まだそれらに対する具体的な施策は持っておりませんが、これから市と各種団体との関係並びに現在、市の取り組んでる状況等について申し上げたいでございます。

なお盲人の方につきましては、身障福祉会というのがございまして、その中で大きく8つに分けて盲人部会、ろうあ部会、肢体不自由部会がおります。したがって、盲人部会は身障福祉会350名の中に含まれております。

なお先ほど申されました職業の問題につきましても、われわれ聞いてございますので、今後その方たちの障害機能等に見合った職業対策については、職業安定所等々と横の連絡を取りまして、関係役員と協議して参りたいと思っております。

○ 議長（松尾千代一君） 次の答弁。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 横山地区のダンプカー公害につきまして、過日の交通公害対策委員会で公害課長が同意によって和解したという報告がありましたけれども、その中に議員さんが同意したんじゃないということで取り消した状態で終わったと思います。その中で同

意書は以前と何ら変わらないということは、事実その通りでございます。ただ問題は、3カ月間、業者の姿勢を示させるといって一応、地元が同意してるという形でございまして、供託金は1業者2.500万円積んでることは事実でございます。同意書の内容は後刻、お入り用でございましたらお渡しいたします。

ダンプカーにつきましては、今回、去る3月に大阪府で自然保護条例が制定されました。槇尾山もご承知の通り、国定公園として指定されております。この条例施行とともに、関係市町村が明日と明後日ですか、全部寄ることになっております。それらにつきまして、抜本的に自然保護条例に合わせた規制をしていかななくてはならないんじゃないかということが第1番に生れております。私のほうとしても、もちろん窓口である建設部の計画課なり交通公害課、企画課等と、この条例制定についての抜本的な、前向きな和泉市としての自然保護をどういうふうにしていくかを検討したいと思っております。ただちにこれで同意がなされたということではございません。それだけ確認させていただきます。

- 議長（松尾千代一君） 次の答弁。
- 教育次長（阪東重信君） 通学路についてお答えいたします。

新設校開設に当たりまして、父兄から安全な通学路対策について強い要望をいただいております。郷荘中学校、和気小学校については、基本的には現在の府道に歩道を設置する方針で鳳土木とも協議し、学校用地の一部も提供して計画を練っておりますが、暫定措置として、現在の離道を利用した小田、和気、今福、寺門の離道を舗装し、通学に万全を期してる状態でございます。

鶴山台北小学校につきましては、前の府営住宅等からの通学路の住民の意思もその通り実行しております。

ただ、お尋ねの上代町に通ずる道路の中で、いわゆる交通の指導員が立っていただいているわけですが、それらの実情から、早くそれに代る信号を設置してほしいという要望がございますので、現在、交通公害課等も通じて要望もし、また検討しておるということでございます。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 鶴山台バス運行の問題について、先ほど田中議員さんにもご説明をいたしました。当初、聖ヶ丘の中で駅前に通ずるということで町会の強い反対もあったわけですが、現行、泉南線を折り返しするということで、現時点で地主との交通を続けているところでございます。まだ発表の段階ではございませんので、差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、10月15日ですか、荒木代議士がこられたときにめどにするというご返答ですが、

私はそれに出席しておらなかったので内容はわかりませんが、われわれといたしましては、1日も早くバスの運営委員長さんもご心労をわずらわせておられますし、われわれとしても一生懸命、この問題に取り組んでるような現状でございますので、いましばらくご猶予を願いたいと思います。

- 20番(寺田 茂君) 身体障害者問題で、和泉市では約1,400人おる。その中で団体として手をつなぐ会、身障福祉会で約600人ぐらいが団体に加盟されてるということなんです。これ以外の人、約800人ぐらいおるんですが、この人たちはいま、市としてどのようにみているのか、それをひとつ聞きたい。

それと特に目のご不自由な方たちの要求、要望はもちろん出てくると思いますが、出てくるまでに市当局として、こういうご不自由な方たちに対して何ら手が打たれてない現状なんです。向こうから出てくるまで待つというんじゃなく、福祉行政の一環として当然、こちらから出て行ってもっと積極的にやるべきではないか。

この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

- 市民部長(小林一三君) 身体障害者の会員は任意制になっております。かといって、市のっております市単の事業については、住所等は全部、手帳交付台帳がありますから、市単の給付金等は全部行なっておりますが、会員としての活動は行なっておりませんので、広く市の広報なり、社協の新聞等を通じて、また民生委員さん等の関係役員さん等を通じて会員への加入も呼びかけておるわけでございます。したがって、市として、会員外の方だからと放置しておくということじゃなく、市の給付金等については、当然、会員に入ってくださいということで、会のあり方等について現在、PRしております。

なお、盲人対策でございますが、言われてからでは遅いんじゃないかということですが、先ほど申し上げました身障福祉会の中で、いわゆる3つの部会の役員さんが定期的に会合、役員会あるいは総会等を年に何回か持たれてございます。また、研修会とか、そういった会合にわれわれも参加し、会の方たち、特に盲人の方たちが何を望んでるかについても、担当者あるいは係長あるいはわれわれも出て、常に意見の交換をしておるつもりでございます。たとえば1つの事業を行なうにしても、こうしたらどうか、ああしたらどうかと、より有効的に、予算の執行、会の運営等について努力を続けておるしだいでございます。議決をいただいている団体補助金の有効的な執行、また、会費等を集めてる団体もありますので、そういったいろんな措置等について、有効な会の運営に対してできるだけ参加をしておるつもりでございます。現時点で役員たちと意思の疎通に欠けているとは考えてございません。ただ、市単独で取り組むことについては、もっと積極的にやらなければならないということにつきましても、市単独的な

ことについては、国、府に要望しておる事項が多分でございます。

- 20番(寺田 茂君) 給付金というのは、1,400人の方が万遍なく受けられるわけですね。それ以外に、手をつなぐ会とか、それらに対しては別に何かあるわけですか。
- 市民部長(小林一三君) 当初予算で議決をいただいております各種団体の助成金ということで、私どもの福祉事務所の社会児童課及び福祉課の2課で担当しております、社協の6部会に事業予算として助成しております。
- 20番(寺田 茂君) 部会に入らんとダメだということですね。1,400人全部。
- 市民部長(小林一三君) これは任意になっております。1,400人と申しますのは、極端に申しますと、子供さんも含めてでございます、一応、身障福祉会は大体成年の方々、手をつなぐ会は子供さん方となっておりますが、中には、そういう会へ入りたがらない父兄もあるということです。
- 20番(寺田 茂君) この会は別にええとか、悪いとかは別にして、それ以外に1,400人全部の方に給付する方法はないのですか。
- 市民部長(小林一三君) 団体助成でございますので、その団体が年間の事業を行なう費用でございますから、そんなに大きく出ておりません。現在の予算額だと手をつなぐ会で14万4,000円、身障福祉会で21万2,300円だと思います。そう多額な団体助成はしておられないわけで、それで会の運営を年間を通じてまかなってるのが現状でございます。
- 20番(寺田 茂君) 14万4,000円というのはいつごろからですか。
- 市民部長(小林一三君) 昭和48年度予算です。
- 20番(寺田 茂君) それまでは幾らでした。
- 市民部長(小林一三君) 昨年度はたしか12万円だと思います。
- 20番(寺田 茂君) 次に盲人に対する和泉市としての施策はなかなかされない。これは、府、国の問題ということですが、当然、他の身体障害者と違ったいろんな要素があると思います。また、最近、この人たちは身体障害者1括の中では、なかなか自分たちの要求が聞き入れられないという悩みから1つの部会をつくってる。このことは当然、市に交渉していろんな問題を持ってくるわけですが、事前の受け止め方として部長、どうですか。
- 市民部長(小林一三君) 先ほどから申しておりますように、身体障害者福祉会と申しますのは、盲人部会、ろうあ部会、肢体不自由部会の3つで構成され、それらに対して毎年、幾らからの団体助成が出ております。各部会は部会長なり、役員さんがおられて、身体障害者3部会共通の行事も行なっております。たとえば阪南のスポーツ大会は、盲人なら盲人だけでなく、各障害者全部引くくめてやっております。そうした統一行動については、一本で身障福

社会のほうで事業予算をみておって、盲人でなければできない点字とか、その他の活動費等は
その部会でみておるわけでございます。そういう運用をしておるので、各部会毎の助成でなく
われわれとしては、あくまで、身体障害者福祉会としての3部会で話し合った中で予算の配分
をしていただく、だから、現在、22万数千円という金で身障福祉会の団体助成として、それ
に伴う労力的なこと、あるいはいろんなお手伝いは当然、われわれもさせてもらっております
が、予算上ではそういう執行をさせていただいてる現状でございます。

- 20番(寺田 茂君) 予算措置は一本でやって、それぞれの部会で勝手に分けるのか、それともあんとここで指導して分けてるのか。
- 市民部長(小林一三君) 予算の組み方としては、社協の事務局があって、その中には6部会の会長あるいは団体の長、身障福祉会には中塚会長ですが、それらの方を中心に、副会長さんも2名ございます。そのほか会計とか、役員が全部構成されておまして、そういう幹部の方方、その中には盲人の方、副会長さんでございますが、肢体不自由の方、ろうあの方が入っておるわけでございます。
- 20番(寺田 茂君) この人たちは、この予算によってある程度自分たちの思い思いのことをやってるが、特に盲人の方、耳の聞こえん人は同じようにいかん。バスに乗ったかて、どっちも困る。この点の指導について、もっと部会的に当局としての予算の組み方、今後の指導目の悪い方にこういう指導、耳の聞こえん人にはこういう指導と、きめ細かい指導をして親切丁寧な予算措置を考えていかんと、いろんな分野から問題が起こってくると思います。要望として、今後、そういう考え方で進んでほしいと思います。

横山のダンプカーの問題で答弁をしてもらったんですが、なるほど同意書はあまり変わりがないということははっきりしてます。ただこの中で、同意書に加えられるのは、まず、山の採石の問題が主体になってしまって、路面上のわれわれが心配している交通事故対策についてのことが何一つ出てない。この問題は、出原議員も前から言うてましたし、特に交通指導員を付けるとか、業者が交付で付くとかだったそうですが、現在は業者もあまり付いてない。

それと信号機の問題は、委員会で、警察を窓口にして公安委員会のほうへいってまうということですが、皆が要望してたことが何ら市の中ではされてない。市民としては、どこをつかまえたらいいか。積極的にそれを進めてやろうというものがないのかどうか。この点交通公害課のほうからちょっと聞きたい。

- 交通公害課長(吉田利秀君) お答えいたします。

ご要望の信号機あるいはガードレール等いろいろありますが、信号機につきましては一応、交通公害課を窓口としてご要望がござりますが、うちは警察と協議し、必要な時点で公安委員

会に申請し、信号機は公安委員会に属しており、市独自で持つわけにはいきませんので、そういうふうにやってるしだいでございます。

- 20番(寺田 茂君) 特にダンプカーと仮定したわけですが、信号機は道の問題ですから要望があれば十分考えていかないかん。ただ、いま聞いてると、公安委員会に頼んであるというだけの話ですか。それで時期を見て了解したら付けるというわけですか。
- 交通公害課長(吉田利秀君) 48年度予算では、公安委員会のほうではすでに決まっております。以後の分については、次の公安委員会の予算が通るまで待ってもらわないかんということになります。そこで順次、必要に応じ、市としても早急に信号機の数をややしてくれとたびたび要望しておりますが、何分、公安委員会としても府下全般のことでもありますので、予算が付きしだいやっただけということで終わってる現状でございます。
- 20番(寺田 茂君) 課長の話だと、48年度は公安委員会の予算は終わったので、改めて49年度に申請して組んでくれるものかという問題ですね。
- 交通公害課長(吉田利秀君) 一応、組むということは約束されてるわけですが、予算措置が遅れるということでご了承賜りたいと思います。
- 20番(寺田 茂君) そうすると、今度の同意書以前にそういう要求があった。だから、その時点で信号機も、ガードレールも付けますということだったが、それが残った中での同意書の確認だと思います。違いますか、そういう前提があって……。
- 交通公害課長(吉田利秀君) ガードレールなんかの要求があれば、うちはすぐ付けるようにしております。ただ、ガードレールについても、うちは予算執行は土木課に委嘱しておりますが、たとえば今年の8月ごろ、付けますと言っても、品不足のために非常に遅れてる現状でございますので、事前に要望があり、うちのほうで付ける約束をした分については付けるようにしております。
- 20番(寺田 茂君) 3カ月間は一応、様子を見る。
- 交通公害課長(吉田利秀君) そうでございます。一応、地元町会長さんの意向としては、業者に対して不信感を持っております。協定書をつくっても、それが実行されなければ、3カ月の期間を置いて、いつでも協定違反ということで同意しないという含みを持っております。
- 20番(寺田 茂君) 誰が調査し、チェックするのか。
- 交通公害課長(吉田利彦君) これは横山の全町会長さんが協議して同意されておりますので、全部、町会長会議にはかってやっております。
- 20番(寺田 茂君) 町会というのは、市を頼りにこの問題の話を進めてきたんでしょう。交通公害を柱としてね。今後は町会長だけに任ずというが、チェックするのは町会がするのか。

知らんが、交通公害課としては何をするのか。

○ 交通公害課長(吉田利秀君) もちろん、交通公害課も業者が取り締り協定を守ってるかチェックしますが、一番被害を受けているのは地元住民でございます。だから、地元町会、住民の代表がある町会長さんが毎日、検査し、調査されております。しかし、和泉市の交通公害課がそっぽを向くということじゃなく、十分打ち合わせて納得のうえでやっている現状でございます。

○ 20番(寺田 茂君) ダンプカーパトロールなんて何してますか。

○ 交通公害課長(吉田利秀君) 業者が自発的にやってるわけです。ダンプカーと言っても、一匹狼のような下請けのダンプカーがございまして、そういうものが横山地区へ入ってくる。あそこでは大体、制限速度30キロ以下に落とせとっておりますが、不意に飛び込む業者は知りませんので、厳重にチェックして、業者が自主的にパトロール、監視をしているそうでございます。

○ 20番(寺田 茂君) 不意に飛び込むといっても、向こうでは4業者が契約しているので不意のダンプカーなんてありえんと思うんやけど。

○ 交通公害課長(吉田利秀君) 不意のダンプカーと申しましたのは、一応、業者は誰にでも碎石を売る建て前になってるらしく、うちのほうでも下請けをはっきりせよという指導はしておりますが、たまたま、飛び込みのダンプも出てくるということでございます。

○ 20番(寺田 茂君) 大体、横山のダンプカー問題についてはわかりました。ただ、やはり同意書にもあるように、本当に路面での交通事故対策としては何一つされてない。同意書の内容はいろんな問題があるかもしれないが、現実起ころうとしている問題については何の対処もされていない。十分市当局としても研究もし、努力してもらわないかんということです。

それから通学路については、教育次長のほうから話されたんですが、特に和気、郷荘の府道あれの幅で歩道が付けられるんですか。

○ 教育次長(阪東重信君) 鳳土木と開設の時点でそれができるという前提のもとに、水路とか、一部買収地域もありますが、学校用地も一部歩道として提供するというのが基本的な方針でございます。できるという前提のもとに協議しております。

○ 20番(寺田 茂君) いまの府道は何メートル。

○ 教育次長(阪東重信君) 現在の府道そのものは入れられなくて、水路に歩道を設置していくということですね。

○ 20番(寺田 茂君) 別にしてね。

○ 教育次長(阪東重信君) はい。

○ 20番(寺田 茂君) それと離道の問題が相当やかましく言われるのですが、離道の整備問題、離道というのは、大体放ったらかしで、市当局も整備してくれへん状態ですが、そういうことのないように離道であろうと、子供さんの通学路だからきっちりと、きれいなものにしてやってほしいと要望しておきます。

最後にバス問題。私たちの聞いたところでは、団地はいろんなものを提供してバスを何台か知らんが、運行するという事になってるんですが、この問題は、かりに13号線から駅前まで買収できないとき、早急にUターンしてやれるのかどうか。買収が進まんと13号線までもやれんというのか、その点どうでしょうか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 何回も申し上げております通り、現在、Uターンの計画でやっておるわけです。

○ 20番(寺田 茂君) Uターンの計画だと時期的に早くできるということですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 相手のあることでございますので…。

○ 20番(寺田 茂君) 現在、Uターンする場所だけの確保でしょう、違いますか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) そういうことでございますが、一方では反対、一方は賛成という現状の中で、われわれとしても、はっきり申し上げてにくいわけです。やはり相手がありますので、われわれも早急に付けたいという決意で、バス委員長にも非常にご心労をわずらわしておる現状でございます。いましばらくご猶予願いたいと思います。

○ 20番(寺田 茂君) だから、10月25日をめどというのは、こっちが出したのではなく、市のほうで10月25日をめどとしてやっていくということなんで、この点をもっと重視していただいて、その場へきたら、いや、まだそういう状態でできんという。何をやるにしても、大体めどを付けてやることを基本にしていただいて買収にかかっていたきたいということです。それと、13号線よりあとの買収は進まんとということですか。うしろがまだできてないんで前がダメ。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 暫定的にUターンの方向で進んでるということですか。

○ 20番(寺田 茂君) これで大体、私の質問を終わったわけですが一つだけ言い忘れましたが、先ほど、上代町の交通の指導を警察がやっていると聞いては聞きますか。

○ 教育次長(阪東重信君) 私は聞いておりませんが、いずれにしても、地元から信号機を付けてくれという要望を強く受けておりますので、交通公害課等へも依頼して当局に善処を要望してるという状況でございます。

○ 20番(寺田 茂君) 私も実は確証はない。ただ、聞くところによりますと、警察官が出てきて3日ほどやったと聞いておりますので、確信はありません。ただ、そういうことがあ

てはいけないんで、十分監視してほしいということなんです。

以上で終わります。

- 議長（松尾千代一君） それでは15分間休憩いたします。

（午後3時15分休憩）

（午後3時30分再開）

- 議長（松尾千代一君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に18番、直村君お願いいたします。

- 18番（直村静二君） ただいまから一般質問の発言の通告要旨で質問いたしますから、明快なご答弁をお願いいたします。幸いにして、市長である藤木氏は非常に健康状態がよろしいということで、私の質問の中ではかなり市長に答弁を求める項目がありますので、堂々と明快なご答弁をお願いということを前もってお願いしておきます。

最初に出しております商工会の移転について、商工行政及び各会館について、これは10月1日から和泉市の商工会が消防署の2階で営業を始めるということの開設通知が葉書できておりますが、私はこの件についてお尋ねしたい。一つは、いかなる理由で商工会が消防署の2階を借ることになったのか、その経過についてお尋ねしたい。

さらに、この消防署の2階を借りたのは無償なのか。それと年限はいつまでかということ、これも合わせてお答え願いたい。

さらに、この商工会は将来、どのようにするのか。つまり、商工会という団体の力で独自に建てるのか。それとも市の責任で建ててやるのかという問題が当然起こってくるということについて明快にお答え願いたい。

さらに、この消防署については本署ができたが、これは府中から非常に遠い。火事は一秒でも早く消すべきであるということで、出張所という形で残っておりますが、当然、消防署のほうは空いてくる。これについても私の知るのところでは、青年団体などは何とか集会場に貸してほしいという要望もございます。また、地域の中でも何らかの集会場がほしいという声もございましたが、こういう点では十分、市当局としては、そういう団体の将来の計画を立ててこうしたのかどうか。青少年会館及び労働会館、その他の公共施設が必要なときに、また財源難のときに、こういう市の財産が活用される場合には、やはり各団体とのかね合いの点も十分考えるべきではないか。だから、労働会館、青少年会館、その他についても総合計画を立ててやっ

てるのかどうか、明快にお答え願いたい。

2番目の信太山自衛隊基地について、これはもともと私どもははっきり言っておりましたが今回9月7日に長沼判決が札幌地裁で出ましたが、自衛隊は憲法違反だという、非常に各層に影響を与える判決が出ました。これにつきましては、かなりの学者、専門家などは当然、そうなるのではないかという見方もございました。これは単なる1つの見解というわけにいきませんので、できれば和泉市としても、自衛隊の基地を抱える立場から、この問題については、市長の明快な見解をぜひとも述べていただきたい。この点を要求しておきます。

②と書いてますのは払い下げ及び交換問題。払い下げというのは、和泉市の都市計画土からどうしても払い下げをしてもらいたいという意向が非常に強い。特に私が所属しております産衛委員会、また、産衛部長なども当然、信太山の自衛隊基地は和泉市にほしいと言ってますが私もその通りです。その点で払い下げ問題については、新たに計画を立ててこの際、要求していくのかどうかについてお答え願いたいと同時に、交換問題はこれは一つは民有地がございます。これについては、やはり一定の現在の火葬場からさらに墓地問題、さらに通行上の問題もありますので、市としては、十分な市民のための通行、市民のための施設という点から、交換問題は当然起こってくるのではないかと。差し当たりそういう点で何かを計画して交換問題を持ち出すことはしないのかどうか、この点も明快にお答え願いたい。

次は基地交付金。これは坪単価としても大変少ない。おそらく、国家予算の中でぼつぼつとこれが各地方自治体からも出て参りますので、和泉市としても非常に少ない。例としては、東京の立川市においてはかなりの基地交付金、2億円ぐらいになってますが、和泉市はまだ千数百万円ということで何ら寄与していない。さらに住民の立場から、返還しない間はもっとこの増額要求をして追及すべきじゃないか。固定資産税の評価額等からも計算して、きちりと財源確保のために使うべきだと思う。

次は都市計画についてという点では、これは議案、その他に関連いたしますが、やはり自衛隊の6.7万坪か、6.8万坪ですか、和泉市の都市計画にどうしても組み入れていくことがぜひとも必要ではないか。現在、基本構想が出されておりますが、どのページを見ても、信太山自衛隊基地についての和泉市としての利用計画が全然載ってないが、やはり載せるべきではないか、その点の見解をぜひとも聞かせ願いたいということです。

3番目の保育行政。これは来年度計画ということでお聞きしたいわけですが、午前中の横田議員さんの質問でも答えが出ておりますので深く触れませんが、この点は省いております。ただし、保育園はもう1カ所つくると、住民、父母の要求でできたもので、実は先取りでない。あとからいった政策だという点を指摘しておきます。だから、この来年度計画と出し

ておりますが、これは省きまして、次の施設の実態について、この中から、来年度計画で問題があれば変えていただくという立場から質問いたします。

施設の実態につきましては若干の資料を持っておりますが、保育園16園のうち20年以上経過している建物は7園ある。特に芦部、南池田第2などは非常に恐ろしい実態です。たとえば南池田第2保育園は、72名が1室で保育され、しかも、手洗いの蛇口はたった3個、誰が見てもひどい。どうして今まで放置しておったのか。これでいけるのかどうか。これがダメならどうして放置したか。すぐ改善するのかどうかという点で明快に答えてほしい。

また、芦部小学校の運動場は、これは保育園には運動場がないので、この運動場を借用している。だから、運動会の練習は部屋の中でやるという不便がある。最近、芦部地区は開発的な地域になっておりますので、とてもやらないが、そんなことでは住民が満足できる状態ではないことは、私が言うまでもなく、理事者のほうで十分認識していると思いますので、この点については、予算措置、その他の改善策を出していただくというお答えを望みます。

さらに各園とも交通事故問題については、特に山手のほうでも大変問題がありますが、横山保育園などは父母会をつくって送り迎え、予防注射の点についても園に任しておけない、父母がやらないかと指導されてしていた。ところが、これについては困るということで返上の動きもあると聞いておりますが、これを知っておるか。知っておれば、どのように対策を講ずるか。

それから保育士の不足、先ほどの田中議員の質問に対する答えもありますが、たとえば横山第1保育園では、アルバイトを入れている。しかし、そのアルバイトの人たちにさらに人を採せと頼む、なければダメですよということらしい。さらに頼んで入っていただいた。すると今度は国府保育園に応援に行け、遠いからよう行かんということで首切った。この点については、どういう基準で、どういうふうにやるんか、明快にお答えしてほしいと思います。これが施設の実態についてということでございます。

次の同和減免というのは、同和事業そのものではございません。保育所保育料についての同和对策特別施策としての同和減免がある。現在、8園と聞いておりますが、どのぐらいの金額の減免をさせておるか、件数と金額をお答えしてほしい。

次は同和事業と同和行政と書いてますが、この中でまず、開発公社の取得状況、たしか、これは本年の3月31日現在、公社に切り替ってますが、決算状況が出ておりますが、その後、現在9月までにどの程度取得されたか、この金額をお答えしてほしい。と同時に、決算当時に取得しておいた金額からどの程度市に売り渡しえるか、つまり、積み残しがいかにあるかも合わせてお聞かせほしい。

②は同和地区周辺の浴場問題と書いてますが、これは同和对策のために、低料金でたくさん
の人の衛生関係をよくしていただく立場から行なわれておるものでございますが、周辺地の風
呂屋さん、たしか、2軒あると思いますが、これについては料金の問題、現在、大阪府下では
55円という審議会の答申の料金ですが、現在、40円だそうでございます。菊水温泉、その
他がこれによって非常に収入が下がり、やめなくてはならないとなるが、この問題について、
どのように対処するかという点でございます。これは産衛部長さんが聞いておりますし、何と
か解決策として、また、浴場委員会などで問題を提起していずれお答えしなければということ
ですが、お答えをもらっておりませんので、この点についてどのようにするか、お聞きしたい。

それから金利負担の問題は、公社の取得状況に合わせての金利問題。たとえば、予定通り変
えない場合、4月1日現在の決算状況から見ても積み残し、つまり消化できてない。市に売り
渡してない分は、期間計算して延びた分は金利がいかほどふえるか、それに対しては国の補助
があるかどうか、この点を明快にお答え願いたい。

さらに金利負担也の「也」というのは、実は開発公社の理事長は市長である。開発公社が買
った土地は市有地なのかどうか、市の公けの土地なのか、明快にお答え願いたい。しかも、も
し市有地とするなれば、この土地の上にこの間見ましたが、部落解放同盟和泉支部ということ
で、狭山裁判における石川青年の釈放ですか、立て看板が立っております。この前、私が開発
公社の予算関係で質問したときに、広告代と出ましたが、この立て看板はどのような広告に
なるのか。また、市有地でどういう契約で立っておるのかを明快にお答え願いたい。

次に組織運営問題と書いてますが、これは何度も申し上げますが、昭和45年に市同促の審
議会の委員ができるということでしたが、いまだにできておらない。しかも、今日の
段階では、これなしには地区住民全体の意見を反映する手段がないのではないかというのが私
の主張でございます今日、まだできておらない組織運営の点はどうなっておるか。聞くとこ
ろによると、町会の方たちとの協議会が発足できそうだということですが、私はそういうこと
ではなく、審議会の委員というのは、すべての階層から選んでいくことが基本ではないかと思
いますので、この点ひとつ明快に、いつできるのか、どういう方法でやるのかをお聞きしたい
と思います。

なお、この組織運営のもう一つの問題といたしましては、非常勤嘱託の件でございますが、
新しく私は提案したい点があるので申し上げますが、解放同盟の役員さんの方で非常勤嘱託、
そして、実際は相談員で月給を払っておりますが、少なくとも、一つの団体はその会費、同
盟費でまかなうことが一つの原則で、それが不十分な場合は、市助成金、活動援助金というこ
とで、48年度は1,600万円出ております。そういう点で、これはおそらく事務費となるの

であれば、若干、問題があるのではないか。事務費であれば援助金でいいのではないか。一つの運動の進め方について意見があるので申し上げておりますが、事務費となれば、和泉市としては、同和対策事業について進めていかないかん。会館、その他に市職員が派遣され、市長の権限に基づく指導監督が行なわれておりますから、それに基づいてやるべきではないか、これは改変すべきです。報酬として明快な位置付け、相談員としての位置付けに改変すべきではないかと申し上げますので、お答えを願いたい。

5番目の教育行政については、池上地区、富秋、富秋団地の阪和線西側は、大変たくさんの住宅が建って人口がふえておりますが、ここに幼稚園、小学校を建設してほしいという、社会的にも、環境的にもそういう状態です。過ぐる議会でも、たとえば緑ヶ丘に小学校をつくるということが決まったが、この池上でも当然必要ではないかという意見を出した議員さんもございましたが、私も全く同感でございます。教育委員会は池上、富秋地区は早急に小学校並びに幼稚園を建てる必要に迫られているという判断に立つのかどうか、立てば、いつやるのか、明快にお答え願いたい。

また、ここに富秋団地と書いてますが、全部大津へ行ってるそうですが、ここではまた別の問題がある。富秋団地はできてから10年ほどになるそうですが、未だに和泉市の飛び地として、実際の生活環境、その他は泉大津。ところが、選挙、戸籍上の届け出はこちらで非常に不便を感じる。これは大津との境界線の関係がございまして、やはり行政協定を結び、そして飛び地の解消を図るべきだと思います。特にここで取り上げておるのは、われわれ議員でございまして、この団地一つが大津へ行くか、和泉に残るか非常に選挙に関係するという、政治的なことが入らないよう、今年から来年にかけての間に早く解決すべきじゃないかと強調して申し上げますので、明快な方針をお答え願いたいと思います。

6番目は、宅地並み課税と補助金問題と出しておりますが、これは毎回、質問しておりますが、今日は、この宅地並み課税が行なわれ、しかも、農業と緑が破壊される中で、どうしてもこれを守っていくという立場から補助金問題を提起するというので、先日、新聞報道によると、阪南4市ですか、やはり補助金を出して農業と緑を守るという明快な市長見解が出ていると報道されておりますが、当市においては、私が質問したとき、他市の状況を検討して考えていきたいということでございますので、今日の段階でひとつ他市の調査も終わっておりますから、和泉市の考え方をぜひとも出してもらいたいということで答弁を求めています。

7番目は福祉行政。これは65歳以上のお年寄の医療無料化は長年のスローガンであり、大阪府においても、9月府議会ではこの調査費、その他ということで出ておりますので、いよいよ来年から実施されるのではないかと思います。当和泉市では、65歳以上医療無料化は早急

に実施しなければいかんということで、早速、人員の把握、医療費の平均単価、そして、和泉市の負担額、来年から実施していくという決意を表明して万全の体制をとるということで、その経過と、今後の方針、金額を含めてご答弁を願いたいと思います。

次は乳幼児の医療無料化でございますが、これは児童憲章、その他にもうたわれておりますように心身ともにすこやかに育てるという立場から、公的な機関で補助を与える。特に零歳児、乳幼児につきましては、今日の大阪の過密公害で死亡率が高いということで、何とかしてお子さんにつきましては、ちょっとの病気で将来の不幸になる後遺症が残るという問題もあり、しかも、若いお母さん方は収入が少ないという点もございますので、何とかして、母と子の願いから、乳幼児の医療無料化は必要かと思えます。この運動は燎原の火のように広がっております。東北方面でも実施しております。当和泉市は最も遅れているという市民的な声がございしますので、福祉優先の立場から、市長は前向きの方角で解決し、援助する施策についてご答弁願いたいということによっておきます。

8番目は土木行政。これは簡単なことです。府道18号線についての側溝問題ですが、たびたび、これは溝掃除という問題で提起してありますが、これは府の責任なのか、市の責任なのか。特に地名を挙げて申しわけございませませんが、ニチイの通り、ちょうど市道と府道の接点になっておりますところ、だんだん、これは盛り上がってきて、雨が降ると川のようになるということでポンプで吸い上げた。しかし、根本的な解決策にならん。問題があれば府へ言う。市は府のほうへ何でも頼んでるから、あんまり頭は入らん。府のほうはしっぺ返しでせんと困りますので、この際、18号線の側溝については、市が責任を持って行なうという態度を市民に対して明快にさせていただく。同時に府が聞かん場合は、住民が一緒になって連盟でやっていって溝問題を解決するという姿勢を明快にすべきではないか。まことに申しわけございませませんが、ぎっちりいかん場合は、私は毎日通ってますので、おそらく、この府中地区で3人の議員が出ておりますが、その問題がある間はしょっちゅう言われることがあるやに思いますので、この際、駅前是和泉市の顔という中塚部長の答弁ですのできれいにせないかん。18号線の交通問題もありますので、まず、土木行政で万全を期する立場での答弁をぜひともしてもらいたいということで、これを出したわけでございます。

非常に多種多様な質問でございますが、一つ一つ明快にお答え願いたい。答えが的確でないど、再質問できっちりした詰めをお聞したいと思っておりますので、答弁のいかんによりましては再質問させていただきます。

○ 議長(松尾千代一君) 理事者答弁。

○ 消防長(和田増義君) 消防長より、先ほど質問いただきました府中出張所を商工会に貸し

た問題につきましてご説明申し上げます。

当出張所は元の消防本署の1階を使っておりまして、2階の部分は空き家になっておりました。そういうことから、商工会のほうからしばらくの間、貸してほしいという申請がございまして、私どもとしては、出張所活動を含め、消防活動に支障のないようにという厳格な条件を付け、短い期間ならば、それが厳格に守られるならば使用させてもいいんじゃないかということでご貸し下さいでございます。

なお年限につきましては、6月1日から来年の5月31日までの1カ年間、無償でございます。

○ 18番(直村静二君) いまの消防長の答弁ですが、6月1日から来年の5月末、一応、期限は切る。しかし同時に、消防長の答えでは短い期間なればええという。産衛部長、どうですか、そういう期間でいけるんですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) お答え申し上げます。

一応、一年間の契約ということは、契約条項で消防長がご説明した通りでございます。商工会の問題につきましては、産衛委員会等においても質問があったかのように思います。現実には商工債券の返済等もあり、やむなく売却したということで、各市の状況から判断して、やはり商工業の育成ということで土地の無償提供あるいは建物の2分の1負担とか、大阪府下の現状でございますので、全般的に市におんぶして補助を出しております。債券の償還に伴い売却しその跡地ということで消防庁舎をお借り願っているわけでございます。今後も、商工会は商工会としての基本方針があると思います。われわれとしても、ただそれを放置しておく手はないと思います。将来、どのようにするかという抜本的な基本方針はまだ定まっておりません。

○ 18番(直村静二君) たとえば商工会の会館を売る、6,000万円程度で売ったんじゃないか。商工債券については、この前、市としてもどうもお気の毒だということで年間65万円利子補給していたことが、私も質問してわかったが、一定全額を返しますと4,000万円程度残ってるんじゃないか。だから、自分の建物を売った場合、行く先の用地取得をしておくとか市に対して建物の援助をしてもらいたいというのが援助の筋ではないか。4,000万円はどないしたか、私には権限はないかもしれない。しかし少なくとも、市の公有財産を貸す場合、一定期間と言いますが、なかなか1年ではない、商工会は将来計画も持っていない。そうすると非常に緊急に移転せないかんという理由はどういうふうに発生したか、よくわからない。行くところが決まるまで、計画が決まるまで待って下さいよということですか。産衛部長は将来の一定の方針が立たんと貸せないということではできなかったか。私は何も悪口を言ってないが、あいまいなことではダメだということです。その点ひとつ明快にお答え願いたい。売って行く

ところがないからあとは商工会が土地を買うのか、会館を建てるんか。市のほうが土地をあっせんして全部そろえて渡すことになるんか。

○ 産衛部長(宇沢 清君) 直村議員のご指摘ももっともでございます。6,000万円で売却して現在、4,000万円残ってるように聞いております。この4,000万円は当然、建設費に充当するのは事実でございます。問題は、商工会が建設するにつきましては、現在の地価から算定すれば相当時間がかかる。それに建築費の増こうにより非常に苦境に陥っているのが現状です。基本的には、建てるということは間違いございません、この資金を充当してね。ただ、そこに一時借入金の増大、市がいかに助成するか、今後の課題として十分検討しなければいけないということです。

○ 18番(直村静二君) では、もっとはっきり言いましょう。土地を採す責任は誰にあるんか。4,000万円あるから建てることははっきりしている、当然です。しかし、用地は誰が責任を持つんか。商工会が持つんか、市かということです。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) もちろん、売買について私ども、指導してきた中には、少なくとも、商工会のほうで土地購入していただきたいという話もしましたし、市も協力いたしますということは事実、私もお会いしたときにお話しました。ただ、資金をどのように案分するかということには言及しておりません。当時、申し上げたのは、適当な土地があれば求めてくれということで、会長にはお話しております。

○ 18番(直村静二君) 購入するのは商工会、市のほうは協力する。金額については詰っていない。こうなると、市のあっせんということにもなると思いますが、市のあっせんが3年、4年と遅れた場合、建たんということにもなりますね。その場合、商工会は消防署から移転できんということになりますわな。短期間というのは一体、いつまでかということです。協力するということはわかりましたが、それでは土地ができるまではそのままいるということですね。私はそうならざるをえんのではないかとやっている。別にいますぐどないせとは言いませんがね。だから、きっちりせよと言ってる。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 基本的には、直村議員さんのご指摘はよくわかります。ただ土地の取得問題がかかっている、はっきり申し上げて、土地の確保が付きしだい、建設に踏み切る計画は持っております。商工会自体が…。われわれとしても、かげからのあっせんの努力はいたしますという約束はしております。

○ 18番(直村静二君) かげからのあっせんということは、遅くなると両方の責任になるということですね。大体、それで経過とか、これからどうするかもわかった。ただ、私が言ったように、市のあっせんが遅れたら、なかなか買えない。しかも、4,000万円程度ではね。そ

こで市のほうに大変な荷がかぶってきたのではないかと思う。かぶるんなら、かぶるように体制をとってもらいたいと申し上げます。図書館、青少年会館、労働会館、これらも非常に困ってます。長年、言ってます。しかも、営利団体ではなく、会費も取ってない。片方は会費を取ってる。結構ですよ、私は悪いも言っていない。この青少年会館、労働会館も一緒にやるんだと会館積立金を予算措置されてますので、この問題と合わせて質問している。市長、やりますか。

- 総務部長（坂口礼之助君） それでは私のほうから、いわゆる各種会館についての建設の考え方を説明申し上げます。

かねてから機会あるごとに申し上げて参りましたが、和泉市の総合会館的なものはまとめて建設する方向でいくということは申し上げて参ったわけでございますが、その基本計画につきましては、昨年度から大阪市立大学のほうに委託して基本計画をお願いして参ったわけですがこのほど、ようやくその素案が固まって参りました。したがって、その案に基づきまして今後所管委員会等々とも十分ご協議しながら基本設計の段階に移って参りたい、このように存じておるしだいでございます。その段階では総合会館ということで、ご質問の中にご参りました、各種会館をどのようにミックスしていくかにつきましては、慎重に検討して参りたいというふうに考えております。

- 18番（直村静二君） 商工会館の用地のあっせんという産衛部長の答弁があったが、坂口部長の答弁があったように、その総合会館の計画の中に入ってるんかどうか、別個ですか。

- 総務部長（坂口礼之助君） できれば、一つの総合会館の中に含めたいと思っております。

- 18番（直村静二君） できれば一緒に入れたい、かなり結構な話ですね。4,000万円持ったままいける。これは今後、煮詰めていく問題ですが、他の会館との関係はどうなるんか。市民の誰が聞いても、商工政策の一環としてやっていくという点がなければ、私は文句あるんです、はっきり言って。産衛委員会が開かなかつたんで聞いてないので本会議で言った。本会議では、委員会で聞いたら言わん。理事者もこういう重要な問題は、それだけでも委員会にはかって意見を聞くべきではないかと思っておりますので、申しておきます。

そこで商工会館の点について触れましたが、私のお願いしたいのは、商工行政の中には商工会館だけで片付かず、商工会には織物部会が入ってない。総合会館の中に織物部会は入らんのか、その点がわからんので、あえて産衛部長にお聞きしたいが、商工行政としては、織物部会というものをつくっていく方針はあるのか、この点をお聞きしたい。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 週日の議会のときに商工対策審議会という組織をお願いしております、それらを踏まえて今後の和泉市の商工行政のあり方を抜本的にとらえなければいけない時期がきております。すでに遅いと思うんです。早急に審議会の委員をつくり、それら

の組織の中で商工業の育成を考えていきたいと思っておるしだいでございます。

- 12番(直村静二君) いまの部長の答弁、非常に遅れておると認めてはった。その通りです。まして、警察跡地の問題でも農協、駅前商店街に渡してあり、商工会は別です。この点、商工行政は一貫してやってない。織物部会でもこれからつくるといふが、他の行政との関係も含めてきちんとやってもらいたい。もう少し明快な態度でなくては、いつまでも短期間というのは、1、2年以内が常識と考えますので、絶対に遅れないように最後の一言の答弁だけ、短期間という点だけ。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 私どもといたしましても、ただ、現状の消防庁舎の仮りのままで放置していくという考え方はございません。早期に実現したいということでございます。
- 18番(直村静二君) あんな府道のところへどんどん車がきて、どこへ置きますか。短期間に早く処理することを意見として言うときます。
- 議長(松尾千代一君) 次の答弁、市長。
- 市長(藤木秀夫君) 信太山の自衛隊基地についてでございますが、病いあがりやら、年のせいで、それだけではわかりません。
- 18番(直村静二君) 最初に、市長さんは健康状態も回復されて明快なご答弁をお願いしますということで、これについては、一つの見解をお願いしますと言ったんです。
- 市長(藤木秀夫君) 見解につきましては、わが和泉市は非常に発展していくためには、この真中でんと国有地があるために阻害されているということは始終、思っております。この国有地が市に払い下げられれば非常に結構である。過日、直村さんは荒木先生を連れておいで下さったときにも特にお願ひしたはずでございますので、先生に要望したしだいでございます。
- 18番(直村静二君) いま、市長がおっしゃったのは本音だろうと思います。あれだけの防衛庁の土地があつて払い下げを要望したい、和泉市の発展を阻害してるとの見解ですが、結構です。市長の見解、立派やと思います。ただ、願ひする先が、うちの人だけやなく、各党の代議士にも願ひしてもらつたらまことにいいんじゃないかと思ひます。
それで払い下げ問題については、先ほど質問したように、具体的に計画を立てて陳情するのかどうか。市長はよろしいわ。あとの払い下げの問題については総務部長が答弁してもらつて結構です。
- 総務部長(坂口礼之助君) それではあとの2、3点につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

基本的な姿勢につきましてはいま、市長さんがご答弁されたのですが、その線に沿つてわれわれは仕事を進めていくのが本筋だろうと思ひます。ただ現時点で、たまたま、長沼判決等を

契機として、新たに全面払い下げをこの際、要請するかどうかにつきましては、十分検討しなければならぬこととございますので、ここで明快に、ただちに要請を起こすということについては、私段階ではちょっと言明し難いということをお知らせいたします。

それと関連いたしまして、いわゆる交換問題を取り上げてございますが、自衛隊の演習場内部には民有地がかなりある量でございます。これと自衛隊の演習地等、いわゆる土地利用の関係等から交換してはどうかという考え方はかねてからあるわけでございまして、防衛庁のほうでも、その考え方は受け入れるという姿勢はあるようになっているかとございまして、したがって、われわれの考え方としては、できるだけ民有地を市のほうで取得し、それと土地利用の関係等を勘案して、適切な場所で自衛隊の持っている土地との交換を図っていくという考え方は持っているわけなのでございます。

それから3点目の基地交付金の問題につきましては、非常に少ないのではないかとご指摘でございます。ご承知の通り、基地交付金につきましては、一定の積算の基礎等が国のほうで定められてございまして、総額は国の予算で決まるわけなのでございまして、本市の場合、基地の大半は演習場でございます。したがって、ご指摘の立川基地と比較すれば非常に低い金額になっておりますが、昨年度もこれらの基地交付金の増額については、本市は本市としての事情を付け、いろいろと述べました。いわゆる増額要請書というものを関係当局に提出してございます。昨年度は一応、前年度よりも約3割増額になったわけでございます。48年度は現在、まだ係数的に決まっておりますし引き続き増額を要請して参りたいと存じております。

それから都市計画あるいは総合計画の中で、基地演習場についてはどのような考え方を持っているかというお話でございましたが、総合基本構想策定の段階では、一応現在、自衛隊の演習場という位置付けをされておる関係上、この問題には触れてございません。将来問題として検討していこうということとして、いわゆる長沼判決等で違憲論が出て参っておりますが、自衛隊そのものが存在しておることは間違いない事実でございますから、それらの事実の中からこの演習場を都市計画的に先に決定するという考え方につきましてはいろいろ論議のあるところでございますので、今回の総合基本構想の中では、演習場の土地利用については触れておらないというのが現状でございまして、現体制を是認したうえでの総合基本構想であるというふうにお受け取り願いたいと思います。

- 18番(直村静二君) まことに理路整然とうまいこと言いはったと思いますが、市長答弁があったので、やはり和泉市の発展を阻害するという見解だと思う。だから、払い下げはぜひともしてほしい。まして、基地交付金が少ないという点では、当然、市の基本計画では何も触

れてない。現体制を認めるとなれば、積算関係は全部変わりますね。しかし、和泉市としてはこういう利用計画はプランとしてありますよということで折衝していく中で付いてくるんじゃないか。ただ、何も利用計画がなくて払い下げしてくれればあかんで、その点ははっきりしてもらいたい。

あえて申し上げますが、この間の開発事業委員会でもそうです。その計画ばかりです。そういう点では意見になりますが、払い下げ問題については、市長はその見解をもとに部課長に段取りをさせる方向に進めてもらいたい。その点のお答えがほしい。

それから民有地の問題については坪数も聞いておりませんし、必要なことがあれば、どの程度必要なのか、また、どこを必要とするのか質問しましたが、その答えがなかった。たとえば火葬場の付近、墓地なのか、交通の関係でほしいのか、それがあれば言いなさいと言ったんです。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 現在、具体的にこの土地を買ってここと交換するという、局地的な計画につきましては、まだ煮詰ったものは持ってございません。相対的に民有地を買収しそれと自衛隊のある部分を交換してもらおうという考え方は持っておりますが、個々に渡っての分につきましては、現在、まだ最終的に煮詰りの段階までは至っておりません。

○ 18番（直村静二君） ちょっと奥歯にものがはさまったような言い方ですな。最終的に煮詰ってないということは、少なくとも、市としては一定の要求、プランは立てて自衛隊に当たっているということですね。だから、まだそれが煮詰ってないということの答弁なのか。それとも、そんな要求は持ってないんだから、何も煮詰ってないという答えなのか、明快にしてもらいたい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 現在の段階では、先ほど申し上げましたように、具体的にこの個所という段階には入ってございません。

○ 18番（直村静二君） 以上、具体的に自衛隊問題については、市長の見解が出ましたので非常に前進してますので、これで終わります。

3番目の保育行政。

○ 市民部長（小林一三君） 保育行政についてご回答申し上げます。

第1点の施設の実態の中から16園中、20年以上が7園もある。また、南池田第二、芦部の保育室、運動場の問題等が指摘されましたが、過般来、山田議員さんなりにいろいろ答弁してきましたように、現在、そういった実態調査をして、来年度以降、年次計画的に抜本的な改修というか、整備計画を策定中でございますので、当然、その中に緊急を要するものは入ってきますので、いましばらくお待ち願いたいと思います。

なお横山保育所についての交通あるいは予防注射の問題が父兄の協力が得られないということですが、交通問題につきましては、交通公害課、警察当局あるいは予防注射については嘱託医等もごさいますので、そういった方々とも強力な相互連繫で理解を深め、現在、話し合いを続けておりますので、早期にいずれかの形で解決を付けて参りたいと思っております。

それから横山第一における保母不足の問題が出ましたが、たまたま、夏季になりますと、どうしても兄さん、姉さんが学校が休みで保育所を休みがちになる関係上、応援体制を一部、定期的にとったわけでございます。現在は、こういった事態は起きておりませんので、年度当初計画通り、保母の不足については充足してやっております。一時的な現象でございます。

第2点の同和減免の保育料の金額、件数でございますが、件数につきましては、当然、園児数ということになります。当市は3園で316名ほどになるろうかと思えます。金額につきましては、別に比較したものはございませぬが、現在、本市においても和泉市同和保育園の入園奨励金支給要綱を検討中ございまして、一部未確定事項もございまして、その中に保育料も明記されてございます。したがって現在、保育料はその要綱の保育料事項を適用して、暫定保育料として父兄から徴収しておるということでございます。一部というのは、それ以外に数項目の種類なんかがあり、一連の本市同和保育等の基本方針としてその要綱の中に網らしておりますので、一応、未確定の事項もございまして、その未確定事項を検討中ございまして、それらが確定しだい、その要綱も決まってくわけでございますので、保育料につきましてはその要綱の中の一部として、暫定保育料ということで徴収しておりますので、その件数は園児数、金額は比較したものはございませぬので、ご了解願いたいと思えます。

○ 18番(直村静二君) なかなか質問というのはむずかしい。一つは、抜本的な解決策を来年度からやりたいという答えを聞いた。さすれば、南池田第2は、72名1室で保育、手洗いの蛇口が3個、具体的に3個のやつを10個にしたら抜本的になる。来年度にせないかん。そのへんがわかりかねるので、具体的にひとつ。

○ 市民部長(小林一三君) 抜本的なと言いますのは、教育委員会とも相互の連絡をとっておりますが、幼稚園の新設、いわゆる完全な措置児でない児童もあるわけでございますが、そういう関係から、敷地に見合った抜本的な改築が可能であれば、そういったものを解消しようということでございまして、場合によっては、新設する場合も出てこようかと思えます。全般的な全市の中での計画で考えていきたいと思えます。

○ 18番(直村静二君) 答えは抜本的と言うからえらいごつくなってくる。手洗いの蛇口3個を10個にしたらええ。南池田第2は60名の定員で現在72名、定員オーバーですよ。抜本的というのは、南池田第2で72名を一室で保育する。こういうのを抜本的に考えて新設も

する。芦部も運動場借りとするから、どうしても必要だ。どの程度調査しているか。あなたの答えでは、新設保育園を含めて抜本的というので意見を言うた。

差し当たり9月補正出てるが、12月も出すでしょう。早急にせないかん問題は、予算を要求してやるべきだが、その決意がほしい。来年度はさらに人口がふえるし、園児もふえるから抜本的にやるという答えがほしかった。蛇口は直します、運動場所は抜本的ですね、横山については。

○ 市民部長(小林一三君) 維持修繕はしていますが、南池田第2は、ご承知のように崖っぷちで非常に危険な状態です。芦部についても非常に狭わいで、運動場も小学校を借りてる。現在、保育園としての最大限の管理上の維持修繕はしていますが、基本的に解決するにはどうあるべきかで、やはり応急的な手直しの時代はいつまでも続かないと考えておりました、そういう答弁をさせていただいたしだいでございます。

○ 18番(直村静二君) 当面解決すべき点と、将来すべき点をちゃんと位置付けてやっていただきたいことを要望しておきます。

次は一時的な混乱、兄さんや姉さんが学校休みなどでこないんだという規則とか、田中議員も質問されておったが、少しも明快になってない。誰がパートを雇う責任があるのか、市ですが、ちょっと教えてもらいたい。

○ 市民部長(小林一三君) 当然、行なうのは市でございますが、たまたま、夏休みでお姉さん、お兄さんが休みになると、保育所の園児さんも休む場合が多い。したがって、そのときに保母さんも年休を計画的に取るわけでございますが、そのときに応援の形をとり、少なくとも保育には支障を来さないようにやっていますが、たまたま、今年の夏休みも応援体制をとったわけでございます、一時的な現象で、現在は、そういった問題は生じてございません。

○ 18番(直村静二君) 応援体制をとって若干のトラブル、ミスがあったということですが首切られたと言ってるが、実際、首切ったんですか。

○ 市民部長(小林一三君) こちらから一方的に切ったんではございません。

○ 18番(直村静二君) 次は来年度計画は聞いてなかったのですが、零歳児からは四園だけ来年のふえるやつは北池田、南池田が非常にオーバーしていますが、このへんの増設はないんですか。南池田は90名が150名で60名オーバー、北池田は100名のところが、160名で60名オーバー、来年の計画はないんですか。

○ 市民部長(小林一三君) 南池田第1、第2合わせて70名ほどオーバーしていますが、先ほど申しましたように幼稚園計画がございますので、幼稚園への入園ということも考えておるわけです。表で見っていきますと、北松尾の極端な例も出てますが、教育委員会と十分連絡をとり

こういった保育所における措置児が大きくオーバーしたところに対しては対策を講じてやっております。

- 18番(直村静二君) ちょっと極端なところは、保育園にでなく、幼稚園に入れていく。
- 教育次長(阪東重信君) 福祉の実態から、本来の福祉行政に戻すべく、保育園の考え方を正しております、その対策として、1校区1幼稚園ということで進めております。極端な例は南池田小学校で、北松尾と同じような体制で臨んでいきたいと思います。
- 18番(直村静二君) いますぐいけないが、代替えしていく。
- 教育次長(阪東重信君) はい。
- 18番(直村静二君) 次は、前には保育減免ということでお答えをいただいたが、物覚えが悪くなったが、保育料の減免は、お答えとしては1,300円ぐらいになるということでした。あのときから扱い方が変わったわけですね、いつから変わったんですか。
- 市民部長(小林一三君) 別に市の方針が変わったわけではございません。いままでは一般の表から別の表をつくったのですが、今回からは、和泉市の同和保育の基本方針に基づき、保育園の入園奨励金の支給要綱をはっきり設定し、その一部を明確にしたということでございます。趣旨なり、支給資格なりを明確にしたということで、何ら当初からは変わっておりません。
- 18番(直村静二君) 具体的に聞きますが、現在、保育料金はいかほどか。もちろん、保育料金はいかほどか。もちろん、保育料金は和泉市一円の表で行なわれているのか、それとも同和については別の表で行なわれているのかどうか。同時に奨励金だけが変わってるんだと聞いてますので、この支給要綱に基づいてやってるんなら、その提出をお願いしたい。
- 市民部長(小林一三君) 先ほどから答弁しておりますように、支給要綱の中に保育料を含めて5.6点の要素が規定されております。その中で一部、現在、未確定要素がございますので検討中でございます。それが確定すればお渡しさせていただきたいと思っておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。
- 18番(直村静二君) これだけ注文付けときましようや。支給要綱の中では奨励金だけが違うんだと聞いてますので、あとは皆一緒だ。そうすると、仕度金とかが違うんですか。それは支給要綱に書いてある条件として、たとえば乳幼児を守る会に入れば奨励金は出るが、保育料は変わらん。強いて言えば、奨励金、入園仕度金だけが違うと確認してよろしいですか。
- 市民部長(小林一三君) それらの諸問題は、すべてその要綱に明文がございますので、早急に確定すべく現在、取り組んでおりますので、確定した時点で、そう時間もかからんと思っておりますので、その節、お渡しいたします。
- 18番(直村静二君) 議長、私は数字を聞いてないので、どうも質問しても答えがわかり

にくい。ただ、一緒やという。先ほど言いましたように、和泉市全体の保育料の表と、別の表があるんか、それは支給要綱で決める、支給要綱の中での差は奨励金だけだ。保育料金は全体としてお答えがない。ちょっと困る。それも調べてということですか。

○ 市民部長（小林一三君） だから、支給要綱の一部に未確定の要素があるので検討中でございまして、確定しだい全部お渡ししますということです。

○ 18番（直村静二君） 先ほどの答弁は暫定ですか。それでは暫定の金額を言ってもらったらええ。

○ 市民部長（小林一三君） 個々に全部違いますので、資料を持っておりません。

○ 18番（直村静二君） 質問書出してるからわかってますがな。

○ 市民部長（小林一三君） 件数は園児の数。金額については一般と言いますか、それとの金額の差は出してないということでございます。

○ 18番（直村静二君） その支給要綱については、不確定要素があるからすぐできんか知らんが、私は同和特別委員もさせていただいておりますので、特別委員会には出ていなかった。私は大体、あんまり委員会に出たやつは言わない。しかし、わからんから一般質問で聞いてるんです。まあ、委員会に出たやつも不確定要素については質問してるが……。同和行政は市民全体の観点から言うならば、当然、議員はすべて聞いて宣伝もし、認識を高めることもせなかん立場ですから、奥歯にものがはさまったようなことをすると信頼性がなくなる。

○ 市民部長（小林一三君） 同対部とも協議して、特別委員会に提出するかどうか、十分協議させていただきます。

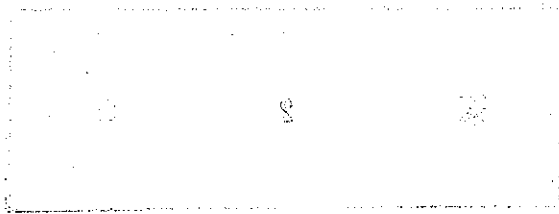
○ 18番（直村静二君） 議長、提案しますが、5時も近いことやし、あとまだあります。はかっていたら結構ですけど、続行するなら続行しますが……。

○

○ 議長（松尾千代一君） ここで時間延長をするなんて不細工なことではできんと思っておりますので第4項以下を明日に回させていただきますいと存じます。本日はこれにて散会させていただきます。

（午後4時50分散会）

第 2 日



昭和48年9月27日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（26名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中幸一君 | 16番 横田憲治郎君 |
| 2番 木下甲子三君 | 17番 山田清二君 |
| 3番 金沢勝君 | 18番 直村静二君 |
| 5番 竹下義章君 | 19番 松尾千代一君 |
| 6番 柏音三郎君 | 20番 寺田茂君 |
| 7番 田中包治君 | 21番 柳瀬美樹君 |
| 8番 吉川伊与一君 | 22番 関戸正一君 |
| 9番 出原武司君 | 23番 貝淵博治君 |
| 10番 池辺秀夫君 | 25番 藤原要馬君 |
| 11番 三井正光君 | 26番 勝部津喜枝君 |
| 12番 中塚辰之助君 | 27番 成田秀益君 |
| 13番 藤原利一君 | 28番 坂上国治君 |
| 15番 上代卯之松君 | 29番 竹内修一君 |

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

- | | | |
|---------------------|------------------------|--------|
| 市 長 藤木秀夫 | 同和对策部次長兼推
進調整課長事務取扱 | 森 保 |
| 助 役 辻 忠夫 | 市民部次長兼保
険年金課長事務取扱 | 山本武雄 |
| 兼水道部長事務取扱 | 福祉事務所長兼
社会児童課長 | 内田繁 |
| 助 役 藤田利 | 産業衛生部次長
兼農林課長事務取扱 | 山本俊兼 |
| 収入 役 橋本炳 | 建設部次長
兼建築課長事務取扱 | 林 徳次 |
| 総務部長 坂口礼之助 | 水道部次長 | 田中 稔 |
| 同和对策部長 佐原行雄 | 病院事務局次長
兼庶務課長 | 平野 誠 蔵 |
| 市民部長 小林一三 | 庶務課長 | 杉本弘文 |
| 産業衛生部長 宇沢清 | 企画課長 | 橋本昭夫 |
| 建設部長 中塚白 | 人事課長 | 門林六男 |
| 病院長 岩崎 哨 | 財政課長 | 北野 教 雄 |
| 病院事務局長 竹内 潔 | 資産税課長 | 吉田 日出男 |
| 消防長 和田増義 | 納税課長 | 吉田 種 義 |
| 総務部理事
(財務担当) | 庶務課長
(広報担当) | 竹田 明 郎 |
| 総務部次長兼
市民税課長事務取扱 | | |
| 庄司 清 | | |
| 西川 喜久 | | |

隣保館長	萩本啓介	經理課長	守田勇
推進調整課長	生田稔	業務課長	藤原光夫
”	浅井隆介	消防次長兼署長	南口主雄
”	富田宏之	監査委員	堀田徳治
市民課長	田中二三夫	監査事務局長	西岡正志
福祉課長	山村昇	選管事務局長	青木孝之
商工課長	岩井益一	教育委員長	堀内由延
農林課参事	青木太郎	教育長	葛城宗一
保健衛生課長	大宅清臣	教育次長	阪東重信
保健衛生課参事 (診療所担当)	山本亮夫	”	乾武俊
交通公害課長	吉田利秀	総務課長	紀之定 藤与茂
計画課長	大浦行雄	学校教育課長	坂口雄一
土木課長	中尾宏	指導課長	吉見豊
建築課参事	中上好美	社会教育課長	広岡史郎
区画整理事務所長	中西淳富	学校教育課参事	角谷泰夫
開発課長	白川保	農業委員会事務局長	松村吉堯
地区改良事務所長	逢野一郎	土地開発公社事務局 長兼用地当理事務 局長兼用地第1課 土地開発公社第1 土地開発公社総務 長兼用地担当参事 土地開発公社 土地第2課長	西川武雄
会計課長	片桐武雄		吉岡昭男
営業課長	高橋新平		藤原永一
工務課長	福本喬久		宮本福秀
浄水課長	岸本孝二		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷 表 雄
次長	北野 文 夫
調査係長	大塚 俊 昭

○
(午前10時13分開議)

- 議長(松尾千代一君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には昨日に引き続きご苦労さんでございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を次長をして報告させます。

(市会事務局次長報告)

- 市会事務局次長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは17名でございます。遅刻届け出の議員さんは柳瀬議員さん、出原議員さん2名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思っております。現在、17名でございます。

- 議長(松尾千代一君) ただいま報告の通り、17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

- 議長(松尾千代一君) それでは昨日に引き続き一般質問に入ります。直村議員の質問に対し、理事者各位の明確なるご答弁をお願いいたします。

- 土地開発公社事務局長(四川武雄君) 公社関係につきましてお答えいたします。公社の取得状況と金利負担、その他について5点の質問があったように思いますので、ご答弁申し上げます。

第1点の公社の取得状況でございますけれども、本年の4月1日以降8月31日までの取得金額につきましては、環境改善整備事業関係で7億7千360万2千900円でございます。

2点目の決算日以降、市にどれだけ売ったかという問題でございますが、市並びに代替用地として7千684万4千円を売っております。

3点目の金利負担の問題でございますが、積み残し分についての金利は補助対象になるのかということでございますが、これにつきましては、あくまでも先行取得でございますので、事業が確定した時点において、府並びに国等の補助対象になるわけでございます。

それから4点目の公社の買収地につきましては、その所有は市であるか、公社であるかという問題につきましては、あくまでも公社の先行取得でございますので、公社の所有地でございます。

それから第5点目の立て看板の問題でございますが、これは無償でございます。

それから契約の問題につきましては、これはあくまでも仮りの形のものを書いておまして正式な契約は結んでございません。いつでも撤去できるという形で貸しておるわけでございます。だから、現実に現在、あの土地に土砂を搬入しておるわけでございますけれども、車が入るように一部取り壊して車が入りしております。

以上でございます。

- 18番(直村静二君) いまの答弁を聞いてますと、ちょっとわかりにくい。たとえば4月1日の決算から、環境については7億7千800万買うたということですが、総計と幾らかというふうにお答え願いたいと思います。そして市に売ったのが7千680万円ということですから、こういう状態ですと、ますます積み残しがふえるという心配が当然されます。その場合金利は、積み残しが伸び、事業の進め方のぐあいでふえたり減ったりすることも考えられる。だから、そのへんの問題点はどうなるか、明快に答えて下さい。事業が確定して早うやったらしまいやという答えですが、早くできるのかどうか。しかも、積み残しが41億ほどあるんじゃないですか。それに決算後7億、ざっと50億近い。しかも、市に売ったのが7千600万余。どういうふうこれを位置付けるのか。矛盾を感じないのか。つまり、負担が大きくなるかという心配です。その点もう一ぺんお答え下さい。

- 公社事務局長(西川武雄君) 8月31日現在の取得額は、35億8千880万9千円でございます。

- 18番(直村静二君) 7億7千万円を入れてね。

- 公社事務局長(西川武雄君) それを含めてでございます。環境改善整備事業関連でございます。

それから事業運営についての金利問題でございますが、これはご指摘通り、事業の進捗状況によってかなり変わりますので、あくまでも、どの事業にしても用地が先決問題でございますので、用地の先行取得を重点的にやっていって事業等の張り付けをやっていく建前でございますので、金利等についても、先行取得の時点で関係上級官庁との話し合いは、十分関係セクションのほうで続けておりますので、ご了承願いたいと思います。

- 18番(直村静二君) 財政理事にお聞きしたいが、何らかの折れ合いが政府、上級官庁との間でどの程度ついておるのか。つまり、事業が遅れていくと、先行取得の金利がかさんでいくが、それについては、具体的に話をしているのかどうか。

- 総務部理事(庄司清君) 用地の金利負担でございますが、買い戻しの時点で金利が加算されて対象となっていくしますので、一応、その懸念はいらぬんじゃないか、かようにわれわれ

は思っております。

- 18番(直村静二君) そうすると、7千680万円市のはうが買い取った中には、金利も入れている。しかもその金額は、上級官庁に言えば、そっくりそのまま対象になる。そうすな。
- 総務部理事(庄司清君) 7千684万4千円という公社のほうから答弁がありました、この額の中に金利が含まれてるかどうかは、ちょっとわかりませんが、含まれておりましたら対象となっていきます。
- 18番(直村静二君) それは何割ですか、7千684万円全額ですか。
- 総務部理事(庄司清君) 7千684万4千円に利子が含まれておりましたら、全額対象になっていきます。
- 18番(直村静二君) もらう金は何ぼ、措置法に基いて3分の2ですか。
- 総務部理事(庄司清君) それは事業の種類によって補助の関係が違いますので、一概に何%と即答できにくいわけでございます。
- 18番(直村静二君) そうすると、事業が遅れていくわけですね。7千680万円の中に金利が含まれている。実際は7千500万円かもしれませんが、かりに金利も含んだものとして全額補助対象になるが、実際の事業によって変わると言いますが、事業といっても土地ですから、それを区別してもらったら困るといのが真意じゃないか。つまり、この土地を使って公園にするとか、学校を建てるとかによって補助金は変わるとおっしゃるのでしょうか。それは困るといんです。だから、国の補助対象に全額なるんだが、もらう金は何ぼか。措置法に基づく3分の2になるのか。種類によって違うとすると、ふえるはずがない。国に対してどういふふうに要望していますか。
- 総務部理事(庄司清君) 用地につきましては、機会あるごとに補助の対象になるように強く訴えておるわけでございます。10分の8とか、最高の補助率を適用していただくように極力当たっておるわけでございます。
- 18番(直村静二君) そうすると、はっきり言って3分の2は固いわけですか。措置法で決まるといんやからね。あとの3分の1が問題、しかも種類によってはその上にプラスになるものもあるという。上級官庁に強く訴えてるといのが、検討するとかの答えはあるんですか。
- 総務部理事(庄司清君) 明確にどの線まで対象としていくかについてはお答えはないわけでございますけれども、府も財政状況を勘案して、できるだけ市の負担の軽減に努めるというお答えをいただいております。
- 18番(直村静二君) 西川氏にお聞きしたいが、代替用地というのは、この改善事業の代

替用地の場合、これは補助対象にどのようなになるのか。あなたに聞いていいの、財政理事に聞いていいの、お答え願いたい。

- 公社事務局長（西川武雄君） 代替用地として提供する時点では、金利等すべて加算していくわけでございます。
- 18番（直村静二君） 代替用地として市に売り渡すということですね。
- 公社事務局長（西川武雄君） 代替用地ですので、市に売り渡すんじゃなく、権利者に代替として提供するわけです。
- 18番（直村静二君） 持家制度だって代替用地だと思う。買収して立ち返さしていただく方にも代替用地として買ってもらうという二つ含んで。いまの7億何ぼの分は、持家制度としては買うてません、単なる代替用地。
- 公社事務局長（西川武雄君） そうでございます。
- 18番（直村静二君） 持家については。
- 公社事務局長（西川武雄君） その中から持家の問題が生じてくるわけです。
- 18番（直村静二君） たしか今年度の予算では、持家制度の予算が8億出てるが、これについてはまだ手を付けてない。代替用地として何ぼか買うたるうちから発生するということですね。これについて市長にお聞きしたいが、持家制度に対する国の補助については、具体的に財政理事の答えはなかったが、これはどのように折衝してるんか。もう一度明確に、再確認のためにお答え願いたい。
- 市長（藤木秀夫君） 持家の分については、何とかの助成を仰ぐべく運動してるわけですが、まだはっきりした答えは出ておりません。
- 18番（直村静二君） いまのところは、折衝してるが答えはないということですね。公社の取得の件についてはそれでいいとして、金利についてもお答えがあったので、それ以上言うことはない。そうすると、先ほど答弁で確認したように、公社で買った土地はいずれ市に売り渡すんだけれども、それまでは公社用地としての性格のものだ、当然です。ただし、公社の理事長は市長である。少なくとも、地方自治体の長として、地方自治運営の立場からいって、立て看板については契約も何もなし。しかも、土砂搬入の場合は一部はずして入ってるという。こういうのはええことない。たとえば10枚あって4枚削ったというが、10枚立てて100%宣伝効果があると思う。土砂搬入で欠けてもかめへんという答弁ではちょっと困る。契約はないというが、それではこれを認める法的根拠は何か、これをお答え願いたい。一民間団体の立て看板じゃないですか。公社の公有地じゃないですか。それを土砂搬入で削ったというのではいかんじゃないか。法的根拠をはっきり言って下さい。

- 公社事務局長（西川武雄君） これらの貸し付けについては、別に法的根拠は生じんわけですが、使用者から願ひ出があった時点において、内容等を調査いたしまして貸し付けをしたわけでございます。
- 18番（直村静二君） 何らかの形で空地に立てた、空地という規定付けでよろしいか。
- 公社事務局長（西川武雄君） 空地です。
- 18番（直村静二君） 私のほうもそれを申請すればいけますな。
- 公社事務局長（西川武雄君） 先ほど申し上げましたように、内容等を検討させてもらい、使用を許可するということです。
- 18番（直村静二君） 内容は同和問題であればいいわけですね。
- 公社事務局長（西川武雄君） 今回の看板問題については、45年第2回定例会におきまして、狭山裁判の公正な審理を要望する決議がされておるわけです。その内容等から見て、あの看板については、われわれは適法と解釈して貸し付けたわけでございます。
- 18番（直村静二君） 公正な裁判を要求する決議には、私も文案について参画させていただきました。そしてでき上がった決議だと思っております。しかし、そういう石川青年の釈放とかいう言葉はなく、公正な審理を要求するというもので、市議会の決議の内容に従ってと言うが、議会の決議はそんなふうになっていない。その点いかがです。だから、思想信条によって考えるわけか、議会の決議に基づいてのことなのか、あなたも非常に判断に苦しむと思う。あえて同和問題認識の観点から言えば、私のほうも申請してよろしいかと言いたくなる。今後気を付けて誰にでも十分納得のいく答弁ができるようにしてもらいたいし、場合によっては、そういう規定付けを適用することまで考えてほしい。
- 公社事務局長（西川武雄君） 今後、これらの問題につきましては、内容を十分調査、検討したいと思ひます。
- 18番（直村静二君） 意見として申し上げておきます。
公正で民主的な10万市民が納得するにふさわしいものでなければならないという立場でございます。しかも、公有財産については厳格な規定があるので、それにはずれる場合はいかにということを意見として申し上げておきます。
- 産業衛生部長（宇沢清君） 公営浴場の周辺浴場の入浴料金の問題だと思います。過日、菊水温泉と信太山浴場の方が見えられ、公営浴場は非常に安いので経営難だという趣旨のもとに陳情されたことは出居してわかっております。問題はいま、公営の浴場は丸笠、王子、中央と3浴場がありますが、これらにつきましては一応、公営浴場法に基づく距離的な問題も加味した立地条件のもとに設置されております。今後、環境改善整備事業を行なううえにおいて、

おそらく公営浴場の整備等もあるわけでございます。これにつきましては本年4月、同和対策委員会の正副委員長のご努力によりまして、町会、支部、同和部長、私とで公営浴場運営委員会が発足され、それによって利用者に関する事項、入浴料、浴場の土地建物、その他浴場に関する事項を審議するために設けられております。この点は、私設の浴場に障害を与えないようにわれわれとしても取り組みたいと思っております。この点についてでございます。

- 18番(直村静二君) 産業部長のお答えはそれでいいが、すでにだいぶ前に陳情されておりますし、そのときのお答えでは、さっそく浴場委員会にはかって何らかの結論なり、方向なりをお見出しますということだったが、その委員会の報告がなかったのも、その後、委員会が開かれてどんなふうになったんですか。
- 産業衛生部長(宇沢清君) 現在まで3回はど運営委員会を開いておりますけれども、環境改善整備事業によって今後、新設されるといった場合、周辺の私設浴場に支障のないよう円満に持っていきたいという考え方は、基本的に運営委員会でも一致しております。その点は今後の問題として私どもは取り組みたい。ただ、現状の私設浴場が公営浴場があるために打撃を被るんだという問題につきましては、運営委員会としてはまだ検討しておりません。
- 18番(直村静二君) さすれば、この問題につきましては、これから具体的に委員会にはかり、基本的には、周辺地区の業者に打撃を与えないようやっていきたいということですね。そうならば、当然、周辺地区浴場の実態調査を市独自でやられるべきではないかと思う。もちろん、浴場委員会の方々がやるのも結構です。しかし、運営委員はすでに同和関係の役員や市の理事者が入るとるんやから、市独自で調査し、実態はこうだ、基本的には周辺にはご迷惑をかけないという立場ならば、要望に応じて案を出すことができますか。
- 産業衛生部長(宇沢清君) もちろん、新設される場合は周辺の浴場数、地域の人口を加味し、その周辺に私設浴場がある場合は、周辺の入場料は幾らかとかの実態調査をしたうえでないと、単に周辺に持っていくというような考え方は持ってありません。
- 18番(直村静二君) だから、そういう陳情があったという中で、具体的に把握する必要があるんじゃないかと言っている。ただ、困ってるんだ、ああそうか、というわけにもいかない。困ってるんだということについて、最近3カ月とか半年、1年間の実態を概略でも把握する必要があるんじゃないか。ただ、新設についてはいろいろとやる、そらそうでしょう。しかし、これはいままでそういう事態があったということで業者が陳情してるんだから、その言い分を100%は無理かもしれないが、少なくとも、損害の実態把握はこういうふうに行なってる、今度、新設の場合はこういうふうにするんだという参考になる。業者から言ってきたことに対して、市が委員会で何ら検討せず、基本方針というだけでは片手落ちではないか。その点

どうですか。

- 産業衛生部長（宇沢清君） 従来、私設浴場、公営浴場が存知しておる中で、いまだちにそれらの問題を改善せよといっても無理なんです。はっきり申し上げたら、現実に三浴場は、すでに私設の浴場の了解のもとに建設されてると思います。その点、われわれは今後、より以上に損害を与えんように取り組みたい、今後の問題として取り組みたいと考えております。
- 18番（直村静二君） あんたは同対審の答申をどう読む。国民的課題として、国民の支持を得てやっていくんでしょう。そうすると、周辺地区の方々の業者の要望があれば、同和対策の派生問題として真っ先に取り上げて実態調査し、概略なりを知って今後の新設の参考にするという姿勢が必要ではないか。

和泉市の場合、同和問題は最重要課題として取り上げてやってるんでしょう。その問題が業者から出れば当然実態を把握する。私は何もどうせ、こうせと言ってない。実態把握して今後の参考にするというのであればいい。そうでなかったらぐあい悪いんじゃないか。同和問題の認識というのは大変ですよ。意見とか、疑問とか、関心が高まる。だから、市としては10万市民がなるほどと思う筋の通ったことをやらなければいかん。国民的課題ですからね。私は何もむずかしいことを言ってない。実態把握して、市が独自で調査するのかどうか。その答えはどうするか知りませんよ。参考に使うとか、業者の方も待ってるんじゃないですか。調査させていただきます。どうなんですか。株式会社とかになってませんから、オール100%、貸借対照表とか損益計算書はわかりませんがね。

- 産業衛生部長（宇沢清君） ご指摘の点はよくわかります。それがために浴場運営に関する審議事項として取り上げておるわけでございますので、ここでどうするかは、はっきりお答えできません。だから、委員会において、それらの点は、陳情された時点において第1回委員会の報告はいたしております。
- 18番（直村静二君） だから、私の言うのは、実態把握するのかどうか、ここで言えないのはおかしい。市民からの要望ですからね。
- 議長（松尾千代一君） 産衛部長はちょっと研究不足の点があると思う。そこで実態把握するについては、たとえば幸地区から菊水温泉へのぐらい行ってるか。利益という問題がからんでるから、そういう実態を調査しなければいけないということなんでしょう。
- 18番（直村静二君） 三者の浴場委員会ではかって、そこで実態調査するというのか。それとも私が言うのは、市独自でできるんじゃないか、しないと云ってる。あなたはいま、どうもできませんと言うのがおかしい。だから、委員会にはかってするのか。それとも市独自で希望を聞いてやってはどうかと云ってる。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） ただ、私はできるとか、できないとかの問題ではありません。委員会は諮問機関ですから、私の権限でこういたしますと提起し、委員会の中で議論して市長に答申するという形をとりたいわけです。

○ 18番（直村静二君） そうすると、私のほうとしては実態把握させていただきますということを委員会に提起する、それは諮問機関ですから結構です。

○ 議長（松尾千代一君） 次の答弁。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 同対部より組織運営問題についてお答えいたします。

組織問題は、市同促の組織についてのご質問かと思えます。市同促、つまり正式には和泉市同和対策事業促進協議会ということで46年8月、市議会で規則が制定されております。

なお本会の趣旨、目的につきましてはご存知の通りでございますので、省略させていただきますが、特に組織委員につきましては、同対部案でございますが、先日来の特別委員で申し上げた通りでございます。

現在、地元住民の中で総合計画委員会なるものが設立され、いまやその頂点に達しているという現状でございます。こういった明るいムードの中で、まことにわれわれとしては喜ばしいと考えております。このことは少なくとも、本事業遂行について、一切の問題点を超越した何物でもない、いわゆる一路、事業遂行に向かって地元住民の代表なるものの集合体であると考えます。

したがって、この委員会の性格は、少なくとも、地域代表による集まりであることは論を待たないところであります。その意味で今後、この委員会にかける期待の大きいことは言うまでもありません。少なくとも、地元住民による計画事業を遂行させるための組織の性格を持っているものであります。

したがって今後、市同促との関係につきましては、専門的な要素もあるので一緒に考えていく必要に鑑み、その推移によりまして、市同促との関係を明らかにしていきたいと考えておるものでございます。

以上のことから同対部といたしましては、地域一体化の中で1日も早く部落完全解放のための本事業を遂行すべく、そのために本委員会を重要視し、強力で推進していきたく考えております。

いつごろ、どういう内容でというご質問でございますが、先に申し上げた通り、今後は本会をよりよく前進発展させる中で、議会の特別委員会にも、また議員の方々にも明らかにしていきたい、ご意見等も含めてやっていきたいと存ずるしだいでございます。その点につきましては、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

なおいずれにしても、いままでの遅れを1日も早く取り戻すために、われわれとしてはせい一杯努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 18番(直村静二君) 文書を読み上げてますので、私もほしいのですが、一般質問ではいかんで、ちょっと聞き漏らした点についてお尋ねしたい。

地元では総合計画委員会とか…。

- 同和対策部長(佐原行雄君) 総合計画委員会、仮称です。
- 18番(直村静二君) この地元の総合計画委員会は町会、解放同盟、市も入るわけですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 総合計画委員会の現在の性格は、運動側と町会、すべての町会が入り、市は入っておりません。
- 18番(直村静二君) 46年度から設置されなくてはならん同和促進協議会は、この総合計画委員から選んでいくんですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 同じことを繰り返しますが、その点につきましては、総合計画委員会の推移によりまして、市同促との関係を明らかにする中で決めていきたいと思っております。
- 18番(直村静二君) そうすると、問題の発端は、窓口一本という確約書を結んでいることです。予算関係も出ておりますから、私はそう見るんですが、それ以前に、なぜこの総合計画委員会をつくる前に市として地元でつくらなかつたか、これは問われるんじゃないかと思う。私は何度も早くつくらないかん、議会の議決も得ている。しかもいま聞くと、この総合計画委員会の推移によって推進協議会ができるんだという答えになってますが、一こうに性格ははっきりしてない。その点は残念です。だから、いままで進めてきた事業は、地元の総合計画委員会のない間、さらに議会の議決のあった協議会もなしに進めてきた、このことはお認めになりますか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 単力直入なご質問ですが、われわれとしては当然、そういうことも踏まえまして、いずれにしても、遅れを取り戻すんだということでせい一杯努力していきたいと思っております。
- 18番(直村静二君) そうすると、認めたということと、せい一杯前向きで遅れを取り戻したいということですが、さすれば、そこで推移によって決まるということなので質問した。答えとしては、なかなか納得いかないので、仮定の問題として聞かなければならない。推移によって決まるのなら、たとえば総合計画委員会から推進委員が選ばれる、20何名ですか、選ばれた場合、窓口一本という確約書は破棄されるのかどうか。これは市長から明快に答えてもらわんといかん。地元住民の納らしたものでやりたいということですから。
- 同和対策部長(佐原行雄君) ただいまのご質問、私からお答えいたします。
窓口一本化云々とは、これは特に建設を伴うものについての総合計画委員会でございますの

で、何ら窓口一本化との関係は、従来通り窓口一本化には変わりないと思います。

- 18番(直村静二君) なるほど、そうすると、地元の総合計画委員会は、単なる同和事業の建設問題のためだ、建設事業の委員会だということですね。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 現在はそのような形ですが、将来については、なおこの委員会のたびたびの会合の中ではいろんな問題について、事業の推移によります。
- 18番(直村静二君) そうすると、推進協議会の委員はどないして選んでいくんですか。同和問題の建設事業の推進委員ではないんですよ。同和問題の社会、文化の啓蒙とか、いろんなものを含んでいる。特にあなたの答弁では、総合計画委員は建設事業の委員、その推移によって協議会の人選も変わるんだということでしょうが、それが一こうにはっきりしてない。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 総合計画委員会の委員につきましては各町会長、支部の三役の方ですが、今後、それらの委員会の発展の中であらゆる階層に向けてやっていく、このようにわれわれも承知しております。
- 18番(直村静二君) 私も質問むずかしいですわ。総合計画委員会が全体のものだと思うから聞くと、そうやない。建設のほうだという。具体的に推進協議会の委員はどうやということ。今後の推移によってというだけで、依然として議会で議決された推進協議会は当分でない。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 申し遅れましたが、25日の晩には、すでに1号線沿いの説明会でも、この委員の方が出席しておりますので、総合計画委員会なるものの性格がはっきり出ております。
- 18番(直村静二君) すでに総合計画委員会は、形式はともかく、内容としては委員の役割を果たしているということで行くんですね。これは市長並びに総務部長に聞きたいが、推進協議会の委員はそういうものでいいんですか。市長の任命で決まる。レールの上に電車を乗せて初めて走るのに、レールなしで電車だけが走ってる。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 私の説明が古足らずの点がございましたが、総合計画委員会は市長の諮問機関ではありません。あくまでも、地元の中からあらゆる問題を超越して設立なったもので、市同促とのかね合いについては、いわゆる推移を見てわれわれは対処していきたいということでございますので、全然、市同促とは性格が違います。
- 18番(直村静二君) もぐりの委員ですね。事業の遅れもわかっておりますし、推進委員もできてない。しかも、総合委員は何もそういうものではなく、建設だけの委員ということですから、全くいつできるのやわからないという。これではレールを敷いて電車を走らす作業はしていない。全く市の怠慢であるとともに、同和問題を十分認識していない。いろいろ立場

があつてうまくいってないということは、市として市民に対して公正な、地方自治法に基づいた執行をやっていないということの確認をしておきます。

次に組織問題の非常勤についてお答え願いたい。

- 同和对策部長（佐原行雄君） 先ほどの確認でございますが、われわれはせい一杯やっているものでございますので、その点はご了解願いたいと思います。

非常勤嘱託の相談員のことについてお答え申し上げます。

相談員としての位置付けにつきましては、従来の各地区の決定した人数、各施策は、いままでの議会のご質問にお答えした答弁と内容的には一切変わっておりません。特に相談員が支部の役員を兼ねてることについてのご不審のおありのようでございますので、一言申し上げます。

その理由といたしましては、同和問題に対する認識の高い人、その地域の実情に明るい人という条件に、その方たちは全く適合すると判断しております。そういった結果によりまして判断しておりますので、ご了解願いたいと思います。

同和問題、つまり部落の完全解放をすることは、口幅ったいようでございますが、国の同対審の答申を受け、同和对策事業の特別措置法に基づく国及び地方公共団体の責務の明確化により、これを迅速かつ計画的に実施する義務付けがございまして、先ほど申し上げた条件により、人材が自ら必要になってくるものでございます。

本来、原則的には、直村議員のご指摘のように、会館職員の必要数の確保の充足もさることながら、一定の勤務時間に拘束される形ではなく、日夜を分かたずその業務を遂行できる人材もまた相談員としての必須条件ではないかと思ひます。

以上のような理由により、各セクションにより選定されたものでございます。

- 18番（直村静二君） 私が言ったのは、同盟という団体があり、当然、多い少いは別として会費を徴収してる。それと市から助成金なんかも出ている。これも事業内容によって違うわけですが、その団体の事務員の費用は事務費でまかなうべきではないか。同時に非常勤嘱託の場合、身分としては、明らかに予算措置上では市の職員と同様、健康保険、互助会に入っており、しかも嘱託である以上は、一定の市の管理監督というものはあるんじゃないか。それについては、この前の議会ではないんだという。なぜか、相談員となれば報酬も月額でない。さらに相談員である以上は、あなたの答弁のように、同和問題の認識の高い人となってくると、おもに事務部内と政治的ないろんな運動の人とが必要になってくる。具体的にお聞きしますと、男16名、女10名について、役員の方は何人、事務の方は何人か。また事務の方は相談員になるのか、その点矛盾を感じます。事務員であれば、事務費という形に切り換えるのが至当ではないか。まして、市の互助会にも入ってるということですから、切り離して考えるべきでは

ないか。それとも市の職員に昇格していくのが、はっきりお答え願いたい。

- 同和対策部長（佐原行雄君） お答えいたします。

互助会まで入ってるということでございますけれども、現在入っておりません。健保だけです。事務的な云々ということですが、相談員の活動範囲が非常に広がりますので、もちろん帰ってきて事務的なことをすることもあります。その点現行の各セクションで、その相談員の活用というものを図っておりますので、それらにつきましては、十分やっていると考えております。

- 18番（直村静二君） そうすると、男16人、女10人の方のうち、役員である人と役員でない人の数だけ。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 役員というのは、具体的にどういうことですか。

- 18番（直村静二君） 労働組合の場合三役、執行委員とかあって運動方針等を決め、あと会計とかあります。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 現在の支部の執行委員とか、三役を考えてこの相談員を決めたものではありません。執行委員の方もおれば、執行委員でない方もいるということです。

- 18番（直村静二君） 何人おりますか。執行委員は何人が聞いてます。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 詳しい資料は持ち合わせておりませんので、概算で申しわけないですが、役員と称する方は7,8名でございます。女子は現在8名で、この方たちは役員ではございません。

- 18番（直村静二君） この問題については、私は改善を提案したが、全然納得のいく答弁はなかった。どうかこれはやめてもらいたいと申しておきます。

次は教育行政。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

お説の国鉄沿線西側の富秋、池上の開発行為は非常に積極的に行なわれております。これらの地域の将来の社会増による人口を推計いたしまして、当然、義務教育施設、幼稚園等の位置付けが必要と考えられます。本年度早々、これらの実情調査を行ないまして、義務教育施設等の位置付けを明確にすべく、その敷地の確保について、環境のよりよい場所ということで実地調査をいたしました。近く内協議を整え、具体的な方針を立てて参りたいと思います。

なおもう1点の富秋団地内の泉大津等の境界の入り乱れている、また飛び地等の問題で住民にご迷惑をおかけしてるということでございますが、これらの点についての義務教育諸経費につきましては現在、泉大津との行政協定に基づいて負担しております。幸い、本市と大津とのこれらの行政を調整すべく、協議会まで発足、推進されているという実態に合わせ、その方向と

相待って解決して参りたい、かよう考えるのでございますので、よろしく願いいたします。

- 18番(直村静二君) 教育長にお聞きしたいが、小学校、幼稚園について先般来、請願もございました。厚生文教委員会の関係で一応、議会報告のかつこうはあったが、教育長としては、その点については、委員長報告とは関係ないというか、それにこだわらずというか、やはり阪和線西側の学校建設はどうしてもやらなきゃいかんという立場と思う。

ところが私が見受けるのに、どうも厚生文教委員会の報告によって一步後退したんではないかという地元民の声があるので、積極的に実態調査なりをして、また父兄なりに説明会を開いて計画を出していくことを具体的にやってもらいたいと思います。そうして市のほうから積極的に出向かないと、一体どうなってるんか、われわれが要望したんではないかとなってますので特に実態調査の結果からいって、もう一度積極的にやる気があるかどうか。

- 教育長(葛城宗一君) で指摘ごもっともでございます。委員会としての大方針は、希望いたします用地の権利者調査まで完了し、決定しております。庁内協議と申しますのは、上司との協議を整えそのうえでお説の通り、地元にも積極的に話しかけ、協力方を呼びかけて参りたい、かよう考えるのでございます。

- 18番(直村静二君) そうすると関係者で協議、用地取得、この点が難問だろうと思えます。それが具体的に進むならば、来年度早急にやるという決意があるかどうか。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

現在の開発行為からみて、1日も早く用地を確保しなければ立ち遅れてしまう、やや立ち遅れの懸念のうえに立って積極的にやっていきたい考えを持っております。

- 18番(直村静二君) 前向きの答えですが、危惧するのは、なかなかこれは建たんのではないかと思うので、あえて言ってる。今後とも、教育長の答弁通りにひとつ全力をあげてやってもらいたい。

それから、これをやるなれば幼稚園の併設が国の方針でしょう。

- 教育長(葛城宗一君) お説の通り、現在、中教審の答申にも4・4・8制という基本的な構想もありまして、将来を見通して併設の考えを持っております。

- 18番(直村静二君) 具体的に地元から陳情があるので、その点で教育長の積極的な努力を期待しておきます。

富秋の問題は、議員の選挙にどっちへ行くかによって関係する。泉大津の議員は再来年が選挙なんで、いまがチャンスではないか。大津で促進の決議とか、そんな動きもあるので、確認して下さい。

- 総務部長(坂口礼之助君) 最近、富秋団地の一部の方々から、早く飛び地解消の促進をや

っていただきたいという陳情があったことは確認してございますが、泉大津のほうで、それだけ先にも議決されたということについては確認しておりません。

- 18番（直村静二君） そういうことをちょっと聞いておりますので、委員会か、本会議か知りませんが、いずれにしても、そういう動きがあるということですから、和泉市としては早く解決すべきです。選挙が不便、戸籍、消防の緊急の場合不便です。郵便でも、一般郵便は1日も遅れるということ。また教育上、行政上、泉大津の催し物にも招待されない。これはゆゆしいことで非常に困るわけです。市長も、これは両市の協議会があるが、便法的にも何らかの改善策はないもんかと思う。まあ繁和方面でもいろいろあると思いますが、まとまった団地です。もし確認されて、そういう決議があるとすれば、便法上もっと早く仮認定というか、何らかの方法はないもんか、早急に研究してでもやってもらいたいと思います。

- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

ご承知の通り、泉大津、忠岡、高石等との境界線につきましては、かなり入り組んでいるという現状でございますし、かつその中で富秋一帯の飛び地が非常にたくさんあります。そのことのために行政上、住民にご不便をかけていることは事実でございます、これを解消すべく、両市間の協議会が発足していることも事実でございます。

たまたま、昨年来、実態調査等を両市間で進めて参っておりますが、泉大津さんの都合等がございまして、現在、ちょっとその業務が停滞している状況でございます。それは関係議員さん等もよくご承知かと存じますが、両市間等の境界変更は、抜本的な将来を見通したものであることが1つ。それから現在の境界線の特にひどい部分だけを修正していく。同時に飛び地は優先的に解消していく方法とか、3つほど方法が考え出されているわけなんです、両市間の合意を得られることがまず先決条件でございますので、たとえば第2版和国道を設定して、それを両市間の境界線に持っていくというような抜本的な飛び地解消並びに境界変更につきましては、現在ちょっと進みかねてございます。

それで現段階では、当市からは、先ほど直村議員さんのご指摘もございましたように、まず飛び地の整理、それから極端な出入りのある境界線を一段階として整理する、この程度のごとをまずやりましょうと泉大津側に提案してございます。

その点につきましては、まだその段階では、段階的にやりましょうという基本的な考え方は一致しておりますが、それではどこまでということについては、いま、協議を進めている状態でございますので、鋭意、そうした市民のご不便を解消していくよう努力したいと思っております。

ただ、暫定的に住宅公団の富秋団の部分の行政権だけを泉大津に全部譲渡するという方法は

ございません。できるだけ住民のご不便を解消するために、先ほどの教育長の答弁にもございましたように、行政協定によりまして、極力そういうご不便を解消すべく手は打ってございますが、選挙権とか、課税権とかは動かし難いものでございますので、ご了解を賜りたいと思います。

- 18番(直村静二君) いまの答弁でよくわかりますが、抜本的な解決策として第2阪和とか言いますが、選挙がどうだとかいうことで政治的にこれを動かしてはいけない。だから、抜本的な解決というのが、時間がかかればダメなんで、まず飛び地の整理をする。大津はそういう決議をされてると聞いてますので、この際、和泉市も積極的に乗ってもらいたいと思って申し上げたんです。

大体は教育長と総務部長の答弁で了解はしますが、池上地区は早くやってもらいたいということ。これは単に教育委員会だけでなく、史跡公園もあり、公社の関係もあるので、都市計画とかも総合的に信太山の西側ははっきりせんと、これから何ばでも人口がふえてくるので、市長から確認の意味で総合的にやらせませうという答弁をお願いいたします。

- 市長(藤木秀夫君) この問題については1日も早くやるべきことで、ただいま総務部長からも答弁があったように、会合は発足いたしました。相手のある問題で一応、停滞している状態でございます。ご了解賜りたいと思います。
- 18番(直村静二君) 泉大津は決議なんかあったんで乗り気なんで、市のほうで確認してもらってほしいと言ってる。大津のほうはよからうという動きがあったので、たしかめてもらいたい。

教育長は小学校、幼稚園は池上地区に必要やということですが、教育長に任すんだというのではなく、公社なり、都市計画を含む総合的な形でやりなさいと市長に言ってる。市長の態度はどうかと聞いた。

- 市長(藤木秀夫君) 飛び地の問題は第1番に解決されるべき問題だと考えて努力したいと思えます。これで直村議員さんの質問される問題が解消されるわけでございます。
- 18番(直村静二君) 飛び地の問題が解決しないと、池上地区の小学校、幼稚園はできない。教育長、それでよろしいか。
- 教育長(葛城宗一君) 十分内協議を整えたいと思えます。
- 18番(直村静二君) 市長、教育長は十分内協議を整えますというが、あなたの答弁通りいかん。飛び地の問題を解消せんと池上地区の小学校、幼稚園はできない。富秋団地については飛び地の解消はできない。十分内協議を整えてやってもらいたい。他の部課長にもお願いしたいが、市長は10万市民の立場から行政を運営するわけです。議長、確認しておきたい。私

の質問に対して、市長、教育長のすれ違いになると、一般質問させてもらっても不安でしょうがない。議長からも十分注意していただくようお願いしておきます。

- 議長（松尾千代一君） 次の答弁。
- 助役（辻忠夫君） この問題につきましては、前にも私からお答えしたので、私からお答えいたします。

市長会で再三検討いたしまして、その結果は新聞にも出ておりますので、ご承知のことと思います。本市は他市と違い、専業、兼業農家が調整区域内にたくさんございます。市街化区域内の宅地並み課税の農地は、他市のように調整区域を持たない状態のところのように補助、助成はできない、かように存じます。専業、兼業農家もあの程度ならという得心がいきますように、一般市民からも了解できるような点を考慮しなければならない。したがって、市街化区域の農地につきましては、一定の基準を設けまして、登録農地というものにして、それに則った農地に対しては、市の財政の許す限り、ある程度の助成をしたいということでございます。どういふ条件を登録農地に織り込むかにつきましては、担当しておる部長、課長に原案をつくるよう現在、話をいたしておりますので、それができましたら、関係者が集まって決定をいたしたい、かように存じます。

- 18番（直村静二君） 大体わかりました。違いの点は、調整区域が多いからということですが、他市でも調整区域はあります。よその真似をせよといってるのではないが、いつごろ、その案ができますか。あくまでも地方税法に基づいて令書が発行されますので、助成金なり形が変わって農林になるんか、課が変わると思う。その点市長部局で十分な協議を整えないかん。しかし、これはいつごろやるんか。そのめどについて、また農業団体とも協議する必要があるのではないか。一応、税については取るんだという建て前だと思いますが、いつごろできますか。

- 助役（辻忠夫君） これについては、できるだけ早いうちに出したい。令書が出るのとタイミングを合わせるように案を決めたいと思っております。

- 18番（直村静二君） 案ができたら一べん重要な施策ですので、各議員に配ってもらえますか。約束できますな。

- 助役（辻忠夫君） 案ができれば、常任委員会を開いていただきまして細かくご報告、ご説明申し上げたい。税となりますと総務、農林となると産衛になります。

- 18番（直村静二君） いずれにしても案ができんことにはどういふ言えないので、結構です。

- 17番（山田清二君） 委員会に理事者から直接議案を出すことはありうるんか。当然、議

会に提案されて委員会に付託されるんやったら話はわかるが、いつもうちの委員会は事前審議のようなかっこうですが、そういうことじゃなく筋を通すべきである。

- 議長（松尾千代一君） そのことについては後日、理事者に申し入れていただきたいと思えます。この件につきましては、ただいま助役さんの答弁のように後日、委員会にはかられることと思えます。

次に福祉行政について。

- 市民部長（小林一三君） 2点についてお答えいたします。

第1点の65才以上ということでございますが、本日から開会の府議会に、来年1月1日から65才以上について、府の単独事業としてやろうということで上程されるという情報も入っております。したがって、議員さんご質問の人員なり、金額ということでございますが、人員は老人福祉月間でございますので、大体、65才と6.6才で千5、600人と推定しております。

なお金額ですが、もちろん、これらは特定な年齢層でございますので、府から後日、打ち合わせはあると思えますが、当然、実施に当たっては、府議会の議決を得たのち、本市においても12月定例議会において条例並びに予算のご議決をいただき、実施となると思えますので、その際に詳しく説明させていただくことになると思えます。

第2点の乳幼児の医療無料化でございますが、その方向につきましては、現在、衛星都市でも2、3実施されてございますが、関係医療機関との十分な協議をさることながら、現行の本市の一般救急の中で単独でいけるかどうか、確たる方針というものを持ち合わせてございません。そう言う事情でございます。

- 18番（直村静二君） 65才以上につきましては、本日から府議会が開かれて上程され、来年からやる。今日は、10月1日から茨木市が実施すると出てますが、私はこの問題については、前にも請願が出、早く実施してもらいたいということでした。和泉市の財政ということですが、早晩、実施されるのは大勢の赴くところ、はつきりしておったと思う。それを府のぶら下がりということで、何ら和泉市としては自主性がないということでございます。その点非常に残念だと思います。また国においても一定の補助が出ますので、かなり前進しやすい状態になったと聞いておりますので、来年から実施するということは確認できますな。
- 市民部長（小林一三君） 当然、府議会で議決されれば、本市も府の単独の場合は5分の4、5分の1は市負担ということで実施され、12月議会に上程させていただきます。
- 18番（直村静二君） 府で決まっても、和泉市は金がないからやめとこうという心配はない。府が決まれば実施しますな。
- 市長（藤本秀夫君） 部長の答弁通りでございます。

○ 18番(直村静二君) そこで乳幼児については、私たちが言ってるのは3才児までですが差し当たり、すぐ実施する決意はないのか。何か1つ、市長は福祉優先を掲げてるので、何か先がけてやる気はないか、ご答弁願います。

○ 市長(藤木秀夫君) それについては検討しておりますが、なかなかむずかしい問題でございます。

○ 18番(直村静二君) 最初の答えが本音でせにがない。せにがなくても府が決めればやるという。ちょっと不人情ですな。いまの乳幼児についてはせにがなからと。あなたは福祉優先と言ってますから、あなたもしばらくの命ですからね。意見だけ申し上げてきますが、これは大勢の赴くところ実施されるということでございますので、非常に遅れてる和泉市の福祉をあなたは一こうに進めようとしなことを残念に思いますので、今後ともきびしく追及していきます。大きな運動になってきますので、あなたが十分応えるように、要望も入れて終わっておきます。

○ 議長(松尾千代一君) 次の答弁。

○ 土木課長(中尾宏君) ご指摘の場所は、和泉泉南線と市道と和泉中央線の接点であります。したがって府道側溝でございます。過去、あの周辺でいろいろと問題がございましたが、府道側溝ということで、市のほうから管理者である鳳土木に通報しております。そして問題の処理をやっておりましたが、今後もそのようにして進めていく予定でございます。

現在、和泉市を通過しておる大阪府道は8線、延長約5万メートル、これを和泉市のほうで問題解決することは至難と考えますので、一応、和泉市が大阪府の管理事務所である鳳土木に通報してやっていく方法をとっていきたいと思います。

以上です。

○ 18番(直村静二君) いまの答えはそれでいいが、私は質問の中でニチイの前の府道と市道の接点の溝はどこに責任があるか、府か市か、共同でやるんかということですが、それのお答えがない。

○ 土木課長(中尾宏君) 大阪府が責任を持ってやっていくように今後も進めていきたいと思えます。

○ 18番(直村静二君) そうすると、市道との接点で、片方の市道のほうは高いというか、削ってもらわないかん。市の責任がないとは言えないと思う。それも府に頼むなんて果してけるんかどうか、その点心配です。

○ 土木課長(中尾宏君) 若干、勾配ができておりますので、実施に移す場合は、大阪府と協議してやらないかんと思えます。

- 18番(直村静二君) 実際上は協議してやるということですから、市民が市に頼んだ場合市に責任があるということですね。市民に対する責任は市が持たないかん。そして府にいくという建て前、実際上の問題をはっきりお答え願ったらええと思にます。
- 土木課長(中尾宏君) 工事の施工については、大阪府に責任を持ってもらいます。
- 18番(直村静二君) 府道の溝が詰って被害が出た場合、市のほうに言っても、市から府に言うてもなかなか聞いてくれへん。近所の人から鳳土木に言うても効き目があった。それでは困るということです。市に行ったが聞けん。「あんたから鳳土木に電話入れて下さい」、そんなことが堂々とまかり通るようなら、皆、市を通らんと府へ行かないかん。そのへんだけはっきりして下さい。あなたは協議と言うが、市から言うても聞けへんということでは困る。私らはしょっちゅう電話入れないかんが、その点の歯止めをきっちりしていただきたい。
- 土木課長(中尾宏君) 事実私のほうから鳳土木に通報するとともに、市民のほうからも通報して下さいと申し上げております。私のほうが受けた場合でも、1日も早く、1時間でも早く復旧して下さいとっておりますが、市民と共同して早期に工事の施工を凶りたい、そういうことでございます。
- 18番(直村静二君) 結構なお答えをいただきました。具体的に困った場合は市民と共同してやります、私も共同してやりますので、大いにやってもらいたい。最後の詰めとしては、府に言う共同もある。それがあかん場合は、市の責任で掃除ぐらいはやる。
- 土木課長(中尾宏君) 1カ所ならばいいんですが、粉河線ならば和泉山脈の頂上まで大阪府道がございます。
- 土木課長(中尾宏君) 1カ所ずつやってもらえば結構です。特にひどい場合はやるということですね。杓子定規やない。市民と共同して実際の解決をなさい。
一言、意見だけ申し上げます。
いろいろ質問してお答えをいただきましたが、何も100%の回答は初めから求めておりません。しかし、市長答弁の中で問題がはっきりしたのは、信太山の自衛隊基地につきましては市の発展を阻害するという見解、これはまことに前進しております。各部課長はこれを踏まえて払い下げを受け、住民のための都市計画を進めてもらいたいと要望しておきます。
さらに同和問題につきましては、やはり私の質問した中でも理事者が確認されておるように非常に遅れている。同時に組織運営の問題、確認しておるにもかかわらず、窓口一本は続けるというが、絶対に承服できない。憲法、地方自治法違反だと申し上げておきます。非常に長時間でしたが、以上で終わります。
- 議長(松尾千代一君) それでは昼食のため午後1時まで休憩させていただきます。

(午前11時55分休憩)

(午後1時10分再開)

○ 議長(松尾千代一君) それでは午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次に17番、山田清二君。

○ 17番(山田清二君) 答弁は簡潔にお願いします。災害防止の問題の中で、まず排水路の問題でございますが、最近、開発がだんだん進んでいくと、いままでの山林あるいは田畑が宅地になっていく。そういう状況の中で、排水路の整備が全く行なわれていない。もし、されたとしてもほんの部分的なもので、開発された部分、部分だけ、それが下流に通ずるところは旧来のままである。したがって、少し雨が降れば浸水騒ぎが起こっているが、こういう問題をどう解決していくか、また、どのように対処していくかということは、過去、10余年にわたって質問し、お願いしてきたことなんですが、まだ一こうにその成果が現われようとしていない。こういう問題について、いままでどのようにしてきたのか、また今後、どうしようとしていくのか、あるいは現実に浸水騒ぎが起こるところの市民に安心した生活ができるようにしていくとするのか、この点を質問いたします。

さらに浸水とかの緩衝の役目を果たしておいたといわれるため池が年々減っており、しかも残っているものは非常に危険な状態のため池が多数見受けられる。こういう残っている危険性のあるため池の管理は一体、誰がやっているのか、あるいはその安全確保のための補修等については、一体、誰が責任を持つのか、こういう問題についても明らかにしていただきたい。

次に衛生でございますが、これもたくさんありますが、特にごみ収集の問題でございます。最近、省力とか、大型化とかいうブームが出てきて、ごみの収集車がだんだん大型化していく。それに伴って狭い道路には全然入って行けないような大型の車が次から次へとできていく。いままでは車が入ってきて集めていったごみを、全部車の通るところまで出さなければならぬ。しかも、その付近のごみを集積する場所がない。したがって、車のくる時間に持って行かなければ間に合わないという状態が起こって相当な期間になり、いろんなところから苦情が出、また解決方を要望されながら、解決されるどころか、だんだんその傾向が深まってきている。

いま、ごみの収集は全面的にほとんど委託でやっておられるけれども、ごみ収集の責任はどこにあるのか、業者か、市が責任を持つのか、この責任の所在をはっきりしていただきたい。

また通告の3番目でございますが、これを先ほど議運のほうから「その他」という字句が入っているために取り止めよということでもございましたので、この質問については取り止めます。

以上の2点、納得のいく答弁をお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁

○ 建設部長（中塚白君） それではまず第1点の排水路問題についてお答え申し上げます。

ご指摘のように現実、排水路につきましては、これはもう毎回、そ上り上っておりますが、現在までの補修等につきましては、遺憾ながらどう計画しておるかについては、卒直に申し上げて現時点ではございません。ただ、本年はあまり災害がございませんでしたので、あまり大きな問題はなくてすんだわけでございますけれども、行政上、天任せということはいけなことは、われわれも十分存知しておるわけでございますけれども、非常に申しわけございませんが、流域下水道計画に合わせて、実は最終の追加議案にも上程させていただいておりますけれども、少なくとも、公共下水道の基本計画を策定するための予算措置をお願い申し上げます。

と申しますのは、ご承知のように流域下水道は当然、汚水の終末処理場は大阪湾沿いになります。汚水の問題は、流域下水道の計画と合わせてやりますが、雨水の問題が当然、生じて参ります。これも合わせて私どもはやりたい。流域下水道の計画決定については、来年度早々になるであろう推定のもとに、われわれもそれに合わせて雨水、汚水について市域全般にわたって再検討し、計画を樹立したいということで現在、その事務的作業を進めて参っております。具体的な内容等につきましては、ある程度の計画立案のうえでご審議をわずらわしまして、現在までどう計画を持っておるかとなりますと、残念ながら、いまこの場所ではお示しできないというのが実態でございます。

なお浸水問題等につきましては、一応、応急措置ながら何とかいまままでやってきたのでございますけれども、これの処理も限界にきております。と申しますのは、かんがい用水路即排水路に兼用している現状から非常に問題がございます。特に光明池水路にからむ問題につきましては、光明池ともいろいろ協議し現在まで進めてきたのですが、現実そんな生やさしいものでないことは、われわれも身にしみ感じております。今後、天任せという行政のあり方ではいけないということは、われわれも考えてございます。残念ながら、現状は天任せというのが実態でございます。本年度、あまり災害がなかったからということで無為無策に放っておくつもりは毛頭ございません。いま、申し上げましたように、計画の全ぼうにつきましては、本年度に何らかの形でお示しできると思っております。また、そういうつもりでやっておりますので、ひとつこのへんでご理解いただきたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 次の答弁。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） ただいまのご質問は、ため池管理並びに補修の責任は誰にある

のかという2点のご質問でございます。

すでにご承知だと思いますが、もともと、ため池施設なるものは、昔から農業施設の1つであったという観点から、現在に至りましても、こういうため池の管理並びにそれらの施設補修の責任等につきましては、やはりかんがい用水を必要とする地元農家の管理責任といった位置付けがなされております。ただし、数年前から市街化の進む中において、住民の安全性という立場から、国、府における助成措置の考え方としては、やはり市民の防災といった面を考慮され、それなりの助成制度は働いておるといことでございますので、ご了解願いたいと思ます。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） お答えいたします。

ごみの収集の件でございますが、議員さんご指摘の通り、小路地に対する収集が行なわれておらないということでございますが、これにつきましては、私どもが業者と話し合いして、あくまでも車の通るところは、小路地であろうと収集せよということによっております。そして市民からの苦情があった中で、われわれ市の職員が業者と現場で立ち合いし、車の通るところは通らせるようにしております。

第2点の収集の責任はどこにあるかということでございますが、あくまでも市でございます。

以上でございます。

○ 17番（山田清二君） 水路の問題ですが、残念ながら、いままで何もできませんでした、その通りであると思います。今後、いろんな計画をつくるということですが、それも当然必要ですが、当面の問題、今年のはたまたま水道のほうでは難儀したかもわからんが、雨が少なかったので浸水等の被害はなかった。けれども、これで安全とは言えないわけです。たとえば大阪府下、和泉市の過去の実績から最高の雨量がどれだけあるかまでは調べてませんが、いままでにも、少し雨が降れば必ず水がつくという浸水地、よく言うことですが、海拔零メートルあるいは0.5メートルという高石や大津の浜で浸水しないのに和泉市が浸水するというあまりにも不思議な物語があるんだと言われるほど和泉市には浸水地帯が多い。これも低所の浸水といったら少しは話がわかるが、高所浸水です。これの解決は排水路一本で片付くのに、それを解決できない。相当強力な要望をすれば、その地域だけの水路の改修あるいは掘り下げとかが行なわれた例は幾つかあります。しかし、下流で措置されたということは聞いてない。下を詰めて、上だけ開いて問題を解決したように思っている。和泉市は2つの水路、槇尾川と王子川でどうしてもさばき切れないだけの水量かと言え、そうではない。

いまの部長の説明では、海岸という形の雨水、汚水の問題じゃないわけです。しかも、汚水

の問題については今後、都市計画に応じてやっていくという方法も考えられるでしょうし、また、たびたび下水道がなければ災害が起こるんだという断定もできない状態ですが、雨水は水路の整備がない限り災害は続いて起こる可能性を含んでいる。しかも、汚水については量がはかれます。来年がいまの倍になることはまずないと思う。大体、人口がふえるに従って量がふえるから計画は立てられるが、雨水については、これだけということではなく、毎日これだけということでもなく一挙に出てくる問題で、それに対処していこうというわけです。だから、応急の措置というのはいろいろあると思う。

もう一つは、和泉の浸水は、雨が止めば終わってしまうことです。雨が止んで半日でも1日でもたてば浸水はなくなったということで、余計直ざりにされてきたんじゃないかなろうかとも思える。住民が受けた被害というものは、市自体に直接は別問題として、図り知れない。これを解決せずして、どれだけ他のことを考えようと、どれだけ施設をやらうと、これで福祉行政とは言えない。まず、水から市民を守っていくことを第一義にやっていたら。

ところが“積年の和泉市政”と言っても過言ではないと思うが、そういうことにはほとんど力を入れてない。不急ということはないにしろ、それほど緊急度の低いものに力を入れていく。派手なものには力を入れ、地味な仕事にはほとんど力を入れてこなかった。それが役所の機構にも現われておる。ただ1つのセクションを無事に守っていければええんだということが、対市民の窓口等においても随所に年中現われている。基本的に市民を災害から守っていき、どうしたら市民が安心して生活できる環境に置いていくかをまず、市政の基本理念としていっていただかなければならない。自分たちの職責さえ大過なく過せばええんだという考え方ではないかと疑わざるをえない行政であったといわれても仕方がないと思う。

もし、そうでなければ、これだけ浸水地帯がなくなりました、1日何百ミリの雨が降っても市民には安心して寝ていただけますという答えを出してもらえれば、私のいままで言ったことが間違いになるが、それはまず出ないと思いますので、決して間違いではないと思う。

一方的に断定することはどうかと思うが、まず、市民を災害から守っていく。しかし、常に起こりつつあるものです。関東大地震がもう1回くるんじゃないかと世間が騒いでおります。いま、予知できない地震がきたときにどうするんだということでもなく、雨というのは、予期する、しないにかかわらず、必ず降るもんだ、また降らなければならないもんだ。にもかかわらず、それに対する措置がほとんど行なわれていない。

しかも、開発があまり進まなかった間は、降った雨は山林の中で一時留保され、あるいはため池で緩衝という形で直接市民に水害をもたらすことはほとんどなかったと思う。しかし、いまは山林の樹木はほとんど切られて家になり、地下に沈んで行った雨は舗装のためそのまま流

れるようになった。しかも、途中で幾つかの緩衝の役割を果たしたため池はほとんど埋められ、さらに広範に雨を醸えたたんぼがほとんどなくなってきているということで、市街地はその水を一挙に受けなければならん状況になった。

開発許可等々においても、排水については、どこまで考えて許可しているのかすら疑わざるをえない。たまたま、鶴山台は公団ということで公共下水道が付随してつくられつつありますが、これは従来から和泉市に住む人々にとってはほとんど将来は別として、現在は恩恵のないものである。そのために浸水騒ぎがさらに激化した地域が出ている。

また、部長のお話では流域下水道云々と言われましたが、まだまだ、ここ8年や5年で目鼻がつく問題ではないのと違いますか。そういう本格的なものは別としても、和泉市内にたまった水をどこかへ流す、高石や大津の町の中を通していこうとすれば交渉もしなければいけないし、いろんなこともありましようが、市内で楨尾川に放流することはできないのか、そういう面も合わせてもう少し具体的に考えていただきたい。これはここでというわけにはいかんと思いますが、次の議会ぐらいには大体、こういう構想でいきたいんだということぐらいは出していただけるようお願いしておきます。

ため池の問題でも当然、水利権者の農家の人たちが自分たちの必要に応じてつくったんだと思います。けど、いつの間にか水利権だけが残され、所有権は市に委譲され、市のものになった。個人所有のため池なんてものが和泉市にあるとしても微々たるもので、全部市の池なんです。だから、自分たちがつくったため池をどうしようとしても、議会の議決がなければいけません。いままで土地の払い下げの議案が出てきたのはほとんどため池なんです。和泉学園とか、ため池以外の土地払い下げもあったが、ほとんどため池、そうして、基本的な権利は市が持っているが、直す責任はそっちだという。そういってもできんやろうから、助成の制度はあるというが、つぶれたときの直す助成、補助のための助成があるとするならば大体、何%ぐらいの助成か。おそらくいまの状態です水利権者というのも一応あるけれども、ため池を必要としない水利権者のほうがむしろ多い。だからこそ、ため池をつぶしてもよろしいとなる。その人たちがどれだけ金を出してため池を強化していくか。必要のないものに金を出すということはあんまりおまへんやろう。それだけの余裕のある生活ができるような政治は、和泉市ではやってないはずなんです。税の負担すらきゅうきゅうとした生活をしている人たちに、さらに自分に必要のない池を補強をしていきなさいと言っても無理、そういう面でも今後、どう対処していこうとするのか、この点も早急に立案し、発表する段階に立ってほしい。

それから衛生ですが、車の入れるところは入ってます、その通りです。これぐらい間違いないことはおまへん。だけれども、いままで入っておったところが、車が大きくなったために

入れなくなったというのが問題なんです。将来、だんだん大型化して行って、もうこの府道を通るのすらむずかしいという大型になってくると、焼却場まで皆運んで下さいとなる。人によっては、300メートルぐらい持って出なければならぬ。そして、指定の時間までにそこへ止まってる間に持って行かなければどうにもならない。朝、仕事に行かねばならぬのに、ごみを出すために仕事を遅刻しなければならない、あるいは晩遅くまで仕事をしてる人は、朝まだ暗いうちに持って行かなければならぬ。ちょっとうっかり寝過ぎたら、もう1週間ごみを取ってもらえない。奥さんなり、主人の留守中にきて取ってもらえなんだら、主人が自分の車なり、人の車に積んで焼却場まで持って行ったら、5時過ぎたら受け付けてくれませんということでもまた持って帰ってくる。そういうことを市民に強制している。責任は市にあるはずなんです。そして、市民が困っている。もし、請負の業者が採算がとれなくてそうしなければならぬのだったら、その負担は市がやったらよろしい。当然、市がやるべきものを業者に委託してる。その業者ができないから仕方ありませんでは、市の責任は果してない。業者に責任を転嫁しているわけですよ。

昔は市が直営でやっていたため、さらに業者に委託した初期の間は、路地の中まで小さな車で、台にかごを乗せてごみを集めてくれた。むしろ、請負になってサービスがよくなったという声すら聞こえる時期があった。いろんな条件がかさなってきたのでしょうが、だんだん路地の中は入れない、ここまで出して下さいとなる。それも我慢して出しておいたが、だんだん家は建て混んでくる、車は大きくなっていく、随所にごみの山をつくらなければならない。持って行くほうも朝5時、6時に車がくるというから、前の宵のうちに出しておきたいが、よその玄関へ積むわけにいかんで、朝の出かける前にとよっと出しておいたら、その家の人にいやがられる。だから、車のくるのを待ってやらなければならない。

ごみの収集を週2回にしろという意見もあるが、週1回でも大変なんです。逆現象が現われている。ごみ集めの日は頭が痛い。場合によっては、1日仕事を休まなければならない。そのような現状を知って先ほどのお答えが出たのか、知らずに答えたのか、一ぺん言って下さい。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） お答えいたします。

いま、議員さんの言われること、ごもっともでございます。市当局といたしましては、大型化していく中でも、各業者には必ず2トン以下の車を用意せよ、そして中継でもして取るようにと指導は行なっております。現在、2トン以下でごみを取る車はなく、最低2トンぐらいの車で取れるところは、あくまで路地まで入って取るということで指導をしております。その他の路地については、やむなく個人である一定の場所まで出してもらって収集しております。

○ 17番（山田清二君） 2トン車の入れる道というのはどこで規定しますか。2トン車の幅

がありますが、その幅よりどれだけ広ければ入れるのか、あるいは奥行きがどれまで入れるか。道路交通法で規定された2トン車の入れる道はどういうふうになってるか知りませんが、その意味での入れる道か、何とかこつたら無理しても入れますという意味のところか、あるいは道路でなければいけないのか、通路であってはいかんのか。私道と公道とか、運転手の感覚で決めてるんだと思う。しかも、誰が決めるにしても、和泉市内で2トン車の入れん道というのはどれぐらいあつまか。いますぐというわけにいかんが、2トン車の入れない道は延長にしてどれぐらいあるか、調べて下さい。できれば、その道に面して何世帯ぐらいの家があるかそう小さい数字じゃないと思う。

そこで業者の採算の問題が出てくるであろう。業者の採算が取れるようにしてあげれば結構です。けれども、ごみ収集の責任は市にあるとするならば、市民にごみ収集が脅威だという印象を抱かしておいて、これが市政とは言えない。これこそ悪政です。市制施行15年をはるかに越えて、いよいよ充実した和泉市として進んでいこうとするのに、市民のごみ集めに頭を抱えるような状態で近代都市とか、先進都市とまでは言えんだろうが、どんどん発展しているとは到底言えない。人口がふえることによって、あるいは家が余計できたから市が立派になったんだとも言えない。本当に立派な市というのは、先ほどの災害の問題とか、浸水の問題も含めて、市民全部が安心して、喜んで生活ができる市をつくり上げていくことが本当の市政だ。業者は採算上2トン車以下の車はなく全部2トン以上、いまに4トン以下の車はなくなる。いまにごみ集めの車は10トン以上という時期がくるかもしれない。それに従って道路も拡張され、市街地も改造されているんだったらいざ知らず、市街地は旧態依然として、市の行政面だけが大型化し、それに従っていきなさい、それ以上は仕方ありませんと言ってるのでは善政とは言えない。もっと抜本的な考え方の基準を変えていただきたい。そうでなければ、現場へ行って業者と地元が話し合いし、役所も入って一じゃ、この時間にしましょう、市民に「これより方法はおまへんね」、「それではいけませんと言わん、しようまへん」で話し合いがついたともし、考えているとするならば、これこそ悪政の最たるものだ。市民というのは、なかなか言いたいことは言えない。また、明治以来、お役所の役人の前に行くと、強い者には頭を下げる、長いものにはまかれろと教えられてきた。その性格は未だに残つております。たまたま僕らみたいに言いたいこと言うのは生まれ損いみたいな形でひょこひょこ出てくるぐらいで、ほとんどの人は、お役所の言うことは仕方ありませんとなる。

そこへ業者もいる。業者は仕事上のこともあり、皆の言うことを何でも「そうか、そうか」と言ってたんでは何にもできんということもあるが、気に入らなんだらきてくれない。だから業者には言えない。くみ取りにしてもそうです。半分残していく。全部取ってくれと言うたら

「お前とては多過ぎた。気に入らんやったらどこか、よそで取ってもらってくれ」と言われて泣き寝入りする人も多い。

そういう声はなかなか市のほうへは通じてこない。また、通じようとしても、どこかで消えるようになっている。徳川時代でも目安箱というのがあったが、いまはおまへん。せめて議員を通じてくるぐらいが、せい一杯の市に対する苦情であり、要望なんです。組織をつくって要望する団体もあるが、それを利用できるのは限られた人で、ほとんどは泣き寝入りです。そういう面も含んで、もう少し真剣に市民のための思った考え方でやってもらいたい。対策を立てていただきたい。そのことについて、いま直ちにというわけにもいかんけど、これも次の12月議会ごろまでには、一応、こういう形でやっていく、市民が喜んで、なるほどこうしてくれるんかというようなことを一ぺん考えて下さい。そのためには相当金もいるかも知れませんが、これは当然すべきことなんです。しかも、これは衛生課だけでやろうとしてもできるものやなく、市役所の全部課挙げて対策を立てるべき問題です。だから、排水路問題にしても、防災会議というものがあるので、そういうところで論じ、対策を立てていただきたい。都市計画まで及ぶ問題です。ごみ問題にしても、どうしても車が入れないんだったら、車が入れるようにしていかなければならないかもしれない。そういうところまで含めて根本的に災害防止、市民サービスの徹底の面にやっていっていただきたい。この点ひとつお願いしておきます。どういくなるかは、次の議会でもう1回聞きます。それまでに一応の方向なり、できれば青写真ぐらいのところまではいっていただけたら、それこそ福祉行政を唱える藤木市政が、なるほど福祉行政をやってるんだと全市民から喝米をもって迎えられたいと思いますので、質問か意見かわからんようなことになりましたが、改めて質問する問題じゃなく、数年かたずつと言うてることですので、今日は進んで根本的な問題からもう一ぺん考え直していただくということで終わります。

- 議長（松尾千代一君） 次に25番、藤原要馬議員お願いいたします。
- 25番（藤原要馬君） 一般質問に入るまでに、ちょっと市長さんにまずお尋ねしておきたいことがございます。昨日と今日の直村議員に対する答弁の中で、昨日「年と病気で、内容的にもう少しはっきり言うてもらわんとわからん」という答弁があった。また、今日の質問に対する答弁の中にも、市長としてあるべき姿でない答弁をしておったと思うんですが、市長さんが病気で耐えかねるような形になれば、これは今日、「市長、助役の姿勢について」と出してあるわけですが、市長さんに対する分は取り止めざるをえないと考えておるんですが…

それについては、やはり和泉市においては大きな事業を抱え財政的な問題もありますので、市長の活躍が大をなさなければならぬわけでありまして。しかし、昨日と今日、特に昨日の年と病気と言われますと、われわれはどこまで信頼して市長さんにご協力を申し上げていけばいいのかわかりませんが、私はちょっと解しかねますので、その点について、まず先に市長さんに質問しておきます。市長さんからその回答を願った中で、私は再質問させていただきたいと思っております。

それでは一般質問をさせていただきます。同和対策事業についてでございますが、現在、高層住宅建設をしているわけでございますが、これらの入居者については、どういう角度から入居させるのかが1つの問題でございます。ひとつこれを明快にお答え願いたいんですが、これはわれわれは日常、いろいろ部課長と話し合いしてはば内容的にはわかっておるわけでございますが、根本的に市長、助役の姿勢がここに現われてこなければ、この入居問題に対しても明快な回答はできないと思っておりますので、その点も付け加えておきます。

現在のような政策でこの時限立法のあと5年のうちに、全部同和未解放地区の改善事業はできるかどうか、私は懸念するわけでございます。12月にもこの問題には触れませんでしたけど、じっと見ておったところが、幾らたっても前進的な姿勢は現われておらないということは、各議員も皆そういうお気持ちだと思うのでございます。だから、私は地元の人にも言うのですが、やはり対市交渉というようなものはあるべきでない。市が先んじて、要求されたものは全部計画するとともに、同時に同和未解放地区の方々の満足を得るような行政、政策をやらなければならぬと思うのですが、現状では到底できえないうらうと思っております。

だから、いま申し上げた点に基づいて、同和対策部はどういう業務に携わっておるのか。優秀なる部長、課長以下28名の方々が担当しているようでございますけれども、どうもわれわれが納得できる点が少ないと思う。だから、もっと地元並びに上司との中間的な連絡の部として活発化したものでなければいけないと思う。上司に対してもっと意見申と要望を十分にすればもっと進行していきうらうと思っておりますが、それがちょっと欠けておると思っておりますので、一べん部長からご答弁願いたいと思っております。

次に現在、地域指定は一部だけ、信太山周辺から小学校周辺だけだと思っておりますが、これではいろいろな問題が生じている。先ほど申し上げた住宅の入居問題もそうです。これと関連してくると思っております。この問題については、私は何回も池辺市長当時から申しておりますが、未解放地区全体に打つべきである。そうすれば、王子支部もできておらなかつたらうと思っておりますが、王子地区を含めた地域指定というものをやっておらないから、ああいう結果が出て相当理事者も苦しみ、そして、今日のように事業が遅れたらうと思っております。だから、これはいつやろうとするのか、その点について、ひとつ明確なるご答弁を願いたいと思っております。

次は持家対策でございますが、あと5カ年でございます。ところが、この持家の方々の行く先はどこにあるのかということです。私はたびたび申し上げてと思う。まず、持家の方の解決付かずしてこの改善事業はできないと思うのでございます。だから、やはり持家の行く先の土地をまず確保し、そして開発した中にきていただくという形をとらなければならないと思う。それと同時に持家の土地等あらゆるものについては、国、府の助成がない。だから、そういうものについては、どういうふうに関、府に対して交渉、対策を講じておるのか。私が見受けるところ、そういう傾向は現われていないと思うんですが、これは特に市長、助役からご答弁を願わなければいけないと思います。

今度、1号線の道路計画について地元と話し合いをする、この原稿を書いたときには話し合いをするんだろうと思っておったのですが、一応、話し合いに入ったということを聞いてるわけですが、それまでの話し合いの時点には行ったのか知りませんが、やはり、そのときの向この質問は、8メートルか10メートルか知りませんが、あの密集、過密化した中でそれだけの道路をやるとするならば、相当数の移転をしてもらわなければいけないと思う。それに対する移転先の土地確保はできておるのか。それをこしらえずして、「お前ら、どこなど行ってくれ」という政策はやらんだろうと思いますが、いまの現状ではそんな形にしか見受けられません。これの再開発については、土地はどこそこに確保し、そして、あらゆる移転の方には無条件で行ってもらうんだというところがあるのか、ないんかを、ひとつはっきりと明確なご答弁を願いたいと思います。

そして、第1地区にしても、前にマスタープランというものは、これは45年か、46年か忘れましたが、地元にも全部配布してあるはずでございます。その後、第1地区のマスタープランは絵に書いたもちのようなんで、なかなか実施し難いものだと思う。それで第1地区指定を打った地区の計画設計等はできておるのかどうか。やはり開発しようとするなれば、絵を書かんといけないと思うが、設計とかの形はやっておるのか、おらんのかということです。それについて、明確にご答弁を願いたいと思います。

それから同和対策の中で総合文化センター建設委員会が、昭和47年度訓令第1号で設置したそうですが、条例にも載っております。しかし、この委員がどのような活動をし、何回委員会を開いてやってきたのか。また、委員長は助役をもって充てるという、副委員長は市長が任命することになっておるんでございますが、この人員構成についても議会に発表はなかったと思う。だから、誰が委員長、副委員長か、委員は誰か、ちょっとわからないので、その点ははっきりとお教えを願っておきたいと思います。もし、われわれが地元から聞かれても、わかりませんという回答をせざるをえないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に市長さんにお尋ねしたいことになるんですが、市長さんのやられる仕事というのは、一応、まず、すべての起案を助役に命令し、部課長に申し付けて計画、設計等ができていく。それで市長の仕事というのは、和泉市は独立財源がないわけだから、これだけ大きな仕事をしようとするならば、やはり財政的な問題が一番重大だと思うのでございます。市長、助役等において、この改善改良事業の資金、また、一般事業についての市民に対する税の還元についての財源はどこから充てるのか。国府に対して交渉しているのか、どうも私が見受けるところでは、そういう施策はやっておらんと思うんです。だから、国、府にコネがあるということなれば、われわれは本当に喜ばしいこととございますので、ひとつこれについて市長さんから、市長ができれば、第一助役さんからやってもらいたい。

次に助役についてですが、助役は市長に申しあげましたように、市長が病気がちであり、ほとんど上京もできない、強硬談判も国、府にはできないだろうと思うのでございます。よって2人制助役をつくったと思う。しかし、その助役は、市長代行としてどれだけやっておるか。われわれが見受けるところ、各委員会、議会においても、ほとんど市長に代る答弁はなしと言ってしまうべきだと思う。それでは困る。病気がちの市長に対しては、われわれは質問しかねるので、市長が病氣なれば、助役は自分らで担当しなければいけないが、それはほとんど欠けていると思う。

それから助役の事務分担についても、辻助役さんは非常に多く分担している。総務、産業衛生、建設、消防本部及び市立病院に属する事由並びに行政委員及び委員の事務、特に補助執行させる事務、水道事業及び事務を兼任するという直村議員にも説明しておったんです。非常に数多く抱えてるんですが、あんた1人でこれだけのものを分担して、ほとんど満足なものはできておらんと思うんですが、藤田助役は一応、同和対策事業と市民の部というか、その2つしかないが、辻助役に特に聞きしたいが、これだけのものを分担して満足を期しておるのか、明確なご答弁を願いたいと思います。

私の質問はこれで終わります。答弁のいかんによっては、再質問させていただきます。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 建設部次長（林徳次君） お答えいたします。

ご質問の第1点のうち、5点にわたるご質問があったようですが、そのうち第1点の改良住宅入居者の範囲の関係。それから2番目の地区指定の今後の取り扱いの問題。それから第4点マスタープランとの関係で地区指定を打った区域内の事業計画はどうなってるかという、1、2、4の8点につきましてご説明申し上げます。

まず、改良住宅入居者の範囲についてでございますが、これはあくまでも地区外建設住宅で

はございますが、改良法に基づく改良住宅であることには変わりありません。したがって、原則的には、あの13ヘクタールにわたる地区指定区域内の居住者に限ります。これは大原則でございます。

2点目といたしましては、その指定区域内で改良事業あるいは道路の拡幅あるいは現在やっている小学校の事業等、公共事業にかかり住居を失ない、かつ改良住宅への入居を希望される方々を入居対象とするという制約があります。あと2、3点、細かい改良地区指定告示の日以前からお住みになっているかどうか等、運用面から細かい点がございますが、この点省略させていただきます。

以上が一応、大原則でございます。

それから第2点でございますが、ご指摘のように、地区指定は、たまたまご存知のように2年前の経過がございます。当初、市の方針としては、一応、実態調査に基づきまして、43ヘクタール前後の地区指定を一発で打とうということでご提案申し上げた都計審の経過はご存知の通りでございます。たまたま、ああいった経過がありまして、残念ながら一部13ヘクタール程度の地区しか現在、打たれてございません。

今後の考え方といたしましては、1次地区に引き続き、泉南線から小栗街道迄、北は王子町に至る間を本年度中に実態調査を終え、来年度早々には第2次の指定を完了し度いと考えております。これが事務当局の現在の計画でございます。

ただお説のように、いわゆる未解部落全体に限る問題である、一律に1ヘクタールの漏れなく改良法の網をかぶせることが理想的なのでございます。しかし、片やご存知の通り、全くさら地のところ、あるいは1ヘクタールに2、30戸しか家が建っていないところもございます。これはあくまでも法律上の規制、いわゆる現在ある基準以上に密集する住宅地区を改良するのがこの法律の建て前でございます。さら地が80%、90%ある地区は、現行法では指定できないという事務上のあい路がございます。

ただ、今後の取り扱いといたしましては、できるだけ第2次以降の地区指定の際には、1ヘクタールでも広く、法律の運用を弾力的に行ない、国、府へ働きかけて地区指定を打ちたい。そうして、ご指摘の懸念を少しでも除去したいと考えております。

申し遅れましたが、このことが環境改善整備事業の遅れておる1つの大きな原因ではないかというご指摘もその通りで、反論の余地はございません。十分承知しております。

最後に第4点、一部地区指定を打っておる13ヘクタール地区内に関して、現在のところ、1号線の事業計画等がようやく地元へ下ろされようとしている。しかし、それ以外の地区指定区域内の全体の事業計画はどうなっておるか。マスタープランはその通りはできないにしても

具体的な実施計画はあるのかというご指摘でございます。これもご承知の通り、地区指定区域内には、一定の手法の示します事業計画を打ってございます。これは建設大臣の承認するところでございます。一部、本年度に変更はしておりますが、この計画に基づいてわれわれはやっていくわけでございます。

概要を申し上げますと、中心は指定区域内の1号線が11メートル、9メートル、6メートルの8種類の地区内生活道路を中心として、一部改良住宅、店舗、小学校の幅等が根幹をなすもので、また、その地区内に一部、現在の寮、住宅の存置計画もあり、持家用のわずかなエリアですが、考えてございます。

以上が計画の概要でございます。簡単ですが、1、2、4点につきましてご説明申し上げましたが、よろしく願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 藤原さん。
- 25番（藤原要馬君） 再質問させていただきます。

いま、林次長からご説明があったわけですが、この入居者は、第1次地区指定を打った人しか入れない原則だということでございます。現在の住宅の建ってるところは王子地区なんですね、そこに非常に問題があると思う。だから、この地区指定を早く打たなければならないと、それがために申し上げてる。もし、王子地区の人が、「おれも入居させろ」と言ったとき、阻止する法律はあるのかどうか、そこに懸念があるわけです。それで林次長、これは職務上のことであなたに説明願ったが、これは上層部のほうから今後はご回答願いたいと思いますが、それに対しては、政治力がなさればいかんわけだが、果して政治力を持ってやっておるかどうか聞きたい。それで入居者については、市長は別として、助役がどういう形を持ってやっているのかも聞きたい。

それから現在の法律であと5年、その間にいろんなことができるかということもある。それから地区指定、これは本年度中に計画してやるということですが、そうすると、和泉の都画審府の都計審等いろいろかけなければねらん問題だと思うんです。しかし、それに対して、あなた方はあらゆる手を打ってあるのかということです。これに対して反対者もある。先ほど、林次長が申されたように、あの当時も全地域を指定しようとしたけれども、反対者があって再度縮小して出して通過したという形だと思う。そこに全地域をすとなれば、相当なむずかしい問題もあるだろうと思いますが、それに対して、あらゆる手だて、工作もしておるのかということも合わせてお願いしたいと思います。特に入居者についてもどういう方法でやるか、はっきりとご答弁願いたいと思います。

- 助役（藤田利君） 私よりご回答申し上げます。

改良住宅の入居者の件でございますけれども、ただいま、林次長から回答申し上げました通り、第1次地区指定内の公共用地提供者、提供して除却した方々に対して入居してもらうということを原則としております。

次は地区指定の件ですが、全く議員さんのご指摘の通りでございます。林次長からお答えいたしましたように、第2次地区指定を打って密集地をよくする。その範囲は、大体、現在の第1次地区指定の地域から13号線と小栗街道のちようど王子の1番端までの道路と道路の間をずうっと地区指定を打ってしまうという形になっておりますが、これに關しまして、先ほどのご指摘の通り、やはり王子地区に改良住宅を建ててあるということでご心配いただいておりますが、狭いながら、この両道の間を王子の端まで行ってるという第2次の形になります。なおこのことに関して、地区内から不満の出ないように、地区住民の説得に努めて参りたい、かように思っております。幸いにして、王子地区の町内会長さんも全部、今後の総合計画推進委員会にご加入願っておりますし、そういう關係でいろいろと皆さんのご了解をいただけるように今後、努力を続けていきたい、かように存じております。

- 25番(藤原要馬君) いまの助役さんの答弁では、やはり第1次地区指定を打った地域の人に入居させるのが原則だ、その原則は守れますか。王子地区からも推進委員ができたから、それは安易にやれるんだというお気持ちだと思うのです。これは町会長さんとか、そういう人が納得せられても、住宅に困窮している人が多くある。きれいな立派なものが王子地区にできて、「おれを入れろ。何で入れないんか」と言うてきたときに、あんたはどうするか。原則はあんた1人の原則で、法的根拠はどこにあるんだと言ってる。阻止する法律はないだろうと言ってる、ないでしょう。そんなもの、どこにあるんですか。

だから、過日も府連の人に言うたが、これは早く解決せんと血の雨が降るような形が出てきますと言うたのはそこんなんです。あんたら、どんな行政でも行き当たりばったり式でやろうとする傾向があるが、それはいけない。もっと明確に、われわれはどうしてこの問題を解決していくんだということを根本的におわかりになり、議員が地元の人に聞かれても説明できるようにひとつご答弁願いたいと思う。

- 助役(藤田利君) この大事業を完遂するためには、やはり明確な態度というものが必要ではなからうかと存じます。先ほど申し上げました通り、第1次地区指定内で公共用地に提供された方々を入居させるということで、まず、この線を堅持していきたい、かように存じております。
- 25番(藤原要馬君) あのね、この堅持するのは当然です。そういう公共事業とか、再開発するには移転してもらわなければできない。家があるのに開発はできないんです。取り除き

作業をしなければいかなが、そのためにあの改良住宅を建設してるわけですね。そんなこと、教えてもらわなくてもよくわかってます。毎日、次長や課長から聞いてます。しかし、その問題解決をするについて、市長、助役は地元でどういう手段をしたのかと聞いている。そんな説明を聞く必要はない。絶対やれるんだと確約できますか。もし、王子のほうから「おれも入れろ、和泉市民やから権利があるんだ」となった場合どうするか。向こうの地元の人は権利がありますからね。どういふ阻止の方法があるかと聞いている。

まあ、助役の説明では、地元の人と話し合いしているということですが、その話し合いが簡単にいくということは疑問視しなければいけないと思う。それですよ、助役、説明はいらんのです。必ずそういう問題は早く手を打って、地区指定を打たなければ解決はつかん、法的にいったもね。だから、第2次地区指定は、今年度中に国、府にいった許可をもらうように全力を尽すべきです。まだあと4カ月もあるんですから全力を尽すべきですが、それはできますか。それだけ答弁して下さい。

- 助役（藤田利君） そのように努力いたします。
- 同和対策部長（佐原行雄君） それでは私から同対部はどのような業務になってるかという点と最後の解放会館についてお答えいたします。

藤原議員のご質問は、要するに同対部の業務内容についてのお話だと思います。この点につきましては、卒直に申し上げましてご指摘の通り、同対部の機能が十分に発揮してるかについては、決して十分とは思ってません。現在同対部の機構上で何をすべきかのご質問がございましたので、この点について、簡単にお答え申し上げます。

われわれとしては、少なくとも、2つの業務を持つてると解釈いたします。第1は、同和地域から見た市の窓口であるということでございます。したがって、逆に住民から見た市の窓口としての同対部という意味でございます。つまり地域のニーズの吸い上げ、要するに、地域のことを一番よく知ってるのは、全庁的には同対部という意味でございます。

第2点といたしましては、市の同和対策事業を行なううえにおきまして、各セクションを含め、いわゆる全部課にわたっての実情はいわゆる同和対策事業が一般行政の中であるという証拠で、理屈抜きで現実の形で行なわれている点ではご理解願えると思います。したがって、そのための推進調整、計画、指導等の業務も1つの仕事でございます。

なお、特に調整につきましては、1部1課の問題もありますが、むしろ2部3部と垣根を越える部分がたくさんございます。このことが毎度申し上げております通り総合事業である故似かと思ひます。そのための推進調整、指導等につきましては、完全であるとは現状では申せないと思ひます。この点卒直に反省いたしてあります。

以上です。

- 25番(藤原要馬君) いま説明があったわけですが、私は同対部は何してるかと聞いた。ということは、助役並びに直村議員に対する市長の答弁、財源的な問題、補助对象的な問題についても市長はどのような答弁をしたか。あなた方、ご承知ですな。だから、同対部は何してるんかと言うのです。同対部は上司に対して、地元の窓口一本化のセクションということなればもう少し徹底を期さなければいけないと思う。しかし、上司に対する窓口として徹底しておらんと思う。だから、今日の助成問題についての答弁でも市長はどのようなことを言うたか。あなた方、ご承知でしょう。われらから言わせたら、直村議員に対して答弁したことは、市職員が答弁したに過ぎない、そのぐらいしかわからないと思う。財源的にも、補助においても、これは国、府に呼びかけてるが、確たるご回答はできないと言うたんと遅いまま、議事録に載ってると思う。しかし、われわれは議員として、員淵議員などと研修会をしたときにも、同促の会長がきていろいろお働きしたわけですが、そのときは、やはり3分の2しか取れないんだということであった。その後、同対担当の市長会あたりにおいて、黒田知事に迫って府がその3分の1の80%までか、補いをつけるという回答があったと聞いている。われわれもそれを目途として、これを進めていく形で協力しようと各議員は考えている。

ところが、今日のような市長の答弁では、われわれ議員がこれに協力できんじゃないですか。だから大体、80%が国、府の補助があるんだ。だから、あとの20%においても、市の財源に応じて、特別交付税等において交付されるんだという、利子補給も合わせてされるんだという説明があったと思う。にもかかわらず、市長が今日のような答弁をするということなれば、同対部は上司に対して、本当に頭に入るような説明をして徹底を期してない、何してるんだということです。

聞くまでもなく、いつの議会でもそれを言うてる。だから、市長、助役は、環境整備事業についてはこうだという、本当に腹のはまった答弁、同対部長が答えるにせよ、市長が答えるにせよ、同一回答でなければいけないということです。だから、私は徹底を期しておらんということです。あなただけやない、ほかでもそうです。それでは困るんです。われわれがどこのポイントをにきって協力していこうという姿勢を示されますか、それを言うてる。とにかく、今後はもっと徹底するとともに、第1地区の中でも、計画、設計等について積極性をもってやっていかんと、全地域をあと5年間でやれますか、とてもやれんと思う。だから、設計を市長から命ぜられたかどうか知りませんが、命ぜられてあるなれば、あなたの方手でできなければ業者へ委託してでも早いことやらないかん。また、それを目途として財源を持たなければいかんと思うんです。それなくして財源は持てませんな、そこを私は申し上げている。ひとつ早いこと

やってもらう方向でなければいけないと思います。重要案件については共同でやらないかなですな。

- 同和対策部長（佐業行雄君） 解放センターの関係につきましては、議員さんおっしゃられますように、昨年1月に和泉市総合文化センター建設委員会というのを行政内部でつくっております。47年1月と今年9月の2回しか開いてません。その間にはこの解放センター、いわゆる和泉市当局で申し上げます和泉市総合文化センター建設委員会でございますが、この委員会には同和部だけではなく、教育委員会なり、社会児童課の関係もあり、その間の調整につきましては鋭意、いままでやってきたような現状でございます。まだ補助金関係を含めてのネックもございますが、鋭意、これも建設委員会での叩き台の中にも取り上げていきたいと思えます。

なお委員長、副委員長の関係でございますが、47年1月にできた当時は、委員長は助役不在のため教育長が副委員長と兼ねて、当分は委員長となっておりますが、現在、両助役もいらっしゃるの、新しくこの委員会の名簿をやり変えておりますので、まだ完全にやり変えてはおりませんが、役職名で発令されておりますので、その点は訂正したいと思っております。

- 25番（藤原要馬君） もう助役もできておる。そういう重大な事業をやる中で、未だに交代せずに教育長が兼ねてるといふこと自体おかしい。助役を充てると条例に出てるんでしょう。助役と条例に出てるのにやらないのはおかしいやないか。また、2回しか開いてないこと、総合文化センターについて、議会の同和対策委員会に報告とか、説明とかしたことがあるんですか。

- 同和対策部長（佐原行雄君） ありません。

- 25番（藤原要馬君） 議会の同和対策委員会は何をするんですか。これは局外になるけど。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 申しわけございません。特別委員会にももちろん、おはかりいたしてありません。少なくとも、まだ行政内部の特別委員会にかける以前の叩き台も完全にできてない状態でございます。

- 25番（藤原要馬君） 47年の1月にできてもう何ぼになるか。未だに叩き台もできてないということは、やる意思があるんですか。助役、やる意思あるんか。あんだ、この委員やないんか。

- 助役（藤田利君） 委員になっております。

- 25番（藤原要馬君） 助役をもって委員長とするとあるのに、あんだ、委員長でもない。ちょっと粗雑過ぎますな。どうも行政的にもっとはっきりしてほしいな。

- 助役（藤田利君） この問題につきましては、過般1月の最初の委員会で建設するというこ

とで話し合いができましたが、私は入っておりません。その後、同対部の職員が各セクションと折衝をかさねながらこの計画を作成しつつありまして、1回じゃあかん、3回、4回ぐらいやって、やっとこのほど、これでいこうという図面ができたので先般、委員会を開いて委員の確認をしてもらったという状況でございます。

- 25番(藤原要馬君) あのね、教育長は行政の中では別個で独立している。なるほど、総合文化センターですから、社会教育関係もいろいろあるから、委員に入るのは当然だと思う。しかし、それをとり仕切っていくのは、最高幹部である助役がやらないかんのと違いますか。ただちに会長をできないんですか、むずかしいんですか。会長を任命されることはむずかしいことない、内部でやってるんでしょう。われわれに条例を承認させた通りにやればいいじゃないですか。そんなおかしな答弁したらダメですよ。叩き台も何もできてないというが、何してるんですか、1年間も。そのぐらいむずかしいんですか。

わしがいっても言うように、財源獲得のためにとんとん東京へ行ったらええ。助役、あんた担当でしょう、何回行ったですか。そんなことではダメですよ。議員は一致して和泉市政に協力しようと熱意を燃やしてるんですよ。しかし、執行権を持ったあんたの方がほとんどやらない。積極性がない。こんな重大な問題を特別委員会に報告してないというのは何事ですか、もってのほかや。議会軽視もはなはだしい。条例をつかったからには、文化センターは現在はどうなっておって、こういう計画で、これまで進行してますというのは当然やないですか。

多くは言いません、皆聞いて知ってますから。たしかめることも答弁もありません。いりませんがそれではあんた方が怠慢であることを各議員がここで確認したことになりますから、これは終わります。

それから持家の行く先はどこですか、どこにつくってるんですか。現在、開発公社で保有してるのは2、3万坪と思うが、第1地区指定地域の入らの持家の方々の行く先はどこにあるんですか。この中には商売人もあるわけですね。1軒、2軒と割っていったら商売人はどこへ行くんですか。ここに200でも300でも開発して1町内会はできる形にしてやらんと業者は経営できますか、生活できますか。そんな計画は1つもないじゃないですか、どこにあるんですか、一ぺんちょっと教えて下さい。

- 助役(藤田利君) ついこの間、1号線について説明会に入ったところでございますが、買収した人の中で家も土地もある人の中で、要求されている行く先、また、商店を営んでいる人の行く先等については、地主は地主、商店は商店あるいは工場は工場というぐあいに専門委員会をつくってもらい、そこでまとめていただく。

ただいまの商店を営んでいる人はどうするかというご質問でございましたが、将来、この

道路ができたとき、あるいは下駄ばきの改良住宅をつくっていく場合、そこへ入っていただけるかどうか、場合によっては、仮設店舗をつくらないかんということは、産衛のほうでも計画してくれてますが、店舗と住宅を一緒にすべきか、あるいは店舗は集合店舗として住居と別個にしらえるかについてもいろいろ論議されております。いずれにしても、その権利者の専門委員会の要求をくみ上げて今後、対処していきたいというかっこうでございます。

- 25番(藤原要馬君) 仮設住宅はわかりますよ。行く先がなければつくらないかん。店舗の仮設はどこへつくるんですか。道路を付けるために家を立ち退くんですから、周囲に空地はない、どこへ行くんですか。たんぼの真中へ持って行って商売して、そこらの人達、向こうへ買いに行けと命令を出すんですか。そんな不合理なこと言うても通らへん。まず、その行く先は、2、300軒の1町内会ぐらいできる形にしなければいけないということです。公団でも言うてるのは、100軒以上あれば商売人が成り立っていくということですね。しかし、あんたらそんな経験はせん、ただ、やかましく言われるから計画していかうかということでもって、自主性を持った計画ではないということをはっきりしてますわ。それではダメで、もっと自主性を持って計画していただきたい。われわれはただあんたを追及しているんじゃない、ともども共同戦線を張って解決していかなければならんという気持で言うてる。それをき違えんようにしてもらいたい。あんた、わしの言うてることに反論があったら言うて下さい。総合文化センターの委員会にしても、同和対策事業にしても、また、市長、助役のこれの財源的な問題に対する姿勢にしても、全部、日常のあんた方の活動について、議会で堂々と肩を張って説明できることはないだろうと思う。われわれが質問したくても、やれるような形をとってもらいたいというのが私の要望です。

私は多くは申しません。ただちに前進的な施策に取りかかってもらいたいと思うのでございます。そしてこの財源、市長、助役に質問する中で、あんた方、ご承知かどうか知りませんが、一応、昨年10月から今年4月までのやつはほとんど解決付いたと思うが、物価高騰のために、市の予算と業者の建設費に大きな格差ができています。大きいのは2億も3億もの開きがあるわけです。それは無理ないと思うんです。だから、財源の問題については、それも国、府に行って十分説明して財源を取ってこなんたら、和泉市の単費で出さないかんことになるから言うてる。あんた方、この件について国、府にどういう取り付けしてるか。1件に2億の開きが出てきたら大きな問題だと思う。出してやろうというものはいいが、規則通りにしか絶対にやってくれんものはどうするんだということです。そこらについて、国、府にどういう取り付けをしてるか、辻助役からひとつ。

- 助役(辻忠夫君) ただいまご質問の点は非常に大きな問題でございまして、国、府に対し

ても、物価高騰による市の持ち出しがふえるということはもとより、補助の制度にしても、2分の1、3分の1補助といっても、基準価格を国や府で決めておるので、入札価格と基準価格にかなりの開きがございます。したがって、超過負担が年々、ふえていることについても、国府に実情を話して基準を変えてもらわなければならない。

また、最近の物価高で入札しても落ちないということについてもる説明をし、過般の市長会でも問題になり、各市長が総理大臣あてに配達証明付きの文書でもって陳情しようという話が出ました。たまたまその日、私は出席しておりましたので、本市の状況もつぶさに数字で現わしまして総理大臣に陳情しております。

藤原議員さんが言われる点、理事者は動かなければ仕事ができないということ、これは実際大きな問題であり、一番大事な問題であることはよくわかっております。したがって、引き続き国や府に対して陳情を図りたい、かように存じております。

○ 25番(藤原要馬君) 私の言うことはよくわかってくれてるらしいが、われわれの力を借りないかん、ひとつ議会の力借して下さい、同和对策事業については地元の人の力も借りて、東京に行って10日でも20日でも座り込み、納得するまでやるんだという決意を持たんといかん。各市の市長さんと同じではないかん。高石、岸和田は特別財源があるが、うちは何もない。ほかと同じように扱われてはやっていけない。うちは特別扱いにしてもらうようにしなければいかんが、これまでやってますか。われわれの力が足りるので、議会の力を借りたいという時点にきてますか。金のいることは目前にきています。しかし、あんた方はそれを獲得する運動はしてるんか、コネつくってやってるんか。

○ 助役(辻忠夫君) われわれのほうで最善を尽して、どうしても道が開けんという時点になったらお願いしたい。

なお、他市と状況が違う点につきましては、自治省へ行くたびに交付税の算定の中にギャンブル収入のあるなしを明らかにしてくれ、それをはずされて計算されるから、その収益のないところは年々、歳入減になる。それが一般交付税に入れられないなら、特別交付税でみてくれということは過般自治省の局長にも直接お会いしてお話しました。その人は大阪府におられた方で和泉市の実情もよく知っておられ「事情はよくわかるが、現状はできない。特別交付税である程度みてやろう」ということで去年は掃りました。そういうことで非常に問題は大きうございますので、その時点に至りました場合はよろしくご協力をお願いしたいと思います。

○ 25番(藤原要馬君) 助役の答弁は何だ。ここで言うてやるけれども名前は出さん。しかし、同和对策の連合会においても、やはり権威者がわしにはっきり言うてる。和泉市は財源が乏しい。だから、今年の府の予算は和泉市に90%まで持って行きたいと言ってるんだと私は

聞いた。しかし、それをもらおうとするなれば、やはり計画とすべての資料を整えて行かなければくれませんよ。何をやるんやわからんところに誰がくれますか。あんたら、そんなことちょっともしてないでしょう。あんたら、その仕事をせないかん。私たちは執行権がないんですよ。突っ込んで行くだけの権限がない。それを取るための計画、設計を命令する権限はないんですよ。それを執行するのはあんたたちなのに、何ですか、いまの言い方は。私は行ってますが、あかなんたら議員の力借ります、何事ですか。ケツまくってでも、それだけの確約を取らなダメですよ。

44年に市長と助役、総務部長と行って、職員の給料をカット、国家公務員並みにせよと言われ、「よろしゅうございます」と納得してきた。それで、これではとても特別交付税はいただけない、どないしたらよろしいかと相談にきたので、金沢議員にも一緒に行ってもらって局長にも会い、政務次官にまで会うたんですよ。そして前の年よりか余分にもらってきた。運動のいかんによってはできるんですよ。あんたはやらないんですよ、やっておらないですよ。わたしはこれ以上は言いません。あんた方はそれをできんとなればできんで、自分の一身上の問題を考えなさい。議長、これで終わります、幾ら言うても一緒ですから。

- 議長（松尾千代一君） 藤原議員の質問が終わりましたので、15分間休憩させていただきます。

（午後3時17分休憩）

（午後3時25分再開）

- 議長（松尾千代一君） それでは休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。出原議員が取り消されましたので、3番、金沢勝君お願いいたします。
- 3番（金沢勝君） 会期が1日残されておりますけれども、今日で一般質問を終わりたいという議長の要請でございますので、簡単に質問を申し上げたいと存じます。理事者のほうでも簡単明瞭に、思い切った回答を願いたいと存じます。

開発公社の先行投資の内容でございますけれども、去る昭和36年に駅前開発協会ということで開発協会が発足した。駅前が現在のように整備されましたから、開発協会、いわゆる全市にわたる協会ということのあとで、今年の4月でしたか、公社に切り替えられた経過がございます。そういうことで公共施設のために目的があって先行投資され、そして、市に譲渡、肩替りされているのであります。

去る3月の当初予算定例会におきまして、公社の所有物件は約30億あるとのことのみで、

その内容は何ら明らかにされておりません。当年度内には、また5億程度市に譲渡したいという局長の説明から、新しく20億の範囲内で物件を買収したいということの質問に対する回答があったわけですが、市民から見ると、市も公社も同じように考えられ、当然、市であるということでもあります。また、すでに買収された物件には、市所有物件ということで立て札が立てられておるわけでもあります。

その中で私が常に申し上げたいのは、市民の代弁者であるわれわれ議員が、その土地の購入の内容すら聞かせてもらっていないというのが、26人の和泉市議会の現状であります。当初、駅前開発協会発足のときに、100万円の資本金ということで、ここにおられます市長が議員で、辻助役、それから坂口部長の説明の中では、いかに赤字が出ようとも、市がすべて責任を持たないかんとということであるから、すべて詳細に議員に相談してやりましょうということの中で駅前開発協会が発足され、現在に立ち至っておるのであります。

しかしながら、日がたつにつれて公社には変わっておりますけれども、すべて秘密で、内容の詳細については、先行投資の目的、価格、その他については何ら知らされてない。むしろ逆行している。市民から「議員さん、何ぼ何ぼで市があそこの土地を買いました」と議員が教えてもらわなければならないような実情の中で運営されて参ったのは、26人の議員さんもすべてご存知だと思います。

私はここで理事者に明確なる答弁を願いたいことは、なぜ市民の代表である議員に相談をしないで、また、明確にせずにはやらなければならないか、この理由について、ひとつ明確に答弁を願いたいと存するわけですが、公社と議員というものの関係をひとつ明らかにしてもらいたい。こういうことの運営でええのかどうか、今後の運営についてひとつお答えをいただきたい。これが私のモットーとする質問の内容でございます。

言い換えますと、市長の右のポケットで借金をし、左のポケットから買うといった性格でございまして、開発公社が購入すれば、泣いても笑っても市が責任を持ち、泣いても笑っても市が買い取らなければならない物件に対して、市民の代表であるわれわれ議員が何ら知らないうちに取得されている。こういうことでしかるべきかと、私はここで断言を申し上げたいと存するのであります。

公社の過去、買収された段階の中で、いろいろと市民から、あるいは警察方面から聞いております。その一例といたしましては、信太駅前にすでに基礎をしたところを買っております。所有者の市民が建前をすることでしたが、駅前路線にあるからということで、その補償も含めて買収した土地が未だに放置されております。路線はまだ付いておりませんが、その直後に路線変更がなされておるのであります。所有者の市民はペテンにかけられた買収の

方法と、私はこの席上ではっきり横の連略、また一貫性、主体性のないあいまいな買収をされておるんじゃないかと申し上げたいと存するのであります。

また、こういう土地の問題につきましても、今後の使用目的についてどう考えておるか。また、私の聞くところでは、消防庁舎を建設するという事で莫大な1区画の価格で買ったにもかかわらず、その後、放置されております。私らに言わせれば、目的があって土地を購入しなければならぬにもかかわらず、政治的にもからんでくるかもわかりませんが、買収したあとで目的を決めておる、こういう苦しい目的を付けなければ先行投資はできないのか。こういう土地、地番もわかりませんが、これは担当部長、局長はご存知のはずです。そういう土地の問題。

また、信太地区のある一部でございますけれども、価格はここでは申し上げません。私は「あそこに売り物があるから」と申し入れたところ、「あそこは目的以外で買収の対象にはならない」ということで拒否されて参りました。その後、あいまいな買収がされておりますので議員が知らないうちに買収されております。私も勉強不足だったのですが、最近調べましたところ、昨年1月23日にすでに買収されております。価格はここでは申し上げません。やがての肩替りのときはすべてを明らかにし、この過去開発協会の実態を暴露したいと、私はそこまでの信念を持っております。こういう土地については、どんな目的で先行取得されたか。議場は、そいつわりの言うところではなく、市民の公共的な方針を決める審議場所でございますので、明確に本当の正しい、悪ければ悪い、今後はどう、という主体性のある答弁をひとつご回答願いたいと存するのでございます。

ご存知のように、時代を保守から革新に、封建時代から民主主義にと進んでおります。また自治体の明瞭化もされつつあります。過日、吉野でわれわれ議員が研修会をやったわけですが、公開の原則ということで、本会議はおろか、委員会も傍聴させておる自治体が生まれている時代の中で、買収された土地が課税対象外、非課税になるという公有物件が、市民はおろか、議員にすら明らかにされておらない。これについて、ひとつ行政面を携わる三役のどなたかに明確に、こういう運用でしかるべきかをお答えいただきたい。

次に肥子池の問題と今後の活用でございますけれども、都市計画法によりまして、和泉市のため池のすべてが公用廃止した場合は、公園を設置するということが和泉市から申請を出されすでに府、国の認定を受けているということもよく存じたいうえにおいて質問あるいは意見を述べたいわけでございます。

このため池につきましては、過日の本会議において、地元肥子町に払い下げることがすでに議決され、今回の本会議に補正予算、いわゆる公社からの肩替り予算として1億3千400万

円、約7千平方メートルの予算が組まれておるわけでございますけれども、公社が肥子町に支払った金額、これはおそらく8月18日と私は聞いておりますけれども、支払日と金額はいかほどか、この点についてひとつお答え願いたい。

なぜこんな質問をすると申し上げますと、地元の人には非常に不満、不信が続出しております。「革新の議員さん、ご存知ですか」といろいろ質問を受けるのですが、「詳細なことはわかりません」ということでございます。公共施設であり、環境がよくなるであろう公園を設置される中で、私は相当不平、不満を聞いております。

一昨年の上代の火葬墓地については、これはお叱りを受けるのは当たり前と私は忍んで参ったのでありますが、信太地区には都市計画法による公園が未だにございません。これは初めてでございます、初めてだから余計明確にご答弁をいただきたいわけでございます。

ええこと、もちろん和泉市を対象とした場合よくわかるわけでございますが、火葬墓地で怒られ、地元が喜ぶであろう肥子町の公園設置については不平、不満を生ずる。私は悪いことについてのお叱りは頂戴いたしましても、ええことについては感謝感激の気持があつてしかるべきであるにもかかわらず、ええことしてもお叱りを受ける。これは理事者の態度、内容が悪いんだと指摘を申し上げたいのでございます。

そこでお尋ね申し上げたいわけでございますけれども、いわゆる都市計画法による公園墓地設置の段階におきましては、公園にはいろいろ種類があろうと思う。ということは、最低の面積は何ほど、あれは大体7千平方メートル、2千700坪ですか、こんだけの面積がいるのか。聞くところによると、一部は転売するとか、市からもらった金と、地元がにぎっている金に食い違いがあるとか聞いておりますけれども、一部転売する意思があるのか、ないのか。あるとするならば、竹下議員が常に申し上げておりました、11万市民のうち90%以上が労働者であるのに労働会館すら建設されておらない。過日の竹下議員の質問に対しましても、理事者は積極的に協力、努力をいたしましようという中で、ああいう場所がありましたならば、労働会館建設の意思ありや否や。6、7万の都市である泉大津すら、4、5年前から労働会館がすでに建設発足し、われわれ11万市民が泉大津の労働会館におんぶ、お世話になっておるが、市長、助役、この点どうお考えですか。11万を誇る和泉市の働く者が、泉大津6万の労働会館におんぶしているような行政であつてしかるべきか。私はその点について、強い不満と批判を申し上げたいと存するのであります。

また、公園の今後の構想についてはどういう計画でやるんか、ひとつ簡単にご説明願いたい。とともに、完成の時期について、いつごろを目途としているかもお答えをいただきたい。5時までに終わりたいと存するしだいでございますので、藤原利一議員を含めまして、明確にひと

一つ簡単にご説明を願いたい。

以上でございます。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 土地開発公社事務局長（西川武雄君） 公社の先行取得の内容でございますが、第1点の消防庁舎建設予定地云々という問題につきましては、前の池辺市長当時の問題でございます。その時点におきまして、当時の開発協会の買収目的につきましては、今後、防衛庁周辺用地の問題等からみ合わせて、この代替用地として買収しておくのがいいんじゃないかという市長の考え方のもとに、これを先行取得したものでございます。

それから第2点の北信太駅前線の用地の先行取得の問題でございますけれども、権利者から基礎を打ち、建築確認申請が出て参ったものでございます。その中で都市計画街路として北信太駅前線が計画決定されておりますので、建築確認の際に権利者と話し合いをし、そして、市の土地基金をもって先行取得したものでございます。

それから3点目の王子町の物件につきましては、ご指摘の通り、当初46年の5月か、6月だったかと記憶しておりますが、その時点で話があったわけでございますが、当時、開発協会としては、これらの先行取得については、目的がないという形をもって一応、お断りいたしました。しかしその後、同対部を通じまして利用目的が出て参りまして、協会に対し先行取得依頼が出、協会のほうで先行取得したものでございます。

- 3番（金沢勝君） そういうことで開発協会が設立された意味はわかる。私たちに言わせれば、和泉市の隠し財源、からくり工作だとはっきり申し上げたい。しかし、現状から鑑みて、何の計画を立てても土地は先行取得しとかないかと、やむをえず認めてるのが議員のいつわらざる考えです。それが暗闇ですべてが行なわれてると批判してる。少なくとも、議員は知っとらないかん。なぜ発表できない、発表したらええ。発表しなくても市民は皆知ってる。「うちの隣は何ぼで市役所に買うてもらいました」、ということです。議員に言うたら、信用がないから何ぬかすやわからんということで隠されてるんか知らんが、われわれからすれば、そう判断するしかない。議員が市民から教えてもらわないかんという行政はあるべき姿やない。少なくとも、1時間でも早く知りたいというのがわれわれの要求であり、あるべき姿です。だから、開発公社も、同対も、建設も含めた中で先行投資をやってるんでしょう。私が「この土地はどうですか」と言うたときには開発協会だったが、いまは公社、公社自身で蹴った。やはり同対部とか、各課に質問して必要ないとなって断わるんやったらええけど、あんただけで断わって、そして、あとで相談したら必要性が出てきました。そんな子供みたいな答弁が許されるか。おかしいやないか。そうでしょう。あんたとて自身のための公社やなく、和泉市の行政を

やるための公社でしょう。この点、わかってくれると思う。それを即答で聞きませんと断わった。目的の対象外やと断わった。あんたやないけど、ここにおるよ。かつての買うたときの価格なんかも出しましょうか、問題になりますよ。警察もこれにはメッコ入れてる。ここにも胸に当たる人があるはずだ。私が行ったときには地域外だと即答で断わった中で、3カ月して、同対に相断したら必要性が出てきた。だから、一貫性、主体性のない、政治的に、顔のために買うけれども、おとなしい金沢やから買えない。結果的には買うたが、価格も相当な幅があるし、びっくりしますよ、やがての肩替りのときには問題にします。しかし、今日は言いません。あとで同対と相談したら必要性が出てきたから買うたというのは答弁にはならん。議長、どないしましょう、そんな子供みたいな答弁は許しません。

それともう1点、晴れの建前ということで建築確認申請の段階でベテンにかけた結果になっている。路線にかかるとのことやったが、路線にかからん。局長がご存知やったら、あんた使用目的を間違えてる。すでに取得されたあんたとこの物件です。

○ 建設部長(中塚白君) いま、おっしゃっておられます北信太駅前線の土地については、公社所有じゃございませぬ。現在、一応、市の財産として登録されております。というのは、目的は北信太駅前線の必要用地ということで、先日来ご説明申し上げておりますように、現在の計画路線は生きております。だから一応、現段階では道路用地ということで進めております。

○ 3番(金沢勝君) そんなやったら取り消します。

簡単に繰り返しますけど、私が依頼を受けて、これは必要だろうということで大きな物件ですが、開発協会に私は持ち込んだ。ある課長が「これは地域外」とポンと即答で断つ。局長の回答では、あとで同対に相談したら必要性ができたから買いましたという、同じ物件なんです。価格はびっくりするほど違います。今日は価格のことは言う場所ではございませんが、肩替りの段階では十分言えると思います。まだ3年あるんで、その間に肩替りする。名前も出しませぬ。傷付く人もあるでしょう。しかしながら、局長は課長の責任者です。その課長が即答で断わったものを、その直後に手続きをとって買って、47年1月28日に金を支払ってる。価格はびっくりします。その点もう1回賢い答弁をして下さい。

○ 公社事務局長(西川武雄君) 先ほどの答弁の中で、私、同対部と相談してという言葉は使っておりませんのでございます。同対部から取得願いが出たので、私のほうは先行取得したのでございます。

○ 3番(金沢勝君) それやったら肩替りの時点でやるとして、市長、助役、収入役の3役がおられるが、協会から公社に変わりがして、だんだん不明瞭化、非民主的になってるのはなぜか。立て看板は市の所有地と出してる。ここでは開発協会所有やからと、総額29億、約30

億ということで報告だけで終わってる。少なくとも、一筆ごとの内容、目的、取得価格は明らかにすべきであると思うが、この点について、理事者はどういうふうに考えているか。今後ともこのようにやっていくつもりか。時代の流れに逆行するような先行取得をやってると私は申し上げたい。その点今後の運営について、それと公社と議員との関係をここで明らかにしてもらいたい。

- 助役（辻忠夫君） この問題については、私からお答えいたします。

公社の先行取得についているんなご批判なり、あるいは市民が疑惑の目で見ているというお言葉をただいま拝聴し、まことにそうであれば市民に対して申しわけない、かように反省いたします。協会のとときには、議員さんが理事として入っていただいておりますが、公社になりましたときに、議員さんがお入りいただかないということになりますと、ただいま言われたように、公社と議員さんの間が何か疎遠になるんじゃないかということをお心配いたしまして、市長名で議長さんに今後、公社と議会の間のことについて連絡を密にいたしたいと存じますのでどんな取り扱いをさせていただいたらよろしいですかというお願いを兼ねた文書を出しておったのですが、いろいろお忙しかったためか、ご回答もいただいております。それをいただかなくても、上へあがっておうかがいしたらよかったです、そのままになっておまして、まことに申しわけなく存じております。今後は疑惑の生じないように、もう少し市民から見えてはっきりガラス張りであると感じていただくために、公社と議会のつながりを付けたいと考えておりますので、正副議長さん、あるいは関係の委員長さんと相談をいたしまして、公社と議会のつながりができますようお願いをしたい、かように存じておりますので、よろしく願いいたします。

- 3番（金沢勝君） 私のほうでは社会党の執行委員会を毎月やっていますが、その中で公社の問題が出た。市民のほうがよく知ってるのにわれわれは知らん。この間も西川局長の席に行って「一ぺん、お前とこの所有物件を見せ」、「困る」、「困るとはどういうことか。泣いても笑うても、お前とこが買うたら市が買わないかん。赤字が出たら市が世話せないかんのに、なぜ見せられんのか」と言うた。この場所ではっきりしたいのは、目的と取得月日、地番、面積ぐらいは、やはり議員ぐらいには見せるぐらいのしつけをしていきなさい。ほんまに見せよらん。あんたが何ぼええこと言うても、実際はそうやない。だから、議員ですら疑ってる。

私は1つ例を挙げますが、数多い例は知りませんが、本当に1つだけ知ってる。先に言うたように、私を断わってあとで買うとる。あとで目的を付けとるわけで一貫性がない。少なくとも、買う単価ぐらいは話として聞かせてほしい。条例にもある。5千万円以上取得するときは相談すべきだ。小さい物件は別として、何億というものは相談してほしい。議会かて、無理に

頼まれたかて相談あるいは弾力性もとれると思う。いままでの形やったらそうやないでしょう。私は1件だけでも大きく批判したい。その点ひとつここで明確にしておきたいことは、議員が公社に調べに行ったときには、はっきり明確に答弁し、見せるということを確認して終わりたいと思いますが、どうでございますか。

- 助役（辻忠夫君） 議員さんが公社へ行かれて、そうしたものを見せてくれと言うた場合に、これを拒んだということは私もふに落ちないんですが、あとで局長によく話し、そういう場合には、ありのままの説明をして見せるように私から話をいたします。
- 3番（金沢勝君） 話をするのもいいが、実際、そういうふうな運営させてほしい。
- 助役（辻忠夫君） わかりました。
- 3番（金沢勝君） 私の質問は犯人を出すんやなく、せつかく声を張り上げて質問申し上げているので、前向きに効果が出るように今後の運営に反映させてもらいたいと、特にお願いしておきます。
- 助役（辻忠夫君） そういうふうにいたします。
- 公社事務局長（西川武雄君） 2点目の肥子池の買収の金額、支払いの問題でございますが総額が3億7千124万50円でございます。契約保証金といたしまして、47年6月19日に6千万円、残金は、47年8月31日に2億8千120万4千386円、この金額が合計で3億4千120万4千386円になります。これが当時の開発協会の先行取得分でございます。なお市の直接買収分として、3千3万5千664円、これにつきましては、48年2月16日に市から直接支払いしております。合計3億7千124万50円でございます。
- 3番（金沢勝君） これが肥子町へ入った金額やね。
- 公社事務局長（西川武雄君） そうです。当然、財産処分という形で議会の議決に付されて出された金額でございます。
- 3番（金沢勝君） この中で光明池負担金はすんだの。
- 公社事務局長（西川武雄君） 3億7千124万円から光明池、市への35%等、あらゆるものが全部、この中に含まれているということです。
- 3番（金沢勝君） 実際、肥子町へ何は渡したか、わからんか。
- 総務部理事（庄司清君） 総額につきましては、ただいま公社のほうから説明がございましたので省略させていただきます。直接、地元へ手取りとしてお渡しいたしましたのは、2億2千80万6千32円でございます。これは光明池の分、和泉市の分を差し引いた分でございます。
- 建設部長（中塚白君） それから公園の計画について申し上げます。

になりましたと、こういう構想でやりますということを1日も早く地元民に教えて、お叱りはおろか、感謝の気持で建設させてもらい、また指導もしてもらいたい。それが理事者の手腕です。今後の課題として、ため池が公用廃止した場合は、どういう構想で、どういう規制があったと簡単に説明願いたい。

○ 建設部長(中塚白君) ただいま公園についてのお尋ねでございますが、国で補助対象として、ある基準で示された近隣公園の面積は、1ヘクタール以上となっております。これは近隣公園としてやるわけでございますけれども、中の内容等につきましては、ご指摘の趣旨を十分帯しまして、少なくとも、市街地の中の公園としては、私のほうもあそこは初めてでございます。少なくとも、そういうイメージを飛ばすためにも、ある程度の構想を考えて出したい。ただ問題は、公園につきましては、池をやった趣旨からも、できるだけ保全すべきものは保存し、無闇やたらにつぶしたくない、できることなら、池を取り入れた形のものにしたいというのがわれわれの考え方でございます。その中の施設につきましては、当然、いちいちご説明しなくてもおわかりと思いますが、植樹等についても自然を生かしたものにしたい、かように存じます。

○ 3番(金沢勝君) いろいろまでの計画。

○ 建設部長(中塚白君) 冒頭に申し上げましたように、買い戻しの最終年次は49年度でございます。だから、事業実施は50年度とご解釈願いたいと思います。

○ 3番(金沢勝君) 完成は51年。

○ 建設部長(中塚白君) 埋め立て等すべての施設が完了するのが51年ということですね。

○ 3番(金沢勝君) 終わります。

○

○ 議長(松尾千代一君) 金沢議員の質問が終わりました。

次は13番、藤原利一議員お願いいたします。

○ 13番(藤原利一君) 一般質問を昨日、今日と引き続きまして、議員各位、理事者側もかなりおくたびれのことと存じますので、ごく簡単にご質問申し上げ、明確なご答弁を願いたいかように存するしだいでございます。

1番から3番までご質問の内容をお届けしたのですが、3番につきましては、府関係の仕事でございますので、これを省きますので、1、2点についてご質問申し上げます。

まず第1点の南池田小学校の教室不足について。このことにつきましては、かねてから会長はじめ役員の方々、また、われわれも同席いたしまして、絶えず陳情しております。それで、

すでに賢明なる教育長のことでございますので、十分に新築をしてあげようという腹構えを持っておられることと存じております。

なお、このことにつきまして、なお一そう、お願い申し上げたいことは、騒音防止でございます。これも教室不足に関連するのでございますが、昨年8月の夏休み当時、役員の方々が騒音を測定していただき、最も交通の激しいときには、約80フォンほど上がっておるように承っております。それがために現在、校庭の隅にプレハブを1戸建てておりますが、その校舎につきましても、騒音が激しいために、先生のおっしゃることが生徒にわからないという状態でございます。

こういうことで非常に教室不足であり、また、南池田校としては、立派な学校を建ててもらいながら、生徒の保健室もまるで倉庫のような形でございます。この点につきましては、教育長から明確にご答弁をお願い申し上げます。

それから第2点目の市庁舎内外の整理整頓、このうえに清掃を付け加え、3点にしばってご質問申し上げます。

庁舎内におきましては、絶えず、請負業者の方がそれぞれの個所をきれいに掃除をいただいておりますので、何ら申し上げることもございません。しかし、庁舎外になりますと、非常にむさい個所が多々あるのでございます。と申しますことは、昨日、一昨日と市民会館で優良運転者の表彰式がございました。その市民会館の裏口、劇場になっておる入口付近は、まるで何と申しますか、ごみ捨て場のようなかっこうでございます。ボール箱がそのまま、草がぼうぼうと生えたまま非常にむさ苦しく思ったのでございます。それから食堂近辺の草、あるいはまた地下室を降りて食堂に通ずる向かって右側のごみ捨て場、これは私は必ず取り除いてあげてほしいと思います。と申しますことは、昼食時はわずか45分で食事に行くのでございますので、ここも1つの憩いの場所ではないかと思うのでございます。しかしながら、食事をすすぐそばにあれだけ大きなごみ捨て場をつくっていたということは、非常に職員たちが可哀そうに思うのでございます。この点につきましても、これに携わる課においては十分認識され1日も早く清潔にしてあげていただきたい、かように思うのでございます。

それからこの裏門に通ずる左右の入ったところ、これも非常にたくさんの草がぼうぼうと生えております。

それから自動車の整頓につきましては、職員の方で1人か2人の不心得な者があるために車を場所外に置くことであとの車が入れない。こういうことで乱雑な置き方が多々見受けられるのでございます。こういう点からも、これに携わる課長から十分に職員の方々にもお願いしていただいて、整頓を正しくしてもらうように特にお願いするものでございます。

それから、われわれがこの庁舎内にありまして、絶えず、受け付けのほうからマイクで放送されることは、これだけたくさん駐車場がありながら、「いずみ何番の車、2重駐車しておりますので、すぐに取り除いて下さい」というマイク放送が、委員会とか、いろんな行事があるたびに聞こえて参ります。非常に耳ざわりになることがたびたびあるのでございます。こういう点も、どうか係りの関係課が十分監督され、1日も早く整理整頓、清掃について十分ご注意願いたい、かように思うものでございます。

以上ですが、どうかひとつ明確なご答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

教育施設につきまして深く関心をいただきましたが、当該小学校は普通教室25、ほかに特別教室を付設し、各学年4学級編成養護学級1学級を加え、25学級という編成状態でございます。したがって、普通教室の不足は認められ難い事情でございます。ご承知のように、学級編成は、45名をもって1学級とすることを規定付けられております。当該学校は各学級とも36名、各学年とも30余名の収容余裕を持ってる現状でございます。

児童生徒の推定基準により、51年までの推計を2才から5才児を見込みましたが、集団的な住宅建設のなにかぎり、不足が生じ難い見通しでございます。現在、1教室のプレハブ教室で非常に騒音が高いとお聞きしておりますが、これはご承知のように、緑ヶ丘小学校が当該学校に併設開校いたしましたときに、1学級不足が生ずるという考え方から建設いたしました。しかしその後、各クラスとも緑ヶ丘小学校に分かれていく子供と当該兩池田小学校の子供と同一の教室で勉強することはおもしろくないということから、講堂を間仕切りしてはっきり分離いたしました。この時点で当然、仮設教室は不必要になったわけでございます。

ところが、現在校の校長の意見では、保健室が非常に狭わいで、したがって、プレハブ教室そのものを残してほしい、保健室に転用したいという考え方から、保健室に使うものとして、せっかく建設したものでございますので、残したのでございます。ところが、それを普通教室に転用されて非常に騒音が高い、教室が不足でプレハブだという不満をお聞きしている実態でございます。

しかし先日、横田先生からもご指摘をいただきましたように、学校格差の是正、すなわち新住宅市街地開発に併う新設校と既設校との間にたしかに格差が生じて参りました。何を申しても現在の木造校舎を認定を得て、府の補助と結び付くよう上級官庁と協議を行ない、これらの改善を凶っていきたい。本年度もこれらの認定を得、何とか補助対象と結び付くように政策的

な抗議をもって運動を進めている実態でございます。努めてご期待に沿うように努力して参りたい、かよう考えますので、よろしくご賢察をお願い申し上げます。

- 13番（藤原利一君） 明確なご答弁を得ましてありがとうございます。ところが、49年度の入学予定者がすでに179名と決まっております。先ほど教育長から申された通り、1教室45名にすると4教室、ところが、このほかに社会増のために3、4人、あるいはそれ以上にふえるかもわからないという現状でございます。そうすると、5教室がいくつくるということで、どうしても教室が不足するというのがPTA会長はじめ校長のお願いでございます。

いろいろ事情もあろうかと存じますが、先ほど藤原議員から言われた通り、財政面につきましては、あくまでも、やはり市長が動いていただいて、そして、この学校を1日も早く建設するよう持っていただきたい、かように念願するしだいでございます。

それから騒音ですが、これもぜひとも、もう1回はかっていただきたいと思う。これは始業間なしが1番ピークになるんです。8時半から9時前後、1番ひどいということで、プレハブ校舎の生徒が、先生のおっしゃることが聞かえない現状でございます。それでぜひとも、この校舎の騒音をはかっていただきたいと思うわけです。これはお願いだけして教育面は終わります。

次をお願いします。

- 総務部長（坂口礼之助君） それでは第2点の庁舎内外の管理面につきまして、私からご答弁申し上げたいと存じます。

庁舎内の清掃につきましては、議員さんからも一応、まずまずの状態であるということでございますので、この面につきましては省かせていただきまして、庁舎外、特に庁舎敷地内における裏側の部門につきましてご指摘がございます。それらの個所につきましては、全くごもつともだと言わざるをえないと存じます。これらの関係につきましては現在、直接清掃に当たる職員はございません。庶務課をもって間接的に管理している状態なんでございます。したがって、つい草も生え繁って参りますと、別に作業員を雇って掃除させるという形をとってまけるわけなんでございますけれども、そういう管理体制が、ご指摘せられるようなむき苦しい結果を生むんじゃないかと思うわけでございます。そうした面から過日米、今議会の一般質問等を通じて各議員さん等のご指摘もありましたように、たしかに、いわゆる市役所としてのいさいを損うような個所があちこちにございます。この際、抜本的に管理機能を充実し、場合によっては常駐作業員のようなものを考えて清掃に努めていきたいというふうに存ずるしだいでございます。

なお、ご指摘の自動車等の置き方によりまして、会議等があるたびごとに自動車を動かして

くれ、取り除いてくれという放送がございまして、会議等に支障を来すことにつきましては、私もいちいちそれを痛切に感じておりますが、現在、車の整理につきましては、1名の方を委嘱して常時、このことに当たらせておるわけでございますが、市民会館等で行事等がございました、昨日ですか、1昨日ですか、交通関係の行事がございましたように、何か市民会館等で行事とか、あるいは役所でかなりの人たちの会合がある場合、特に車の駐車には困る場合がたくさんございます。そうした場合には、現在、作業しておる1名の人だけでは、とうていその任に耐え切れませんので、庶務課の課員を動員し、いろいろ整備に当たっているわけですが、何分、職員が通勤用に使っておる車もかなりの量になって参り、駐車場不足の状態の中で何らかの対策を考えなければならぬんじゃないかと思っております。もちろん、職員の通勤用の駐車等につきましては、駐車個所等を指定しており、一般市民さん等の駐車にじゃまにならないようにと配慮はいたしてございますが、だんだんふえて参りまして、空地には全部車が止まってるという状態になっておりますので、近い時期にこれらの職員の通勤車等についても、ひとつ制限を加えていきたいという考え方を持っております。それらのことは計画的に今後、検討させていただくとして、当面、自動車の置き方等に対する指導監督につきましては関係各課長等を通じて嚴重にやっていきたいと存じております。早急にいま、ご指摘の特に裏側等におけるむさい箇所については、別途、作業員等を臨時に採用し、そうした物件の取り除きあるいはきれいに清掃するように努めて参りたいと存じます。よろしく願いいたします。

- 13番(藤原利一君) それから先ほど申し上げました食堂のそばのごみ捨て場、あれはさっそくどこかへ移転できますか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 現在週1回、衛生課であのごみは処理していただいておりますが、ごみがかかなり大量に排出いたしますので見苦しい状態になっているわけなんです。適切な場所を一ぺん検討して参りたい。もし、適切な場所がなければ、いまの形のごみ捨て場でなく、もっと整理整頓できるような容器に入れるという形をとるか、具体的に検討して参りたいと思います。
- 13番(藤原利一君) 市庁舎の西側にはかなり広い場所もありますので、私はあの西の隅ぐらいいまのごみ捨て場を持っていったらと思うのです。食堂付近はあんまりむさい。あそこはご飯食べる人が迷惑すると思う。やはり食堂とか、憩いの場所がごみに包まれてることでは、各他府県から行政視察なんかにお見えになったときに、和泉市はこんな汚ない庁舎か、表から見れば立派でも、裏はこんなかという笑われもんになるんじゃないか、非常に懸念するわけです。総務部長がおっしゃるように、1日も早く整理整頓、あるいは清掃をきれいにしていただき、どこからお客さんがお見えになっても、いかにも立派であるというふうに

していただきたいことを十分要望申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

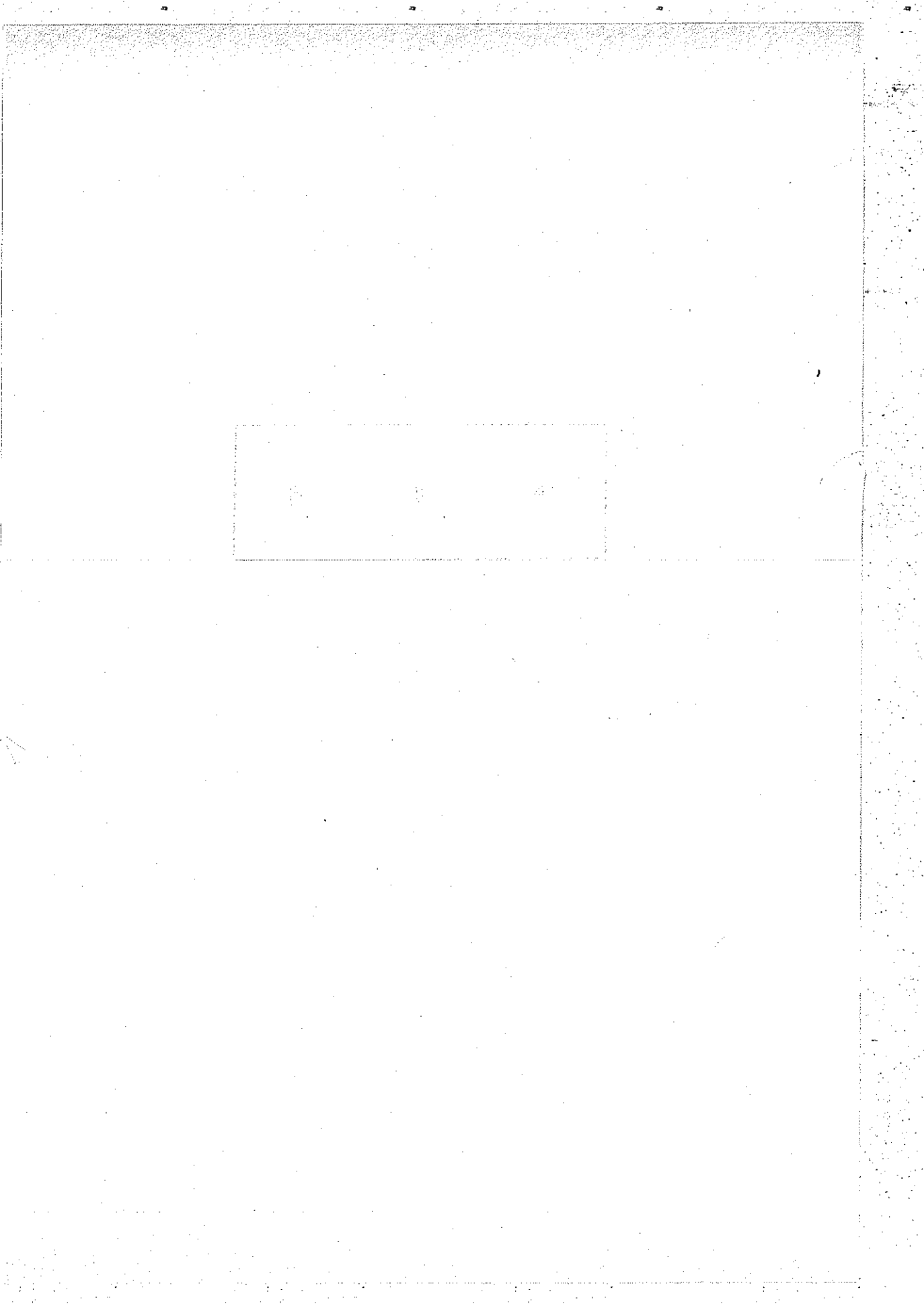


○ 議長（松尾千代一君） どうも苦勞さんでございました。皆さん方の一般質問は以上をもちまして全部終了いたしました。皆様方のご協力によりまして予定時間内に、さらに1日も早く終了させていただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。

なお明28日より30日の3日間は休会、10月1日より議案審議に入りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。本日はこれにて散会いたします。長時間まことにありがとうございました。

（午後4時52分散会）

第 3 日



昭和48年10月1日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第3日 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市	長	藤木秀夫	農林課参事	青木太郎
助	兼水道部長事務取扱	辻忠夫	保健衛生課長	大宅清臣
助	役	藤田利	保健衛生課参事 (診療所担当)	山本亮夫
収	入役	橋本炳	交通公害課長	吉田利秀
総	務部長	坂口礼之助	計画課長	大浦行雄
同	和对策部長	佐原行雄	土木課長	中尾宏
市	民部長	小林一三	建築課参事	中上好美
産	業衛生部長	宇沢清	区画整理事務所長	中西富
建	設部長	中塚白	開発課長	白川保

病 院 長	岩 崎 峭	地区改良事務所長	逢 野 一 郎
病 院 事 務 局 長	竹 内 潔	会 計 課 長	片 桐 武 雄
消 防 長	和 田 増 義	営 業 課 長	高 橋 新 平
総 務 部 理 事 (財務担当)	庄 司 清	工 務 課 長	福 本 番 久
総 務 部 次 長 兼 市 民 税 課 長 事 務 取 扱	西 川 喜 久	浄 水 課 長	岸 本 孝 二
同 和 対 策 部 次 長 兼 推 進 調 整 課 長 事 務 取 扱	森 保	経 理 課 長	守 田 勇
市 民 部 次 長 兼 保 險 年 金 課 長 事 務 取 扱	山 本 武 雄	業 務 課 長	藤 原 光 夫
福 祉 事 務 所 長 兼 社 会 児 童 課 長	内 田 繁	消 防 次 長 兼 署 長	南 口 主 雄
産 業 衛 生 部 次 長 兼 農 林 課 長 事 務 取 扱	山 本 俊 兼	監 査 委 員	堀 田 徳 治
建 設 部 次 長 兼 建 築 課 長 事 務 取 扱	林 徳 次	監 査 事 務 局 長	西 岡 正 志
水 道 部 次 長	田 中	逕 管 事 務 局 長	青 木 孝 之
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	平 野 誠 蔵	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
庶 務 課 長	杉 本 弘 文	教 育 長	葛 城 宗 一
企 画 課 長	橘 本 昭 夫	教 育 次 長	阪 東 重 信
人 事 課 長	門 林 六 男	"	乾 武 俊
財 政 課 長	北 野 敦 雄	総 務 課 長	紀 之 定 藤 与 茂
資 産 税 課 長	吉 田 日 出 男	学 校 教 育 課 長	坂 口 雄 一
納 税 課 長	吉 田 種 義	指 導 課 長	吉 見 豊
庶 務 課 参 事 (広報担当)	竹 田 明 郎	社 会 教 育 課 長	広 岡 史 郎
隣 保 館 長	萩 本 啓 介	学 校 教 育 課 参 事	角 谷 泰 夫
推 進 調 整 課 長	生 田 稔	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 村 吉 堯

推進調整課長	浅井隆介	土地開発公社事務局長 兼用地当理事	西川武雄
	富田宏之	土地開発公社事務局長 次長兼用地第1課長	吉岡昭男
市民課長	田中二三夫	土地開発公社総務課長 兼用地担当参事	藤原永一
福祉課長	山村昇	土地開発公社 用地第2課長	宮本福秀
商工課長	岩井益一		

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

昭和48年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月1日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第24号	和泉市総合基本構想の制定について(総務委員長報告)	
2	請願第1号	用水路改修について請願(建設委員長報告)	
3	請願番2号	風致地区指定請願(建設委員長中間報告)	
4	監査報告第21号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和47年度5月分)	
5	監査報告第22号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和48年度5月分)	
6	監査報告第23号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和48年度6月分)	
7	監査報告第24号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和48年度5月分)	
8	監査報告第25号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和48年度6月分)	
9	監査報告第26号	例月出納検査結果報告(和泉市立病院企業出納員扱昭和48年度5月分)	
10	監査報告第27号	例月出納検査結果報告(和泉市立病院企業出納員扱昭和48年度6月分)	
11	監査報告第29号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和48年度7月分)	
12	監査報告第30号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和48年度8月分)	
13	監査報告第31号	例月出納検査結果報告(水道企業出納員扱昭和48年7月分)	
14	監査報告第32号	例月出納検査結果報告(和泉市立病院企業出納員扱昭和48年度7月分)	

日程	種別及び番号	件名	摘要
15	監査報告第33号	例月出納検査結果報告(和泉市立病院企業出納員扱昭和48年度8月分)	
16	監査報告第28号	定期監査結果報告について	
17	報告第18号	専決処分の承認を求めることについて(特別功労金の支給)	
18	報告第17号	専決処分の承認を求めることについて(昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号))	
19	議案第57号	和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について	
20	議案第59号	和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	
21	議案第53号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第3号)	
22	議案第54号	昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	
23	議案第55号	昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	
24	議案第56号	昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	
25	議案第58号	工事請負契約締結について(市立(仮称)緑ヶ丘保育園新築工事)	
26	認定第1号	昭和47年度和泉市水道事業会計決算認定について	
27	認定第2号	昭和47年度和泉市病院事業会計決算認定について	
28	請願第4号	狂婦と乳児の健康診査と出産費の無料化についての請願	
29	決議第7号	金大中事件による国家主権侵害に対する政府の措置を求める決議	

第 3 回 定 例 会 議 第 3 日

(10月1日)

< 午 前 の 部 >

(午前10時25分開議)

- 議長(松尾千代一君) 大変長らくお待たせしました。議員の皆様方には何かとお忙しいところ、多数ご出席賜わりまして、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは16名でございます。なお、木下議員さん、出原議員さん、金沢議員さん、藤原利一議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方については、ほどなくお見えになるものと思います。現在16名でございます。

○

- 議長(松尾千代一君) 16名をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

それではこれより議案審議に入ります。

本日の議事の日程は、お手元に印刷配布いたしております通りですので、よろしく願い申し上げます。

○

- 議長(松尾千代一君) 日程第1「和泉市総合基本構想の制定について」を議題といたします。

- 議長(松尾千代一君) 本件につきましては、去る3月定例会におきまして、所管の総務委員会に付託しておりますので、審議結果を委員長より報告お願いいたします。

(総務委員長報告)

- 総務委員長(田中幸一君) それでは総務委員会に付託されました件につきまして、ご報告いたします。

昭和48年3月30日開会の第3回定例議会で上程されました「議案第24号、和泉市総合基本構想の制定について」は、膨大な計画であり、研究の場を設け、議員各位に十分ご検討を願う必要があるとの観点から、担当の総務委員会に付託となり、審議いたしました。その経過並びに結果の概要をご報告申し上げます。

本件につきましては、去る5月24日、7月17日、9月12日に委員会を招集し、全委

員出席のもと、市長、助役並びに関係する部課長の出席を求めて審議いたしました。

まず、5月24日は、審議の方法をどのようにすべきかがいきましたところ、この総合計画審議委員会の専門委員の方々の話をまず、全議員に聞かしていただくということから、6月28日、和泉市総合計画審議会の専門委員である大阪府企画部総合計画課長西村荘一氏からは、「総合計画とは何か。それから基本構想を議会に付議することの意義はどういうことなのか。それから実施計画とか、財政計画と、この基本構想との関係はどうか。それから府計画における和泉の位置付け。そして近隣市町村計画との整合性の問題と、最後に和泉市の今後の課題」の6つのテーマでお話があり、引き続き午後より大阪大学工学部助教授紙野桂人氏より、和泉市総合基本構想(案)「にんげん回復のまちづくり」のパンフレットに基づき、内容の概括的なお話をしていただいたのであります。

その後、7月17日、9月12日に委員会を招集いたしました。

本計画案を見ますと、なるほど立派な計画であります。これが実施計画に結び付くのか、構想に等しい計画が伴わなければいけないし、3ヶ年ぐらいの実施計画をともに出していただいたらという意見、あるいは、あくまでも基本構想であり立派であるが、絵に書いたもちにならないよう実施計画に反映してもらいたい等の意見がありました。

本件について、これで結論を出すということであれば、自衛隊信太山演習場の移転等が聞かれますが、この膨大な土地利用等について何ら触れていないし、内容審議に入っていない点から、反対である旨の発言がありました。

この基本構想を提出するまでに、各種団体長、学識経験者と市議員7名を含めた25名から成る審議会委員が、9回にわたり、内容の慎重審議を行なわれてまいっており、審議会会長の答申に示された通りであると考えられますので、本件についての審議を打ち切り、可決するについての賛否を問いました結果、賛成多数をもって可決することに決した次第であります。

以上をもって委員会の結果報告を終わります。

何とぞ速やかに本件を可決せられんことをお願いいたします。

- 議長(松尾千代一君) ただいま委員長より詳細な報告がありましたので、この際お諮りいたします。

本報告に対する質疑討論を省略のうえ、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし、異議あり」と呼ぶ者あり)

異議あるということでございますので、どうぞ。

- 26番(勝部津喜枝君) 先ほどの委員長報告に対して、共産党議員団を代表いたしまして意見を申し上げさせていただきます。

この総合基本計画につきましては、共産党としましては、まだまだ検討が不十分である。特に、現在の和泉市全体をどのようにしていくのか。また、現在の和泉市の特殊性等を考慮して、どういうふうな和泉市にしていくのか、こうした点についての検討がまだまだ不十分である、このように思います。

また、先般来の26日、27日の共産党直村議員の一般質問に対する中で、信太山の自衛隊基地に対して、市長自身が、「発展を阻害している」このように考えている点に対しての明確な方向も出ておりませんし、また、総務部長自身が、「現在の体制を是認したうえでの基本構想である」このような点からも、非常に時代遅れであると考えております。

また、「真に地方自治を住民の手に」という観点から、この基本構想については、住民参加の方式をとっていない。

このような点を考慮して、共産党としては賛成するわけにはいかない。反対の態度を表明します。

そうした点から、今議会において明確な賛否をとることを要求するものであります。

以上です。

- 議長(松尾千代一君) どうぞ。

- 8番(吉川伊与一君) 本件について、若干の意見を付して賛成いたします。

ご承知の通り、激変するわが国の社会情勢の中で、国民の生活に関する価値観も大きく変貌しており、将来にわたっても多様化するものと予想されております。

従って、私は今日の基本構想が市民のこれら考え方の変化に対応できるよう、少なくとも、5年程度を目途に見直しをして、市民の期待する行政を展開されることを要望して、委員長の報告通り、本件について賛成いたします。

- 議長(松尾千代一君) 他にありませんか。

他に発言がないようでございますが、本件につきましては反対の意見がありましたので、採決いたします。

おはかりいたします。本件を原案通り可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数によって本件を原案通り可決決定いたします。

委員の皆様方には長い期間ご苦勞さんでございました。

○ 議長（松尾千代一君） 次に日程第2「用水路改修について請願」、日程第3「風致地区指定請願」を一括して議題といたします。

○ 議長（松尾千代一君） 本件につきましては、去る3月の定例会及び7月の臨時議会におきまして、所管の建設委員会に付託されておりますので、審議の結果を委員長より報告願いたいと存じます。

建設委員長の藤原要馬議員さん、お願いいたします。

（建設委員長報告）

○ 建設委員長（藤原要馬君） それでは私より去る3月30日開会の第1回定例会に提出されました「請願第1号用水路改修について」の請願審議を当建設委員会に付託なり、審議いたしました経過並びに結果の概要をご報告申し上げます。

5月11日、第1回の委員会を招集し、まず現地の状況を視察いたしました。光明池との関係がありますので、正副委員長が一任を受け、光明池と市と三者で話し合いをすることになり、協議いたしました。

その内容は、水路を将来には道路として改修する、または、用水路だけを改修するという点で協議いたしました。地元の要望もあり、将来計画の中で、4メートル道路として確保できるように改修しようということで光明池土地改良区との話し合いがまとまり、理事者に検討するようにいたしまして、8月7日、委員会を招集し、その結果、49年度浸水対策事業として府にお願いするとして、昭和48年度中にこの水路の全面測量等、地主の了解を得て境界明示をするということで準備を進めているとの報告があり、委員の皆様におはかりしたところ、市街化区域内であるから、市の将来計画がなければならぬが、その点はどうか。二点目として、地区内の企画はどのような要領で行くのか等の問いに対して、

距離的にも相当あるし、光明池との話し合いも進めていく中で、光明池も負担するとはいうものの、財政的にも短期にやるのは不可能だし、浸水対策事業でできれば49年度にやりたい。また、道路計画についても、どのように水路の改修と合わせてやっていくかということ、地元の方々の意見等、将来計画に合わせ検討させていただきたい。二点目として、開発利益も考えられるので、受益者負担も考えていきたい。

との回答がありました。今後とも地元民等との話し合いをして、和泉市の計画に沿った方法でやってほしいということで、引き続き審議をする旨確認し、再度、私としても、現地視察、それと合わせて地元関係者のお話を聞き、その結果を9月13日、委員会を招集し、理事者より報告していただく中で、ここは市街化区域という点から、将来において、民間サイドで開発された場合には市の計画にも支障を来たすので、地元権利者としては、水路改修

と合わせ道路改修もやってほしいと、それに伴う費用負担については、地元も一部負担するということでもあり、市としても、工事費にかなりの金額が必要であり、市単独事業とはならないが、府とも折衝し、来年度実施をする予定をしておりますとの答えをいただき、委員の皆様へ、請願の趣旨は、水路改修のみではあるが、市の将来計画として道路も必要ではなかろうかという意見を付して、採択するかどうかおはかりしましたところ、全員異議なく、この水路改修についての請願を受理することに決しましたので、どうかよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

次に、7月に提出されました風致地区の請願でございますが、皆さんのお手元にプリントが配布してあると思いますので、それを熟読していただきたいと思っております。

引き続きまして風致地区指定の請願について申し上げます。

去る7月27日開会の第2回臨時会に提出されました請願第2号風致地区指定の請願審議が当建設委員会に付託なり、審議いたしました経過並びに結果の概要についてご報告申し上げます。

8月7日、第1回の委員会を招集し、審議いたしました。まず、風致地区指定にしたらどのようなのかということで、理事者よりの説明を願ったところ、建築等の規制に関する条例があり、現行の用途地域制度からいくと住専一種となり、最高にきつい制限となる。また、最近の傾向からして、市街化区域の開発が進む中でこういうことが地元から出てきたということは、非常にいいことだが、実際に理事者においては、土地所有者の権利等からして、署名者全部が所有者であるかどうか、地元の要望している範囲が適当であるかどうかについて十分検討しなければならない。また、市としてどう考えているかどうかという点についても、具体的な計画は現時点ではないので、理事者として十分検討いたして、区域等についても、このほうが望ましいというものをを出したいということで、委員の皆様におはかりいたしましたところ、まず、地主の権利が束縛されるということから、広大な面積でもあるから、理事者のほうで所有者の名簿を調査していただきたい等の意見が出されましたが、この問題について早急に結論が出ないということで、今後も、いろいろと研究調査していただくということで委員会を閉じ、再度、9月13日に委員会を招集し、ご検討願った結果、この請願については、内容的に非常に難しい点が多々あるので、本委員会としても、1回、2回の委員会審議で結論を出し決するというのもできないし、また理事者としても、地主さん等の調査、意見研究等も本確的にできておらないということで、継続審議とし、中間報告する旨、全委員が確認した次第でございます。

以上の通り中間報告いたします。どうぞよろしく。

- 議長（松尾千代一君） ただいま委員長より詳細な報告がありましたので、この際、おはかりいたします。

本報告に対する質疑討論を省略のうえ、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。どうぞ。

- 18番（直村静二君） いまの委員長報告のうち、用水路については賛成です。

風致地区についても、継続審議だということで、一応賛成ですが、若干、お聞きしたいのは、権限の問題です。市に請願が出たから市で審議するということだと思いますが、具体的に市の権限はどの辺なのか。府が認めたらオーケーになるのか。市はそれに対して副申という権限程度なのか。共産党議員団は建設委員おりませんので、その点お尋ねしたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） ただいま直村議員より風致地区についてのご質問がございましたが、まず第一点の用水路改修の件について採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、本件について採決に入ります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数によって、本件を原案通り可決決定いたします。

- 議長（松尾千代一君） 次に、請願第2号につきましては、中間報告でありますので、建設委員の皆様方にはご苦勞ですが、継続してご審議お願いいたしたいと存じます。

つきましては、ただいまの直村議員のお尋ねの件は、後日、詳細にご説明させていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

- 18番（直村静二君） だれが説明してくれるんですか。

- 議長（松尾千代一君） 本件は継続審議の段階で、まだ結論が出ておりません。今後の審議の過程で、十分わかっただきますようにさせていただきますと思います。

- 18番（直村静二君） 私はだれが説明してくれるのかと聞いたんですが、まあ、よろしい。一応、私の言う筋さえわかっただければいいわけですから、その点いいようにはかっただきたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） じゃ、そのようにさせていただきます。

- 議長（松尾千代一君） 次に日程第4より日程第16までは、いずれも例月出納検査並び

に定期監査の結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告書は13件の多数でありますので、表題のみ朗読させていただきます。

(市会事務局長朗読)

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235号の2第1項の規定により、昭和47年度5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年8月7日

監査委員 堀 田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年8月6日
2. 検査の対象 昭和47年度5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、5月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入 支					
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	349,109,122	△ 27,240 138,605,935	487,687,817	335,037,310	△ 970,797 442,638,929	
才入才出外現金						
特 別 才 入 才 出 外 現 金						
府 税	311,416	11,855,471	12,166,887	0	304,812	
特 別 会 計	国民健康保険	17,009,013	△ 3,000,000 145,978,441	159,982,454	3,730,303	△ 2,504 5,717,691
	土 地 区 画 整 理 事 業	1	0	1	11,683,949	△ 143,724
合 計	8,570,911,626	△ 318,289,501 3,052,493,857	11,305,115,982	9,151,568,377	△ 52,703,106 1,635,597,436	
基 金	用 品 調 達					
	同 資 金 更 生 貸 付	25,587,864	0	25,587,864	10,306,534	0
金	財 政 調 整					
	土 地 開 発	199,532,632	43,000,000	242,532,632	156,027,985	45,665,996
合 計	225,120,496	43,000,000	268,120,496	166,334,519	45,665,996	

算 書

昭和48年5月31日現在(単位円)

出	収支差引残高	一時借入金 一時貸付金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
計					
776,705,442	△289,017,625	550,000,000	△ 500,000	260,482,375	
304,812	11,862,075			11,862,075	
9,445,490	150			145,109	
11,540,225	△ 11,540,224			△ 11,540,224	
10,734,452,707	570,663,275			570,663,275	
10,306,534	15,281,330			15,281,330	
201,693,981	40,838,651			40,838,651	
212,000,515	56,119,981			56,119,981	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	395,074,739	395,074,739		
特 別 会 計	国 保 事 業	145,109	145,109	
	土 地 区 画 整 理 事 業	△ 11,540,224	△ 11,540,224	
基 金	用 品 調 達			
	同 和 更 生 資 金 貨 付	15,281,330	15,281,330	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	40,838,651	40,838,651	
特別才入才出外現金	241,837,989	151,770,719		
才入才入外現金	35,212,432	35,212,432		
府 税	0	0		
住 宅 敷 金	4,723,657	572,437		3,243,742
合 計	721,573,683	627,355,193		3,243,742

管 方 法

昭和48年5月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託		
89,680,214	387,056			大阪公 137 386,879円 大阪 24,223 177円
		907,478		
89,680,214	387,056	907,478		

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,570,152,000	1,541,674,762	△789,256 56,198,816
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,778,000	11,778,000	
地 方 交 付 税	1,155,517,000	1,155,517,000	
分 担 金 及 手 数 料	42,837,000	40,868,635	△663,544 3,369,826
使用料及手数料	40,591,000	42,933,105	記 △33,110 △15,500 632,200
国 庫 支 出 金	1,500,273,000	872,463,234	20,768,015
府 支 出 金	1,271,301,000	201,417,455	△336,000 55,401,199
財 産 収 入	242,569,000	173,330,849	25,806
寄 附 金	15,496,100	64,205,916	記 △56,369,437 7,000,000 116,519,437
繰 入 金	600,000	70,000,000	△70,000,000 920,073
繰 越 金	222,122,000	222,262,946	
諸 収 入	521,626,000	529,696,839	記 △189,344,137 △6,984,500 137,865,430
市 債	1,729,191,000	455,967,000	1,044,900,000
自動車取得税交付金	52,789,000	57,459,000	
交通安全対策特別交付金	9,087,000	9,087,000	
地 方 譲 与 税	22,000,000	18,581,000	
合 計	8,547,394,000	5,467,242,741	△317,535,484 1,935,211,100

調

書

昭和48年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	計	過 不 足	
1,597,083,822	26,931,822		101.71
11,778,000			100.00
11,555,517,000			100.00
43,574,917	737,917		101.72
43,516,695	2,925,695		$\Delta 15,500$ 107.20
893,231,249		607,041,751	59.53
755,093,452		516,207,548	59.39
173,356,655		69,212,345	71.46
131,355,916		23,605,084	$\frac{7,000,000}{84.76}$
920,073	320,073		153.34
222,262,946	140,946		100.06
471,233,632		50,392,368	$\Delta 6,984,500$ 90.33
1,500,867,000		228,324,000	86.79
57,459,000	4,670,000		108.84
9,087,000			100.00
18,581,000		3,419,000	84.45
7,084,918,357		1,462,475,643	82.88

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	83,085,000	80,878,553	△64,447 609,969
総 務 費	970,521,000	895,650,401	記 △49,885 △506,379 47,819,055
民 生 費	1,528,873,000	1,276,277,164	△9,504,976 46,099,344
衛 生 費	555,157,000	464,642,375	△31,055,195 12,514,410
勞 働 費	442,010,000	423,660,58	記 △170 △66,073 1,385,084
農 林 水 産 業 費	113,949,000	63,292,474	49,400,094
商 工 費	73,796,000	72,188,109	△1263,555 653,316
土 木 費	2,700,289,000	1,244,588,030	記 △3,687,230 165,679,168
消 防 費	383,836,000	339,583,917	34,254,013
教 育 費	1,490,769,000	1,191,089,761	記 △140,115 △9,988,283 120,290,803
公 債 費	414,069,000	398,635,929	13,779,243
諸 支 出 金	146,984,000	92,852,860	54,084,000
予 備 費	1,183,000		
災 害 復 旧 費	40,682,000	15,535,223	記 3,877,400 18,143,173
合 計	8,547,394,000	6,177,580,854	△5,244,8908 564,711,672

調

書

昭和48年5月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
81,424,075	1,660,925	98.00
942,913,192	27,607,808	97.15 $\Delta 49,885$
1,312,871,532	216,001,468	85.87
446,101,590	109,055,410	80.35
43,684,899	516,101	98.83 $\Delta 170$
112,692,568	1,256,432	98.89
71,577,870	2,218,130	96.99
1,406,579,968	12,937,090,32	95.208 $\Delta 3,687,23$
373,837,930	9,998,070	97.39
1,301,252,166	18,951,683,4	87.23 $\Delta 1,401,115$
412,415,172	1,653,828	99.60
146,936,860	47,140	99.96
	1,183,000	
37,555,796	3,126,204	92.31 $3,877,400$
6,689,843,618	1,857,550,382	78.26

監査報告第22号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法番235号の2第1項の規定により、昭和48年度5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年8月7日

監査委員 堀田 徳治

同 山田 清二

記

1. 検査実施日 昭和48年8月6日
2. 検査の対象 昭和48年度5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、5月末日における収支の状況は別表のとおりである。

收 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	349,109,122	△27,240 138,605,935	487,687,817	335,037,310	△970,797 442,638,920	
才入才出外現金						
特 別 才 入 才 出 外 現 金						
府 税	311,416	11,855,471	12,166,887	0	304,812	
特 別 会 計	国民健康保険	17,009,013	△3,000,000 145,973,441	159,982,454	3,730,303	△2,504 5,717,691
	土地区画 整理事業	0	307	307	0	420,000
合 計	366,429,551	△3,027,240 296,435,154	659,837,465	338,767,613	△973,301 449,081,432	
基 金	用品調達	926,447	1,945	928,392	0	920,073
	同和更生 資金貸付					
	財政調整					
	土地開発					
合 計	926,447	1,945	928,392	0	920,073	

算 書

昭和48年5月31日現在(単位円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
計					
776,705,442	△289,017,625	550,000,000	△500,000	260,482,375	
304,812	11,862,075			11,862,075	
9,445,490	150,536,964			150,536,964	
420,000	△419,693		500,000	80,307	
786,875,744	△127,038,279	550,000,000	0	422,961,721	
920,073	8,319			8,319	
920,073	8,319			8,319	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	260,482,375	260,432,375		
特 別 会 計	国 保 事 業	150,536,964	149,936,964	
	土 地 区 画 整 理 事 業	80,307	80,307	
基 金	用 品 調 達	8,319		8,319
	同 資 金 和 更 生 貨 付			
	財 政 調 整			
	土 地 開 発			
特別才入才出外現金				
才入才出外現金				
府 税	11,862,075	11,862,075		
住 宅 資 金				
合 計	422,970,040	422,311,721	8,319	

管 方 法

昭和48年5月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	釣 銭	
			50,000	
			600,000	
			650,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	1,925,829,000	3,081,784	△ 27,240 113,755,014
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,778,000	11,778,000	0
地 方 交 付 税	1,221,343,000	2,892,610,000	
分 担 金 及 負 担 金	54,119,000	20,800	5,920,125
使 用 料 及 手 数 料	52,541,000	2,034,475	6,419,972
国 庫 支 出 金	2,219,908,000	0	11,031,000
府 支 出 金	1,210,030,000	0	0
財 産 収 入	158,194,000	4,229	4,805
寄 付 金	75,762,000	500,000	
繰 入 金	400,000	0	0
繰 越 金	345,971,000	50,000,000	
諸 収 入	554,685,000	4,206,834	1,475,019
市 債	1,644,330,000	0	0
自動車取得税交付金	57,000,000	0	0
交通安全対策特別交付金	9,000,000	0	
地 方 譲 与 税	22,000,000	0	
合 計	9,562,890,000	3,491,091,122	△ 27,240 138,605,935

調

書

昭和48年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
116,809,558		1,809,019,442	6.06
0		11,778,000	
289,261,000		932,082,000	2.368
5,940,925		48,178,075	1.097
8,454,447		44,086,553	1.609
11,031,000		2,208,877,000	0.49
0		1,210,030,000	
9,034		158,184,966	
500,000		75,262,000	0.65
0		400,000	
50,000,000		295,971,000	1.445
5,681,853		549,003,147	1.02
0		1,644,330,000	
0		57,000,000	
		9,000,000	
		22,000,000	
487,687,817		9,075,202,183	5.09

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	87,456,000	5,238,237	5,160,254
総 務 費	920,709,000	73,811,037	△88,455 47,970,765
民 生 費	1,998,290,000	60,251,973	△151,843 69,000,524
衛 生 費	499,347,000	5,910,926	△8,600 15,352,590
労 働 費	46,491,000	2,361,228	△306,007 2,563,189
農 林 水 産 業 費	134,578,000	1,659,636	2,294,133
商 工 費	79,466,000	21,130,398	1,743,480
土 木 費	2,937,660,000	8,957,818	△181,200 35,005,273
消 防 費	236,944,000	7,236,110	9,410,037
教 育 費	1,963,328,000	48,508,431	△234,692 201,558,437
公 債 費	547,241,000	11,118,656	52,580,147
諸 支 出 金	88,900,000	88,852,860	0
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	17,480,000	0	0
合 計	9,562,890,000	335,037,310	△970,797 442,638,929

調 査

昭和48年5月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
10,298,591	77,057,409	11.89
121,693,347	799,015,653	13.21
129,100,654	1,869,189,346	6.46
21,254,916	478,092,084	4.25
4,618,410	41,872,590	9.93
3,953,769	130,624,231	2.93
22,873,878	56,592,122	28.78
43,781,891	2,893,878,109	1.49
16,646,147	220,297,853	7.02
249,832,176	1,713,495,824	12.72
63,698,803	483,542,197	11.63
88,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
0	17,480,000	
776,705,442	8,786,184,558	8.12

監査報告第23号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年8月7日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

- 1 検査実施日 昭和48年8月6日
- 2 検査の対象 昭和48年度6月分の出納状況
- 3 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

尚、6月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支 出		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	487,687,817	△409,216 1,390,936,927	1,878,125,528	776,705,442	△13,294,963 734,796,581	
才入才出外現金	0	65,274,149	65,274,149	0	4,330,000	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	0	183,362,996	183,362,996	0	0	
府 税	12,166,887	6,243,322	18,410,209	304,812	17,846,452	
特 別 会 計	国民健康保険	159,982,454	△134,715 21,767,414	181,615,153	9,445,490	△131,952 66,482,169
	土地区画 整理事業	307	166	473	420,000	11,540,224
合 計	659,837,465	△633,931 1,667,584,974	2,326,788,508	786,875,744	△13,426,915 834,995,426	
基 金	用品調達	928,392	4,742,218	5,670,610	920,073	1,115,105
	同和更生 資金貸付		28,762,485	28,762,485	0	0
	財政調整					
	土地開発		71,492,568	71,492,568	0	4,012,145
合 計	928,392	104,997,271	105,925,663	920,073	5,127,250	

算 書

昭和48年6月30日現在(単位円)

計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
1,498,207,080	379,918,468	735,000,000	△12,040,224	1,102,878,244	
4,330,000	60,944,149			60,944,149	
0	183,362,996			183,362,996	
18,151,264	258,945			258,945	
75,795,707	105,819,446			105,819,446	
11,960,224	△11,959,751		12,040,224	80,473	
1,608,444,255	718,344,253	735,000,000	0	1,453,344,253	
2,035,178	3,635,432			3,635,432	
0	28,762,485			28,762,485	
4,012,145	67,480,423			67,480,423	
6,047,323	99,878,340			99,878,340	

現金の保

区 分		現 在 高	内		
			普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計		1,102,878,244	1,091,028,244		
特 別 会 計	国 保 事 業	105,819,446	105,219,446		
	土 地 区 画 整 理 事 業	80,473	80,473		
基 金	用 品 調 達	3,635,432	2,742,218	893,214	
	同 資 和 金 更 貸 生 付	28,762,485	28,762,485		
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	67,480,423	67,480,423		
特別才入才出外現金		317,609,158	183,362,996		
才入才出外現金		60,944,149	60,944,149		
府 税		258,945	258,945		
住 宅 敷 金		4,725,672	566,137		4,159,535
合 計		1,692,194,427	1,540,445,516	893,214	4,159,535

管 方 法

昭和48年6月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	釣 銭	
			電 話 自 動 払	
	10,000,000		1,050,000 800,000	
			600,000	
126,138,677	8,107,485			大阪公137 8,106,901円 大阪24,223 584円
126,138,677	18,107,485		2,450,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,925,829,000	1,168,095,558	△499,206 328,242,632
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,778,000	0	0
地 方 交 付 税	1,221,343,000	289,261,000	310,050,000
分 担 金 及 負 担 金	541,190,000	594,0925	3,025,000
使用料及手数料	52,541,000	8,454,447	△10 4,332,654
国 庫 支 出 金	2,219,908,000	1,103,1000	88,437,000
府 支 出 金	1,210,030,000	0	2,058,630
財 産 収 入	158,194,000	9,034	記 58,350 32,466,405
寄 附 金	75,762,000	500,000	59,619,437
繰 入 金	400,000	0	0
繰 越 金	345,971,000	50,000,000	345,074,739
諸 収 入	554,685,000	5,681,853	記 △58,350 217,630,430
市 債	1,644,330,000	0	0
自動車取得税交付金	57,000,000	0	0
交通安全対策特別交付金	9,000,000	0	0
地 方 譲 与 税	22,000,000	0	0
合 計	9,562,890,000	4,876,878,17	△499,216 1,390,936,927

調

書

昭和48年6月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
444,552,984		1,481,276,016	2308
0		11,778,000	
599,311,000		622,032,000	4906
8,965,925		45,153,075	1656
12,787,091		39,753,909	2433
99,468,000		2,120,440,000	448
2,058,630		1,207,971,370	170
32,533,789		125,660,211	2056
60,119,437		15,642,563	7935
0		400,000	
395,074,739	49,103,739		11419
223,253,933		331,431,067	4024
0		1,644,330,000	
0		57,000,000	
0		9,000,000	
0		22,000,000	
1,878,125,528		7,684,764,472	1963

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	87,456,000	10,398,591	14,899,846
総 務 費	920,709,000	121,693,347	△466,253 114,053,015
民 生 費	1,998,290,000	129,100,654	△412,767 155,583,460
衛 生 費	499,347,000	21,254,916	△2,476 191,887,763
労 働 費	46,491,000	4,618,410	△227,830 3,567,992
農 林 水 産 業 費	134,578,000	3,953,769	5,897,602
商 工 費	79,466,000	22,873,878	△65,495 6,160,467
土 木 費	2,937,660,000	43,781,891	△20,037 61,273,598
消 防 費	236,944,000	16,646,147	△3,780 25,743,082
教 育 費	1,963,328,000	249,832,176	△8,713,215 148,516,547
公 債 費	547,241,000	63,698,803	△3,383,110 7,193,209
諸 支 出 金	88,900,000	88,852,860	0
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	17,480,000		20,000
合 計	9,562,890,000	776,705,442	△13,294,963 734,796,581

調 査

昭和48年6月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
25,298,437	62,157,563	28.92
235,280,109	685,428,891	25.55
284,271,347	1,714,018,653	14.22
213,140,203	286,206,797	42.68
7,958,572	38,532,428	17.11
9,851,371	124,726,629	7.32
28,968,850	50,497,150	36.45
105,035,452	2,832,624,548	3.57
42,385,449	194,558,551	17.88
389,635,508	1,573,692,492	19.84
67,508,902	479,732,098	12.33
88,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
20,000	17,460,000	0.11
1,498,207,060	8,064,682,940	15.66

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度分水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年8月7日

監査委員 堀田 徳治

同 山田 清二

記

1. 検査実施日 昭和48年8月6日
2. 検査の対象 昭和48年度5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による、5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

尚、5月末日における収支の状況は別表のとおりである。

5 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 8 年 5 月 3 1 日 現在

借 高		方 本 月 計		勘 定 科 目		貸		方	
残	高	合 計	本 月 計	資 産	の 部	本 月 計	合 計	残	高
65,464,783		65,464,783		資	産				
95,291,469		95,291,469		土 地	部				
1,561,582,943		1,561,582,943		建 物	物				
181,021,574		181,021,574		構 築	物				
45,428,735		45,428,735	843,200	機 械	及 装 置				
7,068,753		7,068,753	805,000	量 水	器				
1,494,160		1,494,160	788,260	車 輛	及 運 搬 具				
268,372,283		268,372,283	8,680,020	工 具	器 具 及 備 品				
560,000		560,000		建 設	仮 定				
41,200		41,200		水	利 權				
210,000		210,000		電 話	加 入 權				
85,508,844		247,622,438	128,050,420	現 金	金	110,319,486	162,113,594		
662,977,70		162,113,694	110,319,486	普 通	預 金	110,319,486	162,113,594		
30,851,798		170,617,697	40,072,646	当 座	預 金	46,000,464	104,319,927		
		468,848,890	699,000,080	未 収	品	7,400,257	160,330,992		
				貯 蔵	金				
				仮 払	金				
219,000		419,000		投 資	有 価 証 券		200,000		
		50,000,000	50,000,000	短 期	貸 付 金	50,000,000	50,000,000		
300,000		300,000		借 地	権				
1,300,000		1,300,000		保 管	有 価 証 券				
				負 債	の 部				
		365,326,999	211,811,120	未 払	金	6,990,080	47,342,129	10,809,430	
				未 払	費 用				
		26,991,980	216,780	一 時	借 入 金				
		5,148,841	2,305,688	前 受	り 金	3,500,000	58,668,710	31,676,730	
				預 り	金	2,020,688	181,740,91	13,025,250	
				預 り	担 保 有 価 証 券		1,300,000	1,300,000	

				減価償却引当金				207744914	207744914
				退職給与引当金				2628960	2628960
				資本の部					
				自己資本					
				借入資本				118,703,235	118,703,235
				資本剰余金				1,346,358,611	1,345,468,674
				利益剰余金				20,903,200	64,495,2583
				費用の部				56,317	56,317
				原水及浄水費					
				配水及給水費					
				受託工事費					
				業務係費					
				減価償却費					
				資産減耗費					
				支払利息及企業債取扱諸費					
				雑支出					
				その他の営業費用					
				過年度の損益修正					
				収益の部					
				給水収益				3,999,7141	80,575,755
				補償費					
				受託工事収益				978,640	10,844,740
				その他の営業収益				7,008,485	13,616,825
				受取利息				485,247	807,561
				雑収益				122,000	1,893,570
				固定資産売却益					
				過年度の損益修正					
				合計				406,049,253	8,048,448,208
				合計				406,049,253	2,484,104,544

甲 書 告 報 行 執 算 分 月 5

(入 収)

昭和48年5月31日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業収益	632,794,000	48,591,513	1,077,338,451	525,055,549
1 営業収益	627,794,000	47,984,266	1,050,373,200	522,756,680
1 給水収益	587,294,000	39,997,141	80,675,756	456,718,245
2 受託工事収益	270,000,000	9,786,400	1,084,474,000	161,552,600
3 その他の営業収益	63,500,000	700,848,500	1,861,682,500	498,883,175
2 営業外収益	5,000,000	607,247	2,701,131	2,298,869
1 受取利息	2,000,000	485,247	807,661	1,192,439
2 雑収益	3,000,000	122,000	1,893,570	1,106,430

① 資本的収入	600,500,000	20,903,200	51,993,200	548,506,800
1. 企業債	456,000,000	0	0	456,000,000
1. 企業債	456,000,000	0	0	456,000,000
2. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 一般会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
3. 工事負担金	140,000,000	20,903,200	51,993,200	88,006,800
1. 工事負担金	140,000,000	20,903,200	51,993,200	88,006,800
収入合計	1,233,294,000	69,494,713	159,731,651	1,073,562,349

5 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和48年5月31日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業費用	631,688,600	32,955,596	59,643,785	572,042,215
1. 営業費用	512,537,000	32,844,581	59,532,770	453,004,230
1. 原水及浄水費	209,598,000	14,634,181	25,982,752	183,615,248
2. 配水及給水費	68,859,000	4,409,496	7,112,672	61,746,328
3. 受託工事費	270,000,000	2,448,960	2,448,960	24,551,040
4. 業務費	52,764,000	3,660,370	8,153,757	46,610,243
5. 総係費	40,114,000	2,165,004	4,543,104	35,570,896
6. 減価却費	54,142,000	0	0	54,142,000
7. 資産減耗費	60,000	0	0	60,000
8. その他の営業費用	60,000,000	5,526,570	13,291,525	46,708,475
2. 営業外費用	119,049,000	111,015	111,015	118,937,985
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	119,039,000	111,015	111,015	118,927,985

2. 雜 支 出	10,000	0	0	10,000
3. 予 備 費	100,000	0	0	100,000
1. 予 備 費	100,000	0	0	100,000
① 資 本 的 支 出	589,025,000	1,200,6417	28,378,192	559,646,808
1. 建 設 改 良 費	550,300,000	1,111,6480	28,488,255	521,811,745
1. 事 務 費	9,400,000	444,503	908,722	8,491,278
2. 擴 張 工 事 費	421,200,000	4,307,000	12,666,000	408,534,000
3. 改 良 工 事 費	60,000,000	3,928,517	5,663,923	54,336,077
4. 配 水 管 整 備 事 業 費	49,300,000	0	6,279,000	43,021,000
5. 營 業 設 備 費	10,400,000	2,436,460	2,970,610	7,429,390
2. 企 業 債 償 還 金	38,725,000	889,937	889,937	37,835,063
1. 企 業 債 償 還 金	38,725,000	889,937	889,937	37,835,063
支 出 合 計	1,220,711,000	44,962,013	89,021,977	1,131,689,023

和泉市水道事業損益計算書 (5月分)

(昭和48年5月1日から昭和48年5月31日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	39,997,141円	
(2) 受託工事収益	978,640円	
(3) その他営業収益	<u>7,008,485円</u>	47,984,266円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	14,634,181円	
(2) 配水及給水費	4,409,496円	
(3) 受託工事費	2,448,960円	
(4) 業務費	3,660,370円	
(5) 総係費	2,165,004円	
(6) その他営業費用	<u>5,526,570円</u>	32,844,581円

営業利益

15,139,685円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	485,247円	
(2) 雑収益	<u>122,000円</u>	<u>607,247円</u>

当月分総利益

15,746,932円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	<u>111,015円</u>	<u>111,015円</u>
----------------------	-----------------	-----------------

当月分純利益

15,635,917円

資 金 予 算 表

昭和48年6月10日

月 次		5月執行済額 円	6月予定額 千円	7月予定額 千円	8月予定額 千円
科 目					
前	月 繰 越 金	67,987,910	85,719	18,980	17,790
収	営 業 収 益	33,099,055	44,000	47,000	49,000
	営 業 外 収 益	607,247	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	19,940,918	6,490	4,330	2,160
	企 業 債	0	0	0	0
	工 事 負 担 金	20,903,200	35,000	25,000	30,000
	一 時 借 入 金	0	0	0	0
	預 り 金	0	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	3,500,000	500	500	500
	短 期 貸 付 金	50,000,000	0	0	0
	計	128,050,420	86,690	77,530	82,360
	営 業 費 用	26,323,524	68,000	48,000	49,000
	営 業 外 費 用	111,015	0	0	9,800
	支	前年度未払費用及未払金	13,970,000	1,355	903
建 設 改 良 費		10,273,280	61,700	19,200	12,060
貯 蔵 品		7,175,120	23,374	9,617	6,029
企 業 債 償 還 金		889,937	0	0	5,230
一 時 借 入 金 返 還		0	0	0	0
預 り 金 返 還		1,291,610	500	500	500
前 受 金		285,000	500	500	500
短 期 貸 付 金		50,000,000	0	0	0
計		110,319,486	153,429	78,720	83,570
収 支 差 引 額	85,718,844	18,980	17,790	16,580	

監査報告第25号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度6月分本市水道部企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年8月7日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年8月6日
2. 検査の対象 昭和48年度6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関
係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

尚、6月末日における収支の状況は別表のとおりである。

6 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 8 年 6 月 3 0 日 現在

借		方		勘 定 科 目		貸		方	
残 高	合 計	本 月 計		資 産 の 部		本 月 計	合 計	残 高	
65,464,783	65,464,783			土地					
95,291,469	95,291,469			建物					
1,561,005,943	1,561,582,943			構築物		577,000	577,000		
181,031,574	181,021,574			機械					
458,408,335	458,408,335	412,100		量器					
7,068,753	7,068,753			車輛					
14,993,607	14,993,607	52,000		運搬器具					
329,478,414	329,484,843	61,112,560		工具器具及備品					
560,000	560,000			建設仮勘定		6,429	6,429		
41,200	41,200			水利					
210,000	210,000			電話加入権					
348,676,15	378,762,727	131,140,289		現金					
	274,133,654	112,020,060		普通預金		181,781,518	343,895,112		
76,496,860	21,459,3079	43,975,382		当座預金		11,202,060	274,133,654		
28,066,604	51,627,390	47,425,500		未収金		33,776,292	138,096,219		
				貯蔵品		7,527,694	23,560,786		
				仮払金					
219,000	419,000			投資有価証券			200,000		
300,000	300,000			借地権					
1,300,000	1,300,000			保有有価証券					
	50,000,000			短期貸付金			50,000,000		
				負債の部					
	41,457,199	4,924,500		未払金		4,620,950	51,963,079	10,505,880	
				未払費用					
				一時借入金					
	3,102,6980	4,035,000		前受金		2,598,000	61,266,710	30,239,730	
	9,439,475	4,290,634		預り金		4,297,634	22,471,725	13,032,250	
				預り担保有価証券			130,000	130,000	

				減価償却引当金				207,744,914	207,744,914
				退職給与引当金				2,628,960	2,628,960
				資本の部					
				自己資本				118,703,235	118,703,235
				借入資本				1,346,358,611	1,346,358,611
		889,937		資本剰余金				666,407,583	666,407,583
				利益剰余金				56,317	56,317
				費用の部					
				原水及浄水費		19,920,797	10,179	10,179	10,179
				配水及給水費		10,307,627	16,749	16,749	16,749
				受託工事費		1,122,750			
				業務費		7,035,934	20,127	20,127	20,127
				総係費		5,652,851	9,351	9,351	9,351
				減価償却費					
				資産減耗費					
				支払利息及企業債取返諸費					
		111,015		雑支出					
				その他の営業費用			121,550	121,550	121,550
		1,902,290	1,914,384	過年度の損益修正		5,852,315			
				収益の部					
				給水収益			4,388,376	12,445,951	12,445,951
				補償					
				受託工事収益			6,477,500	11,492,490	11,492,490
				その他の営業収益			2,855,600	16,472,425	16,472,425
				受取利息			768,114	1,575,675	1,575,675
				雑収益		470,000	73,540	1,967,110	1,497,110
				固定資産売却益					
				過年度の損益修正					
				合計		41,706,729	3,465,515	507	2,551,584,760
2,551,584,760		3,465,515,507	41,706,729						

甲 書 告 報 行 執 算 分 月 6

(入 收)

現在 昭 和 4 8 年 6 月 3 0 日

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業収益	632,794,000	47,758,766	155,497,217	477,296,783
1. 営業収益	627,794,000	47,387,112	152,424,432	475,369,568
1. 給水収益	537,294,000	43,883,762	124,459,517	412,834,488
2. 受託工事収益	27,000,000	647,750	11,492,490	15,507,510
3. その他の営業収益	63,500,000	2,855,600	16,472,425	47,027,575
2. 営業外収益	5,000,000	371,654	3,072,785	1,927,215
1. 受取利息	2,000,000	768,114	1,575,675	424,325
2. 雑収益	3,000,000	△396,460	1,497,110	1,502,890

① 資本的収入	600,500,000	21,455,000	73,448,200	527,051,800
1. 企業債	456,000,000	0	0	456,000,000
1. 企業債	456,000,000	0	0	456,000,000
2. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
3. 工事負担金	140,000,000	21,455,000	73,448,200	66,551,800
1. 工事負担金	140,000,000	21,455,000	73,448,200	66,551,800
収入合計	1,233,329,400	69,213,766	228,945,417	1,004,348,583

乙 告 報 行 執 算 分 月 6

(出 支)

現在日30月6年84昭和

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業費用	631,686,000	49,714,318	109,358,103	522,327,897
1. 營業費用	512,537,000	49,714,318	109,247,088	408,289,912
1. 原水及浄水費	209,598,000	19,910,618	45,893,370	163,704,630
2. 配水及給水費	68,859,000	10,290,878	17,403,550	51,455,450
3. 受託工事費	27,000,000	1,122,750	3,571,710	23,428,290
4. 業務費	52,764,000	7,015,807	13,169,564	39,594,436
5. 總係費	40,114,000	5,643,500	10,186,604	29,927,396
6. 減価償却費	54,142,000	0	0	54,142,000
7. 資産減耗費	60,000	0	0	60,000
8. その他の營業費用	60,000,000	5,730,765	19,022,290	40,977,710
2. 營業外費用	119,049,000	0	111,015	118,937,985
1. 支払利息及企業債取扱諸費	119,039,000	0	111,015	118,927,985

2. 雜 支 出	10,000	0	0	10,000
3. 予 備 費	100,000	0	0	100,000
1. 予 備 費	100,000	0	0	100,000
① 資 本 的 支 出	725,495,804	60,993,231	90,371,423	635,124,381
1. 建 設 改 良 費	686,770,804	60,993,231	89,481,486	597,289,318
1. 事 務 費	9,400,000	1,163,494	2,072,216	7,327,784
2. 擴 張 工 事 費	525,270,804	44,000,000	56,666,000	468,604,804
3. 改 良 工 事 費	60,000,000	4,339,637	10,003,560	49,996,440
4. 配 水 管 整 備 事 業 費	81,700,000	1,102,600	17,805,000	64,395,000
5. 營 業 設 備 費	10,400,000	464,100	3,434,710	6,965,290
2. 企 業 債 償 還 金	38,725,000	0	889,937	37,835,063
1. 企 業 債 償 還 金	38,725,000	0	889,937	37,835,063
支 出 合 計	1,357,181,804	110,707,549	199,729,526	1,157,452,278

和泉市水道事業損益計算書 (6月分)

(昭和48年6月1日から昭和48年6月30日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	43,883,762円	
(2) 受託工事収益	647,750円	
(3) その他の営業収益	<u>2,855,600円</u>	47,387,112円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	19,910,618円	
(2) 配水及給水費	10,290,878円	
(3) 受託工事費	1,122,750円	
(4) 業務費	7,015,807円	
(5) 総係費	5,643,500円	
(6) その他の営業費用	<u>5,730,765円</u>	49,714,318円

営業損失 2,327,206円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	768,114円	
(2) 雑収益	<u>△396,460円</u>	371,654円

当月分総損失 1,955,552円

当月分純損失 1,955,552円

資 金 予 算 表

昭和48年7月10日

月 次		6月執行済額	7月予算額	8月予算額	9月予算額
科 目					
前 月 繰 越 金		85,718,844 ^円	35,078 ^{千円}	19,980 ^{千円}	18,970 ^{千円}
入	管 業 収 益	34,308,065	44,000	47,000	49,000
	管 業 外 収 益	841,654	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	1,537,277	5,722	3,085	2,636
	企 業 債	0	0	0	0
	工 業 負 担 金	21,455,000	25,000	30,000	32,000
	一 時 借 入 金	0	0	0	0
	預 り 金	576,000	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	2,598,000	500	500	500
	計	61,315,996	75,922	81,285	84,836
出	管 業 費 用	42,720,274	68,000	48,000	49,000
	管 業 外 費 用	0	0	9,800	15,909
	前年度未払費用及未払金	2,011,490	698	0	0
	建 設 改 良 費	60,581,131	14,000	12,200	11,500
	貯 蔵 品	2,913,010	7,322	6,065	6,014
	企 業 債 償 還 金	0	0	5,230	3,823
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	0	0
	預 り 金 返 還	569,000	500	500	500
	前 受 金	3,162,320	500	500	500
計	111,957,225	91,020	82,295	87,246	
収 支 差 引 額		35,077,615	19,980	18,970	16,560

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年8月7日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年8月6日
2. 検査の対象 昭和48年度5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。
尚、5月末日における収支の状況は別表のとおりである。

5 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和48年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

借			方			貸			方		
残高	合計		勘定科目	当月	累計	当月	累計	残高	合計		残高
	累計	当月							当月	累計	
			資産の部								
88073510	88073510		土地								
287361959	287361959		建物								
2848487	2848487		構築物								
1240000	1240000		車輜								
19764945	19764945		機械及備品								
138124	138124		有価証券								
1307944	1307944		投資								
			減価償却引当金		13345836		13345836			13345836	
30250283	373395882	35922324	普通預金		343145599	38294710	38294710				
54078706	54324631	27615345	未収金		245925	221630	221630			245925	
5652353	31191561	12502240	貯蔵品		25539208	12472259	12472259				
968813	968813		前払金								
3100000	4100000		定期預金		1000000					1000000	
24273530	75729710		過年度未収金		51456180	26286844	26286844			51456180	
			負債の部								
	255000000		一時借入金		665000000					665000000	310000000
			未払金		25557180	12502240	12502240			25557180	25557180
			仮受金								
	6497056	3854050	預り金		8508127	3041015	3041015			8508127	2006071
	350000	195000	予約金		1221000	170000	170000			1221000	871000
			固定負債		22794515					22794515	22794515

	28,560,605	10,618,994	47年度未払金				52,280,415	23,719,810
			預り共済基金				3,100,000	3,100,000
			資本の部					
			自己資本				114,144,371	114,144,371
			借入資本				202,602,400	202,602,400
238,926,714	238,926,714		繰越欠損金					
			収益の部					
			入院収益			15,722,769	32,507,715	32,507,715
			外来収益			1,673,639	30,307,314	30,307,314
			その他医療収益			1,284,601	2,003,766	2,003,766
			受取利息配当金					
			他会計補助金					
			患者外給食収益			249,780	251,580	251,580
			その他医療外収益			76,153	130,471	130,471
			費用の部					
			給与					
42,439,597	42,439,597	19,608,201	与費					
25,765,936	25,765,936	13,058,759	材料費					
5,723,197	5,723,197	3,029,825	雑費					
			減価償却費					
			資産減耗費					
348,410	348,410	274,030	研究修費					
341,024	341,024		支払利息及び企業債取扱諸費					
738,497	738,497	378,725	患者外給食材料費					
783,342,029	1,495,136,602	127,058,393	合計			127,058,393	1,495,136,602	783,342,029

5 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和泉市立病院事業会計

昭和48年5月31日

款 項 日	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
病 院 事 業 収 益	394,005,000	34,069,695	65,200,846	328,804,154
1 医 業 収 益	357,425,000	33,743,762	64,818,795	292,606,205
1 入 院 収 益	179,888,000	15,722,769	32,507,715	147,380,285
口 外 来 収 益	165,350,000	16,736,392	30,307,314	135,042,686
ハ その他医業収益	121,870,000	1,284,601	2,003,766	101,832,344
2 医 業 外 収 益	36,580,000	325,933	382,051	36,197,949
1 受 取 利 息 配 当 金	90,000			90,000
口 他 会 計 補 助 金	32,011,000			32,011,000
ハ 患 者 外 給 食 収 益	3,206,000	249,780	251,580	2,954,420
ニ その他医業外収益	463,000	76,153	130,471	332,529
病 院 事 業 費 用	558,126,000	36,349,540	75,356,661	482,769,339
1 医 業 費 用	512,592,000	35,970,815	74,277,140	438,314,860
1 給 与 費	292,168,000	19,608,201	42,439,597	249,728,403
口 材 料 費	147,958,000	13,058,759	25,765,936	122,192,064

八 經 費	53,803,000	3,029,825	5,723,197	48,079,803
二 減 價 值 却 費	16,412,000			16,412,000
本 資 產 減 耗 費	1,000			1,000
一 研 究 研 修 費	2,250,000	274,030	348,410	1,901,590
2. 醫 業 外 費 用	45,234,000	378,725	1,079,521	44,154,479
1 支 弘 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	40,243,000		341,024	39,901,590
口 患 者 外 給 食 材 料 費	4,991,000	378,725	738,497	4,252,503
3 予 備 費	300,000			300,000
資 本 的 收 入				
他 會 計 出 資 金	22,189,000			22,189,000
資 本 的 支 出	22,189,000			22,189,000
1 建 設 改 良 費	12,000,000			12,000,000
1 建 設 費	4,000,000			4,000,000
口 機 械 備 品 購 入 費	8,000,000			8,000,000
2. 企 業 債 償 還 金	3,956,000			3,956,000
3. 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233,000			1,233,000
4. 病 院 建 設 調 查 費	5,000,000			5,000,000

5 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和48年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 収 益		
入 院 収 益	15,722,769	32,507,715
外 来 収 益	16,736,392	30,807,314
そ の 他 医 業 収 益	1,284,601	2,003,766
計	33,743,762	64,818,795
2. 医 業 費 用		
給 与 費	19,608,201	42,439,597
材 料 費	13,058,759	25,765,936
経 営 費	3,029,825	5,723,197
減 価 償 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 修 繕 費	274,030	348,410
計	35,970,815	74,277,140
医 業 利 益	△2,227,053	△9,458,345

3. 医業外収益				
受取利息配当金	249,780			251,580
他会計補助金				
患者外給食収益	76,153			130,471
その他医業外収益				
計		325,933		382,051
4. 医業外費用及び 支払利息取扱諸費 企業外給食材料費 雑損損失	378,725			341,024
計		378,725		1,079,621
当月分純利益		△2,279,845		
当月迄の純利益				△10,155,815
上記当月分収益中	健保未収金	27,615,345円		
上記当月分費用中	未払金	12,502,240円		

資 金 予 算 表

昭和48年5月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	5月の執行済額	6月予定	7月予定
収	事業収益	6,424,465円	3,200,000円	3,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	2,628,684	940,000	
	一時借入金		15,000,000	20,000,000
	預り金	3,041,015	6,000,000	3,000,000
	他会計繰入金		54,200,000	
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	170,000	195,000	200,000
入	仮受金			
	合 計	35,922,824	108,335,000	53,200,000

支	事業費用	23,635,766	55,000,000	30,000,000
	建設改良費		900,000	
	企業償還金		308,000	1,262,000
	貯蔵品購入費		1,240,000	1,360,000
	過年度未払金	10,618,994	12,850,000	1,080,200
	一時借入金返還		40,000,000	
	預り金還付	3,854,950	3,300,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	195,000	155,000	200,000
出	仮受金還付			
	合計	38,294,710	113,853,000	49,624,000
	収支差引	△2,372,386	△5,518,000	3,576,000
	前年度又は前月より繰越	32,622,669	30,250,288	24,732,283
	翌年度又は翌月へ繰越	30,250,283	24,732,283	28,308,283
	差引			

監査報告第27号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年8月7日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年8月6日
2. 検査の対象 昭和48年度6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

尚、6月末日における収支の状況は別表のとおりである。

6 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 48 年 6 月 30 日 現在

和泉市立病院事業会計

借 方		合 計		勘 定 科 目	貸 方	
		累 計	当 月		合 計	当 月
残 高				資 産 の 部		残 高
				土 地		
	88,073,510	38,073,510		建 物	103,700	
	237,465,659	237,465,659		構 築 物		
	28,484,87	28,484,87		車 輛		
	12,400,000	12,400,000		機 械 及 備 品		
	20,461,595	20,461,595	696,650	有 価 証 券		
	138,124	138,124		投 資 金		
	1,807,944	1,307,944		減 価 償 却 引 当 金	133,458,836	13,345,836
	2,469,580	481,617,388	108,221,506	普 通 収 入 金	113,775,984	456,921,583
	56,613,259	81,934,694	27,610,063	未 収 蔵 品 金	25,075,510	25,321,435
	5,657,043	44,555,421	13,363,860	貯 蓄 金	133,591,170	38,898,378
	1,031,504	1,031,504	62,691	前 払 金		
	31,000,000	41,000,000		定 額 預 金		1,000,000
	233,335,08	75,729,710		過 去 年 度 未 収 金	940,022	523,962,202
				負 債 の 部		
				一 時 借 入 金		
		295,000,000	40,000,000	未 収 金	15,000,000	580,000,000
		13,469,40	13,469,40	仮 受 金	13,363,860	38,921,040
				預 り 金	612,4136	1,462,7263
		10,087,885	3,590,829	予 納 金	195,000	1,416,000
		505,000	155,000	固 定 負 債		2,279,4515
		308,034	308,034	47 年 度 未 払 金		522,80,415
		41,408,375	128,477,770	預 り 共 済 基 金		31,000,000

6 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和泉市立病院事業会計

昭和48年6月30日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
病院事業益	394,005,000	66,569,371	131,770,217	262,234,783
1. 医療業収益	357,425,000	33,798,870	98,617,665	258,807,335
イ 入院収益	179,888,000	16,212,206	48,719,921	131,168,079
ロ 外来収益	165,350,000	16,464,735	46,772,049	118,577,951
ハ その他医療収益	12,187,000	1,121,929	3,125,695	9,061,305
2. 医療外収益	36,580,000	3,277,051	33,152,552	3,427,448
イ 受取利息配当金	900,000	427,813	427,813	472,187
ロ 他会計補助金	320,110,000	320,110,000	320,110,000	0
ハ 患者外給食収益	320,600,000	263,140	514,720	2,691,280
ニ その他医療外収益	468,000	68,548	199,019	263,981
病院事業費用	558,126,000	68,192,290	143,548,951	414,577,049
1. 医療業費用	512,592,000	62,776,605	137,053,745	375,538,255
イ 給与	292,168,000	43,679,674	86,119,271	206,048,729
ロ 材料	147,958,000	13,610,024	39,375,960	108,582,040

八	經費	53,803,000	5,070,727	1,079,3924	48,009,076
二	減價償却費	16,412,000			16,412,000
本	資產減耗費	1,000			1,000
一	研究修費	2,250,000	416,180	764,590	1,485,410
2	醫業外費用	45,234,000	5,415,685	6,495,206	38,738,794
1	支私利息及 企業債取扱諸費	4,024,300	5,046,059	5,387,083	3,485,5917
口	患者外給食材料費	4,991,000	3,696,26	1,108,123	3,882,877
3	予備費	300,000			300,000
	資本的收入				
	其他會計出資金	22,189,000	22,189,000	22,189,000	0
	資本的支出	22,189,000	1,201,104	1,201,104	20,987,896
1	建設改良費	12,000,000	800,350	800,350	11,199,650
1	建設費	4,000,000	103,700	103,700	3,896,300
口	機械備品購入費	8,000,000	696,650	696,650	7,303,350
2	企業償還金	3,956,000			3,956,000
3	看護婦宿舍割賦金	1,233,000	308,034	308,034	924,966
4	病院建設調查費	5,000,000	92,720	92,720	4,907,280

6 月 度 月 次 損 益 計 算 書

和泉市立病院事業会計

昭和48年6月30日

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 收 益		
入 院 收 益	16,212,206	48,719,921
外 来 收 益	16,464,735	46,772,049
七 の 他 医 業 收 益	1,121,929	3,125,695
計	33,798,870	98,617,665
2. 医 業 費 用		
給 与 費	4,867,967.4	86,119,271
材 料 費	18,610,024	39,375,960
経 費	5,070,727	10,798,924
減 価 償 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 修 費	416,180	764,590
計	62,776,605	137,053,745
医 業 利 益	△28,977,735	△38,436,080

3. 医業外収益				
受取利息配当金	427,813			427,813
他会計補助金	3,201,100			3,201,100
患者外給食収益	263,140			514,720
その他医業外収益	685,488			1,990,199
計		3,277,051		33,152,552
4. 医業外費用				
支払利息及び				
支企業債取扱諸費	5,046,059			5,387,083
患者外給食材料費	369,626			1,108,123
雑損				
損失				
計		5,415,685		6,495,206
当月分純利益		△1,622,919		
当月迄の純利益				△11,778,734
上記当月分収益中	健保未収金	27,610,063円		
上記当月分費用中	未払金	13,363,860円		

資 金 予 算 表

昭和48年6月末日 和泉市立病院事業会計

区分	科 目	6月の執行済額	7月予定	8月予定
収	事業収益	3,176,234.8円	3,000,000.00円	3,000,000.00円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	940,022		
	一時借入金	15,000,000	20,000,000	
	預り金	6,124,136	3,000,000	3,000,000
	他会計繰入金	5,420,000		
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	195,000	200,000	200,000
入	仮受金			
	合計	10,822,150.6	5,820,000.00	3,820,000.00

支	事業費用	54,895,811	30,000,000	25,000,000
	建設改良費	893,070		
	企業債等償還金	308,034	1,262,000	685,000
	貯蔵品購入費	1,346,940	1,360,000	13,060,000
	過年度未払金	12,847,770	10,802,000	
	一時借入金返還	40,000,000		
	預り金返還	3,329,359	6,000,000	3,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	155,000	200,000	200,000
出	仮受金還付			
	合計	113,775,984	49,624,000	41,945,000
	収支差引	△5,554,478	3,576,000	△8,745,000
	前年度又は前月より繰越	30,250,283	24,695,805	28,271,805
	翌年度又は翌月へ繰越	24,695,805	28,271,805	19,526,805
差引				

監査報告第29号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度7月分収入投扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年9月20日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年9月20日
2. 検査の対象 昭和48年7月分の出納状況
3. 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

尚、7月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支 出		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	2,278,327,113	△2,389,688 231,294,981	2,507,232,406	2,049,402,107	△703,157 498,652,763	
才入才出外現金	77,888,433	21,107,230	98,995,663	52,978,583	16,372,034	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	494,215,757	224,955,099	719,170,856	455,850,096	173,844,766	
府 税	141,601,314	12,238,485	153,839,799	69,047,248	73,717,706	
特 別 会 計	国民健康保険	301,122,356	△49,515 20,565,749	321,638,590	142,699,993	△261,463 71,118,881
	土地区画 整理事業	473	0	473	11,960,224	0
合 計	3,293,155,446	△2,439,203 510,161,544	3,800,877,787	2,781,938,251	△964,620 833,706,150	
基 金	用品調達	6,160,379	304,121	6,464,500	5,543,099	638,183
	同和更生 資金貸付	29,946,345	811,270	30,757,615	300,000	2,250,000
	財政調整					
	土地開発	71,492,568	0	71,492,568	6,610,333	0
合 計	107,599,292	1,115,391	108,714,683	12,453,432	2,888,183	

算 書

昭和48年8月31日現在(単位円)

計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
2,547,351,713	△40,119,307	350,000,000 △15,000,000	△12,040,224	282,840,469	郵政より 350,000,000 病院へ △15,000,000
69,350,617	29,645,046			29,645,046	
629,694,862	89,475,994			89,475,994	
142,764,954	11,074,845			11,074,845	
213,557,411	108,081,179			108,081,179	
11,960,224	△11,959,751		12,040,224	80,473	一般会計より
3,614,679,781	186,198,006	335,000,000	0	521,198,006	
6,181,282	283,218			283,218	
2,550,000	28,207,615			28,207,615	
6,610,333	64,882,235			64,882,235	
15,341,615	93,373,068			93,373,068	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	282,840,469	270,990,469		
特 別 会 計	国 保 事 業	108,081,179	107,481,179	
	土 地 区 画 整 理 事 業	80,473	80,473	
基 金	用 品 調 達	283,218	42,218	241,000
	同 和 更 生 資 金 貸 付	28,207,615	28,207,615	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	64,882,235	64,882,235	
特別才入才出外現金	102,463,027	89,475,994		
才入才出外現金	29,645,046	29,645,046		
府 税	11,074,845	11,074,845		
住 宅 敷 金	4,727,310	567,775		4,159,535
合 計	632,285,417	602,447,849	241,000	4,159,535

管 方 法

昭和48年8月31日現在(単位円)

訳			釣 銭 電話自動払	備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託		
	10,000,000		1,050,000 800,000	
			600,000	
12,787,513	199,520			大阪公 137 199,047円 大阪 24,223 473円
12,787,513	10,199,520		2,450,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	1,925,829,000	779,946,254	△1,654,024 162,538,072
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,778,000	0	0
地 方 交 付 税	1,221,343,000	599,311,000	0
分 担 金 及 負 担 金	541,119,000	11,888,823	△95,000 2,036,650
使 用 料 及 手 数 料	525,410,000	17,454,711	△21,910 3,214,021
国 庫 支 出 金	2,220,426,000	134,124,511	51,581,495
府 支 出 金	1,214,644,000	10,720,658	
財 産 収 入	158,194,000	36,116,093	4,000
寄 附 金	75,762,000	60,119,437	0
繰 入 金	400,000	0	0
繰 越 金	388,364,000	395,074,739	0
諸 収 入	555,297,000	231,670,887	△618,754 11,920,743
市 債	1,657,708,000	1,900,000	0
自動車取得税交付金	57,000,000		
交通安全対策特別交付金	9,000,000		
地 方 譲 与 税	22,000,000		
合 計	9,624,405,000	2,278,327,113	△2,389,688 231,294,981

調

書

昭和48年8月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
940,830,302		984,998,698	48.85
0		11,778,000	
599,311,000		622,032,000	49.06
1,383,047.3		40,288,527	25.55
20,546,822		31,894,178	39.29
185,706,006		2,034,719,994	8.36
10,720,658		1,203,923,342	0.88
36,120,093		1,220,73,907	22.83
60,119,437		15,642,563	79.35
0		400,000	
395,074,739	6,710,739		101.72
242,972,876		312,324,124	43.75
1,900,000		1,655,808,000	0.11
		57,000,000	
		9,000,000	
		22,000,000	
2,507,232,406		7,117,172,594	26.05

歲 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 會 費	87456,000	30,900,051	△4,205 5,919,666
総 務 費	923,608,000	294,382,712	△140,310 53,761,403
民 生 費	1,998,290,000	371,692,568	△189,679 103,218,152
衛 生 費	541,851,000	266,462,587	△34,000 31,371,184
勞 働 費	46,491,000	14,416,483	2,269,906
農 林 水 産 業 費	134,578,000	12,149,818	2,878,709
商 工 費	80,207,000	45,378,137	3,555,769
土 木 費	2,937,873,000	184,047,461	34,645,754
消 防 費	237,008,000	53,982,396	8,960,044
教 育 費	1,978,421,000	607,012,543	△334,963 222,431,550
公 債 費	547,241,000	80,102,891	29,562,808
諸 支 出 金	88,900,000	88,852,860	
予 備 費	5,000,000		
災 害 復 旧 費	17,480,000	21,600	7,7818
合 計	9,624,405,000	2,049,402,107	△703,157 498,652,763

調 査

昭和48年8月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
36815,512	50,640,488	42.09
348,003,805	575,605,195	37.67
474,721,041	1,523,568,959	23.75
297,799,771	244,051,229	54.95
16,686,389	29,804,611	35.89
15,028,527	119,549,473	11.16
48,933,906	31,273,094	61.00
218,693,215	2,719,179,785	7.44
62,942,440	174,065,560	26.55
829,109,130	1,149,311,870	41.90
109,665,699	437,575,301	20.03
88,852,860	47,140	99.94
	5,000,000	
99,418	17,380,582	0.56
2,547,351,713	7,077,053,287	26.46

監査報告第30号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年8月分収入役扱の出納について
検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年9月20日

監査委員 堀田徳治

同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和48年9月20日
2. 検査の対象 昭和48年8月分の出納状況
3. 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合
したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

尚、8月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支 出		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	1,878,125,528	△3,042,783 408,244,368	2,278,327,113	1,498,207,060	△1,412,595 552,607,642	
才入才出外現金	65,274,149	12,614,284	77,888,433	4,330,000	48,648,583	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	183,362,996	310,852,761	494,215,757	0	455,850,096	
府 税	18,410,209	123,191,105	141,601,314	18,151,264	50,895,984	
特 別 会 計	国民健康保険	181,615,153	△24,980 119,532,133	301,122,356	75,795,707	△261,451 67,165,737
	土地区画 整理事業	473	0	473	11,960,224	0
合 計	2,326,788,508	△3,067,713 969,434,651	3,293,155,446	1,608,444,255	△1,674,046 1,175,168,042	
基 金	用品調達	5,670,610	489,769	6,160,379	2,035,178	3,507,921
	同資 和更生 金貸付	28,762,485	1,183,860	29,946,345	0	300,000
	財政調整					
	土地開発	71,492,568	0	71,492,568	4,012,145	2,598,188
合 計	105,925,663	1,673,629	107,599,292	6,047,323	6,406,109	

算 書

昭和48年7月31日現在(単位円)

計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
2,049,402,107	228,925,006	350,000,000 △15,000,000	△12,040,224	551,884,782	郵政より 350,000,000 病院へ △15,000,000
52,978,583	24,909,850			24,909,850	
465,850,096	38,365,661			38,365,661	
69,047,248	72,554,066			72,554,066	
142,699,993	158,422,363			158,422,363	
11,960,224	△11,959,751		12,040,224	80,473	一般会計より
2,781,938,251	511,217,195	335,000,000		846,217,195	
5,543,099	617,280			617,280	
300,000	29,646,345			29,646,345	
6,610,333	64,882,235			64,882,235	
12,453,432	95,145,860			95,145,860	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	551,884,782	540,094,782		
特 別 会 計	国 保 事 業	158,422,363	157,822,363	
	土 地 区 画 整 理 事 業	80,473	80,473	
基 金	用 品 調 達	617,280	42,218	575,062
	同 和 更 生 資 金 貸 付	29,646,345	29,646,345	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	64,882,235	64,882,235	
特別才入才出外現金	217,722,720	383,656,661		
才入才出外現金	24,909,850	24,909,850		
府 税	72,554,066	72,554,066		
住 宅 敷 金	4,732,272	572,737		4,159,535
合 計	1,125,452,386	928,910,730	575,062	4,159,535

管 方 法

昭和48年7月31日現在 (単位 円)

記 述			備 考	
履 協	郵便局	追加信託	釣 銭	
			電話自動払	
	10,000,000		1,050,000 800,000	
			600,000	
179,317,344	39,715			大阪公 137 39,393円 大阪 24,228 322円
179,317,344	10,039,715		24,500,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,925,829,000	444,552,984	△ 1,858,872 337,252,142
国有提供施設等所在市町村助成交付金	11,778,000	0	
地 方 交 付 金	1,221,343,000	599,311,000	
分担金及負担金	54,119,000	89,659,25	29,228,98
使用料及手数料	52,541,000	12,787,091	△ 50 4,667,670
国庫支出金	2,220,426,000	99,468,000	34,656,511
府 支 出 金	1,214,644,000	2,058,630	8,662,028
財 産 収 入	158,194,000	325,337,89	3,582,304
寄 附 金	75,762,000	60,119,437	
繰 入 金	400,000	0	0
繰 越 金	388,364,000	395,074,739	
諸 収 入	555,297,000	223,253,933	△ 1,183,861 9,600,815
市 債	1,657,708,000	0	1,900,000
自動車取得税交付金	57,000,000	0	0
交通安全対策特別交付金	9,000,000	0	0
地 方 譲 与 税	22,000,000	0	0
合 計	9,624,405,000	1,878,125,528	△ 3,042,783 403,244,368

論

書

昭和48年7月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
779,946,254		1,145,882,746	40.49
		11,778,000	
599,311,000		622,082,000	49.06
11,888,823		42,230,177	21.96
17,454,711		35,086,289	33.22
184,124,511		2,086,301,489	6.04
10,720,658		1,203,923,342	0.88
36,116,093		122,077,907	22.83
60,119,437		15,642,563	79.35
0		400,000	
395,074,739	67,107,39		101.72
231,670,887		323,626,113	41.72
1,900,000		1,655,808,000	0.11
0		57,000,000	
0		9,000,000	
0		22,000,000	
2,278,327,113		7,346,077,887	23.67

歲 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前月末累計	本 月 分
議 會 費	874 560.000	25,298,437	△ 9,059 5,610,673
總 務 費	923,609.000	235,280,109	△ 368,957 59,471,560
民 生 費	1,998,290.000	284,271,347	△ 333,523 87,754,744
衛 生 費	541,851.000	213,140,203	△ 155,704 53,478,088
勞 働 費	464,910.000	7,958,572	△ 133,305 6,591,216
農 林 水 産 業 費	134,578.000	9,851,371	△ 4,758 23,032,205
商 工 費	802,070.000	28,968,850	△ 135,103 16,544,390
土 木 費	2,937,873.000	105,035,452	△ 74,047 79,086,056
消 防 費	237,008.000	42,385,449	△ 98,175 11,695,122
教 育 費	1,978,421.000	389,635,508	△ 99,964 217,476,999
公 債 費	547,241.000	67,508,902	12,593,989
諸 支 出 金	88,900.000	88,852,860	0
予 備 費	50,000.000	0	0
災 害 復 旧 費	174,800.000	20,000	1,600
合 計	9,624,405.000	1,498,207,060	△ 14,125,957 552,607,642

調 書

昭和48年7月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
30,900,051	56,555,949	35.33
294,382,712	629,226,288	31.87
371,692,568	1,626,597,432	18.60
266,462,587	275,388,413	49.17
14,416,483	32,074,517	31.00
12,149,818	122,428,182	9.02
45,378,137	84,828,863	56.57
184,047,461	2,753,825,539	6.26
53,982,396	1,830,256,04	22.77
607,012,543	1,371,408,457	30.68
80,102,891	467,138,109	14.63
88,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
21,600	17,458,400	0.12
2,049,402,107	7,575,002,893	21.29

監査報告第 31 号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 48 年 7 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 48 年 9 月 20 日

監査委員 堀 田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和 48 年 9 月 20 日
2. 検査の対象 昭和 48 年 7 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 7 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、7 月末日における収支の状況は別表のとおりである。

7月分月次合計残高試算表

昭和48年7月31日現在

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	方
65,464,783	65,464,783		資産の部				
95,291,469	95,291,469		土地				
1,561,005,943	1,561,582,943		建物				
181,021,574	181,021,574		構築物		577,000		
46,373,635	46,373,635	532,800	機械装置				
7,068,753	7,068,753		量水				
14,993,607	14,993,607		車輜及運搬用具				
352,324,397	352,330,826	22,845,983	工具器具及備品				
560,000	560,000		建設仮勘定		6429		
41200	41200		水利				
210,000	210,000		電話加入権				
503,386,74	4,984,1239	71,078,512	現金		55,607,453	399,502,565	
95,137,434	329,741,107	55,607,453	普通預金		55,607,453	329,741,107	
394,691,02	2,659,081,77	513,150,98	当座預金		32,674,524	170,770,743	
	656,665,13	140,391,23	未収金		2,636,625	26,197,411	
219,000	419,000		貯蔵品				
300,000	300,000		仮払金				
1,300,000	1,300,000		投資有価証券		200,000		
	50,000,000		借地権				
	50,000,000		保管有価証券				
			短期貸付金		50,000,000		
			負債の部				
	500,706,69	8,613,470	未払金		14,039,123	66,002,202	159,815,33
			未払費用				
			一時借入金				
	31,852,980	826,000	前受金		18,482,990	63,115,000	31,262,020
	12,546,164	3,106,689	預り金		8,605,689	26,077,414	13,631,250
			預り担保有価証券		1,300,000	1,300,000	1,300,000

① 資本的収入	600,500,000	28,820,000	102,268,200	498,281,800
1. 企業債	456,000,000	0	0	456,000,000
1. 企業債	456,000,000	0	0	456,000,000
2. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
3. 工事負担金	140,000,000	28,820,000	102,268,200	37,781,800
1. 工事負担金	140,000,000	28,820,000	102,268,200	37,781,800
収入合計	1,288,294,000	86,581,601	315,527,018	917,766,982

7 月分予算執行報告書 乙

昭和48年7月31日現在

(支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
① 水道事業費用	631,686,000	246,356,630	133,993,733	497,692,267
1. 営業費用	512,537,000	246,356,630	133,882,718	378,654,282
1. 原水及浄水費	209,598,000	146,503,450	60,543,715	149,054,285
2. 配水及給水費	68,859,000	40,273,998	21,431,448	47,427,552
3. 受託工事費	27,000,000	0	3,571,710	23,428,290
4. 業務費	52,764,000	2,962,331	1,613,189	36,632,105
5. 総係費	40,114,000	23,695,740	12,556,178	27,557,822
6. 減価償却費	54,142,000	0	0	54,142,000
7. 資産減耗費	60,000	0	0	60,000
8. その他の営業費用	60,000,000	625,482	19,647,772	40,352,228
2. 営業外費用	119,049,000	0	111,015	118,937,985
1. 払利息及 企業債取扱諸費	119,039,000	0	111,015	118,927,985
2. 雑支出	10,000	0	0	10,000

					減価償却引当金	207,744,914	207,744,914
					退職給与引当金	26,289,60	26,289,60
					資本の部		
					自己資本	118,703,235	118,703,235
		889,937			借入資本	1,346,358,611	1,345,468,674
					資本剰余金	288,200,00	695,227,588
					利益剰余金	56,317	56,317
					費用の部		
60,543,715	60,553,894		14,650,345		原水及浄水費	10,179	
21,431,448	21,448,197		4,027,898		配水及給水費	16,749	
3,571,710	3,571,710				受託工事費		
16,131,895	16,152,022		296,2331		業務費	20,127	
12,556,178	12,565,529		2,369,574		総務費	9,351	
					減価償却費		
					資産減耗費		
111,015	111,015				支払利息及企業債取扱諸費		
					雑支出		
19,647,772	19,769,322		6,254,82		その他の営業費用	121,550	
					過年度損益修正		
					収益の部		
	5,390		5,390		給水収益	175,705,780	175,700,390
					補償金		
					受託工事収益	651,500	121,43,990
					その他の営業収益	538,2465	21,854,890
					受取利息	143,013	1,718,688
	470,000				雑収益	343,750	231,0860
					固定資産売却益		
					過年度損益修正		
2,645,113,04	37,181,216,55	252,606,148	252,606,148		合計	37,181,216,55	2,645,113,904

甲 書 告 報 行 算 予 分 月 7

現在 昭 和 4 8 年 7 月 3 1 日

(収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
① 水道事業収益	632,794,000	57,761,601	213,258,818	419,535,182
1. 営業収益	627,794,000	57,274,838	209,699,270	418,094,730
1. 給水収益	537,294,000	51,240,873	175,700,390	361,593,610
2. 受託工事収益	27,000,000	651,500	12,143,990	14,856,010
3. その他の営業収益	63,500,000	5,382,465	21,854,890	41,645,110
2. 営業外収益	5,000,000	486,768	3,559,548	1,440,452
1. 受取利息	2,000,000	143,013	1,718,688	281,312
2. 雑収益	3,000,000	343,750	1,840,860	1,159,140

3. 予備費	100,000	0	0	100,000
1. 予備費	100,000	0	0	100,000
① 資本の支出	725,495,804	23,378,783	113,750,206	611,745,598
1. 建設改良費	686,770,804	23,378,783	112,860,269	573,910,535
1. 事務費	9,400,000	491,782	2,563,998	6,886,002
2. 拡張工事費	525,270,804	17,200,000	73,866,000	451,404,804
3. 改良工事費	600,000	5,154,201	15,157,761	4,484,239
4. 配水管整備事業費	81,700,000	0	17,305,000	64,395,000
5. 営業設備費	10,400,000	53,280	3,967,510	6,482,490
2. 企業債償還金	38,725,000	0	889,937	37,835,063
1. 企業債償還金	38,725,000	0	889,937	37,835,063
支出合計	1,357,181,804	48,014,413	247,743,939	1,109,437,865

和泉市水道事業損益計算書（7月分）

（昭和48年7月1日から昭和48年7月31日まで）

1. 営業収益

(1) 給水収益	51,240,873円	
(2) 受託工事収益	65,150,000円	
(3) その他の営業収益	5,382,465円	57,274,838円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	14,650,345円	
(2) 配水及給水費	4,027,898円	
(3) 業務費	2,962,331円	
(4) 総係費	2,369,574円	
(5) その他の営業費用	6,254,822円	24,635,630円

営業利益 32,639,208円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	143,013円	
(2) 雑収益	343,750円	486,763円

当月分総利益 33,125,971円

当月分純利益 33,125,971円

資 金 予 算 表

昭和48年8月10日

科 目		7月執行済額	8月予定額	9月予定額	10月予手額
前月繰越金		35,077,615 ^円	50,549 ^円	19,260 ^円	18,230 ^円
収	営業収益	37,954,441	39,000	42,000	46,000
	営業外収益	486,763	200	200	200
	前年度末収金	518,628	5,550	3,810	1,619
	企業債	0	0	0	0
	工事負担金	28,820,000	20,000	30,000	25,000
	一時借入金	0	0	0	0
	預り金	14,450,000	500	500	500
	前年度繰越金	0	0	0	0
	前受金	18,482,900	500	500	500
	計	71,073,122	65,750	77,010	73,819
支	営業費用	22,531,805	48,000	48,000	49,000
	営業外費用	0	9,800	15,909	0
	前年度未払費用及未払金	2,300,000	0	0	0
	建設改良費	22,845,983	22,000	6,300	17,000
	貯蔵品	6,313,470	11,009	3,008	8,549
	企業債償還金	0	5,230	3,823	0
	一時借入金返還	0	0	0	0
	預り金返還	9,460,000	500	500	500
	前受金	664,805	500	500	500
	計	55,602,063	97,039	78,040	75,549
収支差引額		50,548,674	19,260	18,230	16,500

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

監査報告第32号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年7月分和泉市立病院企業出納員扱
の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年9月20日

監査委員 堀 田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年9月20日
2. 検査の対象 昭和48年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、7月末日における収支の状況は別表のとおりである。

7 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 8 年 7 月 3 1 日 現 在

和 泉 市 立 病 院 事 業 会 計

借 高 残	合 累 計		勘 定 科 目	貸 計		方 高 残
	累 計	当 月		累 計	当 月	
88,073,510	88,073,510		資 産 の 部			
23,862,565.9	23,862,565.9	1,160,000	土 地 物			
28,484.87	28,484.87		構 築 物			
1,240,000	1,240,000		車 輛			
2,052,559.5	2,052,559.5	64,000	機 械 及 備 品			
138,124	138,124		有 価 証 券			
13,079,444	13,079,444		投 資 金			
32,170,445	54,082,865.8	5,921,127.0	減 価 償 却 引 当 金	13,345,836	13,345,836	
58,117,026	11,195,938.0	30,024,686	普 通 預 金	50,936,630	50,785,821.3	
56,891,16	59,804,590	15,249,170	未 収 金	28,520,919	53,842,354	
96,950.4	1,031,504		貯 蔵 品	15,267,097	54,165,475	
8,100,000	4,100,000		前 払 金	62,000	62,000	
229,158,666	75,729,710		定 期 預 金	1,000,000	1,000,000	
			過 年 度 未 収 金	41,764.2	52,813,844	
			負 債 の 部			
	29,500,000.00		一 時 借 入 金	20,000,000	600,000,000	305,000,000
	2,708,570	135,6630	未 償 還 借 入 金	15,249,170	54,170,210	5,146,664.0
	16,038,549	5,950,664	仮 受 金	33,088.01	17,936,064	1,897,515
	700,000	1,950,000	預 り 納 金	24,500.00	156,100.00	961,000
	308,034		固 定 負 債		22,794,515	22,486,481
	52,171,375	10,763,000	4 7 年 度 未 払 金		52,280,415	109,040
			預 り 共 済 基 金		31,000,000	31,000,000

7 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和48年7月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
病院事業収益	394,005,000	87,002,692	168,772,909	225,232,091
1. 医 業 収 益	357,425,000	36,651,448	135,269,113	222,155,887
イ. 入 院 収 益	179,888,000	18,221,042	66,940,963	112,947,037
ロ. 外 来 収 益	165,350,000	17,265,186	64,037,235	101,312,765
ハ. その他医業収益	12,187,000	1,165,220	4,290,915	7,896,085
2. 医 業 外 収 益	36,580,000	351,244	33,503,796	3,076,204
イ. 受取利息配当金	900,000		427,813	472,187
ロ. 他会計補助金	320,110,000		320,110,000	0
ハ. 患者外給食収益	320,600	257,220	771,940	2,434,060
ニ. その他医業外収益	463,000	94,024	293,043	169,957
病院事業費用	558,126,000	453,023,333	188,851,284	369,274,716
1. 医 業 費 用	512,592,000	399,876,739	177,041,418	335,550,582
イ. 給 与 費	292,168,000	183,157,339	104,435,010	187,732,990
ロ. 材 料 費	147,958,000	15,997,611	55,373,571	92,584,429
ハ. 総 費	53,800,000	4,973,423	15,767,347	38,035,658

二. 減值卸費	16,412,000				16,412,000
ホ. 資產減毛費	1,000				1,000
ハ. 研究研修費	2,250,000	700,900		1,465,490	784,510
2. 醫業外費用	45,284,000	5,314,660		14,809,866	33,424,134
イ. 委託利息及 企業債取扱諸費	4,024,300	4,940,884		1,032,796	29,915,033
ロ. 患者外給食材料費	4,991,000	373,776		1,481,899	3,509,101
3. 予備費	500,000				300,000
資本的收入					
他会計出資金	22,189,000			22,189,000	0
資本の支出	22,189,000	2,957,198		4,158,302	18,030,698
1. 建設改良費	12,000,000	1,224,000		2,024,350	9,975,650
4. 建設費	4,000,000	1,160,000		1,253,700	2,736,300
ロ. 機械備品購入費	8,000,000	64,000		760,650	7,239,350
2. 企業債償還金	3,956,000	1,261,398		1,261,398	2,694,602
3. 看護婦宿舍割賦金	1,233,000			308,034	924,966
4. 病院建設調査費	5,000,000	471,800		564,520	4,435,480

7 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和48年7月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 收 益		
入 院 收 益	18,221,042	66,940,968
外 来 收 益	17,265,186	64,087,235
そ の 他 医 業 收 益	1,165,220	429,0915
計	36,651,448	135,269,118
2. 医 業 費 用		
給 与 費	18,315,739	104,435,010
材 料 費	15,997,611	55,373,571
経 費	4,973,423	15,767,347
減 価 償 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	700,900	1,465,490
計	39,987,673	177,041,418
医 業 利 益	△8,336,225	△41,772,305

3. 医 業 外 收 益					
受取利息配当金				427,813	
他会計補助金				32,011,000	
息者外給食収益	257,220			771,940	
その他医業外収益	94,024			298,043	
計			351,244		33,503,796
4. 医 業 外 費 用					
支払利息及び				10,827,967	
企業債取扱諸費	4,940,884			1,481,899	
息者外給食材料費	373,776				
雑 損 失					
計			5,814,660		11,809,866
当月分純利益			△8,299,641		
当月迄の純利益					△20,078,375
上記当月分収益中	健保未収金	30,024,686円			
上記当月分費用中	未 払 金	15,249,170円			

資 金 予 算 表

昭和48年7月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	7月の執行済額	8 月 予 定	9 月 予 定
収	事業収益	35,239,827円	33,945,000円	32,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	417,642	170,000	
	一時借入金	20,000,000		
	預り金	3,308,801	3,200,000	3,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	245,000	185,000	200,000
入	仮受金			
	合 計	59,211,270	87,500,000	85,200,000

区分	科目	7月の執行済額	8月予定	9月予定
支	事業費用	16,275,471円	27,155,000円	20,000,000円
	建設改良費	1,224,000		
	企業償還金	1,261,398	685,000	308,000
	貯蔵品購入費	15,267,097	13,000,000	13,000,000
	過年度未払金	10,768,000		
	一時借入金返還			
	預り金還付	5,950,664	3,200,000	3,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	195,000	260,000	200,000
出	仮受金還付			
	合計	50,986,680	44,300,000	36,508,000
	収支差引	8,274,640	△ 6,800,000	△ 1,308,000
差引	前年度又は前月より繰越	24,695,805	32,970,445	26,170,445
	翌年度又は翌月へ繰越	3,297,045	2,617,045	2,486,245

監査報告第 33 号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 48 年 8 月分和泉市立病院企業出納員扱
の出納について検査した。

その結果について、同法同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 48 年 9 月 20 日

監査委員 堀 田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和 48 年 9 月 20 日
2. 検査の対象 昭和 48 年 8 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 8 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、8 月末日における収支の状況は別表のとおりである。

8 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 48 年 8 月 31 日 現在

和 泉 市 立 病 院 事 業 会 計

借 残 高	方 計		勤 定 科 目	貸 計		方 残 高
	合 計	当 月		合 計	当 月	
88,073,510	88,073,510		資 産 の 部			
288,625,659	288,625,659		地 物			
28,484,87	28,484,87		物 物			
1,240,000	1,240,000		輛			
208,329,95	208,329,95	307,400	機 械 及 備 品			
188,124	188,124		券			
1,307,944	1,307,944		資 金			
26,177,090	57,832,649	37,497,841	減 価 却 引 当 金	132,453,36	1,384,583,6	
60,827,673	141,514,118	29,554,738	普 通 預 金	44,291,196	552,149,409	
5,641,208	7,483,822	15,033,630	未 収 金	26,844,091	806,864,45	
1,289,504	130,150,4	27,000	貯 蔵 品	15,031,538	69,197,013	
3,100,000	4,100,000		前 払 金		62,000	
22,745,421	75,729,710		定 期 預 金		1,000,000	
			過 年 度 未 収 金	170,445	5,298,428,9	
			員 債 の 部			
	295,000,000		一 時 借 入 金			
	15,550,380	129,468,10	未 払 金	150,386,30	69,203,840	305,000,000
	1,932,540,4	328,685,5	仮 受 金			
	96,000,0	260,000	預 り 納 金	323,735,0	21,173,414	1,848,010
	308,084		固 定 負 債	185,000	1,846,000	886,000
	50,171,575		47 年 度 未 払 金		22,794,515	2,248,648,1
			預 り 共 済 基 金		5,228,041,5	109,040
					31,000,000	3,100,000

				資本の部			
				自己資本			
				借入	684930		136383371
				繰越欠損			202602400
238926714	288926714						200656072
				収益の部			
				入院		18057033	84997996
				外来		16679172	80716407
				その他医療		1223954	5514869
				受取利息		221613	649426
				他会計補助			82011000
				患者外給食		258480	1030420
				その他医療外		98420	391464
				費用の部			
				給与	19072038		
				材料	16697196		
				経費	3586188		
				減価償却			
				資産減耗			
				研究	96510		
				支払利息及び	1665375		
				患者外給食	372412		
				建設仮勘定			
942629852	2084070529	141331923	141331923	合計		141331923	2084070529
							942629852

8 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和48年8月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
病院事業収益	39,400,500.00	36,538,673	20,531,158.2	188,693,418
1. 院 業 収 益	35,742,500.00	35,960,159	17,122,927.2	186,195,728
イ. 入 院 収 益	17,988,800.00	18,057,033	8,499,799.6	94,890,004
ロ. 外 来 収 益	16,535,000.00	16,679,172	8,071,640.7	84,633,593
ハ. その他医療収益	1,218,700.00	1,223,954	5,514,869	6,672,131
2. 医 業 外 収 益	3,658,000.00	578,514	34,082,310	2,497,690
イ. 受取利息配当金	900,000.00	221,613	649,426	250,574
ロ. 他会計補助金	3,201,100.00		32,011,000	0
ハ. 患者外給食収益	3,206,000.00	258,480	1,030,420	2,175,580
ニ. その他医療外収益	463,000.00	98,421	391,464	7,153.6
病院事業費用	55,812,600.00	41,489,719	23,034,100.3	327,784,997
1. 医 業 費 用	51,259,200.00	39,451,932	21,649,335.0	296,098,650
イ. 給 与 費	29,216,800.00	19,072,038	12,350,704.8	168,660,952
ロ. 材 料 費	14,795,800.00	16,697,196	7,207,076.7	75,887,233
ハ. 経 費	5,380,800.00	3,586,188	1,935,353.5	34,449,465

二、減 價 值 却 費	1 6 4 1 2 0 0 0				1 6 4 1 2 0 0 0
ホ、資 産 減 耗 費	1 0 0 0				1 0 0 0
ハ、研 究 研 修 費	2 2 5 0 0 0 0	9 6 5 1 0		1 5 6 2 0 0 0	6 8 8 0 0 0
2. 医 業 外 費 用	4 5 2 3 4 0 0 0	2 0 3 7 7 8 7		1 3 8 4 7 6 5 8	3 1 3 8 6 3 4 7
支 払 利 息 及 び 1. 企 業 債 取 扱 諸 費	4 0 2 4 3 0 0 0	1 6 6 5 3 7 5		1 1 9 9 3 3 4 2	2 8 2 4 9 6 5 8
ロ、患 者 外 給 食 材 料 費	4 9 9 1 0 0 0	3 7 2 4 1 2		1 8 5 4 3 1 1	3 1 3 6 6 8 9
3. 予 備 費	3 0 0 0 0 0				3 0 0 0 0 0
資 本 の 収 入					
他 会 計 出 資 金	2 2 1 8 9 0 0 0			2 2 1 8 9 0 0 0	0
資 本 の 支 出					
1. 建 設 改 良 費	2 2 1 8 9 0 0 0	9 9 2 3 3 0		5 1 5 0 6 3 2	1 7 0 3 8 3 6 8
1. 建 設 費	1 2 0 0 0 0 0 0	3 0 7 4 0 0		2 3 3 1 7 5 0	9 6 6 8 2 5 0
ロ、機 械 備 品 購 入 費	4 0 0 0 0 0 0			1 2 6 3 7 0 0	2 7 3 6 3 0 0
2. 企 業 債 償 還 金	8 0 0 0 0 0 0	3 0 7 4 0 0		1 0 6 8 0 5 0	6 9 3 1 9 5 0
3. 看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	3 9 5 6 0 0 0	6 8 4 9 3 0		1 9 4 6 3 2 8	2 0 0 9 6 7 2
4. 病 院 建 設 調 査 費	1 2 3 3 0 0 0			3 0 8 0 3 4	9 2 4 9 6 6
	5 0 0 0 0 0 0			5 6 4 5 2 0	4 4 3 5 4 8 0

8 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和48年8月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 收 益			
入 院 收 益	18,057,038		84,997,996
外 来 收 益	16,679,172		80,716,407
そ の 他 医 業 收 益	1,223,954		5,514,869
計		85,960,159	171,229,272
2. 医 業 費 用			
給 与 費	19,072,038		123,507,048
材 料 費	16,697,196		72,070,767
経 費	3,586,188		19,353,535
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	96,510		1,562,000
計		39,451,932	216,493,350
医 業 利 益		△ 3,491,778	△ 45,264,078

3. 医業外収益					
受取利息配当金	221,613			649,426	
他会計補助金				32,011,000	
患者外給食収益	258,480			1,030,420	
その他医業外収益	98,421			391,464	
計			578,514		34,082,810
4. 医業外費用					
支払利息及び 企業償取諸費	1,665,375			11,993,342	
患者外給食材料費	372,412			1,854,311	
雑損失					
計			2,037,787		13,847,653
当月分純利益			△4,951,046		
当月返の純利益					△25,029,421
上記当月分収益中			健保未収金	295,547,388円	
上記当月分費用中			未払金	15,033,630円	

資 金 予 算 表

昭和48年8月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	8月の執行済額	9月予定	10月予定
収	事業収益	33,905,046円	32,000,000円	32,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	適年度未収金	170,445		
	一時借入金			
	預り金	3,237,350	3,000,000	4,000,000
	他会計繰入金			13,709,000
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	185,000	200,000	200,000
入	仮受金			
	合 計	37,497,841	35,200,000	49,909,000

区分	科目	8月の執行済額	9月予定	10月予定
支	事業費用	26,585,201円	20,000,000円	36,000,000円
	建設改良費	307,400		
	企業債償還金	684,980	308,000	
	貯蔵品購入費	12,946,810	13,000,000	13,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還			
	預り金還付	3,286,855	3,000,000	3,000,000
	前払金	270,000		
	期間外費用			
	予納金還付	260,000	200,000	200,000
出	仮受金還付			
	合計	44,291,196	36,508,000	52,200,000
	収支差引	△ 6,793,855	△ 1,308,000	△ 2,291,000
差引	前年度又は前月より繰越	32,970,445	26,177,090	24,869,090
	翌年度又は翌月へ繰越	26,177,090	24,869,090	22,578,090

監査報告第28号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第3項の規定に基づく昭和48年度定期監査を別記要項により執行した。
その結果を同法同条第8項及び第9項の規定により別冊のとおり報告する。

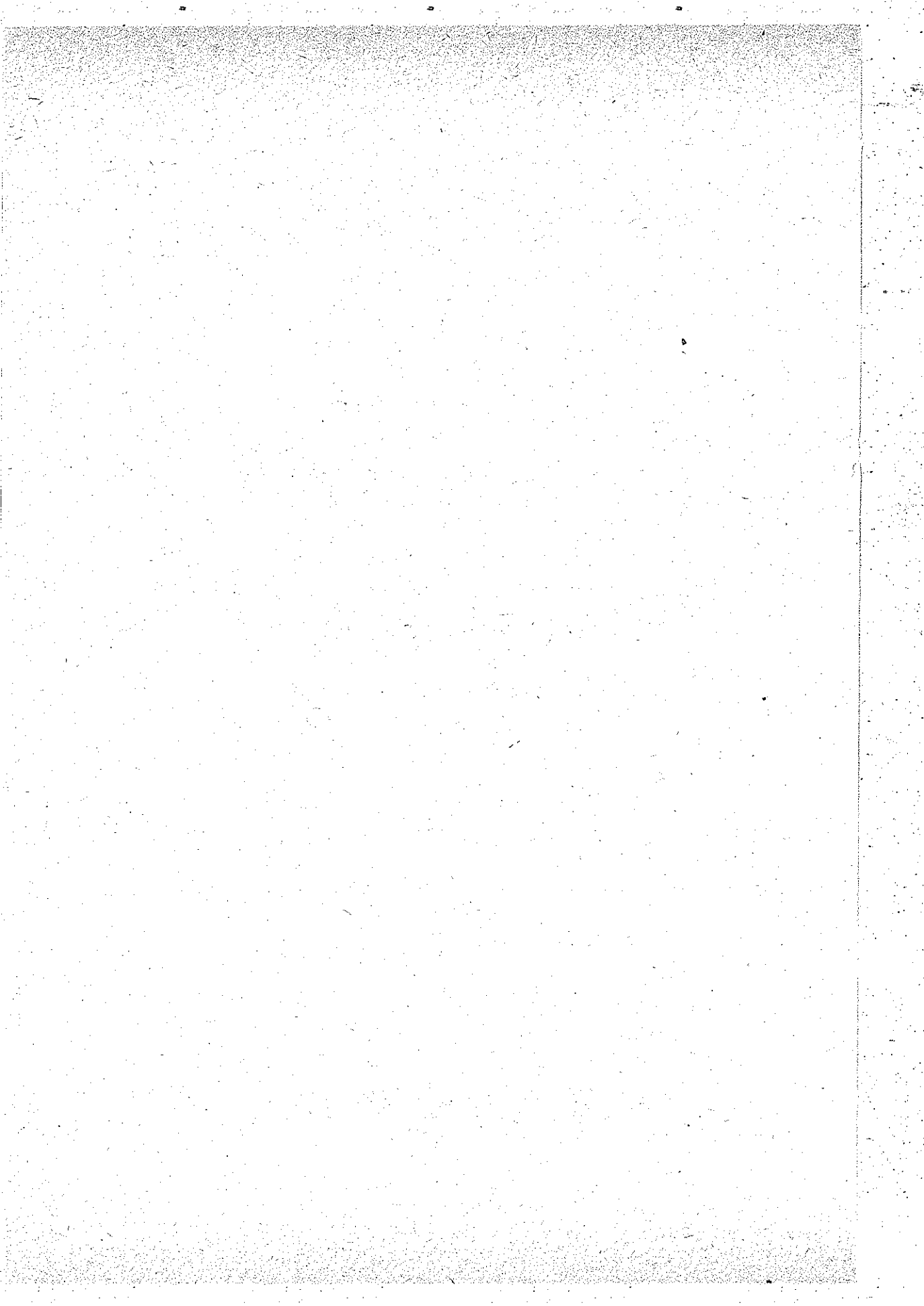
昭和48年8月27日

監査委員 堀田徳治
同 山田清二

昭和 4 8 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

和 泉 市 監 査 委 員



和泉監第24号

昭和48年8月27日

和泉市長 藤木 秀夫 殿

和泉市議会議長 松尾 千代一 殿

和泉市監査委員 堀田 徳治

同 山田 清二

定期監査の結果報告について

地方自治法第119条第3項の規定による昭和48年度定期監査を実施したので、その結果を同法同条第8項及び第9項の規定に基づき次のとおり報告する。

目 次

総 務 部	3 頁
同 和 対 策 部	6
市 民 部 (出先機関を含む)	8
産 業 衛 生 部	1 4
建 設 部 (施設現場を含む)	1 9
教育委員会事務局 (教育施設を含む)	2 4
消 防 本 部	2 6
和 泉 市 立 病 院	2 8

1. 監査の対象

昭和47年度中に執行された本市事務事業のうち今回は、次の各課（課）を対象とした。

- 総務部 一 庶務課・人事課
- 同和対策部 一 推進調整課・隣保館
- 市民部 一 市民課・保険年金課・社会児童課及び福祉施設（和泉保育園外13ヶ所）
- 産業衛生部 一 農林課・保健衛生課・農業委員会事務局
- 建設部 一 建築課・土木課（施設現場の一部を含む）
- 教育委員会 一 教育委員会事務局及び教育施設（国府小学校外14ヶ所）
- 消防本部 一 本部及び府中・松尾・池田出張所
- 和泉市立病院 一 庶務課・経理課・業務課・薬剤部

2. 執行の日時

昭和48年5月17日～7月25日

3. 共通指摘事項

1. 備品の管理について

ほとんど毎年、指摘事項としてあげているものであるが、備品の管理については本年も改善されている点が見られず、特に机・椅子に関してはその移動状況が全くといっていいほど把握されていない。物品については、一部を除いて各課長が保管するものと規則で定められており、備品については原則として移動を禁止しているが現実には人事異動があった場合、机・椅子等も職員とともに移動しているようである。

この場合同時に備品補助カードも所管がえしなけなければならないにも拘らず、それを怠ったため現在では各課で保管する備品の数量と台帳の数量が

一致しない状態になっている。又、使用不能の物品についても財務規則に基づく返納手続をとらず処理している事例もかなり見られた。備品については事務執行上、直接支障をきたすことがないためその保管、管理についても比較的軽視されがちであるが、貴重な市の財産としてその管理については、規則に基づき適正になされることを強く望むものである。

2. 庶務担当者の研修について

今回の監査により、目立った点は昨年も同じ事を指摘したにもかかわらず、いまだに庶務担当職員の基礎的知識の不足が多い。例えば、予算差引簿・執行伺（主管課控）流充用記簿命令書等の内容を見た時、その記載及び処理内容にかなりの誤解があったのが事実である、このような事が各課においてかなりの数に及んでいる限り、財務専決等の例規の認識が欠けていると考える以外仕方ない。これは庶務担当職員だけの責任とはいえない。なぜなら現在各課で庶務を担当している職員は一般職員がそのほとんどであり、それら一般職員には本市の例規集が貸与されておらず、又それら規則についての研修をもほとんど受けた事はないと思われるからである。

少なくとも庶務担当職員には研修を実施し必要規則を理解させ、知識向上をはかるとともに庶務担当係長及びそれ以上の管理職にあるものが、決裁段階においてその内容を十分にチェックするとともに誤解されている点を指導されることが望ましい。

◎ 庶 務 課

1. 事務の概要

当課は秘書・庶務・広報公聴の3係で構成されており、課長以下23名の職員が配置されている。

秘書係は市長助役の秘書及び公職者人事記録の整備等を所管しており、係長以下6名(運転手3名含む)の職員がこれにあっている。

庶務係は庁舎管理、文書の收受発送及び整理保存、統計、議事例規を所管しており、係長以下10名の職員が配置されている。

又広報公聴係は、市民とのパイプ役である「広報いずみ」の発行、市民相談及び町会連合会との連絡事務等を所管しており、広報担当参事以下4名(嘱託員1名を含む)がこれにあっている。

2. 事務の執行状況

(1) 庁舎管理について

庁舎の管理は庶務課が行なっているが本市の場合、清掃・電話交換・玄関受付の業務を業者に委託しており、委託業者への指導等は適切に行なわれているため、現在のところ委託業務についてはほぼ適正になされているものと思われる。又庁舎(行政財産)の一部使用については、現在印刷センター・食堂等を業者及び職員更生会に対して使用許可しているが、これから使用許可手続については適正になされている事を認めた。

なお、印刷センターについては、使用料が納入されていないので使用許可条件に基づく使用料を早急に収納されたい。

(2) 例規集の贈貸与状況について

例規集は本市の職員に市の諸規定を周知させ、市行政の公正な運営と事務の効率化をはかる目的で本市の場合3等級以上の職員に対し、貸与しているものであるが行政機構の拡大に伴い貸与該当職員が増加したため、現在480部の例規集でも不足のため48年度で100部の増刷を予算化している。

例規集の贈貸与については、本市例規集発行規程に基づきなされているが、配布簿を調査したところ返還不能の例規集が数部見られた。

今後は例規集の管理を適正に行なうとともに発行規程に基づく適正な運用をなされたい。

(3) 各種委託契約及び補助金の交付について

庶務課所管の各種委託料は清掃等の業務委託及び町会連合会に対する事務委託金となっているが、これら委託契約は適正に締結されているとともに業務状況は契約内容を遵守し適正になされている事を認めた。

又、各町会で設置する防犯灯に対して補助金を支出しているが、これら補助金の支出状況も適正であった。

なお、市庁舎玄関に設置されている公衆電話(2台)については電々公社との委託契約に基づき設置されているものであるが、これに伴う手数料が収入されていない。これら手数料は、市の才入に組み入れるべきものであり、毎年度末に市の才入として処理されたい。

◎ 人 事 課

1. 事務の概要

当課は人事・給与の2係により構成されており、課長以下9名の職員が配置されている。

人事係は人事計画、職員の任免並びに研修企画及び人事記録の整備等を所管しており、係長以下3名の職員が事務にあたっている、又給与係は職員の給与及び諸手当の支給事務並びに互助会共済、健保組合に関する事務等を所管しており、係長以下5名の職員が配置されている。

本市においても、行政需要の増大にともなう行政機構の拡大及び事務の多用化により職員の補充はここ数年来、激しい勢いで増加している。47年度は128名、48年度においては現在まで112名の職員が補充されている。

現在、病院・水道の両企業会計を除いた職員数は845名にのぼっておりこれに4月より常勤嘱託員となった57名を含め計902名となっている。

又、47・48年度において採用された職員のうち、保母が52名となっているが保育所の新設等により、その確保は保育行政を推進していく中で特に重大な問題となっているのが現状である。本市においても、保母の数が保育所に比してまだ充分とはいえず、保母の福利厚生面をも考慮して、その確保に各段の努力を望むものである。

2. 事務の執行状況

(1) 諸手当の支給について

本市において47年度中に職員に対し、支給された諸手当の総額は約4億9,000万円にのぼっており、これら手当の支給はすべて人事課において事務手続がなされている。

又、時間外勤務手当・特勤手当については、毎月各課で集計したものを人事課に提出し審査をうけているが、当課においても人員面の不足から審査事務が万全であるとはいえない状態である。

なお、特勤手当は特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと思えられるものについて条例の定めるところにより職員に対し支給されているものであるが、特勤手当支給明細書を調査したところ、一部支給根拠の不明確なものが見うけられたので、例規を整備するとともに例規に基づく適正な運用をなされたい。

(2) 出勤簿について

職員の毎月の出勤状況を把握するという目的で従来休暇の場合のみ届出する方式であった休暇処理簿を廃止し、本年2月より出勤簿方式に切りかえられているが、各課の実施状況を調べたところかなりの課において出勤簿がつけられておらず、従来の休暇処理簿が存続されていた、出勤簿方式を採用して約半年を経過した現在においてなお、その方式が定着しないという事はなんらかの理由があるものと思われるので、その原因を究明する

ともに早急に統一化されたい。

◎ 同 和 対 策 部

1. 事務の概要

同和問題の解決は、国民的な課題であり、本市においても市の最重要施策の一つとして環境改善事業及び同和対策の諸制度の実施を推進している。

同和対策部はその中心となって、同和対策事業の総合企画調整及び関係各セクションとの連絡調整にあっており、部長以下23名（常勤嘱託員3名を含む）の職員が配置されている。又、基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民の社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、同和問題のすみやかな解決をはかる目的で設立された、幸・王子の両隣保館に計13名の職員が配置されており、地区住民の組織的な解放運動の促進をはかっている。なお、48年度の機構改革により、同和対策部長が隣保館長を兼務している。

2. 事務の執行状況

(1) 同和対策事業の推進状況について

本市同和対策事業は昭和53年度までの一応の長期計画に基づき推進されているが、基本的には地区内道路の整備をはかりつつ住民ニーズに基づいて地区内公共施設及び住宅店舗等の環境改善事業を推進するという考えの上にならって現在地区内道路一号線の建設に重点をおいている。

当該道路に関する用地買収について現在地元住民と交渉にあっておりすみやかな解決をはかっている。

環境改善事業の推進をはかる意味においては、道路の建設が最も重要な問題でもありその完成が急がれる。

(2) 同和対策負担金の執行状況について

昭和47年度中に執行された同和対策各種負担金総額は、約2,500万円となっているが、これら負担金は47年度についてはすべて各課ごとに

予算化されており前渡資金で、幸会館で経理していたが手続上不合理な面が見られたので、48年度より隣保館費で一括予算化されている。

47年度において、負担金の出納状況に一部不明確な点も見られたので出納状況については常に明確を期されたい。又、負担金で一部備品を購入しているが、購入備品についてはその管理を適正になされたい。

◎ 隣 保 館

幸隣保館には、館長補佐以下1.2名の職員が配置されており、館の管理運営をはじめとして生活・婦人・教育・産労の各対策係に分かれ、地域活動の発展につとめている。又、王子会館についても職員3名(うち嘱託員2名)が配置されている。

隣保館の運営状況は地域住民の要求に基づき各種講座を開設しており、館の設立目的に基づいて適正になされている。

又、隣保館使用料については、その設立目的から原則的に徴収していないが結婚式等一部例外については条例に基づき使用料を徴収している。これら使用料の徴収状況は両館とも適正になされている事を認めた。なお、隣保館長については、さん定的に同対部長が兼任しているが、地域の自主的活動をより発展させるためにも専任の隣保館長を置くことが望ましい。次表は隣保館の講座実施状況である。

王 子 会 館		幸 会 館	
講 座 名	実 施 回 数	講 座 名	実 施 回 数
習 字	週 2回	民 謡	週 1回
華 道	" 1回	そ ろ ば ん	" 1回
民 謡 (踊)	" 1回	華 道	" 1回
" (歌)	" 2回	茶 道	" 1回
そ ろ ば ん	" 1回	郷 土 民 謡	" 1回
剣 道	" 1回	詩 吟	" 1回
柔 道	" 1回	着 付	" 1回
		剣 道	" 1回

◎ 市 民 課

1. 事務の概要

当課は市民・記録・戸籍・調査の4係で構成されており、課長以下37名(嘱託員を含む)の職員が配置されている。

当課は葬儀受付及び各種証明書の交付を主要な業務としている関係上、窓口事務が大半をしめており、来庁市民に対するサービスの向上に努めているが来庁市民の増加により待合室が手ぎまになっており、現状に応じたレイアウトを考える時期に来ている。

又、本年8月より冷房設備が完成しているが、使用期間等を考えた場合適切なものとはいえず当初からの計画的な執行が望まれる。

2. 事務の執行状況

(1) 各種証明書の発行状況について

過去3ヶ年間に於ける年別諸証明発行件数は、下記の表のとおりとなっており、年々その発行件数も増加しているが、これら諸証明の発行については、その性質上慎重な配慮を要するものもあるので窓口における受付から点検にいたるまで慎重な取扱いがなされている。

又、市民サービスの一環として各証明を電話請求により受付けており、47年度の交付申込件数は299件となっている。しかし、電話請求については一般に周知されていない面もあるので、今後一層市民に周知され市民サービスの実を上げられたい。

年別諸証明発行件数比較表

区分	年度	4 5	4 6	4 7
戸 籍		(15,115件) 27,345枚	(15,802件) 28,146枚	(17,329件) 30,237枚
住 民 票		(26,059件) 32,389枚	(29,960件) 36,664枚	(38,688件) 47,990枚
そ の 他		(50,366件) 75,820枚	(57,467件) 88,583枚	(65,767件) 104,489枚
計		(91,684件) 136,148枚	(103,229件) 153,394枚	(121,784件) 182,716枚

(2) 市営葬儀の受付事務について

市営葬儀の受付及び使用料の徴収等については、従来保健衛生課の所管事項として処理されていたものであるが、死亡届が市民課で受けられている関係上、市民にとって煩雑な手続を要することとなっていたため47年度より受付及び使用料の徴収もすべて市民課で処理する窓口の一元化がはかられた。これに伴い事務分掌規則も改正されているが、使用料の調定及び収入については現在もお保健衛生課で処理されている。

事務の一元化がはかられた以上、それに付随する調定等の事務についても市民課がなすべきものと思われるので規則に基づいた適正な運用がなされるべきであろう。

◎ 保 険 年 金 課

1. 事務の概要

当課は庶務・業務・収納及び年金の4係より構成されており、課長以下38名（常勤嘱託員11名を含む）の職員が配置されている。課の主要業務は国民健康保険の賦課収納及び国民年金の検認給付等である。

保険料の徴収については昨年まで14名の徴収員により行なっていたが、本年4月付けをもって、これら職員が常勤嘱託員となりこのうち7名が他の職場に配属された関係上、現在7名の嘱託員が分担区域を定めて徴収にあたっているが徴収関係が前年度に比して人員減となったため、本年度より納付組合の設立に重点を置き、あらたに26町と業種別の5組合が設立され、前年度までの10町とあわせ計36町と業種別の5組合が設立されている。

又、出張徴収も併用し、保険料の納付促進に努力がなされている。

2. 事務の執行状況

(1) 国民健康保険料の賦課、減免手続について

昭和47年度末の本市国保加入状況は11,886世帯40,333名とな

っているが、これら被保険者に対する保険料の賦課業務については例規に基づきおおむね適正になされていた。又保険料の減免については、昭和47年度全額免除8件一部減免609件の計617件で全額にして8,210,443円となっている。

これら減免手続についても、例規に定められた減免申請手続がとられており適正になされているものと認めた。

(2) 助産費・葬祭費の支給手続について

助産費・葬祭費の支給については、本市国民健康保険条例第6条及び第7条の規定に基づきそれぞれ支給されているものであり、昭和47年度支給状況は助産費787件7,870,000円、葬祭費205件410,000円となっている。

これらについての支給手続は事務の簡素化と市民の利便を考慮して市民課窓口において保険証の提示をもって支給されているようであるが、助産費・葬祭費の支給については施行規則第4条及び第5条の規定では、被保険者等の申請に基づき支給することとなっており、申請書の様式も定められているが現在これら事務手続がなされていない、今後は施行規則に基づき適正な運用をなされたい。

(3) 保険料過誤納金の還付について

保険料過誤納金の還付台帳を調査したところ、43年当時からの過誤納金で還付されていないものが多数みられた。

保険料の過誤納は社会保険料等へのきりかえ及び二重払い等により生じるものであるが、その金額はほとんど1,000円未満と少額であるため保険年金課からの過誤納通知が出されているにもかかわらず、受取りにこれらがないものがかかり残っており、中には他市へ転居し居所不明のものも見られる。

これら過誤納金については国民健康保険法第110条の時効規定に該当するものと思われるので、必要な措置を講ぜられたい。なお台帳について

も通知日等必要事項はすべて記入し遺漏のないようになされたい。

◎ 社会児童課

1. 事務の概要

当課は課長以下228名（出先施設を含む）の職員が配属されており、同和更正資金・児童手当並びに社会福祉協議会等、関係団体との連絡調整事務を担当している社会係と保育所・母子寮等・出先施設を担当している児童係の2係より構成されている。

2. 事務の執行状況

(1) 同和更正資金の運用状況について

本資金は同和更正資金貸付基金条例に基づいて、本市同和地区に居住する住民で更正を必要とする者に融資されているものであるが、貸付に必要な申請書及び借用書等は例規に基づき整備されているとともに審査手続もおおむね適正になされている事を認めた。

又、償還状況についても担当職員の鋭意努力の結果、最近分についての償還率はかなりの上昇を示しているが、44・45年度当時の貸付分でも一回も償還されていないものが何件も見られた。これらについては、その理由を把握し、必要な措置を講ずるとともにその償還になお一層努力されたい。

(2) 児童手当の支給事務手続について

本手当は児童手当法令に基づき義務教育終了前の児童を含む3人以上の児童を監護し、かつ生計を同じくしている父母等に対し、家庭における生活の安定に寄与するため支給されるもので、昭和46年5月より制度化されたものである。

本市の場合48年5月現在の算定基礎児童数は2,206人で、受給者は1,938件（被用者949件、非被用者990件）となっている。児童手

当は受給該当者からの児童手当認定請求書に基づき資格審査を行なうものであるが、法令に基づく所得制限範囲等はいずれも適正審査なされている事を認めた。

又、関係書類の整備状況及び国・府補助金の交付申請手続等についても適正になされていた。

(3) 保育園入園許可及び保育料決定手続について

本市保育園は本年4月より開園した、ひまわり・鶴山台の2保育園を含め16園となり、計1,935名(4月2日現在)の保育を実施している。

これら園児の入園手続、保育料決定手続についてはすべて児童係で事務処理されているが、入園申請書に基づく入園決定については必要に応じて家庭調査等を実施し、措置の要否を調査する等おおむね適正になされている事を認めた。又、保育料の決定についても前年度所得税額により各々保育料を定めているが、これらの事務についても適正になされていた。尚、保育料の決定は事務専決規程において福祉事務所長の専決範囲であるので規程に従い決裁されたい。

(4) 補助金・助成金交付手続について

当課は社会福祉協議会、遺族会、保護司会、傷夷軍人会等、社会福祉関係諸団体との連絡調整事務を所掌するとともに、これら関係団体に対して昭和47年度総額2,948,000円の補助金及び助成金を交付しているが、これら補助金等の交付事務手続については、補助金交付規程に基づきおおむね適正に執行されている事を認めた。

◎ 出 先 施 設

1. 事務の概要

社会児童課所管の施設は16の保育所と1母子寮となっている、昭和48年4月2日現在の入所児童数等は下表のとおりとなっているが、これら16

園のうち国府・鶴山台・ひまわりの各保育所では0才児保育を実施している。

又、保母については厚生省の保母配置基準に基づきそれぞれ配置されている。

(4月2日現在)

入 所 児 童 数

保育所名	定員	0才	1才	2才	3才	4才	5才	計	保母数
国 府	120	9	24	39	47	46	13	(58) 178	20
和 泉	120		7	22	42	51	15	(17) 137	11
芦 部	60				11	50	56	(57) 117	6
北 池 田	100				14	68	87	(69) 169	8
南池田第1	90				6	50	98	(64) 154	6
〃 第2	60				4	26	41	(11) 71	3
横 山第1	80				4	23	59	(6) 86	4
〃 第2	60				5	36	51	(32) 92	4
南 横 山	60				7	24	26	57	3
南 松 尾	137					57	85	(5) 142	6
北 松 尾	120				42	94		(16) 136	6
信 太 第 1	120				26	60	82	(48) 168	8
〃 第 2	60				14	17	25	56	8
鶴 山 台	120	9	11	12	30	27	28	117	11
幸	120				26	49	25	100	11
ひまわり	150	6	28	51	30	21	19	(5) 155	37
計	1577	24	70	124	308	699	710	(388) 1,935	152

()内は私的契約児童数

2. 事務の執行状況

保育園については毎年ほとんどの園を対象として監査を実施しており本年度も鶴山台及び北池田両保育園をのぞく14の保育園を対象に監査を行なった。

本年度監査を執行した各園において、前年度指摘事項は保育料の領収日について改正されていない以外は、おおむね改善されており、又、その他の事務処理手続についても適正になされている事を認めた。尙一部保育園においては施設の老朽化が目立つとともに、構造が保育上支障をきたす園も見られたので改善するよう指摘した。その他本年度監査における指摘事項は次のとおりである。

- (1) 信太第1保育園等において、保育園と私有地の境界が不明確であり、将来問題が起こる事も考えられるので境界の明示を行ない、必要な措置をとること。
- (2) ひまわり保育園等一部の園では、ほとんど花や樹などの緑がみられない。園児の情操を高めるためにも早急に植樹を行なうよう。

◎ 農 林 課

1. 事務の概要

当課は課長以下13名（常勤嘱託員3名を含む）が配置されており、農林業の振興事務及び農林業関係諸団体の育成指導事務等を所管する農林係と土地改良事業及び耕地農免事業を所管する耕地係及び畜産振興を担当する畜産担当より構成されている。

昭和47年度農業振興事業として執行された主なものは、土地改良事業4件、老朽ため池事業2件、湛水防除事業1件及び災害復旧事業2件等となっている。

又、本市には多数の農業用野井戸・野つぼがあるがこれらのほとんどは現在使用されておらず、これによる転落事故が跡をたたないため、これらの埋

めたてを奨励しており、埋めたて等の事業施行者に対し、 $\frac{1}{2}$ 補助する制度が昭和47年度制定され4件が補助対象事業として執行されている。

2. 事務の執行状況

(1) 土地改良事業等の執行状況について

土地改良事業等については事務概要でも述べたとおり積極的になされており、農業の振興を図っている。

これら事業のほとんどは、国・府補助金、地元分担金によりまかなわれているが、これら補助金、分担金についての交付申請手続及び収入手続は適正になされていると共に事業施行に関する契約等の諸手続についても一件書類を調査の結果適正になされている事を認めた。

(2) 農業関係団体に対する助成金の交付状況について

農林業の振興をはかるためには、農林業関係諸団体の助長、育成が主要な課題であるため、本市に於いてもこれら関係諸団体に対して、助成金及び委託料を交付してその育成をはかっており、昭和47年度総額2275,000円が支出されている。

これら助成金、委託料は各団体の事務費の一部として、その活動資金にあてられているものであるが、その交付手続は本市規程に基づき適正に執行されている事を認めた。

なお、委託契約については一部専決範囲を逸脱した専決を行なっているものがみられたので、今後は専決規程に基づく適正な事務処理をなされたい。

(3) 家畜診療料の徴収状況について

本市畜産農家は現在90戸にのぼっており、その主な内訳は酪農家33戸(乳牛538頭)養鶏農家38戸(31万6,600羽)その他となっている。

特に家畜の場合は防疫と公害対策が大きな課題となっている関係上、こ

れら家畜の防疫指導及び公害対策の指導については獣医師一名が担当しており、本市畜産事業の振興に努力している。

昭和47年度は前年度に引きつづいて防疫対策として、ニューカッスル病予防補助金を交付している外、酪農家からの要請に応じて家畜の診療にあたっている。

これら診療にあたっては、条例に基づき実費程度の診療料を徴収しており、その額は47年度464,390円となっている。なお診療料金の算定及び徴収は適正になされている事を認めた。

◎ 保 健 衛 生 課

1. 事務の概要

当課は保健・予防・環境衛生の3係より構成されており、課長以下40名の職員が配置されている。

保健係は公衆浴場の管理、妊産婦対策、胃集団検診等を所管しており、係長以下4名の職員がこれにあたっている。

予防係は各種予防接種及び伝染病、結核、狂犬病等の予防対策を所管しており、係長以下9名（うち嘱託員2名、看護婦3名を含む）が配置されている。

又、環境衛生係は廃棄物の処理及び清掃事業、火葬場の管理運営及び汚物処理等その所管事項は多岐にわたっており、係長以下28名の職員が配置されている。

本市の場合、し尿汲取及び塵芥収集業務については業者委託により実施しているが、不燃焼物及び防疫については作業員を4班に区分し、当該業務にあたっている。

又、火葬場については環境衛生係の所管事項となっており、現在6名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 不燃焼物の処理について

本市における不燃焼物の処理は2台の収集車により毎日収集しており、その収集量は月平均330tonにのぼっている。これら不燃焼物は、黒石と箕形の両処理場で埋め立てられているが、埋め立て地に限度があるため、あと約1年半で両処理場とも処理能力がなくなり、それ以後の処理場所については現在のところ見通しがたっていない。

衛生課において代替地を選択中であるが、代替地があったとしても埋め立ての場合その処理量にも限界があり、将来又同様の問題が起こることとなろう。

不燃焼物の処理問題は本市を含めて、各市町村とも共通の難問題となっており適当な埋め立て地のない本市にあっては、とくにその処理施設の機械化が急がれる。

処理施設の建設を考える場合、財政面、公害問題等多くの難問題があるものと思われるが、長期的視野にたつてその建設の具体化に努められたい。

(2) 予防接種の実施状況について

予防接種は年間の予定計画に基づき、おおむね適正になされており、一部種痘、三種混合において軽い副作用と思われる症状が出た以外大きな事故もなく適正に執行されていた。予防接種の場合、各校区ごとに会場を設置している関係上医師の送迎等において自動車を使用する回数が多いが、公用車が少なくその円滑な実施に支障をきたす事も考えられるため今後は公用車保有の各課にも協力を要請し、円滑な実施に努められたい。尚昭和47年度における主な実施状況は下表のとおりである。

1. 乳幼児結核健康診査

年度別	該当数	受診数	百分率
46	10,250	4,060	39.6%
47	10,849	4,429	40.8%

ロ. 生ワク投与

年度別	該当数	受診数	百分率
46年 5月	2,360	1,584	67.1%
46年10月	2,483	1,624	65.4%
47年 5月	2,867	2,034	70.9%
47年10月	2,728	1,884	69.1%

ハ. ジフテリア、百日咳、破傷風、混合予防接種

年度別	該当数	受診数	百分率
46年	11,372	8,853	77.9%
47年	12,402	10,088	81.4%

ニ. 定期種痘

年度別	該当数	受診数	百分率
46年	5,920	5,026	84.7%
47年	5,110	4,761	93.2%

(3) し尿・ゴミ委託について

し尿については4業者、ゴミは6業者を指定して本市域を分担収集させているが市民に直接関連のある問題として収集方法等について、市民からの苦情がたえないが、とくにゴミ収集車の大型化等により不便な面も見られるので業者に対し適切な指導をされるよう望むものである。尚隣接市町村ではゴミ収集を週2回～3回収集を実施している現況であるので、本市も早急に計画をたて週2回収集を実施されるよう望むものである。

◎ 農 業 委 員 会

1. 事務の概要

当事務局は農業委員会の補助機関として委員会の庶務事項等を所管しており、事務局長以下4名（常勤嘱託員1名を含む）の職員が配置されている。

本市農業委員は、農業委員会の選挙による委員24名農業委員会に関する法律第12条第1号により選任された委員12名及び同法同条第2号の規定により選任された委員5名の計41名で構成され、農地農政の各部会に分かれ、農地等の利用関係の調整及び交換分合等の事項を処理している。

2. 事務の執行状況

当事務局の主要な事務内容は、農地法に基づく各種調整、証明書の交付であるが、これら調整、証明については本市手数料条例により手数料を徴収している。

昭和47年度における発行件数は、各種農地調整件数857件、各種農地証明件数481件となっており、手数料として195,450円が収入されている。

これら証明書等の発行手続及び手数料の徴収手続についておおむね適正になされていたが、手数料の徴収状況については徴収簿が備付されていないため、発行別内訳の把握が困難である。今後は徴収簿を作成し、発行状況の明確化を期されたい。

◎ 建 築 課

1. 事務の概要

当課は市営住宅の維持管理等を主管する管理係（職員5名）と教育施設及び福祉施設の建設工事の設計施行等を主管する建築係（職員9名）の2係より構成されており、課長以下15名の職員が配置されている。

なお、昭和48年4月の機構改革に伴い事業部内に地区改良事務所が新設

され、環境改善事業については当事務所が全事業の執行管理を担当することとなった。

建築事業は本市の都市化現象に伴う、人口の急増及び行政需要の多用化・高度化により、教育施設等についてもその事業量、事業内容ともに大型化の傾向を示している。

昭和47年度における主な事業内容（1件1,000万円以上）は下表のとおりとなっている。

昭和47年度 請負工事一覧表

工 事 名	工 期	金 額	業 者 名
山手中学校プール新設工事	S47. 6. 26 S47. 3. 31	34,000,000	竹内建設
信太中学校技術教室新築工事	S47. 9. 5 S48. 2. 10	23,000,000	藤伸建設㈱
(仮称) 第二和泉中学校建設用地造成工事	S47. 10. 30 S47. 12. 31	24,450,000	大末建設㈱
(仮称) 第二和泉中学校新築工事	S47. 11. 9 S48. 5. 31	203,200,000	大末建設㈱
北池田小学校プール新築工事	S47. 5. 17 S47. 7. 31	11,950,000	㈱大勇組
黒鳥小学校体育館新築工事	S47. 7. 10 S47. 12. 20	31,470,000	小野林建設㈱
第二国府小学校敷地造成工事	S47. 5. 20 S47. 7. 31	11,875,000	大末建設㈱
鶴山台南小学校増築工事	S47. 9. 4 S48. 2. 28	37,900,000	岡崎工事㈱
横山小学校体育館増改築工事	S47. 11. 9 S48. 5. 31	100,000,000	大高建設㈱
(仮称) 鶴山台北小学校新築工事	S47. 11. 29 S48. 5. 31	122,400,000	岩出建設㈱
(仮称) 第2国府小学校新築工事	S47. 12. 14 S48. 7. 30	193,500,000	小野林建設㈱
(仮称) 和泉台小学校第一期新築工事	S48. 3. S48. 10. 15	151,600,000	大高建設㈱
伯太小学校増築工事	S47. 3. 5 S48. 9. 30	25,500,000	福本工務店
幸第二保育園(仮称)新築工事	S47. 6. 26 S47. 11. 30	103,800,000	㈱榎並工務店
幸第二保育園(仮称)電気設備工事	S47. 7. 19 S47. 11. 30	12,525,000	沢田電気商会
幸第二保育園給排水ガス衛生空調設備工事	S47. 7. 19 S47. 11. 30	29,900,000	倉石工業

工 事 名	工 期	金 額	業 者 名
(仮称) 鶴山台保育園新築工事	S 47. 10. 17 S 48. 3. 31	43,406,000	杉本建設㈱
市庁舎冷暖房設備工事	S 47. 5. 19 S 47. 7. 31	55,000,000	㈱カンダン
消防庁舎新築工事	S 47. 8. 22 S 47. 11. 30	114,412,000	竹内西田企業体
(仮称) 和泉市消防署幸出張所新築工事	S 47. 12. 25 S 48. 3. 31	35,000,000	竹内建設
(仮称) 幸診療所新築工事	S 47. 12. 20 S 48. 8. 31	51,000,000	榎並工務店
(仮称) 和泉第一団地第一期建設工事	S 48. 2. 27 S 49. 3. 31	1,064,727,000	西田工務店

2. 事務の執行状況

(1) 工事請負契約に関する諸手続について

昭和47年度施行された工事の概要は前記のとおりとなっており、これら請負工事の全ては指名業者による指名競争入札の方法によってなされていた。指名業者の選定は地方自治法令に基づき適正になされているとともに、入札手続についても法令及び財務規則の規定に従い適正になされている事を認めた。

又、本市議会の議決に付すべき契約は予定価格1件3,000万円以上の工事の請負契約となっているものであるが、これらについても一部債務負担行為として補正されているものを含めて、市議会の議決に付されていた。

(2) 市営住宅の管理運営状況について

本市々営住宅は市内20カ所に合計635戸が設置されており、入居状況は丸笠団地の一部を除き、すべて入居されている。これら市営住宅の使用料は各住宅ごとに置かれている。住宅管理人によって徴収されており、昭和47年度については一部手続上の遅れがあったものも除くほか、すべて収入されていた。

市営住宅の使用に関しては、本市々営住宅条例に基づき運営されているが、条例第11条の規定による割増賃料については本市を含む府下衛生都

市のすべてが所得額の算定が困難等の理由により徴収されておらず、又、住宅使用料そのものについても本市の場合過去一度も改訂されていない。

使用料については、公営住宅法により各々限度額が定められているものであるが、本市使用料はこれに比較してもかなり低く、仮に公営住宅法に基づく限度額いっぱいまで徴収した場合、年間1,200万円～1,300万円の増収となる。又、昭和48年度建設予定されている唐国住宅については、使用料が建設費等の高騰に伴い高くなることは当然のことであり、これら新設の住宅とのかね合いからも住宅使用料については考慮の余地があるろう。

◎ 土 木 課

1. 事務の概要

当課は道路、橋梁の新設補修並びに河川、水路の改修工事等の設計、施行を行なうとともに、失業対策事業をあわせて主管している。現在庶務係（職員6名）維持係（職員19名）及び工務係（職員5名）の3係で構成されており、課長以下31名の職員が配置されている。

道路の新設、補修については交通量の増加及び各種掘さく工事の執行により、その件数も増加傾向を示している。又、自然災害等に対処するため河川橋梁の改修工事及び水路の改修工事等を主要な事業として執行している。

昭和47年度における主な事業の執行状況は下記のとおりである。

	(1件 400万円以上)
桑原橋新設工事	4,300,000円
信太67号線舗装新設工事	5,189,000円
信太1号線及び進入路々面整備工事	5,550,000円
幸・泉大津線舗装新設工事	4,103,000円
松尾寺・塔原線舗装新設工事	5,550,000円

焼津・池田下線舗装新設工事（債務負担）	19,000,000円
和田三林水路臺地専用道路改修工事	4,700,000円

2. 事務の執行状況

(1) 工事請負契約の諸手続について

道路橋梁等の新設については、指名業者による指名競争入札により業者を決定しているが、これら入札等の諸手続については法令及び財務規則に基づき適正に執行されているものと認めた。

(2) 失対事業について

本市における失対事業の登録者数は現在44名となっているが、これら従事者に対し監督員1名と副監督員1名がその管理監督にあっている。

昭和47年度における就労状況及び賃金支払状況は下表のとおりとなっているが、賃金台帳及び関係諸帳簿と照合の結果、その経理状況は適正である事を認めた。

又、失対賃金及び印紙代については前渡資金の方法で経理されているが印紙代の精算が一部遅れた以外、その保管精算状況は適正になされているものと認めた。

(昭和47年度失業対策事業月別就労状況一覧及び賃金支払状況)

月	人員	2種道	人員	2種水	人員	3種土	人員計	合計
4	456	625,417	2	2822	205	269,700	663	897,939
5	442	603,850	17	23,987	247	305,060	706	932,897
6	387	540,395	68	95,948	217	288,050	672	924,393
7	401	560,101	6	8,466	220	291,360	627	859,927
8	424	591,097	27	38,097	217	287,340	668	916,534
9	381	534,341	34	47,974	233	308,000	648	890,315
10	389	545,084	23	32,568	210	277,177	622	854,829
11	396	559,485	23	32,568	211	280,349	630	872,402
12	403	570,749			266	352,940	669	923,689
1	285	407,090			297	394,395	582	801,485
2	324	459,974	6	8,496	309	401,215	639	869,685
3	272	384,466	14	19,824	288	376,250	574	780,540
計	4560	6,382,049	220	310,750	2920	3,831,836	7,700	10,524,635

(3) 道路橋梁の占用について

占用料は道路橋梁の占用に対し、占用者より徴収しているものであるが本市の場合そのほとんどが電柱敷の占用にかかる関西電力からの収入であり、昭和47年度の場合その額は約115万円となっている。又住宅進入路等の占用料がわずかながら収入されているが、道路の占用実態からみれば大きな相違がある。道路の不法占用についてはその実態の把握が困難であるとともに、多くの人員を必要とするため現状ではかなり困難な問題と思われるが、道路の通行などに著じるしく支障をきたしているものもあると思われるので不法占用の摘発に努力を望むものである。

◎ 教育委員会事務局

1. 事務の概要

当事務局は総務課、学校教育課、指導課、社会教育課、同和指導室の各課より構成されており、現在教育長以下46名の職員が配置されている。

当事務局の主管する事務事業は多岐にわたっている関係上、本年度は主として総務、学校教育、社会教育の主管する事務を重点的に監査を実施した。

2. 事務の執行状況

(1) 教育施設の新設状況について

昭和48年度よりあらたに和気小学校、鶴山台北小学校、緑ヶ丘小学校及び郷荘中学校の計4校が開校されているが、これら4校についてはすべて校舎の完成が遅れており、仮設校舎で授業を実施している。

これら仮設校舎の建設費及び賃借料の総額が約3,000万円にのぼっており、本市財政状況から見てもかなりの負担となるものと思われる。

無論このような措置をとらざるを得なかった諸事情があったものと推察されるが、これらの経費は完全な浪費といえないまでも事業執行について当初から綿密な計画性をもって推進していれば免れることができた経費で

あると考える。

監査委員としては、市の財政状況からみて、まことに遺憾な執行状況であるといわざるを得ない。

今後は計画性をもって事業の執行にあたられることを強く望むものである。

(2) 施設使用料の徴収状況について

本市社会教育施設は市民グラウンド、市民プール、青年の家、市民会館等となっているが、これら施設の使用申込みは社会教育課で受け付けており、使用料の収入手続は総務課で行なっている。これら使用料の徴収手続等については例規に基づき、おおむね適正に執行されていることを認めたが一部使用料の徴収手続が不明確な面もみられたので、使用料の還付等については、慎重な取扱いを行なわれたい。

又、青年の家については、減免申請の用式を作成されたい。

◎ 学校教育施設

本市学校教育施設は、昭和48年4月に開校した和気・緑ヶ丘・鶴山台北の各小学校及び郷荘中学校を含めて、幼稚園4、小学校16、中学校7の計27の施設があるが、本年度は4幼稚園、8小学校、2中学校の計14の施設を対象に監査を執行した。

学校については本市に於ける都市化、人口の急増現象に伴い毎年就学児童、生徒数も増加傾向を示し、それに対処するため本年前記4校の新設、開校を行なったものである。

本年監査を執行した各施設については、前年度指摘事項はおおむね改善されているとともに、私用電話科校庭校舍使用簿については、指摘に基づき各校統一された用式を用いて処理されていることは結構なことであった。

なお、本年度の監査によって改善すべく指摘したものは次のとおりであるが

これらについても前年度同様、すみやかに善処されることを期待するものである。

- ① 2・3の小中学校において公衆電話を設置しているが公衆電話の設置に伴い設置手数料が収入されている。現在のところ市の才入に入れられていないが当該手数料は公の施設の一部を貸与することにより生じた収入であるのでいったん市の才入に組み入れること。
- ② 備品補助カードの台帳を調査をしたところ一部現在すでに使用不能となっている机・椅子等の物品をそのまま台帳に登録している学校が見うけられた。これら使用不能の物品については規則に基づき返納手続をとるとともに台帳の整備を行なうこと。
- ③ ガラス破損処理簿は、各学校において備付されているが破損状況が全く記入されていない学校があった。年間を通じてガラスの破損が一枚もないという事は考えられず又、実際に教室等のガラスが破損したままの状態であった。ガラスの破損状況については、破損の都度処理簿に記録するとともに早急に修理入替すること。
- ④ 郵便切手・ハガキ等については必要分を現物で保管し、余った金額は預金するよう指示されているものであるが現金を保管している学校があった。現金で保管することにより誤りが生じる場合も考えられるので、すべて預金すること。

◎ 消 防 署

○ 概 要

本市消防署は本年2月に一条院町に新庁舎を建設し、交通事情の悪化した府中町から一条院町に消防本部を移動している。これに伴い府中の消防本部は消防出張所として残し、既存の松尾・池田の出張所を含め3出張所となった。又、消防職員は昭和48年4月に8名を補充し、現在消防長以下78名

となっている。次表は本市消防の機動力配備状況である。

車種	本 署	府中出張所	松尾出張所	池田出張所	計
司令車	1				1
ポンプ車	1	1	1	1	4
タンク車	1			1 (予備)	2
スノーケル車	1				1
救急車	2				2
赤バイ	3				3
化学車				1	1
合計	9	1	1	3	14

○ 火災発生状況

過去5カ年間における火災発生状況は次表のとおりとなっているが、昭和47年度の火災原因の主なものは、火遊び13件、たばこ11件、移り火14件等である。又損害額が前年度に比して大幅な増加を示しているが、これは昭和47年9月に発生した府中一帯の火災によるものである、市民の生命、財産を守るためにも火災予防活動等もより、充実されることを望むものである。

区分	年度	43	44	45	46	47
火災件数 (件)		84	106	105	108	102
損害額 (千円)		63,822	165,801	174,435	279,079	713,134
死者 (名)		0	0	3	2	4
負傷者 (名)		9	16	7	4	20

○ 救急出動状況

昭和47年度における救急出動回数は延べ1,543件にのぼっており、その内訳は急病によるもの920件、交通事故によるもの172件、一般負傷208件となっている。

現在本市は2台の救急車によって、これら急病人などの救急活動にあたり、1日平均の救急出動回数1台あたり2.1回の割合となっている。

◎ 和泉市立病院

1. 事務の概要

当病院は泉大津市、和泉市病院組合の分院として設立されたものであるが昭和47年4月の病院組合の解散による分離に伴い、和泉市立病院としてあらたに発足したものである。現在内科・外科・精神神経科・整形外科・小児科の各科が設置されており、病院長以下137名の職員が勤務している。

病院事業は企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されるべきであるが、公立病院は経営上困難な面もかなり見られている。本市病院における監査結果は次のとおりである。

2. 事務の執行状況

(1) 入院料の収納状況について

当病院における入院患者数は、昭和47年度総計47,731名にのぼっている。これら入院患者については、病院使用規則に基づき入院時に前納金として、一定の金額を徴収し退院時に精算するという方法をとっており入院料加算金等については、その収納状況はほぼ良好であった。しかし、昭和43年度当時からの滞納もわずかであるが見うけられるので、時効期間に留意しその収納につとめられたい。

(2) 医薬品の管理について

医薬品の納品確認及び管理はすべて薬局で行なっているが、薬品の受払状況については受払簿を調査の結果、薬局段階では適正になされている事を認めた。

しかし、薬局から各科へ出された薬品の受払状況については、不明確な

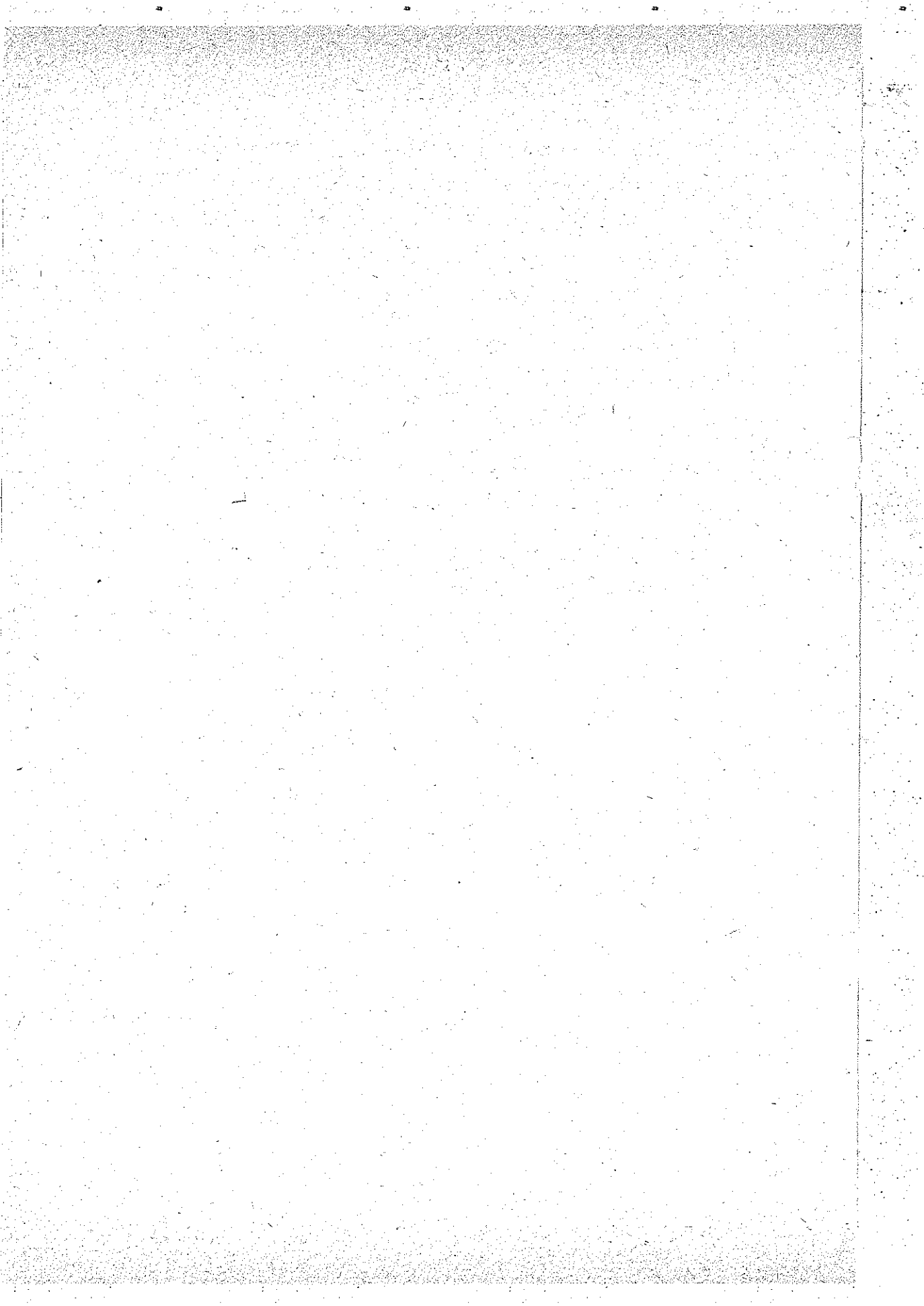
面も見られるので、明確を期する必要がある。又、医薬品の購入については現在薬事委員会の機能が停止しているため、実質的には医局からの要請により購入薬品の決定を行なっているようであるが、医薬品の購入については、経済性をも勘案する必要があり、事務部局をも含めた薬事委員会を編成し、効率的な購入を行なうべきであろう。

(3) その他今回の監査において指摘した事項は次のとおりである。

(イ) 固定資産については、残存価額の算定に正確を期するとともに減価償却も誤りのないよう行なわれたい。

(ロ) 予算差引簿の記入方法について、一部不明瞭な点が見られたので、その記入については正確を期すること。

(ハ) 予算の流用については、必要に応じてその都度行なうとともに、金額は千円単位とすること。



○ 議長（松尾千代一君） 本報告についてご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、監査報告第21号より第33号までの報告を終わります。

○

收 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	5,467,242,741	△317,535,434 1,935,211,100	7,084,918,357	6,177,580,854	△ 52,443,908 564,711,672	
才入才出外現金	386,729,962	17,973,781	404,703,743	339,947,205	29,543,606	
特別才入才出外現金	1,697,099,470	1,086,393,534	2,783,493,004	1,674,880,490	956,841,795	
府 税	292,925,018	6,250,645	299,175,663	278,095,914	21,079,749	
特 別 会 計	国民健康保険	726,914,434	△ 754,017 6,664,797	732,825,214	669,369,965	△ 110,474 63,420,614
	土地区画 整理事業	1	0	1	11,633,949	△ 143,724
合 計	8,570,911,626	△318,289,501 3,052,493,857	11,305,115,982	9,151,558,377	△ 52,703,106 1,635,597,436	
基 金	用品調達					
	同資和更 金貸生付	25,587,864	0	25,587,864	10,306,534	0
	財政調整					
	土地開発	199,532,632	43,000,000	242,532,632	156,027,985	45,665,996
合 計	225,120,496	43,000,000	268,120,496	166,334,519	45,665,996	

算 書

昭和48年5月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
6,689,843,618	395,074,739			395,074,739	
369,490,811	35,212,982			35,212,982	
2,631,722,285	151,770,719			151,770,719	
299,175,663	0			0	
732,680,105	145,109			145,109	
11,540,225	△11,540,224			△11,540,224	
10,734,452,707	570,663,275			570,663,275	
10,306,534	15,281,330			15,281,330	
201,693,981	40,838,651			40,838,651	
212,000,515	56,119,981			56,119,981	

現金の保

区分		現在高	内		
			普通預金	当座	定期預金
一般会計		395,074,739	395,074,739		
特別会計	国保事業	145,109	145,109		
	土地区画整理事業	△115,402,224	△115,402,224		
基金	用品調達				
	同和更生資金	15,281,330	15,281,330		
	財政調整				
	土地開発	408,386,511	408,386,511		
特別才入才出外現金		241,837,989	15,177,071		
才入才出外現金		352,124,322	352,124,322		
府税		0	0		
住宅敷金		4,723,657	572,437		3,243,742
合計		721,573,683	627,355,193		3,243,742

管 方 法

昭和48年5月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託		
89,680,214	387,056			大阪公 137 386,879円 大阪 24,223 177円
		907,478		
89,680,214	387,056	907,478		

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	157,015,200	154,167,476	△ 789,256 56,198,316
国有提供施設等所在市町村助成交付金	11,778,000	11,778,000	
地方交付税	1,155,517,000	1,155,517,000	
分担金及負担金	428,870,000	408,686,35	△ 663,544 3,369,826
使用料及手数料	405,910,000	429,331,05	記簿 △ 33,110 △ 155,00 63,220
国庫支出金	15,002,730,000	87,246,323	20,768,015
府支出金	1,271,301,000	20,147,455	△ 336,000 554,011,997
財産収入	24,256,900	17,333,084	25,806
寄附金	15,496,100	64,205,916	記簿 △ 563,694,87 7,000,000 116,519,487
繰入金	600,000	70,000,000	△ 70,000,000 920,073
繰越金	222,122,000	222,262,946	
諸収入	521,626,000	529,696,839	記簿 △ 18,934,413 △ 6,984,500 137,865,430
市債	1,729,191,000	455,967,000	1,044,900,000
自動車取得税交付金	52,789,000	57,459,000	
交通安全対策特別交付金	9,087,000	9,087,000	
地方譲与税	22,000,000	18,581,000	
合 計	8,547,894,000	5,467,242,741	△ 3,175,354,84 1,935,211,100

論 書

昭和48年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
1,597,083,822	269,318,222		101.71
1,177,800			100.00
1,155,517,000			100.00
43,574,917	737,917		101.72
43,516,695	292,5695		107.20
893,231,249		607,041,751	59.53
755,093,452		516,207,548	59.39
173,356,655		69,212,345	71.46
131,355,916		23,605,084	84.76
920,073	320,073		153.34
22,226,2946	140,946		100.06
471,233,632		50,392,368	90.33
1,500,867,000		228,324,000	86.79
57,459,000	4,670,000		108.84
9,087,000			100.00
18,581,000		34,190,000	84.45
7,084,918,357		14,624,756,438	82.88

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	83,085,000	808,785,553	△ 644,476,099.69
総 務 費	97,052,100	895,650,401	記 △ 49,885,506,379.47, 19,055
民 生 費	15,288,730,000	127,627,716,4	△ 95,049,764,609,344
衛 生 費	555,157,000	464,642,375	△ 31,055,195,125,144.10
労 働 費	44,201,000	423,666,058	記 △ 170,660,731,385,084
農 林 水 産 業 費	113,949,000	63,292,474	49,400,094
商 工 費	73,796,000	72,188,109	△ 12,635,556,533.16
土 木 費	2,700,289,000	12,445,880,30	記 △ 36,872,301,656,791.68
消 防 費	38,883,600	339,583,917	34,254,013
教 育 費	1,490,769,000	1,191,089,761	記 △ 14,011,998,283,120,290,803
公 債 費	414,069,000	398,635,929	13,779,243
諸 支 出 金	14,698,400	9,285,286	54,084,000
予 備 費	1,183,000 1,183,000		
災 害 復 旧 費	40,682,000	15,585,223	記 38,774,001,814,317.3
合 計	85,473,894,000	6,177,580,854	△ 52,448,908,564,711,672

調

書

昭和48年5月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
81424,075	1660,925	98.00
942913,192	27607,808	97.15
1312871532	216,001,468	85.87
446,101,590	109,055,410	80.35
43584,899	516,101	98.83
112,692,568	12,564,82	98.89
71577,870	2,218,130	96.99
1406579,968	1,293,709,032	52.08
373837,930	9,998,070	97.39
1301,252,166	189,516,834	87.28
412,415,172	1,653,828	99.60
146,936,860	47,140	99.96
	1,183,000	
37,555,796	3,126,204	92.31
6,689,843,618	185,755,0382	78.26

○ 議長（松尾千代一君）次に日程第17と日程第18は、専決処分の報告を求めることについての報告であり、関連いたしておりますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第8項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和48年9月26日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第11号

特別功労金の支給について

永年勤務し功労のあった水道部長故神田平吉の遺族に対し、次のとおり特別功労金を支給する

昭和48年8月9日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

特別功労金の額 5,000,000円

報告第17号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第8項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和48年9月26日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第10号

昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(賦 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
			支 出
第1款 水道事業費用	631,686千円	5,000千円	636,686千円
第1項 営業費用	512,537千円	5,000千円	517,537千円

昭和48年8月9日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和48年度水道事業会計予算実施計画

1 収益的収入及支出

収入

款	項	目	予定額(円)	備考
1 水道事業収益	1 営業収益		632,794	
		1 給水収益	537,294	水道料金及び量水器使用量
		2 受託工事収益	27,000	給水装置の新設、増設及び修繕等の受託工事収益
		3 その他の営業収益	68,500	材料売却収益並びに消火栓維持管理補償金及び設計審査、竣工検査手数料
2 営業外収益			5,000	
		1 受取利息	2,000	預金利息及び有価証券利息
		2 雑収益	3,000	不用品売却その他雑収益

支 出

款	項	目	予定額 (円)	備	考
1 水道事業費用	1 営業費用		636,686		
			517,537		
		1 原水及浄水費	209,598	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用	
		2 配水及給水費	68,859	配水、給水に要する費用	
		3 受託工事費用	27,000	受託工事に要する費用	
		4 業務費	52,764	検針、測定、集金その他業務の運営に要する費用	
		5 総務費	45,114	事業活動全般に関連する費用	
		6 減価償却費	54,142	固定資産の減価償却費	
2 営業外費用		7 資産減耗費	60	固定資産の除却並びに棚卸資産減耗損	
		8 その他 の 営業費用	60,000	材料売却原価	
			119,049		
		1 支払利息及び 企業債取致諸費	119,039	企業債の利息及び一時借入金利息	
3 予備費		2 雑支出	10	雑支出	
			100		
		1 予備費	100	予備費	

2 資本的收入及支出

収 入

款	項	目	予定額(円)	備	考
1 資本的收入	1 企業債		600,500		
			456,000		
	2 負担金	1 企業債	456,000	和泉上水道第3回拡張事業及配水管整備事業債	
			4,500		
	3 工事負担金	1 他会計負担金	4,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金	
			140,000		
		1 工事負担金	140,000	配水管布設工事負担金	

支 出

款	項	目	予定額(円)	備	考
1 資本的支出	1 建設改良費		589,025		
		1 事務費	9,400	拡張工事に要する事務費	
		2 拡張工事費	421,200	第8回拡張工事に要する工事費	
		3 改良工事費	60,000	改良工事に要する工事費	
		4 配水管整備費	49,300	配水管整備事業に要する工事費	
		5 営業設備費	10,400	営業に係る諸資産購入費	
	2 企業償還金		38,725		
		1 企業償還金	38,725	企業償の元金償還金	

昭和48年度水道事業会計資金計画

区	分	当年度予定額
	受 入 資 金	1,326,868 円
1	事 業 収 益	565,632
2	前 年 度 未 収 金	89,855
3	企 業 債	456,000
4	負 担 金	4,500
5	工 事 負 担 金	140,000
6	前 受 金	10,000
7	預 り 金	7,000
8	繰 越 金	33,881
	支 払 資 金	1,219,046
1	事 業 費 用	580,484
2	前 年 度 未 払 金	32,537
3	建 設 改 良 費	550,300

4	企業債償還金	38,725
5	前受金払出	10,000
6	預り金返済	7,000
	差引	107,822

昭和48年度和泉市水道事業予定貸借対照表

(昭和49年3月31日)

	資	産	の	部
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ. 土地				65,464,783円
ロ. 建物		95,291,469円		
建物減価償却引当金		7,811,918円		88,479,551円
ハ. 構築物		1,561,582,943円		
構築物減価償却引当金		173,840,689円		1,387,742,254円
ニ. 機械及装置		181,021,697円		
機械及装置減価償却引当金		54,820,679円		126,200,877円
ホ. 量水器		52,356,385円		
量水器減価償却引当金		17,680,891円		34,675,554円
ヘ. 車輛及運搬具		6,663,758円		
車輛及運搬具減価償却引当金		3,452,686円		3,211,067円
ト. 工具器具及備品		15,443,347円		
工具器具及備品減価償却引当金		4,229,819円		11,213,528円

チ. 建設仮勘定		<u>919,225,442円</u>
有形固定資産合計		<u>2,635,213,056円</u>
(2) 無形固定資産		
イ. 水 利 権	510,000円	
ロ. 借 地 権	270,000円	
ハ. 電話加入権	<u>41,200円</u>	
無形固定資産合計		<u>821,200円</u>
(3) 投 資		
イ. 投資有価証券	<u>2,190,000円</u>	
投資合計		<u>219,000円</u>
固定資産合計		<u>2,636,253,256円</u>
2. 流動資産		
(1) 現金預金	107,822,460円	
(2) 未 収 金	67,162,067円	
(3) 保管有価証券	1,300,000円	
(4) 貯 蔵 品	<u>80,908,683円</u>	
流動資産合計		<u>207,193,210円</u>
資 産 合 計		<u>2,843,446,466円</u>

負債の部

8 固定負債
 (1) 引当金 4,628,960円
 固定負債合計 4,628,960円

4 流動負債
 (1) 未払金 0円
 (2) 前受金 53,434,910円
 (3) 預り金 13,397,050円
 (4) 預り担保有価証券 1,800,000円

流動負債合計 68,131,960円
 負債合計 72,760,920円

資本の部

5 資本金
 (1) 自己資本金 118,703,235円
 (2) 借入資本金
 1. 企業債 1,918,358,611円
 資本金合計 2,037,061,846円

6 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ. 国庫補助金	3,948,000円
ロ. 府補助金	6,778,400円
ハ. 工事負担金	692,816,326円
ニ. 受贈財産評価額	34,416,657円
資本剰余金合計	737,459,383円

(2) 利益剰余金

当年度末処分利益剰余金

繰越利益剰余金年度末残高 56,317円

当年度純利益 △3,892,000円

利益剰余金合計

△ 3,835,683円

剰余金合計

733,623,700円

資 本 合 計

2,770,685,546円

負債資本合計

2,843,446,446円

昭和48年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1 収益的支出

(単位 千円)

款 項	目 目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金額	備 考
1 水道事業費用		631,686	5,000	636,686			
		512,537	5,000	517,537			
5 総 係 費		40,114	5,000	45,114	報償金	5,000	報償金追加

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。
- 市長（藤木秀夫君） ただいま上程されました専決第11号についてご説明申し上げます。
本案は、水道部長故神田平吉氏の遺族に対する特別功労金の支給でありまして、これについては、過般の議員総会でご協議申し上げ、ご了解をいただいたものであります。
神田君は、昭和41年5月、水道事業管理者として出向した当時、多額の赤字財政をかかえ大変だったことと思います。以後、赤字解消を悲願とし、途中料金改正があったとはいえ、骨身をいともぬ努力により、後日、提出いたします47年度決算に示します通り、財政の均衡をはかられたことは、神田君の功績大であり、その辛労は察するに余りあったものと考えます。
これらを了とし、その遺族に対し、特別功労金として500万円支給いたすべく、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、何とぞ事情をご賢察いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 水道部次長（田中 稔君） お許しを得まして、引き続きご説明申し上げます。
本件は先ほど、市長から説明いたしました故神田部長の遺族に対する特別功労金の支出予算の専決でございまして、水道事業会計予算から支出いたしましたものでございます。
内容を申しますと、水道事業費用の営業費用5億千253万7千円に、報償金といたしまして500万円追加したものでございます。その財源といたしましては、内部留保資金をこれに充てておるものでございます。
何とぞ承認くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（松尾千代一君） 本報告につき質疑、ご意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、ご意見ないものと認め、報告第17号及び報告第18号を終わります。

-
- 議長（松尾千代一君） 次に日程第19「和泉市設墓処条例の1部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 57号

和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について

和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年9月26日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例(案)

和泉市設墓苑条例(昭和31年和泉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 市長は、墓えんを使用させようとするときは、その名称、位置、えい地数等を明示して、墓えんを使用しようとする者を公募する。

2 前項の公募を行なう場合において、使用の申込みをする者が使用させるべきえい地数に比して著しく多いと予測されるときその他特別の事情があるときは、市長は、前条第1項に規定するもののほか、申込みをしようとする者が有すべき資格を定めることができる。

3 墓えんを使用させようとする者の選考について必要な事項は、市長が定める。

第6条を次のように改める。

第6条 墓えんのえい地の種別、使用料及び掃除料は、別表のとおりとする。

2 前項のえい地の1区画の面積は、1.5平方メートル以上5平方メートル以下とする。

別表を次のように改める。

別表

区 別	種 類		えい地数	1えい地当たり使用料	1えい地1年 当たり掃除料
第1区	1級	甲	1	128,000円	100円
	1級	乙	3	108,800	100
	1級	丙	2	96,000	100
	2級	甲	2	87,800	100
	2級	乙	37	76,800	100
	2級	丙	74	64,000	100
	3級	甲	5	57,600	100
	3級	乙	3	48,000	100
	4級	甲	25	37,100	100
	4級	乙	2	32,900	100
	5級	甲	2	29,400	100
5級	乙	1	25,600	100	
第2区			308	70,000	100

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例施行の際改正前の和泉市設墓苑条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置されたえい地は、改正後の和泉市設墓苑条例（以下「新条例」という。）の規定により設置されたえい地のうち同条例別表の第1区に規定するえい地になるものとする。この場合において、各えい地が新条例別表において該当すべき区分は、それぞれ、旧条例別表の級地による区分に対応する新条例別表の第1区の種統による区分とし、かつ、旧条例の規定によりその使用許可を受けている各当該えい地は、新条例の規定によりその使用許可を受けたものとみなす。

理 由

旧和泉市営火葬場跡地を市設墓えんの用に供し、及びその使用料等を定めるとともに、これとの均衡を図るため既設えい地の使用料を改定し、並びに公墓及び選考方法を規定する等所要の規定整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市設墓苑条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第2条の2 市長は、墓えんを使用させようとするときは、その名称、位置、えい地数等を明示して、墓えんを使用しようとする者を公募する。</p> <p>2 前項の公募を行なう場合において、 使用の申込みをする者が使用させるべきえい地数に比して著しく多いと予測されるときその他特別の事情があるときは、市長は、前条第1項に規定するもののほか、申込みをしようとする者が有すべき資格を定めることができる。</p> <p>3 墓えんを使用させようとする者の選考について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第6条 墓えんのえい地の種別、使用料及び掃除料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項のえい地の1区画の面積は、1.5平方メートル以上5平方メートル以下とする。</p>	<p>第6条 墓苑の塋地の種別、使用料及び掃除料を別表の通り定める。</p> <p>2 前項の塋地面積は、4平方メートルを以って1塋地とする。但し、地勢又は曲線施設の関係上間口及び奥行が多少伸縮することがあるが、この場合、市長の定めてある広さを以って該当塋地とする。</p>

改 正 案

別表

区 分	種 類		えい地数	1えい地当たり使用料	1えい地1年 当たり掃除料
第 1 区	1 級	甲	1	128,000 円	100 円
	1 級	乙	3	108,800	100
	1 級	丙	2	96,000	100
	2 級	甲	2	87,800	100
	2 級	乙	37	76,800	100
	2 級	丙	74	64,000	100
	3 級	甲	5	57,600	100
	3 級	乙	3	48,000	100
	4 級	甲	25	37,100	100
	4 級	乙	2	32,900	100
	5 級	甲	2	29,400	100
	5 級	乙	1	25,600	100
第 2 区			308	70,000	100

現

行

別表

空地の種類及び使用料並びに掃除料

級	地	種	類	1 空地当 り使用料	1 空地当 り1ヶ 分掃除 料
1 級	甲	120号		1,4000円	100円
1 級	乙	55 72 130号		11,900円	"
1 級	丙	23 123号		10,500円	"
2 級	甲	73 122号		9,100円	"
2 級	乙	21 12 15 18 27 30 33 36	}	8,400円	"
		39 42 45 48 51 54 57 58			
		61 64 67 70 76 79 82 85			
		88 91 94 97 100 103 106			
		110 113 116 126 129号			
2 級	丙	11 13 14 16 17 19 20 22	}	7,000円	"
		24 25 26 28 29 31 32 34			
		35 37 38 40 41 43 44 46			
		47 49 50 52 53 56 59 60			
		62 63 65 66 68 69 71 74			
		75 77 78 80 81 83 84 86			
		87 89 92 93 95 96 98 99			
		101 102 104 105 107 108			
		109 111 112 114 115 117			
		118 119 124 125 127 128号			
3 級	甲	121 136 137 138 139号		6,300円	"
3 級	乙	10 135 245号		5,000円	"
4 級	甲	3 4 5 6 131 132 133 134	}	4,000円	"
		252 253 254 255 256 257			
		238 259 260 261 262 263			
		264 265 266 267 268号			
4 級	乙	27号		3,600円	"
5 級	甲	18号		3,200円	"
5 級	乙	9号		2,800円	"

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） お許しを得まして議案第57号和泉市設墓苑条例の一部を改正する理由と、内容についてご説明申し上げます。

和泉市霊園建設によって、観音寺町新開斎場の廃止により、火葬場の施設も撤去いたしましたが、その跡地利用として、市民の墓地等の必要によりまして、墓地造成を行なった次第でございます。

造成計画といたしましては、できるだけ多くの市民が使用していただけるよう、一区画は1メートル30センチ角で、面積は1.69平方メートル。約半坪となっております。完成総数は308えい地でございます。

この墓地を市民に公募し、使用条件、その他必要事項のうち、現行条例では不相当とされる条項を、議案書の通り一部改正をお願いするものであります。

その概要につきましては、現行条例は、市制施行当時の市営観音寺町新開市営墓地の運営上必要として制定されたものであり、この墓地については、全えい地がすでに使用許可済みで、新たに使用許可をするえい地はありません。従って、現行条例で今回造成分に適用できる部分はそのままとし、改正を必要とするところを一部、改正することになったものであります。

逐条説明を省かしていただきまして、要点のみにとどめさせていただきますので、よろしくご承認願います。

まず、現行条例第2条では、墓地の使用許可を得ようとする場合の資格として、本市に居住する世帯主または祖先を持っていることの保証人があれば、申し込みすれば許可を得られるようになっている。このところを、現実にあった規定を設けることによって、その許可の適正を図ることとしたものであります。

第6条では、いま、1えい地4平米の一定区画となっておりますが、今回、造成したものは約107平方メートルであり、今後、他に市営墓地を造成した場合を考え、条例改正の必要を省くためにも、105平方メートルから5平方メートルと、幅を持たしたものととして改正することとしたものでございます。

議案書31ページに、えい地の種類と使用料について、現行条例に基づくものと今回、造成したものとを対象した表がございます。また、すでに許可を受け、使用料の納付も終わっているもので、使用しないため市に返還する旨申し出のあった場合を考慮し、そのときの返納金は造成墓地同様公示価格による額に改正しました。

今回、造成分の1えい地使用料7万円の算定基準は、地価公示価格を採用し、それに工事費を加えたものであります。

市民への周知は、広報「いずみ」9月号では墓地のできたことのみを知らし、取り扱い方法・使用料等については、本議会ご議決により、10月号で周知さす考えであります。なお、末端周知までには1カ月のズレがあることを予想し、さらに11月号で周知のうえ、12月中に申し込み受付から許可に係る一切の事務処理を完了する予定であります。

以上、簡単であります。条例改正の理由と内容のご説明を終わらせていただきます。よろしく原案通り可決ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑ご意見ありませんか。

○ 20番（寺田 茂君） ばくも認識不足でわかりにくいんですが、今後使用する人が450ぐらいだと思うんです。1えい地当たり1年分100円という掃除料をこれらの人からどのような方法で徴収するのか。また、この使用料というのはどういうものか。その点聞かして下さい。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 450というのはどういうものですか。

○ 20番（寺田 茂君） これから使おうとする全体の数の概算です。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 308えい地は、今回、火葬場跡地を利用して新設いたしました。旧和泉町当時に造成して売却したものについては、返還の人もありますが、現在、満杯でございます。

使用料と申しますのは、土地そのものは将来とも和泉市有地ですので、使用する期間の使用料という建て前から、全国どこの墓地でもこういう方式を取っているわけです。

掃除料については、年3回の掃除で、20年までの納付金を納めた場合は、永代に掃除すると規則で明確化しております。現時点ではどうい、100円では掃除できませんが、現行条例の関係もあって、一応、100円としたわけでございます。

○ 20番（寺田 茂君） 100円というのは、使用料と同時に前納ですか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 申し込んで抽選に当たったときに、申し込み者の希望する使用期間によって、使用料とともに徴収したいと考えております。この100円については、観音寺町の旧墓地を整備した時点で清掃料の改正をお願いしたいということで、今回は据え置いたわけでございます。

○ 20番（寺田 茂君） 使用料というのは、買うほうからすれば買い取り料と考えていいわけですか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） はい。

○ 16番（横田憲治郎君） 公募のことなんですが、2項の「えい地数に比して著しく多いと

予測されるときその他特別の事情があるとき」云々とある、この「特別の事情」としてどんなことが予想されるわけですか。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） かりに308えい地以上の申し込みがあった場合ですか。
- 16番（横田憲治郎君） そうじゃない。1世帯当たり1区画以上の申し込みがある場合を想定して、その資格を決めるためにこの条文があるわけですか。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） そうじゃございません。観音寺町の新開斎場は4坪1区画ですが、できるだけ多くの市民に利用しただけのようにという趣旨で、今回、最小限度墓石が1つ建てて花立てができる半坪の小さいえい地を数多く造ったわけです。墓地の1えい地は、基本的には畳4分の1となってるわけですが、今回、半坪を1えい地と定めたわけです。
- 16番（横田憲治郎君） 対象者を多くするために1区画を小さくしたという趣旨はよくわかってる。私が悩んでいるのは、1人で何区画も申し込む場合が予測される。その範囲・資格・基準を決めるために、この条文がうたってあるのかということです。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） そうじゃございません。私どもは、和泉市民で、同一家族中に死亡者があって、墓地がないためにその遺骨を寺院とか家庭に保管されておる人たちを優先に考えております。だから、いま死亡者がいないのに墓地を申し込まれた場合は、ご遠慮いただく。こういう原則をあくまでも貫きたいということです。
- 16番（横田憲治郎君） それを基本原則にするのなら、条例の中にはっきりうたったらどうですか。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 原則としては、私申し上げた通りでございます。「特別の事情」というのは、他府県から転入された方で、向こうに戸籍があるが、墓参できないので、向こうを改廃してこちらへ遺骨を埋める場合等を考えております。
- 18番（直村静二君） いずれにしても細則ができるので、あえて言いたくないんですが、たとえば、私の場合申し込みできるのか。いま、現に死んだ人がいないと申し込めないというんですけれども、私の場合、いま直ちということはないにしても、もう死にかかっていますのでね。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 私どもは、議決していただいたあくる日からでもいいわけですが、市民に周知漏れのないよう、広報10月号で墓地ができたことを知らせ、受け付け、その他は11月号で周知のうえ、12月から申し込み受付を始める計画をしております。
- 18番（直村静二君） 私の質問はそういうことではない。仮定の問題でどうかと思いますけれども、1たん、こういうことを始めると、必ず市民からさらに強い要望が出てくる。かりに、300に対して500人の申し込みがあったら、200人の人から早く墓地を造れという

要望が出てくるのが当然想定されるわけです。これに対して市は、新たな公営墓地を現在、どの程度進めているのか。その点だけお聞かせ願いたい。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 公園墓地特別委員の皆様にもことにご心労をわずらわしまして、すでに火葬場のみが建設されたわけでございます。その後、引き続き議会内で墓地の特別委員会をつくっていただいておりますが、用地確保ができない関係上、そのままになっておるわけです。計画としては、火葬場周辺に公園墓地を設置するという原則は変えておりません。防衛庁との交換問題もございまして、われわれとしても、今後できるだけ早い機会に公園墓地の計画を実施に移したいと考えております。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、議案第57号を原案通り可決することに決定いたします。

-
- 議長（松尾千代一君） 次に、日程第20「和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第59号

和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市企業職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年10月1日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市企業職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「2,400円」を「3,500円」に、「800円」を「1,000円」に、「1,600円」を「2,500円」に改める。

第14条の3第1項中「月額3,000円」を「月額5,000円」に改める。

第15条第1項第1号中「である職員」の次に「及び第3号に掲げる職員」を加え、同条第2号中「定めるもの」の次に「（以下「自転車等」という。）」を加え、「通勤距離が片道2キロメートル未満である職員」を「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

第15条第2項ただし書を削る。

第18条を次のように改める。

（休日勤務手当）

第18条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125を休日勤務手当として支給する。年末年始等で規則で定める日において勤務した職員については、同様とする。

3 前2項において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）第5条

の規定に基づき日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあっては、当該休日
が勤務を要しない日に当たるときは、規則で定める日)をいう。

第23条中「その勤務した日1回につき800円」を「それぞれその勤務1回につき1,000
円」に、「400円」を「500円」に改める。

第32条中「又は第34条第1項」を「若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項」
に改める。

第33条第1項中「次条第1項」を「次条第1項又は第2項」に、「勤しよう」を「勤奨」に
「定める者」を「定めるもの」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「前条第1項」
を「前条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、25年未満の期間勤続し死亡(公務上の死亡を除く。)により退職した者に
対する退職手当の額について準用する。

第34条第1項中「又は予算の減少」を「若しくは予算の減少」に、「勤しよう」を「勤奨」
に、「公務上の傷病」を「公務上の負傷若しくは疾病(以下「傷病」という。)」に改め、同
条第4項中「第2項」を「第3項」に、「すでに」を「既に」に、「1年以内」を「1年内」
に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第
1項」に、「該当する者」を「該当するもの」に改め、「額をもって」の次に「その者の」を
加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、25年以上勤続し死亡(公務上の死亡を除く。)により退職した者に対す
る退職手当の額について準用する。

第37条第3項中「次条」を「第38条」に、「場合は」を「場合を」に改め、同条第4項中
「在職期間のうち」を「在職期間のうちに」に、「その他にこれに」を「その他これらに」に改
め、同条第5項中「国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する
者」を「国家公務員(国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する
者をいう。以下同じ。)」に、「在職期間及び職員が第43条の規定により退職手当を支給され
ないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引
き続いて職員となったときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の
地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ」を「在職期間を」
に、「在職期間の計算」を「在職期間」に、「準用する」を準用して計算するほか、国家公務員
の例により計算するものとする」に、「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同条第6項
中「前4項」を「前5項」に改め、同条第7項中「第34条第2項」に「第34条第3項」に改
め、同条第8項中「前6項」を「前7項」に改め、同条第9項を削り、同条の次に次の1条を加

える。

(引き続き職員となった地方公社職員等の退職手当)

第37条の2 地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。)又は公庫等(国家公務員等退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。)に使用される者が引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合その他これに類する場合における退職手当については、国家公務員の例によるものとする。

第40条第12項中「、船員保険法(昭和14年法律第73号)又は沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和42年法律第37号)」を「又は船員保険法(昭和14年法律第73号)」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等給	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1				60,400	53,500	
2	105,500	88,800	74,000	63,600	55,600	43,500
3	109,800	92,700	77,400	66,800	57,800	44,800
4	114,100	96,600	80,800	70,800	60,400	46,100
5	119,200	101,000	84,800	74,000	63,600	47,500
6	124,500	105,500	88,800	77,400	66,800	49,300
7	129,900	109,800	92,700	80,800	70,800	51,300
8	135,400	114,100	96,600	84,800	74,000	53,500
9	140,900	119,200	100,900	88,800	77,400	55,600
10	146,400	124,500	105,500	92,700	80,800	57,800
11	152,400	129,900	109,800	96,600	84,800	60,400
12	159,000	135,400	114,100	100,500	87,800	63,600
13	165,600	140,900	118,400	104,400	91,400	66,800
14	172,200	146,400	122,800	108,600	95,000	70,000
15	178,800	151,900	127,200	112,800	98,600	73,200
16	185,400	157,400	131,600	117,000	102,200	76,400
17	192,000	162,900	137,700	121,200	105,800	79,500
18	198,600	168,200	140,600	125,400	109,400	82,600
19	205,200	173,400	145,100	129,600	113,000	85,400
20	211,200	178,600	149,300	133,700	116,300	88,200
21	217,200	183,800	153,500	137,700	119,400	91,000
22	222,700	188,000	157,700	141,700	122,400	93,800
23		192,200	161,900	145,700	125,400	96,600
24		195,200	165,500	149,100	127,600	99,000
25			169,100	152,400	129,800	101,400
26			171,900	155,000	131,900	103,700
27					133,500	106,000
28						108,000
29						110,000
30						111,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	195,300	156,900	118,000		69,700
2	201,000	162,500	123,400	102,300	73,900
3	206,700	168,100	128,800	107,400	78,100
4	212,400	173,700	134,400	112,700	82,300
5	218,400	179,300	140,000	118,000	87,300
6	224,400	184,800	145,600	123,300	92,300
7	230,900	190,300	151,200	128,600	97,300
8	237,400	195,500	156,800	134,000	102,300
9	243,900	200,700	162,400	139,400	107,300
10	250,000	205,900	168,000	144,800	112,300
11	255,500	211,100	173,600	150,200	117,300
12	261,000	216,200	178,500	154,700	121,300
13	265,500	221,300	183,400	159,200	125,300
14	271,500	226,400	188,300	163,500	129,200
15	276,000	230,800	193,200	167,800	133,100
16	280,500	235,200	197,900	172,100	137,000
17		239,500	202,600	176,400	141,100
18		243,500	207,300	180,700	145,200
19		246,800	212,000	185,000	149,200
20			216,100	188,700	152,000
21			220,200	192,400	154,800
22			223,200	195,700	156,900
23			226,200	198,300	159,000
24				200,900	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	123,400	92,400	67,700	54,400	
2	129,000	96,500	71,000	56,800	44,900
3	134,600	100,600	74,300	59,200	46,200
4	140,200	104,700	77,700	61,600	47,700
5	145,800	109,100	81,100	64,400	49,700
6	151,400	113,500	84,500	67,300	51,800
7	157,000	117,900	87,900	70,400	54,000
8	162,600	122,300	91,500	73,500	56,200
9	168,200	126,500	95,100	76,600	58,600
10	173,400	130,700	98,700	79,700	61,000
11	178,600	134,800	102,300	82,800	64,200
12	183,800	138,800	105,900	85,600	67,300
13	188,000	142,800	109,500	88,400	70,400
14	192,200	146,800	113,100	91,200	73,500
15	196,400	150,600	116,400	94,000	76,600
16	199,400	154,400	119,600	96,800	79,700
17	202,400	158,200	122,800	99,200	82,800
18		161,900	126,000	101,600	85,600
19		165,500	128,400	103,900	88,400
20		169,100	130,700	106,200	91,200
21		171,900	133,000	108,200	94,000
22			134,700	109,700	96,800
23			136,400		99,200
24					101,600
25					103,900
26					106,200
27					108,200
28					109,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	104,700	80,500	68,400	52,300	48,300
2	108,700	83,900	71,400	54,500	50,300
3	112,700	87,300	74,400	56,700	52,300
4	116,700	90,700	77,400	59,000	54,400
5	120,700	94,100	80,400	61,300	56,600
6	124,800	97,500	83,400	63,600	58,900
7	129,900	101,500	86,400	65,900	61,200
8	135,400	105,500	89,500	68,300	63,500
9	140,900	109,800	92,600	70,700	65,800
10	146,400	114,100	95,700	73,100	68,000
11	151,900	118,400	98,700	75,500	70,200
12	157,400	122,800	101,500	77,900	72,400
13	162,900	127,200	104,400	80,300	75,500
14	168,200	131,600	107,300	82,600	77,900
15	173,400	136,100	110,100	84,900	80,300
16	178,600	140,600	112,900	87,200	82,600
17	183,800	145,100	115,700	89,500	84,900
18	188,000	149,300	118,400	91,800	87,200
19	192,200	153,500	121,000	94,100	89,500
20	195,200	157,200	123,200	96,400	91,800
21		161,900	125,400	98,300	94,100
22		165,500	127,400	100,200	96,400
23		169,100	128,900	102,000	98,300
24		171,900	130,400	103,800	100,200
25				105,200	102,000
26				106,600	103,800
27					105,200
28					106,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

(和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「調整手当」を加える。

第5条の2中「月額3,000円をこえない範囲内で」を削り、同条を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(調整手当)

第5条の2 調整手当は、職員に対して支給する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用日等)

2 第1条の規定による改正後の和泉市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定(退職手当に関する部分を除く。)及び第2条の規定による改正後の和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第23条の規定は、昭和48年9月1日から適用する。

3 改正後の給与条例の規定中退職手当に関する部分及附則第12項の規定による改正後の和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例(昭和45年和泉市条例第16号)(以下「改正後の特別退職優遇措置条例」という。)の規定は、昭和48年4月1日以後の退職による退職手当について適用し、同日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。
(特定の号給の切替え等の特例)

4 第1条の規定による改正前の和泉市職員の給与に関する条例の規定により昭和48年4月1日(以下「適用日」という。)にその者が受けていた号給と同じ号数の号給に切り替えるものとした場合において、当該切替後の号給が他の職員の切替後の号給との権衡を失すると認められる職員がある場合においては、その職員の切替後の号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、市長が別にこれを定める。

(長期勤続者等に対する退職手当に関する特例)

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に改正後の給与条例第32条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、改正後の給与条例第33条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)又は第34条の規定に該当

する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下である者に対する退職手当の額は改正後の給与条例第32条から第34条まで及び第36条の規定にかかわらず、当分の間、改正後の給与条例第32条から第34条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の120を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に改正後の給与条例第33条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年をこえ42年以下である者に対する退職手当の額は改正後の給与条例第33条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に改正後の給与条例第34条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年をこえる者に対する退職手当の額は、改正後の給与条例第34条及び第36条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 適用日に在職する職員で、適用日以後に改正後の給与条例第32条、第33条又は第34条の規定は該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が11年以上である者のうち市長が定める者のうち市長が定めるものに対する退職手当の額は、改正後の給与条例第32条から第34条まで及び第36条（前3項の規定に該当する退職にあつては、前3項）の規定にかかわらず当分の間、改正後の給与条例第32条、第33条又は第34条（改正後の給与条例第33条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が44年以上である者にあつては同項及び第36条、前3項の規定に該当する退職にあつては前3項）の規定により計算した額にそれぞれ100分の120を乗じて得た額とする。

（特定の場合の退職手当に関する経過措置）

9 改正後の給与条例第37条第5項及び第37条の2の規定により国家公務員の例によるものとされている場合におけるこの条例の施行に係る経過措置についても、国家公務員の例によるものとする。

（給与の内払）

10 職員（退職手当に関する部分にあつては、適用日からこの条例の施行の日の前日までの期間内に退職した者（当該退職が死亡による場合には、その遺族）が第1条の規定による改正前の和泉市職員の給与に関する条例の規定又は附則第12項の規定による改正前の和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例の規定に基づいて適用日以後の分（退職手当に関する部分にあつては、当該退職に係る退職手当）として支給を受けた給与は、改正後の給与条例の

規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 11 第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例の一部改正)

- 12 和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例の一部を次のように改正する。

附則中第6項を削り、第7項を第6項とする。

理由

第71特別国会における一般職の国家公務員の給与改定の趣旨にかんがみ、本市一般職の職員についても、これに準じて給料月額を改定し、扶養手当、住居手当、通勤手当及び宿日直手当の額の改定を行い、並びに退職手当のうち公務外の死亡によるもの及び当分の間長期勤続後の勲奨退職者等に係るものの額をそれぞれ引き上げる等の措置を講ずるとともに、本市企業職員の給与の基準を改めるほか、国民の祝日に関する法律の一部改正に伴う休日勤務手当に関する規定整備その他所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第59号参考資料

(I) 和泉市職員の給与に関する条例改正案・現行対照表

改 正 案 案	現 行
(扶養手当) 第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員 に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他 に生計のみちがなく主としてその職員の扶 養を受けているものであって任命権者の承 認したものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関 係と同様の事情にある者を含む。以下同 じ。)	(扶養手当) 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員 に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他 に生計のみちがなく主としてその職員の扶 養を受けているものであって任命権者の承 認したものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関 係と同様の事情にある者を含む。以下同 じ。)

改 正 案	現 行
<p>(2) 満18歳未満の子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満18歳未満の弟妹 (5) 不具廃疾者</p>	<p>(2) 満18歳未満の子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満18歳未満の弟妹 (5) 不具廃疾者</p>
<p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については<u>3,500円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき400円とする。ただし、満18歳未満の子のうち2人までについては、それぞれ<u>1,000円</u>(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については<u>2,500円</u>)とする。</p>	<p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については<u>2,400円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき400円とする。ただし、満18歳未満の子のうち2人までについては、それぞれ<u>800円</u>(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については<u>1,600円</u>)とする。</p>
<p>(住居手当) 第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額<u>5,000円</u>(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、月額<u>15,000円</u>)をこえない範囲内で住居手当を支給する。</p>	<p>(住居手当) 第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額<u>3,000円</u>(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、月額<u>15,000円</u>)をこえない範囲内で住居手当を支給する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(通勤手当) 第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のために交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第3</p>	<p>(通勤手当) 第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のために交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)</p>

改 正 案	現 行
<p>号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の月額、市長の定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する額の相当額とする。</p>	<p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)</p> <p>2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の月額、市長の定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する額の相当額とする。ただし、その額が4,000円をこえるときは、その額と4,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が2,000円をこえるときは2,000円)を4,000円に加算した額の範囲内において規則で定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>(休日勤務手当)</p> <p>第18条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、<u>正規の給与を支給する。</u></p> <p>2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、<u>正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125を休日勤務手当として支給する。年末年始等で規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。</u></p> <p>3 前2項において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(和泉市職員の勤務時間等に関する条例(昭和32年和泉市条例第29号)第5条の規定に基づき日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあっては、当該休日が勤務を要しない日に当たるときは、規則で定める日)をいう。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、<u>それぞれその勤務1回につき1,000円(土曜日の日直勤務にあっては500円)を宿日直手当として支給する。</u></p>	<p>(休日勤務手当)</p> <p>第18条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、<u>正規の給与を支給する。</u></p> <p>2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、<u>正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、第20条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給しない。</u></p> <p>3 年末及び年始の休暇において勤務した職員についても、<u>前項の規定を適用する。</u></p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、<u>その勤務した日1回につき800円(土曜日の日直勤務にあっては400円)を宿日直手当として支給する。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(普通退職の場合の退職手当)</p> <p>第 3 2 条 次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき100分の100</p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110</p> <p>(3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120</p>	<p>(普通退職の場合の退職手当)</p> <p>第 3 2 条 次条第 1 項又は第 3 4 条第 1 項の規定に該当する場合を除くほか、退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき100分の100</p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110</p> <p>(3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120</p>
<p>(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)</p> <p>第 3 3 条 25年以上勤続して退職した者(次条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者を除く。)及び20年以上25年未満の期間勤続しその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって仕命権者が市長の承認を得て定めるものに対する退職手当の額は、その者の給料月額に、その者の</p>	<p>(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)</p> <p>第 3 3 条 25年以上勤続して退職した者(次条第 1 項の規定に該当する者を除く。)及び20年以上25年未満の期間勤続しその者の非違によることなく勸奨を受け退職した者であって任命権者が市長の承認を得て定める者に対する退職手当の額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を</p>

改 正 案	現 行
<p>勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき100分の125</p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5</p> <p>(3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150</p> <p>(4) 31年以上の期間については、1年につき100分の137.5</p>	<p>次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき100分の125</p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5</p> <p>(3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150</p> <p>(4) 31年以上の期間については、1年につき100分の137.5</p>
<p><u>2 前項の規定は、25年未満の期間勤続し死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の額について準用する。</u></p>	
<p><u>3 第1項の場合において、25年以上30年以下の期間勤続して退職した者の退職手当を計算するときは、その者の給料月額に乗ずる割合は、同項の規定にかかわらず、その者の勤続期間のうち25年未満の期間については、前条各号に規定する期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合とし、25年以上30年以下の期間については、1年につき100分の257.5とする。</u></p>	<p><u>2 前項の場合において、25年以上30年以下の期間勤続して退職した者の退職手当を計算するときは、その者の給料月額に乗ずる割合は、同項の規定にかかわらず、その者の勤続期間のうち25年未満の期間については、前条第1項各号に規定する期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合とし、25年以上30年以下の期間については、1年につき100分の257.5とする。</u></p>
<p>(整理退職等の場合の退職手当)</p> <p>第34条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は25年以上勤</p>	<p>(整理退職等の場合の退職手当)</p> <p>第34条 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は25年以上勤続し</p>

改 正 案	現 行
<p>続しその者の非違によることなく<u>勸奨</u>を受けて退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの及び<u>公務上の負傷若しくは疾病</u>（以下「<u>傷病</u>」という。）（地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）別表第4に掲げる程度の廃疾の状態にある傷病とする。）又は死亡により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の165</p> <p>(3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180</p> <p>(4) 31年以上の期間については、1年につき100分の165</p> <p>2. <u>前項の規定は、25年以上勤続し死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の額について準用する。</u></p> <p>3. <u>第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者の退職手当の額とする。</u></p>	<p>その者の非違によることなく<u>勸しよう</u>を受けて退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの及び<u>公務上の傷病</u>（地方公務員共済組合法（昭和37年法律第157号）別表第4に掲げる程度の廃疾の状態にある傷病とする。）又は死亡により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については1年につき100分の150</p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の165</p> <p>(3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180</p> <p>(4) 31年以上の期間については、1年につき100分の165</p> <p>2. <u>前項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当する者に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額の当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 勤続期間1年未満の者 100分の 270</p> <p>(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100 分の360</p> <p>(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100 分の450</p> <p>(4) 勤続期間3年以上の者 100分の 540</p>	<p>(1) 勤続期間1年未満の者 100分の 270</p> <p>(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100 分の360</p> <p>(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100 分の450</p> <p>(4) 勤続期間3年以上の者 100分の 450</p>
<p>4 前項の基本給月額は、給与が給料、扶養 手当及び調整手当に区分して支給される職 員については、これらの月額の合計額とし、 その他の職員については、この基本給月額 に準じて別に規則で定める額とする。</p>	<p>3 前項の基本給月額は、給与が給料、扶養 手当及び調整手当に区分して支給される職 員については、これらの月額の合計額とし、 その他の職員については、この基本給月額 に準じて別に規則で定める額とする。</p>
<p>5 第1項及び第3項の規定は、過去の退職 につき既にこれらの規定の適用を受け、か つ、退職の日の翌日から1年内に再び職員 となった者が、その再び職員となった日か ら起算して1年内に退職した場合において は、適用しない。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、過去の退職 につきすでにこれらの規定の適用を受け、 かつ、退職の日の翌日から1年以内に再び 職員となった者が、その再び職員となった 日から起算して1年内に退職した場合にお いては、適用しない。</p>
<p>(勤続期間の計算)</p>	<p>(勤続期間の計算)</p>
<p>第37条 退職手当の算定の基礎となる勤続 期間の計算は、職員としての引き続いた在 職期間による。</p>	<p>第37条 退職手当の算定の基礎となる勤続 期間の計算は、職員としての引き続いた在 職期間による。</p>
<p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職 員となった日の属する月から退職した日の 属する月までの月数による。</p>	<p>2 前項の規定による在職期間の計算は職員 となった日の属する月から退職した日の属 する月までの月数による。</p>
<p>3 職員が退職した場合(第38条第1項各 号の一に該当する場合を除く。)において</p>	<p>3 職員が退職した場合(次条第1項各号の 一に該当する場合は除く。)において、そ</p>

改 正 案	現 行
<p>その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。</p>	<p>の者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。</p>
<p>4 前3項の規定による在職期間のうち法第27条第2項又は第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及職員の分限に関する条例（昭和32年和泉市条例第31号）第2条に規定する事由による休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した<u>在職期間</u>から除算する。</p>	<p>4 前3項の規定による在職期間のうち法第27条第2項又は第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び職員の分限に関する条例（昭和32年和泉市条例第31号）第2条に規定する事由による休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した<u>在職期間</u>から除算する。</p>
<p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（<u>国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。</u>）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）施行以前から在職し、同法施行に伴い、又は同法施行以後において国家消防庁、都道府県消防訓練機関若しくは他の市町村消防の職員（これらの各職員の身分の2以上を経た者で各身分が引き続いていると認められるときも同じ。）であった者（以下「職員以外の</p>	<p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者及び消防組織法（昭和22年法律第226号）施行以前から在職し、同法施行に伴い、又は同法施行以後において国家消防庁、都道府県消防訓練機関若しくは他の市町村消防の職員（これらの各職員の身分の2以上を経た者で各身分が引き続いていると認められるときも同じ。）であった者（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引</p>

改 正 案	現 行
<p>地方公務員等』と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前4項の規定を準用して計算するほか、<u>国家公務員の例により計算するものとする。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</u></p> <p>6 <u>前5項の規定により計算した</u>在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が</p>	<p>き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第13条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前4項の規定を準用する。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>6 <u>前4項の規定により計算した</u>在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が</p>

改 正 案	現 行
<p>6月以上1年未満(第32条(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))又は第34条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。</p>	<p>6月以上1年未満(第32条(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))又は第34条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。</p>
<p>7 前項の規定は、<u>第34条第3項又は第40条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</u></p>	<p>7 前項の規定は、<u>第34条第2項又は第40条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</u></p>
<p>8 第40条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、<u>前7項の規定により計算した在职期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。</u></p>	<p>8 第40条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、<u>前6項の規定により計算した在职期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。</u></p>
	<p>9 <u>昭和31年9月1日市制施行並びに昭和35年8月1日町村編入合併に伴い旧町村(一部事務組合を含む。)の職員で引続き本市の職員となったものについては、それぞれの町村に就職した日から起算する。</u></p>
<p><u>(引続き職員となった地方公社職員等の退職手当)</u> <u>第37条の2 地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。)</u> <u>又は公庫等(国家公務員等退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。)</u> <u>に使用される者が引続きいて職員となるため退職し、かつ、引続きいて職員となった場合その他これに類する場合における退職</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>手当については、<u>国家公務員の例によるものとする。</u></p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第40条 略</p> <p>2～11 略</p> <p>12 本条の規定による退職手当は、<u>失業保険法又は船員保険法(昭和14年法律第73号)</u>の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない</p> <p>別表第1・別表第2 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第40条 略</p> <p>2～11 略</p> <p>12 本条の規定による退職手当は、<u>失業保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)</u>又は<u>沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和42年法律第37号)</u>の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない</p> <p>別表第1・別表第2 略</p>

〔Ⅱ〕和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、<u>管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</u></p> <p>(調整手当)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、<u>管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>第5条の2 調整手当は、職員に対して支給する。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第5条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、住居手当を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第5条の2 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、<u>月額3,000円をこえない範囲内で住居手当を支給する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>(調整手当)</p> <p>3 職員には、<u>当分の間、調整手当を支給する。</u></p> <p>4 略</p>

〔Ⅲ〕 和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 施行日から当分の間、職員として在職中その者の非違等によることなく、<u>死亡して退職した者に対しては、条例適用職員に準ずるものとして、給与条例第33条第1項の規定を適用することができるものとする。</u></p> <p>7 略</p>

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助君）それではお許しを得ましてただいまご上程をいただきました議案第59号、和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

人事院は去る8月9日に、国家公務員法第28条及び一般職員の給与に関する法律第2条の規定に基づきまして、国会及び内閣総理大臣に対し、公務員給与の改定を勧告いたしました。また、国家公務員の退職手当に関する法律の一部も改正されてございます。これらの改正は、公務員の給与を民間給与に追い付かせる趣旨のもとに行なわれたものでございまして、内閣もこれを受け、去る7月1特別国会終了間際におきまして、衆参両院の審議・議決を得て、人事院勧告通り改正を実施することになったのでございます。

本市におきましても、この国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の給与の改定を行ないたく、この条例をご提案申し上げた次第でございます。

それでは内容につきまして、逐条的にご説明を申し上げます。

まず第1条は、本市職員の給与に関する条例の1部を改正しようとするものでございます。同条例の第13条の改正は、扶養手当の額の改正でございまして、扶養親族のうち、配偶者に対する扶養手当は現在月額2千400円を支給しておりますが、1千100円を引き上げまして月額3千500円とし、また、他の扶養親族のうち、18才未満の子のうち、2人までにつきましては、それぞれ800円を支給しておりますが、200円を引き上げまして1千円とし、配偶者がいない職員の子にありましては、そのうち1人を月額1千600円支給しておりましたが、900円を引き上げまして月額2千500円に、それぞれ改正しようとするものでございます。

第14条の3第1項につきましては、住居手当の改正でございまして、自ら居住する住宅の費用を負担している職員については、月額最高限度額を3千円と定めて支給しておりますが、これを2千円引き上げ5千円支給できるよう改正しようとするものでございます。

この支給手続に関します必要な細部事項につきましては、規則で定めることといたしてございます。

第15条は通勤手当の改正でございまして、第15条第1項第1号及び第2号につきましては、所定の事項を加えたものでございます。

同条同項3号につきましては、通勤の経路を明確にしたものでございます。

同条第2項のただし書きで通勤手当の支給最高限度額を定めていたものでございますが、社

会的経済的諸情勢を勘案いたしまして、このただし書きを削除いたしまして、通勤手当につきましては、その者の1カ月の通勤に要する額の相当額を支給するよう改正しようとするものでございます。

第18条は休日勤務手当の改正でございまして、第18条第1項は語句の改正でございまして、同条第2項は、語句の改正と、第3項に定めておりました年末年始の取り扱い事項を加えたものでございます。

同条第3項は、休日について規定いたしましたものでございまして、過般、国民の祝日に関する法律の1部が改正され、日曜日と祝日が重なった場合はその翌日が休日と定められたことに伴いまして、月曜日である休日にも休日勤務手当を支給できるよう改正しようとするものでございます。

第23条は、宿日直手当の改正でございまして、宿日直の勤務を命ぜられた職員には1回につき800円を支給しておりますが、200円を引き上げ1回1千円とし、土曜日の日直勤務にあっては1回につき400円を支給しておりましたが、100円を引き上げ1回500円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

第32条から34条及び37条並びに40条につきましては、いずれも退職手当に関する改正でございまして、第32条は、国家公務員の例に準じ、在職中に死亡した職員に対する退職手当に関する規定を次条及び第34条中に設けたのに伴いまして、必要な事項を加えたものでございます。

第33条第1項は、語句の修正と、前条同様、必要事項を加えたものでございます。同条第2項は、これを第3項に繰り下げまして、同条第2項に、ただいま申し上げましたように、25年未満の期間勤続し、公務外で死亡して退職した者に対する事項を規定したものでございます。

第34条第1項は、語句の修正でございまして、同条第2項以下の項をそれぞれ1項ずつ繰り下げいたしまして、同条第2項に、25年以上の期間勤続し、公務外で死亡して退職した者に対する事項を規定したものでございます。同条第3項、第4項につきましては、語句の改正と、それぞれ必要な事項を加えたものでございます。

第37条は、勤続期間の計算についての改正でございまして、同条第3項から第8項までにつきましては、語句並びに所要事項の改正でございまして、同条第9項につきましては、特にこのように規定しなくても同条第5項の規定によりまして、当該職員の在職期間の計算につきましては、合併前の町村に就職した日から起算し、当然在職期間に含まれるものでございますので、したがってこの規定は不必要となり、削除しようとするものでございます。

第 37 条の 2 につきましては、引き続き職員となった地方公社職員等の退職手当の通算期間について規定いたしましたもので、細部につきましては、国家公務員の例にならうよう改正しようとするものでございます。

第 40 条は、失業者の退職手当でございますが、第 12 項中に規定しております「沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法」が、沖縄の本邦復帰に伴い、廃止されましたのでこれを削ることとしたものでございます。

続きまして給料表の改正でございますが、別表第 1 は一般職の行政職給料表でございます人事院勧告に基づきます国家公務員の給料表の改定の例に準じ、諸条項の改正を行なおうとするものでございます。

別表第 2 は病院及び診療所等に勤務する医療職員に適用する給料表でございます、ア、イ、ウのおのおの 3 表に分けてございます。それぞれ備考欄に記載いたしております職種ごとに適用するものでございます。

第 2 条は和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 1 部を改正しようとするものでございまして、同条例第 2 条は給与の種類でございます。

同条例第 3 項に調整手当を加えまして、従来の附則第 3 項を削除しようとするものでございます。

第 5 条の 2 につきましては、住居手当でございます、月額 3 千円を超えない範囲内で住居手当を支給することと定めておりましたものを、「月額 3 千円を超えない範囲内で」を削除いたしまして、同条同項を第 5 条の 3 と改正しようとするものでございます。

第 5 条の 2 には、調整手当の支給範囲を定めて加えたものでございます。

これに伴いまして、附則中、第 3 項に調整手当に関する事項が定められておりましたが、これを削除いたしまして、第 4 項を第 3 項に改めるものでございます。

引き続きまして附則についてご説明申し上げます。

附則第 1 項は施行日でございます、この条例は公布の日から施行することといたしてございます。

第 2 項は適用日でございます、第 1 条の給与条例第 23 条宿日直手当以外の関係並びに第 2 条、ともに昭和 48 年 4 月 1 日から適用するように処置いたしてございます。なお、23 条宿日直手当につきましては、昭和 48 年 9 月 1 日から適用することといたしてございます。

第 3 項は退職手当の改正の前後の取り扱いについて規定いたしましたものでございます。

第 4 項は公休の切り替えにつきまして定めておりますが、特定の公休の切り替えにつきましては、国家公務員の例に準じまして、市長が別に定めることといたしてございます。

第5項は、長期勤続者等に対する退職手当に関する特例でございまして、公務外及び公務上の負傷または死亡による退職並びに勧奨または整理退職について、その退職の状況に応じて、20年以上30年以下の期間勤続した者に対する退職手当額は、32条から34条までにより計算した額に対し、それぞれ当分の間100分の120を乗じた額を支給するよう定めたものでございます。なお、36条の最高限度額にかかわらず、この計算によるものとしたしてございます。

次に第6項及び第7項は、いずれも、第5項におきまして勤続期間が20年以上35年以下の者の退職手当を当分の間20%増しをすることに伴います、これらとの均衡を図るための措置でございまして。第6項は、36年以上42年以下の勤続者のうち、全くの自己の都合により退職した者以外の者の退職手当につきまして、当分の間、その者の勤続期間を35年として、前項のいわゆる第5項の規定の例に準じまして計算した額とするものでございます。第7項は36年以上の勤続者が死亡退職または整理退職等をした場合の退職手当につきましては、当分の間、その者の勤続期間を35年として、第5項の規定の例に準じ、勤続35年の率により計算した額とするものでございます。

第8項につきましては、勤続期間が11年以上の者で、市長が別に定める者が退職した場合の退職手当の額を、当分の間、これまで申し上げました諸規定により計算した額の20%増しとするものでございます。

第9項は、第37条の改正及び第37条の2の追加によって、従来の勤続期間の計算方法を改めたことに伴いまして、その経過措置を定める必要がございますが、その経過措置につきましても、国家公務員の例によることといたすものでございます。

第10項につきましては、適用日以後この条例の施行日の前日までに支給を受けた給与につきましては、内払いとみなすことを定めたものでございます。

最後に第12項は、和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例、いわゆる退職優遇条例の1部改正でございまして。これまで、退職優遇条例の附則第6項におきまして、職員が死亡により退職した場合には、給与条例第33条の規定、すなわち勤続期間にかかわらず長期勤続者並みの退職手当を支給するよう規定いたしておりましたが、先ほど申し上げました通り、今般の改正で、これに相当する退職手当が支給できるよう、国に準じて新たに第33条及び第34条にそれぞれ第2項を加えましたので、これに伴い、退職優遇条例第6項の存置する必要がなくなりましたので、これを削除いたしまして、第7項を第6項に繰り上げようとするものでございます。

以上簡単でございますが提案の理由並びにその概要のご説明を終わらせていただきます。何

とぞよろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。質疑ご意見ございませんか。
- 17番（山田清二君） これについては、多分、人事院勧告も含め、それに和泉市の特性も加え、職員組合等とも十分話し合いがなされていると思うので、別に反対する必要はないかもわかりませんが、議案書もらったのは昨日です。そして今日ですから、検討する時間もない。今回はいままでにはなかった新旧対照表が付けてある。その努力は買いますし、それをするために遅れたのかもわからんけれども、少なくとも、もう少し余裕を持って議会に提案してほしい。出しました、議会通しました。これでは専決報告の承認とほとんど変わらない。そういう点、今後、気をつけていただきたい。
- 25番（藤原要馬君） 医療職給料表アの特1等級、月額19万5千800円と書いてある病院長にはこれを適用するわけですか。
- 病院事務局長（竹内 潔君） そうでございます。特1等級だけが院長の給料表でございます。
- 25番（藤原要馬君） 現在、お医者さんが不足しているのは、こういう給与問題があると思うんですよ。個人で開業してるお医者さんを見ると、相当収益があるのか、家も建て、次々立派にやってる。この19万5千円ぐらいで永続して来てくれるのか、疑問視しなきゃならないと思うんですよ。もう少し優遇するような特別条例ができないのか。考慮する余地はないのか。市民の医療サービスに不足を来たしている。救急病院をつくれ、いろいろ議会から要求しておりますけれども、お医者さんがなかったらそれはできない。まず、お医者さんの確保が第1条件だと思うんですよ。しかし、いまのような形では、とうてい長期間勤務してもらえないと思う。もっと特別な扱いはできないのかどうか。これは市長さんの裁量がなければできないことだと思いますが、市長さん、どんなもんでしょう。
- 市長（藤木秀夫君） 特別な条例でもってするならばできるわけでございますが、現在、和泉市の医療施設にはまだそこまではっきりした見通しもついておりませんし、今後検討いたしまして、できるだけの優遇はしていきたいと存じます。
- 25番（藤原要馬君） 市長の答弁は用を足しておらない。担当の職員もおるわけですからこれは今後、十分配慮しなければいけないことだと思います。われわれも要求はしているけれども、お医者さんに対する根本的な考えが足りない。病院の特別委員会にもおはかりをして、もう少し十分お手当を出してお医者さんを確保して、市民の医療サービスを十分していただくようになかこうに持っていかなきゃいけないと思います。いくら建物建てても、中身のお医者さんがなかったら何もならないんですから、まず、お医者さんを確保する。それには給与を

もっと考えなきゃいけない。特に要望しておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、これを終わります。

ここで1時まで昼食の時間といたしたいと存じます。

（午前11時55分休憩）



(午後2時再開)

- 議長(松尾千代一君) 長らくお待たせいたしました。それでは午前引き続き会議を開きます。

日程第21「昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第53号

昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第3号)

昭和48年度和泉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,337,074千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,397,669千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算の補正」による。

(継続費)

第2条 継続費の補正は、「第2表継続費の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債の補正」による。

昭和48年9月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

第 1 表 歳入歳出予算の補正

1. 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		1,925,829	105,253	2,031,082
	1. 市 民 税	786,840	72,200	859,040
	2. 固 定 資 産 税	705,792	23,400	729,192
	3. 軽自動車税	85,105	△ 3,147	31,958
	7. 都 市 計 画 税	107,365	12,800	120,165
2. 地方譲与税		22,000	3,500	25,500
	1. 自動車重量譲与税	22,000	3,500	25,500
3. 自動車取得税 交 付 金		57,000	13,950	70,950
	1. 自動車取得税交付金	57,000	13,950	70,950
6. 交通安全対策 特 別 交 付 金		9,000	2,611	11,611
	1. 交通安全対策特別 交 付 金	9,000	2,611	11,611
7. 分担金及負担金		54,119	177,837	231,956
	1. 分 担 金	7,858	1,502	9,360
	2. 負 担 金	46,261	176,335	222,596
8. 使用料及手数料		52,541	10,562	63,103
	1. 使 用 料	42,619	10,562	53,181
9. 国庫支出金		1,621,634	84,488	1,706,122
	1. 国庫負担金	570,748	25,113	595,861
	2. 国庫補助金	1,036,865	59,375	1,096,240
10. 府 支 出 金		788,760	107,763	896,523
	1. 府 負 担 金	42,004	3,139	45,143
	2. 府 補 助 金	716,330	104,474	820,804
	3. 府 委 託 金	29,866	150	30,016
11. 財 産 収 入		158,194	89,510	247,704
	1. 財産運用収入	644	21,560	22,204
	2. 財産売却収入	157,550	67,950	225,500
12. 寄 附 金		75,762	145,187	220,949
	1. 寄 附 金	75,762	145,187	220,949

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 繰入金		400	70,000	70,400
	1. 基金繰入金	400	70,000	70,400
14. 諸収入		555,397	171,066	726,363
	2. 市預金利子	13,100	2,000	15,100
	3. 貸付金元利収入	89,143	5,000	94,143
	4. 受託事業収入	30,000	4,306	71,306
	5. 雑入	420,804	122,760	543,564
15. 市債		1,464,545	355,347	1,819,892
	1. 市債	1,464,545	355,347	1,819,892
歳入合計		3,060,595	1,337,074	4,397,669

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		87,456	11,573	99,029
	1. 議会費	87,456	11,573	99,029
2. 総務費		923,609	64,450	988,059
	1. 総務管理費	590,841	19,735	610,576
	2. 徴税費	154,912	34,179	189,091
	3. 戸籍住民基本台帳費	62,250	11,548	73,798
	4. 選挙費	23,531	△790	22,741
	5. 統計調査費	4,918	292	5,210
3. 民生費		1,805,676	253,594	2,059,270
	1. 社会福祉費	838,456	30,959	869,415
	2. 児童福祉費	502,548	218,360	720,908
	3. 生活保護費	464,258	3,486	467,744
	4. 災害救助費	414	789	1,203

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		541,851	47,954	589,805
	1. 保健衛生費	224,351	28,246	252,597
	2. 清掃費	304,712	17,788	322,450
	3. 墓地火葬場費	12,788	1,970	14,758
5. 労働費		46,491	2,330	48,821
	1. 失業対策費	46,491	2,330	48,821
6. 農林水産業費		134,578	42,532	177,110
	1. 農業費	120,851	30,660	151,511
	2. 林業費	13,727	11,872	25,599
7. 商工費		80,207	△397	79,810
	1. 商工費	80,207	△397	79,810
8. 土木費		1,723,990	383,796	2,107,786
	1. 土木管理費	115,360	△5,757	109,603
	2. 道路橋梁費	445,555	60,548	506,103
	4. 都市計画費	375,514	307,046	682,560
	5. 住宅費	767,073	21,959	789,032
9. 消防費		237,008	39,871	276,879
	1. 消防費	237,008	39,871	276,879
10. 教育費		1,821,108	489,364	2,310,472
	1. 教育総務費	198,535	15,431	214,966
	2. 小学校費	893,785	336,812	1,230,597
	3. 中学校費	360,555	92,146	452,701
	4. 幼稚園費	97,709	38,496	136,205
	5. 社会教育費	260,737	6,229	266,966
	6. 保健体育費	8,787	250	9,037
11. 災害復旧費		17,480	2,007	19,487
	1. 農林水産施設 災害復旧費	4,162	2,007	6,169
歳出合計		8,060,595	1,337,074	9,397,669

第2表 継続費の補正

款	項	事業名	補正		補正		後	
			年	度	年	度	年	度
8. 土木費	5. 住宅費	(仮称)和泉第一団 地改良住宅建設事業	総額	709,327	年割額	885,567	年割額	385,567
					昭和47年度	昭和47年度	昭和47年度	385,567
					昭和48年度	237,141	昭和48年度	237,141
				昭和49年度	170,619	昭和49年度	340,619	

第3表 債務負担行為の補正

事	項	補正		補正		後	
		期	間	期	間	期	間
鶴山台南小学校校舎 及び屋内運動場建設事業		期		年割額	709,327	年割額	126,440
				昭和47年度	昭和47年度	昭和47年度	126,440
鶴山台北小学校 屋内運動場建設事業		期		年割額		年割額	58,459
				昭和48年度	昭和48年度	昭和48年度	58,459
信太中学校校舎増築事業		期		年割額		年割額	77,672
				昭和48年度	昭和48年度	昭和48年度	77,672
(仮称)第二国府保育園建設事業		期		年割額		年割額	81,600
				昭和48年度	昭和48年度	昭和48年度	81,600
魚介類販売中小企業 安定資金利子補給金		期		年割額		年割額	894
				昭和48年度	昭和48年度	昭和48年度	894

第4表

地方債の補正

起債の 目的	補 正 前							
	限度額	起債の 方法	利率	償 還 の 方 法				その他
				資金 区分	償還 期限	据置 期間	償還方法	
戸籍事務 整備事業	千円		年以内		年以内	年以内		
ひまわり保育 園屋外遊戯場 拡張事業	14,425	普通貸借 又は 証券発行	7.8	政府 その他	20	2	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の5% 以上半年賦 償還	据置期間及び 償還期限を短 縮し、もしく は繰上償還又 は低利に借替 えることができ る
(仮)緑ヶ丘 保育園 建設事業	11,400	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
旭保育園 建設事業								
農道整備事業	22,800	普通貸借 又は 証券発行	7.8	政府 その他	20	2	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の5% 以上半年賦 償還	据置期間及び 償還期限を短 縮し、もしく は繰上償還又 は低利に借替 えることができ る
市道整備事業	15,000	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
肥子池公園 整備事業	15,000	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
消防施設 整備事業	39,600	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
北池田小学校 屋内運動場 増改築事業	12,900	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
横山小学校 増改築事業	31,700	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上

補 正 後							
限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
			資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
千円 2,000	普通貸借 又は 証券発行	年以内 6.5	政府 その他	年以内 24	年以内 2	半年賦、年賦 元利均等又は 当初発行額の 5%以上半年 賦償還	据置期間及び 償還期限を短 縮もしくは繰 上償還または 低利に借替え ることができる
25,017	同上	8.0	同上	20	2	同上	同上
31,400	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上
24,339	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上
25,500	同上	8.0	同上	20	2	同上	同上
50,900	同上	8.0	同上	20	2	同上	同上
65,200	同上	8.0	同上	20	2	同上	同上
43,800	同上	8.0	同上	20	2	同上	同上
16,400	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上
36,000	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上

起債の 目的	補 正 前							
	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法				
				資金 区分	償 還 期限	据 置 期間	償還方法	そ の 他
和気小学校 屋内運動場 建設事業	千円		年以内		年以内	年以内		
信太小学校 屋内運動場 建設事業								
芦部小学校用 地取得事業								
郷荘中学校 屋内運動場 建設事業								
南池田幼稚 園建設事業	8,000	普通貸借 又は 証券発行	6.2	政 府 その他	25	2	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の5% 以上半年賦 償還	据置期間及 び償還期限 を短縮もし くは繰上償 還または低 利に借替え ることがで きる
合 計	1,464,545							

補 正 後							
限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法				
			資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法	そ の 他
千円 15,400	普通貸借 又は 証券発行	年以内 6.5	政 府 その他	年以内 25	年以内 2	半年賦、年賦 元利均等又は 当初発行額の 5%以上半年 賦償還	据置期間及び 償還期限を短 縮しもしくは 繰上償還また は低利に借替 えることができ る
29,016	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
124,000	同 上	8.0	同 上	20	2	同 上	同 上
19,700	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
17,000	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
1,819,892							

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		明 細
				区 分	金 額	
①市 税	1,925,829	105,258	2,031,087		千円	
(1)市 民 税	786,840	7,220	859,040			
1.個 人	702,142	36,403	738,545	1.現年度課税分		現年度課税分追加
2.法 人	84,698	35,797	120,495	1.現年度課税分		現年度課税分追加
(2)固定資産税	705,792	23,400	729,192			
1.固定資産税	677,069	23,400	700,469	1.現年度課税分		現年度課税分追加
(3)軽自動車税	35,105	△ 3,147	31,958			
1.軽自動車税	35,105	△ 3,147	31,958	1.現年度課税分		更正減
(7)都市計画税	1,073,665	1,280	1,074,945			
1.都市計画税	1,073,665	1,280	1,074,945			
②地方譲与税	22,000	3,500	25,500			
(1)自動車重量譲与税	22,000	3,500	25,500	1.現年度課税分		現年度課税分追加
1.自動車重量譲与税	22,000	3,500	25,500	1.自動車重量譲与税		自動車重量譲与税追加
③自動車取得税	57,000	13,950	70,950			
(1)自動車取得税	57,000	13,950	70,950			

1.自動車取得税交付金	57,000	13,950	70,950	1.自動車取得税交付金	13,950	自動車取得税交付金追加
②交通安全対策特別交付金	9,000	2,611	11,611			
(1)交通安全対策特別交付金	9,000	2,611	11,611			
1交通安全対策特別交付金	9,000	2,611	11,011	1交通安全対策特別交付金	2,611	交通安全対策特別交付金追加
⑦分担金及負担金	54,119	17,783	231,956			
(1)分担金	7,858	1,502	9,360			
1.農林水産業費分担	7,035	1,502	8,537	1.農業費分担	1,502	水路整備事業分担金追加 1,102,000 溜池整備事業分担金追加 400,000
(2)負担金	46,261	176,335	222,596			
1.民生費負担金	39,893	1,791	41,684	1.児童福祉費負担金	1,782	保育園措置費負担金追加
				4.日本学校安全会負担金	9	保育園負担金追加
2.農林水産業費負担	5,026	△ 37	4,989	1.林業費負担金	△ 37	林道整備事業負担金更正減 △ 1,000,000 林業振興事業負担金追加 968,000
4.土木費負担金		174,250	174,250	1.都市計画費負担金	174,250	公共下水道整備事業負担金

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		明 説
				区 分	金 額	
5.災害復旧費 負 担 金	千円 331	千円 331	千円 331	1.災害復旧費 負 担 金	千円 331	林道災害復旧事業負担金 181,000 山地崩壊防止事業負担金 150,000
⑥使用料及手数料	52,541	10,562	63,103			
(1)使 用 料	42,619	10,562	53,181			
2.民生使用料	4,479	1,2319	16,798	1.児童福祉 使 用 料	12,319	保育園私的契約児保育料追加
5.教育使用料	9,536	△ 1,757	7,779	1.幼稚園使用料	△1,757	更正減
⑨国庫支出金	1,621,634	84488	1,706,122			
(1)国庫負担金	570,748	25,113	595,861			
1.民生費国庫 負 担 金	561,316	25,113	586,429	1.児童福祉費 負 担 金	25,113	保育園措置費負担金追加
(2)国庫補助金	1,036,865	59,375	1,096,240			
2.民生費国庫 補 助 金	6750	△ 6,700	50	2.児童福祉 補 助 金	△6,700	(仮)緑ヶ丘保育園建設事業補 助金更正減
4.土 庫 補 助 金	526,416	26,200	552,616	1.都市計画費 補 助 金	26,200	肥子池公園新設事業補助金追加 2,540,000 黒鳥山公園整備事業補助金更正 減 △4,200,000 公共下水道光明池甲斐田川幹線 補助金 12,500,000円× $\frac{4}{10}$ = 5,000,000

6.教 国 庫 費 補 助 金	457,475	89,875	497,350	1.小 学 校 補 助 費 金	19,832	和氣小学校 屋内運動場建設事 業補助金 18,471,000 北池田小学校屋内運動場増改築 事業補助金更正減 △ 2,575,000 横山小学校増改築事業補助金 追加 1,184,000 信太小学校屋内運動場増改築事 業補助金 6,236,000 鶴山台南小学校用地買収事業補 助金 1,516,000		
						2.中 学 校 補 助 費 金	16,780	郷荘中学校新設事業補助金追加 16,580,000 郷荘中学校特殊学級新設補助金 150,000
						3.幼 稚 園 補 助 費 金	3,313	南池田幼稚園新設事業補助金 追加 196,100 公立、私立幼稚園就園奨励補助 金追加 1,852,000
⑩府 支 出 金	788,760	107,768	896,528					
(1)府 負 担 金	42,004	3,139	45,143	2.児 童 福 祉 費 金	3,139	保育園措置費負担金追加		
						1.民 生 費 府 負 担 金	42,004	45,143
(2)府 補 助 金	716,380	104,474	820,804	1.社 会 福 祉 費 補 助 金	2,473	心身障害児家庭奉仕員派遣事業 補助金 48,700円×6月× $\frac{2}{3}$ = 194,800 老人クラブ補助金追加 71,200		
						2.民 生 費 府 補 助 金	188,710	48,528

科	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区	金額	
							同和地区社会活動運営費補助金 $(108,000円 + 600,000円) \times \frac{8}{10} = 566,400$ 老人憩の家建設事業補助金追加 1,000,000
						45,261	保育園特別体育実施設補助金追加 1,240,000 ひまわり保育園屋外遊戯場拡張 事業補助金追加 1,015,400 (仮)緑ヶ丘保育園建設事業補助 金追加 6,841,000 乳児保育特別対策補助金追加 700,000 嘱託医手当加算補助金 $36,000円 \times 16ヶ所 \times \frac{1}{2} =$ 288,000 (仮)旭保育園建設事業補助金 追加 2,038,000
							学童服支給費補助金 $172,000円 \times \frac{1}{2} = 86,000$
							老人医療事務費追加

4.農林水産業費 府補助金	44,180	15,243	59,428	1.農業法務費補助金	264	構造政策推進農家対策費補助金 197,000 農地移動道正幹線事業補助金 67,000
				2.農業補助費金	9,815	溜池整備事業補助金追加 1,200,000 水路整備事業補助金追加 2,015,000
				3.農業振興費補助金	482	農業振興地域整備促進費補助金 329,000 米生産調整対策指導促進費補助金 188,000
				4.林業補助費金	10,702	林道開設事業補助金 8,650,000 林業振興事業補助金追加 2,052,000
				2.都市計画費補助金	15,250	黒島山公園整備事業補助金 $8,000,000 \times \frac{1}{2} = 4,000,000$ 肥子池公園整備事業補助金 $24,000,000 \times \frac{1}{3} = 8,000,000$ 榎山公園整備事業補助金 $2,000,000 \text{ 円} \times \frac{2}{2} = 1,000,000$ 公共下水道事業光明池甲斐田川 源補助金 $12,500,000 \text{ 円} \times \frac{1}{10} = 1,250,000$ 府中西部地区再開発調査補助金 1,000,000
6.土木費府補助金	400,858	15,250	416,108			

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 説
				区 分	金 額	
7.教育費府補助金	74655	981	75636	1.小学校補助費金	50	同和教育研究指定校補助金追加 ¹
				8.社会教育補助費金	△ 36	社会学級運営費補助金追加 120000 学童交通安全補助金更正減 △156000
				5.幼稚園補助費金	967	公立幼稚園就園奨励補助金 $1,757,800円 \times \frac{1}{6} = 292,967$ 私立幼稚園就園奨励補助金 $4,050,000円 \times \frac{1}{6} = 675,000$
9.消防費府補助金	650	3,050	3,700	1.消防補助費	3,050	ポンプ自動車購入補助金 650000 防火水槽設置補助金 2,400000
11.災害復旧費府補助金	2,676	1,427	4,103	1.災害復旧費府補助金	1,427	農林施設災害復旧事業補助金追加
12.市町村振興補助金		20,000	20,000	1.市町村振興補助金	20,000	振興補助金
(3)府委託金	29,866	150	30,016			
4.土府委託金		150	150	1.開発費委託金	150	位置指定道路等調整委託金

①財產收入	158,194	89,510	247,704			
(1)財產運用收入	644	21,560	22,204			
1.財產貸付收入	121	21,560	21,681	1.土地建物貸付收入	21,560	基地貸付收入追加
(2)財產売却收入	157,550	67,950	225,500			
2.不動產売却收入	157,500	63,950	221,45	1.土地建物売却收入	63,950	土地売却收入追加
3.証券売却收入		4,000	4,000	1.証券売却收入	4,000	有価証券売却收入
②寄附金	75,762	145,187	220,949			
(1)寄附金	75,762	145,187	220,949			
1.一般寄附金	75,762	145,187	220,949	1.一般寄附金	145,187	一般寄附金追加
③繰入金	400	70,000	70,400			
(1)基金繰入金	400	70,000	70,400			
2.財政調整基金繰入金		70,000	70,000	1.財政調整基金繰入金	70,000	財政調整基金繰入金
④諸収入	555,297	171,066	726,363			
(2)市預金利子	1,310	2,000	15,100			
1.市預金利子	1,310	2,000	15,100	1.預金利子	2,000	歳計現金預金利子追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(3)貸付金元利収入	89,143	5,000	94,143			
4.学校給食費運転 資金貸付金元金 収 入		5,000	5,000	1.元 金 収 入	5,000	学校給食費運転資金貸付金元金 収入
(4)受託事業収入	30,000	41,306	71,306			
1.土木費受託事業 収 入	30,000	40,000	70,000	1.道路橋梁費受 託 収 入	40,000	市道整備受託事業収入
2.教育費受託事業 収 入		1,306	1,306	1.小中学校費受 託 収 入	806	小学校受託事業収入 57,400 中学校受託事業収入 23,200
				2.社会教育費受 託 収 入	500	隣保館活動同和教育受託収入
(5)雑 入	42,080.4	122,760	543,564.4			
1.雑 入	42,080.4	122,760	543,564.4	4.雑 入	122,760	老人医療扶助による社会保険附 加給付金 8,500,000 畜産振興事業収入 6,210,000 水防倉庫火災保険金 780,000 住宅公団等収入 112,270,000

⑤市	債	1,464,545	855,347	1,819,892				
(1)市	債	1,464,545	355,347	1,819,892				
1.総務	債	107,300	2,000	109,300	7.戸籍事務整備事業費	2,000	戸籍用事務機整備事業債	
2.民生	債	387,259	54,931	442,190	2.児童福祉債	54,931	ひまわり保育園屋外遊戯場拡張事業債追加 10,592,000 (仮)緑ヶ丘保育園建設事業債追加 20,000,000 (仮)旭保育園建設事業債追加 24,339,000	
4.農業	債	22,300	3,200	25,500	1.農業道路整備債	3,200	農免道路整備事業債追加	
6.土木		431,500	86,100	517,600	1.道路橋梁債	35,900	山直中線道路整備事業債 15,000,000 信太1号線道路整備事業債 11,200,000 市道整備事業債追加 9,700,000	
7.消防		51,700	4,200	55,900	2.都市計画事業債 1.消防施設整備事業債	50,200	肥子池公園整備事業債追加 4,200	
8.教育		372,540	204,916	577,456	1.小学校債	176,216	北池田小学校屋内運動場増設築 事業債追加 3,500,000	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		明 説
				区 分	額	
						横山小学校増改築事業債追加 4,300,000 和氣小学校屋内運動場建設事業 債 1,540,000 信太小学校屋内運動場建設事業 債 29,016,000 若部小学校用地取得事業債 124,000,000
				2.中学校 債	19,700	郷荘中学校屋内運動場建設事業 債
				3.幼稚園 債	9,000	南池田幼稚園建設事業追加
歳 入 合 計	8,060,595	1,337,074	9,397,669			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	府 地 方 債	其 他				
① 議会費	87,456	11,573	99,029			11,573				
(1) 議会費	87,456	11,573	99,029			11,573				
1. 議会費	87,457	11,573	99,029			11,573				
[1] 議会 運営費	63,094	7,340	70,434			7,340		3.職員手当	7,340	議員期末手当追加
[2] 事務局 費	24,362	4,233	28,595			4,233		2.給 料	1,901	給与改訂等による追加
								3.職員手当	2,177	"
								4.共済費	155	"
② 総務費	923,609	64,450	988,059		2,000	62,450				
(1) 総務 管理費	590,841	19,735	610,576			19,735				
1. 一 般 管理費	414,163	13,405	427,568			13,405				

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節	明 説
				特 定 財 源			一般財源		
				国 支 出 金	府 地 方 債	其 他			
[1] 給与費	338,627	11,203	347,830			11,203	2.給料	一般職給更正減 △ 6,200,000 嘱託員給追加 25,472,000	
							3.職員手当	一般職給諸手当更正減 △ 19,381,000 嘱託員諸手当追加 6,884,000	
							4.共済費	一般職共済費追加 1,414,000 嘱託員共済費追加 1,057,000	
							7.賃金	臨時事務員賃金 1,957	
[4]人事管理費	2,660	388	3,048			388	9.旅費	府外旅費追加 106	
							11.需用費	修繕料 193,000 会計機修理代追加	
							14.使用料 及賃借料	会計機借上料追加 89	

[5] 職員福利 厚生費	8,028	1,635	9,661	1,635	16. 工事 請負費	1,285	職員厚生施設設置工事 追加
[6] 職員 研修費	1,284	179	1,463	179	18. 備品 購入費	350	職員事務服購入費 追加
5. 財産管理費	14,480	1,200	15,680	1,200	9. 旅 費	179	研修旅費追加
[1] 財産管理費	14,080	1,200	15,280	1,200	16. 工事 請負費	1,200	普通財産(建物)取除工事 費追加
6. 企画 費	5,884	510	5,894	510			
[2] 事務管理費	1,180	510	1,640	510	11. 需用 費	510	○ 消耗品費 510,000 官庁速報 240,000 行財政調査会資料 270,000
8. 交通安全 対策費	3,150	120	3,270	120			
[1] 交通安全 対策費	6,150	120	8,270	120	19. 負担金補 助及交付金	120	バス運営委員会負担
11. 交通安全 施設費	13,308	1,300	14,608	1,300			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節	説 明		
				特 定 財 源			一般財源			区 分	金 額
				国 支 出 金	府 地 方 債	其 他					
[1] 交通安全 施設費	13,308	1,300	14,608			1,300	15. 工事 請負費	1,300	道路反射鏡設置工事費追加		
12. 公害対策費	20,161	12	20,173			12					
[1] 公害対策費	20,161	12	20,173			12	8. 報償費	12	有線放送借上謝礼		
13. 諸 費	95,537	3,188	98,725			3,188					
[1] 防犯対策費	1,600	100	1,700			100	19. 負担金補 助及交付金	100	防犯協議会記念大会補助金		
[4] 償 還 費	4,000	3,088	7,088			3,088	23. 償還金利 子及割引率	3,088	市税過誤納還付金追加 2,278,000 過年度国及府補助金精算に よる返還金 810,000		
(2) 徴 税 費	154,912	34,179	189,091			34,179					
1. 税務総務費	105,455	27,170	132,625			27,170					

[1] 固定資産評価審査委員会費	400	50	450				50	11.需用費	50	印刷製本費 50,000 審査関係資料印刷費追加
[2] 給与費	105,055	27,120	182,175				27,120	2.給料	12,643	給与改訂等による追加
								3.職員手当	12,760	"
								4.共済費	1,717	"
2. 賦課費	19,817	1,518	21,335				1,518			
[2] 固定資産税賦課費	8,042	1,518	9,560				1,518	13.委託料	1,518	固定資産税賦課 計算事務等委託料追加
3. 徴収費	29,040	5,491	35,131				5,491			
[1] 徴収費	29,640	5,491	35,131				5,491	8.報償費	4,788	市税納期前納付報償金追加
								13.委託料	658	納税組合、納税者一覽表作 成委託料
								14.使用料及賃借料	52	会場借上料追加
(3) 戸籍住民基本台帳費	62,250	11,548	73,798			2,000	9,548			
1. 戸籍住民基本台帳費	61,472	11,548	73,020			2,000	9,548			
[1] 給与費	57,240	6,467	63,707				6,467	2.給料	2,148	給与改訂等による追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	節 金 額	明 明
				特 定 財 源		一般財源			
				国 府 支 出 金	地 方 債				
							3.職員手当	4,264	給与改訂等による追加
							4.共済費	55	"
[2] 戸籍住民 基本台帳費	3,858	4,681	8,539	2,000		2,681	11.需用費	211	○消耗品費 11,000 原除籍再製用消耗器材費追 加 ○印刷製本費 200,000 見出簿印刷代
[8] 事務管理費	374	400	774			400	13.委託料	2,282	原除籍再製委託料
(4) 選挙費	28,531	△790	22,741			△790	18.備品 購入費	2,188	原除籍再製による備品購入 費追加
1. 選挙管理委 員会費	28,531	△790	22,741			△790	1.報 酬	400	非常勤嘱託員報酬
[1] 給与 費	18,465	△790	12,675			△790	2.給 料	△545	更 正 減
							3.職員手当	△141	"

(5) 統計調査費	4,918	292	5,210							292				
1. 統計総務費	4,918	292	5,210							292				
[] 給 与 費	2,241	292	2,533							292	2. 給 料	181	給与改訂等による追加	
											3. 職員手当	96	"	
											4. 共 済 費	15	"	
(6) 監査委員費	8,480	△514	7,966							△514				
1. 監査委員費	8,480	△514	7,966							△514				
[] 給 与 費	7,274	△514	6,760							△514	2. 給 料	△167	更 正 減	
											3. 職員手当	△261	"	
											4. 共 済 費	△86	"	
③ 民 生 費	1,805,676	253,594	2,059,270	70,075	54,981	17,790				110,998				
(1) 社会福祉費	838,456	80,959	869,415	8,176		9,500				24,288				
1. 社会福祉 総務費	81,521	24,548	106,069	195						24,358				
[] 給 与 費	64,255	24,237	88,492							24,237	2. 給 料	10,962	給与改訂等による追加	
											3. 職員手当	11,991	"	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源					
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
[2] 社会専務 総務費	6,405	311	6,716	195			116	4. 共済費	1,284	給与改訂等による追加
5. 老人福祉費	441,951	3,001	444,952	2,278			723	1. 報酬	293	心身障害児家庭奉仕員報酬
[1] 老人福祉費	38,319	1,069	39,388	1,278			△209	9. 旅費	18	府内旅費
[2] 老人憩の家 建設事業費	16,490	1,932	18,422	1,000			932	19. 負担金 補助及 交付金	1,089	老人クラブ補助金追加
6. 老人医療 助成費	157,519	90	157,609	703		3,500	△4,113	15. 工事 請負費	1,982	工事費追加
[1] 老人医療 助成費	157,519	90	157,609	703		3,500	△4,113	18. 備品 購入費	90	医療台帳保管庫購入費
7. 国民年金費	126,619	200	126,819				200	11. 需用費	200	印刷製本費200,000 「保険年金のあゆみ」 印刷費
[1] 国民年金 事務費	7,819	200	8,019				200			

8. 共同浴場費	5,750	8,120	8,870				3,120				
[1] 共同浴場 運営費	5,750	8,120	8,870				3,120	4. 需用費	960	。修繕料 960,000 共同浴場修理費	
(2) 児童福祉費	502,548	218,380	720,908	68,813	54,931	14,110	82,506	13. 委託料	2,160	浴場管理運営委託料追加	
1. 児童福祉 総務費	3,065	49	3,114				49				
[1] 児童福祉 総務費	3,065	49	3,114				49	1. 報酬	43	家庭児童相談員報酬追加	
3. 保育所費	415,023	217,542	632,565	66,813	54,931	14,110	31,688	4. 共済費	6	家庭児童相談員共済費追加	
[1] 給与費	258,937	95,173	349,110	22,511			72,662	1. 報酬	25,584	保母補助員報酬	
								2. 給料	82,111	給与改訂等による追加	
								3. 職員手当	33,104	"	
								4. 共済費	4,394	"	
[2] 保育所 管理費	72,431	13,617	86,048	7,989		14,110	△8,462	8. 報償費	512	園医報償費追加 内科 240,000 歯科 272,000	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	明 説
				特 定 財 源	一般財源	国 府 支 出 金	地方債		
								11. 需用費	○ 消耗品費 1,219,000 保育材料費追加 ○ 食糧費 8,965,000 給食費追加 ○ 医薬材料費 49,000 インフルエンザ薬品代 加
								13. 委託料	結核検診等委託料追加
								14. 使用料及 賃借料	下水道使用料
								17. 公有財産 購入費	鶴山台保育園建物購入費
								18. 備品 購入費	園用備品購入費追加
								19. 負担金補 助及交付金	児童育成保育事業等補助金 追加
								18. 委託料	設計委託料追加
[3] (仮称) 緑ヶ丘保育園 建設事業費	55,519	33,630	89,149	141	20,000			15. 工 事 請 賃 費	園舎建設工事費追加

[4]ひまわり保育園屋外遊戯場建設事業費	24,886	20,742	45,578	10,154	10,592	△4	17.公有財産購入費	20,742	用地購入費追加
[5]維持補修費	8,300	3,660	11,960			3,660	15.工事請負費	3,660	各保育園改修工事費 400,000 北松尾保育園排水路 整備工事費 500,000 幸保育園調理室改修工事費 2,760,000
[6] (仮称) 旭保育園建設事業費		50,720	50,720	26,088	24,839	343	18.委託料	985	設計委託料
							15.工事請負費	37,866	園舎建設工事費
4. 母子寮費	5,681	769	6,400			769	17.公有財産購入費	12,419	用地購入費
[1] 給与費	4,775	769	5,544			769	2.給料	894	給与改訂等による追加
							3.職員手当	349	給与改訂等による追加
							4.共済費	26	〃
(3) 生活保護費	464,258	3,486	467,744	86		3,400			
1. 生活保護総務費	29,518	3,486	33,004	86		3,400			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節	明 説		
				特 定 財 源	一 般 財 源					区 分	金 額
					国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
[1] 給 与 費	14,046	3,314	17,360			3,314	2.給 料	1,423	給与改訂等による追加		
[2] 生活保護 総 務 費	15,472	172	15,644	86			3.職員手当	1,095	"		
(4) 災害救助費	414	789	1,203			180	4.共 済 費	196	"		
1. 災害救助費	328	789	1,117			180	20.扶 助 費	172	学童服支給費		
[1] 災害救助費	328	780	1,117			180	11.需 用 費	715	○ 消耗品費 715,000 災害対策用カマス 300,000 " 杭 350,000 " シート等 115,000		
④ 衛 生 費	541,861	47,954	589,805			47,954	18.備 品 購 入 費	74	災害対策用備品購入費		
(1) 保健衛生費	224,851	28,246	252,597			28,246					
1. 保健衛生 総 務 費	100,925	26,914	127,839			26,914					

[1] 給 与 費	34,507	8,122	42,629	8,122	2. 給 料	8,715	給与改訂等による追加
					3. 職員手当	4,185	"
					4. 共 済 費	222	"
[3] 保健衛生 総 務 費	59,589	18,792	78,381	18,792	11. 需用費	33	○ 燃料費 15,000 父鬼診療所用プロパンガス代 ○ 光熱水費 18,000 父鬼診療所 電気使用料 12,000 水道使用料 6,000
					15. 工 事 請 負 費	1,000	父鬼診療所改修工事費
					18. 備 品 購 入 費	150	父鬼診療所用備品購入費
					19. 負担金補助及交付金	17,609	病院事業補助金追加 18,709,000 幸診療所補助金 3,900,000
2. 予 防 費	16,106	1,332	17,438	1,332			
[2] 成人病 予 防 費	1,240	25	1,265	25	11. 需用費	25	○ 印刷製本費 25,000 諸用紙印刷費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	明 説
				特 定 財 源			一般財源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
(3)各種予防 接 種 費	12,801	1,307	14,108				1,307	11.需用費	1,164	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷製本費 108,000 諸用紙印刷費追加 ○修繕料 56,000 自動車修理代 ○医薬材料費 1,000,000 各種予防接種ワクチン代追加
(2) 清 掃 費	304,712	17,738	322,450				17,738	18.備品 購入費	143	薬品貯蔵用冷蔵庫購入費
1. 清 掃 総 務 費	169,426	13,325	182,751				13,325			
(1)給 与 費	45,028	13,325	58,348				13,325	2.給 料	4,749	給与改訂等による追加
								3.職 員 手 当	7,872	"
								4.共 済 費	704	"
2. 塵 芥 処 理 費	135,286	4,413	139,699				4,413			
(1) 塵 芥 処 理 費	75,488	4,413	79,901				4,413	11.需用費	60	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷製本費 60,000 諸用紙印刷代追加

									12. 役務費	100	自動車保険料追加 40,000 チラシ折込料 60,000
									13. 委託料	2,602	不燃物処理地整地委託料
									13. 備品 購入費	1,680	清掃ダンプ車購入費
									27. 公課費	12	自動車重量税
(3) 墓地 火葬場費	12,788	1,970	14,758				1,970				
1. 墓地 火葬場費	12,788	1,970	14,758				1,970				
(1) 霊園 管理費	2,877	1,170	4,047				1,170		11. 需用費	170	○ 修繕料 170,000 霊園設備器具修理費
(2) 墓地 管理費	667	800	1,467				800		15. 工事 請負費	1,000	霊園整備工事費
⑥ 労働費	46,491	2,330	48,821				2,330		19. 負担金補 助及交付金	800	墓地実態調査助成金
(1) 失業対策費	46,491	2,330	48,821				2,330				
1. 失業対策総務費	14,787	2,330	17,117				2,330				

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
				特定財源			一般財源			区分	金額
				国府支出金	地方債	その他					
(1) 給与費	14,787	2,380	17,117			2,380	2. 給料	442	給与改訂等による追加		
							3. 職員手当	1,896	"		
							4. 共済費	△8	更正減		
⑥ 農林 水産業費	184,578	42,582	177,110	15,243	8,200	7,675					
(1) 農業費	120,851	30,660	151,511	4,541	3,200	7,712					
1. 農業委員会費	10,282	1,118	11,400								
(1) 給与費	6,689	1,088	7,777			1,088	2. 給料	510	給与改訂等による追加		
							3. 職員手当	544	"		
							4. 共済費	34	"		
(2) 農業 委員会費	3,593	30	3,623			30	14. 使用料 及賃借料	30	自動車借上料追加		
2. 農業総務費	24,368	6,021	30,389			6,021					
(1) 給与費	28,988	6,021	30,009			6,021	2. 給料	2,366	給与改訂等による追加		

								3.職員手当	3,480	給与改訂等による追加
								4.共济費	185	"
3. 農業振興費	20,145	540	20,685	462	78					
[1] 農業振興費	17,150	540	17,690	462	78		9.旅費	80	市内旅費追加 41,000 旅外 " 89,000	
							11.需用費	360	○消耗品費 100,000 ○消耗器材費 ○食糧費 100,000 ○会議及来客諸費追加 ○印刷製本費 160,000 ○諸用紙印刷費追加	
							14.使用料 及賃借料	100	自動車借上料追加	
4. 畜産業費	1,472	6,280	7,702		20	6,210				
[2] 一般畜産費	122	6,230	6,352		20	6,210	11.需用費	20	○印刷製本費 20,000 諸用紙印刷費追加	
							19.負担金補 助及交付金	6,210	畜産振興事業補助金	
5. 農地費	64,584	16,469	81,053	9,815	7,952	1,502				

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
[2]水路事業費	3,067	2,147	5,214	600	1,102	445	9.旅 費	10	工事関係旅費追加	
							11.需用費	70	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 28,000 消耗器材費追加 ○ 食糧費 9,000 米客船 ○ 印刷製本費 20,000 青写真焼付代追加 ○ 修繕料 13,000 測量工具修理代追加 	
							15.工 事 請負費	2,042	水路工事費追加	
							18.備 品 購入費	11	設計測量器具購入費追加	
							19.負担金補助及交付金	14	土地改良事業団体連合会負担金追加	
							9.旅 費	10	府内旅費	
[3]溜池事業費	700	2,049	2,749	1,200	400	449	11.需用費	70	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 25,000 消耗器材費 ○ 食糧費 5,000 工事関係函 	

〔5〕 避免道路 事業費	18,380	8,272	26,652	3,200	5,072						○印刷製本費 30,000 写真焼付代 ○修繕料 10,000 測量器具修理代
									1,340	16	堤体改修工事費 設計測量器具購入費
									14		大阪府土地改良連合会 負担金
									113		府内旅費 17,000 府外旅費 96,000
									206		○消耗品費 50,000 消耗器材費 ○食糧費 106,000 工事関係諸費追加 ○印刷製本費 50,000 諸用紙印刷費
									3,600		測量及図面作成委託料 8,500,000 支障物件調査委託料 100,000
									30		会場借上料
											14.使用料 及賃借料

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一般財源	国 府 支 出 金	地 方 債			
								19.負担金補助及交付金	4,828	工事負担金
								9.旅 費	10	府内旅費追加
								11.需用費	138	○消耗品費 41,000 ○消耗器材費追加 ○食糧費 7,000 ○工事関係諸費追加 ○印刷製本費 60,000 ○写真焼付代追加 ○修繕料 30,000 ○測量器具修理費追加
								15.工 事 請 負 費	3,779	水路工事費追加
								18.備 品 購 入 費	40	測量器具購入費
								19.負担金補助及交付金	34	土地改良事業団体連合会負担金追加
6. 構造政策農家対策費		215	215	197			18			

〔1〕農家台帳 集計分析費	71	71	53	18	11.需用費	13	○印刷製本費 諸用紙印刷費	13,000
					18.委託料	58	農家台帳集計分析委託料	
〔2〕地区 検討会費	54	54	54	11	8.報償費		構造政策推進農家対策報償費	
					11.需用費	23	○消耗品費 啓蒙用パンフレット代	23,000
					14.使用料及 賃借料	20	会場借上料	
〔3〕経営近代化 推進事業費	90	90	90	30	8.報償費		講師等謝礼	
					11.需用費	10	○消耗品費 資料代	10,000
					14.使用料及 賃借料	50	バス借上料	
7.農地移動適正 化幹旋事業費	67	67	67		8.報償費	12	農地移動幹旋報償費	
〔1〕農地移動 適正化幹旋 事業費	67	67	67	55	11.需用費		○消耗品費 啓蒙用パンフレット代 ○印刷製本費 諸用紙印刷費	45,000 10,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	明 説
				特 定 財 源		一般財源	9.旅 費			
				国 府 支 出 金	地 方 債					
(2) 林業費	13,727	11,872	25,599	10,702		△ 37		1,207		
2. 林業事業費	13,807	11,872	25,479	10,702		△ 37	1,207			
[1] 林業事業費	5,618	8,500	14,118	8,650		△ 1,000	850	40	工事関係旅費追加	
								124	11.需用費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 55,000 ○ 消耗器材費追加 ○ 食糧費 47,000 ○ 工事関係旅費追加 ○ 印刷製本費 22,000 ○ 青写真焼付代
								250	13.委託料	測量委託料
								8,121	15.工事請負費	林道整備工事費追加
								△ 35	18.備品購入費	更正減
[2] 林業振興費	7,980	3,872	11,361	2,052		908	357	32	9.旅 費	工事関係旅費追加
								140	11.需用費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 50,000 ○ 消耗器材費追加 ○ 食糧費 60,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節	明 示	
				特 定 財 源	一 般 財 源					区 分
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
[1] 中小企業経営指導育成費	6,973	858	7,831				858	19. 負担金補助及交付金	858	商業施設設置事業補助金
4. 金融対策費	35,727	169	35,896				169			
[1] 金融対策費	35,727	169	35,896				169	19. 負担金補助及交付金	169	魚介類販売中小企業安定資金保証料一部負担金
⑥ 土木費	1,723,990	388,796	2,107,786	41,600	86,100	214,250	41,846			
(1) 土木管理費	115,360	△5,757	109,603				△5,757			
1. 土木総務費	115,360	△5,757	109,603				△5,757			
[1] 給 与 費	107,588	△5,907	101,681				△5,907	2. 給料	△3,383	更 正 減
								3. 職員手当	299	給与改訂等による追加
								4. 共済費	△2,823	更 正 減
[3] 建築総務費	795	150	945				150	11. 需用費	8	○ 消耗品費 8,000 消耗品費追加
								18. 備品購入費	142	大工道具等購入費

(2) 道路橋梁費	445,555	60,548	506,103		35,900	40,000	△15,352					
1. 道路橋梁 総務費	21,254	△52	21,202				△52					
[1] 給与費	21,254	△52	21,202				△52	2.給料	1,383	給与改訂等による追加		
								3.職員手当	△1,534	更正減		
								4.共済費	119	給与改訂等による追加		
2. 道路維持費	123,481	60,600	184,081		35,900	40,000	△15,800					
[1] 道路維持 補修費	93,481	60,600	154,081		35,900	40,000	△15,300	15.工事 請負費	58,000	市道整備工事費追加		
								17.公有財産 購入費	2,600	道路用地購入費追加		
(4) 都市計画費	375,514	307,046	682,560	41,800	50,200	174,250	40,996					
1. 都市計画 総務費	56,005	18,783	74,788				18,788					
[1] 給与費	51,331	9,712	61,043				9,712	2.給料	3,047	給与改訂等による追加		
								3.職員手当	6,103	"		
								4.共済費	562	"		
[3] 都市計画 総務費	4,554	9,071	13,625				9,071	9.旅費	76	府内旅費 26,000 府外旅費 50,000		

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
							11.需用費	45	○消耗品費 45,000 ○消耗品費追加	
							13.委託料	7,000	公共下水道基本計画策定委託料追加	
							17.公有財産購入費	480	街路用地購入費	
							23.補償補填及賠償金	1,470	街路用地購入に伴う補償費	
2. 公園費	48,923	101,734	150,657	33,200	50,200	18,334				
[1]公園管理費	258	1,334	1,592			1,334	11.需用費	1,334	○光熱水費 64,000 光熱水費追加 ○修繕料 1,270,000 光明池展望台修理費 270,000 国分岐展望台修理費 1,000,000	
[4]肥子池公園整備費	30,000	100,400	180,400	33,200	50,200	17,000	17.公有財産購入費	100,400	公園用地購入費追加	
3. 街路事業費	227,335	500	227,835			500				

[3] 泉大津阪本 線街路整備 事業費	500	500	500						500	13.委託料	500	縦横断、平面測量 一筆丈量測量委託料
4. 浸水対策費	500	13,094	500						500			
[2] 聖ヶ丘水路 整備費	500	500	500						500	15.工 事 請 負 費	500	聖ヶ丘水路改修工事費
6. 開 発 費	2,909	6,821	9,730	1,150					1,759			
[1] 開発総務費	150	233	888	150						13.委託料	150	位置指定道路等調査委託料
[2] 開発事業費	2,759	6,588	9,347	1,000					1,759	8.報 償 費	90	講師謝礼追加
										11.需 用 費	169	○印刷製本費 112,000 諸用紙印刷費追加 ○消耗品費 37,000 消耗品費追加 ○食糧費 20,000 食糧費追加
7. 公共下水道 整備事業費	180,500		180,500	6,250						18.委 託 料	2,500	府中駅前再開発測量調査 委託料追加
[1] 甲斐田川 公共下水道 整備事業費	180,500		180,500	6,250						2.給 料	1,414	一般職 1名
									174,250			
									174,250			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	国 府 支 出 金	地 方 債			
								8.職手当	442	扶養手当 31,200 調整 " 184,000 通勤 " 43,900 管理職 " 92,400 期末勤勉 " 120,000 住居 " 19,800
								4.共 済 費	57	健康保険組合等負担金
								11.需 用 費	720	○ 消耗品費 150,000 事務用消耗器材費 ○ 燃料費 30,000 自動車燃料 10,000 ○ 食糧費 ○ 会議費 ○ 印刷製本費 480,000 陽面焼付費等 ○ 修繕費 50,000 器具修理費
								13.委 託 料	176,200	甲斐田川幹線築造工事 委託料
								14.使 用 料 及 賃 借 料	10	道路通行料
								18.備 品 購 入 費	1,857	測量、設計器具購入費

8. 観光事業費	2,120	2,120	1,000	1,120	9. 旅費	10	府内旅費
(1) 植尾山公園整備事業費	2,120	2,120	1,000	1,120	11. 需用費	10	○ 消耗品費 5,000 事務用消耗品費 ○ 印刷製本費 5,000 電子コピー・陽画焼付代
(6) 住宅費	767,073	789,032		21,959	15. 工事請負費	2,100	公園駐車場整備工事費
1. 住宅管理費	12,011	15,787		3,776			
(1) 住宅管理費	12,011	15,787		3,776	15. 工事請負費	3,776	住宅整備工事費追加
2. 住宅建設費	755,062	773,245		18,183			
(2) (仮称) 和泉第2団地建設費	444,509	462,692		18,183	1. 報酬	1,580	嘱託員報酬
					2. 給料	8,521	給与改訂等による追加
					3. 職員手当	6,642	"
					4. 共済費	1,490	給与改訂等による追加 1,421,000 嘱託員共済費 89,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 細
				特 定 財 源						
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源			
⑨ 消 防 費	287,008	39,871	276,879	千円 3,050	千円 4,200	千円 600	千円 32,021		円	
(1) 消 防 費	287,008	39,871	276,879	3,050	4,200	600	32,021			
1. 常備消防費	144,616	28,054	172,670				28,054			
(1) 給 与 費	134,170	27,577	161,747				27,577	2. 給 料	給与改訂等による追加	
								3. 職 員 手 当	"	
								4. 共 済 費	"	
(2) 本 部 及 署 費	10,446	477	10,933			477	477	18. 委 託 料	電話、変電設備委託料	
								19. 負 担 金 補 助 交 付 金	全国消防長会負担金追加 2,000 消防費しゅつ金追加 6000 自動車(大型)免許取得負担金 208,000	
2. 非 常 備 消 防 費	15,016	357	15,373				357			
(1) 消 防 団 費	15,016	357	15,373				357	19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	消防団員福利厚生費追加	
3. 消 防 施 設 整 備 費	77,254	11,460	88,714	3,050	4,200	600	3,610			
(1) 常 備 消 防 施 設 費	56,294	3,000	59,294	2,400	600			15. 工 事 請 負 費	防火水槽新設工事費追加	

〔2〕非常備消費施設費	20,980	8,460	29,420	650	3,600	600	3,610	15.工事請負費	5,577	器具庫移転工事費 4,082,000 水防倉庫新設工事費 1,485,000
								18.備品購入費	2,888	ポンプ自動車購入費追加
⑩ 教育費	1,821,108	489,364	2,310,472	60,856	204,916	4,549	219,043			
(1) 教育総務費	199,535	15,431	214,966				15,431			
2. 事務局費	85,995	13,973	99,968				13,973			
〔1〕給与費	88,304	13,973	97,277				13,973	2.給料	12,821	給与改訂等による追加
								3.職員手当	△590	更正減
								4.共济費	1,742	給与改訂等による追加
3. 教育指導費	21,302	1,458	22,760				1,458			
〔1〕教育指導費	12,100	1,170	13,270				1,170	11.需用費	310	○消耗品費 310,000 消耗品費追加
								18.備品購入費	200	図書購入費
								19.負担金補助及交付金	660	言語障害学級補助金 60,000 新設校 P T A 補助金 600,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		明 説
				特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
[2] 研 修 費	9,202	288	9,490				288	10.負担金補助及交付金	288	教職員研修費追加
(2) 小 学 校 費	899,785	386,812	1,280,597	29,882	176,216	5,574	125,140			
1. 学 校 管 理 費	185,745	182,979	368,724	1,516	124,000	574	56,889			
[1] 給 与 費	105,369	27,866	133,229				27,866	2.給 与	14,092	給与改訂等による追加
								8.職員手当	11,727	"
								4.共 済 費	2,047	"
[2] 一 般 管 理 費	97,765	156	97,921			574	△ 418	13.委託料	96	校務員委託料追加
								14.使 用 料 及 賃 借 料	60	自動車借上料
[3] 維 持 補 修 費	42,617	154,957	197,574	1,516	124,000		29,441	13.委 託 料	1,647	学校警備委託料追加
								14.使 用 料 及 賃 借 料	6,186	鶴山台南小学校校舎借上料追加
								15.工 事 請 負 費	14,940	校舎等営繕工事費追加

									17.公有財產 購入費	132,485	130,619,000 鶴山台南小学校用地購入費 1,516,000	130,619,000 鶴山台南小学校用地購入費 1,516,000
2. 学校保健費	38,946	5,671	44,617				5,000	671	23.償還金利 子及割引 料	89	鶴山台南小学校用地購入費 償還利子	
[1] 保 健 費	17,878	175	18,053					175	18.備 品 購 入 費	100	光化学対策用備品購入費 追加	
[2] 給 食 費	21,068	5,496	26,564				5,000	496	19.負担金補 助及交付金	75	府学校保険会負担金追加	
3. 教育振興費	18,551	139	18,680					79	7.賃 金	496	臨時調理員賃金追加	
[1] 教材設備費	15,360	139	15,489						21.貸付金	5,000	学校給食用物資代金納入 資金貸付金.	
									11.需用費	49	○食糧費 29,000 食糧費追加 ○印刷製本費 20,000 印刷製本費追加	
									18.備 品 購 入 費	80	同和教育研究校用備品費	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 説
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
4. 学校建設費	650,543	148,038	798,576	28,816	52,216	67,501				
[2]北池田小学校 校屋内運動場 増設事業費	41,188	7,175	48,363	△2,575	3,500	6,250	13.委託料	175	設計委託料追加	
[3]横山小学校 増設事業費	88,818	2,050	90,868	1,184	4,800	△3,484	15.工 請 頁 費	7,000	屋内運動場増設築工事費 追加	
[6]鶴山台南小 学校増設事業 業費	81,666	1,674	33,340			1,674	9.旅 費	20	府内旅費	
							11.需用費	40	○消耗品費 10,000 ○消耗器材費 10,000 ○印刷製本費 ○写真焼付代 ○食糧費 20,000 ○上模式等随	
							13.委託料	1,464	設計委託料追加	
							15.工 事 請 頁 費	150	ボーリング工事費	
[7]和氣小学校 新設事業費	224,502	48,405	272,907	23,471	15,400	9,584	11.需用費	210	○消耗品費 185,000 ○消耗品費追加	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
01 信太小学校 屋内運動場新 設事業費		51,460	51,460	6,236	29,016		16,208	9.旅 費	府内旅費	
								11.需用費	○消耗品費 10,000 工事用消耗器材費 ○印刷製本費 10,000 青写真等焼付代 ○食糧費 20,000 上様式等賄	
								18.委託料	設計委託料	
								15.工 事 請 負 費	ポーリング工事費 150,000 屋内運動場建設工事費 50,000,000	
(3) 中学校費	360,555	92,146	452,701	26,730	19,700	232	45,484			
1. 学校管理費	84,117	23,459	107,576			232	23,227			
(1) 給 与 費	46,290	14,115	60,405				14,115	2.給 料	給与改訂等による追加	
								3.職員手当	"	
								4.共 済 費	"	

(2) 一般管理費	19,995	48	20,043			232	△184	13.委託料	48	嶺尾中学校校務員委託料追加
(3) 維持補修費	17,832	9,296	27,128				9,296	13.委託料	915	学校警備委託料追加
								14.使用料及賃借料	901	信太中学校校舍屋内運動場借上料追加
								15.工事請負費	7,480	校舍營繕工事費追加
2. 学校保健費	18,979	1,030	20,009				1,030			
(1) 保健費	7,075	30	7,105				30	19.負担金補助及交付金	30	学校保健会負担金追加
(2) 給食費	11,904	1,000	12,904				1,000	15.工事請負費	1,000	嶺尾中学校給食用釜炉改築工事費追加
3. 教育振興費	15,239	336	15,575	150			186			
(1) 教材設備費	10,825	336	11,161	150			186	11.需用費	16	○食糧費 16,000 特殊学級運動会備
								18.備品購入費	320	特殊学級備品購入費
4. 学校建設費	242,220	67,321	309,541	26,580	19,700		21,041			
(1) 信太中学校屋内運動場買収事業費	26,788	659	27,442				659	9.旅費	20	府内旅費

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特定財源			一般財源		
				国 支 出 金	地 方 債	其 他			
							11.需用費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 10,000 ○ 消耗器材費 ○ 印刷製本費 10,000 ○ 青写真等焼付代 ○ 食糧費 20,000 ○ 上様式等贈 	
							13.委託料	設計委託料追加	
							15.工 事 請 負 費	ボーリング工事費	
							17.公有財産 購入費	更正減	
[2] 郷荘中学校 新設工事費	215,437	66,275	281,712	26,580	19,700	19,995	11.需用費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 67,000 ○ 消耗品費追加 ○ 食糧費 33,000 ○ 落成式贈 	
							13.委託料	設計委託料追加	
							15.工 事 請 負 費	屋内運動場建設工事費	

(3) 和泉中学校 給食室建設事 業費	387	387	387			387	387	387	18.備 購入費	7,825	校用備品購入費追加
									9.旅 費	5	府内旅費
									11.需用費	30	○消耗品費 10,000 消耗器材費 ○印刷製本費 10,000 青写真焼付代 ○食糧費 10,000 上様式等贈
(4) 幼稚園費	97,709	38,496	136,205	9,030	4,280	26,978	△1,757	13.委託料	252	設計委託料	
								15.工 事 請 負 費	100	ポーリング工事費	
1. 幼稚園管理 費	67,489	25,076	93,145		2,319	25,114	△1,757				
11 給与費	46,113	20,213	66,328			20,213		2.給 料	10,556		給与改訂等による追加
(2) 一般管理費	18,172	3,217	21,389	2,319	2,655	2,655	△1,757	3.職 員 手 当	7,976		"
								4.共 済 費	1,681		"
								7.賃 金	367		臨時教職員賃金追加
								13.負 担 金 補 助 及 交 付 金	2,850		私立幼稚園就園補助金追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源						
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源			
[3] 維持補修費	3,184	2,246	5,430				2,246	13.委託料	866	整備委託料追加
3. 幼稚園建設費	29,315	12,820	42,135	1,961	9,000		1,859	15.工事請負費	1,380	各園舎管繕工事費追加
[2] 南池田幼稚園新設事業費	24,414	12,000	36,414	1,961	9,000		1,039	15.工事請負費	12,000	園舎新設工事費追加
[3] 幸幼稚園調理室増築事業費	1,055	820	1,875				820	15.工事請負費	820	調理室増築工事費追加
(5) 社会教育費	260,737	6,229	266,966	△ 86		500	5,765			
1. 社会教育総務費	15,311	2,265	17,576	△ 36			2,301			
[1] 給 与 費	8,460	2,414	10,874				2,414	2.給 料	698	給与改訂等による追加
								3.職員手当	1,635	"
								4.共 済 費	86	"

[2] 社会教育委员会費	1,262	54	1,316					54	4. 共濟費	54	健康保健組合負担金追加
[6] 運営事務費	1,888	△ 203	1,685	△ 36			△ 167	8. 報償金	更正減		
2. 青少年対策費	5,637	123	5,760				123				
[1] 協議会委員及び指導員費	1,403	75	1,478				75	14. 使用料及賃借料	自動車借上料追加	75	
[2] 子供会費	469	48	517				48	14. 使用料及賃借料	自動車借上料追加	20	
3. 青少年会館費	3,973	300	4,273				300	19. 負担金補助及交付金	府子ども会事故傷害負担金	28	
[1] 青少年会館費	3,973	300	4,273				300	15. 工事請負費	図書室等整備工事費追加	300	
4. 公民館費	814	522	1,336				522				
[1] 公民館費	814	522	1,336				522	15. 工事請負費	公民館整備工事費追加	450	
								18. 備品購入費	各種備品購入費追加	72	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源						
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源			
6. 青年の家費	1,538	400	1,938				400			
(1) 青年の家費	1,538	400	1,938				400	15. 工事請負費	整備工事費追加	
8. 同和教育費	6,933	1,161	8,094			500	661			
(2) 同和教育費	6,933	1,161	8,094			500	661	8. 報償費	報償費追加	
								14. 使用料及賃借料	自動車借上料追加	
								18. 備品購入費	備品購入費追加	
9. 文化財保護費	222,419	1,458	223,877				1,458			
(1) 文化財保護費	1,319	458	1,777				458	11. 需用費	○印刷製本費 100,000 印刷製本費追加	
								19. 負担金補助及交付金	文化財保護補助金追加	

(2) 池上遺跡取得費	221,100	1,000	222,100					1,000	22補償補填 及賠償金	1,000	池上遺跡保存補償費
(6) 保健体育費	8,787	250	9,037				250				
1. 保健体育給 務費	2,878	250	3,128				250				
(2) 市民グラ ンド費	1,264	250	1,514				250	15.工 事 請 負 費	250	市民グラ ンド周辺 整地工事 費追加	
⑩ 災害復旧費	17,480	2,007	19,487				331				
(1) 農林水産施 設災害復旧費	4,162	2,007	6,169				331				
1. 農林水産施 設災害復旧費	4,162	2,007	6,169				331	9.旅 費	249	府内旅費	
								11.需 用 費	38	○消耗品費 12,000 工事用消耗品費追加 ○食糧費 10,000 工事関係 ○印刷製本費 11,000 写真及普写真焼付代追加	
歳出合計	8,060,595	1,337,074	9,397,669	192,251	355,347	245,195	544,261	15.工 事 請 負 費	1,965	災害復旧工事費追加	

継続費についての前前年度未までの支出額、前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画				前前年度 未までの 支出額	前年度 未までの 支出額	当該年度 未までの 支出額	翌年度 以降支出 予定額	継続費 の総額 に対する 進捗 率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳							
					特 定 財 源	一 般 財 源						
			国庫支出金	府支出金	地方債							
8 土木費	5 住宅費	(仮称) 和泉第一 団地 改良住宅 建設事業	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	％		
		昭和 47 年度	252,744	1,000	131,000	823	175,787	209,780	385,567	39.8		
		昭和 48 年度	59,938	147,286	29,900	67		237,141	237,141	24.4		
		昭和 49 年度		264,026	81,900	693			346,619	35.8		
		計	312,682	412,262	242,800	1,583	175,787	446,921	622,708	100.0		
			969,327						346,619			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額又は当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国・府支出金	地方債	その他	
鶴山台南小学校 校舎及び屋内運 動場建設事業	千円 126,440		千円 126,440	昭和48年度 ～ 昭和58年度	千円 126,440	千円 50,951	千円 28,800	千円	千円 51,689
鶴山台北小学校 屋内運動場建設 事業	53,459			昭和48年度 ～ 昭和58年度	53,459	15,059	11,100		27,300
信太中学校 校舎増築事 業	77,672			昭和48年度 ～ 昭和58年度	77,672	37,484	14,700		25,488
(仮称)第二国 府保育園建設事 業	81,600			昭和48年度 ～ 昭和49年度	81,600	19,265	30,000		32,335
魚介類販売中小 企業安定資金利 子補給金	894			昭和48年度 ～ 昭和51年度	894				894

給 与 費 明 細 書

款	項	職 員 数		給 与 費					共 済 費	合 計
		特 別 職 人	一 般 職 人	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
1. 議 会 費				円	円	円	円	円		円
	1. 議 会 費				1,901	2,177	4,078	155	4,233	
2. 總 務 費					1,901	2,177	4,078	155	4,233	
	1. 總 務 管 理 費		△ 23		8,060	△ 2,663	5,397	8,011	8,408	
	2. 徵 稅 費		△ 24		△ 6,200	△ 19,381	△ 25,581	1,414	△ 24,167	
	3. 戶 籍 民 生 基 本 補 助 費		3		12,843	12,760	25,403	1,717	27,120	
3. 民 生 費	4. 選 挙 費		△ 2		2,148	4,264	6,412	55	6,467	
	5. 統 計 調 査 費				△ 545	△ 141	△ 686	△ 104	△ 790	
	6. 監 査 委 員 費				181	96	277	15	292	
					△ 167	△ 261	△ 428	△ 86	△ 514	
4. 衛 生 費			13		44,890	47,139	92,029	5,900	97,929	
	1. 社 会 福 祉 費		8		10,962	11,991	22,953	1,264	24,217	
	2. 兒 童 福 祉 費		9		32,505	33,453	65,958	4,420	70,378	
5. 勞 働 費	3. 生 活 保 護 費		1		1,423	1,695	3,118	196	3,314	
			2		8,464	12,057	20,521	926	21,447	
5. 勞 働 費	1. 保 健 衛 生 費		1		3,715	4,185	7,900	222	8,122	
	2. 清 掃 費		1		4,749	7,372	12,121	704	12,825	
5. 勞 働 費			△ 1		442	1,696	2,138	8	2,146	
	1. 失 業 對 策 費		△ 1		442	1,696	2,138	8	2,146	

6. 農林水産業費			2		2,866	4,024	6,890	219	7,109
1. 農業費			2		2,866	4,024	6,890	219	7,109
7. 商工費			8		△ 924	△ 243	△ 1,167	△ 257	△ 1,424
1. 商工費			8		△ 924	△ 243	△ 1,167	△ 257	△ 1,424
8. 土木費			△ 6		10,962	11,952	22,914	△ 604	22,250
1. 土木管理費			△ 13		△ 3,383	299	△ 3,084	△ 2,823	5,907
2. 道路橋梁費					1,363	△ 1,534	△ 171	119	△ 52
4. 都市計画費			1		4,461	6,545	11,006	619	11,625
5. 住宅費			6		8,521	6,642	15,163	1,421	16,584
9. 消防費			1		13,034	12,811	25,845	1,732	27,577
1. 消防費			1		13,034	12,811	25,845	1,732	27,577
10. 教育費			29		45,233	26,602	71,835	6,746	78,581
1. 教育総務費			7		12,821	△ 590	12,231	1,742	13,973
2. 小学校費			7		14,092	11,727	25,819	2,047	27,866
3. 中学校費			6		7,071	5,854	12,925	1,190	14,115
4. 幼稚園費			9		10,556	7,976	18,532	1,881	20,213
5. 社会教育費					693	1,635	2,328	80	2,414
補正予算額計			14		134,928	115,752	250,680	17,760	268,440
補正前の額			836		823,218	627,820	1,450,898	150,917	1,801,755
合計			850		958,142	743,372	1,701,518	168,677	1,870,195
職員手当の内訳									
調整手当				13,569千円	住居手当		824千円	管理職手当	
扶養手当				4,332千円	時間外勤務手当		1,374千円		2,009千円
期末勤勉手当				849,144千円	退職手当		8,730千円		

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位 千円)

区 分	前々年度 末現在高	前年度末現 在見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当 該 年 度 末 現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額						
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	
1. 普通債	千円 2,755,764	千円 4,099,388	千円 1,450,645	千円 355,347	千円 1,805,992	千円 189,763	千円 189,763	千円 5,715,617	
(1) 総 務	35,536	73,068	86,100	2,000	88,100	1,236	1,236	169,932	
(2) 土 木	433,108	519,965	202,400	86,100	288,500	78,912	78,912	729,553	
(3) 教 育	1,254,605	1,640,741	372,540	204,916	577,456	46,101	46,101	2,172,096	
(5) 民 生	282,091	323,453	387,259	54,931	442,190	25,403	25,403	740,240	
(8) 消 防	288,169	354,699	51,700	4,200	55,900	13,998	13,998	396,601	
(10) 農林水産	0	0	-22,300	3,200	25,500	0	0	25,500	
合 計	3,005,420	4,322,099	1,464,545	355,347	1,819,892	204,533	204,533	5,937,468	

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程いただきました議案第53号、昭和48年度一般会計補正予算について、その内容をご説明申し上げます。

まず、予算書の第1条でございますように、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出ともそれぞれ13億3千7百7万4千円を追加計上いたしまして、予算総額は93億9千7百66万9千円と相なりまして、補正の款項の区分及び金額につきましては、第1表の通りでございます。

第2条につきましては、継続費の補正でございます。これは昭和47年度の補正予算で定めさせていただきました改良住宅建設事業費でございます。仮称和泉第一団地120戸建設の継続費でございます。土木費に1億7千万円を追加し、9億6千9百32万7千円とするものでございます。各年度の年次割額は第2表の通りでございます。

第3条につきましては、債務負担行為の追加でございます。来年度以降において補助及び起債の対象となるものにつきましては、本年度において施行いたすべく措置いたした次第でございます。

内容といたしましては、鶴山台南小学校校舎2階建て千60平方メートル及び屋内運動場7百98平方メートルで、限度額1億2千6百44万円。鶴山台小学校屋内運動場7百98平方メートル、5千3百45万9千円。信太中学校校舎千52平方メートル、（仮称）第二国府保育園新設による園舎8百平方メートル並びに魚介類販売中小企業安定資金の利子について、年7分5厘の2分の1相当分を補給いたすべく、それぞれ措置いたした次第でございます。

次に第4条につきましては、地方債の補正でございます。事業費の追加等により起債を増額いたすもので、借入条件等につきましては、第4表の通りでございます。

以上が予算書の内容でございます。

それでは続きまして、事項別明細により個々の内容をご説明いたしたいと存じます。

今回の補正の内訳でございますが、建設事業費として9億2千4百90万7千円、物件費等その他の経費7千6百30万5千円及び人事院勧告による給与改定費等、人件費3億3千5百86万5千円でございます。この給与費につきましては、関係費目にそれぞれ所要額を計上いたしてございますが、個々の個所についての説明は省かせていただきたいと思います。

それでは15ページの事項別明細書の歳出から順次ご説明を申し上げます。

まず初めに、議会費につきましては、給与費のみで、千57万3千円を追加計上いたしてございます。

総務費でございますが、総務管理費につきましては、庁内一般管理経費の追加を初め、職員福利厚生施設の整備費百28万5千円。普通財産のうち、不用建物の取りこわし工事費百20万円。

交通安全施設工事費百30万円。市税等の還付金3百8万8千円等、合わせまして千9百7.3万5千円を追加計上いたしてございます。

徴税费につきましては、市税の賦課徴収事務経費及び納期前納付報償金等の追加として、3千4百17万9千円を計上いたしました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、原除籍再製のための諸経費等として、千百54万8千円を追加計上いたしました。

次の選挙費、統計調査費及び監査委員費につきましては、給与費のみでございます。

以上が総務費でございまして、追加総額6千4百45万円と相なる次第でございます。

次に民生費でございますが、社会福祉費につきましては、心身障害児家庭への奉仕員1名の派遣経費を初め、老人クラブ活動の補助金単価、現行2千円から3千円に増額されましたので、この追加百6万9千円。老人憩の家建設事業費の追加並びに事務経費等の追加。合わせまして、社会福祉費として3千95万9千円を追加計上いたしました。

児童福祉費につきましては、保育園の園児増加による所要経費千3百61万7千円を初め、(仮称)緑ヶ丘保育園、ひまわり保育園及び(仮称)旭保育園の建設事業費追加等、合わせまして2億千8百86万円を追加計上いたしてございます。

生活保護費につきましては、給与費のほか、本年度新規制度として、保護家庭の小学4年生の学童服購入に対する扶助費17万2千円を計上いたしました。

災害救助費につきましては、水防倉庫の消失に伴う維持部品の購入費として78万9千円を計上いたしましたものでございます。

以上が民生費でございまして、2億5千3百59万4千円の追加と相なる次第でございます。

それでは引き続きまして衛生費でございますが、保健衛生総務費につきましては、父鬼診療所の再開経費初め、市立病院及び近く業務開始予定の(仮称)幸診療所運営補助金並びに各種予防接種経費の追加、合わせまして2千8百24万6千円を計上いたしました。

清掃費につきましては、箕形町の不燃性じんかい処理機の設置費及びダンプ車の購入費等として、千7百73万8千円を追加計上いたしました。

墓地火葬場費につきましては、和泉霊園の整備工事費の追加等といたしまして、百97万円を計上いたしました次第でございます。

以上が衛生費でございまして、追加総額4千7百95万円4千円と相なる次第でございます。

労働費につきましては、給与費のみの追加でございまして、2百33万円を計上いたしてございます。

次に農林水産業費でございますが、農業費につきましては、農業振興地域整備関係費及び米生

産調整関係費等、農業振興費として54万円。畜産事業協同組合等に対する補助金6百21万円。これは大阪府畜産振興会から同額交付されるものでございます。農地費の水路事業費2百14万7千円及びため池事業費2百4万9千円の追加につきましては、補助認承額の増額等によるものでございまして、農免道路事業費につきましては、大阪府施行事業に対し、市の負担分8百27万2千円を追加するものでございます。

林業費につきましては、林道整備事業費の補助認承額により千百87万2千円を追加したものでございます。

以上が農林水産業費でございまして、追加額4千2百53万2千円と相なる次第でございます。

次に商工費でございまして、商工総務費につきましては、給与費の追加でございます。商工振興費につきましては、アーケード及び集会施設等、商業施設設置事業に対する補助金として85万8千円を計上いたしました。金融対策費につきましては、魚介類販売中小企業安定資金の借り入れに当たり、保証料の半額を肩代わりいたすべく、16万9千円を計上いたしました次第でございます。以上が商工費でございます。

次に土木費でございまして、土木管理費につきましては、給与費のほか、備品の購入費の追加でございます。

道路橋梁費につきましては、給与費のほか、市道整備費として6千54万8千円も追加計上いたしました。

都市計画費の都市計画総務費につきましては、公共下水道基本計画策定のための経費等として、千8百78万3千円を計上いたしました。

公園費につきましては、既設公園の補修費のほか、肥子池公園用地取得費の補助認承額増額によりまして1億40万円を計上いたしました。

街路事業費につきましては、事務経費の追加として50万円を計上いたしました次第でございます。

浸水対策費につきましては、聖ヶ丘水路の改修工事費として50万円計上いたしました。

開発費につきましては、府中地区の再開路のための調査経費等として2百90万9千円を計上いたしました。

公共下水道整備事業費につきましては、住宅公団が開路を進めています、光明池団地の公共下水道事業費でございまして、1億8千50万円を計上いたしました次第でございます。

観光事業費につきましては、榎尾山公園に駐車場を整備いたすべく2百12万円を計上いたしました。

次に住宅費につきましては、既設団地の整備初め、給与費として、2千百95万9千円を計上いたしました。

以上が土木費でございますが、追加総額3億8千8百7万6千円と相なっております。

次に消防費でございますが、常備消防費につきましては、給与費のほか、管理経費の追加等といたしまして、2千8百5万4千円を計上いたしました。非常備消防費につきましては、消防団員の福利厚生費の追加として85万7千円を追加いたしました。消防施設整備費につきましては、防火水槽の新築費初め、器具庫・ポンプ自動車等の整備として千百46万円を計上いたしました。

次に教育費でございますが、教育総務費につきましては、給与費のほか、道徳副読本購入の追加を初め、国分小学校の言語障害学級に対する補助費、新設いたしました和気小学校、鶴山台小学校及び郷荘中学校のPTAに対する補助金等、千5百43万1千円を追加計上いたしました。

次に小学校費の学校管理費につきましては、一般管理経費の追加を初め、芦部小学校の敷地について、すでに借地として使用しております4千7百97平方メートルを1億9千61万9千円で取得いたすべく措置いたしましたのでございます。

学校保健費につきましては、光化学スモッグ対策用の備品購入費のほか、給食材料購入費の運搬資金として5百万円の貸付金等、5百67万1千円を計上いたしました。

次に学校建設費につきましては、北池田小学校体育館7百36平方メートル建設費の追加7百17万5千円、横山小学校増改築に伴う塀築造等付帯工事費の追加2百5万円をそれぞれ計上いたしました。鶴山台南小学校増築事業費につきましては、事務経費として百67万4千円を計上いたしました。和気小学校新設事業費につきましては、すでに債務負担行為としてご議決をいただいておりますので、現年度執行とすべく計上させていただきます。緑ヶ丘小学校新設事業費につきましては、本体及び付帯工事費の追加として3千80万6千円を計上いたしました。鶴山台北小学校新設事業費につきましては、校舎建築に伴う変更工事費並びに今回、債務負担行為により体育館の建設費を計上いたしておりますので、この事務経費を合わせまして、6百46万3千円を計上いたしました。信太小学校体育館建設費は、このたび国の補助対象として認承されましたので、5千百46万円を計上いたしました。

次に中学校費でございますが、学校管理費につきましては、給与費のほか、一般的維持管理経費として、2千3百45万9千円を追加計上いたしております。

学校保健費百3万円につきましては、主として給食施設費でございますが、ガスがまに改築しようとするものでございます。

学校建築費につきましては、主として郷荘中学校建設事業費でございますが、すでに債務負担行為としてご議決いただき施工中の体育館建設事業は、このたび補助対象として認承されましたので、現年度執行として計上させていただきます。

幼稚園費の幼稚園管理費につきましては、市立幼稚園の就園奨励補助金2億85万円。これは補助単価並びに対象人員の増加によるものでございます。その他、一般維持管理費を合わせまして、幼稚園管理費として2千5百67万6千円を計上いたしました。幼稚園建設費につきましては、南池田幼稚園及び幸幼稚園、合わせまして2億82万円を追加計上いたしました。

次に社会教育費6億22万9千円の追加につきましては、給与費のほか、主として各種施設の整備費でございます。なお、文化財保護費につきましては、前年度から継続して補助をしております高橋家の住宅保存修理費並びに池上遺跡取得のための補償費として4億5万8千円を計上いたしました。

次に災害復旧費につきましては、前年度において災害のあった側川林道等について、本年度補助対象となりましたので、2百万7千円を計上いたしました。

以上が歳出予算の内容でございます。今回の追加総額1億3千7百7万4千円と相なる次第でございます。

次にこれら歳出予算に充当いたします歳入についてご説明いたしたいと存じます。議案書の6ページでございます。

まず、市税でございますが、現時点で見込み得る調整額及び徴収率等を勘案いたしまして、1億5百25万3千円を追加いたしまして、補正後の市税総額を20億3千8万2千円とするものでございます。

地方譲与税3億50万円及び自動車取得税交付金3億95万円につきましては、本年度上半期の実績を勘案いたしまして、それぞれ追加計上いたしました。

交通安全対策特別交付金につきましては、交付決定がありましたので、2億61万1千円を追加するものでございます。

次に分担金及び負担金につきましては、耕地事業関係受益者分担金の追加50万2千円はじめ、保育園の措置児増加による父兄負担金の追加78万2千円及び甲斐田川公共下水道建設に伴う住宅公団の負担金1億7千4百25万円等、合わせまして1億7千7百83万7千円を計上いたしました。

次に使用料につきましては、保育園の自由契約児の人員増加による増収分2億31万9千円を追加計上いたしましたほかは、幼稚園就園奨励により、使用料の減免のワク拡大により75万7千円を減額いたしましたものでございます。

次に国庫支出金でございますが、国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、措置児の人員増並びに保育単価の改定により2千5百11万3千円を追加計上いたしました。

国庫補助金の民生費国庫補助金につきましては、(仮称)緑ヶ丘保育園建設事業補助金は、府

の補助対象として採択されることになりましたので、ここで減額するものでございます。土木費国庫補助金につきましては、肥子池公園用地取得事業補助対象額増額による追加2千5百40万円、及び黒鳥山公園整備事業補助金は府の補助対象として採択されましたので、減額するものでございます。次に教育費の国庫補助金につきましては、ほとんど義務教育施設整備事業の補助金でございます、内定額を計上いたしました。

以上が国庫支出金でございます、8千4百48万8千円の追加と相なる次第でございます。

次に府支出金でございますが、府負担金の民生費負担金につきましては、国の保育園措置費と相まって、府負担金9百13万9千円を追加計上いたしました。

次の府補助金の民生費府補助金につきましては、新制度として心身障害児家庭に対し奉仕員を派遣いたすことといたしましたので、この補助金初め、老人クラブの補助単価増額による追加及び保育園建設事業補助金等の追加、合わせまして4千8百52万3千円を計上いたしました。農林水産事業費の府補助金につきましては、主として耕地事業補助金の追加及び林業事業補助金の追加でございます、今回、千5百24万3千円を計上いたしました。土木費府補助金につきましては、公園整備事業補助金等、都市計画事業費補助金として千5百25万円を計上いたしました。教育費の府補助金につきましては、公・私立幼稚園就園奨励補助が単価及び人員増により増額されますので、96万7千円を計上いたしましたものでございます。消防費の府補助金につきましては、施設整備費の補助金として3百5万円を計上いたしました。災害復旧府補助金につきましては、前年度において災害のあった施設について、本年度補助対象となりましたので、百42万7千円を計上いたしました。市町村振興補助金につきましては、本年度の見込みとして2千万円を計上いたしました。

以上が府支出金でございます、1億7百76万3千円の追加と相なるものでございます。

次に財産収入の財産貸付収入につきましては、市営墓地のえい地貸付収入として2千百56万円。これは別途議案第57号でご審議をわざわざしたところでございます。不動産売払収入につきましては、共有地の処分金収入として6千3百95万円を追加いたしました。証券売払収入につきましては、電話債券を処分いたすべく4百万円を計上いたしました次第でございます。

次に寄附金につきましては、一般寄附金として1億4千5百18万7千円を追加計上いたしてございます。その内訳を申し上げますと、三英商事株式会社、大場土木株式会社の開発工事に對する事業費の負担金1億千8百20万円、同じく緑ヶ丘保育園の建設費負担金の追加5百60万9千円、競艇収益の配分金千6百36万9千円、農林水産費で百万9千円、その他4百万円となっております。

次に繰入金につきましては、財政調整基金を取りくずすべく、7千万円を計上いたしました。

次に諸収入につきましては、歳計現金の預金利子2百万円の追加を初め、学校給食材料購入運
転資金・貸付金の元金回収金5百万円、市道整備受託事業収入4千万円及び雑入1億2千2百78
万円を合計いたしまして、1億7千8百8千円を計上いたしました次第でございます。

雑収入の主なるものは、日本住宅公団の鷺山台並びに光明池団地の開発に伴います計画人口に
対しますごみ処理のための負担金としての9千8百19万8千円が主なるものでございます。

最後に市債でございますが、総務債につきましては、戸籍原除籍再製に伴う事務機の整備事業
債として2百万円を計上いたしました。民生債につきましては、保育園の建設事業債でございま
して、5千4百93万1千円を計上いたしました。農業債につきましては、農免道路の整備事業
債として3百20万円計上いたしました。土木債につきましては、道路整備及び公園整備事業債
として8千6百10万円を計上いたしましたものでございます。消防債につきましては、ポンプ自動車
及び防火水槽等の整備事業債として4百20万円を計上いたしました。次に教育債につきましては
は、義務教育施設整備事業債並びに幼稚園整備事業債として2億4百91万6千円を追加いたし
たものでございます。

以上で、今回の補正総額は13億3千7百7万4千円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容のご説明を終わります。よろしくご審議の
うえ、原案通り可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑ご意見ありませんか。

- 9番（出原武司君） 農免道路工事負担4百32万3千円ということですが、この工事はどこ
まで進捗しているのか。ため池の百94万円はどの池の工事を行なうものか。2点についてご説
明願いたい。
- 産業衛生部次長（山本俊兼君） 第1点の農免道路事業費予算につきましてお答え申し上げま
す。

すでにご承知かと思いますが、国におきまして、農業用揮発油税の見返り財源として、土地改
良法85条に基づく府営土地改良事業を施行するというところで、当和泉市におきましては、かね
て47年度より、市長を初めとして、大阪府並びに農林省当局に、本市の農業振興の一施策とし
て、農免道路の計画をお願いしてきたところでございます。すでに48年度当初予算でも予算化
をいただいておりますが、48、9、50年度の3カ年計画で、納花町の和泉台団地から大野町
に至る旧紀州街道、延長3キロ7百、幅員6メートルで、大阪府の事業主体でお願いしてあるも
のでございます。

今回、お願いしております追加補正の内容は、土地改良法により、地元和泉市初め関係者が直

接知事に事業計画等を示して施工方を願ひ出ることになっております関係上、これらに伴う測量、設計、その他事務経費の予算化をお願いしているものでございます。

ため池は、浦田の今池が主なものでございます。当初予算ではわずかしか見てなかったわけですが、今回、大阪府の補助認承が決まってきましたので、工事を執行していきたい。

- 9番（出原武司君） 農免道路については、私も産衛委員で、前段の説明はよく存じていますが、4百80何万になんなんとする工事費ですから、その進捗状況を聞きたいわけです。

ため池については、ほかにもう一件あったはずですが、それが今回、繰り入れられなかった理由を詳しく説明願いたい。

- 産業衛生部次長（山本俊兼君） 農免道路の進捗状況は、48年度から3カ年計画でやっており、地元でもこの事業に相当ご関心を持っていただいて、37名から成る推進協議会の設立を願っております。現況は、一応、測量も府の段階で終わり、できるなら年末までに境界の明示、用地買収を必要とする面積の確定をやってきたい。われわれの希望としては、48年度中に一挙に用地等の買収を行ない、49年度からでも工事に着手願う努力をいたしたいと考えております。

ため池については、ご指摘の通り、改修の急を要するところがまだまだございます。われわれも、早く事業費の割当を願うよう、鋭意努力しているところでございます。今回の予算には間に合いませんでしたが、ただいまご指摘のもう一カ所の予算も、一応認可されるという内示をいただいておりますので、ご了承願いたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） はいどうぞ。

- 16番（横田憲治郎君） 出原議員さんから出されたため池の問題に関連して、受益者負担というか、原因者負担というか、水利権者の負担が現在、どの程度になっているのか。それらは実施単価に基づいてされるのか、基準単価でやるのか。それに関連して、池の用途もさることながら、ほとんど生活道路化しているわけです。本市の場合ため池が多く、その改修が常に問題として取り上げられていますが、基本的に受益者負担の軽減を図るためにどのような方策を考えているのか、お伺いしておきたい。

次に教育費の中で37ページの教育指導費のうち、新設校PTA補助金60万円、これはどういう意味で出されたのか。また、既存校のPTAに対する補助はどのように考えているのか、具体的に内容の説明を願いたい。

38ページに芦部小学校用地購入費が出ておりますが、このような公共用地としての借地が他にどのくらいあるのか。これらを今後、どのようにしていくのか。基本的な考え方をこの際お伺いしたいと思っております。

それから幼稚園のことですが、義務教育化されてない関係で、僅少な予算の裏付けしかされてな

い。PTA負担が過大になる。こういう傾向にあるわけですが、教育長は常に就学前教育の振興という立場で答弁されている。今回も若干予算に計上されているわけですが、基本的にどの程度まで予算化していこうとするのか。その点についても合わせておろかかいておきたいと思ひます。

- 地区改良事務所長（逢野一郎君） ため池事業は、大阪府の補助金を60%見込んであります。それに和泉市の負担金20%。残り20%を地元でご負担願うということでございます。

実際、施工の場合の単価については、われわれも非常に心配しております。一昨年来の物価高騰によりまして、大阪府の耕地課の指導としても、できるだけ実態に即した単価でやっていくということで、一応その方向に向いております。

それから、和泉市内にはかなりの数ため池がある。しかも老朽化して危険な状態にあるという議員さんのご指摘はごもっともでございます。先般も山田議員さんにお答えいたしましたように、受益関係者負担にはなっておりますが、当和泉市のように市街化の進んでる中では、全部受益者の負担にするのは実際問題として難しい現状にある。従って、われわれはいつも大阪府に対して、補助金を現在の60%から80%ぐらいまで引き上げてくれという申し入れをしております。大阪府の考え方としては、事務局は80%にしたいということいろいろお考えになっているようですが、60%にしてからまだ日が浅いので、というようなことです。われわれ担当者としては、あくまで80%補助を目標に、大阪府に陳情申し上げていきたいと考えております。

- 教育次長（阪東重信君） お答え申し上げます。

第一点は新設校に対する負担金の問題でございます。この3校の新設に際して、分離等をめぐって諸問題があったわけですが、教育委員会としては、父兄負担の軽減を図るという趣旨でいろいろと検討する中で、教育上の配慮も加え、校区変更にあたるの奉仕活動等も考え、新設校に対して均等に20万円出したわけでございます。

芦部小学校の問題ですが、きょうは資料を持ちあわせておりませんので、あとでご報告申し上げたいと思ひます。基本的な考え方としては、現在の市財政からすれば、できれば借地のままお願いしたいわけですが、地主さんの事情等も考慮のうえ、今回、芦部小学校の措置に踏み切ったわけでございます。

幼稚園につきましては、現在、僅少予算で申しわけないと存じます。今後の予算要求の中で、増額について極力努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

- 16番（横田憲治郎君） 純然たるため池というサイドでのお答えだったと思うんですが、ぼくが聞いているのは、実際問題として生活道路化している池の場合、その改修費は水利権者が

2割持って、1割持って 言えん場合があると思うんです。山奥にある池と市街化地域にある池と、同じわけにはいかん。内容的に検討する段階に来ていると思いますので、その点要望しておきます。

P T Aに対する20万円、どうもすっきりしない。教育次長の答弁では、新設された小学校だから、父兄が何くれとなく力を入れた。大変苦勞をかけたということを出したということですね。本来、P T Aに負担させなくても、公費できちんと消化していけば問題ないわけです。それをP T Aが多大な負担をして気の毒やから、これだけでもお返しした、という答弁では、はっきりしませんね。

○ 教育次長（阪東重信君） 具体的にお答え申し上げたいと思います。たとえば、和気小学校にしても3校の寄り世帯です。だから、それぞれの生徒数によって分配するという話も出たわけですが、それはやはり教育上問題を残すし、父兄負担軽減の趣旨からしても、予算措置するほうが教育上いいんじゃないかと判断したわけです。その点ご賢察賜りたいと思います。

○ 十六番（横田憲治郎君） まあ、賢察することにして、また改めておうかがいます。

借用地の問題ですけども、なるべく借りたままで行きたいが、今回は、その考え方が通らなかつたという答弁ですね。これに関連して、公共用地の借地はまだおにあるのか、あるとしたら、どれぐらいあって、今後どのようにしていくのか。教育関係の用地だけでなく、すべてについて、市長、助役はどのように考えておられますか。

○ 総務部理事（庄司 清君） 私からお答えさせていただきます。

公共用地の借地は、この市役所、国分小学校、国分幼稚園等、たくさんございます。

今後、これらを買うのかという問題ですが、とうてい一挙にそういう方向へ持っていくことは至難であろうと私は考えております。今回の芦部小学校の場合は、前回の校舎建て替えのときに借地したもので、郷荘村当時からの借りで、何十年という長い間市に協力していただいた。今回、地主さんの事情がございまして、その事情もし細にうかがい、それじゃどうしても考えざるをえないとわれわれも考えたわけでございます。そのうえ、学校敷地取得に対する財源的な見込みもある程度できましたので、買収に踏み切らしていただいたわけでございます。他の公共用地の借地も買収するということは、とうていその負担にたえられません。できうるならば、現状の借地のままで行きたいと考えてございます。

○ 十六番（横田憲治郎君） 相手のあることですし、公共用地だからといって相手の事情を無視するわけにはいきませんが、現在の地価の問題も考慮して、他に及ぼす影響も勘案して取り組んでいただきたい。他の地主からも買収の要望が出るであろうことは当然予測されるわけですからね。この内容については、私もその種の委員会で聞いてますから、これ以上聞きませんが、ご意

見だけ申し上げて終わります。

○ 議長（松尾千代一君）他に。

○ 7番（田中包治君）一般寄附金1億4千5百18万7千円は、業者から寄付してもらったということですね。それから雑入で、住宅公団等収入1億1千2百27万と出ていますが、住宅公団から出す場合、何か基準があるのか。また、公団の場合のみどうして雑入で処理されるのかお聞きしたい。

横田議員の言われたPTAに対する60万円の補助について、私も疑義を感じるわけです。PTAは先生と父母の自主的な団体であって、そこへ行政が関与するのは越権行為ではないか。補助金を出すことによって、PTA本来の自主的な姿が損なわれるのではないかと判断いたします。その点はどうか解釈してあるのかお聞きしたい。

○ 総務部理事（庄司清君）第一点の問題でございますが、開発時点における契約に基づいて、業者負担の分については寄付金という形で処理させていただいております。公団の場合は、五者協定に基づくものは、負担金として処理しております。それ以外に、こちらからご無理をお願いし、和泉市の財政事情を勘案してござって負担していただいたものがござります。それは寄付金と似通った性質のものです。公団としては寄付金では認められないため、雑入で処理させてもらったわけです。その点ご了承願いたいと思います。

○ 7番（田中包治君）住宅公団がやる場合、どれとどれが公共負担の対象になるのか。

それから雑収入として処理されたのは、住宅公団に対して許可する際に、こういうことが起こりうるのを市側が忘れておったために、再度、公団に要求したもののなか。その点はつきりしてもらいたい。

○ 総務部長（坂口礼之助君）私からお答えいたします。

まず、民間会社等の開発に伴う公共事業費分担の区分は、調整区域内の場合、指導要綱に基づいて明確に積算されるわけでございます。市街化区域外の場合は、現在、事務当局で原案作成中で、追っつけ関係委員会にもご提案申し上げ、確定したものを出したと存じております。

いま、ここで一番大きな負担をしてもらっております三英、大場の場合、公共的な維持管理費等は別として、諸施設に対する事業費負担はほとんど全部業者負担という立場をとっているわけです。ただし、教育施設をつくると、当然、国から国庫補助金はいただけます。従って、国庫補助金は事業費から差引く。国庫補助金が付くと、一定の率で国の起債のワクがつく。そのワクの半額は市で負担いたします。後は全額民間でやっていただく。開発事業対策委員会にも再三、ご審議わざわざしました結果、その線でご負担いただいでる次第でございます。

二点目の住宅公団の雑入は、ご質問のように、漏れておったのをあとからお願いして入れても

らったという性質のものじゃないわけです。説明で詳しく申し上げませんでした。ごみ処理に対する負担金を公団側に要求したわけです。従来、そういうものは公共負担の中に入らなかった。で、われわれもいろいろ検討もし、委員さん各位のご協力も得て、幸いにも、予想される人口に対して一人当たり約3千円の割合で、4千6百19万8千円を今回、公団測からいただいたものを雑入として収入させていただいたわけです。財政理事からも説明いたしましたように、五者協定で決まっておる一般的な公共負担につきましては、今回、甲斐田川の公共下水道公団負担金に出てくださいように、正式に負担金という項目で受け入れさせていただいております。そのほかに、今回、ごみ処理に対する助成的な性質のものをいただいたということから、雑入に入れさせていただいたわけでございます。

- 教育次長（阪東重信君） 第二点のPTAに対する補助についてお答えいたします。

PTAの運営はあくまで自主的に行なわれるべきで、行政が関与すべきでないという本質的な問題については、議員さんのご意見の通りでございます。ただ、今回の場合、校区再編成に伴う母体校の財産分けということで、教育的配慮も加えて予算措置したものでございます。その点よろしくお願ひしたいと思いをす。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

- 20番（寺田 茂君） 24ページのじんかい処理費の中の不燃物処理地委託料について、もう少し詳しく説明してください。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） 箕形町に市が買い受けた土地がございます。そこへ不燃物を寄せてきて、砕いて、土地を掘って埋めて、また上へ土をかぶせる。それを業者に委託しているわけですが、やり始めてまだ8カ月ほどしかたっておりません。それで当初には載せられなくて、追加予算でお願ひしたわけです。

- 20番（寺田 茂君） 和泉市ではいまままでにそういう土地が何か所あったんですか。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） いままでは廃川敷を利用してやっておりました関係上、掘って云々ということはありませんでした。今度は、ぐるりは廃川敷ですが、その中の更地を買って、公害問題の起こらないよう、掘って埋めてるわけでございます。

- 20番（寺田 茂君） 埋めて、あと元の土をかぶせるわけです。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） そうです。掘った土をかぶせていくわけです。

- 20番（寺田 茂君） 埋めて、次はその上に何かを建てるわけですね。それをまた、ごみのために置いとくんじゃないでしょう。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） そういうことです。現在、掘って、おぼって、土地の高さになってますが、その上にもう一段ごみを捨て、上に土をかぶせて、現在の川の高さにおぼる計

画でございます。

- 20番(寺田 茂君) それに2百60万いるわけですか。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) そうです。
- 20番(寺田 茂君) 3カ月以前には計算できなかったんですか。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) やってみたいとわからんわけです。というのは、一ぺんにやると、水がわいてきて難儀する。だから、毎日掘ってはおぼり、掘ってはおぼりしているわけです。長い間置いとくと、付近に人家があるため、公害の発生が予想されますので、そういう状態でやっております。
- 20番(寺田 茂君) 公害発生を防止しようと思えば、最終的にはコンクリートで固めたらなおいいですね。

○ 議長(松尾千代一君) 他にございませんか。

- 3番(金沢 勝君) 11ページの不動産売払収入ですが、補正前の額1億5千7百50万円、補正額6千3百95万円、計2億2千2百14万5千円となっておりますが、これはミスプリントじゃないか。

それから6千3百95万円、これはどういうものをどういうふうに出されたのか。過日、私が質問した通り、開発では買いたがって買いたがって、3.0億の物件があるにもかかわらず、まだ2.0億買う。市に肩代わりするのはわずか5億だという中で、どういう物件を売り払ったのか。

売却する場合、1千万円以上の物件については議会の議決を求めるわけですが、これはなぜそうしなかったのか、ひとつお答えいただきたい。

- 総務部理事(庄司 清君) 第一点につきましては、ミスプリントで、ゼロ一つ落としております。2億2千2百14万5千円になるわけで、恐縮でございます。

土地建物売払収入の内訳については、池上町にある今池というため池の話が相当進んでおりまして、大体、申請書を出せる段階まで来た。これを処分予定と見まして、収入にあげさせていただいたものでございます。そのほか、過日、スリバチ池の処分がございまして、予算計上いたしておりませんでしたので、その分もあわせて今回、計上させていただいたわけでございます。

- 3番(金沢 勝君) 市が売る相手はどこですか。

○ 総務部理事(庄司 清君) 今池は、市の開発公社で先行取得していただくわけです。そして、池の場合、3.5%市のほうへ収入でございますので、その分をここで。

- 3番(金沢 勝君) 今池の手数料3.5%分がこれやということですか。

- 総務部理事(庄司 清君) そうです。
 - 3番(金沢 勝君) スリバチ池というのは、泉北用水の問題になったあれですか。
 - 総務部理事(庄司 清君) そうです。
 - 3番(金沢 勝君) どちらもまだ議決されてないわけですね。
 - 総務部理事(庄司 清君) スリバチ池はご議決賜まりました。今池は次の議会に出す予定にしてございます。
 - 3番(金沢 勝君) 見込んで収入に入れるのはわかるけど、こういうものは早いんですよ。逆に、聖ヶ丘なんかは何年来もあてる。早いものはアホみたいに早い、遅いものはべらぼうにおそい。緑ヶ丘の幼稚園でも、算定期の発足が早かったから、原材料の上がりつつある今日、請負にかけられん。そういうずさんなやり方しておきながら、今後、審議されて議決されるかどうかわからないものを予算化している。しかも数字的にはゼロ抜けてる。もうちょっとあんばいやってほしい。
- 議長、これはおかしいと思うんですよ。やがて審議されて議決されるだろうことを予定して予算計上してる。これはどう取り扱ったらいんですかね。議会を昌とくした形の予算措置がなされてることがこの質問で明らかになってきた。
- 議長(松尾千代一君) ご指摘ごもっともだと思います。
 - 総務部理事(庄司 清君) ご指摘のようなことも確かに成り立つわけですが、本年度処分金として入ってくるであろうという見通しのうえに立って予算編成しておりますので、お言葉を返すようですが、その点ご了承賜りたいと思います。
 - 3番(金沢 勝君) それはよくわかってるけど、総務部長も歳出を先に説明してる。ページはやっぱり歳入からあるんですよ。収支採算の原則で、これだけいるから、これだけ入りますと言うわけでしょうけど、予算やから、入らなんだらそれでしまいでんねんというような説明しとる。市長は冒頭に慎重審議してくれと言ったけれども、こんな入るか、入らんかわかんものを、入らまんねんということで予算化したものに対して、慎重審議ができるかどうか。これはおかしいよ。鶏が先か、卵が先か、それは知らんけれども、これはおかしいよ。
 - 総務部長(坂口礼之助君) 確かにご指摘のようなお説も成り立つと思います。しかし、ご承知の通り、予算の性格につきましては、歳入と歳出とかなり性格が変わってまいります。歳出につきましては、議決された予算はあくまでも拘束力を持つわけで、そのワクを逸脱して出すことはできないわけです。歳入につきましては、見込み額を計上するわけで、その見込みにつきましては、さらに条例等により別途議決等を得て、歳入を確定していくという手法をとるわけです。従いまして、予算説明等も歳出を重点的に先にご説明していく。いずれでもこうい

う考え方でやっております。その点ひとつご理解を願いたいと存じます。

なお、別途議決を要するため池処分金を早々に予算化したことにつきましては、確かにご指摘の面も理解できますが、本48年度中で処分の見通しがほぼ確実である。地元との意見調整等もあり、できれば今議会に出してほしいというご意向もございましたが、議案作成の段階でなお調整しなきゃいけない問題点も残ってございましたので、次回に見送らしていただいたという実情でございます。歳入欠陥にならないよう、後日、議会のご協力を得まして適切な処分のできるように持っていきたいと思っておりますので、ひとつご了承いただきたいと思っております。

○ 3番(金沢 勝君) 必要な歳出とにらみあわせて歳入を計上するのが予算措置のあるべき姿で、それを収支採算の原則という。これはだれでも知ってる。この場合は、議案ができるであろうということで予算計上されたんだと思うんです。それができなかった。アンバランスができた。両方並行して出せば、私の言う問題はなかったんです。実は、ため池も一緒に審議すべきやってんけども、議案が間に合わんと調整できなかった。だからこういう結果になってん、と言うたら、私も、さよかと言いますけど、これが正しいんだと言うから、それならおかしいと言うんです。ええかっこするばかりが能やない。ゼロ抜けてるのも事実や。悪いことは悪いであやまつたら、それでしまいや。理事者の答弁が的確でないから、時間ばかり食うて、速記料が高いつくことになるわけや。もっと素直に答えてほしい。

○ 議長(松尾千代一君) 他にございませんか。

○ 26番(勝部津喜校君) 16ページの公害対策費、有線放送借上謝礼1万2千円というのは、公害対策としてどういうことに使われたのか、その内容をお聞かせ願いたいと思っております。

20ページの保母補助員報酬2千5百56万4千円は、何人分で、現在、この人たちはどういう仕事をしているのかお尋ねしたいと思っております。

21ページの鶴山台保育園建物購入費3百48万5千円というのは、どういうものを購入されたのか。

その次の児童育成事業として4.6万9千円の追加ですが、これは一人当たり幾らの支給追加になるのか。

39ページに学校給食用物資代金納入資金貸付金として5百万出ておりますが、学校給食用物資購入についてはどういう方法があるのか。各学校ごとに集まったお金で、受け入れる業者等も各学校ごとに違っていると聞いておりますけれども、現在、どうなっているのかお尋ねしたいと思っております。

41ページに鶴山台北小学校落成式賄いとして1万4千円出ておりますけれども、こういうものは従来も出されておったのかどうか。また、出すとすれば、どういう算出基準で決めている

かれるのか。 以上です。

- 交通公害課長（吉田利秀君） 第一点についてご説明申し上げます。

この有線放送借上謝礼は、光化学スモッグ等の情報を各町会の有線施設のあるところ12カ所にお願ひしておりますので、僅少ですが千円ずつ謝礼をしたいということで計上させていただいたわけでございます。

- 福祉事務所長（内田 繁君） 保母補助員の人員は、いま資料を持っておりませんが、私の記憶では35、6名おりまして、保母の補助的な事務あるいは活動を行なっております。

鶴山台保育園建物購入費は、ご存じと思いますが、立て替え施工でやったもので、債務負担になっております償還金を、年間3百48万5千円ずつ10年間支払うことになっておりますので、それを計上したものでございます。

児童育成保育事業補助金の追加ですが、70名で月5百円、その12カ月分でございます。

- 教育委員会学校教育課参事（角谷泰夫君） 学校給食用物資購入についてご説明申し上げます。

生鮮食料品は、各学校を中心とした地域社会の実態の中で学校長が業者を選定し、私のほうで立てました標準献立に基づいて購入しております。

一括購入の可能な範囲につきましては、私のほうが中心になりまして、極力一括購入への運びを現在種々準備しております。

今回、計上させていただきました5百万円は、府の学校給食会を通じ一括購入している小麦粉、脱脂粉乳、牛乳代等の代金の納入に要する運転資金でございます。

学校給食会より月の中ごろに学校あてに明細請求がまいり、25日が納金日となっております。ところが、多数の児童生徒から徴収しております関係上、私たちの手元へ届く時期の問題がございます。また、学校給食会は、8千万程度の運転資金を用いて、農林省等の支払いの調整をやっておりますが、現在その運転資金も府のほうで困難を来たしており、本市においても納付期日までに何とか納付いたしたいという所存で、今回、計上させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

- 教育委員会総務課長（紀之定藤与茂君） 鶴山台北小学校落成式贈い費1万4千円につきましては、従来、新設校落成の際、市として簡単なものを行なっております。その学校の児童数あるいは関係者の数によって予算したもので、児童には紅白のまんじゅう、その他の関係者にはビールで乾杯していただく程度でございます。

- 28番（勝部津喜枝君） 公害対策については、おそらく光化学スモッグの放送に使われたんだらうと思ってたんですが、公害対策についてはかねがね市民の要望も強いですけれども、

公害対策のほうへ行きましても、予防については責任持ちかねるというようなお話がよく出るわけですね。たとえば、鶴山台団地近くのクレー射撃場による騒音が住民を悩ましております。また、射撃した後のカスが大野池にたくさん落ちております。あれは公害対策としてどう取り扱われるのか。ここでは意見として申し上げておきます。

保母補助の問題ですけれども、厚生省で最低数として決められている正式の保母の数の中にこの人たちも入っているのか。あくまでも正規の保母の補助として置いているのか。保母不足の折から、その実態をお聞きしたいと思います。

○ 福祉事務所長（内田 繁君） お答えいたします。

あくまで補助保母で、基準では正保母の30%は雇用してもいいということですので、30%の範囲内で雇用しております。

○ 26番（勝部津喜枝君） 30%以内という基準の中に保母補助は組み入れているということですか。

○ 福祉事務所長（内田 繁君） はい。

○ 26番（勝部津喜枝君） 落成式の賄いについては先ほどのお答えで結構です。私たちが具体的にはつかんでおりませんが、こうした行事についてPTA負担等がないかどうか、今後気をつけていっていただきたいと思います。終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 直村議員。

○ 18番（直村静二君） だいぶ時間がたっておりますので、二、三点だけお聞きしますから、簡単に答えてもらいたい。38ページの芦部小学校の件と、35ページの囑託の件と、6ページの固定資産税、この三点です。

芦部については、総務部長の答弁では、4千9百平米ですか。ざっと1千5百坪になる。そうすると、1億3千万ですから、10万で購入していると思うんですが、これは借地権は何%見ているのか。

それから、これはもちろん教育債で、20年年賦で、8分の金利だということで、かなりうまいこと起債に載せてある。市長は銭ない銭ない言うて、なかなかうまいことやるんで、その点のかね合いをお答え願いたい。

それから和泉第2団地囑託報酬百50万と出てますが、これはどういうものかお答え願いたい。

6ページの固定資産税2千3百万の中には、宅地並み課税の分が入っているのか。

さらに、同和の減免は現在2分の1だと聞いておりますが、具体的に何%ほどの減収になっているのかお聞きしたい。以上。

- 総務部理事（庄司 清君） 芦部小学校の買収は、坪当たり9万円で、4.0%借地権を見てございまして、通常価額15万円、その60%になってございます。
- 18番（直村静二君） たじか病院のときでも5割だったし、現在は逆に借地権のほうが上回ってると聞いている。これは4.0%借地権で、わりとええ値やなあと思う。9万に合わせるために、逆に勘定したんじゃないか。この借地権4.0%というのはどういう根拠によるわけですか。
- 総務部理事（庄司 清君） 和泉市としては従来から4.0%の線をもって地主さんと交渉してある。あくまでも、そういう過去の実績からでございます。
- 18番（直村静二君） 別に改める気もないわけですね。
- 地区改良事務所長（逢野一郎君） 第二点については、改良住宅建設とともに、今後、改良住宅を建設しようとする中で、地域の実態をよく認識された人に、入居あるいは今後の住宅対策についての依頼をしようという考えで、今回、計上させていただいた次第でございます。
- 18番（直村静二君） これから改良住宅に入ってもらうためにですか。もっとはっきりいうと、どなたに頼むのか。つまり、認識された人という、同和ならまた解同かいなと思うんですけどね。嘱託というのは、専従の事務員に委託するのか、それとも相談というかこうになるのか、その点がいまいだから聞いているんです。いままで男16人、女10人と聞いているけれども、それに追加するのかどうか。
- 地区改良事務所長（逢野一郎君） 男子1名の追加でございます。
- 18番（直村静二君） そして入居の事務やるわけですか。
- 地区改良事務所長（逢野一郎君） 入居事務というよりも、地域住民の相談相手としてお願いするわけでございます。
- 18番（直村静二君） それは解同の役員さんですか。
- 地区改良事務所長（逢野一郎君） 勤務場所は支部の事務所で、現在の執行委員です。
- 18番（直村静二君） そうすると、この前7、8人とおっしゃっておったんですが、1人新しく増やしたから、8人ですか。
- 同和对策部長（佐原行雄君） あれからまだ正確に調べておりませんが、8人くらいになると思います。
- 18番（直村静二君） きっちり答えてもらわんと、数字が違いと、問題になりますからね。それから、この人は月給は何ぼですか。来年の3月までですから、ボーナスもありますね。
- 地区改良事務所長（逢野一郎君） 一応7万5千円の17カ月を見込んで、合計で百27万5千円。残りは、2名の分の増額分でございます。
- 18番（直村静二君） 次、固定資産税。

○ 総務部次長（西川喜久君） 固定資産税補正額 2 千 3 百 4 0 万円のうち、農地の宅地並み課税による増収は 9 0 万円程度見込んでおります。

同和減免につきましては、昭和 4 8 年度はただいま申請受理中で、いまのところ金額はわかりません。

○ 1 8 番（直村静二君） 条件はついておりませんか。たとえば、いまは 2 分の 1 だけれども、もっと引いてもらわないかという場合は 8 割 8 割減免というような場合もありますが、それはついておりませんか。

○ 総務部次長（西川喜久君） 昭和 4 7 年度までは 2 分の 1 減免でございましたが、昭和 4 8 年度分から 3 分の 2 になっております。

○ 1 8 番（直村静二君） それは理事者のほうで確定したんですか。

○ 総務部次長（西川喜久君） 大阪府下担当部課長会と大阪府連並びに関係団体と協議のうえ、確定いたしております。

○ 1 8 番（直村静二君） そうすると、相当税金が減ることになりますね。

同時に、たくさん持ってる人はたくさん払う。固定資産税何ぼまでの人は 1 0 0 〇 免除する。そして上に積んでいくという考え方はないのか。一律 3 分の 2 では、税の本来からいえば歪曲されてる形になりますので、市民に納得されない場合があるんじゃないか。そういう点で、足切りをやるのかどうか。これは市長から明快に答弁願います。

○ 議長（松尾千代一君） 市長答弁。

○ 市長（藤本秀夫君） ……。

○ 総務部次長（西川喜久君） 私からお答えさせていただきます。

3 5 平方メートル以下につきましては、土地、建物とも免税でございます。

いまおっしゃる問題につきましては、特別措置法なり、答申の内容を十分尊重したうえで、各関係機関と協議いたしまして、その後のいき方を考えていきたいと考えております。

○ 1 8 番（直村静二君） この同和問題は、質問するほうも勇気がいる。答えるほうもなかなか勇気がいるそうです。しかし、私たちが市民から質問受けておりますので、明快に答えをしたいんです。毎回、同和ばかり言いよると思うかもしれませんが、同和担当の職員は、公務員ですから、あくまで民主的な立場を堅持するということで、市民のために明快に答えていただく。私はじゃんじゃん聞く。そうしないと議会は意味がなくなるという点を申し上げて、終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に。

○ 9 番（出原武司君） 先ほど計算が間に合わなくて質問できなかったんですが、本補正予算

の歳出の15ページから47ページまでの、役数の16ページにわたって事務費あるいは複写印刷等の費用が出ており、その合計が612万円。現在、日本あるいは全世界を通じて紙不足の現状にあり、評論家や専門家は役所ほど紙を乱費するところはないと言っている。このきびしい現状にあって、各セクションの部課長の方々はこの問題をどの程度意識しておられるのか。この補正予算における6百12万という金額はともかくとしても、紙不足を解消するためにどのような具体策で取り組んでいくのか。明快なお答えを願いたいと思います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） ご指摘の点、私たちがよく存じておりますが、正直申しまして、現時点では紙不足に対する具体策は持ってありません。今後、よく検討いたしまして、不用不急のものは節約するなり、資源愛護の立場から、古いものを活用する等、いろいろの方法を考え、具体的な対策を講じたいと存じますので、よろしくご了解願いたいと思います。

○ 9番（出原武司君） 了解と言われるけれども、やはり上司の通達が各セクションになされて当然だと思う。大体、草案をつくるときに必要な部数はわかっているはず。ところが、各セクションをながめると、余ったものが多い。至れり尽くせりということには敬服いたしませうけれども、これだけ資材不足の今日、十分考えていただきたいということを要望して、終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他にございませんか。

○ 25番（藤原要馬君） 学校敷地の中で、国府小学校と郷荘小学校とでは相当価格の開きがあると思うんです。前から聞いてるところからすると、売った手取りで5万円ほどしか違わないわけですね。固定資産等の算定価額はどうなっているのか、参考までにお知らせ願いたい。あとからでも結構です。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第58号を原案通り可決することに決定いたします。

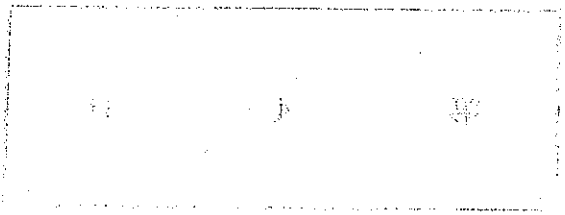
○ 議長（松尾千代一君） ここでお諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。

なお明日は定刻に皆様ご参集いただきますようお願い申し上げます。（午後4時5分散会）

第 4 日



昭和48年10月2日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

6番 柏音三郎君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市	長	藤木秀夫	同和对策部長	佐原行雄	
助	兼水道部長事務取扱	辻忠夫	市民部長	小林一三	
助	役	藤田利	産業衛生部長	宇沢清	
収	入	役	橋本炳	建設部長	中塚白
総	務	部長	坂口礼之助	病院長	岩崎峭

病院事務局長	竹内 潔	隣保館長	萩本啓介
消防長	和田増義	推進調整課長	生田 稔
総務部理事 (財務担当)	庄司 清	"	浅井隆介
総務部次長兼 市民税課長事務取扱	西川喜久	"	富田宏之
同和対策部次長兼推 進調整課長事務取扱	森 保	市民課長	田中二三夫
市民部次長兼保 険年金課長事務取扱	山本武雄	福祉課長	山村 昇
福祉事務所長 兼社会児童課長	内田 繁	商工課長	岩井益一
産業衛生部次長 兼農林課長事務取扱	山本俊兼	農林課参事	青木太郎
建設部次長 兼建築課長事務取扱	林 徳次	保健衛生課長	大宅清臣
水道部次長	田中 稔	保健衛生課参事 (診療所担当)	山本亮夫
病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠藏	交通公害課長	吉田利秀
庶務課長	杉本弘文	計画課長	大浦行雄
企画課長	橋本昭夫	土木課長	中尾 宏
人事課長	門林六男	建築課参事	中上好美
財政課長	北野敦雄	区画整理事務所長	中西淳富
資産税課長	吉田日出男	開発課長	白川 保
納税課長	吉田種義	地区改良事務所長	逢野一郎
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	会計課長	片桐武雄

營業課長	高橋新平	教育次長	乾 武俊
工務課長	福本喬久	総務課長	紀之定 藤与茂
浄水課長	岸本孝二	学校教育課長	坂口雄一
経理課長	守田 勇	指導課長	吉見 豊
業務課長	藤原光夫	社会教育課長	広岡史郎
消防次長兼署長	南口主雄	学校教育課参事	角谷泰夫
監査委員	堀田徳治	農業委員会事務局長	松村吉堯
監査事務局長	西岡正志	土地開発公社事務局 長兼用地当理事	西川武雄
選管事務局長	青木孝之	土地開発公社事務局 次長兼用地第1課長	吉岡昭男
教育委員長	堀内由延	土地開発公社総務課 長兼用地担当参事	藤原永一
教育長	葛城宗一	土地開発公社用地 第2課長	宮本福秀
教育次長	阪東重信		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 井谷義雄
次 長 北野丈夫
調査係長 大塚俊昭
議事係 西垣宏高

昭和48年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第54号	昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	
2	議案第55号	昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	
3	議案第56号	昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	
4	議案第58号	工事請負契約締結について(市立(仮称)緑ヶ丘保育園新築工事)	
5	議案第60号	市道の路線の一部廃止について	
6	認定第1号	昭和47年度和泉市水道事業会計決算認定について	
7	認定第2号	昭和47年度和泉市病院事業会計決算認定について	
8	請願第4号	妊婦と乳児の健康診査と出産費の無料化についての請願	
9	決議第7号	金大中事件による国家主権侵害に対する政府の措置を求める決議	

追加 議会議案第1号 議長の辞職許可について
 " 選挙第1号 議長選挙について

(午前10時48分開議)

- 議長(松尾千代一君) おはようございます。議員の皆様方には公私何かとご繁忙のところ多数ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員数を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは19名でございます。柏議員さんから欠席の届けが出てございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在19名でございます。

- 議長(松尾千代一君) ただいまの報告通り、出席議員数19名をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(松尾千代一君) それではこれより議案審議に入ります。日程第一「昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第54号

昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別
会計補正予算(第1号)

昭和48年度、和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,487千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ873,325千円とする。

2. 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正に」による。

昭和48年9月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入歳出予算の補正(事業勘定)

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 府支出金		12,628	2,487	15,115
	1. 府補助金	12,628	2,487	15,115
歳入合計		870,838	2,487	873,325

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		61,340	2,487	63,827
	1. 総務管理費	17,018	328	17,346
	2. 徴収費	43,797	2,159	45,956
歳出合計		870,838	2,487	873,325

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（事業勘定）

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
⑤ 府支出金	12,628	2,487	15,115			円
(1) 府補助金						
1. 国民健康保険費補助金	8,628	2,487	11,115	国民健康保険費補助金	2,487	国民健康保険費補助金追加
歳入合計	870,838	2,487	873,325			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
① 総 務 費	61,340	2,487	63,827	2,487						円
(1) 総務管理費	17,018	328	17,346	328						
1. 一般管理費	16,459	328	16,787	328				2.給 料	△195	更正減
								3.職員手当	640	給与改訂等による追加
								4.共 済 費	△117	更正減
(2) 徴 収 費	43,797	2,159	45,956	2,159						
1. 徴収総務費	25,745	2,159	27,904	2,159				2.給 料	345	給与改訂等による追加
								3.職員手当	1,790	"
								4.共 済 費	24	"
歳 出 合 計	87,088	2,487	89,575	2,487						

昭和48年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1 水道事業収益			633,794		
	1. 営業収益		627,794		
		1. 給水収益	537,294	水道料金及び盪水器使用料	
		2. 受託工事収益	27,000	給水装置の新設、増設及び修繕等の受託工事収益	
		3. その他の営業収益	63,500	材料売却収益並びに消火栓維持管理補償金及び設計審査、竣工検査材料検査手数料	
	2. 営業外収益		6,000		
		1. 受取利息	3,000	預金利息及び有価証券利息	
		2. 雑収益	3,000	不用品売却その他雑収益	

支

出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		631,742		
			534,621		
		1. 原水及浄水費	215,046	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用	
		2. 配水及給水費	71,575	配水給水に要する費用	
		3. 受託工事費	27,000	受託工事に要する費用	
		4. 業務費	58,959	検針・調定・集金その他業務の運営に要する費用	
		5. 総係費	47,839	事業活動全般に要する費用	
		6. 減価償却費	54,142	固定資産の減価却費	
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	60	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗費	
		8. その他の営業費用	60,000	材料売却原価	
			97,021		
		1. 支払利息及企業債取扱諸費	96,021	企業債利息並びに一時借入金利息及び企業債取扱手数料	
3. 予備費		2. 雑支出	1,000	雑支払	
		1. 予備費	100		
			100		予備費

2. 資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的收入	1. 企業債		889,500		
		1. 企業債	175,000	和泉上水道第3回拡張事業債	
	2. 負担金	4,500			
	3. 工事負担金	160,000	160,000	消火栓新設に伴う一般会計負担金	
		1. 工事負担金	160,000	配水管布設工事負担金	

支

出

款	項	目	予定額(千円)	備	考	
1. 資本的支出	1. 建設改良費		334,125			
			295,400			
		1. 事務費	9,400	拡張工事に要する事務費		
		2. 拡張工事費	180,600	拡張工事に要する工事費		
			3. 改良工事費	95,000	改良工事に要する工事費	
			4. 営業設備費	10,400	営業に係る諸資産購入費	
		2. 企業償還金		88,725		
			1. 企業償還金	88,725	企業償の元金償還金	

昭和48年度水道事業会計資金計画

区 分	当 年 度 予 定 額
受 入 資 金	1,046,868 ^{千円}
1. 事 業 収 益	566,632
2. 前 年 度 未 収 金	89,855
3. 企 業 債	175,000
4. 負 担 金	4,500
5. 工 事 負 担 金	160,000
6. 前 受 金	10,000
7. 預 り 金	7,000
8. 繰 越 金	33,881
支 払 資 金	959,202
1. 事 業 費 用	575,540
2. 前 年 度 未 払 金	32,537
3. 建 設 改 良 費	295,400
4. 企 業 債 償 還 金	38,725
5. 前 受 金 払 出	10,000
6. 預 り 金 返 済	7,000
差 引	87,666

昭和48年度和泉市水道事業予定貸借対照表

(昭和49年3月31日)

資産の部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ. 土地		65,464,783円
ロ. 建物	95,291,469円	
ハ. 構築物	7,811,918円	8,847,955.1円
ニ. 機械及装置	1,561,582,943円	
ホ. 量水器	173,840,689円	1,387,742,254円
ヘ. 車輛及運搬器	181,021,697円	
車両及運搬具減価償却引当金	54,820,679円	126,200,877円
構築物減価償却引当金	52,356,385円	
機械及装置減価償却引当金	17,680,831円	34,675,554円
量水器減価償却引当金	6,603,753円	
車輛及運搬器減価償却引当金	3,452,686円	3,211,067円

ト、工具器具及備品

15,443,347円

工具器具及備品減価却引当金

11,213,528円

チ、建設仮勘定

664,096,638円

有形固定資産合計

2,381,084,252円

(2) 無形固定資産

イ、水利権

510,000円

ロ、借地権

270,000円

ハ、電話加入権

41,200円

無形固定資産合計

821,200円

(3) 投資

イ、投資有価証券

210,000円

投資合計

210,000円

固定資産合計

2,382,124,452円

2. 流動資産

(1) 現金預金

87,666,460円

(2) 未収金

67,162,067円

(3) 保管有価証券

1,300,000円

(4) 貯蔵品 11,885,487円

流動資産合計 167,541,014円

2,549,665,466円

負債の部

3. 固定負債
(1) 引当金 4,628,960円

固定負債合計 4,628,960円

4. 流動負債
(1) 未払金 0円
(2) 前受金 58,484,910円
(3) 預り金 18,897,050円
(4) 預り担保有価証券 1,300,000円

68,181,960円

流動負債合計 72,760,920円

資 本 の 部

5. 資 本 金		
(1) 自己資本金	118,703,235円	
(2) 借入資本金		
1. 企 業 債	1,598,633,611円	1,598,633,611円
資 本 金 合 計		1,717,336,846円
6. 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ. 国庫補助金	3,948,000円	
ロ. 府 補 助 金	6,778,400円	
ハ. 工事負担金	712,316,326円	
ニ. 受贈財産評価額	84,416,657円	
資本剰余金合計		757,459,383円
(2) 利益剰余金		
当年度未処分利益剰余金		
繰越利益剰余金年度末残高	56,817円	
当 年 度 純 利 益	2,052,000円	2,052,000円

利益剰余金合計

2,108,317円

剰余金合計

759,567,700円

資本合計

2,476,904,546円

負債資本合計

2,549,665,466円

給 与 費 明 細 書

区 分	職 員 数	給 与			法定福利費	合 計
		給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員	80人	90,487円	75,318円	165,805円	17,506円	183,311円
資本勘定支弁職員	6	8,403	7,918	16,316	1,639	17,955
合 計	86	98,890	83,231	182,121	19,145	201,266
前 年 度	65	66,961	53,699	120,660	12,965	133,625
比 較	21	31,929	29,532	61,461	6,180	67,641
手 当 の 内 訳	調整手当	8,302円	扶養手当	2,301円	通 勤 手 当	3,114円
	期末手当	38,891円	勤 勉 手 当	10,863円	時間外勤務手当	10,487円
	管理職手当	1,568円	夜間勤務手当	1,468円	特殊勤務手当	3,612円
	退職手当	2,000円	住宅手当	625円		

繼續統費に關する調査書

款項	事業名	全 体 計 画				前前年度 未までの 支払義務 発生額	前年度 未までの 支払義務 発生(見 込)額	当該年度 支払義務 発生(見 込)額	当該年度 未までの 支払義務 発生(見 込)額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	繼續費の 総額に対 する進捗 率	備 考
		年割額	企業債	出資金	損益勘定 内部留保 資 金							
		41	47,000	48,000		4,000	4,000	46,933	46,933	2.9	通次繰越 67	
		42	113,000	107,000		6,000		42,142	42,142	2.6	"	
		43	26,600	26,000		600		76,720	76,720	4.8	"	
		44	110,000	109,000		1,000		129,780	129,780	8.2	"	
		45	156,600	145,000		11,600		154,956	154,956	9.8	"	
		46	143,800	127,000		16,800		145,675	145,675	9.2	"	
		47	223,000	210,000		9,890		119,728	119,728	7.6	"	
		48	190,000	175,000		15,000		294,071	294,071	18.7	104,071	
		49	563,000	588,000		25,000			563,000			
		計	1,573,000	1,460,000		43,110		715,929	294,071	64.2	563,000	

昭和48年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益的収入及支出

収 入 (単位千円)

款 項	目 目	前 回 迄 の 累 計 額	補 正 予 算 額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 水道事業収益		632,794	1,000	633,794			
		5,000	1,000	6,000			
2. 営業外収益							
	1. 受取利息	2,000	1,000	3,000	1. 預金利息	1,000	預金利息追加

支 出

款 項	目 目	前 回 迄 の 累 計 額	補 正 予 算 額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 水道事業費用		636,686	△ 4,944	631,742			
		517,537	17,084	534,621			
1. 営業費用							
	1. 原水及浄水費	209,598	5,448	215,046	給 料	1,248	給料追加
					手 当 等	2,958	手当等追加
					法 定 福 利 費	242	法定福利費追加
					請 負 工 事 費	1,000	請負工事費追加

款	項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		考	
						節	金額		
	2.配水及給水費		6,885.9	2,71.6	7,157.5	給料	75.6	給料追加	
						手当等	1,81.2	手当等追加	
						法定福利費	14.8	法定福利費追加	
						給料	80.8	給料追加	
						手当等	1,75.0	手当等追加	
						法定福利費	15.7	法定福利費追加	
	3.業務費		5,276.4	6,19.5	5,895.9	燃料費	8.0	燃料費追加	
						委託料	3,00.0	委託料追加	
						手数料	40.0	手数料追加	
						給料	66.9	給料追加	
						手当等	1,52.7	手当等追加	
						法定福利費	12.9	法定福利費追加	
2.営業外費用	4.総 係 費		4,511.4	2,72.5	4,783.9	印刷製本費	20.0	印刷製本費追加	
						通信運搬費	7.0	通信運搬費追加	
						保険料	13.0	保険料追加	
						企業債利息	△15,85.8	企業債利息更正減	
						一時借入金利息	△ 7,83.5	一時借入金利息更正減	
						企業債利息	△ 2,801.8	企業債利息更正減	
				11,904.9	△ 2,202.8	9,702.1	印刷製本費	20.0	印刷製本費追加
							通信運搬費	7.0	通信運搬費追加
							保険料	13.0	保険料追加
							企業債利息	△15,85.8	企業債利息更正減
							一時借入金利息	△ 7,83.5	一時借入金利息更正減
							企業債利息	△ 2,801.8	企業債利息更正減

						企業債取扱諸費	175	企業債取扱諸費追加
	2.雑支出	10	990	1,000	雑支出	990	雑支出追加	

2. 資本的收入及支出

収 入 (単位千円)

款 項	目 目	前 回 迄 の 累 計 額	補 正 予 算 額	計	各 目 明 細		考
					節	金 額	
1.資本的收入		600,500	△261,000	339,500			
1.企業債		456,000	△281,000	175,000			
	1.企業債	456,000	△281,000	175,000	企 業 債	△381,000	企業債更正減
3.工事負担金		140,000	20,000	160,000			
	1.工事負担金	140,000	20,000	160,000	工 事 負 担 金	20,000	工事負担金追加

支 出

款 項	目 目	前 回 迄 の 累 計 額	補 正 予 算 額	計	各 目 明 細		考
					節	金 額	
1.資本の支出		589,025	△254,900	334,125			
1.建設改良費		550,300	△254,900	295,400			
	2.拡張工事費	421,200	△240,600	180,600	請 負 工 事 費	△196,600	請負工事費更正減

(単位千円)

款	項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
						路面復旧費	△4,000	路面復旧費更正減
						補償金	△ 4,000	補償金更正減
			6,000	35,000	95,000	給料	324	給料追加
						手当等	806	手当等追加
						法定福利費	78	法定福利費追加
						備消品費	100	備消品追加
						燃料費	97	燃料費追加
						請負工事費	33,600	請負工事費追加
			49,800	△ 49,300	0	請負工事費	△49,300	請負工事費更正減
		3.改良工事費						
		4.配水管 整備事業費						

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。
- 水道部次長（田中 稔君） それではただいま上程されました昭和48年度水道事業会計補正予算（第2号）について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

今回、補正いたしましたのは、一般会計と同様、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行なう職員の給与費の補正と、昭和48年度事業起債の確定に伴う拡張事業費の補正その他、経費補正の必要が生じたため、それぞれについて補正せんといたすものでございます。

内容について申し上げますと、第2条は、主要な建設改良事業の和泉上水道第3回拡張事業費4億3,060万円を1億9千万円に改めるものでございまして、第4条及び5条並びに第10条と関連いたすものでございます。

次に第3条、収益的収入及び支出について申し上げますと、収入面において、営業外収益100万円を追加し、支出については、第1項営業費用で、人勤による職員給与費1,220万4,000円及び計算センター並びに検針等の委託料300万円、その他必要経費188万円、合計1,708万4,000円を追加するものであります。

第2項、営業外費用については、財政事情の好転に伴い、一時借入金の必要がなくなったのと、本予算調整時には、昭和47年度企業債として借り入れ予定しておりました額が、年度末で更正減いたしましたので、それに見合う利子と、さらに建設工事の進捗状況に応じ、更正後の企業債についても借り入れを繰り延べいたしましたので、これらの利息2,301万8,000円を更正減し、雑支出において99万円追加し、差し引き2,202万8,000円更正減するものであります。

第1項の追加と差し引きいたしますと、第1款、水道事業費用といたしましては、494万4,000円更正減と相なるものでございます。

次に4条、資本的収入及び支出について申し上げますと、収入において、企業債の更正減2億8千万円、工事負担金2,000万円追加、差し引き2億6,100万円更正減いたすものであります。

このうち企業債の更正減については、継続中の第3回拡張事業で、本年度内に着手いたしますが、年度内完成できない父鬼浄水場の拡張整備の企業債及び同和事業として施行する配水管整備事業に見合う企業債で、昭和49年度に繰り延べ、借り入れたすものであります。

もちろん、これにつきましては、大阪府等、関係機関とは十分協議済みでございまして、父鬼浄水場につきましては、完成する49年度には必ず借り入れてきますし、配水管整備事業については、道路工事と併行して、本市の要望時に借り入れできることと相なっておるものでござ

ございます。

また、支出につきましては、前述いたしました企業債の繰り延べ分に見合う工事費として、拡張工事で2億4,060万円、配水管整備事業で4,930万円をそれぞれ更正減し、工事負担金追加に伴う請負工事費と、今期の漏水対策として施工した工事費の追加3,500万円、差し引きいたしますと、支出の面において2億5,490万円更正減と相なるものでございます。

次に第5条でございますが、本条は、起債の目的、限度額及び利率について変更しようとするものであります。すなわち、目的については、「和泉上水道第3回拡張事業、配水管整備事業」とあるを、「和泉上水道第3回拡張事業」に、限度額「4億6,600万円」を「1億7千500万円」に改め、利率についても、たび重なる公定歩合の引き上げにより、「8%」を「8.5%」に、それぞれ改めるものであります。

次に第6条につきましては、経常経費の流用できる金額の補正でありまして、今回の補正により、原水及び浄水費「1億4,725万4千円」を「1億4,825万4千円」に、支払利息及び営業債取り扱い諸費「1億1,903万9千円」を「9,602万1千円」にそれぞれ改めるものであります。

次に第7条でございますが、本条は、議会の議決がなければ流用することができない経費のうち、今回の補正により、職員給与費の額「1億9,405万1,000円」を「2億7,45万8千円」に改めるものであります。

次に第8条は、たな卸資産の購入限度額「9,463万円」を、今回の燃料費等の補正により「9,490万7,000円」に改めるものであります。

次に、第9条において1条追加し、第10条として継続費の改正をしようとするものであります。その内容は、前述いたしました企業債の更正減に伴いまして、総額はそのまましておき、昭和48年度の年割額と、49年度の年割額を変更するものであります。すなわち、48年度4億3,060万円を1億9,000万円に、49年度3億2,240万円を5億6,300万円に、それぞれ改めるものでございます。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計予算の補正の概要でございますが、これらの詳細につきましては、18ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしくご審議下さいまして、原案ご議決下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑ご意見ありませんか。

○ 3番（金沢 勝君） 1点だけおうかがいしたいと思えます。

6、7、8月と、高温に相まって降雨がなかったために、節水をやかましく言われ、プールも閉鎖した。水は大切に使わないかんじ、節水は当然やと思うんです。ただ、この予算書を見

ると、ピーク時に節水したにもかかわらず、100万円追加されておる。今年は40年来の渇水であったそうですが、これがもし正常であったら数字はどうなっていたのか。今年の異常渇水による収益の減はどれぐらいか教えていただきたい。

- 水道部次長(田中 稔君) 今期の渇水による節水に伴う収益減は、900万程度と考えております。48年度の収益を47年度に見積もるわけですが、当時の見積もりよりも伸びのほうが多かったために、900万程度の減収はありましたが、年度末には、当初見積もっておった収益は得られるだろうと、現時点では見込んでおるわけです。

節水につきましては、ピーク時が困るわけでした、24時間コンスタントに使っていただければ、節水していただかなくてもいけるわけです。そういうことで、洗たくは夜10時以降にしてくださいとか、そういうことに力を入れたわけです。

なお、今回追加の100万円は、利子分でございます。

- 3番(金沢 勝君) 夜中に使うんやったら節水じゃない。ピーク時だけでなく、水の絶対量を減らすのがほんとの節水やと思う。まあ、その点は今後の問題として残しておきますけれども、ただ、あれだけ異常な渇水だったので、予算だけでもしんどいんじゃないかと心配してたところ、100万円追加されたので、質問させていただいたわけです。終わります。

- 議長(松尾千代一君) 他に。

- 18番(直村静二君) 水道の補正に関して、4点ほどお聞きしたい。

まず、現在、和泉市では未給水地区はもうないと判断しておりますが、ないかどうか、確認しておきたい。

第2点は、水道工事の関係で、府道を横断して水道を敷く場合、苦勞する点があると思うので、この点をお尋ねしたい。

それから、企業債が4億5,600万から1億7,500万になって、利率が8.5%に変わりますね。これは一定の基準があるだろうと思いますので、その基準があるだろうと思いますので、その基準をお答え願いたい。

第4点目は、これを見ますと、4,000万からの黒字になっておりますが、差し当たり、府営水道の値上げはないか、あった場合、市としては当分上げないでいける確証があるかどうかお答え願いたいと思います。

- 水道部次長(田中 稔君) 第1点ですが、横山の南部の地域と、春木川、あそこは現在、未給水地域でございます。

- 18番(直村静二君) 戸数は何ぼですか。

- 水道部次長(田中 稔君) 約1,000戸弱でございます。

府道横断工事の件は、給水工事のことだろうと思いますが、これは、府のほうに申請して掘削してもらわなければならない。その実費はどうしても需要家から徴収せざるを得ない。具体的には、大体の見積り額で需要家から徴収して、それから掘削あるいは本復旧等を業者にさせ、あとで清算するという形をとっております。いずれにしても、なるべく安くということでわれわれも苦心しております。掘削面積も十分気をつけてやっていますし、また、府道の場合は、完全な舗装しておりますので相当高くつくため、本管を入れる場合もできるだけ府道は避け、裏に入れるようなことも考えております。しかし、どうしても府道を横切らなければならぬ場合もあるわけで、現在のところ、これはやむを得ないと考えております。

3点目の利率の問題で、8%から8.5%にいたしましたのは、縁故債でございます。起債の中には、政府債のほかに、縁故債と申しまして、銀行から借り入れする資金があるわけです。資金区分は国のほうから決めてまいります。公定歩合も上がっておりますので、8%で借り入れできない場合困りますので、縁故債に限って8.5%にしたわけでございます。

それから、府水が値上げされますと、私どもの会計に年間4,000万近い影響が出てくるわけです。事務局の考えといたしましては、即値上げということではできるだけ避けたい。その分は、最近、各地で徴収しております加入的分担金という形で、一回限りの徴収というもので考えていきたいと思っております。

- 18番(直村静二君) いずれ建設委員会でやられると思っておりますので、あえて言いませんが新しく加入者分担金制度を考えているということが明らかになったので、それはやはり、十分考えてやっていただきたいという要望を付して、一応終わります。
- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ありませんか。
- 23番(貝淵博治君) 至って愚問ですが、三拡とはどういうものを言うのか。
- 水道部次長(田中 稔君) 三拡は、和泉市内全域を給水するという大きな目的を持っております。
- 23番(貝淵博治君) さすれば、いま直村さんの質問に対して、春木川、横山の一部、約1,000戸が未給水地域だというお答えでしたけれども、これをどうするのか。拡は和泉市全域を給水するんだというお考えに立って、助役さんのお考えをうかがいたい。
- 助役(辻 忠夫君) 和泉市全域を目標に、未給水地区の横山、春木川を重点に、父鬼浄水場から送水する計画をしておるんですが、父鬼町では、量がないということで、反対もあり、私も説明に参っております。

前の説明会で、「これでもう終わります。議会の議決も得ておりますし、市としてもこれ以上待てないので、工事に着手する」という説明をしたんですが、その後、「みんなを集めるか

ら、もう1回ぜひ来てくれ」ということで、「説明には何回も行きますが、要は地元が協力してくれなければいけない。いずれにしても近く着工しますから」ということで、この11日の晩に行くことにしております。

できるだけ早い機会に着手をいたしますが、現在、起債を認めてもらっておりながら本年度着工できないという状況でございますので、本年度実施分だけを除き、あとは来年度、改めて起債をお願いするという話し合いもできておりますので、更正減したわけでございます。

- 23番(貝淵博治君) 春木川の峠までは本管布設が終わっておるんですか。
- 水道部工務課長(福本喬久君) 峠までは完了いたしておりますが、町内は未配管です。
- 23番(貝淵博治君) 事業を起こすには反対はつきもので、いろいろご苦勞願って思うんですよ。助役さん、あんたは内容証明まで出して、断固として給水しようというところまではよかったんですが、2、3人の突き上げで、また白紙に戻された。それでは未給水家庭はどうなるのか。反対は、反対の立場で反対されておるんでしょうけれども、それで白紙に戻すそんな柳に風のような行政では困る。どういう意味で内容証明を白紙に戻そうとしたんですか。
- 助役(辻 忠夫君) いろいろ反対はございましたが、踏み切るためには一応、スカッとしたものを出しておかなきゃならないと思って、出したわけです。ところが、27名の方がお見えになりまして、これはほとんど役員だと思いますが、「やるという気持ちはわかっておるがそういうことをやられると、かえって地元の反対の者の扇動の種になるから、それは表面に出さずに、もう一度説明に来てくれ」ということでございました。市としては、要は仕事ができればいいんですから、「それじゃ、市長や次長と相談して、近くもう一回行きましょう。そのかわり、それが最後であり、行った限りは必ず近く着工しますから」と申しますと、「やるという気持ちはわれわれもわかっておるから、要するにもう一ぺん説明してくれたらいい」ということでしたので、前進させるためにやったわけでございます。
- 23番(貝淵博治君) 議案からそれたような質問で恐れ入ります。しかしね、27名来られたとおっしゃるけれども、その中で、実際に何人が反対しておるのか、2、3人ですよ。内容証明というものは、一たん、出したらそう簡単に白紙に戻すようなものじゃない。個人的な関係でも、それを行政の和泉市がやった。そういう軽率な内容証明の出し方はもってのほかだと私は思う。それでは内容証明の価値がない。脅かしのつもりで一ぺん出したらと思て出しただけなのか、断固として施工するんだということで内容証明を出したのか。その点、管理者としてのあなたの態度を聞きたい。
- 助役(辻 忠夫君) ご指摘ももっともでございます。それは私も反省いたしておりますが話し合いの過程で、「反対する人の数はしれておるんじゃないか。あとの人は黙っておるから

どうぞやって下さいということでもなく、やむをえないと理解してもらっていると私は思います」という話をしたんです。そしたら、「決をとれ」という話が出て、「役所から出ていっていちいち決を採るような行き方はとるべきではない。これは最高機関の議決をいただいているから、説明に来ただけで、皆さん個々の意見を聞いて、反対が多いからやめますという問題ではありません」という説明はしたんですが、2、8人の強い反対がございましたので、いよいよやりますよという、平たくいえばけじめをつけなきゃいかんという意味合いから、内容証明を出したわけでございます。ところが、役員から「そうされると、かえって混乱する」という話もあり、そういうことで日を送っていると着工の日が遅れてくる。「行くことによってみんなが協力してくれるなら、説明にもう一回行きましょう。そのかわり今後行ったら、間もなく入札をして着工しますよ」という話になったわけです。私、今度11日に行きましても、どこまで効を奏するかわかりませんが、あくまで、それで強く説得をするつもりでおります。

- 23番(貝淵博治君) そんなら内容証明の価値があったということですね。内容証明を出すことによって前進して、11日には地元で了解さす。

要望しておきます。この水道を付けるために、地元の吉川議員が老骨に鞭打って政治生命を賭けていると申しております。未給水地区の人たちの切実な要望を聞き入れていただいて、地区住民には説得に説得を重ねて、一日も早く、共産党のいう“空気と水は生まれたときから与えられている”といううえに立って、送水のできるよう努力していただきたいと思ひます。

- 議長(松尾千代一君) 他に質疑ご意見ございませんか。

- 17番(山田清二君) 貸借対照表を読みますと、年度末に利益が出るようになっておるんですが、府営用水の値上げは必至だと思います。その場合でも影響がないのかどうか。

それから、給水ロスも現在、どのくらいあるのか。さらに、大阪府全部ならなおいんです。できれば阪南各市の給水ロスを、後日でも結構ですから教えていただきたい。

- 水道部次長(田中 稔君) 府水の値上げは、このまま府議会で通ると、48年度は現在よりも47.8万1,000円ほど受水費がかさむことになります。

なお、有収率につきましては、87.3%を本年度は予定いたしております。

阪南各市については後日、お知らせいたしますが、全国平均は77.8%だと記憶しております。

- 議長(松尾千代一君) 他。

- 25番(藤原要馬君) 府営水道が値上げすれば、必ず影響が出てくると思うんです。ということは、泉北事業団も赤字団体に入っており、府営水道が上がれば、泉北用水も20円に上げるということで、すでに国、府に計画書が出ているわけでございます。だから、府水が上が

り、泉北が上がっても、市は上げないでやれるだけの自信があるのかどうか、その点お聞きしたい。

- 水道部次長（田中 稔君） 私ども事務局としては、料金改定はできるだけ避け、加入的分担金の徴収を検討したい考えです。
- 25番（藤原要馬君） 泉北用水の16円が20円に、4円上がる。それでも収支ちゃんといける、上げなくてもいいというのなら、それは結構です。どうぞ上げないように希望しておきます。
- 議長（松尾千代一君） 他に。
- 7番（田中包治君） 金利の問題ですけど、これは平均ですか。
- 水道部次長（田中 稔君） 限度額ですから、最高でございます。
- 7番（田中包治君） 現在、縁故債は大体何ほど、政府債はどのくらいですか。
- 水道部営業課長（高橋新平君） 縁故債は、8月現在の分は8%です。ただし、金利がそれ以上に高騰すると予想されますので、8.5%にさせていただきます。それから、大蔵省の資金運用部から借り入れるものは6.5%でございます。
- 7番（田中包治君） 縁故債の8%というのは、かなり高いですね。普通、7.2、3%か7.5%くらいまでですね。8.5%といえば、日歩にして2銭3分くらいだと思うんです。担保がないから、こういう高い金利を払って借らなきゃならないんですか。
- 水道部次長（田中 稔君） 8.5%といっても、交渉の結果では8.1%で借れる見込みもあるわけです。府のほうの意見も聞いて、最高限度額8.5%にしているわけでございます。もちろん担保はございませんが、担保がないからというよりも、そのときの公定歩合によって決めるわけです。資金区分は、縁故債何ほ、政府債何ほ、公営企業金融公庫何ほど決められてますが、縁故債は利子が高いので、私どもも困りますので、今年度においては、できる限り、縁故債を政府債に切り替えて、縁故債を少なくしていったるわけでございます。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第55号を原案通り可決することに決定いたします。

○ 議長(松尾千代一君) 日程第3「昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第56号

昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和48年度和泉市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和48年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という)第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	394,005千円	13,709千円	407,714千円
第2項 医業外収益	36,580千円	13,709千円	50,289千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	558,126千円	62,419千円	620,545千円
第1項 医業費用	512,592千円	62,419千円	575,011千円

第3条 予算第5条中、一時借入金の限度額「400,000千円」を「450,000千円」に改める。

第4条 予算第7条中、職員給与費「292,168千円」を「352,128千円」に改める。

第5条 予算第8条中、一般会計からこの会計へ補助する金額「3,201千円」を「45,720千円」に改める。

昭和48年9月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

昭和48年度病院事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入 (単位千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 病院事業収益			394,005	13,709	407,714
	2. 医業外収益		36,580	13,709	50,289
		2. 他会計補助金	32,011	13,709	45,720
	計		394,005	13,709	407,714

支 出 (単位千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 病院事業費用			558,126	62,419	620,545
	1. 医業費用		512,592	62,419	575,011
		1. 給 与 費	292,168	59,960	352,128
		6. 研究研修費	2,250	2,459	4,709
	計		558,126	62,419	620,545

昭和48年度病院事業会計補正予算損益計算書

(単位千円)

收 科	入		支		出 金 額	損 益
	目	金額	科	目		
			医業費用		62,419	
				給与費	59,960	
				研究研修費	2,459	△ 62,419
医業外収益						
	他会計補助金	13,709				13,709
合	計	13,709	合	計	62,419	△ 48,710

昭和48年度和泉市立病院事業会計資金計画

区分	前年度決算見込額	当年度予定額	増減
受入資金	734,087千円	927,846千円	193,759千円
1. 医療収益	304,962	295,425	△ 9,537
2. 医療外収益	4,077	4,569	492
3. 出資金	18,107	22,189	4,082
4. 他会計補助金	31,893	45,719	13,826
5. 一時借入金	300,000	450,000	150,000
6. 預り金	2,000	2,000	0
7. 繰越未収金	44,012	78,401	34,479
8. 前期繰越金	29,036	29,453	417

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増	減
支 払 資 金	7,046,344千円	9,238,194千円	2,185,600千円	
1. 医 業 費 用	4,070,220	5,011,598	94,578	
2. 医 業 外 費 用	34,480	45,234	10,804	
3. 建 設 改 良 費	22,083	13,000	△ 9,083	
4. 企 業 債 償 還 金	3,711	3,956	245	
5. 看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,234	1,233	△ 1	
6. 一 時 借 入 金	130,000	300,000	170,000	
7. 長 期 貸 付 金	1,347	0	△ 1,347	
8. 繰 越 未 払 金	104,809	56,173	△ 48,636	
9. 預 り 金	0	2,000	2,000	
差 引	2,945,3	4,652	△ 24,801	

昭和48年度和泉市病院事業会計予定貸借対照表

(昭和49年3月31日現在)

(単位千円)

資産の部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
1. 土地	88,074	
2. 建物	241,362	
建物減価償却引当金	17,485	223,877
3. 構築物	2,848	
構築物減価償却引当金	783	2,065
4. 車輜	1,240	
車輜減価償却引当金	372	868
5. 器械及備品	30,070	
器械備品減価償却引当金	1,0494	19,576

6. 建設仮勘定	5,000	
有形固定資産合計		339,460
(2) 投資		
1. 投資有価証券	138	
2. 長期貸付金	1,347	
投資合計		<u>1,485</u>
固定資産合計		340,945
2. 流動資産		
(1) 現金預金	4,652	
(2) 未収金	63,288	
(3) 貯蔵品	4,461	
(4) 前払金	750	
流動資産合計		<u>73,151</u>
資産合計		<u>414,096</u>

負債の部

3. 固定負債		
(1) 固定負債	<u>21,560</u>	
固定負債合計		21,560
4. 流動負債		
(1) 一時借入金	450,000	
(2) 未払金	61,300	
(3) その他流動負債		
1. 予納金	936	
2. 預り金	2,000	
3. 預り金(共済基金)	<u>3,100</u>	
その他流動負債合計		<u>6,036</u>
流動負債合計		517,336
負債合計		<u>538,896</u>

資 本 の 部

5. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	136,333	
(2) 借 入 資 本 金		
1. 企 業 債	<u>198,646</u>	
資 本 金 合 計		334,979
6. 剰 余 金		
(1) 利 益 剰 余 金		
1. 繰 越 欠 損 金	246,947	
2. 当 年 度 欠 損 金	<u>212,832</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>△459,779</u>
剰 余 金 合 計		<u>△459,779</u>
資 本 合 計		<u>△128,000</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>414,096</u></u>

昭和48年度病院事業会計補正予算実施計画説明書

1. 収益的収入及び支出

収入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 病院事業収益		894,005	13,709	407,714			
2. 医業外収益		86,580	13,709	50,289			
	2. 他会計補助金	32,011	13,709	45,720			
					他会計補助金	13,709	一般会計よりの補助金

支

出

(単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1.病院專業費用		558,126	62,419	620,545		千円	
1.医療費用		512,592	62,419	575,011			
	1.給 与 費	292,168	59,960	352,128			
					(給 料)	22,287	
					医 師 給	3,065	
					看 護 婦 給	3,628	
					准 看 護 婦 給	4,297	
					医 療 技 術 員 給	2,879	
					事 務 員 給	5,194	
					労 務 員 給	3,174	
					(手 当)	30,975	
					医 師 手 当	4,395	
					看 護 婦 手 当	5,385	

						6,581	准看護手当					
						8,858	医療技術員手当					
						6,237	事務員手当					
						4,569	労務員手当					
						2,500	報酬					属託医師報酬 2,500千円
						4,248	法定福利費					健康保険負担金 1,620 互助会補給金 1,258 共済組合負担金 1,370 計 4,248
					6.研究研修費	2,250						
						4,709						
						2,459	図書費					医療図書購入追加
							旅費					医師、医療技術員等研究旅費追加

給 与 費 明 細

(単位千円)

款 項	職員数	計						法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
病院事業費用 医業費用									
既決予定額	130人	31,256	124,082	225	113,936	269,499	22,669	292,168	
補正予定額		2,500	22,237	0	30,975	55,712	4,248	59,960	
合 計	130人	33,756	146,319	225	144,911	325,211	26,917	352,128	
手当の内訳		調整手当	1,905	扶養手当	600	通勤手当	284		
		期末手当	20,960	勤勉手当	2,501	時間外手当	1,594		
		管理職手当	690	夜間看護手当	1,970	住宅手当	340		
		宿日直手当	181						

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。

○ 病院事務局長（竹内 潔君） 説明に入ります前に、まことに恐れ入りますが、最初、お手元へお配り申し上げました正誤表に基づきまして、予算説明書の一部の差し替えをお願いしたいと存じます。原稿不備のために、タイプ印刷が脱落いたしております。まことに申しわけなく存じております。

それではただいま上程されました議案第56号、昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の理由を兼ねまして、内容のご説明を申し上げたく存じます。

本予算案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、改定されることになりました本市職員の給与の改定によりまして、病院関係職員につきましても、増額の改定をお願いしようとするものでございます。

昭和48年度の病院会計の補正予算第1号としては、以上の通りでございますが、第2条として、つまり第3条、収益的収支予算につきまして、次の通り補正していただきたいと存じます。

歳入につきまして、1,370万1,000円を追加いたしまして、予算総額を4億771万4,000円をお願いいたしますと存じます。この1,370万1,000円につきましては、泉大津市との病院分離に伴いまして、その後、両市の協議を続けて参りましたが、その決済金勘定につきまして、すでに和泉市一般会計に納入されております分を一般会計からの補助金として受け入れ、これに充当することにいたしております。

支出につきましては、6,241万9,000円の補正追加をお願いいたしますと存じます。これによりまして、支出の総額は6億2,054万5,000円と相なる次第でございます。このうち、5,896万円は、先ほど申し上げました給与改定に伴います分でございます。残りの245万9,000円につきましては、医療関係職員の研究研修費として、合わせて追加補正をお願いしようとするものでございます。

第3条につきましては、本予算の5条予算、一時借入金4億円のご議決を賜っておりますが4億5,000万円に改めたいと存じますので、お願いいたしますと存じます。

第4条につきましては、第7条予算中、職員の給与費でございます。つまり、議会の議決を得なければ流用してはならないと定められております経費につきまして、ただいまの給与費追加に伴いまして、総額3億5,212万8,000円に改めさせていただきますと存じます。

第5条につきましては、予算第8条に規定いたしております一般会計からの補助金3,201万1,000円を、先ほどの収入1,370万9,000円を加えまして、4,572万円に改めさせていただきますと存じます。

以上が今回、ご提案申しあげました補正予算(第1号)の内容でございます。

なお、詳細につきましては、添付いたしております予算実施計画、損益計算書、資金計画、貸借対照表等でございますので、ご参照賜りまして、何とぞ原案通り可決賜りますようお願い申し上げます。ご説明を終わります。

- 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第56号を原案通り可決することに決定いたします。

○

- 議長(松尾千代一君) 次に日程第4「工事請負契約締結について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第58号

工事請負契約締結について

市立(仮称)緑ヶ丘保育園新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり市議決を求める。

昭和48年10月1日提出

和泉市長 藤木 秀夫

1. 契約の目的 市立(仮称)緑ヶ丘保育園新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤木 秀夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 81,500,000円
5. 契約の相手方 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社 代表取締役 小野林 徳

6. 工 期 自 昭和48年 月 日(議決の日)
至 昭和49年 3月31日
7. 契約保証金 4,075,000円
8. 保 証 人 泉大津市東雲町15番61号
尾上建設株式会社
代表取締役 尾 上 秀 雄

議案第58号参考資料

市立(仮称)緑ヶ丘保育園新築工事概要

1. 工事場所 和泉市緑ヶ丘21番地の2
2. 敷地面積 1,660㎡
3. 工事種別 新築
4. 構 造 鉄筋コンクリート造二階建
建築延面積 946.09㎡

- 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を求めます。
- 建設部長(中塚 白君) お許しを得まして、議案第58号、工事請負契約締結についての提案理由の説明並びに内容のご説明をさせていただきます。

契約の目的は、緑ヶ丘保育園新築工事でございます。契約の相手方は、和泉市箕形町、小野、小野林建設株式会社、代表取締役小野林徳一でございます。契約金額8,150万円をもって、昭和49年3月31日までに施工せんとするものでございます。

その内容につきましては、参考資料に添付の通り、鉄筋コンクリート造二階建てでございます。

以上、簡単でございますけれども工事請負契約の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第58号を原案通り可決することに決定いたします。

○ 議長(松尾千代一君) 次に日程第5「市道の路線の一部廃止について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長)

議案第60号

市道の路線の一部廃止について

市道の路線の一部を次のように廃止する。

昭和48年10月1日提出

和泉市長 藤木秀夫

路線名	起 点	経 過 地	廃止する部分	延 廃 止 前
	終 点			長 廃 止 後
信太16号線	尾井町157番地先 府道大阪和泉南線 の交差点	王子町849番地元	王子町919番 地元(220m)	m 2,785
	国有地内にある伯太 町から伏屋町に至る 道路との交点	尾井町339番地元		2,565

議案第60号参考資料

道路法(昭和27年法律第180号)抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2. 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 略

3. 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

○ 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長(中塚 白君) 再度お許しを得まして議案60号のご説明を申し上げます。

本件は信太16号線の一部を廃止しようとするものでありますが、具体的に申し上げますと当路線は聖神社の境内を貫通しており、これについては、早くから問題がございまして、また神社側から議会に対する請願が出されておったのでありますが、周辺にはかなり人家もあり、廃止することが困難でありましたが、たまたま、鶴山団地内の道路並びに当路線に代わる74号線が整備されましたので、今回、境内の一部、220メートルを廃止しようとするものであります。

なお、付近住民についての了解も得、また市道を廃止しましても、当道路は里道でもありますので、歩行者の不便はないものと思っております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑ご意見ありませんか。

○ 26番(勝部津喜枝君) 住民に十分な理解と納得をもらっているという説明でしたが、市道廃止に伴って地元住民の通行に支障がないよう、神社側との話し合いも十分できているのかどうか、その点再度、確認をしておきます。

○ 建設部長(中塚 白君) ただいま内容説明の中でも申し上げましたように、市道廃止になりにしても、あの道路は里道でございますので、神社側で一方的に閉鎖するわけに参りません。そのことは神社側の了解も得てございます。

○ 議長(松尾千代一君) 他に。

○ 7番(田中包治君) 市道が廃止されて里道に変わると、国有地になるわけですね。もともと

何を何年間か通っており、廃止すれば当然問題があるということで、いままでも神社側との間にたびたびトラブルはあったのですが、あえて廃止しなかったわけですね。小栗街道から入ったところの、神社の鳥居からまっすぐ上がられますと、右が参詣道、左が牛馬車道と明示されてございます。話が少しさかのぼりますが、鶴山台団地ができる前、左側の74号線に関連事業として取り上げてもらいたいという申し入れをしておったんですが、それができなくて、代るべき道がないということで、廃止できないまま現在まで来たわけでございます。その74号線もある程度整備されてまいりました。愛集幼稚園周辺の17軒ほどの住民に支障があると考えられる部分は、今回の廃止から除外しております。また、手前から入って2番目の鳥居の手前にも家がございます。これについても廃止いたしておりません。だから、神社境内の一部だとしてご解釈願えれば結構だと思います。私のほうは、神社から言われて急に廃止したのではなしに、過去何年間か問題はありましたが、代るべき道路がない、付近住民が交通できなくなっても困るということで現在まで来た。最近、一応見込みもつきましたので、廃止に踏み切ったわけでございます。

- 3番(金沢 勝君) なぜ追加してまでする必要があったのか。
- 助役(辻 忠夫君) 昨年、議運でも大変お叱りを受けたんですが、これにつきましては、いま部長が答弁したように、以前から問題になっておりました。最近、地元、特に神社の氏子総代から強い要望があり、過般の建設協議会でもご協議願いまして、祭り前に廃止するほうがいいんじゃないかということで、本議会でご議決をいただきたく、追加で出したわけでございます。どうぞよろしく願いたします。
- 3番(金沢 勝君) 通行権の民法上の問題、だれか答えてください。
- 建設部長(中塚 白君) 民法上となると、私もよくわかりませんので、あとで検討させていただきます。
- 3番(金沢 勝君) 一部と言われたけど、議案に説明も付けてくれてない。どこからどこまでか見に行ったらええけども、私はまだ見に行っていない。略図でも書いて、もう少し親切な議案にしていきたい。

それから、祭りが来るさかいというけれども、それは今日や昨日出てきた問題じゃない。頭を下げてまで追加議案出す根拠はないと思うんです。うちのほうも出ておりますので、あまり言えませんが、理事者が頼むからこっちは頼まれただけで、頼んだ理由が立たん。追加議案は一切認めないということは議運の中ではっきりされてる中で、こういう追加が出てきた。必要性があるかという、ない。これを指摘申し上げたいと思います。

それと、10何間通り続けてきた通行権のあるものを、急に通さないというのは、民法上お

かしいという判断を私は持っている。かりに個人が小さい家を建てて3年間、道として通っていた場合、私道であっても、通行権は認められている。そのぐらい通行権というものは民法上も大きく評価されておる。それが簡単に市道廃止によって、緊急車も、市民の通行もストップだというようなことがあってしかるべきかどうか。今後の問題もございまして、民法上に引っかけからんのか、宿題にして終わります。一般市民は民法を守るとる。市役所は破るとるではかっこうつかん。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、これを終わります。

ただいまより一時まで昼食の時間として休憩させていただきたいと存じます。

（午後12時13分休憩）

（午後1時17分再開）

- 議長（松尾千代一君） 午前に引き続き会議を開きます。

日程第6「昭和47年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第1号

昭和47年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、昭和47年度和泉市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

昭和48年10月1日提出

和泉市長 藤木秀夫

認定第1号参考資料

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(決算)

第30条 略

2~3 略

4. 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

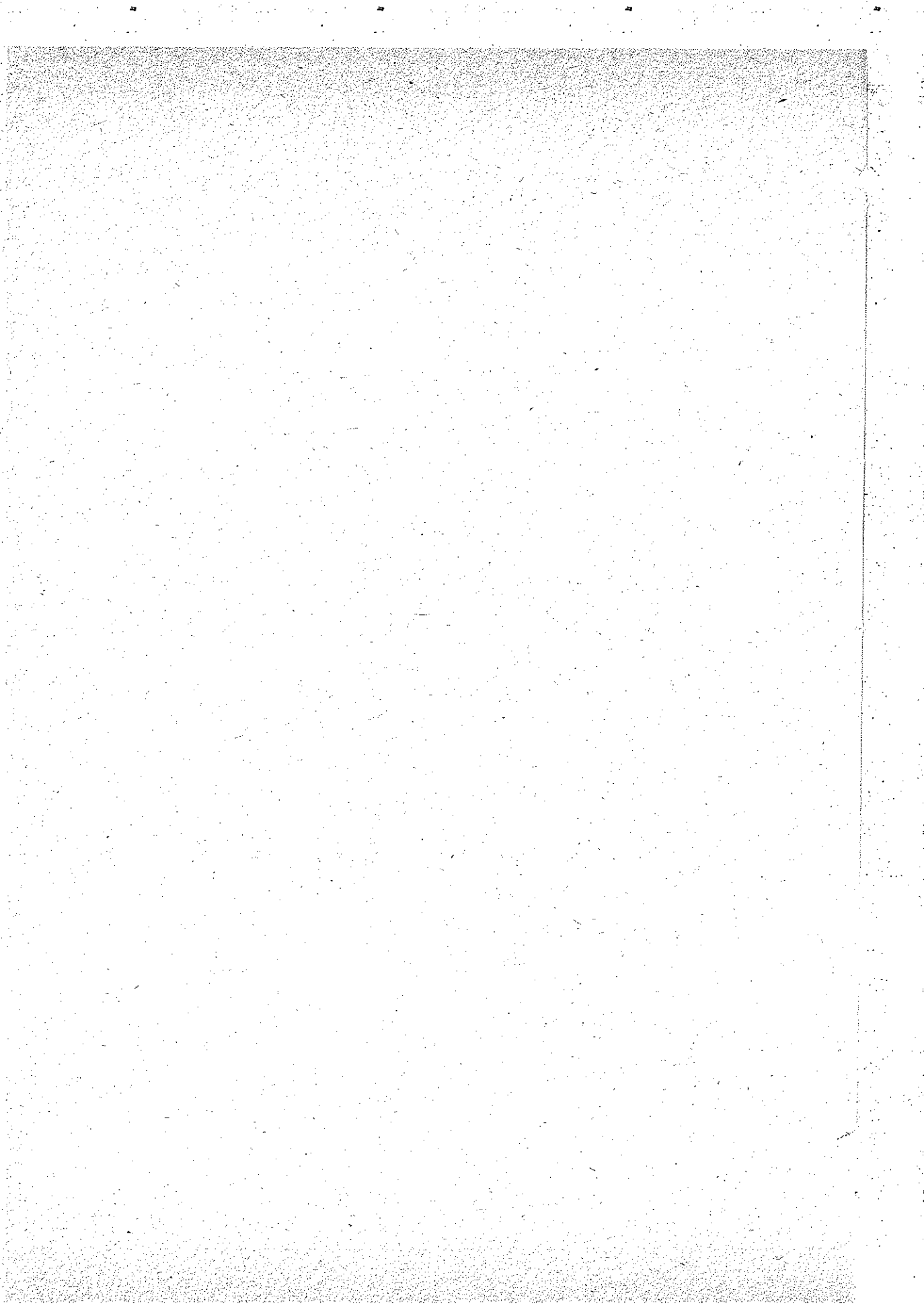
5~6 略

昭和47年度

和泉市水道事業会計決算書

自昭和47年4月1日～至昭和48年3月31日

和泉市水道部



昭和47年度和泉市水道事業会計決算書目次

決算書	
1. 決算報告書	8頁
2. 損益計算書	7頁
3. 剰余金計算書	9頁
4. 剰余金処分計算書	11頁
5. 貸借対照表	12頁

決算附属書類

1. 事業報告書	16頁
1 概況	
(1) 総括事項	16頁
(2) 議会議決事項	18頁
(3) 行政官庁認可事項	18頁
(4) 職員に関する事項	19頁
(5) 料金その他供給条件の設定変更に関する事項	19頁

2. 工事	(1) 建設改良工事概況	20頁
3. 業務	(1) 業務量	27頁
	(2) 事業収益に関する事項	28頁
	(3) 事業費用に関する事項	29頁
4. 会計	(1) 重要契約の要旨	29頁
	(2) 企業償及び一時借入金の概況	31頁
2. 収益費用明細書		32頁
3. 有形固定資産明細書		39頁
4. 無形固定資産明細書		40頁
5. 企業債明細書		41頁

昭和47年度和泉市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	修正予算額	法第24条 第3項の規 定による支 出額に係る 財源充当額	小 計	法第26条 第2項の規 定による繰 越額に係る 財源充当額			
第1款 水道事業収益	604,780,000	50,159,000	0	654,939,000	0	685,040,410	△19,898,590	
第1項 営業収益	599,780,000	10,215,000	0	609,995,000	0	586,986,618	△23,008,887	
第2項 営業外収益	5,000,000	39,944,000	0	44,944,000	0	48,053,797	3,109,797	

支 出

区 分	予 算 額						翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繰 越 費 用	合 計	法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繰 越 費 用			合 計
第 1 款 資 本 的 支 出	555,214,000	△ 107,035,000	0	448,179,000	8,680,585	798,651	457,653,286	32,400,000	104,070,804	186,470,804	12,268,592	
第 1 項 建 設 改 良 費	517,774,000	△ 106,918,000	0	410,856,000	8,680,585	798,651	420,830,286	32,400,000	104,070,804	186,470,804	12,251,378	
第 2 項 企 業 運 賃 金	37,440,000	△ 117,000	0	37,323,000	0	0	37,323,000	0	0	0	17,214	

昭和47年度和泉市水道事業損益計算書

(昭和47年4月1日より昭和48年3月31日まで)

1. 営業収益		
(1) 給水収益	465,113,815円	
(2) 補償金	5,000,000円	
(3) 受託工事収益	34,209,470円	
(4) その他の営業収益	<u>82,663,328円</u>	586,986,613円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	179,731,825円	
(2) 配水及給水費	75,071,819円	
(3) 受託工事費	31,586,980円	
(4) 業務費	42,190,911円	
(5) 総係費	31,683,523円	
(6) 減価償却費	54,141,695円	
(7) 資産減耗費	4,280,515円	
(8) その他の営業費用	<u>75,786,918円</u>	494,474,186円
営業利益		<u>92,512,427円</u>

3. 營業外収益

(1) 受取利息 4,568,083円

(2) 雑収益 23,485,714円

(3) 他会計補助金 20,000,000円

当年度総利益

140,566,224円

4. 營業外費用

(1) 支払利息及
企業債取扱諸費

94,118,460円

94,118,460円

当年度純利益

46,452,764円

昭和47年度和泉市水道事業剰余金計算書

(昭和47年4月1日より昭和48年3月31日まで)

欠 損 金 の 部

1. 前年度未処理欠損金	46,301,007円
2. 前年度欠損金処理額	0
繰越欠損金	46,301,007円
3. 繰越欠損金増加高	
(1) 過年度損益修正	95,440円
繰越欠損金年度末残高	46,396,447円
4. 当年度純利益	46,452,764円
当年度未処分利益剰余金	56,317円

資 本 剩 余 金 の 部

1. 国庫補助金			
(1) 前年度末残高	3,948,000円		
(2) 前年度処分額	<u>0</u>		
(3) 当年度発生高	<u>0</u>		
(4) 当年度処分額	<u>0</u>		
(5) 当年度末残高	<u>3,948,000円</u>	3,948,000円	
2. 府補助金			
(1) 前年度末残高	3,668,400円		
(2) 前年度処分額	<u>0</u>		
(3) 当年度発生高	<u>3,110,000円</u>		
(4) 当年度処分額	<u>0</u>		
(5) 当年度末残高	<u>6,778,400円</u>	6,778,400円	
3. 工事負担金			
(1) 前年度末残高	387,500.626円		

(2)	前年度処分額	0
(3)	当年度発生高	210,315,700円
(4)	当年度処分額	0
(5)	当年度末残高	547,816,326円

4. 受贈財産評価額

(1)	前年度末残高	84,416,657円
(2)	前年度処分額	0
(3)	当年度発生高	0
(4)	当年度処分額	0
(5)	当年度末残高	84,416,657円
	翌年度繰越資本剰余金	592,959,383円

昭和47年度和泉市水道事業剰余金処分計算書(案)

(昭和47年4月1日より昭和48年3月31日まで)

1.	当年度末処分利益剰余金	56,317円
2.	利益剰余金処分額	0
3.	翌年度繰越利益剰余金	56,317円

負債の部

3. 固定負債	
(1) 引当金	<u>2,628,960円</u>
固定負債合計	2,628,960円
4. 流動負債	
(1) 未払金	82,537,139円
(2) 前受金	53,434,910円
(3) 預り金	13,897,050円
(4) 預り担保有価証券	<u>1,300,000円</u>
流動負債合計	<u>100,669,099円</u>
負債合計	<u>103,298,059円</u>
資本の部	
5. 資本金	
(1) 自己資本金	118,703,235円
(2) 借入資本金	

1 企 業 債	1,346,358,611円	1,346,358,611円
資本金合計		1,465,061,846円
6. 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 国庫補助金	3,948,000円	
ロ 府 補 助 金	6,778,400円	
ハ 工 事 負 担 金	547,816,326円	
ニ 受贈財産評価額	84,416,657円	
資本剰余金合計		592,959,383円
(2) 利益剰余金		
当年度未処分利益剰余金		
繰越欠損金年度末残高	△46,896,447円	
当年度純利益	46,452,764円	56,817円
利益剰余金合計		56,817円
剰余金合計		593,015,700円
資 本 合 計		2,058,077,546円
負債資本合計		2,161,375,605円

(2) 議会議決事項

番 号	件 名	提出年月日	議決年月日
報告第8号	継続費繰越計算書について	47. 5. 19	47. 5. 19
“ 第4号	繰越計算書について	“	“
議案第66号	昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	47. 8. 22	47. 8. 22
認定第1号	昭和46年度和泉市水道事業会計決算の認定について	47. 11. 9	47. 12. 18
議案第74号	昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	47. 12. 19	47. 12. 19
“ 第9号	昭和48年度和泉市水道事業会計予算	48. 3. 9	48. 3. 30
“ 第31号	昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	48. 3. 19	48. 3. 19

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件 名	許可年月日
48. 3. 6	大阪府知事	昭和47年度事業債許可の件、和泉上水道第3回拡張事業	48. 3. 14
48. 3. 20	“	“ 配水管整備事業	48. 3. 26

(4) 職員に関する事項

	部長	次長	課長	課長補佐	主幹	係長	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	合計
	1	1									2
営業課			1	1	1						3
" 庶務係						主幹兼務	7	1			8
" 営業係						課長補佐兼	4		4		8
" 給水係						1	1	2		1	5
工務課			1	1							2
" 工務係						1		6			7
" 浄水係						1		19	1	2	23
" 管理係						1	1	5			7
合計	1	1	2	2	1	4	13	33	5	3	65

(5) 料金その他供給条件の設定変更に関する事項

該当なし

工 事 名	施行場所	本 年 度 施 行 内 容	本 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	備 考
配水管布設工事	福 瀬 町	FCD $\phi 200 \times 114.1 m$	6,695,000 円	48. 2. 2	48. 3. 28	
		" $\phi 150 \times 88.3 m$				
		" $\phi 100 \times 6 m$				
		" $\phi 75 \times 8.8 m$				
"	仏 並 町	FCD $\phi 150 \times 225 m$	8,578,000	48. 2. 25	48. 3. 25	
		" $\phi 100 \times 9 m$				
		" $\phi 75 \times 6.4 m$				
配水管布設工事 掘削跡府道本復 旧工事	福 瀬 町	アスファルト舗装 266.27 m ²	1,200,000	48. 3. 19	48. 3. 31	

ロ 配水管整備事業

(工事費 1,000 円以上)

工 事 名	施行場所	本 年 度 施 行 内 容	本 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	備 考
配水管布設工事	王 子 町	FCD $\phi 200 \times 458 m$	6,860,440 円	48. 3. 3	48. 4. 28	路面復旧 費を含む。
		" $\phi 150 \times 1 m$				
		" $\phi 100 \times 2 m$				
		" $\phi 75 \times 8 m$				

(工事費 1,000 円以上)

八 和泉上水道改良工事

工 事 名	施行場所	本年度施行内容	本年度工事費	着工年月日	竣工年月日	備 考
配水管布設工事	青葉台	FCD ϕ 200 \times 430 m " ϕ 150 \times 310.8 m " ϕ 100 \times 288.4 m " ϕ 75 \times 1,191.2 m	12,872,000	47. 8. 10	47. 5. 10	路面復旧費を含む以下同じ
"	"	FCD ϕ 200 \times 113.9 m " ϕ 150 \times 872.9 m " ϕ 100 \times 360 m " ϕ 75 \times 1,189.8 m	10,703,000	"	47. 4. 30	
配水管布設管工事	太 町	HIP ϕ 75 \times 302 m	1,401,000	47. 4. 10	47. 5. 10	
塩素ガス漏えい探知警報設備工事	池上町 和田町	受信機 2台 発信器 8台 警報装置 一式	1,450,000	47. 4. 15	47. 4. 30	
配水管布設工事	青葉台	FCD ϕ 200 \times 144.88 m " ϕ 100 \times 464.73 m " ϕ 75 \times 946.97 m	7,402,000	47. 5. 1	47. 10. 30	

工 事 名	施行場所	本 年 度 施 行 内 容	本 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	備 考
配水管布設工事	葛ノ葉町	FCD φ150×184 m " φ100× 3 m	2,029,000 円	47. 11. 25	47. 12. 15	
"	桑原町	FCD φ150×128.2 m " φ 75× 1.8 m	2,245,000	47. 12. 14	48. 1. 16	
"	緑ヶ丘	FCD φ400×289 m " φ150×161.8 m " φ100×981.5 m " φ 75×1.456 m	15,200,000	48. 1. 17	施 行 中	
配水管布設替工事	唐国町	FCD φ150×396.5 m " φ 75× 4.6 m	3,489,000	48. 1. 25	48. 2. 20	
配水管布設工事	小田町	FCD φ100×251 m	1,417,000	48. 2. 1	48. 2. 20	
配水管布設替工事	府中町	ビニールラインク鋼管 φ100×321 m	2,300,000	48. 2. 1	施 行 中	
配水管布設工事	池田下町	FCD φ150×157.6 m " φ125× 1.1 m " φ 75× 4 m	1,660,000	48. 2. 15	48. 3. 15	

(工事費 1,000 円以上)

二 維持補修工事

工 事 名	施行場所	本 年 度 施 行 内 容	本 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 功 年 月 日	備 考
屋外施設等塗装工事	池上町 鶴山台 一条院町 観音寺町	高架水槽等屋外施設塗装工事 一式	5,700,000 円	48. 2. 15	48. 3. 25	

3. 業 務 量
(1) 業 務 量

区 分	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	前年度対比率
受 水 量	8,065,834 m ³	6,971,249 m ³	1,094,585 m ³	1.16
大阪府よりの受水量	3,039,590	2,658,420	386,170	1.15
泉北水道よりの受水量	1,880,080	1,220,858	659,222	1.54
光明池土地改良区よりの受水量	1,863,630	1,759,580	104,050	1.06
自 己 水 源	1,282,534	1,337,391	△ 54,857	0.96
一日平均受水量	22,098	19,047	3,051	1.16
配 水 量	7,918,046 m ³	6,788,457 m ³	1,129,589 m ³	1.17
一日平均配水量	21,693	18,548	3,145	1.17
給水量(有収水量)	6,913,369	5,803,452	1,109,917	1.19
一日平均給水量	18,941	15,856	3,085	1.19
有 収 率	87.3 %	85.5 %		
総 人 口	108,238 人	103,975 人	4,263 人	1.04
給 水 人 口	100,789 人	91,168 人	9,621 人	1.11
総 戸 数	28,313 戸	27,125 戸	1,188 戸	1.04
給 水 戸 数	26,719 戸	24,663 戸	2,056 戸	1.08
普 及 率(人口)	93.1 %	87.7 %		
“ (戸数)	94.4 %	90.9 %		

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の内容	契約の相手方
47. 6. 10	8,597,000円	和泉上水道改良	配水管布設工事	堺井阪工務店 井 阪 義 晴
47. 6. 14	6,172,000	"	"	"
47. 7. 17	16,427,000	"	"	新陽電機水道工業所 河 野 市 久 寿
47. 8. 17	19,200,000	和泉上水道第3回拡張事業	"	堺 寄 田 組 寄 田 年 文
47. 8. 21	7,677,000	和泉上水道改良	"	新陽電機水道工業所 河 野 市 久 寿
48. 1. 16	15,200,000	"	"	堺 寄 田 組 寄 田 年 文
48. 1. 22	5,678,000	和泉上水道第3回拡張事業	"	鈴木水道工業所 鈴 木 初 夫
48. 1. 29	118,600,000	"	浄水池及培養減菌室築造工事	堺 栗 本 鉄 工 所 平 野 順 次
"	59,400,000	"	ポンプ及電気計装設備工事	朝 日 企 業 ㈱ 竹 林 八 郎
"	19,200,000	"	塩素滅菌中和装置設備工事	横 手 産 業 ㈱ 横 手 清 治
48. 2. 14	5,700,000	高架水槽等屋外施設塗装工事	"	東 亜 塗 装 工 業 ㈱ 宇 佐 美 弘 明
48. 3. 8	6,279,000	配水管整備事業	配水管布設工事	白 川 建 設 白 川 盛 男

(ロ) 物品購入契約(300万円以上)

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の内容	契約の相手方
47. 4. 11	3,052,860円	ダクタイトルA型1種セメントライニング直管 φ200×5M 22本外8点	"	西海機材製作所 朝 長 敏 浩
47. 8. 17	4,006,750	ダクタイトルA型1種セメントライニング直管 φ200×5M 275本	"	"

ハ. その他 (300万円以上)

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
47. 4. 28	14,481,574円	配水池築造用地 松尾寺町546番地外2筆	和泉市開発協会 藤木秀夫
47. 6. 1	4,100,000	父鬼浄水場拡張工事設計委託	関西西水道コンサルタント 内末人
47. 6. 5	6,300,000	和田浄水場拡張工事設計委託	新日本設計 柳土田仁三郎
47. 6. 10	3,756,000	馬瀬農道占用補償	馬瀬農道受益者代表 仲辻秋義
47. 9. 8	3,800,000	無線電話装置設備工事	ハタナカデザイン 畑中正利

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債

1. 企業債発行総額	1,738,700,000円
内本年度発行額	124,000,000円
2. 償還額	392,341,389円
内本年度償還額	37,305,786円
本年度末未償還額	1,346,358,611円

(ロ) 一時借入金

1. 前年度末残高	200,000,000円
2. 本年度借入総額	247,000,000円
3. 本年度返済総額	447,000,000円
本年度末残高	0円

款	項	目	節	金	額	備	考
			燃料費	309,875	円		
			印刷製本費	79,806			
			通信運搬費	155,457			
			委託料	720,545			
			手数料	3,045			
			賃借料	519,305			
			修繕料	1,912,343			
			動力費	14,908,432			
			藥品費	13,084,080			
			材料費	103,690			
			受水費	89,813,960			
			請負工事費	2,033,900			
			補償金	20,000			
			負担金	178,500			
		配水及給水費		75,071,819			
			給料	16,213,500		予算額	16,253,000円
			手当等	14,629,072		"	14,630,000円

賃	金	34,550	
法定福利費	費	3,049,086	予算額 3,110,000 円
旅	費	33,180	
被	服	146,600	
備	消	581,475	
燃	料	282,050	
印	刷	54,398	
賃	借	227,665	
修	繕	5,135,030	
路	面	10,000,000	
材	料	2,804,900	
請	負	21,930,363	
受託工事費	費	31,586,980	
路	面	383,490	
諸	負	81,122,490	
備	消	81,000	
業	務	42,190,911	
給	料	10,060,500	予算額 10,088,000 円
手	当	7,461,001	” 7,483,000 円

款	項	目	節	金額	備考
		減価償却費	分 担 金	12,440 円	
			有形固定資産 減価償却費	54,141,695	
			無形固定資産 減価償却費	50,000	
		資産減耗費		4,280,515	
			固定資産除却費	4,276,713	
			棚卸資産減耗費	3,802	
		その他の営業費用		75,786,918	
			材料売却原価	75,786,918	
	営業外費用			94,113,460	
		支払利息及 企業債取扱諸費	企業債利息	94,113,460	
			一時借入金利息	82,684,768	
			企業債手数料及 取扱諸費	11,474,644	
				4,048	
費用合計				588,587,646	

有形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高 円	当年度増加額 円	当年度減少額 円	年度末現在高 円	減価償却引当金 円	年度末償却未済高 円	備考
有形固定資産	1,962,948,485	1,146,376,232	898,640,825	2,210,683,892	207,744,914	2,002,988,978	
土地	22,051,861	43,413,422	0	65,464,783	0	65,464,783	
施設用地	22,051,861	43,413,422	0	65,464,783	0	65,464,783	
建物	88,714,773	6,967,000	390,804	95,291,469	6,566,070	88,725,999	
事務所用建物	28,960,000	0	0	28,960,000	834,048	28,125,952	
施設用建物	59,754,773	6,967,000	390,804	66,331,469	5,732,022	60,599,447	
構築物	788,418,315	788,768,678	10,604,050	1,561,582,943	136,897,160	1,424,685,783	
原水及浄水設備	131,177,527	32,159,000	0	163,336,527	12,047,781	151,288,746	
配水及給水設備	616,219,284	741,479,900	8,919,000	1,348,780,134	119,442,246	1,229,337,888	
その他構築物	41,021,554	10,129,778	1,685,050	49,466,282	5,407,133	44,059,149	
機械及装置	183,870,390	55,294,347	8,148,163	181,021,574	48,496,589	137,524,985	
電気設備	45,887,561	35,342,000	4,355,081	76,874,480	10,800,321	66,074,159	
ポンプ設備	30,593,229	7,893,000	3,575,447	34,910,782	9,366,145	25,544,637	
塩素滅菌設備	6,372,331	1,448,015	188,160	7,632,186	2,716,176	4,916,010	
その他機械装置	51,017,269	10,611,332	24,475	61,604,126	20,613,947	40,990,179	
量水器	39,350,793	5,464,782	359,190	44,456,985	15,418,910	29,037,475	
車輛及運搬具	4,919,753	939,000	0	5,858,753	2,183,286	3,675,467	

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却引当金	年度末償却未済高	備考
自動車	4,919,753	939,000	0	5,858,753	2,188,286	3,675,467	
工具器具及備品	12,823,927	5,109,000	3,779,580	14,153,347	3,182,899	10,970,448	
工具器具	6,512,798	530,000	218,500	6,824,298	1,378,241	5,450,997	
備品	6,311,189	4,579,000	3,561,080	7,329,109	1,809,658	5,519,451	
建設仮勘定	872,799,173	245,420,003	875,364,538	242,854,638	0	242,854,638	
和泉上水道 第8回拡張事業	613,175,480	105,241,873	613,176,080	105,241,273	0	105,241,273	
和泉上水道 改良工事費	79,485,278	140,178,130	82,050,043	137,613,365	0	137,613,365	
鱒山台地地 水導施設	180,138,415	0	180,138,415	0	0	0	
総計	1,962,948,485	1,146,376,232	898,640,825	2,210,683,892	207,744,914	2,002,938,978	

無形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高	年度末現在高	備考
無形固定資産	651,200	300,000	0	50,000	901,200	
水利権	610,000	0	0	50,000	560,000	
借地権	0	300,000	0	0	300,000	
電話加入権	41,200	0	0	0	41,200	
総計	651,200	300,000	0	50,000	901,200	

給 与 費 明 細 書

款	項	職員数一般職	給 与		共 済 費	合 計
			給 料	職 員 手 当		
1. 総務費		△ 3 人	150	2,430	△ 93	2,487
	1. 総務管理費	△ 2	△ 195	640	△ 117	828
	2. 徴収費	△ 1	345	1,790	24	2,159
	補正予算額計	△ 3	150	2,430	△ 93	2,487
	補正前額	22	17,681	11,975	3,260	32,916
	合 計	19	17,831	14,405	3,167	35,403
職員手当の内訳						
	扶養手当	66	66			
	期末勤勉手当	1,517	1,517			
	住居手当	25	25			
	時間外勤務手当	822	822			

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご工程をいただきました議案第54号、昭和48年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

51ページの予算書の第1条でございますように、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出ともそれぞれ2,487千円を追加いたしまして、予算総額を8億7,332万5千円とするものでございまして、補正の款項の区分及び金額は第1表の通りでございます。

今回の補正は、事項別明細書にもございますように、給与費のみでございます。

所要額2,487千円につきましては、被保険者の増等によります府の補助金の増額分を当てるべく措置いたした次第でございます。

以上簡単でございますが、今回の国保会計補正予算の内容をご説明申し上げます。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑ご意見ありませんか。

- 18番（直村静二君） 前にも質問してお答えがあったと思いますが、国民健康保険の減免規定は新たにできるのかどうか。

もう一つ、同和の減免は、47年度では何件で金額は幾らか。さらに、2分の1というパーセンテージが48年度では変わっているのか。変わっていれば、どの程度かお答え願います。

- 市民部長（小林一三君） 第1点の国保減免規定でございますが、地方税法の国民健康保険税の規定を適用いたしました。6割ないし4割の減額規定で実施しております。その他、減免規定につきましては、市税に準じ、市税の減額をそのまま使い、あるいは、前々年所得を使う関係上、実調に基づいてやっております。

第2点の同和減免は、昭和47年度では、405件で、減免額は2分の1で、401万6千507円。たびたび申し上げております通り、この2分の1は補助金とさせていただきます。

48年度におきましては、2分の1は変わってございません。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第54号を原案通り可決することに決定いたします。

○ 議長（松尾千代一君）次に日程第2「昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第55号

昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「430,600千円」を「190,000千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 水道事業収益	632,794千円		1,000千円	633,794千円
第2項 営業外収益	5,000千円		1,000千円	6,000千円
		支 出		
第1款 水道事業費用	636,686千円	△ 4,944千円		631,742千円
第1項 営業費用	517,537千円	17,084千円		534,621千円
第2項 営業外費用	119,049千円	△2,202千円		97,021千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 資本的収入	600,500千円	△261,000千円		339,500千円
第1項 企業債	456,000千円	△281,000千円		175,000千円
第3項 工事負担金	140,000千円	20,000千円		160,000千円
		支 出		
第1款 資本的支出	589,025千円	△254,900千円		334,125千円
第1項 建設改良費	550,300千円	△254,900千円		295,400千円

第5条 予算第5条中起債の目的「和泉上水道第3回拡張事業、配水管整備事業」を「和泉上水

道第3回拡張事業」に限度額「456,000千円」を「175,000千円」に利率「8.0%」を「8.5%」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中原水及浄水費「147,254千円」を「148,254千円」に支払利息及企業債取扱諸費「119,039千円」を「96,021千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第8条中職員給与費「194,051千円」を「207,458千円」に改める。

第8条 予算第9条中「94,630千円」を「94,907千円」に改める。

第9条 予算第9条の次に次の一条を加える。

(継続費)

第10条 継続費の年割額を次のとおり改める。

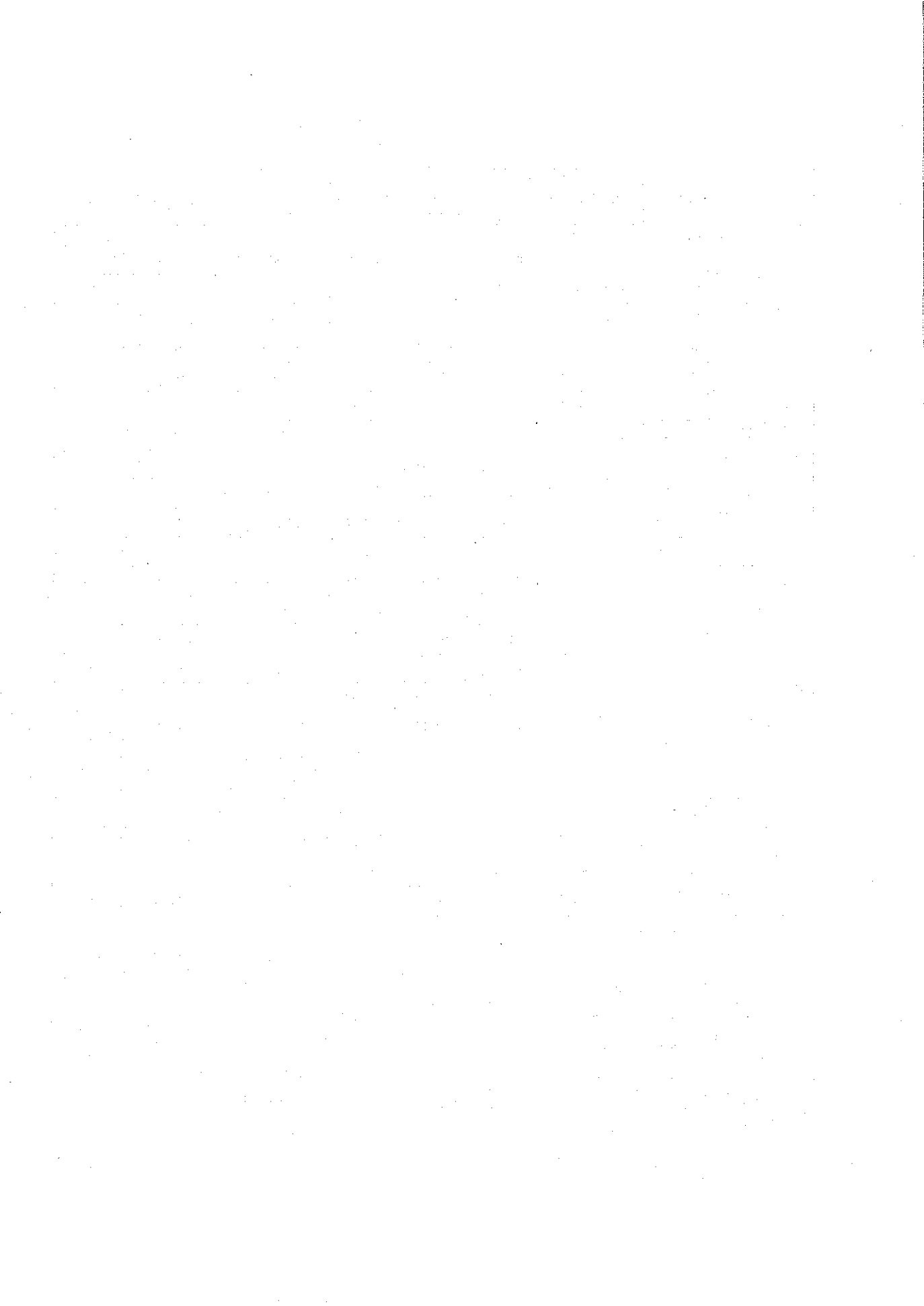
変 更 前		
総 額	年 度	年 割 額
1,573,000,000円	昭和41年度	47,000,000円
	昭和42年度	113,000,000円
	昭和43年度	26,600,000円
	昭和44年度	110,000,000円
	昭和45年度	156,600,000円
	昭和46年度	143,800,000円
	昭和47年度	223,000,000円
	昭和48年度	430,600,000円
	昭和49年度	322,400,000円
変 更 後		
総 額	年 度	年 割 額
1,573,000,000円	昭和41年度	47,000,000円
	昭和42年度	113,000,000円
	昭和43年度	26,600,000円
	昭和44年度	110,000,000円
	昭和45年度	156,600,000円
	昭和46年度	143,800,000円
	昭和47年度	223,000,000円
	昭和48年度	190,000,000円
	昭和49年度	563,000,000円

昭和48年9月26日提出

和泉市長 藤木 秀夫

企 業 債 明 細 書

種 類	發行日期	發行總額	償 還 高		未償還殘高	發行價格	利 率	償還終期	借入先	
			當年度償還高	償還高累計						
借 入 資 本 金	昭和28年度 地方公營企業 等資金	昭和 29. 4. 15	円 3,000,000	円 282,652	円 2,698,678	円 301,322	円 3,000,000	6分5厘	昭和 48. 11. 1	大 阪 省 資金運用部
	昭和29年度 "	30. 3. 22	16,000,000	1,414,067	12,885,472	3,114,528	16,000,000	"	49. 11. 1	"
	昭和30年度 "	31. 4. 27	16,000,000	1,315,938	18,101,604	2,898,396	16,000,000	"	50. 3. 1	"
	昭和31年度 "	32. 5. 31	24,000,000	1,065,821	10,611,430	13,388,570	24,000,000	"	57. 3. 1	"
	昭和32年度 "	33. 5. 30	30,000,000	1,228,819	12,234,254	17,765,746	30,000,000	"	58. 2. 1	"
	昭和34年度 "	35. 5. 30	3,000,000	111,996	913,158	2,086,847	3,000,000	"	60. 2. 1	"
	昭和35年度 "	36. 2. 28	18,000,000	618,906	5,046,210	12,958,790	18,000,000	"	61. 2. 1	"
	昭和36年度 "	37. 5. 21	29,000,000	935,242	7,182,880	21,867,120	29,000,000	"	62. 2. 1	"
	"	37. 5. 21	7,000,000	225,772	1,721,728	5,278,272	7,000,000	"	"	"
	昭和37年度 "	38. 4. 9	30,000,000	924,405	5,975,528	24,024,472	30,000,000	"	63. 2. 1	"
	"	38. 10. 22	34,000,000	1,028,659	7,266,078	26,733,922	34,000,000	"	"	"
	"	38. 4. 9	9,000,000	267,737	2,041,752	6,958,248	9,000,000	"	"	"
	昭和38年度 "	39. 3. 10	17,000,000	474,889	3,350,917	13,649,083	17,000,000	"	64. 2. 1	"
	"	39. 4. 21	34,000,000	964,919	6,237,419	27,762,581	34,000,000	"	"	"
	昭和39年度 "	40. 3. 20	41,000,000	1,073,222	6,937,507	34,062,493	41,000,000	"	65. 2. 1	"
	"	40. 3. 27	10,000,000	276,578	1,221,809	8,778,191	10,000,000	"	"	"
	昭和40年度 "	41. 3. 25	88,000,000	1,502,853	6,638,987	81,361,013	88,000,000	"	71. 2. 1	"
	"	41. 5. 1	16,000,000	273,246	1,207,089	14,792,911	16,000,000	"	"	"
	"	41. 9. 30	3,800,000	63,729	349,867	3,450,133	3,800,000	"	"	"
	昭和41年度 "	42. 4. 25	86,000,000	2,459,069	3,015,236	32,984,764	36,000,000	"	72. 3. 1	"
	"	42. 10. 27	128,000,000	1,997,106	10,610,277	117,389,723	128,000,000	"	"	"
	昭和42年度 "	43. 12. 25	67,000,000	1,103,463	2,138,552	64,861,448	67,000,000	"	"	"
	昭和43年度 "	44. 5. 30	17,000,000	258,883	501,725	16,498,275	17,000,000	"	73. 3. 1	"
	昭和44年度 "	45. 3. 20	70,000,000	936,714	1,912,288	68,087,712	70,000,000	"	74. 3. 1	"
	昭和45年度 "	46. 3. 25	96,000,000	0	0	96,000,000	96,000,000	"	75. 3. 1	"
	昭和46年度 "	47. 3. 31	78,000,000	0	0	78,000,000	78,000,000	"	77. 3. 1	"
	昭和47年度 "	48. 3. 31	60,000,000	0	0	60,000,000	60,000,000	6分2厘	78. 3. 1	"
	昭和35年度 "	37. 3. 20	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	7分6厘	44. 3. 20	公 營 企 業 金 融 公 取 (債 理 済)
昭和36年度 "	37. 3. 20	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	7分4厘	"	(")	
昭和37年度 "	38. 3. 20	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	"	"	(")	
"	"	6,000,000	0	6,000,000	0	6,000,000	"	"	(")	
昭和38年度 "	39. 3. 20	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	7分3厘	"	(")	



種 類	発行年月日	発行総額	償 還 高		未償還残高	発行価格	利 率	償還終期	借 入 先	
			当年度償還高	償還高累計						
借 入 資 本 金	昭和38年度 地方公営企業 等資金	昭和 39. 3. 20	円 6,000,000	円 0	円 6,000,000	円 0	円 6,000,000	7分8厘	昭和 44. 3. 20	公営企業金融 公庫(償還済)
	昭和39年度 "	40. 3. 20	14,000,000	0	14,000,000	0	14,000,000	"	"	(")
	昭和40年度 "	41. 3. 20	36,000,000	0	36,000,000	0	36,000,000	"	"	(")
	" "	41. 3. 30	40,000,000	0	40,000,000	0	40,000,000	"	"	(")
	昭和41年度 "	42. 3. 20	72,000,000	3,570,438	11,302,554	60,697,446	72,000,000	7 分	65. 3. 20	"
	" "	42. 3. 28	7,000,000	850,000	1,050,000	5,950,000	7,000,000	"	"	"
	昭和42年度 "	43. 3. 20	40,000,000	2,000,000	4,000,000	36,000,000	40,000,000	"	66. 3. 20	"
	昭和43年度 "	44. 3. 20	9,000,000	450,000	450,000	8,550,000	9,000,000	"	67. 3. 20	"
	" "	"	175,400,000	8,352,360	33,409,540	141,990,460	175,400,000	"	65. 3. 20	"
	昭和44年度 "	45. 3. 20	39,000,000	0	0	39,000,000	39,000,000	"	68. 3. 20	"
	昭和45年度 "	46. 3. 20	49,000,000	0	0	49,000,000	49,000,000	6分7厘	69. 3. 20	"
	昭和46年度 "	47. 3. 20	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000	"	70. 3. 20	"
	昭和47年度 "	48. 3. 20	56,000,000	0	0	56,000,000	56,000,000	6分4厘	71. 3. 20	"
	" "	48. 3. 22	8,000,000	0	0	8,000,000	8,000,000	"	"	"
	昭和31年度 "	32. 4. 25	1,500,000	0	1,500,000	0	1,500,000	6分5厘	42. 3. 31	郵政省簡易保 険局(償還済)
	昭和32年度 "	33. 5. 28	3,000,000	126,048	1,203,462	1,796,538	3,000,000	"	58. 3. 31	"
	昭和35年度 "	36. 5. 31	25,000,000	860,248	7,013,972	17,986,028	25,000,000	"	61. 3. 31	"
	昭和36年度 "	37. 5. 25	23,000,000	742,387	5,661,421	17,338,579	23,000,000	"	62. 3. 31	"
	昭和30年度 第1回公募債	30.11.10	4,000,000	0	4,000,000	0	4,000,000	7分8厘	44.11.10	住友銀行 (償還済)
	昭和31年度 "	31.12.25	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	"	38.12.25	(")
昭和39年度 第1回公債	40. 5. 28	77,000,000	0	77,000,000	0	77,000,000	7分5厘	44. 3. 25	(")	
" "	"	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	"	"	泉州銀行 (")	
昭和46年度 "	47. 3. 31	4,500,000	0	0	4,500,000	4,500,000	"	54. 3. 31	住友銀行	
" "	"	4,500,000	0	0	4,500,000	4,500,000	"	"	泉州銀行	
合 計		1,798,700,000	87,305,786	992,341,889	1,846,858,611	1,798,700,000				



和泉監第26号

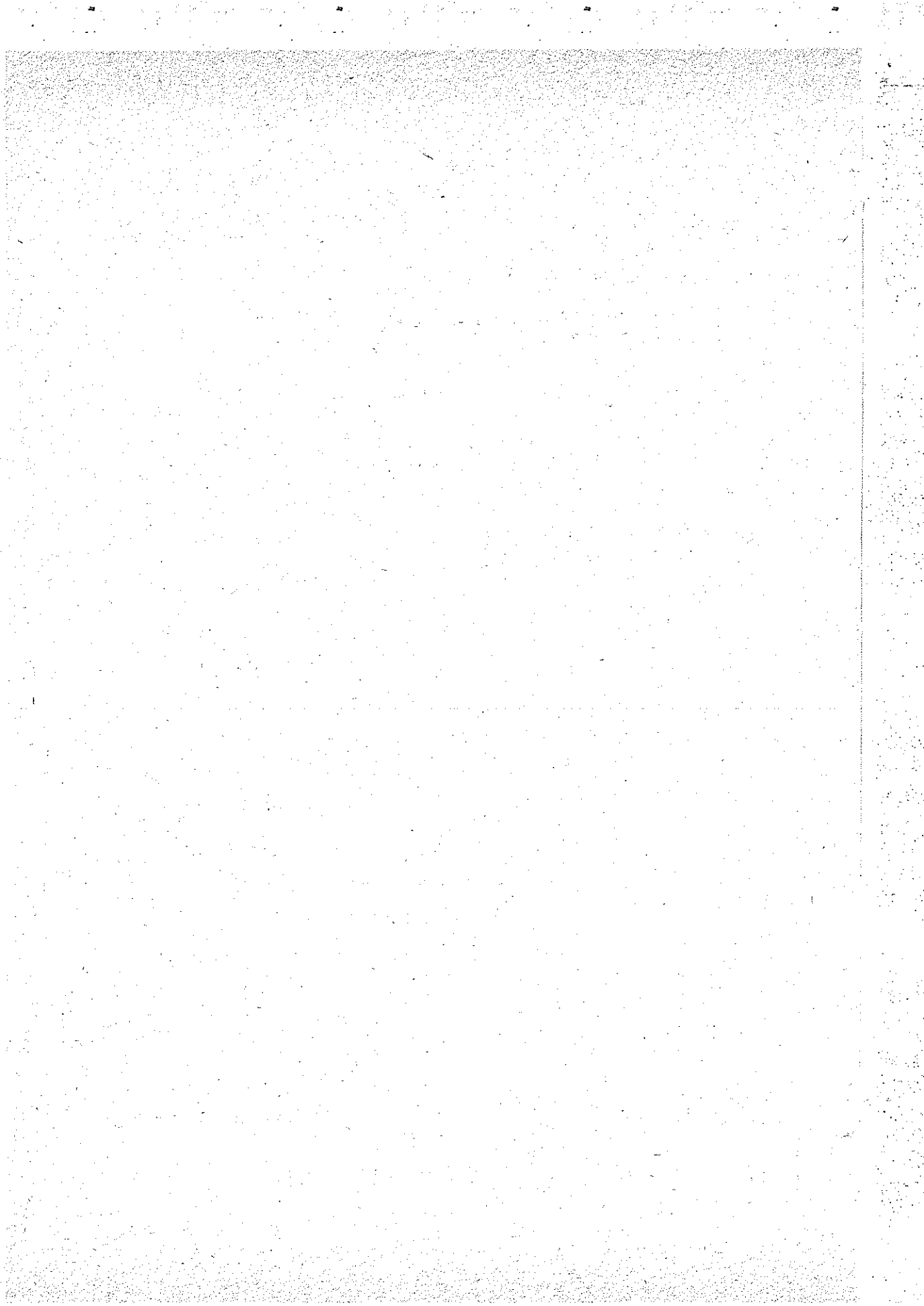
昭和48年9月10日

和泉市長 藤木秀夫 殿

和泉市監査委員 堀田徳治
同 山田清二

昭和47年度公営企業会計決算審査意見書の
提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、昭和47年度和泉市水道事業の関係書類を審査し、次のとおり意見を提出する。



和泉市水道事業会計審査意見

市長より提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計画書(案)並びに貸借対照表及びこれらに関する附属書類は地方公営企業法令に定める様式によって作成されており、この間の会計処理は前年度と同一基準により且つ一般的に認められた会計原則に従って行なわれていた。

以上の諸書類は昭和48年3月31日現在の財政状態並びに同日を以って終わる企業会計の経営成績を適正に表示しているものと認めた。

細部は審査概要に記述しているとおりでであるが、以下審査の過程で特に留意した事項を記述する。

総 括

本年度収益的収支決算額は、収入635,040,410円に対し、支出588,587,646円で差引46,452,764円の純利益を計上している。これにより繰越欠損金年度末残高46,396,447円を本年度純利益46,452,764円から差引いた金額56,317円が利益剰余金として翌年度に繰越しされている。

又前年度まで残存していた不良債務9,104万円についても本年度末において解消されており、一応経営の健全化がはかられたものと考えられる。

これは水道企業職員が、その経営の合理化に努められるとともに経営の健全化のため積極的な努力をほらわれた結果と大いに評価するものである。

しかしながら、今後とも水道事業の健全性を堅持していく上で、その情勢は必ずしも楽観視できるものではない。たとえば人件費は45年度8,718万円に比して、本年度13,153万円と約1.5倍の増加を示していること及び水質の低下に伴い薬品費が45年度5,45万円から本年度1,303万円と約2.4倍の大巾な増加を示すとともに、営業費用中の構成比率1.2%から2.2%となっていることがあげられる。

これら営業費用の増加に比して営業収益の根幹である給水収益が45年度比1.37倍と順調な伸張を示しているとはいうものの、費用の増加率よりも低率となっていることである。

将来にわたって企業の健全性を確保するためにもこれら営業費用の効果的かつ効率的な執行を一層推進することを望むものである。

審 査 概 要

提示されている決算額は次のとおりである。

(イ) 収益的収支

収 入	6 3 5, 0 4 0, 4 1 0 円
支 出	5 8 8, 5 8 7. 6 4 6 円
差 引	4 6, 4 5 2, 7 6 4 円

(ロ) 資本的収支

収 入	3 4 8, 4 8 0, 2 2 6 円
支 出	3 0 8, 9 1 3, 8 4 0 円
差 引	3 9, 5 6 6, 3 8 6 円

1. 計数の正否

以上の数字は関係帳簿及び証拠書類と照合の結果それぞれ一致して誤りのないことを確認した。

2. 予算の執行歩合

(イ) 収益的収支

収益的収支は予算額654,939,000円に対し、決算額635,040,410円で予算額に比し、19,898,590円の減収で収入率97.0%となっている。

決算額内訳は営業収益586,986,613円(構成比率92.4%)営業外収益48,053,797円(構成比率7.6%)となっており、その中でも給水収益が465,113,815円と構成比率73.2%を占めており、収益の根幹となっている。なお、前年度決算額524,144,370円に比して110,896,040円(増加率21.2%)と大幅な伸張を示しているが、これは給水収益が前年度に比して74,874,283円(19.2%)増収になったことが主な理由である。

収益的支出は予算額625,167,000円に対し、決算額588,587,646円で36,579,354円の不用額を生じているが、執行率94.1%とおおむね適正な執行状況を示している。なお前年度決算額490,076,869円に比して98,510,777円(増加率20.1%)の増となっている。収益的収入額635,040,410円から同支出額588,587,646円を差引いた46,452,764円が本年度純利益であり本年度の予算執行については全般的にほぼ当初の目的を果たしているものと認めた。

(四) 資本的収支

資本的収入においては予算額472,846,585円に対し、決算額348,480,226円で予算額に比し、124,366,359円の減収で収入率75.1%となっている。

収入中の主なものは企業債であるが予算額240,000,000円に比して決算額124,000,000円(収入率51.7%)と低率を示している。これは47年度に予定されていた工事が一部翌年度へ繰越されたことに起因するものである。

資本的支出においては予算額457,653,236円に対し、決算額308,913,840円で差引不用額148,739,396円執行率67.5%であるが、このうち地方公営企業法施行令第18条の2の規定による継続費通次繰越額104,070,804円及び地方公営企業法第26条の規定に

よる繰越額3,240,000円を差引くと実質不用額は1,226,859円となる。

3. 営業成績

営業成績についての当初計画と決算実績を表示したものが次表であるが、給水戸数、年間総給水量、給水収益ともに当初の計画にわずかながら及ばないが、おおむね当初の計画どおり執行されたものと認めた。

尚、営業費用については当初の計画を上廻って執行されているが、これは建設仮勘定で経理していた分を本年度において精算し、それぞれの正当費目に組入れたため営業費用中の減価償却費が大幅な増となったためである。

種 別	計 画	実 績	比 率 (%)
給水戸数	26,900戸	26,719戸	99.3
年間総給水量	7,122,150m ³	6,913,369m ³	97.1
給水収益	46,678万円	46,511万円	99.6
営業費用	46,288万円	49,447万円	106.8
支払利息	10,273万円	9,411万円	91.6

決算実績を前年度と比較した場合は、次表のとおりそれぞれ相応の伸張を示している。

とくに営業費用については、9,659,308円(増加率24.3%)と大幅な伸張を示しているが、これは給水量の増加に伴う原水及浄水費が前年度に比して3,523,650円(増加率44.5%)増加したこと、ならびに減価償却費が、2,230,517円(増加率70.%)の増加となったことが主な原因である。

種 別	47年度	46年度	増 減 (円)	比率 (%)
給水戸数	26,719戸	24,663戸	2,056戸	8.3
年間総給水量	6,913,369m ³	5,803,452m ³	1,109,917m ³	19.1
給水収益	46,511万円	39,024万円	7,487万円	19.2
営業収益	58,699万円	49,863万円	8,836万円	17.7
支払利息	9,411万円	9,220万円	191万円	2.1

4. 損益計算書

(1) 収益について

総収益は635,040,410円で前年度に比較すると110,896,040円の増加となり21.2%の伸張率である。内訳は営業収益で88,353,007円(17.7

%)の増で営業外収益では22,543,033円(88.4%)の増となっている。

営業収益では前年度に比して給水収益7,487,428円(19.2%)受託工事収益5,516,410円(19.2%)その他で7,962,314円(10.7%)それぞれ増となっている。

営業外収益では受取利息が3,310,900円(26.2%)雑収益で19,232,133円(45.2%)それぞれ大幅な伸張を示している。雑収益の増は府中駅前受配給水設備撤去補償金として21,945,474円が収入されたことによるものである。

(甲) 費用について

費用総額は58,858,764円6銭で前年度に比較すると、98,510,777円の増加となり、20.1%の伸張率である。内訳は営業費用で96,593,085円営業外費用で1,917,692円の増となっている。営業費用中特に伸張率の顕著なものは給水量の増加に伴う原水及浄水費35,230,650円(24.4%)業務費12,993,558円(44.5%)及び減価償却費の22,305,171円(70.0%)となっている。

又、逆に前年度より減少しているものは資産減耗費1,505,130円(26.1%)である。

受託工事収支状況は収益34,209,470円に対し費用31,586,980円で差引2,622,490円の利益となっている。

科 目	47年度	46年度	増 減 (△)	比率(%)
営業収益	58,699 万円	49,863 万円	8,836 万円	17.7
営業外収益	4,805	2,551	2,254	88.4
小 計	63,504	52,414	11,090	21.2
営業費用	49,447	39,788	9,659	24.3
営業外費用	9,411	9,220	191	2.1
小 計	58,858	49,008	9,850	20.1
差引利益	4,646	3,406	1,240	36.4

(乙) 費用構成について

費用構成の主なものは職員給与費22.3%支払利息16.0%受水費

15.3%減価償却費9.2%となっている。

職員給与費は給与改訂等に伴い前年度より27,480,000円(26.4%)の増加となっている。また、減価償却費は前年度に比して22,305,171円(70.0%)の大幅な増加となっているが、これは建設仮勘定の精算に伴う資産の増加により生じたものである。

費用構成比率

区 分	47年度		46年度	
	金額	構成比率	金額	構成比率
1.職員給与費	13,153万円	22.3%	10,405万円	21.2%
(1)基本給	7,093	12.1	5,639	11.5
(2)手当	4,669	7.9	3,771	7.7
(3)退職給与費	200	0.3	10	0
(4)法定福利費	1,191	2.0	985	2.0
2.支払利息	9,411	16.0	9,220	18.8
3.減価償却費	5,414	9.2	3,184	6.5
4.受水費	8,981	15.3	7,282	14.9
5.動力費	1,491	2.5	1,394	2.8
6.薬品費	1,303	2.2	830	1.7
7.その他	19,106	33.4	16,693	34.1
費用合計	58,859	100	49,008	100

5. 資本的収支

(1) 収入

総収入額は348,480,226円で前年度収入額342,239,000円に比して6,241,226円の増加となり、1.8%の伸張率である。内訳は企業債124,000,000円、工事負担金210,315,700円補助金3,110,000円、固定資産売却代金11,054,526円となっている。

このうち工事負担金は前年度に比して4,923,300円又企業債も3,000,000円のそれぞれ減となっている。

しかし、本年度は府中駅前配水設備の売却代金として1,054,526円及び簡易水道等施設整備補助金として大阪府より3,110,000円が収入されている関係上前年度より6,241,226円の増となったものである。

(四) 支 出

総支出額308,913,840円で前年度に比して7,145,4213円の減となっている。

支出内訳は建設改良費が271,608,054円で前年度に比して75,054,055円の減であるが、これは和田浄水場拡張事業等の一部を翌年度に繰越したためである。

又、企業債償還金は前年度に比して3,599,842円の増となっている。尚、45.46年度の2カ年間にわたって行なわれた鶴山台水道施設建設改良事業は前年度で完了されている。

(単位万円)

科 目	47年度	46年度	増 減(△)	比率(%)
1. 企 業 債	12,400	12,700	△ 300	△ 2.4
2. 工 事 負 担 金	21,032	21,524	△ 492	△ 2.3
3. 補 助 金	311	0	311	—
4. 固定資産売却代金	1,105	0	1,105	—
資 本 的 収 入 計	34,848	34,224	624	1.8
1. 建 設 改 良 費	27,161	34,666	△ 7,505	△ 21.6
事 務 費	760	292	468	160.3
拡 張 工 事 費	11,213	14,276	△ 3,063	△ 21.5
改 良 工 事 費	14,059	7,983	6,075	76.1

鶴山台水道施設建設改良費	0	1,132.6	△1,132.6	-
営業設備費	1,130	789	341	43.2
配水管設備事業費	0	0	0	-
2.企業債償還金	3,731	3,371	360	10.7
資本的支出計	3,089.1	3,803.7	△7,146	△18.8

6. 予算に定められた経理上の制限

予算に定められた経理上の制限については次のとおり遵守されていた。

(1) 流用できない経費

(イ) 人件費（賃金、報償費含まず）

予算額 1,320,360.00円

決算額 1,316,558.29円

(ロ) 交際費

予算額 400,000.00円

決算額 159,238円

(2) 棚卸資産の購入限度額

限度額 1,288,440.00円

決算額 1,059,444.98円

(3) 一時借入金

限度額 3,000,000.00円

最高借入額 2,030,000.00円

7. 貸借対照表

貸借対照表記載事項のうち固定資産及び貯蔵品については、各台帳と照合

して、相違のない事を確認した。従って貸借対照表記載事項は決算時における水道事業の財政状態を適正に表現しているものと認めた。

8. 剰余金の計算及び剰余金の処理

剰余金の計算書については、計算の誤りはなかった。

また、剰余金の処理計算書(案)についても妥当と認めた。

業 務 実 績 表

項 目	昭和45年	昭和46年	昭和47年	備 考
総 人 口	97,862 人	103,975 人	108,238 人	年度末現在推計市内総人口
計 画 給 水 人 口	165,000 人	165,000 人	165,000 人	拡張計画による給水人口
現 在 給 水 人 口	80,894 人	91,168 人	100,789 人	年度末現在市内給水人口
普 及 率	82.8 %	87.7 %	93.1 %	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{総人口}} \times 100$
給 水 戸 数	21,391 戸	24,663 戸	26,719 戸	年度末現在
配 水 量	5,917,192 m ³	6,788,457 m ³	7,918,046 m ³	年間総量
給 水 量	5,041,448 m ³	5,803,452 m ³	6,913,369 m ³	有収水量年間総量
有 収 水 量 率	85.2 %	85.5 %	87.3 %	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}} \times 100$
配 水 管 延 長	182 Km	224 Km	255 Km	年度末現在
職 員 数	60 人	62 人	65 人	年度末現在 (臨時職員を 除く)
1 m ³ 当 り 費 用	84円64銭	79円81銭	69円61銭	$\frac{\text{総費用 (受託工事費及びその他の営業費用を除く)}}{\text{有 収 給 水 量}}$
1 m ³ 当 り 収 益	106円10銭	90円31銭	83円73銭	$\frac{\text{総収益 (受託工事収益を除く)}}{\text{有 収 給 水 量}}$
1 m ³ 当 り 給 水 収 益	67円29銭	67円24銭	67円28銭	$\frac{\text{給 水 収 益}}{\text{有 収 給 水 費}}$

經 營 分 析 比 較 表

区分 種別	分析項目	昭和45年	昭和46年	昭和47年	算式
構 成 比 率	1. 固定資産構成比率	93.3%	90.4%	92.7%	$\frac{\text{固定資産} + \text{繰延勘定}}{\text{総資産}} \times 100$
	2. 流動資産構成比率	6.6%	9.5%	7.2%	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}} \times 100$
	3. 固定負債構成比率	72.9%	63.2%	62.4%	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資本}} \times 100$
	4. 流動負債構成比率	14.3%	14.1%	4.7%	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資本}} \times 100$
	5. 自己資本構成比率	12.7%	22.7%	32.9%	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$
財 務 比 率	6. 流動資産対固定資産比率	7.1%	10.5%	7.9%	$\frac{\text{流動資産}}{\text{固定資産} + \text{繰延勘定}} \times 100$
	7. 固定比率	1,212.4%	1,518.6%	281.6%	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$
	8. 流動比率	46.6%	67.8%	156.1%	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	9. 現金預金比率	19.9%	36.9%	33.7%	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$
	10. 負債比率	193.0%	237.3%	87.3%	$\frac{\text{負債}}{\text{自己資本}} \times 100$
	11. 固定負債比率	0.4%	0.5%	2.2%	$\frac{\text{固定負債}}{\text{自己資本}} \times 100$
12. 流動負債比率	193.0%	236.8%	84.8%	$\frac{\text{流動負債}}{\text{自己資本}} \times 100$	
収 益 率	13. 総資本利益率	2.2%	1.7%	2.4%	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均総資本}} \times 100$
	14. 自己資本利益率	30.1%	28.6%	39.1%	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均自己資本}} \times 100$
	15. 純利益対営業収益率	6.6%	6.4%	7.3%	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{総収益}} \times 100$
	16. 営業利益対営業収益率	20.1%	25.3%	15.7%	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}} \times 100$
	17. 総収益対総費用比率	107.2%	107.0%	107.8%	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
	18. 営業収益対営業費用比率	125.3%	125.3%	118.7%	$\frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$
そ の 他	19. 利子負担率	30.6%	32.6%	48.8%	$\frac{\text{支払利息}}{\text{平均負債}} \times 100$
	20. 企業債償還金対償還財源比率	35.6%	51.1%	37.0%	$\frac{\text{企業債償還金}}{\text{減価償却費} + \text{当年度純利益}} \times 100$

予算決算比較表

(イ) 収益の収支

(単位万円)

科目	予算	決算	差引	対予算比例	科目	予算	決算	差引	対予算比例
1. 営業収益	61,000	58,699	2,301	96.2	1. 営業費用	53,023	49,447	3,576	93.3
給水収益	46,678	46,511	167	99.6	原水及浄水費	18,289	17,973	316	98.3
補償金	500	500	0	100.0	配水及給水費	7,612	7,507	105	98.6
受託工事収益	3,722	3,421	301	91.9	受託工事費	3,722	3,159	563	84.9
その他	10,100	8,266	1,834	81.8	業務費	4,252	4,219	33	99.2
2. 営業外収益	4,494	4,805	△ 311	106.9	総務費	3,221	3,168	53	98.4
受取利息	200	457	△ 257	228.5	減価償却費	5,499	5,414	85	98.5
雑収益	2,294	2,349	△ 55	102.4	資産減耗費	429	428	1	99.8
他会計補助金	2,000	2,000	0	100.0	その他	10,000	7,579	2,421	75.8
					2. 営業外費用	9,484	9,411	73	99.2
					支払利息及び企業債取崩費	9,483	9,411	72	99.2
					雑支出	1	0	1	0
					3. 予備	10	0	10	0
合計	65,494	63,504	1,990	97.0	合計	62,517	58,859	3,658	94.1

(ロ) 資本の収支

科目	予算	決算	差引	対予算比例	科目	予算	決算	差引	対予算比例
1. 企業債	24,000	12,400	11,600	51.7	1. 建設改良費	42,033	27,161	14,872	64.6
2. 工事負担金	21,000	21,032	△ 32	100.2	事務費	800	760	40	95.0
3. 補助金	311	311	0	100.0	拡張工事費	21,579	11,213	10,366	52.0
4. 固定資産売却金	1,106	1,105	1	99.9	改良工事費	14,415	14,059	356	97.5
					鶴山台水道施設	868	0	868	0
					建設改良費	1,130	1,130	0	100.0
					営業設備費	3,240	0	3,240	0
					配水管整備事業費	3,732	3,731	1	100.0
合計	46,417	34,848	11,569	75.1	2. 企業償還金	45,765	30,891	14,875	67.5

比較損益計算書

(単位万円)

収益の部	47年度	46年度	比較	増減率(%)	備考
1. 営業収益					
(1) 給水収益	46,511	39,024	7,487	19.2	
(2) 補償金	500	500	0	0	
(3) 受託工事収益	3,421	2,869	552	19.2	
(4) その他	8,266	7,470	796	10.7	
小計	58,699	49,863	8,835	17.7	
2. 営業外収益					
(1) 受取利息	457	126	331	262.7	
(2) 雑収益	2,349	425	1,924	452.7	
(3) 他会計補助金	2,000	2,000	0	0	
小計	4,805	2,551	2,254	100.0	
収益合計	63,504	52,415	11,088	21.2	

費用の部	47年度	46年度	比較	増減率(%)	備考
1. 営業費用					
(1) 原水及浄水費	17,973	14,450	3,523	24.4	
(2) 配水及給水費	7,507	6,629	878	13.2	
(3) 業務費	4,219	2,920	1,299	44.5	
(4) 総係費	3,168	2,330	838	36.0	
(5) 減価償却費	5,414	3,184	2,230	70.0	
(6) 資産減耗費	428	579	△ 151	△ 26.1	
(7) 受託工事費	3,159	2,689	470	17.5	
(8) その他	7,579	7,008	571	8.1	
小計	49,447	39,788	9,659	24.3	
2. 営業外費用					
(1) 支払利息	9,411	9,220	191	2.1	
小計	9,411	9,220	191	2.1	
費用合計	58,859	49,008	9,850	20.1	
差引純利益	4,645	3,407	1,238	36.3	

比較貸借対照表

(単位万円)

資産				負債				の			
科目	決算額	期首	差額	増減率(%)	科目	決算額	期首	差額	増減率(%)	増減率(%)	増減率(%)
I 固定資産											
(1) 有形固定資産					(1) 引当金	263	63	200	317.5		
(イ) 土地	6,546	2,205	4,341	196.9	小計	263	63	200	317.5		
(ロ) 建物	8,873	8,383	490	5.8	II 流動負債						
(ハ) 構築物	14,246.9	6,866.3	7,380.6	107.5	(1) 一時借入金	0	20,000	△20,000	△100.0		
(ニ) 機械及装置	1,375.2	9,873	3,879	39.3	(2) 未払金	3,254	4,560	△1,306	△28.6		
(ホ) 量水器	2,904	2,594	310	12.0	(3) 前受金	5,343	3,706	2,267	73.7		
(ヘ) 車輻及運搬具	368	386	△18	△4.9	(4) 預り金	1,340	400	940	235.0		
(ヘ) 器具器具及備品	1,097	781	316	40.5	(5) 頭取保付証券	130	80	50	62.5		
(コ) 建設仮勘定	24,285	87,280	△62,995	△72.2	小計	10,067	28,116	△18,049	64.2		
小計	200,285	180,163	20,131	11.2	資本						
II 無形固定資産											
(1) 水利権	56	61	△5	△8.2	科 目	決算額	期首	差額	増減率(%)		
(ロ) 借地権	30	0	30	-	I 資本						
(ハ) 電話加入権	4	4	0	0	(1) 自己資本	11,870	11,870	0	0		
小計	90	65	25	38.5	(2) 借入資本	134,636	125,966	8,670	6.9		
(3) 投資											
(イ) 投資有価証券	42	42	0	0	小計	146,506	137,837	8,669	22.9		
固定資産合計	200,426	180,270	20,156	11.2	II 剰余金						
(1) 現預金											
(2) 未収金	3,388	10,383	△6,995	△67.4	(1) 資本剰余金						
(3) 保管有価証券	130	80	50	62.5	(イ) 国庫補助金	395	395	0	0		
(4) 貯蔵品	3,208	2,306	902	39.1	(ロ) 府補助金	678	367	311	84.7		
流動資産					(ハ) 工事負担金	54,781	33,750	21,031	62.3		
(1) 現金	3,388	10,383	△6,995	△67.4	(ニ) 受贈財産評価額	3,442	3,442	0	0		
(2) 未収金	8,986	6,300	2,686	42.6	小計	59,296	37,953	21,343	56.2		
(3) 保管有価証券	130	80	50	62.5	(2) 利益剰余金						
(4) 貯蔵品	3,208	2,306	902	39.1	(イ) 繰入金年度未済	△4,640	△8,037	3,397	42.3		
小計	15,712	19,069	△3,357	△17.6	(ロ) 当年度純利益	4,645	3,407	1,238	36.3		
資産合計	216,138	199,339	16,799	8.42	小計	6	△4,630	△4,624	99.9		
					剰余金合計	59,302	33,323	25,979	78.0		
					資本合計	205,808	171,160	34,648	20.2		
					負債資本合計	216,138	199,339	16,799	8.42		

その1. 性質科目別前年対比

その2. 性質科目別総額対比

(単位万円)

(単位万円)

種別	47年度	46年度	増減(円)	増減率(%)	種別	47年度	46年度	総額対比(%)	総額対比(%)
給水収益	46,511	39,024	7,487	19.2	給水収益	46,511	39,024	79.2	74.5
補償金	500	500	0	0	補償金	500	500	1.0	1.0
その他	8,266	7,470	796	10.7	その他	3,421	10,021	5.8	19.1
受託工事収益	3,421	2,869	552	19.2	受託工事費	8,267	2,869	14.0	5.4
収入総額	58,699	49,863	6,285	17.7	収入総額	58,699	52,414	100.0	100.0
支払利息	9,411	9,220	191	2.1	支払利息	9,411	9,220	16.0	18.8
人件費	13,153	10,405	2,748	26.4	人件費	13,153	10,405	22.3	21.2
受水費	8,981	7,282	1,699	23.3	受水費	8,981	7,282	15.3	14.9
減価償却費	5,414	3,184	2,230	70.0	減価償却費	5,414	3,184	9.2	6.5
動力費	1,491	1,394	97	7.0	動力費	1,491	1,394	2.5	2.8
薬品費	1,303	830	473	57.0	薬品費	1,303	830	2.2	1.7
その他	19,106	16,693	2,413	14.5	その他	19,106	16,693	32.5	34.1
支払総額	58,859	49,008	9,851	20.1	支払総額	58,859	49,008	100.0	100.0

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部次長（田中 稔君） それではただいま上程されました昭和47年度水道事業決算書について、その提案の理由と内容についてご説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本議会の認定に付すべく上程させていただきます。

まず、1ページの決算書目次をご覧いただきたいと存じます。1の決算報告書より5の貸借対照表までは、法に定められた決算書でございます。これらにつきご説明させていただきます。事業報告書以後の決算附属書類につきましては省略させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは3ページの昭和47年度和泉市水道事業決算報告書でございますが、これは予算対決算対照表とも申すべきもので、(一)の収益的収入及び支出から申しますと、収入の部においては、第一款の水道事業収益で、当初予算額6億478万円、その後の補正5,015万9,000円で、小計6億5,493万9,000円となり、これに対する決算額は6億3,504万4,100円で、予算に比べ1,989万8,590円の減となっております。

そのうち第1項の営業収益では、当初予算額5億9,978万円、その後の補正1,021万5千円で、6億9,99万5,000円となり、決算額は5億8,698万6,613円で、予算額に比べ2,300万8,387円の減となっております。これは主として材料売却収益でございます。建設工事の一部が48年度に繰り越されたことによるもので、収益及び支出、いずれも減となっております。

次に第2項の営業外収益では、500万円の当初予算に、その後の補正3,994万4,000円で、4,494万4,000円となり、対する決算額は4,805万3,797円で、予算に比べて310万9,797円の増となっておりますが、これは預金利息、雑収益の増加によるものでございます。

次に4ページの支出に移ります。第一款の水道事業費用は、5億6,571万7,000円の当初予算に対し、その後の補正5,945万円で、6億2,516万7,000円となり、それに対し決算額5億8,858万7,646円で、不用額3,657万9,354円となっております。

そのうち、第一項の営業費用は、4億6,288万円の当初予算額は、補正6,735万円で、5億3,023万円となり、対する決算額は4億9,447万4,186円で、不用額は3,575万5,814円となりますが、これらは、主として前述いたしました建設工事の一部が翌年度に繰り越された材料売却減価分でございます。

次に第二項の営業外費用では、1億273万7,000円の当初予算に、790万円を更正減

し、9,483万7,000円となり、対する決算額は9,411万3,460万円で、不要額72万3,540円となりますが、これは財政状況の好転による一時借入金の減少により、支払い利息もそれに伴って減少したことによるものでございます。

次に第三項の予備費でございますが、10万円の当初予算で、補正はなく、決算額もなく、全額不用となっております。

以上で収益的収入及び支出を終わります。

次に5ページの()資本的収入及び支出に移ります。

収入から申します。第一款の資本的収入では、当初予算額4億8,900万円、その後の補正で2,483万4,000円を更正減し、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額8,68万5,85円を加え、4億7,284万6,585円となり、対する決算額は3億4,848万2,260円で、予算額に比べ1億2,436万6,359円の減となっております。

そのうち、第1項の企業債では、4億900万円の当初予算で、1億6,900万円の更正減し、2億4,000万円となり、対する決算額は1億2,400万円となり、予算額に比べ1億1,600万円の減となっております。これは、翌年度に繰り越される和泉上水道第3回拡張事業費の財源8,600万円及び水道管整備事業費の3,000万円でございます。

次に第二項の工事負担金は、5,000万円の当初予算に対し、その後の補正1億6,000万円、地方公営企業法第26条の規定による繰越高にに係る財源充当額、これは46年度より繰り越しました鶴山台水道施設建設事業に相当する分でございますが、8,68万5,85円を加えて2億1,868万5,85円となり、対する決算額は2億1,031万5,700円で、予算額に比べ836万4,885円の減となっております。これは鶴山台水道施設建設事業が計算変更になり一部不執行になったことによるものでございます。

次に第三項の補助金では、3,000万円の当初予算に対し、その後の補正で2,689万円を更正減し、311万円となり、対する決算額も同じく311万円で、予算に比べて増減はございません。この補助金は、簡易水道施設整備の府補助でございます。

次に第四項の固定資産売却代金は、当初予算はなく、補正で1,505万6,000円を追加しましたもので、対する決算額は1,105万4,526円で、予算に比べ1,474円の減となっておりますが、これは和泉府中駅前の受配給水設備の売却減価でございます。

次に6ページの支出でございますが、第一款の資本的支出では、当初予算額5億5,521万4,000円に対し、その後の補正で1億703万5,000円を更正減し、地方公営企業法第26条の規定による繰り越し額8,68万5,85円、継続費繰越額79万3,651円を加え4億5,765万3,236円となり、対する決算額は3億891万3,840円で、地方公営企業

法第26条の規定による繰越額3,240万円に継続費遞次繰越額1億4,07万8,04円を加え、翌年度繰越額合計1億3,647万8,04円を差し引きしますと、不用額は1,226万8,592円となるものでございます。

そのうち、第一項の建設改良費は、5億7,77万4千円の当初予算に対し、その後の補正で1億6,91万8千円を更正減し、法第26条の規定による繰越額868万5,85円及び46年度より繰り越しました継続費の和泉上水道第3回拡張事業費79万3,651円を加え、4億2,038万2,36円となり、対する決算額は2億7,160万8,054円であります。また、法第16条の規定により繰り越すもの、これは新設道路に布設する配管であります。建設工事の遅延により、翌年度に繰り越すものであります。この額3,240万円、及び和泉上水道第3回拡張事業費の和田浄水場拡張工事が管理室等の設計変更により工事着手がおくれたうえに加え、工事用材料の価格高騰及び品不足等による工事工程がおくれたため、48年度に繰り越す継続費遞次繰越額1億4,07万8,04円を加えて、翌年度繰越額合計1億3,647万8,04円となり、これを差し引きしますと、不用額は1,225万1,378円となるものでございます。これは主として前述の鶴山台水道布設事業の不執行及び改良工事分の減少によるものでございます。

次に第二項の企業債償還金では、3,744万円の当初予算に対し、補正で11万7千円を更正減し、3,732万3千円となり、対する決算額は3,730万5,786万円て不用額は1万7,214円と相なる次第でございます。

次に7ページの昭和47年度和泉市の水道事業損益計算書に移ります。

これは47年度における本市水道事業の経営成績を明らかにしたものでございます。簡単に説明いたしますと、一の営業収益では、(一)の給水収益より(四)のその他の営業収益まで、5億8,698万6,613円、(二)の営業費用では、(一)の原水及び浄水費より(八)のその他の営業費用まで、4億9,447万4,086円となり、営業収益より営業費用を差し引きしますと、営業利益9,251万2,427円と相なります。

三の営業外収益では、(一)の受取利息以下で4,805万3,797円となり、営業利益に営業外収益を加えますと、当年度の総利益は1億4,056万2,24円てありますが、四の営業外費用は9,411万3,460万円となりますので、これを差し引きいたしますと、47年度の純利益は4,645万3,764円となり、これが47年度の経営成績と相なるものでございます。

なお、この損益計算書につきましての詳細は、32ページ以下の収益費用明細書の通りでございます。

次に9ページの昭和47年度和泉市水道事業剰余金計算書に移ります。

欠損金の部から申し上げますと、一、前年度の未処理欠損金は4,630万1,004円で、この未処理欠損金を処理する方法がなかったので、全額繰越欠損金としております。

三の繰越欠損金増加高として過年度分の損益修正9万5,440円が加えられ、繰越欠損金の年度末残高は4,639万6,447円となり、先ほど申し上げました当年度純利益4,645万2,764円を差し引きし、当年度の未処分利益剰余金は5万6,317円となる次第でございます。

次に1.0ページの資本剰余金の部に移ります。

1の国庫補助金は、簡易水道布設当時に収入しましたもので、そのまま繰り越しており、二の府補助金についても一同様でございますが、本年度は、先ほど決算報告書の資本的収入においてご説明申し上げましたように、簡易水道等布設整備補助金として(三)の当年度発生高3.11万円を加え、当年度末の残高は677万8,400円でございます。

三の工事負担金におきましては、起債計画外路線の配管工事負担金として、当年度発生高2億1,031万5,700円、当年度末残高は5億4,781万6,326円となります。

次に四の受贈財産評価額3,441万6,657円につきましては、過去に贈与を受けた府営住宅の配給水管設備等で、これはそのまま繰り越すものでございます。

これら資本剰余金の合計は5億9,295万9,383円となり、すべて翌年度へ繰り越すものでございます。

次に昭和47年度和泉市水道事業剰余金処分計算案について申し上げます。

これは先ほど、剰余金計算書において算出されました未処分利益剰余金5万6,317円でございますが、きわめて少額でありますので、翌年度へ繰り越しまして、昭和48年度末において処分いたしたいと考えております。よろしくご了解賜わりたくお願い申し上げます。

引き続きまして、12ページの昭和47年度和泉市水道事業貸借対照表に移ります。

これは47年度末における本市水道事業の財政状態を明らかにするものでございまして、まず資産の部より申し上げますと、一の固定資産のうち、(一)の有形固定資産では、イ、償却資産の土地並びに建物以下、工具器具及び備品までの償却資産、拡張工事等の建設仮勘定合わせて、合計20億293万8,978円となります。償却資産につきましては、間接法による減価償却を行なっておりますので、引当金をそれぞれ計上いたしております。

なお、これら有形固定資産明細につきましては、39ページの有形固定資産明細書の通りでございます。

(二)の無形固定資産では、イの水利権以下で90万1,200円となります。これは40ページの無形固定資産明細書の通りでございます。

(三)の投資では、イの投資、有価証券のみ41万9千円で、固定資産の合計は20億425万

9178円となります。

この流動資産につきましては、(一)の現金預金以下で1億5,711万6,427円となり、一の固定資産合計と合わせまして、資産合計は21億6,137万5,605円と相なる次第でございます。

次に負債の部に移ります。

三の固定負債では、(一)引当金のみで262万8,960円、4の流動負債では、(一)の未払金以下で1億66万9,099円となり、負債合計は1億329万8,059円と相なるわけでございますが、流動資産額が流動負債額を上回る結果となり、事業発足来長年にわたって財政を著しく圧迫してまいりました不良債務も、ようやくにして解消することができたのであります。

次に資本の部に移ります。

五の資本金では、(一)の自己資本金と(二)の借入資本金を合わせて14億6,506万1,846円となりますが、企業債につきましては、41ページから44ページの企業債明細書の通りでございます。

6の剰余金につきましては、先にご説明申し上げました剰余金計算書の通りでございます。(一)の資本剰余金では、1の国庫補助金以下で5億9,295万9,383円、(二)の利益剰余金では繰越欠損金年度末残高と当年度純利益を差し引きし、利益剰余金合計は5万6,317円となり(一)の資本剰余金を合わせて剰余金合計は5億9,301万5,700円でございます。

資本金合計に剰余金合計を加えて、資本合計は20億5,807万7,546円と相なり、これに負債合計を合わせて、負債資産合計は21億6,137万5,605円でございます。資産合計と一致し、バランスを保っておりますのでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、昭和47年度本市水道事業会計決算書の説明を終わらせていただきますが、決算附属書類として、16ページ以下に、事業報告書、収益費用明細書、有形固定資産及び無形固定資産明細書、企業債明細書を添付いたしております。詳細につきましては、これらをご参照いただきまして、何とぞ、本決算認定賜りますようよろしくお願い申し上げる次第でございます。

○ 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本件については詳細に審査を願わなければならないと思いますので、先の議会運営委員会の決定に基づきまして、所管の建設委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

認定第2号参考資料

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜粋

（決 算）

第80条 略

2～3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5～6 略

昭和47年度

和泉市病院事業会計決算書

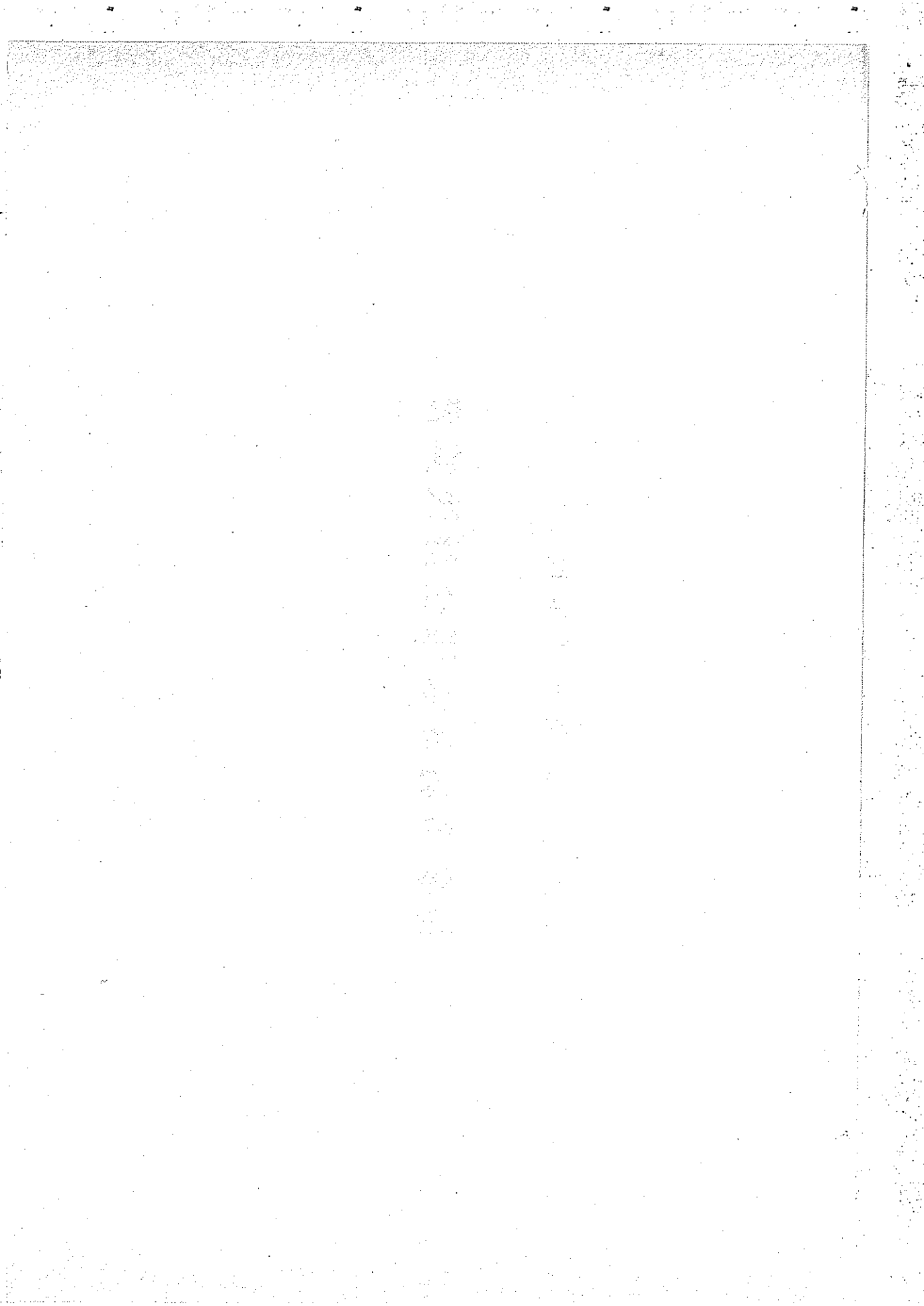
和泉市立病院

決算概要

収益の収入額	401,179,548 円
収益の支出額	508,558,613
当年度純損失	102,379,065
前年度繰越欠損金	136,547,649
欠損金累計	238,926,714
資本の収入額	19,469,000 円
資本の支出額	29,869,243

昭和47年度

和泉市病院事業会計決算書



目 次

昭和 4 7 年度 和 泉市病院事業決算報告書	2 頁
昭和 4 7 年度 和 泉市病院事業損益計算書	6
昭和 4 7 年度 和 泉市病院事業欠損金計算書	8
昭和 4 7 年度 和 泉市病院事業欠損金処理計算書	8
昭和 4 7 年度 和 泉市病院事業貸借対照表	9
決算附属書類	
事業報告書	13
資金収支表	28
収益費用明細書	29
固定資産明細書	38
企業債及割賦金明細書	39
参考資料	
財務分析表	40
經營分析表	41

昭和47年度和泉市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額			
第1款 病院事業収益	円 398,732,000	円 2,856,000	円 0	円 396,588,000	円 4,591,548	
第1項 医業収益	857,762,000	0	0	857,762,000	4,477,652	
第2項 医業外収益	85,970,000	2,856,000	0	88,826,000	113,896	

支 出

区 分	予 算							決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	不 用 額	考 備
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公 営企業 法第24 条第8 項の規 定によ る支出 額	小 計	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額				
第1款 病院事業費用	437,388,000	69,594,000	0	0	0	506,987,000	0	506,987,000	3,428,387		
第1項 医業費用	403,657,000	68,600,000	0	0	0	472,257,000	0	469,981,439	2,275,561		
第2項 医業外費用	33,486,000	994,000	0	0	0	34,480,000	0	33,577,174	852,826		
第3項 予備費	800,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	300,000		

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算			額			予算額に比 べ決算額の 増 減	考 備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企 業法第26 条の規定に よる繰越額 に係る財源 充 当 額	総 続 繰越額 に係る 財源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	円 18,107,000	円 1,347,000	円 19,454,000	円 0	円 0	円 19,454,000	円 19,469,000	円 15,000
第1項 他会計繰入金	18,107,000	1,347,000	19,454,000	0	0	19,454,000	19,454,000	0
第2項 固定資産 売却代金	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000

支 出

区 分	予 算			額			翌年度繰越額			不 用 額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額			継続費通次繰越額	合計
第1款 資本的支出	25,828,000	6,347,000	0	32,175,000	0	0	32,175,000	29,869,243	0	0	0	2,305,757	
第1項 建設改良費	21,500,000	4,888,000	0	25,888,000	0	0	25,888,000	23,618,370	0	0	0	2,264,680	
第2項 企業借債還金	3,711,000	0	0	3,711,000	0	0	3,711,000	3,710,798	0	0	0	207	
第3項 割賦金借還金	617,000	617,000	0	1,234,000	0	0	1,234,000	1,232,136	0	0	0	1,864	
第4項 投 資	0	1,847,000	0	1,847,000	0	0	1,847,000	1,307,944	0	0	0	89,056	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 10,400,243 円は不良債務として処理する。

昭和47年度和泉市病院事業損益計算書

(昭和47年4月1日から昭和48年3月31日まで)

(単位 円)

1. 医業収益	
(1) 入院収益	198,696,195
(2) 外来収益	155,517,010
(3) その他医業収益	<u>18,026,447</u>
	362,239,652
2. 医業費用	
(1) 給与費	254,649,418
(2) 材料費	150,115,380
(3) 経費	49,793,405
(4) 減価償却費	18,404,156
(5) 資産減耗費	483,120
(6) 研究修費	<u>1,535,960</u>
	469,981,489
医業損失	107,741,787

3. 医業外収益

(1) 受取利息及配当金	784,217
(2) 他会計補助金	34,746,000
(3) 患者外給食収益	2,746,755
(4) その他医業外収益	<u>662,924</u>

当年度総損失

68,801,891

4. 医業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	29,091,163
(2) 患者外給食材料費	4,276,011
(3) 雑損	<u>210,000</u>

33,577,174

当年度純損失

102,375,065

昭和47年度和泉市病院事業欠損金計算書

(昭和47年4月1日から昭和48年3月31日まで)

欠 損 金 の 部

1. 欠 損 金	(単位 円)
(1) 前年度未処分欠損金	136,547,649
(2) 前年度欠損金処理額	0
繰越欠損金年度末残高	186,547,649
(3) 当年度純損失	102,379,065
当年度未処理欠損金	<u>238,926,714</u>

資 本 剰 余 金 の 部

な し

昭和47年度和泉市病院事業欠損金処理計算書

	(単位 円)
1. 当年度未処理欠損金	238,926,714
2. 欠損金処理額	0
3. 翌年度繰越欠損金	<u>238,926,714</u>

昭和47年度和泉市病院事業貸借対照表

(昭和48年3月31日現在)

(単位 円)

1. 固定資産	資産の部	(単位 円)
(1) 有形固定資産		
1. 土地	88,073,510	
2. 建物	237,361,959	
建物減価償却引当金	<u>8,395,909</u>	228,966,050
3. 構築物	2,848,487	
構築物減価償却引当金	<u>411,315</u>	2,437,172
4. 車両	1,240,000	
車輛減価償却引当金	<u>185,256</u>	1,054,744
5. 器械及備品	19,764,945	
器械備品減価償却引当金	<u>4,358,356</u>	15,411,589
有形固定資産合計		<u>335,948,065</u>

(2) 投資

1. 投資有価証券

138,124

2 長期貸付金

1,307,944

投資合計

1,446,068

固定資産合計

387,389,133

2. 流動資産

(1) 現金預金

34,286,900

(2) 未収金

75,729,710

(3) 貯蔵品

5,634,381

(4) 前払金

906,813

流動資産合計

116,557,804

資産合計

453,946,937

負債の部

3. 固定負債

(1) 固定負債 22,794,515
 固定負債合計 22,794,515

4. 流動負債
 (1) 一時借入金 295,000,000
 (2) 未払金 52,280,415

(3) その他流動負債
 1. 予納金 876,000
 2. 預り金 2,075,950
 3. 預り金(共済基金) 3,100,000

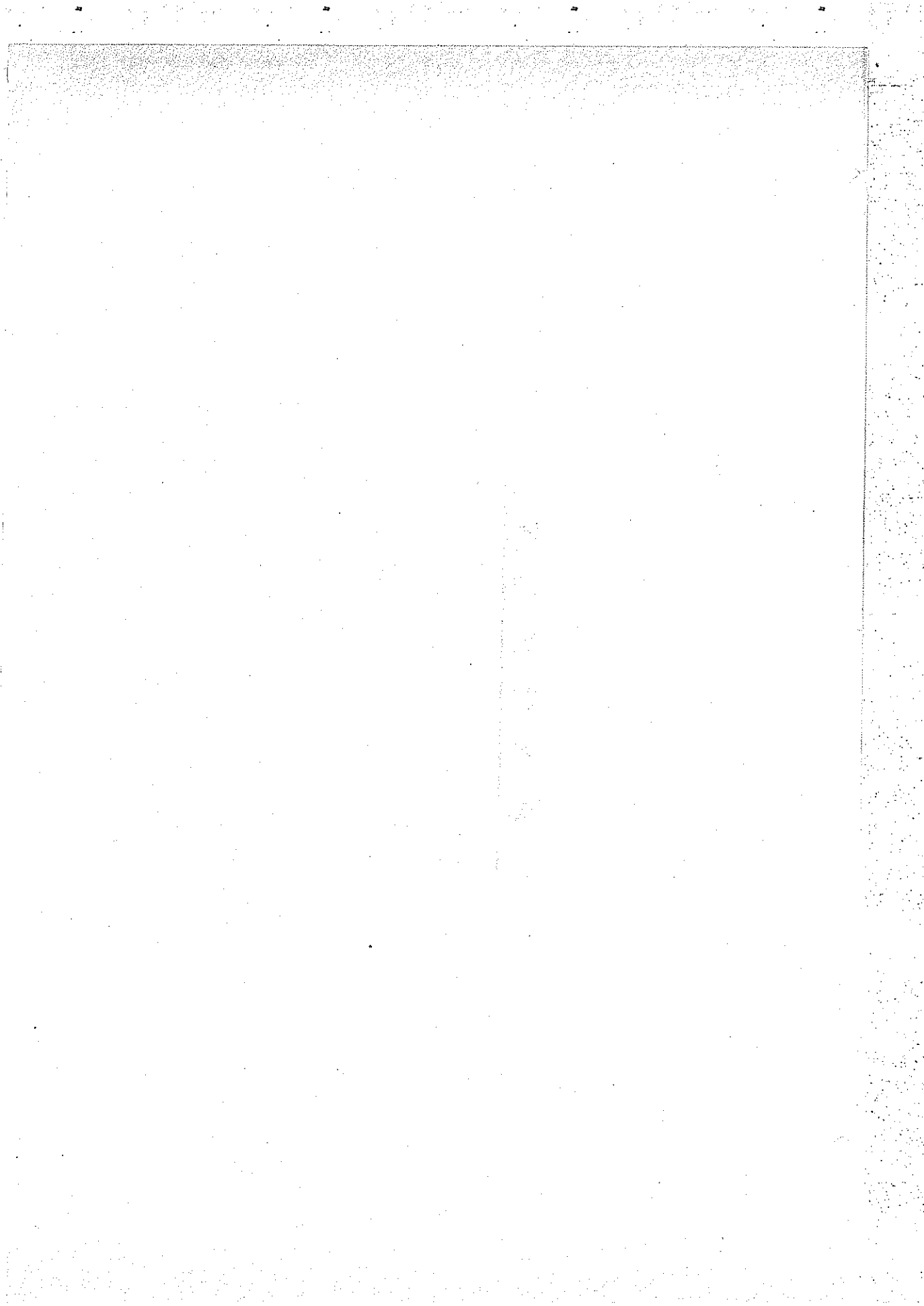
その他流動負債合計 6,051,950
 流動負債合計 353,332,365
 負債合計 376,126,880

資本の部

5. 資本金

(1) 自 已 資 本 金	114,144,371	
(2) 借 入 資 本 金		
1. 企 業 債	<u>202,602,400</u>	<u>202,602,400</u>
資 本 金 合 計		316,746,771
6. 剩 余 金		
(1) 利 益 剩 余 金		
1. 線 越 欠 損 金	136,547,649	
2. 当 年 度 欠 損 金	<u>102,379,065</u>	
利 益 剩 余 金 合 計		<u>△ 238,926,714</u>
剩 余 金 合 計		<u>△ 238,926,714</u>
資 本 合 計		<u>77,820,057</u>
負 債 資 本 合 計		<u>453,946,937</u>

決算附屬書類



昭和47年度和泉市病院事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

公立和泉病院を解散し、和泉市立病院として発足した昭和47年度は、和泉市民の基幹病院としての機能を高め、診療内容の充実をはかるべく小児科の新設、並に医療機械、設備の整備に努めました。また医療関係職員の確保充実をはかり、増加する患者へのサービス増強に努めました。

昭和47年度中の当病院の利用者数は、入院47,731人(一日平均130.7人)、外来75,926人(一日平均254.8人)で、前年度に比較して、入院で2,029人(一日平均5.9人)4.4%増、外来で21,059人(一日平均70.7人)38.4%増の診療を行っております。

経理面からみた場合、事業収益401,180円に対し、事業費用508,559円であり、差引102,379円の純損失が生じました。

収益については、医業収益362,240円、医業外収益38,940円で、前年度に比べ、医業収益では91,814円増、率にして34.0%増収となり、医業外収益では17,300円増加となっております。

又費用については、医業費用469,982円、医業外費用33,577円で、前年度に比べ医業費用121,737円35.0%、医業外費用7,807円30.3%の増となりました。

これらの内訳で主なものは、給与費74,464円41.3%、材料費31,366円26.4%、経費11,121円

28.8%、減価償却費3,655千87.5%と前年度に比べそれぞれ増加しました。之等必要経費増は物価の上昇及職員給与費改訂等に依るものでありますが、之に見合う収益が保障されない現行の医療制度下においては、一般会計よりの補助金3,474千6円を受け入れられても尚102,379円の純損失を生じる結果となりました。

以上、昭和47年度の病院運営の状況について申し述べましたが、今後も市民の健康を守る市立病院としての機能を更に高める為、一層努力いたします所存であります。

(4) 診療状況

本年度中の診療状況

外来患者 延 75,926人 1日平均外来患者数 254.8人
 入院患者 延 47,731人 1日平均入院患者数 130.7人

各科別の診療状況

増減	外 来		科 別	入 院	
	昭和46年度	昭和47年度		昭和47年度	昭和46年度
17.2%	29,001人	33,988人	内 科	32,663人	32,853人 Δ 0.6%
18.8	6,050	7,186	外 科	5,294	6,320 Δ 16.2
87.9	10,854	20,392	整 形 外 科	7,061	6,529 8.1
		10,181	小 児 科	2,713	
Δ 53.4	8,962	4,179	精 神 神 經 科		
38.4	54,867	75,926	合 計	47,781	45,702 4.4

(ロ) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
議案第54号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定	昭 47. 6. 20	昭 47. 6. 26
“ 第55号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	47. 6. 20	47. 6. 26
“ 第60号	昭和47年度和泉市病院事業会計予算	47. 6. 20	47. 6. 26
“ 第75号	昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	47. 12. 18	47. 12. 19
“ 第81号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定 について	47. 12. 18	47. 12. 18
認定第3号	昭和46年度公立和泉病院事業会計決算認定の件	47. 12. 18	48. 2. 26
議案第8号	昭和48年度和泉市病院事業会計予算	48. 3. 9	48. 3. 19
“ 第15号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	48. 3. 9	48. 3. 30
“ 第30号	昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	48. 3. 9	48. 3. 30

（外）職員に関する事項（昭和48年3月31日現在）

給料表別 職名別	医療職 (一)		医療職 (二)						医療職 (三)				一般行政職								臨時職員				合計										
	医師	小計	薬剤師	検査技師	X線技師	栄養士	理学療法士	小計	看護婦	准看護婦	見習看護婦	小計	事務職員	診療調剤補助員	運転手	交換手	交貨士	営業	調理員	病棟婦	業務員	小計	看護婦	准看護婦		診療補助員	事務員	小計							
技術吏員	16	16	5	1	1	1	8	14	6		20		1	1	2			6				10							54						54
技術員			4	2	2	2	10	30	2	88								2				2							35					35	
事務吏員											18	1										14							14					14	
事務員												7	2									7							7					7	
現業員													2				2			3	1	8							8					8	
計	16	16	5	8	3	2	18	14	36	3	53	20	8	1	1	2	2	8	3	3	1	41						128					128		
臨時職員																								4	2	2	1							9	
合計	16	16	5	8	3	2	18	14	36	3	53	20	3	1	1	2	2	8	3	3	1	41	4	2	2	1	1	128	4	2	2	1	187		

2. 工 事

(1) 建設工事の概況

工 事 名	工 事 内 容	工 事 費	着工年月日	竣工年月日	備 考
小児科外来棟 新築工事	軽量鉄骨造(ダイワ)平家 建一棟及び附帯設備工 事	円 6,500,000	昭和 47. 4. 10	昭和 47. 5. 10	小野林建設 ㈱
小児科外来棟 冷暖房機器設備工事	冷暖房機器設備工事	1,130,000	47. 4. 10	47. 5. 10	府中設備工業 ㈱
本館冷房設備工事	旧本館2階・3階病室 冷房設備工事 設 計 料	7,700,000 257,950	47. 7. 24	47. 8. 20	㈱ 伯太工業 所 中央設備技術研究所
そ の 他		345,000			
合 計		15,982,950			

3. 業務
(1) 業務量

㊦ 各科別外来入院診療数 (単位 人)

外来診療数			科別	入院診療数		医師1人当り 1日診療数
医師1人当り 1日診療数	1日平均診療数	診療数		診療数	1日平均診療数	
16.3	114.1	33,988	内科	32,668	89.5	12.8
8.0	24.1	7,186	外科	5,294	14.5	4.8
22.8	68.4	20,392	整形外科	7,061	19.3	6.4
17.1	34.2	10,181	小児科	2,713	7.4	3.7
14.0	14.0	4,179	神経科			
	254.8	75,926	合計	47,781	130.7	

(2) 事業収入に関する事項

㊦ 医療収益 (単位 円)

初診料	再診料	薬料	注射料	処置料	手術料	検査料	X線料	入院料
6,068,001	7,286,564	106,287,719	63,417,876	8,651,233	10,993,446	31,643,426	21,453,698	40,788,087
醫具料	看設料	給食料	その他入院収益	その他外来収益	室料差額収益	医療相談収益	その他医療収益	計
2,996,464	19,693,909	26,666,282	2,372,268	1,054,232	11,939,640	79,588	1,007,224	362,269,652

ロ 医業外収益

(単位 円)

受取利息配当金	他会計補助金	患者外給食収益	その他医業外収益	合 計
784,217	84,746,000	2,746,755	662,924	38,939,896

ハ 各科別入院収益及び外来収益

(単位 円)

科別	内 科	外 科	整形外科	小 児 科	神 経 科	合 計
入院収益	117,927,914	36,547,904	27,487,601	11,732,776	0	193,696,195
百分比(%)	60.9	18.9	14.2	6.0	0	100
外来収益	87,321,357	12,063,826	34,719,823	12,182,859	9,229,145	155,517,010
百分比(%)	56.2	7.8	22.3	7.8	5.9	100
合 計	205,249,271	48,611,730	62,207,424	23,915,635	9,229,145	349,213,205
百分比(%)	58.8	13.9	17.8	6.8	2.7	100

4. 会計

(1) 重要契約の要旨

イ 業務委託契約

契約先	契約期間	契約金額	契約の内容	備考
㈱アイ・エム・ピセンタ	47.4~48.3	1,120,505円	保険診療報酬請求業務委託	
小山 ㈱	"	2,187,004	基準寝具設備業務委託	貸切方式
和泉衛生	"	300,000	塵芥蒐集業務委託	
関西マネジ興業㈱	47.5~48.3	2,750,000	院内清掃業務委託	

(ロ) 器械備品購入契約

契約先	契約年月	契約金額	契約の内容	台数	備考
㈱島津製作所	47.7	10,000,000円	診察用多軌道断面撮影装置	一式	リース契約 5年
総合リース㈱	47.8	972,000	星崎全自動製氷機	1	リース契約 3年
大日医科産業㈱	47.4	288,000	保育器(クペースアトム)	1	小児科
"	47.4	96,000	人工蘇生器(アトム)	1	小児科
府中電機㈱	47.8	132,000	カラーテレビ	1	患者用待合室
小野林建設㈱	47.8	760,000	ルームクーラー	5	管理用

クエダ消防	48.	1	576,000	避難用救助袋	一式	管理用
㈱三星堂	48.	1	119,000	薬用保冷庫	1	薬局
田中機械店	48.	2	132,000	骨手術器機	1	手術室
田中機械店	48.	2	203,000	エチレンオキサイドガス滅菌器	1	手術室
大日医科産業㈱	48.	2	270,000	マイクロネフエロメータ	1	検査
阪和	48.	2	213,800	スチームボイラー	2	給食
平田産業㈱	48.	3	89,000	血管吻合器	1	手術室
平田産業㈱	48.	3	500,000	分包器	1	薬局
大日医科産業㈱	48.	3	1,100,000	胃生検用機械	1	放射線科
羽田製作所	48.	3	164,500	ガスレンヂ	1	給食
㈱三星堂	48.	3	300,000	マイクロナイザー	1	理学療法

(単位 円)

(2) 一時借入金の概況

前年度末残高	本年度借入総額	本年度返済総額	本年度末残高
130,000,000	550,000,000	385,000,000	295,000,000

(3) 未払金の内訳

区	分	金	額	備	考
器	機			大日医科産業㈱他 6社	
手	当	2,419,200	円	職員諸手当及健保負担金他	3月分
薬	品	1,496,587		㈱三星堂 他 7社	12~3月分
給	材	41,111,000		森口商店 他 19社	2~3月分
診	材	1,001,015		共立医療電機㈱他 11社	2~3月分
医	療	44,050		田中器械店 他 2社	3月分
消	耗	58,359		㈱小野商店 他 8社	"
消	備	82,290		㈱大弥商店 他 5社	"
光	熱	221,720		和泉市水道部	"
燃	料	511,225		溝川鉱油店 他 1社	"
印	製	150,420		藤原印刷所 他 4社	"
修	繕	640,905		東和温調工事㈱他 5社	"
質	借	756,720		小山㈱ 他 2社	2~8月分
委	託	896,060		関西マネジ興業㈱他 6社	3月分

旅費	交通費等	23,680円	職員出張旅費等
函	書費	446,910	厚生社 他2社 3月分
	一時借入金利息	8,904	住友銀行 8月分
	合 計	52,280,415	

(4) 未収金の内訳

区 分	金 額	備 考
支払基金他保険報酬	558,387円	10～1月 調定請求分
"	24,524,989	2月 "
"	26,534,230	3月 "
個人負担金	844,165	昭和47年度個人請求分
その他未収金	673,797	入院料差額 339,700 その他医業収益 8,870 医業外収益 315,227 固定資産売却代金 15,000
和泉市分担金	22,288,000	昭和46年度看護婦寄宿舎建設分
滞納未収金	78,369	昭和46年度個人滞納分

区分	金額	備考
滞納未収金	126,288 円	昭和45年度個人滞納分
”	11,786	昭和44年度 ”
”	89,754	昭和43年度 ”
合 計	75,729,710	

(5) 貯蔵品の内訳

種別	金額	備考
薬品	4,425,569 円	一般投薬用薬品及注射薬品
給食材料	273,809	米、小麦粉、砂糖、調味料、その他
診療材料	634,197	注射器、針、カテーター、ガーゼ、その他
医療消耗品	5,480	鉗子立、バット、その他
消耗品	132,966	蛍光灯、文具品、その他
燃料	78,000	ボイラー用A重油
印刷物	82,490	診療日報、納品書、その他
食糧(茶)	1,870	麦茶、その他
合 計	5,634,381	

(6) 前払金の内訳

区	分	金	額	備	考
窓	口	準備	資	金	
		150,000	円	窓	口
前	渡	700,000		立	替
仮	払	56,813		医	師
合	計	906,813		師	住
				宅	附
				電	話
				架	設
				料	

(7) その他流動負債の内訳

区	分	金	額	備	考
予	納	876,000	円	入	院
預	り	2,075,950		前	受
				金	
				職	員
				源	泉
				所	得
				税	
				1,585,174	
				職	員
				市	民
				税	
				357,770	
				職	員
				健	保
				個	人
				負	担
				金	
				188,006	
				職	員
				共	済
				会	預
				り	金
				3,100,000	
合	計	6,051,950			

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
	2. 医療外収益		5. その他医療収益 〔 診断書等文書料 体温計及容器料 附添ベットの料他 〕	1,007,224 410,880 231,875 364,969	円
				38,989,896	38,826,000
		1. 受取利息配当金	1. 受取利息配当金	784,217	854,000
		2. 他会計補助金		34,746,000	34,746,000
			1. 他会計補助金	34,746,000	
		3 患者外給食収益		2,746,755	2,767,000
			1. 患者外給食収益 〔 職員給食収入 当直者給食収入 〕	2,746,755 2,709,835 36,920	
		4. その他の医療外収益		662,924	459,000
			1. その他医療外収益 〔 患者等電気使用料 " ガス使用料 " 電話使用料 寝具汚損料 その他 〕	662,924 178,830 127,108 166,580 42,450 147,956	

部 費 用 の 部

款	項	目	節	金 額	備考 (予算額)
1. 病院事業費用	1. 医業費用	1. 給 与 費		503,558,613 円	506,987,000 円
				469,981,439	472,257,000
				254,649,418	254,708,000
			(給 料)	(109,788,174)	
			医 師 給 給	22,342,812	
			正 看 護 婦 給 給	13,506,404	
			准 看 護 婦 給 給	20,633,258	
			医 療 技 術 員 給 給	15,621,000	
			事 務 員 給 給	18,407,400	
			労 務 員 給 給	19,277,300	
		(手 当)		(98,438,454)	
		医 師 手 当		26,165,904	
		正 看 護 婦 手 当		11,119,634	
		准 看 護 婦 手 当		17,200,100	
		医 療 技 術 員 手 当		12,097,898	
		事 務 員 手 当		16,597,377	
		労 務 員 手 当		15,257,546	

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
			報酬 (非常勤医師報酬 非常勤看護婦報酬 非常勤事務員等報酬)	25,829,622 22,103,411 2,170,430 1,055,781	
			法定福利費	20,277,708	
			退職給与金	815,460	
		2. 材料費		150,115,380	151,707,000 円
			藥品費	127,277,791	
			(投薬藥品費 注射藥品費)	83,188,235 44,089,556	
			診療材料費	11,509,808	
			給食材料費	10,136,871	
			医療消耗備品費	1,191,410	
		3. 経費		49,798,405	50,221,000 円
			厚生福利費	491,000	
			旅費交通費	816,575	

職員被服費		819,610
消耗品費		1,450,535
{ 診療事務管理 }	用 用 用	889,505 899,887 661,643
消耗備品費		1,289,263
{ 診療事務管理 }	用 用 用	808,840 447,573 487,850
光熱水費		6,500,966
{ 電気使用料 ガス使用料 水道使用料 }		2,790,802 915,754 2,794,410
燃料費		2,110,035
{ ボイラー用 自動車用 }		2,028,700 81,335
食糧費		462,185
{ 創立記念式典 麦茶その他 }		391,700 70,485
印刷製本費		2,571,890

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
			修繕料 〔建物及附属設備 器具及備品 自動車〕	4,184,117 3,718,017 460,200 5,900	
			保険料	247,289	
			賃借料 〔医療用器械 寝具借料 土地その他〕	15,947,948 11,371,800 2,187,004 2,989,139	
			通信運搬費	1,648,884	
			委託料 〔清掃業関係委託 衛生査査委託 保険請求事務 研究委託 看護婦養成委託 その他〕	9,575,881 8,280,000 1,118,186 1,136,570 1,120,505 1,600,000 609,000 711,070	
			諸会費	481,400	

	雜費	986,020	
	交際費	765,862	800,000 円
4. 減価償却費		13,404,166	13,405,000 円
	建物減価償却費	8,395,909	
	構築物減価償却費	411,315	
	器械備品減価償却費	4,411,676	
	車輛減価償却費	185,256	
5. 資産減耗費		483,120	516,000 円
	固定資産除却費	483,120	
6. 研究研修費		1,535,960	1,700,000 円
	謝金	5,380	
	図書費	568,220	
	旅費	916,960	
	研究雜費	45,400	
2. 業外費用		33,577,174	34,430,000 円
	1. 支払利息及び企業債取扱諸費	29,091,163	29,897,000 円

和泉市病院事業会計固定資産明細書

(単位 円)

(1) 有形固定資産明細書

資産の種類	年度当 現在高	当 年度増加高	当 年度 減少高	年度末現在高	減価償却引当金		年度末 償却未済高	備 考
					当年度償却費	償却額累計		
土地	88,073,510	0	0	88,073,510	0	0	88,073,510	
建物	221,429,009	15,932,950	0	237,361,959	8,395,909	8,395,909	228,966,050	
木造建物	5,984,349	0	0	5,984,349	392,256	392,256	5,592,093	旧宿舍・倉庫・ 事務宿舎等 他
鉄筋建物	148,113,298	345,000	0	148,458,298	2,462,548	2,462,548	145,995,745	新・旧診療棟・車 庫 看護婦宿舎 他
鉄骨建物	0	5,289,000	0	5,289,000	0	0	5,289,000	小児科外来棟
附帯設備	67,331,367	10,298,950	0	77,630,317	5,541,105	5,541,105	72,089,212	電気・ガス・衛生・ 冷暖房・給排水・ 電話・昇降機設備
構築物	2,848,487	0	0	2,848,487	411,315	411,315	2,437,172	敷地舗装・フェンス 看護宿舎門柱 他
器械及び備品	12,635,965	7,685,420	556,440	19,764,945	△ 58,320 4,411,676	4,853,356	15,411,589	診療用及び管理用 器機備品
車輦	1,240,000	0	0	1,240,000	185,255	185,255	1,054,744	患者輸送兼用車
合計	326,226,971	23,618,370	556,440	349,288,901	13,345,886	13,345,886	335,943,065	

(2) 投資資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備考
投資有価証券	138,124 円	0 円	0 円	138,124 円	電信電話債券
長期貸付金	0	1,307,944	0	1,307,944	医師住宅敷金及電話
合計	138,124	1,307,944	0	1,446,068	

企業債及割賦金明細書

起債年度 種類	借入先	発行総額	償還		未償還残高	利率	償還終期
			当年度償還高	償還高累計			
昭和36年度 病院専業費	大蔵省 資金運用部	10,000,000 円	322,532 円	2,459,613 円	7,540,387 円	年 6分5厘	昭和 62. 2. 1
昭和37年度 "	"	70,000,000	2,082,400	15,880,292	54,119,708	"	68. 2. 1
昭和42年度 "	"	40,000,000	964,291	3,476,807	36,523,193	"	67. 8. 1
昭和43年度 "	"	16,000,000	351,570	1,280,888	14,719,112	"	68. 3. 1
昭和46年度 "	住友銀行	89,700,000	0	0	89,700,000	7分5厘	58. 12. 25
昭和46年度 看護婦宿舍 建設割賦金	日本住老公団	24,642,720	1,282,136	1,848,204	22,794,516	7分8厘	66. 9. 25
合計		250,342,720	4,942,929	24,945,804	225,396,916		

財務分析表

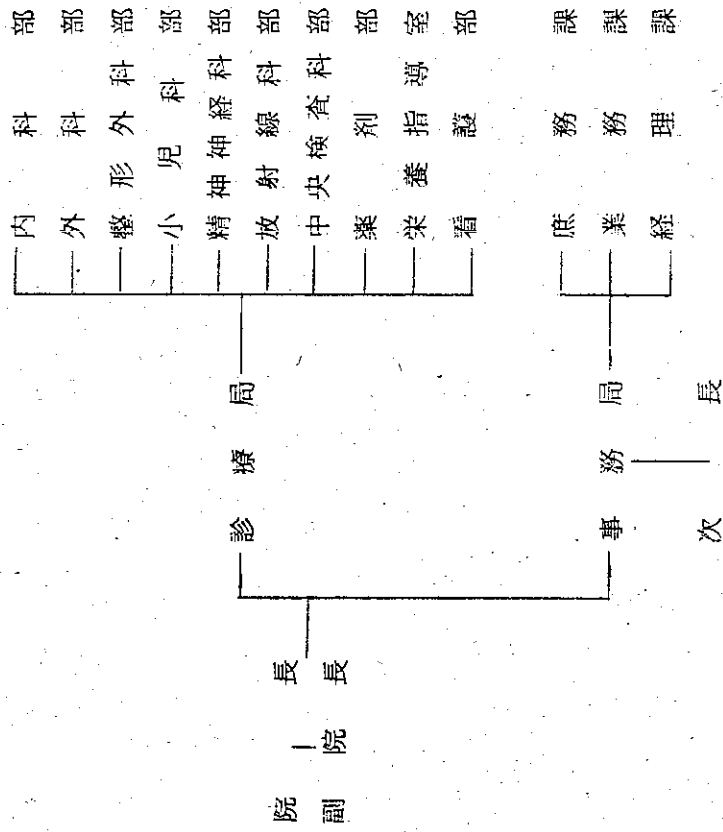
項目	算式 (單位千円)	數	值	前	年	度
固 定 資 產 構 成 比 率	$\frac{837,389}{458,947} \times 100$	74.3	%			
固 定 負 債 構 成 比 率	$\frac{225,397}{458,947} \times 100$	49.7				53.9
流 動 資 產 構 成 比 率	$\frac{116,558}{858,332} \times 100$	33.0				42.8
流 動 負 債 構 成 比 率	$\frac{858,332}{389,541} \times 100$	99.4				100.4
長 期 資 本 比 率	$\frac{337,389}{389,541} \times 100$	99.4				100.4
不 良 債 務 比 率	$\frac{286,774}{362,240} \times 100$	65.4				51.0
總 收 益 對 總 費 用 比 率	$\frac{401,180}{503,559} \times 100$	79.7				78.1
醫 業 收 益 對 醫 業 費 用 比 率	$\frac{362,240}{469,981} \times 100$	77.1				77.7
企 業 債 償 還 額 對 減 價 償 却 額 比 率	$\frac{4,945}{13,404} \times 100$	36.9				42.0
資 本 的 收 入 對 資 本 的 支 出 比 率	$\frac{19,469}{29,869} \times 100$	65.2				88.5

經營分析表

項 目	算 式	數 值	前 年 度
病 床 利 用 率	$\frac{\text{年延入院患者數}}{\text{年延病床數}} \times 100$	109.0 %	104.1 %
一日平均患者數 (入院)	$\frac{\text{年延入院患者數}}{365}$	130.8 人	124.9 人
" (外来)	$\frac{\text{年延外来患者數}}{\text{診 療 日 數}}$	254.8 人	183.5 人
患者一人一日当り診療收入	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者數}}$	2,824 円	2,575 円
" (入院)	$\frac{\text{入院 收 益}}{\text{年延入院患者數}}$	4,058 円	3,839 円
" (外来)	$\frac{\text{外 来 收 益}}{\text{年延外来患者數}}$	2,048 円	1,940 円
患者一人一日当り藥品費	$\frac{\text{藥 品 費}}{\text{年延入院外来患者數}}$	1,029 円	1,013 円
" (投薬)	$\frac{\text{投薬 藥品 費}}{\text{年延入院外来患者數}}$	673 円	618 円
" (注射)	$\frac{\text{注射 藥品 費}}{\text{年延入院外来患者數}}$	357 円	395 円

項 目	算 式	数 值	前 年 度
入院患者一日当り給食材料費	$\frac{\text{患者給食材料費}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$ (甲)	212	185
投薬薬品使用効率	$\frac{\text{投薬薬品収入}}{\text{投薬薬品払出原価}} \times 100$	127.7	130.7
注射薬品使用効率	$\frac{\text{注射薬品収入}}{\text{注射薬品払出原価}} \times 100$	143.8	140.8
医薬材料消費率	$\frac{\text{医薬材料費}}{\text{入院外来収益}} \times 100$	40.1	42.6
診療収入に対する割合 (投薬、注射収入)	$\frac{\text{投薬注射収入}}{\text{入院外来収益}} \times 100$	48.6	52.9
(検査収入)	$\frac{\text{検査収入}}{\text{入院外来収益}} \times 100$	9.1	8.5
(X線収入)	$\frac{\text{X線収入}}{\text{入院外来収益}} \times 100$	6.1	7.0
医薬材料費対医薬収益比率	$\frac{\text{医薬材料費}}{\text{医薬収益}} \times 100$	88.6	40.8
職員給与対医薬収益比率	$\frac{\text{職員給与}}{\text{医薬収益}} \times 100$	70.3	66.6

和泉市立病院機構一覽表



和泉監第26号

昭和48年9月10日

和泉市長 藤木秀夫 殿

和泉市監査委員 堀田徳治

同 山田清二

昭和47年度公営企業会計決算審査意見書の
提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、昭和47年度市立病院事業
決算の関係書類を審査し、次のとおり意見を提出する。

和泉市立病院事業決算審査意見

市長より提出された決算報告書、損益計算書、欠損金計算書、欠損金処分計画書（案）並びに貸借対照表及びこれらに関する附属書類は地方公営企業法令に定める用式によって作成されており、この間の会計処理は一般的に認められた会計原則に従って行なわれていた。以上の諸書類は昭和48年3月31日現在の財政状態並びに同日を以って終わる企業会計の経営成績を適正に表示しているものと認めた。

細部は審査概要に記述しているとおりであるが、以下審査の過程で、特に留意した事項を記述する。

尚、文中前年度決算額としてあげている金額は組合病院分院決算額である。

○ 総 括

本市立病院は、本年度より和泉市立病院として発足したものであるが、当年度収益的収支決算額は収益401,180千円に対し、費用503,559千円で差引102,379千円の純損失を生じ、前年度からの繰越欠損金136,548千円を加えると累積欠損金総額は238,927千円にのぼっている。

しかしながら医業収益中に一般会計からの補助金34,746千円が含まれているのでそれを差し引いた137,125千円が実質的な損失であり、前年度欠損額100,199千円に比して、経営状況は一段と悪化しているといえる。

これは病院経営の大宗をなす医業収支において、費用の増加が収益のそれを大幅に上廻ったことによるものであるが、現行の診療報酬制度のもとでは、医業収益は自然増に待つより他なく、その反面給与改定等により、人件費は毎年一定の伸張を示すため、費用の増加は押さえることができないものである。

当病院においても、職員の給与は医業費用中の54.2%を占めており、構成比率は前年度の51.7%に比して2.5%の増加を示している。

したがって、これら費用の増加を抑制するため、職員の効率的配置および医薬材料費の効率的使用をはかるとともに職員個人々々が、企業としての経営意識を持ち、経営の合理化に努力しながら、市の医療機関の中核として、公共の福祉に寄与せられたい。

審 査 概 要

1. 収益的収支について

収益的収支の決算額は次のとおりとなっている。

収益的収入額	401,179,548円
収益的支出額	503,558,613円
差 引	△102,379,065円

この結果102,379,065円の当年度純損失を生じており、前年度未処理欠損金136,547,649円とあわせ、当年度未処理金238,926,714円が翌年度へ繰越されている。

2. 資本的収支について

資本的収支の決算額は次のとおりとなっている。

資本的収入額	19,469,000円
資本的支出額	29,869,243円
差 引	△10,400,243円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額10,400,243円は不良債務として処理されている。

資本的収入は一般会計からの繰入金19,454,000円と固定資産売却代金の15,000円となっているが、固定資産売却代金については使用不能となったボイラー、ガスレンジ等給食器具の売却代金である。

又、資本的支出中、建設改良費23,618,370円の内訳は小児科新築工事費及び本館冷房設備費の計15,587,950円と機械備品購入費7,685,420円設計料345,000円となっている。

3. 営業成績について

外 来				種 別	入 院			
4 6 年 度		4 7 年 度			4 7 年 度		4 6 年 度	
患者数	1人当り 収 益	患者数	1人当り 収 益		患者数	1人当り 収 益	患者数	1人当り 収 益
29,001	2,229	33,988	2,569	内 科	32,663	3,610	32,853	3,210
6,050	1,361	7,186	1,678	外 科	5,294	6,903	6,320	4,318
10,854	1,917	20,392	1,702	整形外科	7,061	3,893	6,529	3,036
—	—	10,181	1,196	小 児 科	2,713	4,325	—	—
8,962	1,219	4,179	2,208	精神神経科	—	—	—	—
54,867	1,940	75,926	2,048	合 計	47,731	4,058	45,702	3,339

(2) 医業外収益について

医業外収益は38,939,896円で前年度21,639,681円に比して17,300,215円(79.9%)と大幅な増加を示している。この主なものは次表のとおり他会計補助金であり、前年度に比して16,496,000円(90.4%)の増加となっているが、医業収支の極端な不均衡を是正するにはいたっていない。

医業外収益

(単位千円)

区 分	4 7 年 度	4 6 年 度	増減(△)額	増減(△)率
受取利益配当金	784	1,117	△333	△29.8(%)
他会計補助金	34,746	18,250	16,496	90.4
患者外給食収益	2,747	1,680	1,067	63.5
そ の 他	663	593	70	11.7
計	38,940	21,640	17,300	79.9

(3) 医業費用について

医業費用は469,981,439円で前年度348,244,337円に比して121,737,102円(35.0%)の大幅な増加を示している。この主な理由は職員給与の引上げに伴う給与費の増大及び薬品等の材料費の増加によるものである。

又、減価償却費についても医業機器の購入により前年度に比し、3,654,656円の増加を示している。

尚、給与費は医業費用の54.2%を占めているが、事務の効率化をはかり、その抑制になお一層の努力をなされたい。

医業費用

(単位千円)

区 分	47年度	構成比(%)	46年度	構成比(%)	増減(△)額	率(%)
給 与 費	254,649	54.2	180,186	51.7	74,463	41.3
材 料 費	150,115	31.9	118,749	34.1	31,366	26.4
経 費	49,794	10.6	38,673	11.1	11,121	28.8
減価償却費	13,404	2.9	9,749	2.8	3,655	37.5
資産減耗費	483	0.1	0	0	483	—
研究研修費	1,536	0.3	888	0.3	648	73.0
計	469,981	100	348,244	100	121,737	35.1

(4) 医業外費用について

医業外費用は33,577,174円で前年度に比して2,369,145円(50.1%)の増加となっている。

又、医業外費用中の患者外給食材料費の4,276,011円を収益の2,746,755円から差引くと患者外給食収支は1,529,256円の赤字となっている。これは看護婦給食費を半額補助している関係上赤字となっ

たものと思われるが、その収支の均衡化をはかられたい。

医業外費用

(単位千円)

区 分	47年度	46年度	増減(△)額	増減(△)率
支 払、利 息	29,091	18,391	10,700	58.1
患者外給食材料費	4,276	3,152	1,124	35.6
雑 支 出	210	826	△ 616	△ 74.5
計	33,577	22,369	11,208	50.1

4. 未収金について

当年度末における未収金総額は75,729,710円となっている。このうち51,617,606円については診療報酬、入院負担金でこれらは事務の手続上、年度内に収入不可能なものであるが、看護婦寄宿舍建設分22,288,000円については、和泉市からの未収金であり、収納可能なものと思われるので早急に収納されたい。

又、滞納未収金についても43年以降総額306,142円が未収となっているが、回収に努力されたい。

5. 未払金について

当年度末における未払金の総額は52,280,415円となっており、その内訳は薬品費41,111,000円、給食材料費2,461,420円、診療材料費1,001,015円、器械及び備品2,419,200円、その他5,287,780円である。このうち薬品費、診療材料費の一部においては、かなり支払いが遅延している。

これは資金面から見て、やむをえない面もあると思われるが、早期支払に努力されたい。

業 務 実 績 表

項 目		47年度	46年度	前年度に対する比較増減(△)	前年度に対する比率	備 考	
病 床 数		120床	120床	0	100.0%		
取 扱 患 者 数	外 来	年 計	75,926人	54,867人	21,059人	138.4%	年間延
		1日平均	255人	184人	71人	138.6%	
	入 院	年 計	47,731人	45,702人	2,029人	104.4%	年間延
		1日平均	131人	125人	6人	104.8%	
	計	年 計	123,657人	100,569人	23,088人	123.0%	年間延
		1日平均	386人	309人	77人	124.9%	
病 床 利 用 率		109.0%	104.1%	4.7%	104.6%	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年間病床数}} \times 100$	
入 院 外 来 患 者 比 率		159.1%	120.1%	39.0%	132.5%	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$	
職 員 数	医 師	16人	12人	4人	133.3%		
	薬 劑 師	5人	4人	1人	125.0%		
	技 師	13人	10人	3人	130.0%		
	看 護 婦	56人	40人	16人	140.0%		
	事 務 職 員	20人	16人	4人	125.0%		
	給 食 員	8人	7人	1人	114.3%		
	そ の 他 職 員	19人	10人	9人	190.0%		
	計	137人	99人	38人	138.4%		
患者1人1日当り費用		3,800円	3,463円	337円	109.7%	$\frac{\text{医療費用}}{\text{年延入院外来患者数}}$	
患者1人1日当り収益		2,929円	2,689円	240円	108.9%	$\frac{\text{医療収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	
患者1人 1日当り 診療収益	入 院	4,058円	3,339円	719円	121.5%	$\frac{\text{入院診療収益}}{\text{年延入院患者数}}$	
	外 来	2,048円	1,940円	108円	105.6%	$\frac{\text{外来診療収益}}{\text{年延入院患者数}}$	
	計	2,824円	2,575円	249円	109.7%	$\frac{\text{入院外来診療収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	

經 營 分 析 表

区分 種別	分 析 項 目	昭和46年	昭和47年	算 式
構 成 比 率	1. 固定資産構成比率	76.4	74.3	$\frac{\text{固定資産} + \text{繰延勘定}}{\text{総資産}} \times 100$
	2. 流動資産構成比率	23.6	25.7	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}} \times 100$
	3. 固定負債構成比率	5.6	5.0	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資本}} \times 100$
	4. 流動負債構成比率	55.9	77.8	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資本}} \times 100$
	5. 自己資本構成比率	△ 9.8	△ 27.5	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$
財 務 比 率	6. 流動資産対固定資産比率	30.9	34.6	$\frac{\text{流動資産}}{\text{固定資産} + \text{繰延勘定}} \times 100$
	7. 固 定 比 率	△ 779.7	△ 270.4	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$
	8. 流 動 比 率	42.3	33.0	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	9. 現 金 預 金 比 率	12.2	9.7	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$
	10. 負 債 比 率	△ 628.0	△ 301.4	$\frac{\text{負債}}{\text{自己資本}} \times 100$
	11. 固 定 負 債 比 率	△ 57.4	△ 18.3	$\frac{\text{固定負債}}{\text{自己資本}} \times 100$
12. 流 動 負 債 比 率	△ 570.6	△ 283.2	$\frac{\text{流動負債}}{\text{自己資本}} \times 100$	
收 益 率	13. 総資本利益率	△ 24.1	△ 23.2	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均総資本}} \times 100$
	14. 自己資本利益率	486.6	122.9	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均自己資本}} \times 100$
	15. 純利益対営業収益率	△ 28.1	△ 25.5	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{総収益}} \times 100$
	16. 営業利益対営業収益率	△ 28.8	△ 29.7	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}} \times 100$
	17. 総収益対総費用比率	78.1	79.7	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
	18. 営業収益対営業費用比率	77.7	77.1	$\frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$
そ の 他	19. 利子負担率	9.5	9.1	$\frac{\text{支払利息}}{\text{平均負債}} \times 100$
	20. 企業債償還金対償還財源比率	△ 4.8	△ 5.6	$\frac{\text{企業債償還金}}{\text{減価償却費} + \text{当年度純利益}} \times 100$

収 益 的 収 支

(収入)

(単位千円)

科 目	予 算 額	構 成 比 率		決 算 額	構 成 比 率		決 算 額 の 予 算 額 に 対 する 比 率	
		47年度	46年度		47年度	46年度	47年度	46年度
医業収益	357,762	90.2%	94.3%	362,240	90.3%	93.3%	101.3%	83.6%
入院収益	181,113	45.7	50.8	193,696	48.3	52.6	107.0	87.6
外来収益	164,450	41.5	40.0	155,517	38.8	36.7	94.6	77.6
その他医業収益	12,199	3.1	3.5	13,026	3.2	4.0	106.8	95.7
医業外収益	38,826	9.8	5.7	38,940	9.7	6.7	100.3	98.9
受取利息及び配当金	854	0.2	0.1	784	0.2	0.4	91.8	372.3
他会計補助金	34,746	8.8	4.7	34,746	8.6	5.5	100	100
患者外給食収益	2,767	0.7	0.8	2,747	0.7	0.6	99.3	63.9
その他医業外収益	459	0.1	0.1	663	0.2	0.2	144.4	88.2
合 計	396,588	100	100	401,180	100	100	101.2	84.5

(支出)

科 目	予 算 額	構 成 比 率		決 算 額	構 成 比 率		決 算 額 の 予 算 額 に 対 する 比 率	
		47年度	46年度		47年度	46年度	47年度	46年度
医業費用	472,257	93.2	94.0	469,981	93.4	93.1	99.5	98.5
給 与 費	254,708	50.3	48.0	254,649	50.6	48.2	100	99.9
材 料 費	151,707	29.9	32.8	150,115	29.8	31.8	99.0	96.2
経 費	50,221	9.9	10.3	49,793	9.9	10.3	99.2	99.7
減価償却費	13,405	2.7	2.6	13,404	2.7	2.6	100	100
資産減耗費	516	0.1	0	483	0.1	0	93.6	0
研究研修費	1,700	0.3	0.3	1,536	0.3	0.2	90.4	88.8
医業外費用	34,430	6.8	6.0	33,577	6.6	6.9	97.5	98.8
支払利息及び 企業債取扱諸費	29,897	5.9	4.9	29,091	5.8	4.9	97.3	99.1
患者外給食材料費	4,323	0.8	0.9	4,276	0.8	0.8	98.9	97.0
雑損失	210	0.04	0.2	210	0	1.2	100	100
予備費	300	0.06	0	0	0	0	0	0
合 計	506,987	100	100	503,558	100	100	99.3	98.6

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収入)

(単位千円)

科 目	予 算 額	構 成 比 率		決 算 額	構 成 比 率		決 算 額 の 予 算 額 に 対 す る 比 率	
		47年度	46年度		47年度	46年度	47年度	46年度
第二款 資 本 的 収 入	19,454	100	100	19,469	100	100	100	100
第一項 他 会 計 繰 入 金	19,454	100	26.2	19,454	99.9	26.2	100	100
第二項 企 業 債	0	0	73.7	0	0	73.7	0	100
第二項 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0.1	15	0.1	0.1	0	97.5

(支出)

(単位千円)

科 目	予 算 額	構 成 比 率		決 算 額	構 成 比 率		決 算 額 の 予 算 額 に 対 す る 比 率	
		47年度	46年度		47年度	46年度	47年度	46年度
第一款 資 本 的 支 出	32,175	100	100	29,869	100	100	92.8	100
第一項 建 設 改 良 費	25,883	80.4	78.2	23,618	79.1	78.2	91.3	100
第二項 企 業 債 償 還 金	3,711	11.5	2.5	3,711	12.4	2.5	100	100
第三項 割 賦 金 償 還 金	1,234	3.8	19.2	1,232	4.1	19.2	99.8	100
第四項 投 資	1,347	4.1	0.1	1,308	4.4	0.1	97.1	98.6

収益的費用項目別比較

(単位千円)

科 目	人 件 費			物件費その他経費					計			
	金 額	構成比率		前年度 に対する 比率	金 額	構成比率		前年度 に対する 比率	金 額	構成比率		前年度 に対する 比率
		47年度	46年度			47年度	46年度			47年度	46年度	
医 業 費 用	254,650	100	100	141.3	215,331	86.5	88.3	128.1	469,981	93.4	94.0	135.0
給 与 費	254,650	100	100	141.3					254,650	50.6	48.6	141.3
材 料 費					150,115	60.3	62.4	126.4	150,115	29.8	32.1	126.4
経 費					49,793	20.0	20.3	128.4	49,793	9.9	10.5	128.8
減価償却費					13,404	5.4	5.1	137.5	13,404	2.7	2.6	137.5
資産減耗費					483	0.2	0	0	483	0.1	0	—
研究研修費					1,536	0.6	0.5	173.0	1,536	0.3	0.2	173.0
医薬外費用					33,577	13.5	11.7	130.3	33,577	6.6	6.0	130.3
支払利息及び 企業債取扱諸費					29,091	11.7	9.7	158.2	29,091	5.8	5.0	158.2
患者外給食材料費					4,276	1.7	1.6	135.7	4,276	0.8	0.8	135.7
雑 支 出					210	0.1	0.4	5.0	210	0	0.2	5.0
合 計	254,650	100	100	141.3	248,908	100	100	128.4	503,558	100	100	134.6

損益計算書構成並びにすう勢比率

(単位千円)

借 方						貸 方					
科 目	金 額	構成比率		すう勢比率		科 目	金 額	構成比率		すう勢比率	
		47年度	46年度	47年度	46年度			47年度	46年度	47年度	46年度
○ 医薬費用	469,981	93.4	93.1	135.0	100	○ 医薬収益	362,240	90.3	92.6	134.0	100
給 与 費	254,650	50.6	48.2	141.3	100	入 院 収 益	193,696	48.3	52.2	126.9	100
材 料 費	150,115	29.8	31.8	126.4	100	外 来 収 益	155,517	38.8	36.4	146.1	100
経 費	49,793	9.9	10.3	128.8	100	その他医薬収益	13,027	3.2	4.0	114.0	100
減価償却費	13,404	2.7	2.6	137.5	100	○ 医薬外収益	38,940	9.7	7.4	179.9	100
資産減耗費	483	0.1	0	0	100	受取利息及び配当金	784	0.2	0.4	70.2	100
研究研修費	1,536	0.3	0.2	173.0	100	補 助 金	34,746	8.6	6.2	190.4	100
○ 医薬外費用	33,577	6.6	6.9	130.3	100	患者外給食収益	2,747	0.7	0.6	163.5	100
支払利息及び企業債地場諸費	29,091	5.8	4.9	158.2	100	その他医薬収益	663	0.2	0.2	111.7	100
患者外給食費	4,276	0.8	0.8	135.7	100						
雑 損 失	210	0	1.2	5.0	100						
小 計							401,180	100	100	137.4	100
当年度純損失							102,378				
合 計	503,558	100	100	134.6	100		503,558	100	100	137.4	100

貸借対照表構成並びにすう勢比率

(単位千円)

借		方				貸		方			
科 目	金 額	構成比率		すう勢比率		科 目	金 額	構成比率		すう勢比率	
		47年度	46年度	47年度	46年度			47年度	46年度		
										47年度	46年度
固定資産	337,389	74.3	72.8	103.4	100	固定負債	22,795	5.0	5.7	94.9	100
(1) 有形固定資産	335,943	74.0	72.7	103.0	100	流動負債	353,332	77.9	55.5	149.9	100
イ. 土地	88,073	19.4	19.6	100.0	100	(1) 第一時借入金	295,000	65.0	30.6	226.0	100
ロ. 建物	228,966	50.4	49.4	103.4	100	(2) 未払金	52,280	11.5	24.7	49.9	100
ハ. 建築物	2,437	0.5	0.6	85.6	100	(3) その他流動負債	6,052	1.4	0.2	646.6	100
ニ. 車輛	1,055	0.2	0.3	85.1	100	資本金	316,747	69.8	71.0	105.2	100
ホ. 器械及び備品	15,412	3.4	2.8	122.0	100	(1) 自己資本金	114,144	25.2	22.4	120.5	100
(2) 投資	1,446	0.3	0.1	138.0	100	(2) 借入資本金	202,603	44.6	48.6	98.2	100
流動資産	116,558	25.7	27.2	115.4	100	イ. 企業債	202,603	44.6	48.6	98.2	100
(1) 現金預金	34,287	7.6	9.8	118.1	100						
(2) 未収金	75,730	16.7	14.9	113.4	100	(1) 利益剰余金	△238,927	△52.7	△32.2		
(3) 貯蔵品	5,634	1.2	1.0	126.3	100	イ. 繰越欠損金	136,548	30.1	13.9		
(4) 前払金	907	0.2	1.5	134.0	100	ロ. 当年度欠損金	102,379	22.6	18.3		
資産合計	453,947	100	100	106.2	100	負債資本合計	453,947	100	100		

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。

○ 病院事務局長（竹内 潔君） それでは公営企業法の規定に基づきまして、ただいま上程されました昭和47年度和泉市病院事業会計決算について、その内容をご説明申し上げます。

まず、病院事業会計47年度事業を総括いたしますと、昨年8月末に公立病院を解散いたしまして、4月1日から市立病院として発足しました。昭和47年度は、和泉市民の基幹病院としての機能を高め、診療内容の充実を図るべく、小児科の新設をいたしました。合わせて医療機械設備の整備充実を努めて参りました。また、医療関係職員の確保充実を図りまして、増加する患者へのサービス増強に努めました次第でございます。

昭和47年度中の当病院の利用数は、入院で4万7,731人であります。ベッド数120床に対しまして、1日平均130・7人という数字が出ております。外来患者につきましては、7万5,926人ございまして、1日平均いたしますと254・8人となっております。いずれも、組合病院当時の前年度に比較いたしますと、入院におきましては、2,029人の増加でございますし、外来につきましては、38%強の2万1,059人という増加になっております。これらのことから、組合病院分院当時と比較いたしますと、和泉市民の身近になりました市立病院への期待が大きいことが察せられるわけで、その責任の重大さを痛感する次第でございます。

しかしながら一方、経理面からこれを見ました場合には、国の医療制度の遅れとは申しながら、事業収益におきまして4億118万円に対しまして、事業費用として5億355万9千円となります。差し引き1億237万9千余円の純損失を生ずる結果になりました。まことに申しわけないと存じております。

それでは決算書としてご提出いたしました2ページからご説明申し上げたいと存じます。

収益的収入・支出につきましては、予算額3億9,658万8千円に対しまして、決算額が4億117万9,548円となりまして、459万余円の増となります。これは外来患者の増加に伴うものでございます。支出につきましては、予算額5億698万7千円に対しまして、決算額5億355万余円ございまして、不用額として342万8千円が生じてまいりました。これは一部経費の節減を図りましたために出て参りました。

それから4ページの資本的収支につきましては、収入予算合計1,945万4千円に対しまして、決算額は1,946万9千円で、1万5千円の増となっております。支出額につきましては、予算額3,217万5千円に対し、決算額が2,986万9千余円で、230万5千余円の不用になりました。これは一部機械備品の買い差し控えをいたしました次第でございます。

6ページの損益計算書につきましては、医療収益、医療費用、差し引きいたしまして、純損

り非常に高率です。

この原因は何といっても妊産婦の健康管理が不十分なことであり、これがもし十分に行なわれていれば脳性マヒ等の身心障害児は減少するし、妊産婦の死亡率も少なくとも先進国なみにすることができるかと医学専門家は証言しています。

3. また、乳児の検診についても、この時期の健康管理は、その子供の将来の健康にも大きく影響するといわれるにもかかわらず、保健上の配慮は著るしく立ちおけています。
4. 私たちは、かねてからお産の費用を無料にすると共に、妊婦、乳幼児の検診が公費で行なわれるよう運動をつづけてまいりました。

今年度の政府予算案では妊婦と乳児の検診について8分1の費用を政府がもつことですが、これとても妊婦は全期間を通じて8回分、乳児は1回分だけというわずかなものしかありません。

5. 母と子の健康は、当人自身の幸福だけでなく、家庭や社会、国家、民族繁栄の基礎でもあります。私たちはこのさい、健康で丈夫な赤ちゃんを産み、育てるため、妊婦と乳児の検診の徹底をはかりたいと思います。このためには、単に妊産個人に検診を義務づけるだけでなしに、裏づけとして経済的な負担をなくし、病院、産院など医療機関の整備をはかることなどが重要と考えられますので、つぎの諸事項について貴議会において決議されるようお願いいたします。

記

- (1) 妊娠中の健康診査は公費で行なえるよう予算化する。
- (2) 乳児の健康診査は政府補助に応じて1回分は無料とする。
- (3) 健康保険法改正にともない、分娩費の無料化を政府に要請する。
- (4) 市町村条例の改正により、現行2～3千円の国民健康保険の出産費に関する給付を引き上げること。
- (5) 公立の母子健康センターの建設と充実を行ない、多くの人々が安全衛生設備のととのった施設で安く利用できるようにする。

以上

昭和48年10月1日

井 阪 産 業 株 式 会 社

労 働 組 合 長 三 井 正 光

全 織 同 盟 大 阪 府 支 部

支 部 長 田 中 時 雄

大 阪 府 和 泉 市 坪 井 町 2 番 地

横 山 織 物 労 働 組 合

池 辺 義 一

○ 議長（松尾千代一君） 紹介議員の趣旨説明を願います。

○ 9 番（出原武司君） それでは提案理由の説明を申し上げます。

ただいま局長が読み上げました通りでございますので、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 本請願について質疑ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本件につきましても調査を必要といたします。なお、本件は、内容からして産衛部と市民部双方に関係いたしておりますので、本請願につきましては、産業衛生委員会並びに厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本件を産業衛生委員会並びに厚生文教委員会に付託することに決します。

委員の皆様方にはご苦勞でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○

○ 議長（松尾千代一君） 日程第9「金大中事件による国家主権侵害に対する政府の措置を求める決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(午後2時19分再開)

- 副議長(上代卯之松君) それでは休憩を解き、会議を開きます。

ただいま松尾議長より辞職願いが提出されました。よって、新議長の誕生するまでの間、議長の職務を務めさせていただきます。何ぶん、不なれな私でございますが、議事運営に格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。「議長の辞職許可について」を日程に追加いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは議長の辞職許可についてを日程に追加議案とすることに決めます。

- 副議長(上代卯之松君) 議会議案第1号「議長の辞職許可について」を議題といたします。まず、その辞職願いを朗読させます。

(市会事務局長朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、議長の職を辞したくお願いいたします。

昭和48年10月2日

和泉市議会議長

松 尾 千 代 一

和泉市議会副議長

上 代 卯 之 松 殿

議会議案第1号

議長の辞職許可について

本市議会議長松尾千代一氏から、昭和48年10月2日づけで、辞職いたしたき旨願出があったから、本議会をこれを許可するものとする。

昭和48年10月2日提出

和泉市議会副議長 上代 卯之松

- 副議長(上代卯之松君) 松尾千代一君の議長の辞職を許可するにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議ないものと認めます。よって松尾千代一氏の議長の辞職を許可することに決しました。
この際、議長のあいさつをお願いいたします。しばらくお待ちください。
(前議長あいさつ)
- 19番(松尾千代一君) ただいま私、一身上の都合によりまして、まことにかってな申し分まで恐縮でございますが、辞表を出ささせていただきましたところ、皆様方すみやかに受理していただきましたことを、心より厚く御礼申し上げます。
議長就任後1年を経ました今日、まことに微力な私を皆様方のあたたかいご協力によりまして、大過なく過ごさせていただきましたことを、心から厚く御礼申し上げます。
なお、1議員といたしまして、今後も和泉市政発展のために微力を尽くしたいと存じますので、今後ともよろしくお引き回しのほどお願いいたします。
どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)
- 副議長(上代卯之松君) 松尾議長さん、どうも長らくご苦労さんでございました。
- 副議長(上代卯之松君) お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加いたしましたことと存じますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議がないものと認め、選挙第1号議長選挙についてを日程に追加いたします。

選挙第1号

議長選挙について

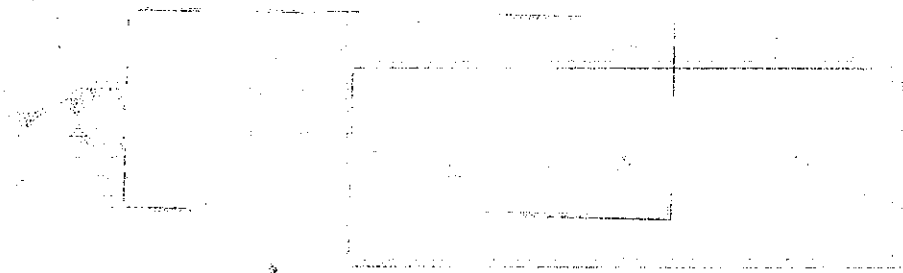
本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行なうものとする。

昭和48年10月2日提出

和泉市議会副議長 上代 卯之松

- 副議長(上代卯之松君) 選挙第1号「議長選挙について」を議題といたします。
お諮りいたします。選挙につきましていかがいたしましょうか。
はい、どうぞ。
- 18番(直村静二君) 今日、辞任されたところだし、次の会期として決まっております8日の午前10時からやったらいいんじゃないかと思えます。
- 副議長(上代卯之松君) ただいま直村議員さんから8日の午前に議長選挙を行なえというお話でございますが、皆さんご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
それでは8日の午前に議長選挙を行ないたいと思えますので、どうかよろしくお願いたします。
それでは本日はこれにて散会いたしたいと存じます。どうもご苦労さんでございました。
(午後2時35分散会)

第 5 日



昭和48年10月9日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	藤木秀夫	同和对策部長 兼隣保館長事務取扱	佐原行雄
助	兼水道部長事務取扱	役	辻忠夫	市民部長
		小林一三		
助	役	藤田利	産業衛生部長	宇沢清
収入	役	橋本炳	建設部長	中塚白
総務部長		坂口礼之助	病院長	岩崎峭

病院事務局長 竹内 潔 教育次長 阪東重信
 消防長 和田増義 " 乾 武俊
 総務部理事 (財務担当) 庄司 清 土地開発公社事務局長兼用地当理事 西川武雄
 教育長 葛城宗一

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 井谷義雄
 次長 北野丈夫
 調査係長 大塚俊昭
 議事係 西垣宏高

○

昭和48年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月9日)

日程	種別及び番号	件名
1	選挙第1号	議長選挙について

昭和48年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月9日)

日程	種別及び番号	件名
	議会議案第2号	副議長の辞職許可について
	選挙第2号	副議長選挙について
	議会議案第3号	常任委員会委員の辞職許可について
	" 第4号	和泉市議会運営委員会委員の辞職許可について
	" 第5号	交通・公害対策委員会委員の辞職許可について
	" 第6号	開発事業対策委員会委員の辞職許可について
	" 第7号	第2阪和国道特別委員会委員の辞職許可について
	" 第8号	和泉市立病院特別委員会委員の辞職許可について
	" 第9号	同和対策特別委員会委員の辞職許可について
	" 第10号	公園墓地設置委員会委員の辞職許可について
	" 第11号	常任委員会委員の選任について
	" 第12号	和泉市議会運営委員会委員の選任について
	" 第13号	交通・公害対策委員会委員の選任について
	" 第14号	開発事業対策委員会委員の選任について
	" 第15号	第2阪和国道特別委員会委員の選任について
	" 第16号	和泉市病院特別委員会委員の選任について
	" 第17号	同和対策特別委員会委員の選任について
	" 第18号	公園墓地設置委員会委員の選任について
	選挙第3号	泉北水道企業団議会議員の選挙について
	" 第4号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

(午前11時開議)

- 副議長(上代卯之松君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお疲れのところ、多数ご出席くださりましてありがとうございます。

それでは局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ただいまご出席の議員さんは25名でございます。他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、25名でございます。

- 副議長(上代卯之松君) ただいまの報告通り、25名出席につき、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

本件について、いかがいたしましょうか、おうかがいたします。

- 25番(藤原要馬君) 恒例通り、投票でやるべきだと思いますが。
- 副議長(上代卯之松君) 投票によってというご意見でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、さよう決めます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

はい、どうぞ。

- 5番(竹下義章君) 議長選挙前に、できたら取り扱いをお願いしたい件が1件あるわけです。今回、議長になられる人については、下打ち合わせで大体わかっております。その人の問題で、できたらはっきりしていただいて議長になるほうがいいんじゃないかという問題があります。これは前回、議事録に載ったことで、ここで取り扱い願いたいと思います。

それは、前回の歳費値上げで十万から十四万になった。そのときに、二足のわらじ云々という話の中で、四万円についてはいらぬということになった。私がそれを取り上げまして、1回、2回、いらぬのかと質問したところ、次の歳費値上げまでいらぬ。従ってそれは寄付するというので、事務局で積み立てておられると聞いておりますが、事務局も扱いに困っておられると思うんです。

今年も、10月から12月の間に必ず歳費値上げの問題が出ると思いますので、議長になる前にその問題をはっきりさせておくほうが、筋道としても一番いいんじゃないか。はっきりしておかないと、税法的にも問題になるし、議会で答弁せんならんことにもなりますよというこ

とも、私、局長にも念を押している。お手並み拝見しようかという議員もかなりおりますので、議長みずから苦しむよりも、議長になる前にその問題をはっきりさせておくほうがいいんじゃないか。

- 18番(直村静二君) いま竹下議員から発言ありましたが、それは意見として聞いておいて、本会議ですでに投票することに異議なしとなっておりますので、まず、投票によって議長を決めるべきだと思います。私はどなたが議長になるか知りませんが。
- 19番(松尾千代一君) 私も、竹下議員のおっしゃった点は当然考えねばならんとは思いますが、一応筋として、議題をまず解決すべきであろうと思います。
- 9番(出原武司君) 竹下議員の発言は要望にとどめて、直村さん、松尾さんの言う通り、議題をすみやかにやるべしと思います。
- 副議長(上代卯之松君) 竹下議員さんの発言は非常に重要と思いますが、一応、後にいたしまして、議題を先に進めたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。
- 5番(竹下義章君) 私はそれで結構ですよ。何も議題に取り上げてもらわなくても結構ですが、ただ、議長になられる前にやったほうがいいんじゃないかという心配から申し上げただけです。筋としては全くお三方の申された通りで、それで結構です。
- 副議長(上代卯之松君) それではこれより議長選挙を行ないます。

議場の閉鎖をお願いします。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は25名でございます。

お諮りいたします。開票立会人を1番、田中幸一君と2番、木下甲子三君に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないと認め、田中幸一君と木下甲子三君をお願いいたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れはないと認めます。

投票箱をあらためます。

(投票箱点検)

異議ないと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、局長の点呼に応じて順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはないと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行ないます。田中幸一君、木下甲子三君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは投票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

投票総数25票でございます。これは出席議員数と合致いたしております。

内訳。有効投票25票。有効投票のうち、坂上国治議員20票、直村静二議員3票、上代卯之松議員2票。

従いまして、坂上国治議員さんが最高得票者でございます。

以上、ご報告申し上げます。

- 副議長(上代卯之松君) ただいまの報告通りであります。

この選挙の法定得票数は7票でございます。よって、坂上国治君が議長に当選されました。

以上で議長選挙は終わりましたので、議場の閉鎖を解かします。

(議場閉鎖)

それでは議長のあいさつをお願いいたします。

(新議長あいさつ)

- 議長(坂上国治君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

このたび、不肖、図らずも、議員の皆様方のご指名によりまして、市会議長の要職に就くことになりましたことは、私の身に余る光栄でございます。衷心より感謝感激を申し上げます。

私は自分の浅学非才を顧みて恥しい次第でございますけれども、せっかくお受けいたしまし

たからには、皆様方のあたたかい、ご鞭撻をいただきながら、和泉市発展のために一生懸命に努力いたして参りたいと考えております。

何を申し上げましても、議会運営が不なれでございますので、皆様方のご指導とご鞭撻を幾重にもお願い申し上げます、簡単ではございますけれども、ごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

- 副議長（上代卯之松君） 以上をもちまして私の任務は終わりました。つきましては、不肖不なれのため、皆様方に非常にご迷惑をおかけいたしました、皆様方の絶大なるご協力によりまして、無事任務を終えさせていただきましたことを、厚くお礼申し上げます。

それでは新議長に申し送ります。まことにありがとうございました。（拍手）

- 議長（坂上国治君） ただいま副議長より辞職願いが提出されました。

この際、お諮りいたします。副議長の辞職願い許可についてを日程に追加したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、本件を日程に追加議題とすることに決めます。

- 議長（坂上国治君） 議会議案第2号「副議長の辞職許可について」を議題といたします。辞職願いを朗読させます。

（市会事務局長朗読）

辞 職 願

私 儀

今般一身上の都合により、副議長の職を辞したくお願いいたします。

昭和48年10月9日

和 泉 市 議 会 副 議 長

上 代 卯 之 松

和 泉 市 議 会 議 長

坂 上 国 治 殿

議会議案第2号

副議長の辞職許可について

本市議会副議長上代卯之松氏から、昭和48年10月9日づけで、辞職いたしたき旨願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂上 国治

- 議長（坂上国治君） 上代卯之松君の副議長の辞職を許可するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって、上代卯之松君の副議長の辞職を許可することに決しました。

この際、副議長のあいさつを願いますので、しばらくお待ち願います。

（前副議長あいさつ）

- 15番（上代卯之松君） それでは辞職に当たりまして、一言、皆様にごあいさつ申し上げたいと存じます。

顧みますれば、一年間、皆様方のご支持を得まして副議長に就任させていただきましたが、皆様の何のご期待にも沿わず、まことに申しわけなく存じております。

副議長を退任いたしました後は、過去1年間にいろいろ勉強させていただきましたことを思い浮かべながら、皆様とともに市政のために尽くして参りたいと存じておりますので、どうかひとつ今後ともよろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

- 議長（坂上国治君） 上代副議長さん、どうも長らくご苦労さんでございました。

- 議長（坂上国治君） お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、選挙第2号「副議長選挙について」を日程に追加したいと思います。

選挙第2号

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行なうものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂上 国治

- 議長（坂上国治君） 選挙第2号「副議長選挙について」を議題といたします。
お諮りいたします。選挙につきましていかがいたしましょうか。
- 23番（貝洲博治君） 先ほど行なわれた議長選と同様に、選挙によってしていただきたい
と思います。
- 議長（坂上国治君） 投票によってというご意見でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではこれより副議長選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は25名であります。

お諮りいたします。開票立会人を11番三井正光君と13番藤原利一君に指名したいと思
いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、三井正光君と藤原利一君をお願いいたします。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためさせます。

(投票箱点検)

異議なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、局長の点呼に応じて順次投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行ないます。三井正光君、藤原利一君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

投票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

投票総数25票でございます。出席議員数と合致いたしております。

そのうち、有効投票23票。無効投票2票。白紙でございます。有効投票中、柳瀬美樹議員さん22票、藤原利一議員さん1票。

従って、柳瀬美樹議員さんが最高得票者でございます。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長(坂上国治君) ただいまの報告通りであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、柳瀬美樹君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙は終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

副議長のあいさつをお願いいたします。

(新副議長あいさつ)

○ 副議長（柳瀬美樹君） 皆様方のご支援によりまして、副議長の榮に浴させていただきましてまことにありがとうございます。

全くもって浅学不才、弱輩者でございますが、議長を補佐して一生懸命がんばる覚悟でございますので、何とぞよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます、簡単ながら、副議長就任のあいさつに代えさせていただきます。（拍手）

○ 議長（坂上国治君） 次に、常任特別及び議会選出の各委員の役割りをお決めいただきたいと思しますので、午後1時から議員総会を開き、ご検討賜りたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

ここでしばらく休憩したいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○ 17番（山田清二君） 休憩に入るまでに辞任の許可を全部しておかないと、辞任が承認されてない中で後任を選ぶことは難しいと思います。

それと、泉北水道と泉北環境の議会議員は選挙だけで辞任は必要ないのか、局長にお聞きしたい。

○ 市会事務局長（井谷義雄君） お答え申し上げます。

手続としては、組合の管理者あてに辞職届けをしていただくのが建前でございますが、慣例で、役選の場合にはあらためて辞職届けいたしておりません。

○ 議長（坂上国治君） ただいまご意見がありましたので、お諮りいたします。議会議案第3号より第10号まで及び議会議案第11号から第18号までの辞職許可及び選任についてを、それぞれ日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、それぞれ日程に追加し、議題とすることに決めます。

議会議案第3号

常任委員会委員の辞職許可について

和泉市議会各常任委員会の下記委員より、昭和48年10月9日づけで、辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

記

総務委員

田 中 幸 一 木 下 甲子三 田 中 包 治 成 田 秀 益
寺 田 茂 上 代 卯之松

厚生文教委員

金 沢 勝 横 田 憲治郎 勝 部 津喜枝 池 辺 秀 夫
貝 淵 博 治 竹 内 修 一

建設委員

藤 原 要 馬 坂 上 国 治 山 田 清 二 三 井 正 光
松 尾 千代一 竹 下 義 章 中 塚 辰之助

産業衛生委員

柏 音三郎 吉 川 伊与一 出 原 武 司 直 村 静 二
藤 原 利 一 柳 瀬 美 樹 関 戸 正 一

議会議案第4号

和泉市議会運営委員会委員の辞職許可について

本市議会運営委員会の下記委員から、昭和48年10月9日づけて、辞職の願出があったから
本議会はこれを許可するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

記

成 田 秀 益	関 戸 正 一	竹 内 修 一
柏 音三郎	田 中 包 治	竹 下 義 章
藤 原 利 一	直 村 静 二	中 塚 辰之助
吉 川 伊与一	三 井 正 光	木 下 甲子三

議会議案第5号

交通・公害対策委員会委員の辞職許可について

本市議会交通・公害対策委員会の下記委員から、昭和48年10月9日づけで、辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

記

藤 原 利 一	田 中 包 治	横 田 憲治郎
寺 田 茂	金 沢 勝	貝 淵 博 治
池 辺 秀 夫	吉 川 伊与一	田 中 幸 一
関 戸 正 一	上 代 卯之松	出 原 武 司

議会議案第6号

開発事業対策委員会委員の辞職許可について

本市議会開発事業対策委員会の下記委員より、昭和48年10月9日づけで、辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

記

坂 上 国 治	三 井 正 光	木 下 甲子三
柳 瀬 美 樹	直 村 静 二	竹 下 義 章
柏 音三郎	成 田 秀 益	関 戸 正 一
中 塚 辰之助	竹 内 修 一	藤 原 要 馬

議会議案第7号

第2 阪和国道対策委員会委員の辞職許可について

本市議会第2 阪和国道対策委員会の下記委員より、昭和48年10月9日づけで、辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

記

藤原 要馬
竹下 義章
坂上 国治

山田 清二
松尾 千代一
成田 秀益

中塚 辰之助
三井 正光

議会議案第8号

和泉市立病院特別委員会委員の辞職許可について

本市議会和泉市立病院特別委員会の下記委員より、昭和48年10月9日づけで、辞職の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂上 国治

記

出原 武司
横田 憲治郎
田中 包治
成田 秀益
関戸 正一

吉川 伊与一
藤原 利一
竹内 修一
勝部 津喜枝
山田 清二

寺田 茂
坂上 国治
三井 正光
金沢 勝

議会議案第9号

同和対策特別委員会委員の辞職許可について

本市議会同和対策特別委員会の下記委員より、昭和48年10月9日づけで、辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

記

坂 上 国 治

木 下 甲子三

池 辺 秀 夫

関 戸 正 一

田 中 包 治

竹 内 修 一

直 村 静 二

竹 下 義 章

議会議案第10号

公園墓地設置委員会委員の辞職許可について

本市議会公園墓地設置委員会の下記委員より、昭和48年10月9日づけで、辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

記

山田 清二	竹内 修一	中塚 辰之助
竹下 義章	坂上 国治	勝部 津喜枝
出原 武司	田中 包治	柏 音三郎

○ 議長（坂上国治君） それでは議会議案第3号より第10号までは、各委員の辞職許可でありますので、これを一括議題といたします。

お諮りいたします。各委員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議会議案第3号より第10号までの各委員の辞職は許可されました。暫時休憩いたしまして、午後1時から議員総会をお願いしたいと思いますので、委員会室にご参集のほどお願いいたします。

（午後零時休憩）

（午後3時20分再開）

○ 議長（坂上国治君） 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。それでは議会議案第11号より第18号までの各委員の選任についてを議題といたします。

議会議案第11号

常任委員会委員の選任について

本市議会常任委員会委員辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

議会議案第12号

和泉市議会運営委員会委員選任について

本市議会運営委員会委員辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

議会議案第13号

交通・公害対策委員会委員選任について

本市議会交通・公害対策委員会委員辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

議会議案第14号

開発事業対策委員会委員選任について

本市議会開発事業対策委員会委員辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

議会議案第15号

第2 阪和国道対策委員会委員選任について

本市議会第2 阪和国道対策委員会委員辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

議会議案第16号

和泉市立病院特別委員会委員選任について

本市議会和泉市立病院特別委員会委員辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

議会議案第17号

同和対策特別委員会委員選任について

本市議会同和対策特別委員会委員辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

議会議案第18号

公園墓地設置委員会委員選任について

本市議会公園墓地設置委員会委員辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂 上 国 治

- 議長（坂上国治君） 本件につきましては、先刻からの議員総会におきまして種々ご検討願っておりますので、はなはだ僭越ですが、私より選任させていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、各委員さんの氏名を局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（井谷義雄君） 朗読いたします。

常任委員会

総務委員に

池 辺 秀 夫 議員	田 中 幸 一 議員	寺 田 茂 議員
吉 川 伊与一 議員	成 田 秀 益 議員	出 原 武 司 議員

以 上 6 名

厚生文教委員に

藤 原 利 一 議員	田 中 包 治 議員	中 塚 辰之助 議員
金 沢 勝 議員	山 田 清 二 議員	柏 音三郎 議員

以 上 6 名

建設委員に

藤 原 要 馬 議員	松 尾 千代一 議員	直 村 静 二 議員
横 田 憲治郎 議員	坂 上 国 治 議員	竹 内 修 一 議員
三 井 正 光 議員		

以 上 7 名

産業衛生委員に

貝 淵 博 治 議員	竹 下 義 章 議員	木 下 甲子三 議員
関 戸 正 一 議員	上 代 卯之松 議員	柳 瀬 美 樹 議員
勝 部 津喜枝 議員		

以 上 7 名

次に議会運営委員会委員に

貝 淵 博 治 議員	竹 内 修 一 議員	出 原 武 司 議員
吉 川 伊与一 議員	藤 原 要 馬 議員	田 中 幸 一 議員
直 村 静 二 議員	金 沢 勝 議員	池 辺 秀 夫 議員
中 塚 辰之助 議員	田 中 包 治 議員	山 田 清 二 議員

以上 12名

次に交通・公害対策委員会委員に

柏 音三郎 議員	貝 淵 博 治 議員	池 辺 秀 夫 議員
竹 内 修 一 議員	松 尾 千代一 議員	中 塚 辰之助 議員
三 井 正 光 議員	勝 部 津喜枝 議員	田 中 包 治 議員
吉 川 伊与一 議員	竹 下 義 章 議員	木 下 甲子三 議員

以上 12名

次に開発事業対策委員会委員に

藤 原 要 馬 議員	藤 原 利 一 議員	成 田 秀 益 議員
上 代 卯之松 議員	松 尾 千代一 議員	関 戸 正 一 議員
出 原 武 司 議員	寺 田 茂 議員	田 中 包 治 議員
吉 川 伊与一 議員	金 沢 勝 議員	横 田 憲治郎 議員

以上 12名

次に第2阪和国道対策委員会委員に

藤 原 要 馬 議員	山 田 清 二 議員	中 塚 辰之助 議員
竹 下 義 章 議員	松 尾 千代一 議員	三 井 正 光 議員
成 田 秀 益 議員	坂 上 国 治 議員	

以上 8名

次に和泉市立病院特別委員会委員に

関 戸 正 一 議員	勝 部 津喜枝 議員	上 代 卯之松 議員
田 中 幸 一 議員	出 原 武 司 議員	中 塚 辰之助 議員
池 辺 秀 夫 議員	吉 川 伊与一 議員	山 田 清 二 議員
金 沢 勝 議員	横 田 憲治郎 議員	藤 原 利 一 議員
松 尾 千代一 議員	三 井 正 光 議員	

以上 14名

次に同和対策特別委員会委員に

木 下 甲子三 議員	池 辺 秀 夫 議員	吉 川 伊与一 議員
直 村 静 二 議員	金 沢 勝 議員	田 中 包 治 議員
藤 原 要 馬 議員	松 尾 千代一 議員	

以上 8名

次に公園墓地設置委員会委員

山田清二 議員 竹内修一 議員 中塚辰之助 議員
竹下義章 議員 勝部津喜枝 議員 出原武司 議員
田中包治 議員 柏音三郎 議員

以上 8名

- 議長（坂上国治君） ただいまの朗読通り選任するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、朗読通り選任することに決めます。
- 議長（坂上国治君） 続きまして、選挙第3号と選挙第4号を日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、選挙第3号及び第4号を日程に追加議題とすることに決めます。
- 議長（坂上国治君） それでは、選挙第3号、第4号はいずれも組合議会議員の選挙でありますので、これを一括選挙行ないます。

選挙第3号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団議会議員辞職につき、その後任者の選挙をするものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂上国治

選挙第4号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合議会議員辞職につき、その後任者の選挙を行なうものとする。

昭和48年10月9日提出

和泉市議会議長 坂上国治

- 議長（坂上国治君） この際お詫りいたします。これらの選挙の方法につきましては、先ほどより十分ご検討、ご審議を願っておりますので、はなはだ借越でございますが、私より指名させていただきたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、私より指名推薦させていただきます。

組合議会議員の氏名を局長より朗読させます。

（市会事務局局長朗読）

- 市会事務局長（井谷義雄君） 朗読いたします。

泉北水道企業団議会議員に

貝 淵 博 治 議員 寺 田 茂 議員 藤 原 要 馬 議員
竹 内 修 一 議員 柏 音三郎 議員

以 上 5 名

次に泉北環境整備施設組合議会議員に

竹 下 義 章 議員 木 下 甲子三 議員 成 田 秀 益 議員
田 中 包 治 議員 直 村 静 二 議員

以 上 5 名

- 議長（坂上国治君） ただいまの朗読通り指名推薦するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、朗読通りそれぞれ組合議会議員に選任されました。

- 議長（坂上国治君） 常任委員さん並びに特別委員さん、出先機関の各議員さんは、それぞれ決まりました。

各委員さん、議員さんにはご苦勞ですが、今後ともよろしく願いたします。

ここで常任委員会の正副委員長さんが互選されましたので、局長より氏名を朗読させます。

（市会事務局局長朗読）

総務委員会委員長 池 辺 秀 夫 議員 副委員長 吉 川 伊与一 議員
厚生文教委員会委員長 藤 原 利 一 議員 副委員長 金 沢 勝 議員
建設委員会委員長 藤 原 要 馬 議員 副委員長 横 田 憲治郎 議員
産業衛生委員会委員長 貝 淵 博 治 議員 副委員長 関 戸 正 一 議員

- 議長（坂上国治君） この際、ごあいさつをお願いいたします。正副委員長さん、恐れ入りますが前のほうへお越し願いたいと思っております。

（委員長代表あいさつ）

○ 総務委員長（池辺秀夫君） まことに僭越かと存じますが、総務委員長の栄をもって、私、皆さんに代わって一言、ごあいさつ申し上げます。

先ほど来の常任委員会におきまして、正副委員長として選任されました任務の重大性にかんがみまして、今後、委員の皆さんのご協力のもとに、全力投球してがんばりたいと思っております。

何分とも今後、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（拍手）

○ 議長（坂上国治君） どうもありがとうございました。今後ともよろしくご願ひ申し上げます。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。これをもって閉会いたしたいと思いますが、この際、市長のあいさつをお願いいたします。

（市長あいさつ）

○ 市長（藤木秀夫君） 閉会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

本年第3回定例会に際しましては、職員の給与に関する条例改正並びに一般会計補正予算等、多数議案をご提案申し上げましたところ、議員皆様方には、公私ご多繁の折にもかかわらず、長時間にわたりまして慎重ご審議賜り、可決、ご承認いただきましたことを、衷心より厚くお礼を申し上げます。

水道並びに病院の昭和47年度決算につきましては、それぞれ所管の委員会に付託されましたが、委員の皆様方には今後、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、今議会におきまして、一般質問並びに議案審議を通じご指摘あるいはご要望いただきましたことにつきましては、十分意を体し、市政執行のうえに反映いたしてまいりたいと存じます。

本定例会におきまして、任期満了によりご退任せられました松尾議長さん、上代副議長さんには、ご就任以来、議会運営を通じ、市政発展のためにご尽瘁いただきまして、大任を全うせられました。この間におけるお二方のなみなならぬご尽力とご辛勞に対し、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

後任の議長さんには坂上議員さん、副議長さんには柳瀬議員さんが先刻、皆様方のご推挙によりご就任されました。まことにおめでとうございます。心からお祝ひ申し上げますとともに、今後ともよろしくご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

なおまた、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選されまし

たが、それぞれ所管される事項につきまして、いろいろご審議賜り、ご苦勞をおかけすることと存じますが、よろしく願い申し上げます。

終わりに、長期間にわたりご審議をわずらわし、ご議決いただきましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます、はなはだ簡単でございますがお礼のごあいさつに代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(坂上国治君) 一言、お礼を兼ね、ごあいさつを申し上げます。

去る9月26日開会されました本定例会も、おかげをもちまして本日、閉会の運びに至りました。

この間、皆様方には、公私ご多忙の中にもかかわらず、長期間慎重審議を賜り、また、役選人事につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき、円満のうちにご決定賜りましたことを、衷心より厚く御礼を申し上げます。

なおまた、不肖私、皆様方の絶大なるご支援によりまして議長に推挙賜りましたことは、私の身に余る光栄でございます。今後は、微力ではございますが、粉骨砕身、最大の努力をいたす覚悟でございますので、どうかよろしくご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

それではこれをもちまして第3回定例会を閉会いたしたいと思っております。連日にわたり長期間、まことにありがとうございました。

(午後3時55分閉会)

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議会前 議長

〃 前副議長

〃 議長

〃 署名議員

〃 署名議員

〃 署名議員